正三位本居豊穎校訂

本居内遠全集

例言

一　本輯には、本居內遠の著「古學本敎大意」「伊太祁曾三神考」「本宮神社考定」「熊野神社神號神位」「三穗窟考」「大地主神の一則」「天野告門考」「紀伊國造職補任考」「大饗机之考證」「冠帽革制考」「布遲古路毛」「半臂雛頭考證」「小野小町の考」「賤者考」「かはらよもぎ」「尾張連濱主和風長壽樂考證」「丹敷浦考」「妹山脊山辨」「黑鳥考」「後奈良院御撰何曾之解」「和歌の浦鶴鈔」の二十一部三十卷と「古今官位指圖」一帖とを收む。

二　句讀點濁點等、すべて原本のまゝなり。

三　括弧【】を附したるは、原本細註なるを一行にせる印なり。

四　引用歌文等の右肩に、原本「の印を附したるを、「に改め、且つ上部に附せり。

五　「天野告門考」原本に、例へば[太](梨)など記せる□○を〔〕（）に改む。

六　「和歌の浦鶴鈔」內遠が門人千家尊澄の問に答へたる書なり。書中重要と認めざる篇は之を省略せり。目錄中に、（今省く）と記せるが卽ちそれ

なり。又問の文は一字下げ、答の文は一字上げ、以て其の區別を明かにせり。

七　舊本居內遠全集に、「條里圖帳考」一卷を收む、本集これを除く、本書は、明治十七年十一月、內遠の三十年祭を執行するに當りて、その著書あまたあるが中より、特に擇びて印刷し、門人小中村清矩校訂して、靈祭につどへる人々に頒ちたるものにして、內遠の撰「天野告門考」(本全集五〇頁下段四行)によるも、內遠の著なるべく思はる。然るに大正十五年六月、本居大平の門人加納諸平翁の七十年祭に當りて、室谷鐵膓氏が發行せる諸平翁の著書「竹取物語考」に附するに「條里圖帳考」一卷を以てせり。これを內遠全集本に比するに全く同一なり。而して室谷氏は、その緖言に「本書收むる所の條里圖帳考は、正しく柿園翁の著なる事、その自署の加納諸平稿の五字にても知らるべく、又石川依平の手簡にても明確なるを、如何なるたがひにや有けん。曾て本居宣長全集附屬の大平內遠兩集中に、內遠翁の著として刊行せしは、遺憾なりと云ふべし云々」といへり。されど、その證左として掲げたる稿本の寫眞版を視

るに、加納諸平稿の五字、諸平翁の自署か否かは知らざれど、本文と同筆にあらざること明かなり。又證左の一として、石川依平翁が諸平翁に贈れる手簡を掲げたり。これまた「條里圖帳考田制にあつかり候事とあれ見たし田令などのことを考見むと思ふ事あり」とあるのみ。かつ著者に對する言とも思はれず。されば「條里圖帳考」を以て諸平翁の著とせむことは猶疑なきにあらず。さはいへ、内遠の著と斷定せむことも輕率の嫌あるを以て、しばらく之を省くことゝなせるなり。

目録

古學本教大意

豐穎云これは嘉永七年九月紀伊藩主より國學といふものの主意を下問ありし時父内遠が答へて普通文を以て筆記し差出したるものなり甚長文にて重複繁雜なる點もあれば今はいさゝか省畧したる條もあり

私方家業として弘く指南　仰付られ候古學の大意根元は天地開闢の始　天津神より次第に御傳遊され候て全世界の始より神々の御定遊され候大道に候へば　本朝を始全州萬國にわたりて障なく動なき正道の御制にて萬物萬事の始貴賤尊卑の分を立　天照大御神の皇孫　邇々藝尊天降りましくてよりその御子孫連綿として歷世の　天皇の御世々々天下は御治め遊され候　御政事則その道にて候へば其　御遠祖を始神世に御功績ありし　神々を尊び祭り給ふを最第一として　神々の靈威あらたにて世々治り來候此時は紛るゝ道も教も外に無く候へば學道の名も無く候處　應神天皇の御時唐士の書籍傳來して後文字を用ひ給へるより我　本朝の事をも書記する事始りて書に和漢の差別出來其後　欽明天皇の御時佛教渡り候てより儒佛の教あるに對して元來の　皇國の傳を古事記に本教とも申神代よりの道なれば日本紀に神道とも見え候へ共猶以前より馴來候常道の事故専唱分候迄も無之候處文武天皇大寶元年律令を御定被遊候て　禁廷大學寮中に四道の學を御立なされ紀傳明經明法算道と稱し候初は博士の外三道は兼學の博士に候處繁雜多端故に　聖武天皇の御時文章博士明經博士律學博士と御分なされ候律學は明法道にて私共兼學仕候明經博士は經學にて候文章博士則紀傳道にて上古より世々の歷史傳記を熟し其時々を年紀に合せて文章に書著すべき學故に紀傳學と申候則只今の古學の事にて古傳によりて學び候故只今は専古學と申候四道の中にも第一に立られて博士も他の三道は六位以下なるに紀傳道の博士は抽出て弘仁十二年より從五位下の官と御定遊され候は　皇朝神世より　天皇歷世の學故専と重し給ふ事と奉存候延喜式にも他官よりも第一に神祇式次に太政官式を出され職原鈔にも最初に神祇官を出して次に太政官を記され禁祕抄にも先神事次他事と見え禁中毎年正月の奏事始には昔より今に至るまでも　伊勢大神宮に懸りたる事を最初に奏する例などゝ同意に御座候右等にて學道多き

はずして人德を貴ひ五常なども常にいへども内心の信義に薄く理を先として武に疎し此故に王統つゞかず代々かはりて文飾禮智の表を専として賤臣も時を得れば帝となりて是を德のする所といふ故に德者のまねびをし仁慈をもて人民をなづけ謀反する者世々に多く遂げざる時は罪人とすれども遂ぐる時は國王とし恐れ随ふ故に代かはりたる時の興業の王は皆前王を亡ぼして位を奪へる者にて前王の時には必臣民たる外なし此辨は祖父の著述の直毘靈に詳に候へば申に不及候　本朝の神制は是に反する故に　天皇萬世一世の如く正系亂れず大臣巨傑といへども窺ひ犯す事能はず馬子蝦夷入鹿將門頼時貞任の如きも暫時に亡び後世北條足利の如きは九世十三世の名はあれども始終その世々亂れて治まらず遂に亡びたるを今　御當代將軍家は世々　朝庭を尊奉し奉り給へる故に古昔より例なきまでの御治世なると思ひくらべて知るべく今日に至るまで　寶祚の動かざる事泰山の如し此一條にても　神制の古道の尊く勝れたる事明白にて又漢土と信義の厚薄の差違ある趣も知らるゝ事に候

今時諸人を教育指南する所の古學の大意も前件の旨趣を以て萬國にわたり障なく甚簡易にて貴賤となく當時の御政道に随ひ奉る事昔にかはらず誰とても行ひ易き教にて小くは身を立家を保ち大には國を治め天下萬國を服仕さする道に候かく一言に申す時は和漢夷狄の教も同一にて相違無き樣に聞え可申候へ共其中に異邦は異邦の學風ありて習俗流弊同じからざる所あるを中昔より以來混じ來れるより　本朝の古道明ならざりし所を辨しその非を論ずるも亦古學道を純粹に磨く術業の一端にて止む事を得ざる自然の時勢に候その故は千有餘年儒佛に混じ馴來りたる舊習諸人の心の底に殘りて一言一句の中にもその意を含む事あれば是を辨知せしめずしては清明なる古意顯れがたく一歩の差違千里隔絶の誤となりて大道の妨をなし大小上下尊卑自他の轉倒の誤となる恐あればなりされば今古學初心の急務はつとめて儒佛外夷の學の　皇國の本教に背き違へる所あるを知りて惑はざるを肝要とす是みだりに外國の學を憎みていふにはあらず難なく宜き處は採用してすてずたゞ古意の正道の妨となる條々を辨じ教示するにて候たとへば鏡玉の如きは元來清明玲瓏の質なるを煙霧汚塵の蒙を受る時は本體を暗まし質をそこなふ故に是を洗滌琢磨してもとの光輝に復せむとするが如く塵埃の汚も年を經れば錆を生じ朽て光をも失ふを強て急速に削り去むとすれば本體に瑾を

つくるにいたる事もあれば擴光するにも意をひその術を盡す如く異國の風習の悪弊を漸々にさこし清の大道の光輝をそこなはず顯はし出さむ事を要こし舊來の美質に復せん事を專こ仕候元より他道を借らずして正大なるに古傳の事蹟を敎示して足ぬ事なき國體なるに他教混亂してより何事も久しく闕來れば無益の物も益ある如く非義なる事も道理の如く心得誤り惑ふが庸人の常態なるを一洗して上古の眞正の意にかへらん事を敎ふるにて候他道の混亂だに無くば其世々の時勢に隨ひ　公然たる御制度を守りて他に論ずべき事もなく　神事を重んじ　神威の守護益々顯れて疑ふ所もなく學者はたゞ古傳を守り敎傳へて散失なからしめて事足れるを儒理の見識にて故ある　神社をも漢土の淫祠の如く思ひ誤り佛者は我道を尊くせむこして神々を佛の垂跡なご跡形もなき方便説を出していやしめ奉り汚穢不淨を禁ずる皇國の古例を物の數こもせず神々を蔑如し奉るより　神威の御怒に觸れて禍害も起る事にて是は神代より深き由縁ある事に候

近來流布せる西洋風の理學は實用にあたりて精妙にて漢唐の名目外飾がちなる空理には大に勝りたれごも窮理の爲に人體を剖解し尿糞汚物をもいこはず水火に分離する術なごは是亦

本朝の汚穢を忌む　神敎に反して宜しからぬ上に國俗すべて利に奔りて主臣を始め國の制度も交易を專こして商賈の意に等しく甚賤し人心の反覆利によりて變じ信義忠孝の意に乏し今はいまだ醫藥窮理機巧のみの條々に我國の人心をよする而巳なれば大害を顯はさゞれごもその國俗に傳染せば篤義の我國風漸々輕薄利用に移りて政制の禍害こなる事必出來るべくその期に至りては急速に禁じ難かるべければかねて心得あるべき事なり往年耶蘇宗門の大害ありしにても明白なるを幸に早く御制禁ありし　御英斷誠に欽し西洋諸國俄西亞等の法敎は皆この切支丹の宗派なるよし心すべき事なり

すべて敎法は何れの國の道も人の爲惡かれこする敎は無き事に候へば大意は皆同しくて異なる事なしこ思ふ人もあれご大意同しこて皆同一に害なしこいふは見識の無きより既に迷へるにて道異なれば必敎も異なる所あり一には其國俗風土の差違によれば國異なる時は用ひがたき方もある事論せずして明なり二には其敎の立がたきに廣狹公私虚實ありこれは理非を精究して辨別すべし似て非なるもの世上に多し三には各好む所眼目の付所によりて固僻をなし異論を生す是は正大公道なる眼より見る時はその僻分明なり其正邪を知るには萬國萬法

互に異同ある中に共に同じくて異なる事なき所は皆正しくて論ずるに及ばす互に異を生する所には何れにか非ありと知りて考究する時は必其異を發する所に習俗か狭見私曲か固僻かを顯はすべしこれ學者の妄說に惑はされさる專用の心得に候

神代の　神々の御稜威それ〳〵の始をなし給ひ專と司どりて萬世にかはらず靈驗神託等ある事は一紙上に申つくし難く候へば略し申候只今さし當りて常に解說講談等專といたし候正面の本書どもの目は古事記日本紀以下正しき歷史神書類古語拾遺律令格式の書ども萬葉集にて候舊事記大倭姬命世記などは後の攙入文ありて取捨いたし申候東鑑平家物語以下武家の記錄眞記太政官符古文書等續紳諸家記錄姓氏錄和名抄等の類見合の書類數多有之候此餘兼學いたし候類は歌は神世より眞情をのぶる物に候へば是をしればまのあたり上古の人の語のまゝに聞くが如く心の底まで察せらるれば正史にもまされる事ありその意を熟知するにはみづからもよみ試みざれば疎し又古歌を釋したる書も多し歌書は甚多く古今集以下二十一代の勅撰歌合家集私撰の類又文章には紀行日記物語あり物語には實記あり作物語あり作物語といへども其時代の家居服飾情態内々のさまを知るには却て表立たる書よりは勝れり歌文に付ては語格てにをはの學あり此餘有識學は官位服色輿車弓馬の故實　行幸大内裏殿舍禮儀進退等にもわたり猶廣博に至りては甚多端に候へ共是等は餘力次第にて本敎の正面には無御座候

古學の正面を總括して申述る時は　皇國は天地の始諸蕃國よりも先だちて最初第一に　大神の生成し給へる靈妙の國にて四夷諸蕃國の祖宗たる本洲なれば外國とは異にて天地の始よりの實傳明白に傳はれる事他に比類なく山海の諸產物全備し又人心猛威に義氣强くして武を專とし水火をも避ざる性質古今の人情自然に備はり國體とゝのひ程よく廣大ならずして四面に荒海を廻らし外より侵し難き地勢ありすべて如此萬國に勝れたる　皇國に生れながら異敎の妖言に惑ひ他を羨み恐れ自劣弱卑怯の意に落るはくちをしき事故にこれをさとさむとするが本意にて本朝の尊き故由を第一にのべて國體をますます强大和順にかため異敎の迷妄に落ざる樣に敎育仕候即今の主意に御座候以上

右の趣加納兵部安田長穏にも見せ申候所異論無之趣申出候

伊太祁曾三神考

當社の御神は、延喜神名式に、紀伊國名草郡伊太祁曾神社、名神大月次相嘗新嘗 大屋津比賣神社、名神大月次新嘗 都麻津比賣神社 名神大月次新嘗 と見え、日本紀上の一書に、素盞嗚尊、帥其子五十猛神、降到於新羅居曾尸茂梨之處、云々、初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之內、莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛神、爲有功之神、卽紀伊國所在大神是也、又素盞嗚尊之子、號曰五十猛命、妹大屋津姫命次枛津姫命、凡三神、亦能分布木種、卽奉渡於紀伊國也と見えて、素盞嗚尊の御子なる事、又大屋津姫枛津姫兄弟姉妹の神なる事明らか也、木種を諸國にうゑ給ひ、つひに此國にしつまりませるにより、當國の諸山良材多きこと、皆此大御神の給物にて、國名をさへ木國とよひ來れるなれば、その鎭坐の舊遠なるをも、又此國第一の名神なる事をもたふとみ奉るべきなり、三神とも木種を分播し給へる御德あるによりて、御名もその意にて、大屋と申は、材は屋を造るを主とする故なるべし、枛の字は、字書に四方木也とあり、萬葉集に、眞木さく檜の嬬手とも見えたり、又五十猛神を大屋彥神とも申は、則大屋都比賣にむかへて、同じ御德を申せるなり、そは舊事記に五十猛神、亦云大屋姫神、次枛津姫神、已上三柱、並坐紀伊國、則紀伊國造齋祀神也と見えたり、又古事記大國主の神に親神の申給へる所に、汝有此間者、遂爲八十神所滅、乃速遣於木國之大屋毘古神之御所とあるも、同じ御神なり、同書に、既生國竟更生神とある所にも、大屋毘古神と見えたれど、こは修禊（ミソギ）の段の神名の紛れなるよし、古事記傳に詳なり、五十猛と申す御名は御稜威のたけくまし〳〵し故なるべし、是を伊太祁曾とあるを、契沖の說に、曾は爾の字の誤ならむといひしを、古事記傳に、此は五十猛（イタ）有功（イサヲ）の神といへる也、佐乎を約れば曾となるなり、續紀文德實錄三代實錄和名抄などにも、皆曾とあれば、誤にはあらず、今國人もしかいへり、但し國人の祁を伎と云めるは訛なりといへり、伊太祁曾の神名是にて明か也、但しいたきそと今唱ふるも、伊太祁以左乎といへる、祁伊を約れば伎となるより、おのづから伊太伎曾といひならはしたるなるべし、古書には皆祁とあれども、伊太伎曾と唱ふるも、あたらしき事にもあらず、久安

承久經元明匯古文書に伊太祁曾とあり、本國神名帳伊太祈曾とありて、一本祁に作れり、慶永六年、日前宮神事記に、十一月上卯日伊太紀曾社祭とみゆ、さて神號の五十猛の五十の二字を、伊と一言によむべし、こは多く古書に例あり、伊とよむは誤也、猛の字を多祁流とよみ來りたれども證なる説なし、今按するに、伊太祁の神とよむべし、神名式に、出雲國意宇郡、玉作湯神社坐韓國伊太氐神社、揖夜神社坐韓國伊太氐神社、佐久多神社坐韓國伊太氐神社、出雲郡、阿須伎神社坐韓國伊太氐神社、出雲神社坐韓國伊太氐神社、曾只能夜神社坐韓國伊太氐奉神社、などあるも同神にて、前に引たる日本紀に新羅國に降りまし／＼、わたり來坐たる由にて、韓國とさへ語をそへて申せるなるべし、伊太氐奉とある奉字は、奏の誤にて、伊太氐奏ならむ、然らばいよ／＼伊太祁曾とちかく聞ゆ、又伊豆國の伊太氐和氣命神社、越前國伊多伎夜神社なども、同神と聞ゆ、是らによりておもふに、陸奥國伊達神社、丹波國伊達神社、當國名草郡伊達神社など、みな伊太氐とよみて、同神なるべし、播磨國にも、射楯兵主神社あり、文字はたがへれど、唱へは同じ、是らを互考するに、伊太氐或は伊太祁と稱すべく、太祁流と流をそへてはよむまじき事なり、さてそれに有功の神と、日本紀に見えたる稱をそへて、伊太祁曾とも、伊太伎曾とも申奉れるなり、猿俱與神名帳頭註には伊曾大神とあり、大己貴子、五十猛命也とあるは誤也、伊佐乎の伊曾と約りたるを見れば、伊豫國伊曾の神社、伊曾能神社、但馬國伊曾布神社、伊勢國磯神社、伊蘇上神社なども、有功の神といふ意にて、此大神ならむか、されどこは定めてはいひがたし、猶よく考ふべきなり、平田篤胤が古史徴には、此神の一名を韓神曾保利神といへりとて、引たる内侍所御神樂式に、韓國之神素戔雄尊子也、又大宗秘府略記といへる書に、韓神者伊猛命、號曰曾保利神とありとしるせり、韓國云々といひたるとおもへば、さも有ぬべくはおぼゆ、されど古事記には、韓神も、曾富利神も、大年神の御子なりとみゆ、韓神社二座、宮中宮内省に祭る所なり、又日本紀纂疏に、五十猛神は、大己貴神之異母兄也とあるは、何に據たる説ならむしらず、按するに日本紀本書に、素戔嗚尊出雲の清にいたりませる所に、於彼處建宮云々、乃相與遘合而生兒大己貴神とあるを、稻田比賣の事の續きにあれば、其御腹の御子ならむと思ひ、五十猛神は、一書の中に、天降之時すでにましませば、稻田比賣の事より以前なるをもて、

異母兄ならむとおしあてに記されたるなるべし、かく一書の傳をもとるべくは、一書にスサノヲノ神の御子清之湯山主之名狹漏彦八島野、此神の五世孫、卽大國主神と見え、又一書に、眞髪觸奇稻田姫遷置於出雲國簸川上而長養焉、然後素盞嗚尊以爲妃、而所生兒之六世孫、是曰大己貴命とも見え、古事記には此間の世繼の神名も出たり、然れば日本紀本書に生兒とあるも、子孫の意なるよし、古事記傳に辨あり、五十猛神の御兄弟にはあらざる事明也、又前に引たる古事記の文に、大國主神木國之大屋毘古神の御許にいたりませる事を、六世孫にては同時にましませる事をいかゞと思ひて、かゝる說もあるか、すべて神代の神の御壽は、甚久遠にましませば、何十世の孫にても同時にます事さらに妨なき事なり、社傳に云所、當社の御神大力王顯れ岩戸に飛入日月を抱出し給ふにより、日出貴大明神と申、地神第三之尊御誕生有りし時抱上奉り、七歳迄守り給ふ、その時の御名は、級長戸邊命と申奉る、又河內國にて岩﨑大明神、大峯釋迦嶽にて科戸明神、日前宮にて貴孫大明神、伊勢兩宮にて風之宮と申は、皆當社明神之御事なりなどいへるは、皆取にたらぬ說ともなり、中比神主衰廢して供僧といふもの諸事とりけるより、元來貴くま

します五十猛神なることをしらずして、所名の伊太祁曾といへるより、妄作して日抱といふ義にとりなし、手力男命をおもひよせ、日出貴などいへる音訓混雜の神號を作爲し、又後に引たる永祚元年の大風の時、御祈有し事より、風神級長戸邊命をも取合せて、伊勢の風宮、釋迦嶽にて科戸明神なとをも同神也といひ出したるものなり、河內國岩﨑大明神などいへるは、何れの所、いかなる神にか今所見なし、貴孫大明神といへるは、伊太祁曾の鄕名を今本の和名抄には、二字づゝはなして、伊太、祁曾なとかけるより、貴孫(キソ)とばかりも唱へ誤れるにやあらむ、すべて妄りなる神名にて誤なること掲焉(イチシル)し

當社御鎭座の事は、既に引たる神代紀に奉渡於紀伊國とあれば、舊遠なる事は申も更なり、抑其初の宮地は、今の地にはあらず、當社の古傳に云、此御神そのむかしはかうの宮と申所に御草創有しが、是より山東の東に伊太祁曾といへる、丸が名に似たる所有りと宣ひて、御跡をは日前宮へ御讓ありて、和銅六年十一月初亥に、當所へ移り給へりとあり、伊太祁曾の地名は、則和名抄に見たる、伊太祁曾神戸にて、則神號より出たる名なるを、まろが名に似たる所ありなど書たるは、後世

事の意をもしらぬもの〻書加たるなれども、すべての事のさまは、後世に思ひよるまじき事なれば、古き傳ありてかくしるせりと見えたり、かうの宮は、則神宮郷の事にて、今の日前宮の社地に座しなり、（かうの宮は又按ずるにこふの宮にて國府宮國當伊達神社の事か）日前宮本紀に、神日本磐余彦天皇東征之時、以二種之神寶同託于天道根命而齋祭焉、天皇經諸國到于攝津國難波、天道根命奉戴二種之神寶、到于紀伊國名草郡加太浦、自加太移于木本、從木本到于名草郡毛見郷、則奉安處于琴浦之岩上也、至于第十代御間城入彦五十瓊殖天皇御宇五十一年、豐鍬入姫命奉戴大照大神御鏡、遷座于當國名草濱宮之時、日前國懸兩大神宮、自琴浦移于名草濱宮、並宮鎭座叢三年也、同五十四年十一月、天照大神雖遷吉備名方濱宮、日前國懸兩大神留座于名草濱宮、至于十一代活目入彦五十狹茅天皇御宇十六年、自濱宮遷于同郡名草之高代宮而鎭座也、（今宮地是也）とあるをもてみれば、日前國懸兩大神宮の御靈代は、はじめしかとしたる宮地もなく巡りまし、琴浦の巖上にまし〱しを、天照大御神の御靈代名草の濱宮へ遷りませるによりて、一所に遷し奉りしを、又しも天照大御神は名方濱宮へ遷らせまし〱、跡に留り給へる後宮居も荒しによりてか、又は神の御心なりしか、今の宮居に遷給へる、則夫迄神代より五十猛神の宮居し給へる地へ一所に遷り給へるなる事、名草濱宮の例にひとしく、便によりて相殿などにやまし〱けむ、上代の質素なるも見つべし、されば夫よりともに道根命の子孫紀國造として、代々奉仕し奉る故に、舊事紀にも五十猛神云々巳上三柱、並座紀國、則紀伊國造齋祠神也とはしるせるなり、其後今の地へ五十猛神社の遷座在し事は、續日本紀に、文武天皇の大寶二年巳未の日の條に、是日分遷伊太祁曾大屋津姫都麻津姫三神社と見え、社傳には前に引たる如く、御跡を日前宮へ御讓有て、和銅六年十月初亥に當所へ遷り給へりとありて、十一箇年相違せり、是ははじめ大寶二年に勅ありて、夫より宮地修造の功をへて、和銅六年に遷座の儀整ひたるにて、國史には勅定の日をもて記され、社傳は遷座の日をもて傳へたる成べし、さて今の地は、則和名抄に見えたる伊太祁曾の神戸なるべし、如此なれば當國にて鎭座の久遠なること、神代よりのことにて、社傳に日本第二宮といひ、則當社に傳る久安四年免田古文書、承久二年勅宣、延元二年文書等に、當國一宮とあり、しかるを諸國一宮記には、日前國懸宮を一宮としるせり、（伊太祁曾三神と）一所にまし〱つるより紛れし傳も有ける成べし、薗部大明神を

一宮といへる事あり、則伊達神社といへるによりて也、後に云へし、然るを神代巻舊抄、神社考或説、國造舊記等にも、此三神の社を日前國懸の末社也といへるは後に外へ分遷有しより、主客を誤りたる也、永享五年和佐莊と神宮郷と堰水爭論狀の文に云、今神宮領盧原千町は、爲當社手力雄尊（伊太祁曾明神）（一説に手力男神と云へり）敷地鎭座之處、日前國懸影向之刻、進彼千町於兩宮御遷座とあり、又永德三年文書に、當國一宮地主神たるの間、夫役等に於ては伊勢太神宮夫役たりとも、當社領へは掛られずといへり、

大寶年中の分遷とあるは、日前宮の地より今の伊太祁曾の地へ遷座しは疑なきを、大屋津姫枛津姫兩神は、いつこに遷座有しならむ、慥なる見證なし、大屋津姫命は、今平田莊字田森村に祭る社是ならむといへり、むかしは每歳十月末日、伊太祁曾の社人十八渡りて捧物などし、十一月末日も渡りなど有し由、天正の頃言傳へたれはさもやあらむ、但し此社の傳記に、神代のはじめより、三箇所に分れて鎭座有ける由に書るは、後世古書をしらざるものゝ作爲にて、取にたらず、且枛津姫を吉禮に座よしをいへるも誤なり、すべて此傳はとりがたし、さて枛津姫社、吉禮村にあらざるよしは、吉禮村の條にいへるが如し、然らば何れならむ、もしは平尾村の妻御前社是ならんか、今も妻の森といひ、妻の御前、妻の宮ともいふ、又田の字にも妻のまへ、妻のわきなどいへる所もあり、和名抄都麻神戸も是か、然らば又萬葉集に

　紀の國にやますかよはむ妻のもりつまよりこせねつまといひながら

かくよめるも此所なるべくおぼゆ、定家卿の熊野御幸記に、平緒王子見えたれば、平尾といへる名も古けれども、その以前は都麻といひけるより、田の字にも殘れる成べし、伊都郡にも妻村あれども、こは別なるべし、正長二年文書に、平尾村妻之前とあり、明暦の項の記を考ふるに、妻御前は、伊太祁曾大明神附屬之宮のよしにしるせり、然らばその以前は、伊太祁曾村の內なりしにや、且往古よりその頃まで、正月朔日、十月初亥、霜月初巳の日、伊太祁曾の社人出仕して、御供を献じたりと記せり、十月初亥は、和銅分遷の日なれば、かたく\／よしありげなり、又伊太祁曾社に納る古文書のうちに

　きしん申やま之事

　右北は小谷をかきり、西は谷をかぎりに、つまの御前の御宮へ寄進を申也、御きにみやるにやまぬすみ候はん物を、參

百廿文くわたいをめされ可申候、ひらを物ぬすみ候はゞかたくさいくわ可仕候、かたく御きんせい有べく候、よつてのちのためきしん上狀如件

　應永二十年十一月十二日　　　田屋五郎時家

如此あり、時家は平尾を領しけるものと聞ゆ、今平尾の妻御前の地をみるに、小山の上にありて、小社二社ならびありて、一社は辨財天なりといへり、又同村中に辨財天、里神相殿の小社ありて、此里神をも枛津姫なりともいへり、又氏神社とてあるをも、大屋津姫神なりといへり、又此村のうちに田の字に妻の前、妻の脇などいへる地あり、古き記錄に、此宮むかしは面行七尺、妻行七尺三寸、檜皮葺とありて、外に拜殿鳥居等面三間妻二間瓦葺社領三段ありきとあり、今小山の上は狭少にして、さる跡もみえず、山下は皆田地堀などありて地形さる跡にあらず、かたく不審也、按するにもと外にありけるを山上へうつしたる歟、寺有しをおもへば、供僧住せしか、衰廢せしならむか、扨又村に亥森といへる所に小社有て、土人の傳に往古伊太祁曾明神御鎭座の地にて、昔は此所にても神事有しといへり、是もしくは大屋津姫の跡ならむか、和名抄大屋二所に出たり、今何の地ならん、然らば何れも同村に連りてさもありげなり、宇田森といへるも少しうたがはしきは、往古社領所々に有けるに、此宇田森にはなし、さる由なき所に、鎭座あらむもいかがなりとおもはる、さて後に本社へ遷して、三社ならびませるより、外この地は小社の形ばかりを殘せるならんともおもはる、又按ずるに、分遷といへるは、只日前宮の社地に一所にましゝを、今の地へ三神共に分れましゝ事にて、三神各所を異にし給ふとのみもさだめかたき文也、一所にまし〳〵ても、神名式に別に出せる例は、則日前國懸宮は一所にましませども、相殿ならざれば別に出せり、又本國神名帳には、間を隔て出せれども、是は位階をもて順とし記せればなり、今本從一位上都麻比賣大神、從一位上大屋大神とあるは、みなともに一は四の誤なり、一位に豈上下の階あらんや、他郡みな位階の順なるに准へてしるべし

當社位階の事は、文德實錄、嘉祥三年、冬十月乙巳朔云々、壬子授紀伊國伊太祁曾神從五位下云々、甲子遣左馬助從五位下紀朝臣貞守向紀伊國日前國懸云々、同日遣同貞守於坐伊太祁曾神社曰

天皇我詔旨爾申給久御冠授奉拜祈申賜閉此之依天從五位下乃御冠手上奉利崇奉留狀手御位記令持弖奉立須此狀手聞食大天皇朝庭手常磐堅磐爾護幸奉賜止吉申給久止申とみゆ、次三代實錄貞觀元年正月甲申、從五位下勳八等伊太祁曾神大屋都比賣神、都摩都比賣神並從四位下、又元慶七年庚申、從四位下勳八等丹生比賣神、伊太祁曾神、並授從四位上とあり、日本紀略、延喜六年二月七日、授紀伊國伊太祁曾明神正四位、本國神名帳には、正一位勳八等伊太祈曾神、從一位上都摩都比賣大神、從一位上大屋大神とみゆ、此都摩都比賣大屋の一位とあるは、四位の誤なること、前にいへるが如し、伊達神社五十猛神とあれば、始終伊太祁曾神社より上階にまします事不審なり、

和佐莊、高三所大明神を、高宮高神社高御前と云妻都姬かと云說もあり、此社元弘元應の綸旨に、高社とあり、寬文の記に見ゆ、八町三百步條、後花園永享五年、神宮と和佐と井水相論の訴狀に、就中當宮本市之儀、爲井溝可爲無益歟、雖然今神宮領芦原干町者爲當社手力尊敵地鎭座之地日前國懸影向之刻、去進彼千町於両宮、御還座山東、其後又御還座和佐高山、以來自神宮、被勤每年數ヶ度神事於當宮、曾自和佐對神宮無社役、若可爲本社歟、云々、手力男尊といへるは、伊太祁曾の名目を、日抱

といへるにとりなしたる、中昔の僧徒の妄說なる事、已に論じたり、此所にも其妄說をうけていへりしなり、關戶村の內に妻御前と云社あり、五節供に伊太祁曾の社の社人達、まづ此社にわたり、色々神拜有て、後高永へのぼり神拜有之云々、是らもよし有て聞ゆ、されど此永享の文書も、專ら五十猛神のことを云るにて、妻津姬とも大屋津姬ともさだむべきにあらず、又世俗高の御前といへる名目になつみて、女神ならむと思へるも愚なり、御前といへる事、今にてもすべて貴人をさしては、男女をいはず御前といへり、又前を一前二前などいへることも常の事なり、又古くは男に何御前といへる例多し、平維盛の息六代御前、源滿仲の息美女御前、宇治左大臣の幼名太郎御前などいへる是なり、かへりて女には、古く何御前と稱したるたしかなる例を見あたらず、女に何御前などいへるは東鏡などより後の事にて、古く御前の何々御前なる何々などいへるは、皆男女を通じて貴人の上にいへる事なり、尾張國熱田宮五座なる中に、第一座の日本武尊をさし奉りては、一の御前などいへり、但し社人は是を一の御前と稱す、さればこそ關戶村なるは、妻御前といひつたへたれば、其の神なるべけれど、此高宮は妻津姬なりとは定めがたし、又高宮高御

前などいへる高の字に泥みて、高積比古、高積比賣神ならむといへるも、二百年來の說にて、古くは證もみえざれど、此ことは次にいふべし、按ずるに、此字は伊太祁曾大神三前の荒魂、又は日前國懸宮の荒魂を祭り奉れる成べし、そは高宮といへる名は、諸國に數所ありて、おの／＼その神々の荒魂を祭れる事くはしく內遠が考へありて、荒和二魂考に記せれば、ここにいはず、寬文の記に、高三所大明神事、古人申傳候は、大直日尊と申て、天照大神御一體の御神甲冑を御鎧、魔王と軍を被成たる時の姿を視申候故、荒神にて軍神とも申候と見ゆ、此傳もいかゞなれども、女神とはつたへざる趣也、神主も神體は箱の中にありて拜せし事なしといへり、又同記に、昔はかうの宮郷にも、山東の莊にも、此宮の社領御座候と申傳候、かうの宮日前宮より、每年祭禮の次第、正月十六日に、馬十二騎社人達矛楯をもて、此宮へ御渡被成候、又霜月初の酉日も、非祭として御渡被成候、又山東の莊伊太祈曾大明神より、每年五郎供每に社人達此宮へ御渡被成、御神幷色々御座候といへり、寬文の記にもと三社造りなりといひ、和佐水論の狀による時は、伊太祁曾三神の荒魂也ともいふべけれど、又二神なりといへる說より見れば、日前國懸の荒魂にて、それをたゝへて高津見比古高津見比賣といふか、（高津見は高つ持の意にて則荒魂の意なり）さて夫ならば、日前宮は御鏡にて、天照大御神の前魂なれば、高積比賣とたゝへたるは論なし、國懸宮の社傳、御鉾なりといひ、或說同御鏡なりともいへり、鉾といへるに二說ありて、岩戸前にて用ひたる日矛也といひ、又大國主神の皇孫命へ讓給へる平國の矛なるべしともいへり、平國の御矛といはむも國懸といふにはよしありげなれど、社傳に日前宮を天係といひ、かたへを國係とむかへいへる事もあれば、さもさだめがたき上に、平國の矛ならば、倭姬命周流の時、御鏡と共に持巡り給はんもいかゞ也、こは岩戸の時よしある矛ならではかなひがたくおぼゆ、その時ならずといはゞ、平國の矛何のよしにか當神に祭れりとせむ、大國主神當國に來りましゝ事も、伊太祁曾大神のましゝ事も、皆平國の矛を皇孫へ讓ませるより以前の事なればよしなし、故に今國懸宮は、岩戸の前にて用ひたる日矛とさだめてみれは、當社を或は手力男命なりといひ、軍神のかたちにて魔王降伏の姿などいへるも妄說ながら、岩戸の古事にはいさゝかより所あるに似たり、されば男神として高積比古神とたゝへ申さんもしかるべき事なり、和佐水論の條にいへることは、伊太祁曾をも謬りて手力雄命也と申

せること、又山東日前宮より社人來りて祭事あるをもて據として、井水爭論にしひて負(まけ)じの心より、若可爲本社歟などいへる、その時たにたしかならさりけるを、しひて伊太祁曾と同神にて、はじめ此地へ御遷座ありて、後山東へ遷奉るなどいひくろめたるものなるべし、されば山東の神には緣なし、日前國懸兩宮の荒魂と見れば明白なり、さて關戸村に、妻御前あるは、是本社の日前宮もと伊太祁曾と一所におはしましゝさまをうつして、此荒魂の鎭座近き所にも是を祭れるなるべし、さる故に寛文の記に見えたるも、山東の社人祭事の時ここに來りて、先關戸村の妻御前に參りて、後山上にて祭事をなすといへるも、もと日前宮の地主神なれば先に拜する事いにしへよりの遺例なるべし、猶志摩伊達靜火の事、此高宮の事、大屋大明神の事、谷の條にいへると互考して、俗習の私心を捨て、古傳を明らめむことを要とすべきなり、

本宮神社考定

神代卷上一書に曰素戔嗚尊之子號曰五十猛命妹大屋津姫命次柧津姫命凡此三神亦能分布木種即奉渡於紀伊國也然後素戔嗚尊居熊成峯而遂入於根國者矣

此熊成峯クマナスとよみてナスの約ヌなれば熊野（クマヌ）なる事古事記傳の說の如し但此熊野を出雲國の熊野ならむとあるは此神出雲に稻田姫とすみ給へる事などあり又今もかの國に熊野社ありて此神を祭れゝばさもありげに聞ゆれど此一書の文は出雲國とは定めがたし三神によりてなれど前に紀伊國とありて其つゞきに國名をいはずして熊成峯とあれば紀伊國ならでいづことかせんもし出雲ならんには上に必出雲といふ事有べきにさはあらで熊成峰とのみあるは此國なる事必定なりともあらずは古事記に大國主神の根國に坐す須佐乃男神の御許に出まさんとて紀國に來りますべき由なく此神此熊野の山よりして根國へ入ませる所由にや中昔より今に死たる人の熊野詣すなどいふ奇譚のあるもなべては僧徒の妄言なるべけれどさるよしの有よりいひも出適には實に似たる事もありし成るべしさて此熊成峰といふも何方ならむといふに今に熊野奥熊野の中間に蟠屈せる大塔といへる大山則それならむ那智をはじめ三山の地は皆その東北東南の麓なりその間に村落あるは後の世々にその山の麓をひらきたるにて皆此蟠屈の山根によれる村々なり又その大塔の山の西の麓にも熊野村といふあり又今はユヤと呼べるは紛らはしければ音讀し來りたるなるべく是その一證とすべし又さてもこの所縁ある國なれば出雲國にも同じ名をよびて此神を祭れるにてかへりて出雲國の熊野は此國にならひたるならむクマナスは樹木の蓊欝として隈をなせる義なり又那智山の地主神を大國主の命なりといふも父子の御神の所縁にその麓に祭れるなるべし先是その權輿なり

長寬勘文に引たる初天地本紀に曰伊弉那支尊娶惠乃女ノ命ニ生ニ兒大夜乃女ノ命次足夜乃女ノ命次若夜女ノ命ノ三神ト云是 此大夜女命熊野大御神后ニ坐 云々陸上立時身體左肩忍奈豆流時成出來神名加己川比古命又右肩忍奈豆流時成出來神名熊野大御神加夫里支名は久之彌居怒命自身中成出來神名須佐乃乎命三柱大王等是也云々此時金國之八熊野之波比降來伊豆國致熊野村宮柱太知奉而加

夫里支熊野大御神地祇神皇又御兒后名大夜女命山狹村宮柱太知奉而靜坐大御神云是也

此文記紀と異にて前後の文知られず一わたりいぶかしけれど否古傳と聞ゆ故倩おもふにすべて神名は祠る社によりて異なる事もあり又其御德の事によりて別名を稱し奉る事もあるがおのづから異傳誂傳の如く聞ゆる事間々あり此傳へも記紀の黄泉の條以下身滌の條の異なる傳なるが御名も異さまなるよりいかにぞや聞ゆるなりけりいでその由をいはむ先惠乃女命といふは別神にはあらじ（又阿那邇夜志愛袁登賣袁と古事記にあるによりておもふに此愛乃女命と云意にてもあらんか惠乃賣一本妻乃賣とあれば愛の字ならむ）伊弉冊美命の黄泉國にての御靈をいへるならむ惠はもと哀愛要等の字を寫し誤れるか又は假字の輕重亂れて後同じ如くおもひて惠ともかけるならむとは黄泉（ヨミ）乃女命の約語にて以乃女の轉ぜしならむ又は意の字の寫誤にてたゞちに意乃女命ならんか惠と意とは字形よく似たりさてその御子の大夜乃女命は日本紀の身滌の條の一書に出吹生大綾津日神とあるは禍津日神と同神なる事記傳に詳なり又男神女神共に成出ませるを或は男神のみ擧る例も多く又男神なるを一說には女神とせし類傳もあれば此大夜乃女は大綾乃女の約にて禍津日神と同じ德の神に坐して熊野大御神の后に坐すこと深き由あり次にいふべし足夜女若夜女の二神も同じ分靈なるべし此三柱の御子神の夜の名は則母神の愛乃女の通音にて黄泉によしあり古事記にはその穢によりて禍津日の神の成坐るよしに傳へたるその穢は則御母の如くなれば同じ傳のいづれか誂れるなり扨此分注ある下に本文猶ありけむを熊野神にかゝれることをのみ擧んとて勘文には引洩されたるならむ今傳はらぬは誠に惜しむべし次に陸上立時とあるにて身滌の條なる事明白なりさて左右の肩を押撫給ふ時云々とあるは日本紀一書の左手右手に持白銅鏡則有化出之神云々とある傳又同後の一書古事記などに左右の御眼を洗ひ給ひて三柱の神のなり出給ふ傳と全く同じさまに聞ゆるに神名同じからぬは例の誂傳か故ある異傳か次に加己川比古命といへる御名いぶかし播磨國に加古川といふ地名あれどもこゝに由ありとも聞えずおもふにこゝは天照大御神にあたれば比古は比女の寫誤にて加々川比女命（カヽツヒメノ）にて日耀の霊光を稱（タヽ）へたるならむを加加とかへしたるを己と誤りたるか又加々を通はせて加己（カコ）とも書せるにや川をツとよむは他に例多し熊野大御神加夫里支名久之彌居怒命は加夫里支は神祖（カムロキ）なり久之彌居怒命は或本之（ニ）を加に誤れり居は希啓などの字の誤なるべし奇御食主命（クシミケヌシノ）にて出

雲國熊野社に祭る處の須佐熊男命をかく稱し奉れる事出雲國造が神壽詞に伊射那伎乃日眞子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命と見えて著明なり次に髻中より生坐りとして又須佐乃乎命あるは御名の異なるより紛れたる傳なり前にいへる熊成峯の事と考へ合するに熊野神（出雲も出國も）は須佐乃男命なる事掲焉（イチシル）し次に此時金國とある上にも文あまたありけるを省きて引れたりと見ゆる事上の例の如しさらでは此時といふ事前後の續穩ならずさて伊豆國とあるは豆の字の下に毛の字を脱せるにて出雲國なりそは勘文に今按如二天地本紀一者以二出雲國熊野神一爲二伊佐奈岐尊一とあるは此文をさせるなれば出雲なる事必せり但伊佐奈岐尊とあるは前文を見誤りたる者と思はる是なり以下の文は伊豆毛國に鎭座の事にて記紀等には洩たる傳ながら文意解し難き事あり金國之八熊野之波比とはいかなる事にか聞えず誤脱等ありげなり金（キ）は紀の借字にて紀國之熊野より出雲國へ降り給へる事かと聞ゆれば須佐男命熊成峯に鎭り給へる後靈（ミタマ）を出雲へ降し給へる事なるべし出雲國意宇郡に熊野村ありて其所の山に奇御毛沼命と申して須佐乃男命を祭れり神名帳に熊野坐神社名神大とある是なり次に御子后とあるは伊弉奈岐尊の御子といふ意なり后は熊野神の后の意なり御兒后と續けてはよむべからず山狹村は同國意宇郡に熊野村の南につゞきて山佐村あり神名帳に山狹神社同社坐久志美氣濃神社と見えたる是なり又同郡に速玉神社もあり是みな此國より移り坐し由縁によれるならむ然るに根元とある此國の熊野は深山中故にや漸衰へて中古より僧徒の手に混雜せしと見ゆるを出雲の熊野社は國造兼行して頽廢なく文德實錄仁壽元年九月特擢出雲國熊野大神加從三位と見え次に三代實錄に貞觀元年正月正三位を授け給ふ此年同日に紀伊國從五位下熊野早玉神熊野坐神並從五位上と見えて初從五位下に進み給へる年月は國史に漏されたれどおもふに仁壽元年出雲の熊野神に擢て授け給へる事によりて愁へ申してその後に給はりしなるべく夫によりて此度も同日に昇階し給へるなるべし同書に同年五月廿八日程もあらぬに又出雲國正三位勳七等熊野坐神從二位と見え同時に紀伊國從五位上熊野早玉神熊野坐神並從二位と見えたるは猶出雲熊野社のみ高位にて此國の社のいたく劣れるを歎き奏りなどしてつひにかく同日に從五位上より殊更に擢て從二位を授け同階になし奉り給へるならむさるさまをおもふに其頃までは出雲國の熊野と同神なる事をよく知居たりしを僧徒にひたすら名目を混ぜられしよりはやく長寛の頃は伊勢の大

神と同體ぞといひ、さはあらず等いひて各々の勘文あるはは
やく根本の傳を失ひつるなりけりそもく須佐之男命稻田比
賣に御娶ませる以前に既に五十猛神御兄弟三神ませるにその
母神見えず須佐之男命の后神紀記ともに洩たるに此天地本紀
に傳はりたるは奇しき事なり此大夜乃賣命則御祖になりませ
る禍津日神の分靈にて此神に御娶ましてより須佐之男命御心
荒ひまし遂に黄泉國に入ませる事深き所由あり此夜乃賣命ぞ
五十猛命などの御母神なるべきそは五十猛命の一名舊事紀に
大屋毘古神と見え古事記に大國主神の御災をさけまさんとて
御祖の神の紀國大屋毘古神のもとに遣はしましゝ事も是にて
よく聞えさてつひに黄泉國の須佐之男命のもとにいたりませ
る次序もよく紀國の熊野則上にいへる熊成峰にて須佐之男命
のよみに入ませる地とすれば其跡を追給へるにてよく合へり
又五十猛命の妹神に大屋津比賣神あり大屋毘古の名も共に此
母神の大夜乃賣命といふ御名より出たるなる事符節を合する
が如しさて須佐之男命は後つひに神やらひの御禊の徳により
て功をたてませる事專此大夜乃賣命禍津日神の分靈としてそ
の汚を負持ち舊の黄泉國に入ませるによれる理なる事大祓の
詞の瀨織津比賣速佐須良比咩の徳と同じく後大國主神の黄泉

國より須世理毘賣を御妻として歸り坐して後大功をなして終
に八十隈路に隱り給へる事と皆同一の神理にしていともく
くすしき傳なるを紀記に洩れたるはいと惜しき事なるに僥
倖に此天地本紀の文の長寛勘文に遺りたるはたふとしともた
ふとし大夜乃女命の夜は黄泉の與とも通ひて闇き夜見と聞こ
義通ふをも思ふべし又大日孁尊若晝目尊の御名に對してこゝ
に大夜乃女若夜女神の名あるもさるべき傳とおもはる
○熊野三山と鎮座ましませる事の傳は日高郡上阿田木下阿田
木と二社あるを愛徳山權現と申す則熊野同神にませり其縁
起の文中頃僧徒の蛇足なしけむと見ゆれど中に古傳とおぼし
く後世の人の思ひよるまじき事あるが要を摘て今こゝに擧ず
前後の文は潤色なれば略せり其文漢文の如くは字をおかず直
に書下して先祝詞の書法に似たれども又一種なり按ずるにも
と假字縁起なりけむを傍に文字を施して後そのまゝにかなを
放ちて文字に寫書しけるよりかく拙き文とはなれる成べし是
によりて今意を得て訓讀を附したるなり
久良介行國多々與比大男汝世始給時出雲國杵春權現在
古志之片道七日行船泊無因茲我此泊作思食宮出
泊御座其泊作給晝作給夜崩七日其程三度作給

其泊不堅而時泊有不可杵春本宮還給諸神告
宜吾此泊作企更以造立不能還給也宜爾時熊野吾
彼泊作思食杵春白言我彼泊作者也若三日若
七日乃至一月若半年若一年及三年不見者必
相間令給宮出件泊御座作給之間泊中作籠坐
大鰐出來船作飲奉而間三箇年成爾時杵春權現在熊
野三箇年見不吾問給言物思食出給八幡住
吉軍武男阿須賀大明神牽彼泊御座御覽給大鰐爲
飲被給海底比岐御座而時杵春權現暫思惟歎給爰阿須
賀大明神申給樣如何惱給事事有不已斬出奉潮押別
外從阿須賀斬給內從熊野斬給內從外從切給已斬
出奉給其時杵春權現宣我前彼泊作企難作立泊
有可不還而請作有奇事若干廣海此等之類孫一
有不公大敵取給也今者鹽氣離緣國緣鄉尋衆
生化度之方法弘給可也爰熊野杵春仰隨緣所
尋西從其東辰巳出行給御儀千尋御衣背千尋潮膝
浸給不如是現神變給出行給豐前國彦山一

宿自其廻給南海道淡路國由津留波山一宿次皇城從
南紀伊國富浦富島暫息給一宿次牟婁郡補落之濱
南浪寄渚遠雲路重居字熊野川上三津河三津原第
十皇崇神天皇御宇之代熊野氏跡爲天下顯給即三津
之社顯給一百七十年第十二皇景行天皇之代新
宮遷給而其所數代之間榮給云々

一本大永五年奥書に

元弘四年二月五日於高家東光寺速馳愚筆子愚筆左道

とあり文中に杵築權現とあるは大國主神にて大汝神といふも一名にて同神なりこゝに別神の如く聞ゆれども大汝世始時といへるは只その時をさす辭なり古志は越ノ國なり（古志ハ出雲郡古志郷ナリ高志ハ八俣遠呂智ノ地ト同シ）大國主命越の沼河比賣の許へ通ひ給ひし事古事記に見ゆ熊野とあるは前に辨ずる如く須佐乃男神にてこゝは出雲國の事にて其地の熊野に鎭まりませる神靈熊野櫛御氣野命を略していへるなりさてすべて八幡の神をいへるは後世尊崇あつき神なるより蛇足して副たる物なるべし（此文神の靈になしませる文なり現身にはあらす其意にて見るへし猶後にその由をいふ）こゝによしなし住吉神は海神なればよしありて聞ゆ新宮にも後三間に祭れり本宮末社にも海神

社あり宰武男阿須賀明神とは新宮飛鳥社の神にて事代主の神なりその辨は別にいへり海底比岐の岐の字は正字通に音奇行喘息之貌とあり比ノ字は底比とつゝく辭なり鰐の事は古事記なる因幡の素兎の條の事にも由緣ありげなり爐宿離は今本宮の畢介傳に此神は潮貫をきらひ給ひてかく海遠き山中に鎭まりませるなりといふに由あり緣國緣鄉云々は僧徒潤色の文なるべし導向從其東辰巳とある向の字は西か囘かの寫誤なるべし越國より發し西海に巡り給へりと見えて次に豐前の彦山にやごり給へれば西よりといはんもさる事なり又翅りてともいふべきさまなれど總體の文のさま從其などかへりてよむべき文體ならねば今は西の字の誤とさだめて西よりとよめり何れにても向にては聞えず豐前彦山淡路由津留波山の事は長寛勘文に引たる緣起又本懷集などにも見えて次に委しく引て辨ぜり紀伊國富浦今の富田莊の海邊をいふと見ゆ富島は同莊中村の内の小名に島之倉といふ地あり才野村堺にて高く登五町許頂は竪四町横平均二町許の平地にてそこを權現平といふ里人の傳に昔熊野權現此所より本宮の地へ移り給へりもと社有しが廢せりといひ傳へたるは正しく此傳に叶へれば富島といへるは此所なり補落之濱とあるは那智の濱宮の地なり南へ海を望める地なるより中昔に南海の觀世音に緣ある地といひなし

てやがて其所を補陀落などいひし事中昔の書に見えて其村の條に委し補陀落寺といふ寺もあり濱宮もやがて此時の由緒に祭りたるならむ熊野川上云々は今の本宮の地をいふなり此地熊野川音無川岩田川の三川落合ふ地なるより今の本社の前を巴淵といふ則三津河といふも是によれるなり崇神天皇云々は水鏡此の帝の條に六十五年と申しゝにくまのゝ本宮は出おはしましゝなりと見えたり皇代記頭書に扶桑略記を引て此御世の四十七年熊野大降給とあり熊野氏跡由といふは根本緣起に熊野部千代乘と見えたる獵人の事なるべしこは猶次に委くいふべし三津之社は津は助辭にて古くは熊野三所といひ申せり十二所と申すは中世長寛頃より以前には見えず新宮は水鏡又皇代記頭書等に景行天皇の五十八年戊辰にくまのゝ新宮をはじめて建たるよし見えて崇神天皇の六十五年戊子より數ふるに百六十一年なり一百七十年とは大よそをいへる成るへし右にて本新兩宮の草創は合せて明白なり那智は初にいへる如く元來須佐之男命わたり來まして熊成峯にましてつひに根國に入給ひて後本宮新宮に神靈の跡をとごめませるを初に着ませる濱宮より奥熊成峯に入ませる道路として後に祭りそめしなるべし元來は大國主命も須佐乃男命のもとに出まさんとて此國に來ませる事古事記にあれば是も

又熊成峯より根國に入ましゝならむその由にて古くより那智に地主の神として祭れるなるべし那智山の傳には仁德天皇年間よりといへり 以上の父神の靈にて現身にはあらず次に彦山の條にいへり さて又長寛勘文中に引たる熊野權現の根本緣起といへるものも古き傳なりけんを中昔の僧徒の種々に潤色したりと見ゆるが熊野の舊記にも校合してこゝに辨ずべし 或は御垂跡緣起ともいふ 往昔甲寅年唐の天台山の王子信舊跡イ也【遷御次イ】日本國鎭西日子乃山峯天下降給(イナシ)其形體八角奈留水精乃石高佐三尺六寸奈留仁天 天下給布次四(五イ)箇年チ經天戊午年伊豫國乃石鎚乃峯仁渡給次六年チ經天甲子年淡路國乃遊鶴羽ノ峯仁 渡給次六箇年過庚午年三月廿三日妃伊國無漏郡切部山乃西乃海乃北乃岸乃玉那木乃淵乃上乃 松木本渡給次六(五)十(十七イ)年チ過庚午年三月廿三日熊野新宮乃南乃 神藏峯降給次六十(六十一年イ)年庚午年新宮乃東農阿須加乃社乃北石淵乃谷仁勸請靜奉津留 始結早玉家津美御子登申三宇社也次十三年チ過弖 壬午年本宮大湯原一位三本乃木三枚月形仁天天降給次八箇年於經庚寅年石多河乃南河内乃住人熊野部千與定止云犬飼猪長一丈五尺奈留於 射天跡追尋上行石多河於上行猪(犬イ)乃跡於聞弖行仁大湯原見(イ)禮波件猪一位農木乃本仁死狀世利宍於取弖食件木下仁一宿於經弖木農末於見留仁 三面月輪懸禮利問申敬具何留月仁天御座須波虛空於離弖梢仁波御座止 申仁 月犬飼仁 答仰云我チ

熊野三所權現登所申一社チ證誠大菩薩登申須今二面能月チ者兩所權現止奈禾申須登仰勢給布 以上は長寛勘文に引たると熊野社傳とを考閲せり以下は社記による 三本木木仁柴造寶殿而奉入之則造一宇住宅送數日爰修行者僧石田 河本宅仁宿須犬飼妻仁問云家主誰登賀申答云我夫此河内 此間脱文あるか 一丈五尺猪於射天即追出天後此日來不返例猪仁害不似大斯禮波定猪被食死歟登云時其女於語誘天相宿經數日件犬飼來禮利 日來不審於 相問爰犬飼僧仁語云熊野權現降下給由來委語留 此 僧聞之犬飼爲前本宮三社仁參詣始紀伊國人々披露件僧波 禪洞上人是也とあり新宮緣起には神倉權現者孝昭天皇御宇二十三年戊子獵師 是世於新宮熊野楠山見二一丈二尺之大熊三頭一走欲レ射レ之追行此熊至二西北之巖上一忽現二三面神鏡一神靈巍々光明照耀是世仰信之餘折二捨弓箭一奉仕無レ懈裸行上人出來於二三面鏡上一造二覆一宇神殿一勤行三十一年自二戊子歲一至二戊午歲一今神倉權現是也裸行上人勤行之隙仁向 南海船一乞二飲食一隨レ乞施レ之或一石或二石或三石隨レ有負荷自在也凡懸二不定馳行一海上如二陸地一矣或時南蠻江賓(エビス)主乘レ船來會二惡風一被レ打二損於船一七人夷內三人儲レ船還二本國一畢殘四人ノ夷取レ魚備二權現供具一施二上人一矣彼夷子孫繁昌成二新宮氏人一とみえて祭祀の條に九月十六日奉レ乘二御輿一之後四方脈繩熊野別當并禰宜等皆付繩昔任二裸行上人先

昇夷後昇之例ニ一禰宜先昇二禰宜後昇六人禰宜奉レ昇と見ゆ又木懐集に云熊野權現といふはもとは西天摩訶陀國ノ大王慈悲大顯王なりしに本國を恨み給ふ事ありて崇神天皇即位元年秋八月に遙に西天より五の劍を東に投げて我有縁の地にとゝまるべしと誓ひ給ひしに一は紀伊ノ國室ノ郡にとゝまり一は下野ノ國日光山に留り一は淡路國諭鶴羽峯に留り一は豐後國彦山にとゞまる（五劍なるに四箇所をいへるは一所を脱たるなるへし神道集には一は紀國武瀬郡一は筑紫彦根嶽一は陸奥中宮山一は淡路島一は伯耆大山とありて前後ます〳〵妄説を益せり）かの彦山に天降り給ひし時は其形八角の水精なり其長ヶ三尺六寸なり靈顯九州に遍く萬人歩を運ばずといふ事なし今正しく熊野權現と現はれ給ふ事は紀伊國岩田河のほとりに一人の獵師あり其名を阿刀の千世といふ（神道集には摩那期といふ所に千代包といふ獵師ありと見ゆ縁起には千代兼ともあり）山に入りて獵しけるに一の熊を射たりけり血を尋ね跡をとめて行く程に一の楠木の本に至れり其時具したりける犬梢を見上げて頻に吼ければ千世木の上を見るにかの木の枝に三の月輪あり千世怪をなして問て曰月何の故にか空を離れて梢にかゝれるや月又何そ三あるや天變か光物か甚おぼつかなしといふ其時權現託宣して宣ひけるは我は天變にあらす光物にあらず東上の衆生を救はんが爲に西天佛生國より遙に北ノ朝に來れり則熊野三所權現と顯れんと思ふ汝速に社壇を作りて我を崇むべしと示し給ひければ千世忽に渇仰の思をなしこゝに歸依の心を致して則假殿を作りて勸請し奉りけり云々此三傳各異なる所あれども舊は同一の傳なれば併せて解すべしそも〳〵前に引たる愛德山の縁起の傳までは僧徒の潤色はあれども猶熊野神の本縁を失はざりしに此三傳の頃より多く附會増長して熊野神は異國より傳來なりといふ一條を增益せりその子細次にいふべしその傳説の誤り來れる時代を考ふるに前の愛德山縁起の下文に云同國日高郡ノ川上枝河字寒河大原ノ峯ノ御社原之延喜廿二年壬午年十一月十日夜半以天下給ノ犬飼高宮吉見其所來留宿見當二東辰巳一有二殊勝高山一自二其山頂一光明赫奕月天下坐而時吉見（吉寛ともあり）天下顯給託宣宣我是熊野祖宮御坐名法主愛德山六所權現云也郎爲弘化度利生方法是流遷顯給而間御託宣醒同十三日有縁修行者光胤聖人大峯神仙峯自去迷出其庭來會郎吉見此内聖人致丹誠同心合力吉見相共御寶殿造安持奉而其所七箇年榮給云々延長六年戊子歲二月十五日以阿多木原出現給云々と見えて上愛德山六所社は今も日高郡川上寒川莊初湯川村の枝郷笠松村にあり下六所社は同郡川上莊皆瀬村枝郷阿田木村にありて兩社共に同縁起傳はりたれは延長の頃までは此傳にて有しをその

後三山にて僧徒の蛇足にて右の如くなりたるなりこは猶末に論あり最初に何の御時こいふ事を記さずして往昔甲寅年こ書出たる事いかゞなり是もこ有ける古傳中の干支なるを僧徒の事を牽強せんには時代かなはされば其時代を省きて只干支のみを殘したる妄作の緒(イトクチ)揭焉(イチジルシ)しさらずは干支のみを傳へそのあたる時代は崇神天皇三十一年甲寅の年なるべし（此考證は後にいふへし）天台山王子信の事は長寛勘文中式部大輔永範の勘文の末に王子信不知何人若周靈王太子晋歟こあり此子孫本國に來れる事は姓氏錄に右京諸蕃山田宿禰は周靈王の太子晋之後也（又河内諸蕃山田宿禰魏司空王昶之後也山田連山宿禰同祖忠意之後也○山田造同國人忠意之後也長野連山田宿禰同祖忠意之後也志我閉連山田宿禰同祖王安高男賀佐之後也）又志我閉連は山田宿禰同祖王安高之後也長野連山田連は同祖忠意之後也こあり古今樂話こいふ書の笙部に云唐に浮丘公こいふ者あり笙を吹きて嵩山の麓を過ぐるにめでたく笙を吹合する音あり王子晋か笙をなほ吹ければあやしきものかなこ思ひていかなる人そこ問ふに我は王子晋なり仙人こなりて天台山に在るなりこいひければ始めて其由を知りて秦嶺よりして洛水が邊まで笙を合せてありきこ見ゆ此事はもこ列仙傳に出たり淵鑑類鑑に同書を引て云王子喬晋周靈王太子也好吹笙作鳳鳴遊伊雒間道士浮丘公接以上嵩高山こあり樂府雜錄（小書）唐段安節撰に云笙者女媧造也仙人王子晉於緱氏山月下吹之こもあり喬こ晋こ同人なり

（以下小書）續文獻通考道家姓氏部に引たるも同じ云王子喬周靈王太子晋也好吹簫作鳳凰鳴遊伊洛之間道士浮丘公接以上嵩高山三十餘年後求之于山上見桓良告我家七月七日待我于緱氏山巓至時果乘白鶴駐山頭望之不得到舉手謝時人數日而去後立祠于緱氏山下及嵩高谷焉こ見ゆ此乘白鶴云々の事後にいへる新宮垂迹の傳說に垂迹始權現乘龍蹄新宮鶴原(タツハラ) 大高明神前（以下注）今新宮城下東仙寺こいふ寺に鶴原(タツハラ)薬師こいふありもこ城山にありしを移したりこいひ傳ふれば城山卽鶴原の地なり故に城山を多津山こいふ（コヽマテ注也）十二木榎本降臨又淡路の諭鶴羽山再興募緣疏に（大永六年沙門奇尊の記文なり）淡州諭鶴羽山元曰多々横峯（那智山の事を增基の紀行にたゞの山としるせりこゝに由ありけなり）人王九代之時天竺摩訶陀國ノ神乘鶴羽來止因名諭鶴羽山なごいへるは此事より言出たる附會なるべし熊野を南山歌舞の神なりこ寛文の頃の社傳にいへるはもこ神代紀に伊弉冉尊の葬所の事を花時以花祭又用鼓吹幡旗歌舞而祭こあるより思ひよせて前にいへる王子晋をも附會せしなりそは仁明以來宇多醍醐の頃より樂道盛に行はれぬるよりさる說をも言出しなるべし（僧徒は何をな）

りとも當時の人情にかなふへきやうに虚妄をかまへて引入んとすること めづらしからず是を方便といひて祖の釋迦よりはしめていひ出たれは、いさゝかも憚る所なかりしたり鎮西日子の山は則豊前國彦山にて前にいへる愛德山の緣起に合へり彦山は祭神中岳伊弉冉尊南岳伊弉諾尊北岳天忍骨尊なり伊豫國石鎚峯は新居周布浮穴三郡に跨りたる大山にて彌山ともいふその山内常住といふ所に一社ありて三神合殿なり今は藏王權現といふ別當寺は同郡氷見村にありて金色院前神寺といふ是より常住まで六里彌山まで九里八町といふ彌山その舊地なりとぞ五月六月祭禮之時の外は登山せず又女人結界なり役行者開基灼然中興なりといへり麓より峯までのうちに三十六王子ありて本國の熊野道路に王子祠多きに似たりこゝに八角なる水精とあるは御靈の寄り來ませるなり是古傳と聞ゆ是にて合せ見るに愛德山の緣起のさますべて現身にはあらず神の御靈なる事をしるべし後に本懷集には夫を劒といひなせるなり五劒を擲くとある地は御經廻の地を蛇足して本懷集には日光山を增し神道集には陸奥中宮山などをも擧げたれど皆妄說にて愛德山の緣起と照らし合せて彦山より熊野までの道次をいへる勘文の傳を正しとすべし神道集伯耆の大山をあげたるはもし越國より彦山まで出ませる間にさる由あらむもはかりがたし神社考に伯耆の大山大智明神者

稱德天皇時有二神託一同勅建社とあり祭神大己貴命といへるも愛德山の緣起に由あり社領三千石ありて社殿莊麗なりとぞ淡路國諭鶴羽山は三原郡阿萬鄉黑岩村にあり大永六年の再興募緣の文前に引けり其中に天竺摩訶陀國の神といへるは本懷集の說にて例の妄言なり鶴羽に乘りて來るといへるは王子晋が事を附會せしなり今も本國熊野山の同神を祭祀すといへり切部山乃西乃海乃北乃岸乃玉那木乃淵とは今日高郡切目莊西野地村の小名本村といふ所の道傍に五體王子社あり御幸記にいへる切目王子是なり切目又は切部とも今もいへり此村の邊入海の灣にありてその北岸に今も社あれば是その舊地なるによりて祝祀したるならむその社邊の岸を昔は玉那木の淵といひしなるべし神倉飛鳥は今も新宮にあり石淵谷は今新宮の海邊に近き四ケ郷鵜殿村幾編ヵ谷といふ所なるべし今一社なれども祭神三座伊弉諾尊伊弉冉等天照大御神なりにて三字社といふに合へり一本に字社とあれとも前に三神の名を出せるに合へれは誤說なり結早玉家津御子の三神の事は別にいふべし三枚の月形は神鏡にて御靈代なるべし初に出たる八角の水精は彦山の御正體なりや今何方にか詳ならず大湯原は又大宇原ともありて今の本宮の社地の舊名なるよし社傳にいへり石田河の南河内といへる地は今當郡岩田鄉朝來村に大内谷といふ小名あり富田莊に内の川村あり兩莊共に岩田川

に傍ひて村居あれば是らの中なるべし（本宮村領にも岩田川といふ川あれども小川にてそれにはあらず）富田莊中より本宮まで凡十二三里ありて山路絶嶮なり別縁起中に熊野部千代兼射二一丈七尺之大猪一追二其跡一三箇日ニシテ至二音無川之邊一また今三日道者千代兼行路也とありて地を隔てたるさまも合へり今四番莊野中村近露村の南邊に三日の森といふ高山あり是その名の殘れるなり音無河は今の本宮の社邊を流るゝ河なり勘文の傳に合へばこはよろしきを新宮の縁起には初めより新宮の楠山にての事とせしは其地を根本にせんとて妄作していへるなり一位三本とある一位は櫟木なり櫟は以知比なり位は爲なれば假字違へり此縁起古傳によりながら後假字の格亂れたる頃の僧徒の潤色せし事しらる助辭(テニヲハ)のをの字に於と書きたるも彦山の事をいへるに豐前國をさして鎭西といへるなども皆後世のさまなりされども長寛頃に引出て論ずるほどなれば其世以前よりはやくありし縁起なり大抵花山天皇御幸の頃より三山盛になりたれば此時代よりや妄作をくはへけむ詳には知りがたし一位三本の末後に又三本木本に桀造ノ寶殿ともあるによりておもふに三村郷相氣村に御本明神社ありて本宮の末社なり此ぞモト山ありけなり千代定の事は次にいふべし猪を新宮の傳本懷集などには熊とあるは神武紀の事などを思ひて改めたるか熊野といふより思ひよせたるか又三頭とあるは三所にあてゝいへるなるべけれど何れにも疑はし勘文によりて猪とあるを正とすべし三所權現といへる名は最僧徒のいひ出たるなれども三所にてはあるなるべし十二所の名の興れるは又後なり西天佛生國よりといへるも同樣にて彦山より移り出ましたる事より思ひよせたる浮說なり王子晋といへるも摩訶陀國佛生國などいへるも皆心々に妄作し出せるにてその實は愛德山の縁起の次第ぞ正しかりける

本宮御鎭座の年を根本縁起に干支のみをしるせるは僧徒の識入をなさむとてその實は時代の古くて佛法渡來の以前なるを嫌ひて紛らさむとてかくなせる事は前にいへるが如しさもあらざれば干支のみを記すべき樣なきにてもしるべしその實の年紀を考ふるに水鏡崇神天皇の條に六十五年と申しに熊野の本宮は出おはしましゝなりとあり皇年代畧記にも同じくて戊子年にあたれり又寛文の頃の本宮社傳に崇神天皇六十一年甲申九月十八日夜天皇依二靈夢一同十月十五日臨二幸于熊野一自二翌日一下二於鳳輿一御歩行之御參宮三日也故名二其地一曰二三日之道一也（こは前にいへる千代兼が猪を追ひて行たる路の三日といふ事を紛らしたるなるべし）とあるは信じがたき事なれど崇神天皇の御時といへるは古傳によりしなるべし

又皇代記の頭書に扶桑畧記を引きて記せる崇神天皇四十七年庚子十一月十五日熊野大降給見縁起とあるを根本縁起に合せ見るに庚午の年三あり假に末の庚午にあてゝ見れば次に十三年過壬午年といへるは前後の年を加へて數へたるなるを前後の年を別にして中間の年十三年と見れば崇神天皇六十一年にあたりて社傳に靈夢をいへる年にあたれり靈夢の事はいふかしけれど根本縁起に大湯原に天下給ふ事につきてさもいひつべければ先是を標的として外の干支をも定むべし新宮の傳には根本縁起の壬午の年を孝照天皇十七年にあて庚寅年を同二十五年にあてゝ記せれども前に擧たる如く古書の說皆崇神帝の御時よりとあればその附會にて本宮より新宮を古からむと構へたるよりの强ていへるなれば其說は執りがだしさて又扶桑畧記に庚午年に天降給とあるは此時始めて本國に降りませるをいふ文なる事必せれば末の庚午の年にては石淵谷より勸請とあれば天降給といふに似合しからず初めに八角の水精にて降りませる事も三才圖會彦山の條に崇神天皇の御時と見えたるは（本懷集のも崇神天皇元年とあり前にひきたり）彼地の縁起によれるなるべし是等を併せ考ふるに庚午年三箇條は元來皆同年の事なりけむを一ケ條毎に庚午年とかきけるより紛れて干支一周の後の事と心得て前文の例によりて次六十年過といふ文を二所後人の補ひたるなるべし　（又思ふにもと某天皇何年とありしを干支のみに書改めたりし時干支のみにては何年の後とも知がたければ次經幾年といふ事は皆後の僧徒などのわざならんかされば其の數へさまによりて干支正しく合ひ難きも交れり十三年過とあるなど前後の年をともに加へてかぞへたるも前の例に通ひたり又庚午より庚午の間を一所一本に五十七年とあり合ひがたし）　されば庚午年のみに限て三度まで續きて事ありしも怪しむべし是を同年の事と見れば初の庚午の所には三月廿一日とありて略記の十一月十五日（社傳に御夢によりて十月十五日行幸とある日）とあるに叶ひがたきやうなれども元來月に日數を繫けて稱する事は曆術わたりて後世の事なればこは强ひて據るにたらずさの如く定めてその初へ推のほれば甲寅年は崇神天皇の三十一年に當りて彦山の傳本懷集の文にも的當して此御世には大物主神の憑談などもありて崇神紀に別祭八十萬神仍定天社國社及神地神戶など見えたれば熊野社も此御世に驗ありて創建ありけむ水鏡畧記の傳その正實を得たるを今古縁起に徵して考訂し漸その緒を得たる事斯の如し

熊野神社神號神位

延喜神名式に熊野坐神社名神大熊野早玉神社大と見えて是本宮新宮本宮新宮の名は長寛勘文に見ゆの事なりと見えたれども祭神はしるされず又那智は見えず位階は三代實錄に貞觀元年正月甲申十七日勘文紀伊國從五位下熊野早玉神熊野坐神並從五位上同年五月廿六日辛巳從五位上熊野早玉神熊野坐神並從二位貞觀五年三月二日甲子從二位熊野早玉神授正二位日本紀略延喜七年十月十一月勘文二日授紀伊國正二位熊野早玉神從一位又從二位熊野坐神正二位此次三日法皇幸熊野また天慶三年八月廿日奉幣石清水以下十二社依祈討南海凶賊也といふ文あり此事を按ずるに長寬勘文に引たる文に天慶三年三月一日丁酉有諸社十三位記請印事去承平五年依海賊事祈申十三社故也一品吉備津彥命備中正一位熊野早玉神熊野坐神已上紀伊云々以下土佐伊豫周防阿波淡路安藝讃岐等の神なりかくの如く見えて式には熊野坐神社は名神大早玉神社は尋常の大社なるに位階の事の見えたるのは貞觀元年實錄三をはじめていつも早玉神を前に擧げられ貞觀五年には早玉神のみに加階ありて後はかへりて早玉神高位なるは式の神名帳と何故に齟齬したるにかしりがたし天慶三年の後は共に正一位にて階級同じ本國神名帳には牟婁郡天神三社正一位家津御子大神正一位熊野夫須美大神正一位御子速玉大神と見えたる是三山の事と想像せらる其配當は次にいふべし此外牟婁郡には地祇八社あれど何れも從四位上なればそれにはあらずさて延喜式國史に稱したる所と中古以來本宮新宮那智と稱する所と本國神名帳に出たる所と稱號各異にて何れを何れに充へきか定めがたく支離なるが如し師光が勘文に日本紀神代有馬村の文を引て據此文熊野權現者伊奘冉尊之靈魂とあり永範勘文に熊野櫲樟日命一書忍蹈命亦名熊野忍隅命云々是今之熊野靈神歟又云熊野本宮者伊勢內宮也新宮者內外宮也那智者荒祭宮但所見未詳とあり長光の勘文に伊奘冉尊祭熊野之時稱權現歟牟婁郡熊野早玉社是也早玉爲言幸魂以上四通は伊勢同體なりといへる勘文中にあり太政大臣殿勘文に伊奘冉尊事已有兩說未詳若以紀伊國有馬村爲定說者如淡路伊奘諾尊何無授一品事哉又云貞觀元年正月淡路伊奘諾命從無品授一品云々同年五月從從五位上被授從二位以之思之若謂非伊奘奈彌尊歟と見え次に熊野坐神を櫲樟日命と高倉下等の說あり次に早玉神號を書紀に

盟之曰族離又曰不負於族乃所唾之神號曰速玉之男

次に出雲熊野杵築神の事を舊事本紀曰次洗御鼻之時所成之神名速素盞烏尊坐出雲國熊野杵築神宮愚按如式文者出雲國紀伊國熊野似同神若其方付無相違可謂同神者是已素盞烏尊也至非伊弉冉尊歟と見え此以下伊勢と同神とするに三疑あり一者太神宮爲大以加茂住吉爲中餘皆小二者有稱宮之神有稱社之神云々三者有授品之神有授位之社といひて同じくさる由を述たり類業の勘文にも所唾之神號曰速玉之男文ニヨレリ又淡路ノ此等チモイヘリ兩宮(イサナキ イサナミ)爲伊勢之別宮更無授位之禮是等尊崇異於他神之故歟加之日本紀注云至貴曰尊自餘曰命云々兩神既號尊熊野ハ猶神ナリ可謂相別歟とあり

按ずるに天地本紀に御禊の訛傳に熊野大御神加夫里支久之彌居怒命と須佐乃乎命と別神の如くしるせる則月讀命と須佐之男命と混じたると同じ事にて月ヨミ命のヨミに黄泉(ヨミ)の緣あり三面月形にて下り給ふ事又よしありて聞ゆ

只伊弉諾尊所唾之速玉之男素盞烏尊所吹之櫲樟日命並高倉下命等終始不詳難難取信頗易竊於紀伊州之靈神歟抑熊野權現爲太神宮御母事據斯等文所見不詳云々若有神母之議者神宮有異之時古來何不告謝南山乎八幡宮生之時被申香椎廟加茂社有重事之時被告松尾社云々就中神宮者禁絕私幣忌憚佛敎熊野者不嫌黔黎容受緇徒其風乖速其俗懸隔者也

右二通は非同神勘文なり

永範の勘文は熊野櫲(ク)樟日命を熊野靈神歟といへるは熊野坐神社をいふと聞え長光の勘文は伊弉冉尊を早玉社なりといふ考也太政大臣殿の勘文には伊弉冉尊といふを破して三疑ありといひ熊野坐神を熊野櫲樟日命高倉下等の說あり

早玉神社は速玉之男命とし又熊野坐神社を出雲の熊野と同神素盞烏尊ならむとある此說よし但杵築神宮とあるは舊事紀の誤にて杵築は大國主命にて熊野神社は別所なり類業の勘文も大體同じ

右等を通考するに伊弉冉尊也といふは社司等の其神社を尊くせんとていひ出したる事にて既に鎭坐の條に云る如く素盞烏命熊野坐神社にて是緣起に結宮といへるなり熊野櫲樟日(クスヒノ)命也といへるは熊野といふ名又クスビとムスビといへると似たるよりいへるなれど出雲の熊野と思ひ合するに出雲國造神賀詞に伊射那伎(イサナキ)乃日眞名子(ヒマナコ)加夫呂伎(カフロキ)熊野大神櫛御氣野(クシミケヌ)命國作坐大

穴持命二柱神乎始天とあるに此櫛御氣野のクシミをムスヒと通はせたるにや本國神名帳に夫須美大神ともあれば種々に轉訛して稱せしなるべし又夫須美の夫の字は久の字の寫誤かさらばます〳〵クシミに近し是鎭坐の條にいへる如く出雲より移りまして紀國の熊成峯にましてつひに根國へ入ましゝを本宮の地に鎭め祭れるに熊成の辭約まりて熊野坐神社と稱しけむ事疑ひなし本宮としもいへるは愛德山の緣起に鼈氣離緣國緣鄕尋とあり本宮の古老の傳に此神は潮氣を嫌ひ給ひてかく山中にますといへるを合せてしかおもはるさて早玉神社は則勘文の說の如く早玉之男神にて神代紀一書の黄泉國より伊弉諾尊の歸りまさんとする條に因將出返于時不直默歸而盟之曰族離又曰不負於族乃所唾之神號曰速玉之男と見えて伊弉冉尊と御契を絕ち給へる時の神なるに伊弉冉尊の陵所を古事記には出雲と伯耆の界なる比婆山といひ日本紀には紀國の有馬村といふその兩國ながらに延喜式內早玉神社ある事神代の幽契なるべければこは有馬村より路程遠からざる新宮の社その神なるべしさる故に根國に入ませる素盞烏尊にそひて祀られたらんも又其理ありされば愛德山の緣起によりて考へたる如く出雲より素盞烏尊此國に移りまして所々經歷し給ひ新宮の神ノ倉石淵谷などの邊にもまし〳〵てつひに本宮大字原に鎭坐有ける時早玉神も共に祭りしなり（此時飛鳥社は事代主神御食津神を祭りしか殘れるならん）新宮の今の地或は石淵谷などに早玉神はもとより鎭坐有けるを後又本宮を摸して新宮の今の宮地に同じく二神を祭れりとおもはる三所と稱せし又其後ならむそは御垂跡緣起の文に新宮乃東爾阿須加乃社乃北石淵乃谷仁勸請靜奉津留始結早玉家津御子登申二字社也とあり（或本には結玉とありて早の字脱たり一本にあり又一本に家津美御子とあるは重りて誤也本國神名帳には氣津御子神とあり）是結神と早玉神と家津御子と三前なるべきに二字とあるは三の字を誤れるかと思ふに何れの本にも二字とあれば寫誤にはあらずよりて思ふにもとは結家津御子早玉登申二字社とありて結家津御子とつゞきて一神の名なりしを後那智を合せて三山といひそめ初をもと三神とせんとて結と家津御子を二神とし熟語を殊に一神と心得させまじき爲に中へ早玉の名を割いれてかく稱し來りしならむさては下文をも三字社とすべきをさすがにその頃まではもと二字なりし事明白にて僞造しあへざりしなるべしそはもと那智の僧徒など殊に我山の式內にもれたるをうれたみて結早玉兩社の外に證誠殿といへることをつくり出て是を結早玉の御前より殊に尊くいひなして我山の本社としさて三山とも

に僧徒心を合せて何方も王前にいひなしけむ平家物語康頼祝詞の條にも島のうちを尋ね巡るに云々山嶽の峨々たるより百尺の瀧水漲り落たり瀧の音殊にすさまじく松風神さひたるすまひ飛瀧權現のおはします那智の御山にさもにたりけりさてこそやがてそこをば那智の御山とは名づけられ此峯は本宮かれは新宮これはそんじやうその王子かの王子など王子〳〵の名を申て云々日本第一大靈顯熊野三所權現飛瀧薩埵のけうりやうつの寶前にして（祝詞の初に治承元年丁酉云々とあり）それ證誠大菩薩は濟度苦海の教主云々とありて次に若王子の事を一文の一所に證誠大權現飛瀧大菩薩青蓮慈悲の眸をあひならべさをしかの御耳をふりたてゝ我等が無二の丹誠を知見して天の懇志を受納し給へ然則結早玉兩所權現おの〳〵機に隨ひて云々などあるを見るに此頃は那智を專として飛瀧權現證誠殿を第一に祈りて結早玉の兩社は添ものゝ如くしたる心機見えたるをもてしるべし大方三所權現といへるうちに十二所權現利生の趣をならべてといふ詞一所見えたりされば二字社とあるは正しき傳にて一社は早玉之男神一社は結家津御子神にて則櫛御氣野命の御名の訛傳なりクシミケヌとムスヒケツと音近し家津をケツとよむべき事は本國神名帳には氣津御子神とあるにてしら

れ御子といへるは前に引たる神賀詞に伊射那伎乃日眞名子とあるに符合せり又おもふに結早玉家津御子と稱せしは結は前の如くクシミケヌの訛轉の略稱にて家津御子は別に造り添て三所としたりと思はるゝ事もありそは元來此熊野の社司など古より饒速日命の系多くてさる傳を三所の鎭坐の事に混じたる傳も多きを思ふに（此辨は次の熊野部氏條にいふべし）姓氏錄左京の神別天神の部も眞神田曾根連は神饒速日命六世孫伊香我色男命男氣津別命之後也と見えたり眞神田といへるは神武紀に熊野神邑といへるによしあり今も奥熊野中に神丸神上神内神木などいへる村名多くあり曾根浦といへる地もありてかた〳〵よしあれば祖神として此氣津別命を氣津御子神と祭りたるかともおもはる今も本宮新宮の末社などをその姓その家の祖神などいふが多きをも思ふべし委くは熊野部の辨にいへる如し又熊野神は天竺摩訶陀國より飛來せりなどいふも須佐之男神の新羅國より渡りませる訛傳と見ゆれば摩訶陀國よりといへる地名はもしは此眞神田といふ姓より出たりといふを附會したらんも知りがたし似たる稱を佛語などに引合せていふは僧徒の常にて有馬村の花の窟をも般若の窟なりといひて大般若經を窟にをさめたりなどいへるも同じ類なり右の如く辨じて

今考定する所熊野坐神社は今の本宮にて本國神名帳に載る所の熊野夫須美大神なりむねこ祭る所は中昔にいへる結宮にて素盞烏尊なり熊野早玉神社は今の新宮にて本國神名帳の御子速玉大神則中昔にも速玉宮こ稱してむねこ祭る所速玉之男神なり那智は式内には見えず本國神名帳に見えたる家津御子大神にしてむねこ祭る神は是も須佐之男命なるべし（又一説にあげたる氣津別命にてもあるべし）瀧宮は別に飛瀧神こ見えたる則飛瀧權現也もこより那智は後に三山鼎立したれごも寺院なるかもこなれば初はいかに有けむおぼつかなき事なりしかして三山こもに右の三神を共に祭りて三所權現こ稱し三山をすべていふ稱こもなしたるなるべしされば御垂跡緣起にも三所權現こ見えて十二所こは見えず古くは三所の稱なりしを後に祭りそへて社殿を增し十二所こなしたるなりさるは仁和寺諸堂記鎭守の祭に始者被レ奉レ勸二請熊野一若王子北院御室御時被レ勸二請三所權現一當御時被レ奉レ請二十二所一以外被レ奉二貴敬一也こあり始こは同書に仁和寺は小松天皇御建立始寛平法皇御時被二供養一こあれば法皇熊野御幸の頃などに祀り初給ひしなるべし北院は大僧正濟信の建立にて北院御室こいへるは諸門跡譜に御質弟六世守覺法親王北院御室こ見ゆ建仁二年八月に五十三歳にて入滅なれば三所はその以前勸請なり當御時こは諸堂記の末に仁治三年六月廿三日被注了こありて第八世道助法親王の時にて（光臺院と云）十二所は後なり

十二所の號のみえたるは平家物語仁和寺諸堂記等なりそのまへ長寛勘文御幸記などにはみえず但し御幸記本宮の條に光證誠殿次兩所次若宮殿（御幣五）（マヽ）次一萬十萬御前祝申了こあるは三所の外に若宮以下あるさるなり若宮殿の下に御幣五こあるは此頃は若宮五坐合殿にや餘は御幣このみにて數なければ一坐づゝこして數ふるに十坐ありて十二所はなし此文詳にして大略をいへりこは聞えず次一萬十萬御前こあるも一社にて二坐合殿こおもはる上の兩所こあるはかの結宮早玉宮にてはこは舊より重くいひなれたれは二社なるべしさの如く數ふれば社殿は五社にて今の社數こ同じくて稱する所は異なり今の宮居五社は則此御幸の頃よりかはらずして祭神舊來三坐の外に僧徒の妄作にてさま〳〵こ稱してつひに十二所こなしけるならむ平家物語は古けれごも猶その時に書ける物にはあらでやゝ後に追記せしなれば十二所こみえたるも證こしかたし夫たに大方は三所こありて只ひこ所十二所こあるも舊より鬼界島まで康賴のいひし辭の內なればその時はいかに有けむしられぬ

事にて傳聞を後に記せるなれば實は其頃いまた十二所の稱はなきなりさる故に建仁の頃に北院御室の勸請ありしも三所權現なりもし此以前に熊野も十二所ならば後の仁治の頃の勸請をまつべきにあらずされば十二所の稱仁治以前四條天皇の頃に出たる事疑ひなし平家物語の作者信濃前司行長の事徒然草に後鳥羽院御時こ書たれごも此物語十二の卷文覺流罪の條にされば承久に御謀叛起させ給ひてなごも書たれば承久より以後堀川帝四條帝の頃に平家物語は書けむここしられたれば十二所こ見えたるも當時(ソノトキ)の證こはなりがたし

三穂窟考

三穂の石室は、紀伊國の名所と、歌枕の諸書に見えたるに、其所在いまだ詳ならず、古くものに見えたるは、萬葉集三の卷に

　博通法師往紀伊國見三穂石室作歌三首

皮爲酢寸久米能若子我伊座家留一云家牟三穂乃石室者雖見不飽鴨
一云安禮衡家留可毛
常磐成石室者今毛安里家禮騰住家類人曾常無里家留
石室戸爾立在松樹汝乎見者昔人乎相見如之

右のうち常磐なる云々、石室戸爾云々二首は、玉葉集雜部にも載れり、はたすゝきくめの若子か云々の歌は、玉葉には洩されたり、今日高郡三尾莊に、三尾村ありて、西を大三尾といひ、南を小三尾といふ、漁人の家多し、此村の東方、後磯といふ所の海邊、南向に石窟あり、深十六間、高八間、幅三間ばかりにて、土人之をウックシナと云ふといへり、麗穴の意にや、古老の傳にも此所は、古き名所なりといひつたへたり、往來にはあらず、浪高き時は、窟中へ潮打入るさま、人の住居すべき體とも見えず、されど古くはいかにありけむ、此邊外にも同樣の窟あり、何れならむ、今詳ならず、萬葉のはし書も、紀伊國とのみありて、何處ともさだかならねど、三穂といへる所、國中に外になければ、昔三穂といひけるを、今は三尾といひて、字もかきかへたるなるべし、比井御崎の邊にも窟あり、此は三尾村の窟よりは、一里許も隔りたり、また萬葉三卷、和銅四年辛亥、河邊宮人、見姫島松原美人屍哀慟歌四首のうちに 但し此端書は衍文にて、外の歌のはし書にまきれたるなりと云り

加麻侶夜能美保乃浦廻之白管仕見十方不怜無人念者

　或云見者悲霜無人思丹

見津見津四久米能若子我伊觸家牟磯之草根乃干卷惜裳

以上是らによめる久米の若子、何人ならむ詳ならず、按るに日本紀顯宗天皇卷に、弘計天皇更名來目若子大兄去來穂別天皇孫也、市邊押磐皇子々也、母荑媛荑此云波曳

譜第曰、市邊押磐皇子、娶蟻臣女荑媛遂生三男二女、其一曰居夏姫、其二曰億計王、更名島稚子、更名大石尊、其三曰弘計王、更名來目稚子、其四曰飯豐女王、亦名忍海部女王、其五曰橘王、一本以飯豐女王、列於億計王之上、蟻臣

者菅田宿禰子也
こ見えたり、此天皇の御事か、又は久米姓の人の事か詳ならねど、古書に久米若子こ見えたるは、此帝のみなり、（久米部大久米命、久米の子たとけ別にあり）されば是ならむこ思ふに、歌ながらも何こなく後天皇に成給へる君をよめりこ見れば、無禮（ナメ）げに聞ゆるやうにもあり、又此袁祁命、御父市邊忍齒命の、雄略天皇いまだ御子にまし〳〵し時、其災を遁むこて迯出まして、丹波播磨におはしましゝ事は、紀記に見えたれごも、此國に來ませる事は見えず、されごも此意富祁（仁賢）天皇、袁祁（顯宗）天皇の事につきては、紀記こもにいぶかしき事多し、既に古事記傳にも云る如く、雄略天皇の御世、日本紀はいたく短し、御壽は崩の所には見えざれご、允恭天皇紀の七年に生れませるによりて考ふれば、御年六十二歳なるべくおぼゆ、然るに古事記には、百貳拾四歳こありて、いたく違へり、此帝御若き時、引田部赤猪子に契らせ給ひし事あるを、赤猪子八十年の後、申出たる事あり、之を證こすれば、六十二歳にては固よりあはず、此は紀の誤にて、古事記の如くなるべし、又さるにては雄略天皇御卽位ましまさぬ以前卽、市邊忍齒皇子を殺し給へる時、意富祁尊、袁祁尊も逃去給へるに、其後、雄略天皇の御代長く、且清寧天皇の御代をも歴て、後に袁祁命、治天下八歳、御年參拾捌歳こあるにはかなはず、又播磨にて、火燒少子こあるもいかゞなり、但し火燒は古へ多く童を用けるより名目になりて、さらぬをも火燒わらはこいへりこもすべし、又古事記に坐左右膝上こいひ、日本紀に兩兒こあるなごは、わらはこ云るより、粉れてふこ書き給へるにて、御年三拾八歳こ云るにもかなはず、是ら古事記傳、雄略御卷以來、所々に要を摘て云るなり、又同書淸寧天皇御卷の考に曰、雄略天皇の紀年のいぶかしきにつけて、倩按ふに、此二柱王は、實は押齒王の、御子にはあらで、御孫にやまし〳〵けむ、押齒王の殺され給へる時に逃出ましゝかば、此意富祁尊、袁祁尊の御父王にまし〳〵て、丹波播磨などの民間に流離（サスラヘ）て竄り坐けむ、さるは、御名を深く隱し忍びて、民間に終世坐る故に、其御名も傳はらず、世に知られ給はぬ成べし、さて古へは子孫末末までも、通はして子こいひし故に、其王の御子たちをも、押齒王の御子こ申て、遂に直ちに御子の如く申傳たるにや、されば播磨にての御名告にも、押齒王の御子とは詔はて、末（ミスエ）こしものり給へるも、御孫なるが故にてもあらむか、されば此二柱王は、其父王の流離（サスラヘ）坐りしほごに、丹波播磨などにて

生坐けむ、之に就て思ふに、飯豐王は、書紀の傳の如く、押齒王の御子なりけむを、此記に二柱王の姨とあるは、押齒王の御孫と見れば、實に御姨なり、又雄略天皇を、古事記の細注によりて、在位九十二年としたるも、御年も違ふ事なしとあり、此說によりて猶考へ添たる內遠が古事記年紀考に、此古事記傳の說の如くにて扨此二柱王の御父の御名、則久米の若子と申せりけむを、袁祁天皇の一名と記したるは、前說の如く、一世とも二世とも、さだかならず申傳たる故に、豐飯皇女も、御兄弟とも御姨とも申つたへたる紛れの有ける成べし、其上、意富祁尊、袁祁尊と申す御名も、按ずるに、祁は久米の反にて、御父久米の若子と申せるより、その御子二柱も、大久米尊、小久米尊と、負せて申せるが、やがておほけの尊、をけの尊と約りたるならむ、さる故に御名の似たるより、一名にも紛ひて傳へけむ、その父王の久米の若子は、はじめは紀記の傳の如く、丹波へ逃れまして、丹波にて二柱王は生れまして、其後父王は二柱の御子を丹波に殘し置て、紀の國に猶深く逃れまして、みほの窟に、日下部連使主と、共にましまし〳〵けるが、終に此石窟にて、薨しましける成べし、萬葉の歌の意しか聞えたり、此紀の國にまし

ける事は、外に據はなけれども、則此萬葉の歌をもて證とすべし、記紀に漏て、かたへの書に傳の殘れる事は、外にも例多し、日本紀顯宗天皇紀には、於是天皇(顯宗帝の事なり)與億計王聞父見射、恐懼皆逃亡、自匿帳內日下部連使主(使主日下部連之名、使主此云於彌)與其子吾田彥、竊奉天皇與億計王、避難於丹波國余社郡、使主遂改名字曰田疾來、恐見誅從茲遁入播磨國縮見山石室、而自縊死、天皇尙不識使主所之、勸兄億計王、向播磨國赤石郡、俱改字曰丹波小子、就仕於縮見屯倉首、(縮見屯倉首忍海部造細目也)吾田彥至此不離、固執臣禮、と見ゆ、此文にては、日下部連使主が死せるは、播磨國と見えたれども、此は紀の傳へを誤れる成べし、播磨に此故事をいへる地、今たしかならず、石寶殿と云へる所を、此窟ならむといへど、此は窟といふべきものにはあらず、又此人の死せる事も、兩王子恙なくましませるを捨て、捜し出されむ事を恐て、窟に入て死けむ事甚いぶかし、此は按ずるに、かの逃出ませるは、二柱王の御父にて初は丹波にまし〳〵て其處にて、二柱御子出生ましける後、猶深く匿れ給はむの御意にて、兩王子を殘し置て、此使主を從へまして、紀の國三穗の窟に來まして、終に其處にて薨しましませるのち、使主もそこにてや縊死な

しけむ、又は使主は猶遁むとて、播磨國に至りしが、終に縮見山窟にて死けるやらん、さてこれは前に引たる皮爲酢寸以下三首の歌も、次に引たる加麻𤢖夜能云々見津見津四云々の二首もそのさまにかなひて、能く聞ゆるなり、さて又前に引たる紀の譜第に、其二曰億計王、更名島稚子、更名大石尊、其三曰弘計王、更名來目稚子云々又仁賢天皇紀に億計天皇、諱大脚、字島郎、弘計天皇、同母兄也、細書曰、更名大爲と ある、大石大脚、大爲は、皆文字を當たる違のみにて、倶に於保之なり、さて此一名など多く紛らはしげなるも、かの二世を一世と誤りたるによりて、父王の更名なりけむ、今紀國那賀在田の郡界の山を、大石峰といひ、生石大明神といへる社もあるは、此時のよしあるにや、これを二王子の播磨國に後におはしまし事より紛れて、播磨なりとも傳へたるより、石寶殿のかたへに、生石子神社もあるにや、又萬葉三之卷、生石村主眞人歌に、大汝小彦名乃將座志都乃石室者幾代將經とあるを、或説に此志津窟を、此石寶殿なりと云るも、生石村主の名によしあれど、ここにかくに此石寶殿といへるものは、窟のさまならねば、さはいひ難し、扨右の如く父王薨し給へりし後、二王子は丹波より播磨に出まして、志自牟が家に入ませるなるべし、そは丹波小子と唱へたるにて知るべし、此は父王と使主とには引わかれ給ひて成人し給ひ、父王の御ゆくへもさだかならず、只ほのかに播磨にやましぬらむなど云るやうの風說より、使主の子の吾田彦を隨へて出ませるなり、其は使主實に播磨に至りて死けるが、又其世より播磨にともいひけむ嗨などの有たるにや、都にて其間の細說は傳はらず、紀にも事をはぶきて記されたるより、使主の死たるよしの、何故ともしられぬやうに成たるなるべし、舊事紀にも聊か疎密あれども、大かた紀の如し、古事記には、殊に省かりたる傳にて、丹波の事も見えず、直ちに倭より山代を經て、播磨に至りませる如くに聞ゆるも、異傳にはあらず、たゞ傳の疎なるなり、されば此押齒尊の御末二世なりと云るは、雄略天皇の御壽と引田部赤猪子が事などにて、年數程ありけると、蔚奴と詔へると、飯豐尊を御姨とあるをもて證とすべし、紀國に出ませる事は萬葉三卷の歌五首をもて證とすべし、かく見れば大抵その記紀の遺漏を補ふと謂べし、その三穂窟は、何處とはさだかならねど、名に據るに今日高郡比井御崎なる、三尾村より外なし、窟は初にいへるが如くにて、さだかには定め難し、思ふに此所もしは忍齒尊の御領などにて、そのよし

に此處に來ませるにはあらざるにか、三尾村の隣村に、阿尾村こ云へるあり、是飯豐青の尊こいへるよしありて聞ゆ、又郡の日高を飯高こかけるも、飯豐こいへるによしある事にはあらざるにや、猶考ふべき事なり、

大地主神の一則

古語拾遺末の大地主神の一件萩原廣道と、眞榛との贈答のうち、初答には、かねて發期はなく、問はれて後、急に答へられたるものと見えて、いまだ熟せず、うち思ふまゝなるべし、必竟は、前に入べき所なく、いれては文勢ぬけてと、おこしつけたる樣にて、さては廣成も、窮してのしわざといふやうに聞えて、いまだしきを、一わたりはうべ〳〵しくも聞ゆるなり、されば廣道再問に、述る所は、かねて考へ置たる所をいへる樣にて、末に出せるは、神物靈蹤云々にかけてときたるは、目のつけ所一ふしあり、されどこは再答に、跋文の神物靈蹤は、熱田神劒の意にて更に疑ひなし、造式云々などの事を、大地主神の條にかけて聞ゆべしや、前件といへるも跋文なれば、前條のみをいへるにあらず、初發よりの前件ならでは聞え難く思ひし、とある前件といへるも云々以下、いとよし、此ごとくに、大地主神の一條にのみかけていへるにはあらず、されど又造式云々の事を、大地主神にかけて聞ゆべしやといへるはしひごとゝ聞ゆ、廣道はたゞ神物靈蹤などいふ文をこそ、こゝにかけていへ、跋文をなべてそれにかけてとは、いはざるべきを、強ておしけたんとて、こゝまでを引てこぼつやうにて、おとなしからぬいひさまと聞ゆるなり、又熱田の神劒の事にて、さらに疑ひなしと限りていへるも、廣道が大地主神の條にのみ、かけて見たると、伯仲の間にて、九十步百步の論と聞えて、見所隱かならず、たゞ跋文なれば、前條のみをいふにあらず、初發よりの前件ならではといへるぞよき、自身かくいひもしながら、神劒の事にてと限りたるは、しひて廣道の說を、くじかむとして、自らもおぼえず、自語相違したるならむ、さて目をつけたる所は、兩方ともによき所あるを、おの〳〵わが說をのみ、主張せんとする意にくらまされて、隱かならずして、二かたともに可否交りて允當ならず聞ゆ、今兩說を折中して、よき所をもあげ用ひ、かねておのれが思ふ所を次にのぶべし、○まづ大地主神の一件を、前にいはずして末に出せるは、前初にくはふべき所を見わたすに、定禁厭之法云々皆有效驗也、○こゝの續きにいはゞいふべく、此所の他には入べき所なし、そは是より前は、スサノヲの尊を專とかきてさてそれより大己貴神の生ま

せる事に續きたる文なれば、入べき所なく、こゝより後は、天祖降臨の事に及べば、また入べき處なし、さて見ればこゝに入んと、廣成宿禰思はれたるにもあれ、又こゝに加へてよきか惡きかおぼつかなかりし事もあるべし、さるは今にては、誰しも大地主神は、大國主神の事と心得をらめど、其當時は、大己貴神と大地主神とは、別神と思はれたらんも知るべからず、さては容易にこゝに入ん事も定め難かるべし、此蟲の古事一條、他書に見えず、たゞこゝにのみ記せるにて、以前も其傳廣からずして、神名も大地主神とのみ書傳へて、何れの神とも知らざりし事も有まじきにあらず、さて見れば、始の所には書べき所なきにあらずや、されど又もらして傳へざるもあたら事にて、必きとしたる一故事の趣ある事なれば、十一箇條終りて、末に出して跋文につゞけるより、中々にいではえして、人の目もよくとまれる也、同じ事ながら、始の種種の中に續くる時は、別段の一箇條ならぬより、人の見る目おろそかになりもやせんと、特に此文をあたらしみて、末に出せるは、廣成の意らひなるべし、されば跋文は、一部のはじめよりなべてかゝる事は勿論なれども此條ありて、たゞちに次にちかく神物靈蹤といふ文ある證ありて、思ひ合すべ

く、はじめのスサノヲの尊の一件より、天岩屋戸につゞきて、其時鑄たる御鏡の現に伊勢、紀伊國に傳はれる事をはじめて、あはれあなおもしろ、あなたのしの語の古く傳はれる事、天叢雲劒の今も尾張に傳はれる事、療病禁厭之法、今もしるしある事、天壤無窮の神勅の動かざる事、諸神天降の末裔ある事、蟹守の號のおこれる事、紀ノ國御木、荒賀出雲より玉を奉る事、阿波國の麻より、總ノ國結城、安房等の地名のしるし殘れる事、讃岐の矛竿の事、八神殿の事是ら皆後々まで傳はりて、當時人の能く知れる事にて、虚といふべからず、其源は神代にありて神代磐古の如きも、信せずしてはえあるまじき事どもならべて、さて諸姓の古事に及びて中臣、忌部の源をとくを續として、我家の衰降を歎くにいたりて、本意を發して大意をのべ、さて夫より闕典所遺を十一條出せるにも、第一に、重き熱田の神劒の事を出し、第二に伊勢神宮の班幣の、他におくれたるをいへるは、重事なればなり、熱田を先にして、伊勢を次にしたるは、伊勢は順次たがへれども、猶班幣の事はあり、熱田には闕如して、さらに禮奠の事なき故に、うれたみ多きをさきとしたるにて、此兩條は最大事なり、第三より、第八までは、齋部の衰へを、古例にそむけりといふ

を主として、我此度の蓄憤の本意正面なり、さるを一二に他事を出せるは、わが私なく、古轍を專こ云にて、たゞ吾家の衰を歎訴するのみならぬ意をあらはせるものなり、第九は、鎭魂、猿女君の家の事、是亦我家の事のみをいはざる證、第十は造幣の件、齋部はあづかれごも、本源の諸氏のあづからぬを慨たみたるは、ます／＼私なきをあらはせる文なり、第十一は中臣の權を專にするをにくみ、勝寶九年の口宣も、中臣などのしわざこ見て、下に我家其他も用ひられざる事を慨たみたる也、かくて末に、前にいふ蝗の一條は、こよなく尊き古事なれごも、前にいふべき所なくて、末に出せるは、又初にくさ／＼いへる、今世にもしるし殘れる事の首尾にて、これをこぢめに置て、そをうけて跋文に、なべてを括りていへる故に、よく聞えて、此一條ここに人の心にとまるべきさまなり、されば似聲古より、不レ可レ謂レ虛こいふまで、一くさりの續きにて、神代のあやしげなる傳說などを、大同弘仁の頃は、漢籍さかりに行はれて、詩文を專こし、諸人ます／＼皇國の古典にくらきのみならず、其ノ古傳を壓倒せんこする徒の多きをうれたみて、こたびの召問に時を得たりこ、いたくよろこびて、幸に蓄憤を發せしは、いかによろこばしかりけん、されごさやうの時勢なれば、我意をのべさゝげたるまでにて、もこより其申せる如くに、行はれはせじこは、廣成も思はれけめご、かく上表せられたる故に、千古の後、今も傳はりて、記紀にもれたる古事を知るは、此宿禰の賜物なりき、さて又此ノ大地主神の一條を、第十二こも記さざるは、固より第十一までは、かくも有べきに、其事行はれずこいふ箇條にて、あらためばあらたまるべき事を愁訴したるなるに、此蝗の一條は、たゞかくの如しこ傳へ置んのみの意にて、これを改めて、かやうにしたしこいふ條意ならねば、第十二こは記せざる事勿論なり、右にいふ如くなれば、初に出しては、文勢ぬけていらざるより、こゝへ入られたるものかこいへるは、せん方なくていへるのみにて、大凡はかくてもあたる如くなれごも、今少しこまやかに見ていふべきを、かりそめに思ひわたしたるより、前にいふ如く、前に入がたき所までは、心つかぬなるべし、又神物靈蹤の文を此條にかけて見るも見所なきにはあらねご、さのみいひては、跋文の大意一部の全體にかゝる意をそこなふ、故に論たち難し、されご此文、そこへもかゝりて、目をこむべき事は、又前條にいふが如くにて、はじめよりのをち／＼をはじめ、こゝの末の一條のす

ぐれたる古事、後々までも殘りて、當時片巫肱巫などいふ名なども、傳はり有し事知られ、白き豕、馬、鷄などもて祭る事の故よしなどありて、其古傳を殘せるにて、今も國々所々に、かたちばかりにもあれ、殘れる事、備前兒島在の類なほありときこゆるなり、あなうむかし

天野告門考　附丹生氏文考

本居内遠著

丹生大明神告門

○丹生大明神は丹生津比賣大神を申奉る當社名神なれば名神と稱し名神を明神とも通はし書き又さらに大の字を添て大明神と書せるなり名神の稱の古きは更なり明神大明神と稱ふるも近き比の事には非ず日本後紀弘仁五年九月戊子奉幣朋神と云より始て史ともに多く見えたり大明神と書る事も類聚符宣抄に載せたる延喜廿一年の神位記の官符本朝月令に引たる秦氏本系帳等に見え日本紀略に式外の神を明神と稱ふるもありやゝ後々は何れの神にもあれ漫に大明神と申事に轉じ來りしかどこゝに大明神と稱ふるは後世漫に稱ふるにはあらず古くよりの事なるべし（又按に大明神の大は大社の大明神は名神にて式に名神大とある限りの社を稱ふる稱號なりしがやゝ後には名神大ならぬ神にも中事に移りたるにやあらん）されどいと古くはたゞ告門とのみ有けんを後にかく書添たるなるべし告門の假字の古雅なるに較ぶれば何となく後めきたる文字なり、○告門は祝詞の假字なり告は告の古躰にて萬葉集一吉閑（閑は閇の誤なり）に作れるなり當社家に藏する壽永年中の古文書に當社御吉門狀云とて此祝詞を引たり告は古書に多く乃里と訓めり門は水門大門など古書に多くトと訓めれば登の訓假字に用しなりかくて中古以來は多く告門と字音に呼び來れるさまなり

懸幕毛恐岐皇太御神乎

○幕は式の祝詞に卷と書るに同じくまくと云詞の假字なり詞の意は人口にかけて申さんも恐れ多きと云意にてまくはんと云と同じ意なり○皇大御神は則丹生大神を申す皇はもと統る意にて御國と統知らしめす天皇を申すより起りて皇統の神等をも皇神と申奉れるが後は何れの神にもあれたゞ尊ぶ言となれるなるべし大御神と云も夫に同じかるべし○原本毛をモ岐をキ乎をヲに作れり今他の祝詞の例に因て改む下皆同じ

歲中爾月乎撰比月中爾日乎撰定氏

○式祝詞に八十日日波在止今日能生日能足日などある如くかく重て云は古言の文なり原本中爾の爾二處とも脫したりと覺ゆれば今補つ又氏をテに作れり今あらたむ

銀金花佐支開吉日時乎撰定氏

○萬葉集　天皇の御代榮えんと東なる陸奥山に久加禰花佐久とありて金銀の出るは賞たき日時なればかく云るにて上に引る生日乃足日の類なり　されど式の祝詞などには見えぬ詞なり天正年中に寫せる日高郡□□社の祝詞に金花佐久吉日云々といふ文あり　全文は佛語かちなるものなり　此類なりされど上古の詞とは聞えず　按に銀花佐久金花佐久と云へきを如此云へるも古雅には聞えず吉日時も古雅たらず

當年二月春御門奉仕申久十一月秋御門

○當年は諸祝詞に某年某月某日など書るに同じ本註に二月云々は月次祭祝詞に今年の六月月次幣帛　十二月者云二今年十二月ノ月次ノ幣帛一　などに同じく譬ば今年の二月の祭には天保六年止云年乃春ノ御門仕奉と唱ふるなり十一月を秋御門と云は古くは一年を春秋と二ッに分ちて冬の事をもおほらかに秋と云へる事例あり　神嘗祭に嘗の字を用たるも同し　御門奉仕は神前に侍候て祝詞を宣る意なり　御門乎仕又御門爾仕と讀ても誤にはあらねは宮づかへ又御墓つかふるなどの例によりて訓めり　○原本申下久字なし例によりて今補ふ

高天原爾神積坐天石倉押放天石門忍開給比天乃八重雲乎伊豆乃道別爾道別給天、

○神積は神留と書るに同く　かむつまりと訓むべし　つまりは集意なり○天石倉は記又式祝詞に天之磐座とあるに同く天神等の集り坐すくら座なり○押放の押は押照臨照押勝おしなべておしひたすなどのおしと同く殘る隈なく平らかにおしならすやのう意より出ですべて其事を強く云詞と聞ゆ　酒宴に唱レ平と云をも思ふへし　さてこゝは磐座を名殘なく放れ給ふにて放るゝ事を強くいへるなるへし紀に脱二離天磐座一と書るも此勢あり　手もて押し放ち給へる意にはあらず　さて此詞記紀等にははなれとのみあれば事もなく聞ゆるに此文には押の字あれば穩ならぬこゝちすれど如此いへるも古言なるべし若押のくる意ならば押放と訓べし○天石門は此大神の御殿の戸なり忍開の忍は古くよりおしと訓める例いと多し天の八重雲八は彌の意にて幾重も幾重も重れる雲を云ふ○伊豆の道別伊豆は稜威なり道別は道を排行意にて八重雲を分るなり　○高天原より是までは天神の天降ます事を云ふなり

豐葦原乃美豆穗乃國爾美豆毛給天止志

○豐葦原乃美豆穗乃國は皇國なり爾の字原本になし今補ふ　美豆毛の美豆は瑞なり毛は穎にて稻の穗を云なり穎の約りきなるをけに轉して云なり　第二音を四音に轉し云事例多しといふの約りちふなるをてふと云へるをも思ふべし　瑞穗と言に同じ稻穗を毛と云事は毛付毛見立毛な

ど今もいと多し美豆毛と云詞他の古書に見當らねど古言なるべし○給止志大は給はんとての意なりしと云詞かゝる處に用ゆる例古書に多し給はんと云へきを給ふといへる例古書に多しすべての意は皇國を豐年ならしめんとてなり

國郡波佐波爾在止紀伊國伊都郡 庵太村乃石口爾天降坐天

○佐波はさはなりかくこと〳〵しくいへるは古言の格なり

○庵太の庵は庵に同じ阿牟の假字に用ひたるなり庵太村は今の慈尊院村なり此村を近郷の古老は猶庵田とも云へり弘法大師慈尊院を建しより轉して村名ともなりて古名は失たるなり ○石口山口などの口にて麓の意なり今も山麓に此神を祭りて天野社に次て美麗き宮作なり此地形石口と云によくかなへれば始て天降坐したる地なる事疑なし

太御名乎申波恐之不申波恐支伊佐奈伎伊佐奈美乃命乃御兒天乃御蔭日乃御蔭丹生津比咩乃太御神登太御名乎顯給比天

○太御名云々恐支此告門すべて大の字に點を加へて太と記せりさて此詞も古言にて賞たし○伊佐奈伎云々伊佐奈伎乃命伊佐奈美乃命とか伊佐奈伎伊佐奈美二柱の命とか申べきをやゝ後々はかく略しても云へるなり播磨國風土記に國堅大神御子とある大神は此二柱を申せるなり○天之御蔭云々

此詞式の祝詞に多く見ゆされども夫は下に隱坐又定奉ると云詞あればすべて御殿を云へる由にて屋は天を覆ひ日を覆ふ爲の搆へなるを文にかく云よし祝詞考に見えたり此處は隱坐の詞もなく前後脫文ありとも見えざれば其意には聞えずされば別義にやと思へど猶考るに御舍を建て隱坐すべき神と云べきを神着にはかく略きても告たまへるなるべし又按に此詞は赤き意にて丹の枕詞にて薦枕高魂命なと云ふ類かともおもへと然かはあらさるへし ○さて此神現身の天降ませるにはあらず御靈の天降まして着して御名を顯したまひ又玉にもあれ鏡にもあれ神の愛玉ふものを御靈代とし神着人か又他の人にもあれ齋奉る人をも告玉へるによりて其人其靈代を捧持て神の御言のまに〳〵遷り幸しゝなるべし其着したる人又御靈代の事等此告門には洩れたれどもこは何れの神にもあれ神着の樣は同じ趣なれば殊更に其事を記さゝれども然きこえし事にて古き告門の例なるべし今按に此大神の御靈代は今の天野社の御神體御鏡なるよしなれば鏡なる事論なし猶いはゞ下に國加々志玉ひとあるにても鏡なる事灼焉し

川上水分乃峯爾上坐天國加加志給比

○川上は大和吉野郡丹生川の川上の意なり丹生川は大和志

を按に源は白吉野山及赤瀧山ヲ經テ河分長瀨ニ逢テ丹生社前ヲ經テ歷長谷西山貝原小古田河岸城戸河合黑淵大日川向加名生魚梁瀨和田江出老野等ヲ過テ瀧村ニ入テ宇智ノ郡ニ夫より靈安寺村に至リ吉野川に入るとぞ　水分は原本水方に作れるは字形の似たるよりの誤にて水分の誤と見ゆれば今改つ（水方峯と云は大和國の中にをさ〳〵聞えず又さて水分の次第も水分にてよしと思たへり）さて水分は文武紀に二年四月の條に吉野水分峯神万葉集七の卷に三吉野の水分山と見えたる峯にて今訛りて水分山と云ふ（水分神社古書に多く見え水分をみくまりと訛へる事など別に詳に見えたり）訓栞古事ノ傳寶直日記〇上坐下坐古事記日向高千穗宮の段に於筑紫之岡田宮一年坐之亦從其國上幸而とある上は鄙より京へ上る意にて倭の京を上として上るといふよし傳に云り然れども此告門の中に上坐下坐と云事のいと〳〵多きを見るに川上を上とし川下を下と云へるなりさてこゝは峯に登る意としても聞ゆれども次々の例を思ふに猶方角を指すなりされば川上に上座て水分峯に登りましての意なり原本天の字なきを下文の例によりて補ふ〇國加加志は國を曜すなり加々と云詞は光輝の自然照曜事にて鏡のかゝも同じ加々しと云詞は令曜ことなり　又此詞にやゝと云形容の詞を添てかゝやくと云ひ夫を活らかしてかゞやかすと云しより後世にはたゝかにかゝかすと云詞は絕たるなり　かくて國懸と云詞の古く書に見えたれば釋紀に日前國懸宮の事をいへる中に大倭本紀に一書曰天皇之始天降來之時共副護齋鏡三面子鈴一合也注曰一鏡者天照大神之前御靈名國懸大神云々とありて鏡を尊みいへる事なれば此の國加々志も鏡によれる事知るべし（懸をかゝすと訓めるは合懸にて充たる假字にて語意は令曜なり猶國懸神社の事は別に悉くいへり）然れども國懸は天懸に對へて國といへるなれば國は天と云に續べき稱言にて國懸とも稱言のみにあらず國中を令曜たまふ意なり凡の意は神の高き處に登りて御靈代の鏡を捧て國を令曜しなり〇神武天皇紀に涉于丹生川上用祭天神地祇又類聚三代格寛平七年格謹檢名神本紀云不聞人聲之深山吉野丹生川上立宮柱以敬禮者云々等見えたるに因て按に此丹生の川上の深山は人聲も聞えずいと〳〵淸き地なれば先此峯に陟り坐して國かゝし玉へるなり（神武天皇も此地にて神を祭り玉へるも淸らなる所を選みたまひしなり）　かくて今此あたりに此神を祭れる社を按ふに此峯より下流に丹生莊丹生村に丹生神社ありて近隣四村の氏神と云ふ社や此大神を祭れるなるべき（大和志に此社を丹生川上神社と記せり）

れと覺束なし此川上の神社は此地よりは川上にて神武天皇の天神地祇を祭り玉へる社なるへし　さて其丹生は此あたりの大名にて赤土のよきより出たる地名にて丹生川丹生檜山など古書に多く見えたり此大神は丹生の地を知ろしめす神なれば水分峯に國加々志給へる御靈を此に祭れるなり又郡中に川莊小村加名生莊大日川村等にも丹生神社あるは此社より又遷し祭れるにて則此大神なるべし

下坐天十市乃郡□□闕忌杖刺給品太乃天皇御門代田五百代奉給也

○原本十市郡爾品太云々とあるを今□を爲て補へるよしは下文に凡て某郡某地忌杖刺給と書せると此詞なくては下文に屬かざるとに因てなり此□の處古くは必此等の詞ありしに後人の脫したる事決し今□の印にて文字を加へざるは其地詳かならざればなりさて今十市郡の地名とも記せるものに因て丹生に緣あるべき地を尋るにふつに見當らず早くより其名失たるにやあらん又按に高市郡の中十市郡にいと近き地に入谷村あり大和志に入谷屬邑とあり此あたり舊は十市郡なりしが後に高市郡に屬したるにやあらん十市郡に下八釣村あり高市郡に上八釣村あり此地入谷と遠からざれは上八釣は舊は十市郡にはあらざりし歟尋まほしき事なり若此考の如く入谷十市郡ならんには此神の忌杖刺玉へる地に疑なし三代實錄元慶二年大和國無位大爾保神社授從五位下と見えたる神を大和志に入谷村にある春日の社の由に記せり此事疑なくば大爾保ノ神の大は稱言にて爾保は播磨風土記に見えたる爾保都姫の爾保と同く則丹生津比賣なる事其地を入谷と云にても明かなり忌杖云々は下にいふべし皇極天皇三年冬十一月蘇我大臣入鹿使長直於大丹穗山造桙削寺と云大丹穗山もこゝにや猶下にいへり○品田天皇云々を原本には本行に記せれ共下文名手村丹生屋の條一本に二行に記せると同じ樣の事なれば今改て記せり此は告門の本文にはあらず其地に坐し時寄奉りし御門代なれば其處に記しおけるなり下文に處々に見えたるも同じさて品田天皇は應神天皇御門代は神田なりみと代は和訓栞に三代實錄に御戶代に作れり祝詞式には御刀代とあり日本紀に神田又神戶田とも見え儀式帳に御田代御田乎佃奉とみゆとはたゞの導音にして代は附ていふ詞成へし一說に刀は戶の義神戶にて百姓の戶を云代は田なり續日本後紀に御戶代田一町なとも見えたりとあり此二說穩ならず按にみとは御門の意にて神殿の御門を云より出て即神宮の事をもいへるなるへし代は田數を計るの名なりされは神宮田の意なり又按に此詞は原は神宮のあたりの地より出て人家に近き田を門田と云か如く神の御門田の意より出たるなるへし○五百代類聚三代格に令前租法熟田五十代に一百五十歩爲五十代と見えたれば一代と云は五步にて五百代は二千五百步なり則令制の六段三百四十步なり又拾芥抄には七十二步爲二十代五十代爲一段とあり是にては一代は七步二分にて三代格のよりは二步二分多し

下坐巨勢ノ丹生ニ忌杖刺給

○巨勢は和名抄高市郡の郷名に巨勢あり巨勢山巨勢野など萬葉集にも見えて古き地名なり大和志に方廢越村存とあり今此越村のあたりに丹生谷村あり大和志に屬邑一とあり是巨勢丹生なるべし此外に又郡中に上に載たる入谷村あれど其は巨勢と甚だ隔れゝば此に合はずさて村中に此神を祭れるありやなしや土人に問べし上に引る大丹穗山梓削寺の跡趾當村にありと大和志にいへり然らば三代實録なる大爾保社は當村なるべし○忌杖の忌は齋斧齋鉏齋柱等の齋に同く齋まはり清まはれる杖にて則御贄代を捧持る人の杖なり刺は標さすのさすに同じく神地の四方に杖を刺て標玉へるなりされば其内には穢たる人などは入らざりしなり今我國伊都那賀等の郡中の祭祀に忌刺とて神輿渡御所へ榊を指す事あり

下坐天宇知郡布々支ノ丹生ニ忌杖刺給比

○下坐の二字原本になし今例によりて補ふ宇知郡は宇智郡なり郡中布々支と云地詳ならず神名式に丹生川神社見えて大和志に今丹原村にありと云り丹原は丹生原など云ひしを後世訛れるにやあらん然らば丹生川神社は丹生津比賣神を祭れるにて布々支丹生は此丹原にやとも思へども正き證なければ決てはいひがたし猶士人に問べし

下坐天伊都ノ郡町梨乃御門代十四ノ圖一ノ里一ノ坪同二ノ坪同三ノ坪員八段御田作給天

○上件四處は大和國の地此町梨より下は皆紀伊國なり○町梨今詳ならず猶下にいふべし十四圖は十四條といふに同し一里八方六丁の地をいふ一里の中にて一二三の三坪にて神田合て員八段ありと云意なり詳に條里圖帳考に云りさて永承年中の官符に高野山藏長柄村今の名倉村の内に拾肆圖式の里肆坪參段といふと見えたれば其上の里なり此村名倉より川を隔て南拾壹丁餘に入郷邑あり村西阿彌陀堂の境内に御坐石といふ石あり其石今は地中に埋れて見えざれども上に二尺四方の石あり小き瓦の寶殿を置けり此堂の阿彌陀古色あり土人傳へて昔慈尊院明神弘法大師と能光と三人腰をかけ休息せし處といへりこは則此時の事を傳へ誤れりとおぼしく村名も入郷といひ御座石あると古圖の里のつゞきとを按るに町梨の名は今傳はらねども必此地なるべし

下坐天波多倍家多ノ村乃字堪梨云十五圖二ノ里ノ四ノ坪二百十六歩同き里五坪二段六十歩幷に天沼田云十五圖一里卅二坪三百十八歩同里卅三坪四段二百七十二歩同里卅四坪三段七十二歩御田作給

○波多倍家多村今詳ならねど十五圖二ノ里又一ッ里とあると永承官符に大野村見作田云々の小譯に拾伍圖參里貳拾肆坪伍段佰貳拾歩とある拾伍圖參里の上にありし里に疑なけれ

ば今の大野村の邊なるべし○字堪梨はもと大字に書たれど他の例を考て小書とすこは十五ノ圖の二ノ里の字にて東寺に藏する延喜十五年丹波國官符に一條三大山里などあるが如くかゝんには十五圖二堪梨里と書すべし二は里の次第堪梨は里の字也さて此名も今傳はらず今大野村の少し上に名倉村の字に宮田といふありそこにやあらん○幷に天沼田幷には上の字の事なり此天沼田里も堪梨ノ里に接して大野村領なるべし今詳ならず

下坐天忌垣豆爾御碓作其田稲手太飯太酒作樂豊明奉仕天

○忌垣豆は齋垣内の義にて齋は齋杖の齋に同じ按に今那賀郡細野庄に垣内村ありて此地もと伊都郡なりけんとおもはるゝよしありそは下にいふへし村艮方八幡宮丹生四所を祭れる大社あり境内森山周回八丁八幡は近村中畑村と云より後に移したりと言ふ然らば本丹生四所のみを祭れる事疑なきに村名垣内と云へば此忌垣豆なる事疑なしさて當社庄中七箇村の氏神にて宮作も宜く建物も備はれり按に當庄は幽僻の地にして回りたる谷にて今に至ても人物質直なり故かゝる處に齋まはり清まはりて太飯太酒を作らせ玉へるなるべし續日本紀卅四寶龜八年三月壬戌紀伊國名草郡人直乙麿等二十八人賜姓紀伊直諸弟等二十三人紀名草直秋人等百九人紀忌垣直とある忌垣も此地名より出たるにはあらんか○御碓作碓は臼なり記によるに横臼なるべし○其田稲は上の波多倍家多村の御田の稲なり○太飯太酒太は稱言なり作はなしと讀べくも思へど碓作の作に用ひたればつくりとよめり樂は舞樂などの樂の意ときこゆればあそびと讀つ猶下にいふべし豊明は酒に酔ひて顔のあからかになるを稱へいふ詞にて古書に多しさて古事記明宮段吉野之國主のまゐ來れる處に又於吉野之白檮上作横臼而於其横臼釀大御酒獻其大御酒之時擊口鼓爲伎而歌曰加志能布邇余久須袁都久理余久須邇加美斯意富美岐宇麻良爾岐許志母知袁勢麻呂賀知此歌者國主等獻大贄之時恒至于今詠之歌者也とある時のさま想像すべし

上坐天伊勢津美爾太坐

○伊勢津美此あたりを尋ぬるに村名はさらなり小名にもなし

上坐天巨佐布乃所爾忌杖刺給比

○丹生祝氏文に古佐布秋麻呂と云人あり今の伊都郡古佐布庄なり庄中古佐布村ありて上中下三村に分る弘安八年文書高野山藏に古佐布郷ともあり文字或は古澤に作るふをはに訛れるなり所は地の義なり古語拾遺に見えたる大地主神の

地と同じさて今下古佐布村の坤の山に八王子社あり其山麓丹生明神の坐し地にて東西五町南北一町餘の地あり字をふけこ云ふ其内にに浸疏の木あり明神の宮跡なりこて其木を伐事を禁ず又此五町許の地に不浄を入る事を許さずこ云

下坐天小都知之峯爾〔太〕〔坐〕

○小都知之峯今詳ならず那賀郡中長峯の間の小名なるべし〔太〕〔坐〕の二字原本になく峰に上坐こつゞきたれども他の例に合ず故今補ふ

上坐天野原爾忌杖刺給比

○天野原則今の宮地なり一度此地に來り玉ひて又爰かしここ遷幸し給ひ後に此地こ定たまへるなり猶下にいふべし

下坐天長谷原爾忌杖刺給比

○長谷原は今長谷庄にありて伊都那賀二郡に亘り屬邑五箇村あり伊都の二村を長谷上庄那賀の三村を長谷下庄こ云ふ下庄の中に宮村に丹生兩大明神社境内方二十間あり庄中五ヶ村の氏神にて社殿莊麗なり則此なり中家永享文書には長谷大明神こあり寛喜徳長比の古文書に長谷郷とあり

〔下〕〔坐〕〔天〕神野麻國爾忌杖刺給

○〔下〕〔坐〕の二字原文脱せり今例によりて補へり○神野麻國は今那賀郡に神野庄眞國庄あり治承三年文書に高野山高野山庄神野眞國令停二止日前宮造宮役一云々又元享三年の文書に神野眞國地頭職云々こありて古くより神野麻國こ連ねいへり今眞國庄宮村に丹生高野明神社境内方三丁許にありて庄中の惣氏神なり宮作美麗殿舍も備はれり又社地より内八町許艮垣内こ云地に西森こも藤森こも云あり又東八町許賽津路の地に藤森こ云ふあり東西宮地の榜示なりこ云傳ふ是古へ忌杖を刺給へる所なるべし其處の櫨に殘れるはいこめでたき事也是にて他の忌杖を刺給ふ樣をも思ひやるべし○按に忌杖内は長谷原も神野麻國も今は那賀郡なるに此告門をかける此は皆伊都郡なりこおぼしくして此下に那賀郡松門こ那賀郡名を始て載せたり今の如く上の三所の地皆那賀郡ならば此下に至りて那賀郡名を記すべきいはれなし今地形を察するに上の三所は志賀谷長谷の谷の下遠幽僻の間にありて神勾あたり迄は古は伊都に屬したりこも見ゆるさまなれば此告門に由て神勾あたりより東の山手兩谷は古は伊都郡なりきこ定むべし

下坐天那賀郡松門所爾太坐

○松門今那賀郡中の村名を求むるに松門の名なし建久三年文書に直

川保松門各あれとも決て此地にはあらず眞國庄と隣りて志賀野庄中に松瀬村あり其北十二町許に西野村と云ありて丹生七社明神の社あり境内山周四丁許 一莊の氏神なり松門は松瀬の誤りにて此地にやあらん猶考べし

下坐天安(梨)諦夏瀬丹生忌杖刺給比(クダリマシテアリダノナツセノニフニイミツヱサシ)

○安梨諦古くは安諦とありしを後に梨の字を添へたるなるべし安諦は持統紀に阿提文武紀に阿氐に作れども後々は安諦の字に定まれるにや此書又靈異記下後紀等皆安諦と作り日本後紀云大同元年七月戊戌改紀伊國安諦郡爲在田郡以ㇾ觸天皇諱也と見えて今の在田郡の古名なり郡名は改れゝとも川の名は上流にては後世迄當川といへり今は多く有田川といふ 此告門をかきたる時代は詳ならざれども大同よりはやゝ古きことにてもと安諦と書たりしを改名の後さかしらに梨の字を加へて安梨諦と訓めるなるべし 諦をタの音に假たるなり 斯て此書他の例を見るに郡は必郡の字あればこゝも安諦郡とありしを梨を加へ郡を脱したるなるべし 夏瀬は在田郡田殿莊出村の小名鳥居戸の中白山の麓にて丹生大明神の神地の森を今も夏瀬の森といふ出村の地東に丹生村あり東南に丹生圖村ありて丹生は此邊の大名なりされば丹生の夏瀬といふべきを夏瀬の丹生とかへさまに云へるは夏瀬の名をむねとする故なるべしさてその森は境内周回十一町ありて本社拜殿神輿舍廳末社など備りて田殿庄中十二箇村の產神なり 傳云古は丹生高野二神を二社同域に祀る後靈敎により高野社を井口村に移す 此より丹生社を上宮と云ひ高野社を下宮と云ふなり古は社壇も殊に壯麗に神田も廣くすへて盛大なりしと云り又鳥羽院の御時眞言の僧玄藏聖人と稱するもの天野を學び浮屠を社邊神谷と云ふ地に起して堂塔伽藍廿一坊を建て神谷山最勝寺と名付て本坊を菊坊と云ふ大門より奥院まて八町其間町石を建て大に佛區を創す天正年中太閤悉く寺領を沒收し淺野氏の時堂塔伽藍を破却し盡く若山に移す此時當社の古記悉く散亡すと云り今最勝寺の跡田地となり菊坊堀坊岡坊上坊下坊谷坊内分坊正院清水院來迎寺櫂願寺寶堂反橋天門等の名殘れり又其伽藍の什物此邊の近寺に古畫古佛古器等を轉傳せり此寺廢せし後は漸く唯一の神社に復せり祭禮九月十一日流鏑馬あり 神主島田某と云ふ其地に至りて詳に見るに今も中古の餘波多し

下坐日高郡江川丹生忌杖刺給比(クダリマシテヒタカノコホリエガハノニフニイミツヱサシタマヒ)

○江川川上莊にあり今下江川上江川と二村に分れたり此村中を經る川を江川河といひ其川の源を眞妻山と云大山ありて切目莊と堺す其南の麓の尾續き切目莊松原村に眞妻明神の大社 境内山林周三丁廿六間本社一間三尺拜殿末社等あり あり其社傳に當社明神往古伊勢の丹生 伊都の丹生といひけんを後世伊勢國なる丹生に混したるなるへし より(マヽ)萬に乘て眞妻峯に影向せしかば其峯に崇祭るさて後世氏子共争ふ事ありて社を各村に移し祀る當社は八箇村の氏神となり山野印南原川又田垣内樫川は皆別に社を建といふ今按に此眞妻山

江川の上流なれば江川丹生といひしなるべし則當社を祭れる松原村の隣村に丹生村あり早く土人も當社の事を丹生の眞妻明神といへば丹生は村の古名なる事明か也斯て又川上莊上下江川村のあたりにも處々に此神を祭り村名にも入野といふもあり川上切目南庄凡七十三箇村の内の氏神あるは丹生明神と眞妻明神と名は異なれど此大神を祭れるが多し猶郡中此大神を祭れるが多かるは眞妻峯に下り坐る故なり

返坐天那賀郡赤穗山乃布氣云所爾太坐志品田天皇奉給物淡路國三腹郡白犬一伴紀伊國大黑小黑一伴此犬口代赤穗村布氣田千代美野國乃三津柏又濱木綿奉給

〇返坐は日高郡もとの那賀郡のかたへ返り給ふなり〇赤穗山布氣今田中莊に赤尾村あり本注に赤穗村とも見えたれば此處なり赤穗を赤尾と訛れるは播磨國赤穗をおしなへてあかをと云ふと同し其赤尾村より東南四丁許に長田莊上田井村あり上田井村より東六七丁許に深田村あり此深田村こゝに見えたる布氣止云所又本注に布氣田とある地なりかくて赤穗は式の祝詞に赤丹穗と見えたるにおなじ熟稻より出たる村名ともおもはるれど稻種に赤穗とて穗のことに赤き稻あり赤穗の中にも赤オクテ赤ナカテなとあり此地その赤穗にふさはしければ村名となれるなるべしさて其

赤色は此大御神のここに愛て護りたまへは爰に坐し也丹生と云ふ處々に坐すと同し山は此あたりに高山もあらざれど小高き岡あればそれなるべしされどここは本注に見えたる如く赤穗村布氣田とあるかた正しからんか又按に赤穗の穗は國の秀浪の秀などの秀にて萬葉集に丹の穗とあると同じく赤土の秀たる山の義にて稻穗の事には預らざるにもあるべしとまれかくまれ丹に緣ある事は決しさて布氣田は今深田と書が如く遲田の深きをいふ事なり草深き野邊を萬葉集一に草深野又ふかねきぬなと讀改たるはわろしとよめる類にて二合の體言になれる詞は中間の語の轉する例いと多しこゝに假字にて布氣田とかけるを明證とすべし本文に布氣止云所とあるは深田より起りて地名となれる也今も田を略きてふけとのみいへる常のこと也さて大神を祭れるは坤四町隣村島村領に風森大明神といふ大社あり社地周三町本社三坐にて若一王子科長戸部尊丹生明神を祭り末社もあり土人の傳に科長戸尊は古より此地に坐し丹生明神は北長田村に在しを延曆年中此地に移といふ今按に神地の字を風の森といふより科長戸部尊を祭れりとし他の神は後に祭れる由にいひなせるにてかゝる事世にいと多き例なり此近村にも此三社を祭れるもかれこれとあれど此神

地殊にかう〳〵しく見ゆれば是ぞ此をり坐し地にはあるめるさて後に他神をも合せ祭れるなるべし○品田天皇以下原本本行こすれごも下文に依に必本注こおほしければ今改つ○淡路國今の南海道の淡路國にて海を隔てゝ隣れり○三腹郡は紀に御原和名抄淡路國郡名三原（美波良）こあり氏文にも三原こ見え今に然か記せり（淡路常盤草に紀に御原とかけるか正字にて天皇の遊獵の原なるよりいでたる名なるべしと云へり實に然なるへし）按に淡路國は此御代にしば〳〵狩し給ふ事紀に見えて行宮もありし也此事こゝに預れる事なれば下に委しく注すべし（常盤草に安寧天皇懿德天皇の御代などよりも行宮を建置れて狩したまへる故に淡路島御井ノ宮なと名つけ給へるなるへくいへり是も實にさる事なるべし）○白犬一件は行宮の邊に飼置たまへる田犬の中を頒ち給へる也其犬を飼ふ人を犬飼こいひやがて氏こもなれるがあり猶下にも見えたり○一件は一部にて白犬の一部なり大黑小黑は黑犬二疋にて大小は稱へ名なるべし（萬葉集に鷹の名に大黑といふかあるは黑きを稱へたる名なり）○口代の代は何にまれその物を指て云ふ詞にて口代は飼養ふべき代なり○布氣田千代の千代は七千二百歩にて廿段なり○美野國は今の東山道の美濃國にはあらず備前國御野郡なり海灣を隔て兒島郡に對へる郡也三野の名起れるよしは氏文考にいへり此郡もこ國なりし事は國造本紀に三野國造輕島豐明朝御世元封二弟彦命一次定二賜國造一こ見えたりもこ吉備國なりしを應神天皇の御代に割分て御友別の子孫に給へるに三野縣をもて弟彦に給はれり國造本紀に元封二弟彦命一こあるは是なりさて程なく國造に定給へる也かくて孝德天皇御代などにや三野國を降して備前國に隷たまへるなるべし三津柏氏文によるに津の下のを脱せるなるべしさるは古書に御綱三津野御角など書たれば必のは省くまじく覺ゆさて此柏は葉三岐にてさき尖りたれば三角の意なるべしこ古事記傳（三十六三丁）にいへり（此事詳に別にいふへし）濱木綿は寒氣を畏れ南の海邊に生る草なり（詳に濱ゆふに見えたり）此二種を奉給へるは氏文によるに神供の飯を盛る料也○一わたりかく辨へ置て此時の事を詳にいはんこすそは應神天皇紀二十二年春三月甲申朔戊子天皇幸二難波一居二於大隅宮一丁酉登二高臺一而遠望時妃兄媛侍之望レ西以大歎（兄媛者吉備ノ臣祖御友別之妹なり）於レ是天皇問二兄媛一曰何爾歎之甚也對曰近日妾有下戀二父母一之情上便因西望而自歎矣冀暫還之得レ省レ親歟爰天皇愛二兄媛篤一溫淸之情一則謂之曰爾不レ視二二親一既經二多年一還欲二定省一於レ理灼然則聽之仍喚二淡路御原之海人八十人一爲二水手一送二于吉備一夏四月兄媛自二大津一發船而往之天皇居二高臺一望二兄媛之

船以歌曰阿波施辭摩異椰敷多那羅珥阿豆枳辭摩異椰敷多那羅珥豫呂辭枳辭摩之魔儾例多佐例阿羅智之吉備那流伊慕鳴阿比瀰菟流慕能秋九月辛巳朔丙戌天皇狩于淡路島是島者橫海在難波之西峯巖紛錯陵谷相續芳草薈蔚長瀾潺湲亦麋鹿鳧鴈多在其島故乘輿屢遊之天皇便自淡路轉以幸吉備遊于小豆島庚寅亦移居於葉田葉田此云簸娜韋宮時御友別參赴之則以其兄弟子孫爲膳夫而奉饗焉天皇於是看御友別謹惶侍奉之狀而有悅情因以割吉備國封其子等也則分川島縣封長子稻速別是下道臣之始祖也次以上道縣封中子仲彥是上道臣香屋臣之始祖也次以三野縣封弟彥是三野臣之始祖也復以波區藝縣封御友別弟鴨別是笠臣之始祖也即以苑縣封兄浦凝別是苑臣之始祖也即以織部縣賜兄媛是以其子孫於今在于吉備國是其緣也とありて品田天皇吉備の兄媛を慕はせ給ひて淡路に狩したまふ序に吉備の方に轉りたまへる時其國の三野縣の三津の柏濱木綿二種と淡路國の三原郡に飼置せたまへる黑犬とを大神に奉給へるなり猶此犬飼藏吉人三野國の牟毛津といふ人をも給はれる事氏文に見えたればそこにも委くいふをこゝに引を考ふべし正史の趣によくうち合てめでたき古傳説になん有けるされば此深田村に坐しける時は品田天皇の二十二年の比にして此品々は給れるは天皇の吉備におはしましゝほどの事なりけん

遷幸天名手村丹生屋乃所〔爾〕夜殿太坐品田天皇依
道餘梨千　奉給御門代
代奉給也

○遷幸北の山手のかたに遷り幸るなり○名手村和名鈔那賀郡郷名に有手とある有は名の誤にて名手なるべし元久壽永年中の文書高野山藏にも名手の名見え則今の名手莊なり此莊今屬邑十一ヶ村有○丹生屋名手川を隔て名手庄の西に接し今は粉河庄に屬して上丹生谷下丹生谷の二村ある是也上人相傳て古は谷を屋とかけりといふ此村古は名手村の中なりしなるべし此時夜殿を建てやごらせ給へるに因りて丹生屋の稱となれる也今上丹生谷村西に丹生大明神の神社境内十五丁ありこれや夜殿建たまへる地にてやがて御社と齋き祭れるには有べき今麓四社明神とも又本山大明神共稱ふ○夜殿和名鈔居處部殿の條に寢殿四聲字苑云寢七稔反和名禰夜方言腰云與止乃寢室也と見え紀にも內寐又殿宇室宇をよめり夜殿を建てやごりたまへる事を夜殿太坐とかけるは古文のめでたき云さま也○品田天皇以下一本に注となれるに從り○道餘梨

一本道の上一字ばかりを空たり今暫く夫に從へりさるは田數を度るに代の積に道こいふ號ありて譬へば一道餘梨千代などありしが一の字を脱せるにや然れ共代の上に道こいふ號ありしこ云事古書に見えざれば此說いかゞあらん又道よりにてかの吉備の三野國より通らせ給ふ道の程よりの意かさては文の書ざまこゝのひ難きこゝちす猶考へし

遷幸天伊都郡佐夜久乃宮爾太坐然而則澁田邨乃御門代御田廿四ノ圖一ノ里七ノ坪一町八ノ坪一町九ノ坪六段四ノ坪三段五ノ坪三段六坪二段作給ヘ神賀奈淵所爾樂豐明奉仕給也

○佐夜久乃宮伊都郡官省符莊に佐野村あり此地なるべし靈異記に見えたる桑原之狹屋寺の跡は今神野村にあれは其あたりにやとおもへど明證なければ暫くこゝといへり　○久萬代宮常世宮などいふこ同じく長久の意をもて稱へいへるなるべし今村中を尋るに小祠は多くあれども古宮の跡こ云べきも見えず其小祠の中に辨財天の社あり丹生大神は女神にませば後人辨財天こするにや然れどもきはめてはいひがたし○然而則此祝詞には何こかやにつかはしからぬ詞也○澁田邨今高野寺領志富田莊ありて西志富田二村あり古文書こもに多く澁田に作る此地佐野村の枝鄉折居の南にありて木川を隔て斜にむかへる村なり大神久乃宮に坐しける時に澁田村の田地を作りたまへる事よくかなへり○神賀奈淵所爾澁田村の邊にて木川の淵の名なりしなるべけれど今其地詳ならず按に神賀奈こは神奏の意にて此時琴笛などを奏て遊宴し給へるより起れる名なるべし樂は音樂の樂にて物語書に管絃のあそびをたゞあそびこのみ云へる事多く見えたればこゝもあそびとよむべし豐明は宴に酒のみて顏のあからめるより出たる詞にて古書に例多し給也の也の字は比の誤なるへし也にては下文につゞかず

則天野原爾上坐皇御孫乃命乃字‖閇‖湛乃任‖爾於土波下爾堀返下土波於堀返太宮柱太知立奉給ル高天乃原爾知木高知奉朝日奈須耀宮夕日奈須光留宮爾世長杵爾常世乃宮爾靜坐止申

○天野原今の神地なり始にもこゝに一度來りませるが又處處へうつりたまひ更にこゝに神鎭りたまへる也天野は紀に天野祝（此事氏文考に云り）見え今に至りても天野こいふ（但し今は天野上下二村に分れ神田村を合て三村天野莊と云なり）此地の形勢を案ずるに四面山々圍繞し村は平坦の地なれども土地高し故に天野原こもいへるなるべし○皇御孫乃命應神天皇を申奉れるなるべし○字‖より爾‖まで六字讀得がたし後考をまつ○於土於堀の於は上に同く古書に

用ひたり此句古言のあやにてめでたし原本於上の下に乎波なく下上の下にヲハミ假字にて割書にせり今かく改つ○立奉給高知奉なこの奉は式の祝詞なごには見あたらずされご尊みいへるにて衍字にはあらざるべし○朝日奈須夕日奈須の奈須は如くにて宮をたゝふる發語なり○世長杵按に杵は神のきねのきねに同くもこは木根立の木根よりいでゝ木の生たてる神社の地所謂杜をいへるなるべし（津國能勢郡岐尼社といふもあり）さてこゝは常世宮に對したれば世長の杜の意にて常地を稱ふる體言なるべく覺ゆればかくよめり（年長の御代といふ詞をと思ふへし）

皇御孫乃大御神爾依奉給大御門代太飯大酒黑黄千取白黄千取御贄千稻並引天奉申須

○大御門代は大和國十市郡に坐し時品田天皇の寄奉れるをはしめて遷坐の處々にて依給へる御門代殘りなく此天野宮に依たまふ意なるべし天照大御神の遷坐の處々にて奉れる神戸なご悉く五十鈴宮に奉れるにおなじ○太飯大酒は忌垣豆爾御碓作其田稻乎太飯大酒爾作とある太飯大酒にて殊更に潔齋して造れるを後までも奉れるなるべし○黑黄白黄黑黄は濁酒白黄は清酒也酒をきといふことは古書に多く見えたり黄をきの假字に用ひたる例いまだ古きものに見あたらず故按に酒は其色黄なれば黄と名づけしにやあらん（酒をきといへる事は先輩の説多けれどいづれを正しといひがたし）さてこは上の大酒の小譯かごおもへご然にはあらず今伊都郡三谷庄三谷村に丹生酒殿明神といふありて古より天野社の末社なれは此社にて造りて奉れるなるべし（丹生酒殿明神の事古文書にも見えたり）○千取、取は秀蹲の蹲の轉語にて今いふ樽の事なるべし千取は許多の樽を奉れる也御贄はこの大黑小黑等の田犬もて獵せし獸を御贄に供る也千稻こは殊更に潔齋して作れる神田の稻をあまた奉れるなるべし○引並天上件のくさ〴〵を横に長く引並たる事か又按に引は列の誤にて列並天なるべし

所奉仕太飯太酒者伏香不爲取昨見不爲清淨奉仕申須

○所奉仕つかへまつれるとよむべし仕へまつる所とよむは誤なり○伏香不爲云々一本の舊訓にしたがへり古訓なるべし

皇御孫命乃依奉給太飯止田長御世爾齋奉仕支

○原本止をトに作る今改むさて止はとての意にて天皇の寄給へる太飯といたく傳ひて也○田長たは發語なり田とかけるは假字なり

馬爪至限鹽末至限天雲乃可皿立限依奉給也

○末は沫の字の誤か又省字にてもあるべし○可皿立原本可て立とあり今改む壁立にて祈年祭の祝詞に天能壁立極とあるに同じ

遠國ハ千尋田久縄手以且懸依給比荒國ハ太御佩以天平給比白雲乃退居青雲乃枯引限物代手依奉給也

○久原本之とかけるは決く誤なれば今改つ○田久は假字にて栲縄なり祈年祭祝詞に遠國者八十綱打掛氐引寄如事とあるに同じさま也○荒國勅に從はぬ國をは天皇の大御佩もて平らげたまひ天下盡く寄奉り給ふ也枯は棚の誤にて棚引なるべし 枯引といふ詞はまた見あたらず 物代は何にもまれ供物の品をいふ

曳立者天止等久打積者國止等久谷古久乃佐度限物代手依奉給止申須

○曳立の曳は打積の打におなじく其事をつよくいふ詞立者はたつればの古語也供物の品を竪に高く積上たらんには天にも至るばかり又その品々を横にならべて廣く積おかんには國にも滿るはかりの意なるべし式の祝詞に如横山打積置氐とある横山のさま也○谷古久は谷苦久の誤か又苦久を古久といへるなるべし式の祝詞に谷蟆能狹度極鹽沫の留限利なとあるとおなじく殘る限なくの意也○馬爪至限より是迄は大かた同じさまの稱言なるをかく三つに重ねて稱ふるは古文の一格なるべしされど二處の依奉給也といふ事何となくくだくだしくきこゆ○式の祝詞のさまにいはゞ馬爪至限鹽沫至限天雲乃可皿立限遠國者千尋田久縄以天懸依給比荒國者太御佩以天平給比白雲乃退居青雲棚引限谷古久乃佐度限曳立者天止等久打積者國止等久物代手依奉給止申須などあらば殊に古雅なるべき也さて是迄上代祝詞也品田天皇と云々神堺より以下は祝詞終れる後に書そへて置しを又つきつき書加へたるなるべし猶下にいへり

品田天皇依奉給神堺東ハ至ニ丹生川一南ハ至ニ阿諦河横峯一西ハ至ニ星川並神勾一北ハ至ニ吉野河一

○神堺皇太神宮儀式帳に神堺以東云々とあると同く神地の堺を稱へいふ詞なり

○東至丹生川今高野寺領富貴莊筒香莊に接りたる大和國十市郡の丹生川なり○西至星川并神勾星川は今の四村莊星川村の地なり其南に星山村もあり 星山峯の森の南一町許に星岩と云岩あり上世星落てなれる石といふ星川星山の名これより起れりとぞ 今星川領谷の端には王子社あり丹生高野兩神合祀す莊中の氏神なり古の神堺なれば祭れるなるべし神勾の名今詳ならされども神野川曲りて天野川に落合ふ

處ありこれ神勾なるへしさて星川村より友淵庄の應神山の峯筋を限として神勾にいたるを西の限とする也○南阿諦川阿諦は上にいへる如く今の在田の古名なれば阿諦川は有田川なり然れどもこゝに云るは其在田川の上流にして今の伊都郡花園莊なり横峯は今土は大和國堺下は在田郡の堺の峯にて此峯の續き神勾を見通しに限としたる也南横峰といふ名は花園庄にての南なればは南とはいふ也此横峰在田郡堺より北の方に曲りて西に馳たれば下流にていふ時は北の横峰となれり抑花園莊は在田郡上保田莊の上流にありて有田川の源にて古名を阿諦川庄といへり其地伊都郡の南端に抗出して別に一區をなし本伊都に屬すべき形なければ（山保田庄と接する所南山畑迫り自ら地境界の形ありといへとも山勢溪流の形在田伊都の界となしがたし）古は高野峰よりつゞける連嶽峰通りを郡堺とせしなるべし然れども神堺の地なればおのづから伊都郡に屬し遂に今の郡堺の如くなりしなるべし（此地幽谷にて田園などはなかりしを村上天皇の御代に高野山座主濟高の仕丁久留部丸といふ人始て開發したる地なり）○北吉野川は則紀の川にて東丹生川の落合より西は星川の落合迄をいふ四至これにて明白なり○此四至の地形を察るに深山幽谷にて耕すべき地はすくなく神さひたる地と云へし其廣袤おしならして大體周二十里餘なるべ

しあはれ此神堺は品田天皇の大神に依給へるより汚穢を入ざる田地にて鎭坐より五百年ばかりあやまち犯す事なき神堺なりけんを弘仁□□年僧空海神領の内高野山を入定の地と見たてゝ天野祝をあさむきなつけ遂に上表して其地を給はれるより汚穢年月に入り滿て遂に佛のすみかとなれり空海が上表文には空地一所とあれども誠は丹生の神山なる事はやく以呂波字類抄金剛峰寺の條下に引る本朝文集に高野山丹生神領□□□□とあるにても知るべし齋まつり淸まつれる神山をもてきたなくけがれたる僧の密經を誦しはては墓所とさへせるはにくみても惡むべき事にあらずや然れども空海はたゞ密經を誦し墓所とせるのみにて神領をことごとく奪はんの心にもあらざりけめど其弟子のえせ法師らさまざまの僞を次第に言繕て佛區を廣くして亂世の亂れに隣郷を切とり此神堺の四至の名を改てますます寺領を廣大にせんとて隣國隣郡と屢相論をなし武家に愁訴などしたる古文書今猶數千通を傳へて明白なり遂に豐臣太閤の時に至りてさらに今の地二萬千石を給はり丹生四社の神を鎭守の如くし天野祝等皆僧徒の支配となれりかへすがへすもにくき惡僧等にて歎くにも餘りある事になんさり迚今さらいかにせ

ん法師らかく移り來しさまを厚く心にしめて神事には佛さまの事を交へず祝等を尊びて清らなる神祭をおこさせまほしうこそ今諸國の人の諺に初弘法大師高野明神に神地を十年かり十年の後此御山をかへし奉るべく申しに其十の字の上にひそかに點をうちて千年とすれは千年過れは返しまゐらする也といへり此諺はかなき傳へなれども事實をよく傳へたるほどは上にいへる事ともを察て知るへし

一天日次命太神封戸二戸依奉也

○天日次命天日嗣にて代々の天皇を申奉稱言なりされはいづれの天皇ともわきがたしこゝは應神天皇につゞきたれば仁德天皇を申せるにや封戸は郡中にて民戸を給はれるなるべし

一水海宮淨御原天皇封戸二戸依奉也

○水海宮は天智天皇の都の地淨御原は天武天皇の都の地なればかく連ねいへるは違へり按に水海宮淨御原宮御宇天皇並封戸二戸依奉也とありしが○四字を脫したるなるべし按に是まで古く書そへたりしを和銅三年の年籍にそへて朝廷に奉れるにや

一平城朝廷太八島國所知食倭根子阿倍天皇封戸二戸幷太御衣等依奉也

○平城大和國の奈良也太八島國云々は天下を知らしめす也朝廷は宮といふに同じく用ひたる也○倭根子は代々の天皇を稱申奉る詞にて大御名に例多し然れども阿倍天皇白龜天皇神野天皇などの大御名の上に此稱詞を冠らせたるは他の書どもに見あたらず此書によりて其比かく稱へ奉れる事しるべし○阿倍は元明天皇の大御諱也元明天皇和銅年中奈良に都し給ひ七八代かほどの天皇こゝにおはしましつ○太御衣は神の御衣なり按に此一條は又後に書そへて天平十二年の年籍にそへて奉れるなるべし

又平城朝廷大八島國所知食倭根子白龜天皇奉賜太御弓御佩等奉給也

○平城上に同じ白龜は光仁天皇の御諱の御稱白壁と申奉れるを誤りて白龜と記せるなるべし○御佩は御劒也按に此條は又後に書そへ延暦の年籍にそへて奉れるなるべし

平城朝廷大八島國所知食倭根子布太天皇奉ㇾ給ニ太御宮作ㇾ料物依奉給也

下條に次朝廷とあれば此平城朝廷は平城天皇なるべし平城天皇御在位のほどは今の都にまし〳〵けれどおりゐ給ひて弘仁元年に平城宮にうつりたまひしかば平城の帝と申奉りしなればこゝも平城朝廷とかけるなるべし○倭根子布太は

太の轉語にて是も稱言なるべし前後の例によれば倭根子布太安殿天皇と御諱あるべき也宮作の料に材木など寄たまへるなるべし按に此一條は又後に書そへて嵯峨天皇の御代の年籍にそへて奉れるなるべし

次朝廷太八島國所知食倭根子神野天　皇勳八等太御位奉給也

○次朝廷平城の次の朝廷にて今の平安城なり○神野嵯峨天皇御諱なり清和天皇貞觀元年正月二十七日紀伊國從五位下勳八等丹生都比賣授從四位下と史に見えたれど勳八等を奉れる時の事は史欠て傳らざるをこゝに嵯峨天皇の御代とあるにて此御代としられたり按に日本紀略に弘仁四年七月壬申授神位と見えたる時なるべし（猶此大神のみならず勳位を授奉れる時の史に見えざるがおほしかれば此御代にやありけん）さて勳位は勳功ある神に奉れる位にて八等は從六位の相當なり此大神の勳功ましゝける事は下に播磨風土記の文を擧て詳にいふべし按に此一條は又後に書添て淳和仁明などの御代の年籍にそへて奉れるなるべし

又代代天天　皇　奉　賜　五　太位相次四太位相次三御位　幷　加階　奉　賜　也

○代代天天皇天の字は衍字とおほしけれども壽永二年の文書にもかく見えたれば誤にはあらず天皇を命又は帝などの語に假用ひしならば天天皇又は天天皇などよむべし天智天皇の御名天命開別天皇又聖武天皇を天帝と申奉れる事もあり暫く文字のまゝに讀り○相次五大位國史によりて考るに上に引る貞觀元年に從五位下勳八等云々とあれども從五位下を奉れるはいづれの御代か詳ならず（勳八等は嵯峨天皇の御代なりし事上に既にいへり）淳和天皇仁明天皇文德天皇の三御代のほどなるべし

○太位御位といふに同く神位を稱へ云るなり（正從の意にはあらず）相次四太位上に引る貞觀元年に從四位下を授奉れると陽成天皇元慶七年十二月廿八日授從四位下勳八等丹生都比賣神從四位上と史に見えたる時までをかきていへるなりさて壽永授位の時の勘狀に元慶元年六月被レ奉レ授二正三位一降二申賽也とあるを不審狀に勘狀に云元慶六年云々付二此勘狀一案レ之元慶者陽成院御宇歟而勘二舊記一云正三位者一條院御宇長保年中當山ノ座主大僧都雅慶所レ奏敍也時代前後相違如何と論へるは正しく聞ゆさるは史に元慶七年に授二從四位上一と見えたるに夫より一年前に正三位を授奉れりといふ勘狀に寛平九年十二月五畿七道諸神被レ奉レ增二一階一と見え猶此時の諸神增一階は外の古書どもにも見えたれば疑なし當社

其時從四位上なれば正四位下に敍したまへる也不審狀に付此勘狀案之寬平者宇多天皇御字歟此時一階者從二位歟而勘舊記云從二位者小野仁海阿闍梨所奏敍也相違如何とあるは下の元慶六年正三位よりの次第に因れるなれとそは上にいへる如く誤なれば史に見えたる元慶七年從四位上の次第の增階にて從二位にてはあらず又勘狀に天暦六年五月同被奉增一階【天慶亂ノ賽也】とある諸神增一階にて正四位下より正四位上に敍したまへるなり不審狀に付此勘狀案之天暦者　村上天皇御字歟此時一階者正二位歟但天慶亂者太宰大貳藤良範子純友亂賊彼天慶者　朱雀院御字也　先帝時亂後帝賽歟如何とある正二位の不審も上にいへるが如くたがへり不審狀の疑下皆おなじ先帝の時云々如何とあれども天慶の賽は天暦六年まで延たりとおぼしくて諸神記にも其よし書ければ疑なしこれまでの四度の正從上下と四大位とはいへるなり〇相次三御位正四位上より從三位に敍したまへるものに見えず從三位より正三位に敍したまへるは上に引る不審狀に勘舊記云正三位者一條院御字長保年中兩山座主大增都雅慶所奏敍也とある時なるべし

〇正三位より從二位に敍したまへるは承暦五年二月又被奉增一階【依祈雨御祈也】とあり猶古書とも合ふるに此時の增階は辛酉革命につきて承暦五年二月十日永保と年號改元ありて天下の諸神に殊に御禱ありける故なり上に引る不審狀に勘舊記云從二位者小野仁海阿闍梨所奏敍也とあるも同時なるべし從二位より正二位に敍したまへるは勘狀に永治元年七月同被奉增一階とある時の諸神一階也不審狀に付勘狀案之永治者　讃岐院御字歟此時一階者正一位歟而若永治被奉增正一位者壽永位記正二位丹生明神令奉授從一位云々從壽永已來未被奉敍明知猶是勳八等從一位也相違如何とあるも例の增一階のたがひなり正二位より從一位に敍したまへるは壽永御位記の寫に勅正二位丹生明神令奉授從一位勅正二位高野明神令奉授從一位壽永二年七月十六日と見えたり　抄にも從一位より正一位をきはめ給へるは勘狀に元暦二年三月同被奉增依亂也とある諸神一階なり不審狀に付此勘狀案之元暦亂者賴朝舍弟九郎太夫判官義經元暦二年正月十九日奉後白河院宣爲平家追討下向西國即企合戰之亂事歟已永治年被授正一位者又元暦年何被重授正一位哉とある例の增一階のたがひ也本國神名帳に正一位丹生都比賣大神と見えたる是也

又皇大皇奉賜佛舍利入玉壷

さて是より以下は上下の祝詞のさまならず白河院より以前に書そへたるものか又は上代よりのありし祝詞の文に增補したるにてもあるべし何によれ上代のまゝの文にはあらざるべし

太御佩太御弓杵箭並幣帛明妙照妙

○太御佩は御劒也上にもいへり○杵箭は木にて造れる箭にて杵は木の假字なるべし常陸風土記に鐵弓鐵矢と見え專ら篠にて造れゝばそれらにわかたんとて木矢とはいへるなるべし○幣帛は麻也明妙照妙は淸淨の衣服にて式の祝詞に多く見えたり

海山物者鰭狹物鰭廣物如横山打積

○鰭狹物鰭廣物は魚にて海の物也上に海山の物とあれど山の物の見えざるはいかにこはもと海山物者毛荒物毛和物鰭狹物鰭廣物とありしを法師らの口會まじりて禽獸をば備ざりし故に毛荒物云々を省きたるなりにくむべき事なり

大酒者瓶於高知甕腹滿𪗱汁頴儲備所平聞食

賜天

○式の祝詞に甕閇高知甕腹滿雙氐など見えたると同じ原本に瓱於高如瓱𤮾滔とあれども決く誤なれば今改つ

皇天皇乃太寶御坐月日止共平久文武百官諸國々宰等國造七郡及至于品部神民百姓百壽全保福壽稔豐給恐恐毛申志賜止申

○以上の文殊にいかゝしく後世に書添へたる事明なり皇天皇は天天皇とあると同じさまにて古くは例なき事ながら中比よりかゝるさまにも稱しなるべし字音にてよみしにやあらん○太寶御位は寶祚といふと同じ意なり中世よりの詞とおぼしくて外の書にもあり○諸國の國宰は國司といふに同じ○國造は日前宮に仕ふる紀國造をいふなるべし○七郡は本國の郡數伊都那賀名草海士在田日高牟婁なり　○品部は令に見えたる雜戶なり○神戶は神戶の民なるべし今熊野新宮に神民とて神宮の下司あれども是は下司とも聞えずたゞ神領の民なるべし訓は熊野新宮にて今よふ稱に從へり○百壽云々の六字一本福壽豐稔に作るいづれにまれ中昔の人の書入しなり○守下一本助の字ありさてかく解しをへて品田天皇の深く厚く敬ひ給へる事の由緣釋紀に引たる播磨國風土記に見えたれば今其文をも解て告門を補はんとす其文

息長帶日女命欲平新羅國下坐之時禱於衆神

爾時國堅大神之子爾保都比賣命着國造石坂比賣命教曰好治奉我前者我爾出善驗而比比良木八尋杵根底不附國越賣眉引國玉甲賀賀益國苦尻有寶白衾新羅國矣以丹浪而將平伏賜如此教賜於此出賜赤土其土塗天之逆鉾建神舟之艫舳又染御舟裳及御軍之着衣又攪濁海水渡賜之時底潜魚及高飛鳥等不往來不遮前如是而平伏新羅已訖還上乃鎮奉其神於紀伊國管川藤代之峯

○息長帶日女命は品田天皇の御母神功皇后なり欲平新羅國は所謂三韓征伐なり○禱祟神は神功皇后御卷に時皇后傷天皇〔仲哀〕不從神教而早崩以爲知所祟之神欲求財寶國是以命群臣及百寮解罪改過更造齋宮於小山田邑とありて吉日を選びて御自神主となりたまひ中臣烏賊津使主を審神とし給ひしよし見えたり○國堅大神は漂在國を修固め給へる伊邪那岐伊邪那美二柱の命にて告門に伊佐奈岐伊佐奈美の命の御子とあるに同じ○爾保都比賣は丹生都比賣にて保は生の通音にて古くは爾保とも丹生とも申し奉れる也○命下の着原本者に作れども決く着の誤也然らざれば義通し難ければ今改つ○國造石坂比賣命播磨國造なるべし國造本記を按に今播磨國となれる地三國に分れたりまづ針間國造志賀高穴穂朝稻背入彦命孫伊許自別命定賜國造又針間鴨國造志賀高穴穂御世上毛野同祖御穂別命兒市入別命定賜國造又明石國造輕島豐明朝御世大倭直同祖八代足尼兒都彌自足尼定賜國造と見えて石坂比賣命はいつれの子孫とも詳ならず石坂は地名なるべしさて此命は女にて其時國造にてありしなるべしさて神着りしたまへるは神功皇后に陪從して筑紫に到れるかとも思へど猶播磨にての事なればぞ風土記に載たるなるべしたゞし〔神功皇后は此時筑紫にましましける事いふもさら也〕○治奉我前此大神を社定て齋き奉るなり○我出善驗〔驗原本騐に作る今一本によりて改む〕新羅平伏くべき驗なり

○八尋杵の杵は桙の字にて紀記に見えける杜谷樹の八尋矛とおなじ根の發語なるべし○根底不附國は根係りのなき國などの意にてたとへば海中に浮たる島をいふあやの詞也○越賣眉引國は書紀仲哀紀云譬如美女之睩有向津國眼炎之金銀彩色多在其國是謂栲衾新羅國焉とあるに同く眉引たるごとく遙に見ゆる國なり○玉甲はかゞやくの發語なるべし○白衾は栲衾に同じければたゞふすまと訓むべし新良の發語也○丹浪は海中に赤き浪をたてゝ平げ給はん

と也○於此云々大神の教たまへるまゝに赤土を覓出賜へる
也○天之逆桙は其時神功皇后のとらせ給へる桙なるべし○
御舟（アカモ）裳舟は丹の古體にて古書に多く丹を舟とかけり釋紀引
る日向風土記曰卷向日代宮御中人足彦天皇之世幸兒湯之郡
遊於丹（アカ）裳之小野といふもあり萬葉にも赤裳裾引とよめり神
功皇后の着衣は萬葉に我妹子がけせる衣の針のおちず入に
けらしなわが心さへといふ歌見えたればけせるとよみつ○
底潜魚高飛鳥大魚大鳥などの御舟を騒がすやうの事なき意
也○如是而云々大神の教さとしたまひて也
○紀伊國管川は今の筒香莊なり（屬上筒香上中下三村あり）庄中上筒香東
富貴和州坂本村三村の界に高峰あり水呑峠石堂峰子粒ヶ嶽
とも云ふ古老傳て此を藤代峰ともいひしと云ふ上筒香より
川上東へ登り三十町許其中間に天照大神顯れ給ふ舊地と云
ありとは丹生明神の下り坐と云事を誤傳へたるなるべし則
上筒香村に丹生四社明神社あり（社地森山東西一町南北四十間）庄中の氏神
なり又下筒香村の西川の下に明神岩とて奇石あり土人傳て
筒香明神の影向石と云ふ是又御鎭坐の時始て下り給へる石
なるべし○謹按丹生大神の御靈三韓征伐の時神功皇后の御
軍を幸ゞ給ひしかば皇后此峯に鎭奉り玉ひしに御靈天に歸
り登り給ひて再び奄田村の石口に天降坐給へるなるべしか
く御功績ありける大神に坐ければ品田天皇の御代に殊更に
尊敬ひ玉ひて御遷坐の處々にても神田を奉り給ひ神堺をも
廣大に寄給へる事著し然るに告門には御軍を幸ひ給へる事
の更に見えず奄田村に天降坐る時より品田天皇の御代に殊
に尊び給へる事のみを載たるをたま／＼此播磨風土記の殘
缺にめづらしくも此事の傳はれるはいと／＼尊く奇（クス）しきま
でになん但し此事告門にこそ見えざれ天野祝等は其古傳を
いひつぎ又　朝廷の舊記にも載て其事著かりしかば嵯峨天
皇の御代に勳位を授け給ひしなるべし猶其時皇后を幸ひ給
へる天照大御神荒魂稚日女尊魂事代主尊魂何れも同じ勳八
等に坐をも證とすべし（但住吉神の勳三等に坐すは遣唐使時の奉幣もありし古より殊に尊敬し玉ふ故也）
然るに此事の史に洩たるはいかにと云ふに此時功ありし衆
神たちは猶外にもいと多くおはして舊記にも書載てありけ
めど齋宮にて御名を顯し給へる神々にてあらざれば撰史の
時には除かれたるなるべしさて宇佐八幡宮縁起にも件の文
を擧て式に紀伊國伊都郡丹都比女神社三代實錄作丹生都
比女今高野山丹生明神是也と見えたり　告門と合考て古傳
なる事を崇敬すべし

丹生祝氏文考

丹生津比賣及高野大明神仕丹生祝氏

○丹生津比賣大明神高野大明神と書すべきをかく省きて書るは伊佐奈伎伊佐奈美命と書る例なり　高野大明神神代より此地に靜り給へる大神なるべし猶下に云ふべし○丹生祝氏詳に下條に見ゆさて是までは此書の題號の如くかけるなり一本に丹生氏系と題して此文を始祖云々へ續けて書るはわろし古本に題號の如くかけるを正しとす抑今系圖又はつきかきと云ふを古は纂語本系帳氏文などいひしとおぼしくて其名古書に見えたれば此書もさる類なる事は疑なきものから今いづれとも定難ければ暫く氏文といへり

始祖天魂命次高御魂命【大伴氏祖】次血速魂命【中臣氏祖】次安魂命【門部連等祖】次神魂命【紀伊氏祖】

○天地の初に生ませる神は古事記に天地初發之時於高天原成神名、天之御中主神、次高御產巢日神、次神產巢日神、此三柱者並獨神成坐而、隱身也、とあるは皇統の正傳にて家々の傳說に依るに此三神のみにはあらで猶多くの神たち生ませる事ときこゆれど皇統に預り給はざるは修史の時に省きたる故に正史には見えざるなるべし但しそが中には上古より誤りたる傳もあるべければ異なる古傳說ともおもふべし此氏文の傳も誤傳の一つ也○天魂命此御名古書に見えず舊事記神代本紀に六代稱生父神に別天八十萬魂尊（獨化天神第五之神也）中臣系圖に天八百萬魂尊（書紀一書に天萬尊と申もあり）とあると同神にて天御中主命ゟ後に生ませる神なるべし○高御魂命は皇統の大神にて史に見えたり○大伴氏祖古語拾遺の異本に（龍照近藤齋延義部吕言、源勝清本、及類聚本源元元集所引）亦天地剖判之初天中所生之神名曰天御中主神其子有三男長男高皇產靈神（古語多賀美武須比是爲皇親神留伎尊則伴佐伯等祖）と見え姓氏錄神別にも大伴宿禰高皇產靈尊五世孫天押日命之後也と見えたり○次血速魂命姓氏錄神別に藤原朝臣は出レ自津速魂命三世孫天兒屋命一也又古語拾遺上に引る文のつゞきに次津速產靈神（是爲皇親神留彌尊即中臣朝臣等祖也）又中臣系圖に津速魂命（大中臣等之祖）と見えたれば血速の誤なる事決し古語拾遺と此文によれば神產靈命より先に生ませる神ときこゆ舊事紀には神皇產靈命より後に生せりと中臣系圖には神魂命と兄弟にせり此神は皇統には坐まさず○次安魂命姓氏錄神別門部連□牟須比命兒安牟須比命之後也とあり此神も皇統にはましまさず○次魂神命皇統の大神なり○紀伊氏祖古語

拾遺上に引るつぎに次神皇産靈神是紀直祖也とあるに同じ但こも紀氏祖とあるべきを伊を添へたるはおづらし國名は二字にかくべき制ありて同韻の伊をそへたれど氏にはさる例他に見あたらず

次最兄坐之宇遲比古命　別豐耳命

○最兄は大兄の意也古訓をオホコノカミとあり然訓むもあしからねど今は中大兄又大江を越てなどあるに因てオホエと訓りされど此文は稱言のみにあらず中弟などに對へたる也　○宇遲比古命記に木國造之祖宇豆比古之妹山下影日賣孝元天皇紀曰紀直遠祖菟道彥之女云々姓氏錄大村直紀直同祖大名草彦男根彌都珍命之後也などありさて此書の例すべて次にといふ詞を置たるは直に其子にあらず數代をこめたり殊に此處は省き過たれば今詳にいはんそは今紀國造家の系圖によるに第一天道根命神皇産靈尊五世孫なり古書に見ゆ第二比古麻命天道根男第三鬼刀禰命第四久志多麻命第五大名草彦命此代遷二兩宮ヲ於今ノ宮地ニ第六宇遲比古大名草彦男と見えたり○別はすべてわかれて始祖となれるをいへり國造系圖に因るに第六宇遲比古第七舟本第八夜都賀志彦第九等與美々とあれば宇遲比古命の曾孫なり前後の例に因れば次といふべき處なりさて後代はともあれこゝは別れたる始なれば必父の名を擧ぐべきに曾祖父の名を擧げたるは宇遲彦命は名其世に聞えたれば直に其別れと云しなるべしさて豐耳命は神功皇后卷に皇后間二紀直祖豐耳一とある人也猶下にいふべし

國造系圖も前後入みだれたる處もありとおぼしければ第七舟本第八夜都賀志彦の二代は豐耳命を稱へたる詞の二代の如くなれるにはあらじかとさるは舟は丹の古假字にて古文書に多く見ゆれば舟本はにほにて丹生の義夜は屋の假字都賀志は爾を延て假言にいへる詞なれば丹生屋の彦豐耳命にて丹生の家系は此命より起れると能かなへり此命は大名草彦の子なればこゝの文もふまへとかるゝこゝちす

娶國主神女兒阿牟田召生兒

○國主、國柄と書るに同く一區の地を領し居る人をいふなり本國神名帳に那賀郡名草郡等に國主神社あれどもこゝの國主神は女兒の名によりて思ふに那賀郡名草郡あたりの事にはあらず天野のあたりなるべし然らば今の惣神主の家にて此遠祖神代より此地を領し居しかば國主神と代々稱へ呼ひし也○阿牟田召、今の慈尊院村の古名奄田村といひし事告門に注せり召は刀自二合字にて弘仁十一年田券にも見え又靈異記中第三條日下眞召也一本負に作るなどあるに同じ和名抄に劉向列女傳を引て云古語に老母爲二負俗人謂二老女一爲二召

字從自也今訛以レ負爲自歟（祖名度之）こあれご召を負の謌こいふはやゝ誤也刀自は老母のみにあらざれば負にては意たかへり猶刀自の事先輩の說々あれごも盡さず今按に婦人の通稱なれごも本は稱言なり貴人は彥姬を男女の稱言こし夫より下りては主人戶主を男女の通稱こせしなるべし家主人家刀自などゝもいへりさて其刀自は女子の家事を執れる者をいひて老若の別なし（萬葉集に大伴坂上郞女從跡見庄贈留宅女子大孃歌云吾兒の刀自とあり）こも阿牟田召は女主人にて豐耳命は名草郡よりかよひ給へるなり　神功皇后小竹宮に移りましゝに（小竹宮今那賀郡長田庄北志野村に跡所あり）是時晝くらかりしかば此豐耳命にこひたまひしかくの事ありて小竹祝こ天野祝こ合祭の事を申せり是も豐耳命此阿牟田刀自の家にかよひて住ませる比なるべしかくて天野祝こいふは高野神につかへまつれる祝は則阿牟田刀自の父にて豐耳命の爲には今所謂妾の父の如くなるべしさて祝は神職の通稱なるに丹生津比賣大神は品田天皇の御世こゝに祭らせ給へるなれば其より前に天野祝あるはいかなる神に仕へしこいふに高野大神こ申て神代よりこゝに靜りませる神おはしまして其神に仕へ奉れるなるべしされば神代よりこゝを領せる天野祝の女阿牟田刀自に此豐耳命あひ給ひしより豐耳命中興の祖の如くなれる也

小牟久君我兒等紀伊國伊都郡ニ侍　丹生眞人乃大丹生直丹生祝丹生相見神奴等三　姓　始丹生都比賣乃大御神高野大御神及　百　餘　大御神達ニ令レ奉仕ニ神奴ー

○小牟久の名の義いまだ考へず○君は稱言なり○丹生眞人、眞人は姓氏錄に皇別上氏也こあれば神別にて眞人こいへる事覺つかなし是も姓にはあらで稱言なるべし（姓氏錄に息長丹生眞人は譽田天皇皇子稚渟毛二俣王之後とあれとこゝの丹生とは異なり）○大丹生ノ直、直も稱言なりさて丹生眞人の大丹生直こ世に稱へいふ丹生祝こつゞく意也○丹生祝、祝は姓也庭布良首の時賜れる由下に見ゆ則今の惣神主の家也○丹生相見今祝に相見廣保こ云あり其家なるべしさて相見は相忌にて祝こ共に齋するよりやがて姓こなれる也日前宮にも相見こ云職あり○神奴は祝相見等の令を受て神に仕ふる賤官の社人をいふ詞にてやがて姓こなれる也今社家こて十五軒あり是神奴なるべし○三姓ノ始は上にいへる祝相見神奴の三姓にて然わかれたるよしは下に見ゆ○高野大御神は日本紀畧に延喜六年二月七日授紀伊國高野御子神本國神名帳に正一位伊生高野御子神こある神也此大神神代より高野山に鎭りまして天野祝が齋きまつれ

るに應神天皇の御代にいたりて丹生都比賣神今の社地に鎭坐し給ひしより高野神をもこゝに遷して祭れるなるべし其遷坐の時代はいまだ考へずおもふに弘法大師入定の頃までは高野神は猶高野山上にましまししを夫より後こゝに遷せるなるべし今も山上にある此神の御社の地を古よりの宮所なるべきさて此神古くよりこゝに鎭坐し給へども式外にて坐しを延喜六年よりつぎつぎ官位賜はりて元暦の比には丹生津比賣大神とともに正一位にすゝみ給へる也○首餘大御神は此社地のみにはあらで伊都郡中に坐る社なるべし

小牟久首我兒丹生麻呂首次兒麻布良首丹生祝姓賜即子安麿始自豐耳至安麿十四世

○首も稱言にて上に君と見えたるに同くて姓にはあらず丹生麻呂首の下次にといふ詞に九世の間をこめてかけり上條に最兒坐と云々とある次におなし麻布良首の時に初て祝の姓を賜はらざる以前は天野の祝とも大丹生直とも私に稱へ居たるなるべしさて祝の姓を給はりし麻布良首が子安麻呂は下に和銅三年云々とあれば夫より以前天智天皇御代庚午籍などの時にやありけんかくて是までは和銅三年に安麻呂が奉れるまゝ地猶下にいふべし

安麿兒丹生祝伊賀豆之子孫石床石垣石清水當川教守速總葬麿身麿ノ國者國友麿古公

○伊賀豆は下に天平十三年籍勘仕奉るとある人なるべし因ていふに安麿兒以下は延暦十九年の籍に書加へたるものなるべし○石床地名なるべし今詳ならず

○石垣は今有田郡に石垣庄あり其地にやあらん○石清水是も在田郡に清水村あり其處ならんか○當川は今の在田川也山保田庄をば古くは當川庄といへり其地のあたり歟○教守は舊訓コトモリ又ノリモリと訓あり今按に石床以下當川迄は地名教守以下は人名の如しかゝれば教守は神戸などの守り人をいふ名にやあらん猶考へしさて速總以下古公まで何れかいづれの教守とも知がたし

小牟久兒丹生麻呂、要佐夜 造 乙女古召生兒、小佐非直我子孫麻呂、廣椅、丹生相兒、宇胡閇、大津、古佐布、秋麻呂、志賀上提谷屋主

○佐夜は祝詞に佐夜久宮とある處に云り

○造は御奴にて廣くすへ云ふ稱なり○乙女は弟女の意甲乙の序もて弟に假てかける也○麻呂廣椅は二人の名○丹生相兒は上に見ゆ○宇胡閇も人名か氏かなるべし○大津は今麻

生津庄ありそこに住たる人などにて氏が名になれるなるべし〇古佐布は祝詞にも見えたり古佐布の神地を掌どれる秋麻呂にや〇志賀上長谷屋主(シガカミハツヤノヤヌシ)今は志賀長谷ともに庄名となれり屋主は丹生神地に建おきたる屋主にて今いふ名主庄屋の類なるべし

美麻貴天皇御世天道根命

〇美麻貴天皇は御間城入彦五十瓊殖天皇（崇神天皇）なり天道根命は神魂命五世孫にて神武天皇紀伊國造に任し給へれば崇神天皇の御世まで坐ますべしともおぼえずまた下に其子に坐し大阿牟大首と云も國造家の系圖に見えず此文かたく不審也按に大道根命の下に脱文ありて此命の子孫云々などありしが古くより欠たるなるべし崇神紀天皇紀伊國荒河戸畔（記には荒河國造）女遠津年魚眼々妙媛爲妃生豐城入彦命豐鍬入姫命令此姫命祭天照大神於倭之笠縫邑と見え又日前宮舊記に美麻貴天皇の五十一年に豐鍬入姫命奉戴天照大御神御靈遷坐于當國名草濱宮之時日前國懸兩大神自琴浦移于名草濱宮並宮鎭坐蓋三年也と見えたれば是等の事歟又はかけはなれたる事か何にまれめでたき古傳なりけんを欠たるはいとゞ心残るわざなり

國主御神其子座之大阿牟太首並二柱進物紀伊國黒犬一伴阿波遲國三原郡白犬一伴(クスノオホカミソノコニマシヽオホアムタノオヒトナラビニフタハシラニタテマツルモノキノクニノクロイヌヒトトモアハヂノクニノミハラノコホリノシロイヌヒトトモ)

〇國主御神は上に見えたると同神にて其子大阿牟太首は阿牟田刀自乃兄なるべしさて此黒犬白犬は祝詞那賀郡赤穂山の條下にも見えて品田天皇の丹生大神に寄給へる由いへりこゝとはいさゝか異なり此文上にいへるが如く欠文あれば猶祝詞のかたに從ふべし

品田天皇奉寄山地四至東限丹生川上南限阿帝川南横峯西限應神山星川神勾北限吉野川

〇此山地四至も祝詞に見えたる神堺四至と同じ但祝詞のかたには應神山なきをこゝにかくあるは後世に書加へしなるべし

御犬口代奉餓地美乃國美津乃加志波波麻由布餓盛器止寄給支

〇是も祝詞に見えたり

又此乃作犬甘藏吉人三野國在別牟毛津止云人乃兒大黒比止云人此人乎奉寄此人等者令今丹生人止云姓賜奉別

〇甘は飼の假字にて犬飼なり藏吉人姓氏錄阿智使主の後に藏人といふかあり丹波氏系圖に後漢靈帝四世孫阿智王あり應神帝廿年（日本東朝住大和國といひ）其孫志拏直（於本朝生住丹波國賜坂上姓）とあり又文治建久の古文書當社人の連署に坂上氏多し（文治建久以前の文書は傳はらす）

今是らを集て考ふるに藏吉は氏、人は戸姓氏錄に藏人と見えたる蕃人の子の中にて父阿智王とゝもに應神天皇廿年歸化せしを同廿二年の比當社に寄たまへるなるべしかくて阿智王の孫志拏直の時にいたりて始て坂上姓を賜はりしかば此藏吉の氏人も同祖なるよしを奏して同じ坂上の姓を賜りしより坂上を姓としたるなるべければ祝人に坂上と名乘るは皆此阿智使主の後なるべし（姓氏錄都賀直四世孫に内藏宿禰もあり）○三野國は備前國三野郡にて祝詞に見えたり○牟毛津は人名の如く聞ゆれども しかにはあらで氏なりいて此牟毛津の事を詳にいふべしそはまつ古事記日代宮段景行天皇大帶日子淤斯呂和氣天皇坐纒向之日代宮治天下也此天皇娶吉備臣等之祖若建吉備津日子之女名針間之伊那毘能大郎女生御子櫛角別王次大碓命次小碓命云々於是天皇聞看三野國造之祖神大根王之女名兄比賣弟比賣二孃子其容姿麗美而遣其御子大碓命以喚上故其所遣大碓命勿召上而卽己自婚其二孃子云々故其大碓命娶兄比賣生子押黑之兄日子王（此者三野之宇泥須和氣之祖）亦娶弟比賣生子押黑弟日子王（此者牟宜都君等之祖也）と見え猶書紀景行天皇四十年にも見ゆ（氏人は雄略卷に身毛津君大夫天武卷に身毛君廣續紀三十六、牟宜都公當依等あり）今按には今の東山道の美濃國の地名より出たる姓にして其地名は釋紀に引る上宮記に牟義都國造又和名抄に武藝郡とありて備前國三野郡には更に緣なければこゝの三野も猶東山道のにやといふにさては祝詞氏文ともに解得がたく不審いとくさはなれば決く備前國也いて美濃國と三野郡との事をいはん大碓命の御子牟宜都君某美濃牟義郡にて生れまし父大碓命の御母吉備津日子之女針間之伊那毘能大郎女の御許にいたりましてやがて即其國に住給ひて子孫榮えしかば其生たる處を三野縣といひ其氏人を牟毛津君といひしに應神天皇の御代に至りて御友別か子弟彥を三野の縣主とし後國造とし給ひしなるべしかくて此時牟毛津君か末裔に狩の業を得たる人を藏吉人とともに犬飼として寄奉れる也かゝれば三野郡名は此牟毛津君の住たまへるより起りて此君の吉備に緣ある事明か也さて此犬飼二氏は後に丹生人といふ姓を賜はりて丹生祝以下と姓氏をわけたる也さて此氏人に空海を高野山に導きたる狩人ありそはまつ高野明神の緣起に本地は金剛界の大日如來垂跡は丹生明神第一の王子大勢勇猛に

して無雙の神靈なり化現若干なれば狩場明神といひ又犬飼の明神と稱ひ抑弘法大師佛法相應の靈蹤を尋て和州宇智郡の里を過ぎ給ふに一人の獵士黑白の二犬を率て現迎す其形常の人に異にして骨高く筋太く長け八尺計り色薄赤なり身に青衣を着し弓箭を帶し道の傍に立爰に大師彼獵士に向て密教相應の靈地を問給ふに彼士南山を指點して二犬を遺して翁忽に失して見る所無し大師奇異の思ひをなし二犬の行に隨ひて步み給ふに紀州大河の邊りより天野の叢祠に向ひ玉ふ容貌端嚴なる婦女天衣瓔珞寶冠を戴き大師に向て曰吾神道に在て威福を望む事久し方に今菩薩此に至り給へり是妾が幸なり（元亨釋書には神女としてあやしき事ともいへり）といへり此緣記誠に虛誕にて取に足らざれども狩人の黑白の二丈を引てあるあたりは古傳なり又古き畫像どもを見るに高野明神は束帶して坐し丹生明神と相對し狩場明神は靑衫を着袴を着て白黑の二犬を引る形を畫きたり

犬黑比止云者彼御犬二作率レ引弓笶手取持 大御神坐阿帝川乃下長谷川原爾犬甘乃神止云名乎得弖石神止成弖 在レ今

○大御神は毛原莊宮村の氏神丹生大神社をさしていへるなり○阿帝川とは花薗庄をさす○長谷川原と川筋は異なれ共阿帝川は今の鄕名の如く大名なり○下長谷川原云々今花薗庄に接して長谷庄あり其下に毛原莊あり毛原莊の古名を下長谷川原といふ以上の文意丹生大明神の坐す阿帝川鄕下長谷川原といふ處に犬黑比といふ人御犬を引弓矢を手に取持て居けり其人石神となりて今にありといふ也○石神は今毛原莊（舊の下長谷川原）宮村社地の艮三丁許長谷川の傍にある祝詞石又立石と云ふなり土人傳云昔狩場明神狩せし時大猪出て明神にあたる明神此立石に登て其勢を避て猪を射とめたり每年霜月十六日夜天野の神主來て此立石に祝詞を奉るといふ其石を見るにけに普通の石にあらず此處にいふ石神なる事疑なし又傍に犬飼谷といふもあり氏神の側に犬飼明神社もあり

彼兒花乎自二十三乎祖時一于レ今大贄人止仕奉丹生人召姓賜侍

○花古本スヱと訓り一本華に作る共に誤字なるへし下に乎の字を小書したるは古く寫す時此花の字を疑はしく思ひて乎といへる也下の十三乎の乎も同じ然れば今考へきよしなし○十三乎は十三世の誤とおぼしければ其意にて讀り大意は石神の末裔は十三世の遠祖の時より丹生人といふ姓を賜

はれりこ也大贄人は獣をこりて神供こする故にいへる職名なり姓氏は丹生人なり

和銅三祖十三世祖彼年籍勘仕奉丹生眞人安麻呂

○初此人のかける氏文に次第に書つきて奉れる也原本丹生人こあれご安麻呂は上に自豐耳命安摩呂十四世こある安麻呂なれば丹生人こは別姓なる上に下に十三世丹生眞人こ見えたれば決く眞の字を脱せる也故に今補ふさて下に十四世こあるは豐耳命よりかぞへこゝに十二世こあるは丹生麻呂よりかぞへしなるべし

天平十二年籍十三世勘仕奉丹生眞人仕奉

○仕奉こいふ詞二つ重りたるこゝおすれごこは某かいはく云々こいへりの類にて古言の一格なるべし丹生眞人の下名を脱せり前文によりて補はゞ伊賀津也

此人等子孫今侍仕奉

延暦十九年九月十六日

○此人等は廣く祝より人までをいふ延暦に奉れる人の名は欠たり一本には延暦云々の一行脱たり今古本に從ふ

紀伊國造職補任考

○（神皇産靈命）―（御食持命）―（二世）―（三世）―（四世）―

初代　天道根命　（神武御時より綏靖比）

日前國懸兩大神宮天降坐之時天道根命爲從臣仕始郎嚴奉崇之　神武天皇託二種之神寶於天道根命令齋祭焉天道根命奉戴二種之神寶到于紀伊國名草郡毛見郷則奉安處于琴浦　天皇東征之時依兩大神德日新而群虜被殺之爲其賞　天皇以當國賜于天道根命初自補于國造職奉仕于兩大神

二代　比古麻命

三代　鬼刀禰命

四代　久志多麻命　又名目管　（開化崇神比）

五代　大名草比古命　此代奉遷　兩宮於今地　（垂仁比）

國造本紀に紀伊國造橿原朝御世神皇産靈命五世孫天道根命定賜國造姓氏錄和泉國神別紀直神魂命子御食持命之後也とあり紀の姓は道根命より前に云へき由なけれは必同系なり魂はむすひとよみて同神也二三四世の名考ふる所なし

日本紀神武卷に到于名草邑則誅名草戸畔者とあるは道根命より前に此所を主り居たりし者にて異姓の國神なり

姓氏錄右京滋野宿禰大和伊蘇志臣大坂直河内紀直和泉物部連和田首和山守首高家首川瀨造など皆天道根命の後也とあり石見國造も同神なり國造本紀石見國造瑞籬朝紀伊國造同祖蔭佐奈朝命兒天屋古命定賜國造とあるは大名草比古命の比なれとも其つゝきはいつれよりの分流か知かたし

此次に何世かしらず脫あるへし宇遲比古までの間皇統の御世數と打あはず又姓氏錄右京大宅首天道尼乃命孫比古麻夜眞止乃命之後也と見えてこゝに見とせしにたがへればなり大家は式大屋津都比賣神社和名抄名草郡大屋郷なとより出たるか又比古麻は日前に由あるか

大倭姬世紀崇神天皇の五十一年遷木乃國奈久佐濱宮積三年之間奉齋于時紀伊國造進舍人紀麻良地口御田五十四年遷吉備國名方濱宮四年奉齋于時吉備國造進釆女吉備都比賣又地口御田とある吉備も此國なり山陽道のとしては順次かなはす國とは少くもいへり次にくはし大名草彦の時なるへし後今の万代宮に移しまし伊太祁曾三神と同殿に坐けること國造家舊記に見ゆ

左に云荒河とべは和名抄那賀郡荒川郷とありとべはねと通ひてもしは

六代　宇遲比古命　（景行御時以下）

七代　舟本命

八代　夜都賀志彥命

九代　等與美美命　（神功應神御時）

十代　豐布流　始賜大直

十一代　鹽籠

十二代　禰賀之富

十三代　忍

十四代　國見

十五代　麻佐手

紀とねとも云にや古事記崇神天皇娶木國造名荒河刀辨之女遠津年魚目目微比賣生御子豐木入日子命次豐鉏入日賣二柱この姫笠縫邑に神を祭り玉ふこと母方の由からむ舊事紀に大新河命紀伊國荒河戸畔女中巳女爲妻生四男とある荒河刀辨見えず久志多麻の一名などか古事記孝元の條に比古布都押之信命娶木國造之祖宇豆比古之妹山下影日賣生子建内宿禰紀には彥太忍信命是武内宿禰之祖父也景行紀三年春二月と幸于紀伊國將祭祀群神祇而不吉乃車駕止之遣屋主忍雄武雄心命（一云武猪心）命祭爰屋主忍雄武雄心命詣之居于阿備柏原而祭祀神祇仍住九年則娶紀直遠祖菟道彥之女影媛生武内宿禰となる女と妹とのたがひは妹の方よからむ他は紀の方くはしくて正しく見ゆ姓氏錄和泉國高野大名草彥命之後也右京大村直天道根命六世孫君積命之後也大村直紀直同祖大名草彥命男枳彌都美命之後也直尻家大村直同祖河内大村直田連大村直同祖とあり國造本紀葛津立國造志賀穴穗朝御世紀直同祖大名草彥命兒若彥命定賜國造とあるは（若はたゝへ名か若津弱濱などの若にて地名より出たるか）肥前風土記藤津郡能美鄉に有土蜘蛛三人云々遣紀直等祖穉日子命以誅滅とある功によりてなるへし天野丹生繼文に最兒坐之宇遲比古命別豐耳命娶國主神女兒阿牟田戸自生兒小牟久君我兒等紀伊國伊都郡侍丹生眞人乃大丹生直丹生祝丹生相見神奴等三姓とあるにて見るに大名草彥の子宇遲比古を最兒にして君積若彥と三人あり別は子孫の分脈のことなり豐耳は等與美々にて神功紀に紀直豐耳と見えたるに次の豐布流の下に始賜大直とあるは紀は後の稱を前にめぐらして記せるにやこれらは家に傳ふる方正しかるべし本國神名帳に大名草彥大名草姫二神ともに從四位上にて今中言社とて日前宮地宮鄕中所々に祭れるは御鎭座の功によりてなるべし中言は中事執の約にて中臣の例

と同意なるへし天孫本紀に饒速日尊五世孫建斗米命紀伊國造智名曾妹中名草姫爲妻生六男一女とあるは何代の國造か知かたし大凡は名草姫と同頃に見ゆれは妹なとにて中と云わかちたるか舟本は丹本の寫誤にて元來天野の丹生なとに別居なとしたりしかさて豐耳なとも行通ひて丹生の裔をたし天野神鎭座よりわかれたるならむ神名も地名より出たりと見ゆ播磨風土記には丹保都比賣とあれは丹本丹牛同語はさらなり前にいふ荒河戸畔も此類にて那賀郡荒河にも住しよりの名たるへし前に云根彌都彌は吉備つ持の意なり世紀の吉備國造次の吉備海部直なと考合すへし

敏達紀十二年詔して日羅を召す下に乃遣紀國造押勝與吉備海部直羽島喚於百濟とあるは押忍同訓にて此人なり伴へる吉備海部直も山陽道の吉備にはあらし和名抄在田郡に吉備郷あり大倭姫世紀も吉備名方濱宮とあるも名艸郡名高浦の小名に中田ありて稲引森其趾なりと毛見もときハの轉音たるへく紀三井寺もゝと毛見寺吉備寺と云しなるべし海部郡も界に近きを以て見るに倭姫世紀の吉備津比賣の裔なとにて同しく國造の同祖なとにて伴ひしなるへし但黑比賣の父の吉備海部直あれは定かたし

大山上は孝德天皇大化五年二月紀に制冠十九階の第十一階なり郡縣の制となりしより舊名の名草をとりて郡を立そめたるなり牟婁の小乙下は世次にて見るに天智天皇の三年より廿六階に增玉へる第廿四階なり務壹は天武紀十四年正月四十八階に改め給へる位號にて正直勤務追に大廣の別ありてみな又四階つゝあり大廣を略せされは第廿五階か廿九階か知かたし

直祖は續紀神龜元年十月行幸に名草郡大領外從八位上紀直摩祖爲國造進位三階とある人にて直は眞の誤か又は紀直摩祖とかく摩の字を脱し

て直の字よりつゝきたるなるべしさてこれは大領なりしを止めて國造として從七位下に叙せるなり槻雄の下に以上不兼大領とあるにて明なり豐嶋は續紀天平九年三月紀直豐嶋爲紀伊國造と見ゆ同紀稱德帝天平神護元年十月御南濱望海樓云々正七位上紀直國栖等五人賜爵四級とあれは正六位上に進みたるなり國造とは記せされとも大領ともかけれは受職し居たるなるへし五百友は同紀延暦九年五月以外從八位上紀直五百友爲紀伊國造とありて二十五年後なれは國栖五百友と次第すへきを家系前後を寫誤れり國栖は廿五代千島の弟なる廣島の子なり五百友は廿七代豐島の弟廣國の子なるにても時代後なること知るべし

豐成は續後紀仁明帝承和六年九月紀伊國人直講正六位上名草直豐成少外記從六位上名草直安成等賜姓宿禰貫附右京四條四坊元右京人宗形横根娶紀伊國人名草直弟日之女生男島守養老五年冒母姓隷名草氏島守則豐成之祖父也と見えたる人とは別人と見ゆれど紛らはしきことあり姓も紀とはたゝ京大學寮の直講となりつひに右京四條の貫に附て異籍なるは別人と見ゆされど名草直他に見えされと紀同族とおほしく時代もよく叶へるにて思へは同國同郡同族にて同時同名有むことは有へくも思はれぬ上に島守は豐成の祖父とあるを此系にて見れは千島の弟廣島にあたりて島守の名よく似たりもし初名なとにやさもあらは養老六年は直祖の代なり同族なるより千島の弟として養ひしにもやありけむ前後に建島豐島と云名もあれは島守の名もたま〳〵似たるとは思はれす必かたどりてつけたるならむと思はるゝによりて試にいふなり右の如く記しながら宗形の姓にも復せさりしは故ありてにやかばねのみを賜へりしも此以後同紀貞觀二年三月紀伊國人外正八位上紀直繼成等十三人賜姓宿禰とある此例にやあらむ此繼成は高繼の子弟などにや同紀

三十六代　廣世　貞觀十六年正六位上又直と稱す宗守男宗守者國井六世孫也（清和以下）

三十七代　有守　外從五位下（宇多醍醐朱雀）

三十八代　奉世　正六位上天曆七年十二月二十八日補叙（村上）

女子

（三十九代）行義　奉世婿文煥男文煥者紀淑光男長谷雄孫也叙位五位下村上天皇御宇康保年中叔父美作守文利爲紀伊國司時行義爲國務下向在國之間娶國造奉世女時奉世無男子仍圓融院御宇天元年中讓補國造職於行義（圓融以下）

四十代　孝經　母奉世女　紀伊守　一作高經

四十一代　義孝　寬仁三年二月十九日補任社務十六年後辭退移住美濃國仍號美濃國造（後一條）

四十二代　孝弘　正二位權大納言長元七年閏六月二十二日任康平六年薨（同）

此前嘉祥二年に國造紀宿禰高繼と見えたり國栖の時までは紀直とあるにて見れは豐成の時に宿禰になれること必せりされば前文の豐成同人なることしるく續紀の文よく合へり京住となりたるは職を辭したる後のことにて其前數年の間職を繼たるなるへきことは國栖のことは天平神護元年に一嘉祥二年までは八十五年なれは前に云如く國栖の次五百友にてそれより豐成高繼と四代に右の年をへたりと見されは年數立かたしされと又思ふに弘淵まで三人共國栖の子とあれは老後の子としても父子きはめて長命ならでは合かたしさて又槻雄は國栖の三世の孫なるに次の廣世は國栖七世の孫なるもいぶかしかた〲こゝは傳あやまり有べし思ふにこれは廣國と國栖と互に名を寫誤たるにてそれに引れて五百友と前後をも誤たるならむされは國栖は豐島弟にて五百友ゝ前代にて父として其七世孫廣世はよし豐廣國は廣嶋の子にて豐成以下三人の父とすれは何れもいふかしきことなくよく合へり又は廣國の下に豐嶋弟とあるは廣島弟の誤にて其二人の父島守を千島弟とありけむを島守世々に多きより一世を脱したるならむ國栖の下に廣島子とあるも豐島子を寫誤たるなるへしさて又名草直の出自知かたきにかく世繼にも入しにつきて考ふるに以前の摩祖を直祖と誤しは其弟を名草直祖弟日とありけむより紛れたるにて弟日の子豐庸なりしを日の字を脱して弟を豐庸と誤しより其子豐何と云しかわかりかたゝて豐と一字のみ書つたへたるならむされは親族にて職を繼しも理なり又續後紀承和十一年八月紀伊國名草郡人右兵衞從六位下紀堤臣滿繼賜姓紀朝臣と云ことあり何れよりの分裔かしられず他にも紀堤臣見あたらず

宗守者國井六世孫とあるは國栖のことなりくにゐとよむべし栖は居の義なり音讀にあらず廣世さはかり遠き裔にて繼たるを思ふに近き裔皆

四十三代　孝長（後冷泉）
康平六年補寛治四年九月二十四日卒

四十四代　孝季

四十五代　經佐（堀川）
三男字日吏三郎社務十一年寛治五年四月十日補任天仁二年正月辭退永久元年卒

四十六代　良守（鳥羽）
社務二十六年嘉承二年敍從五位下天仁二年正月十六日補任長承三年三月辭退後任攝津權守保延四年十月卒

四十七代　良佐（崇德）
社務十五年大治三年正月廿四日敍從五位下同六年任紀伊權守長承三年三月十五日補任久安四年七月十五日卒

四十八代　良忠（近衞）
社務八年久安四年七月十四日補任年十九後退居紀三井寺故號紀三井寺國造久壽二年九月十二日卒年二十六

卒して廣世は大領にてありしかど讓るへき人無く其まゝに兼帶したる初例なる故に前の櫟雄の下に以上不兼大領と記せるならむ國造はすへてに宿禰と稱する例となりたれと庶流にて大領なとになる人は紀直なりし故に其まゝに又直と稱したる故を記せるなり又三代實錄貞觀五年九月十三日紀伊國名草郡人内竪從八位下紀直貞吉改直字賜宿禰とあるは誰の裔にか知かたし

行義は紀氏系圖によるに孝元天皇の御子彦太忍信命次を屋主忍雄心と武雄心と別人二代として武内宿禰子木菟宿禰か十八世長谷雄にて其子淑光文煥行義とあり長谷雄は從三位中納言延喜十二年三月十日薨年六十八淑光從三位參議一本淑見文煥肥後守行義紀伊守紀伊國日前宮國造始とあるは京地の紀氏にての始と云こと也次の孝經孝弘を一人として敎經と記して義孝孝長孝季はなく、次に經佐淑守淑宣宣俊みな紀伊守とありて良を淑とかき良佐良忠良平なきは官を專としるしたる故なるへし宣宗は國造とありて子長宣孫宣重あり宣保正五位下上北面國造とあり宣親は從四位下北面淑文は正四位下紀伊守として弟淑直大膳亮と淑名とあり淑氏紀伊守從四位下其子淑春も從四位下紀伊守弟俊文紀伊守と記して後はなし

孝季は寛治四年冬父孝長の跡をつき翌年四月經佐補任せれはわつか半年ばかりにて卒せりと見ゆ紀氏系圖は其父孝弘の一代を脫せるにて孝經敎經は共にのりつねとよむか又は後に改たるかいつれにも同人なり孝弘何の功によりてかく高官位にすゝみけるにか是まて從五位下の上はなきをいふかしきことなり

四十九代　良平　（同）久壽三年三月補任同四月五日頓死

五十代　良宣　（後白河）六男社務二十九年保元元年十月二十一日補任壽永三年三月二十一日卒

舊記に宣光母左中將成雅朝臣女承安三年七月任安藝權守治承三年十月四日卒後白河院御時伺候上北面故不授職ともありて表たちたることは無かりし也され共又云國造家舊記に良宣男宣光承安三年一旦國造となりたれとも停職したれは世繼に入されとも昔はさはあらさりしと見えて俊文の歎狀に至淑長相承及五十九代とある數は此宣光をくはへて淑長までの代數を云たるなり一書寫に五十八代とあるは後のさかしらに宣光をぬきて數を合せたるなり良宣は復任したるなり宣光は範光ともかきたり

五十一代　宣俊　（後鳥羽）四男元暦元年十二月二十七日補任建久元年六月二十六日叙正五位下同六年八月退居忌部鄉安居寺故號安居寺國造元久元年九月十六日卒

五十二代　宣宗　（同）母白拍子社務二十七年建久六年八月十日補任年九建永元年十月叙從五位上承元四年十二月二十日叙正五位下永久年中被許上北面

後鳥羽院熊野御幸記に日前宮御奉幣也予爲御使とあるは定家朝臣なり社司指唐笠來不當日影料普通束帶也但此男大宮司男とあるを考ふるにこれは建仁元年十月のことなれは宣宗の代にて建久六年九歳なれば此建仁元年は十五歳なり同記に次の文に猶其父戴紙冠不出戸外僅見在戸とあるは前國造宣俊なり年齡は見えされと此三年後元久元年に卒したれは老後なるへし

五十三代　宣保　（後堀川）社務四年承久三年八月二十七日補任元仁元年十一月二十四日卒

百練抄元仁元年十月二十九日紀伊國造宣康於玉垣內被射煞依之大神宮發遣延引云々月日たがへりこれらは家記正しかるへし

五十四代　宣親　（同）母神祇權少副兼經女社務二十九年嘉祿元年九月七日補任年十歳嘉禎二年四月十四日叙從五位下仁治二年七月二十二日叙從五位上建長二年三月十五日被許上北面同五年四

月辭退同六年十二月十九日任備後守正嘉元年十二月六日重被聽京都出仕文應元年九月二十八日叙正五位下後退居紀三井寺故號後紀三井寺國造文永十一年三月二十四日卒

五十五代　淑文（後嵯峨）

母大和法眼親乗女寛元四年十月十五日補任掃部權助年五歳建久五年三月六日補任年十二同七年三月被許上北面年十四同八年正月六日叙從五位下文永三年十一月十三日叙從五位上同四年十一月十日叙正五位下年二十六同八年三月十八日叙從四位下同十年七月九日停任年三十二同十一年二月二十日年三十三建治二年十二月二十日叙從四位上年三十五弘安七年六月十九日拜領當國同郎任國司創建金剛山報恩寺

淑文は歌よみにて始めて勅撰に入て續拾遺新後撰續千載風雅新千載集に入たり淑氏も新後撰玉葉續千載續後拾遺新千載に入たり

五十六代　淑氏（後宇多）

母右近藏人平盛次女弘安四年叙從五位下年十一同六年八月二十三日補任年十三後任紀伊守

五十七代　俊文（花園後醍醐）

任紀伊守於南朝從三位刑部卿文保中草創東山興德寺號妙鶴山

五十八代　親文（光明）

次男從五位下於南朝叙從三位於北朝任左京大夫曆應三年八月五日補任年十二

曆應三年七月國造俊文欵狀に天道根命初補國造職以降至淑長相承及五十九代歷數逾二千餘年而淑長依病痾相侵辭職畢仍以件職所讓與次男親文也云々前に云如く五十一世の宣光の如く此淑長も暫の間故に本文世數に立されとも此五十九代とあるは宣光淑長をかそへて合へれは古くは省かさりけむこと知らる

俊文扶桑隱逸傳に出つ後小松帝に召れて出應永十二年春退隱し宗傑とあらため稱竹隱梅隱とあり行文も同書にあり俊長行長以上四人皆歌人にて中にも俊長行文は家集今世に存す俊文は續千載續後拾遺風雅集に入たり親文は新後拾遺に入る俊長は新後拾遺新續古今に入る同集に紀俊豐入たり系にはすへて世繼にかゝはらぬ人は記せされど名のさまと時代にて思ふに俊長の子弟なるへし行長も同集に入たり其他新葉藤葉

五十九代 俊長（後圓融）
從三位侍從昇殿永和元年三月三十日補任應永二年退居毛見鄉

六十代 行文（後小松）
從三位大膳大夫明德四年十一月八日元服年十一同五年五月八日敍從五位下年十二應永二年八月十八日補任年十三同八年三月十七日刑部大輔年十九同二十九年退居毛見鄉永享年中賜寶劍

雜集にも入たり隱逸傳俊文を應永十二年退隱と云は大に誤れり其比は百歳にも餘るへし暦應三年に辭職したるをや康永の誤としても十二年はなし行文とまかひたるか

六十一代 行長（稱光）
從五位下大膳大夫應永二十九年十月廿三日補任

國造古代讓補記云々以降至行長相承及六十四代と見えたるは前にいふ宣光と淑長とをくはへたる上に良宣の復任を又一代に立たる數なり此例は女帝の重祚をも皆別にかぞへ來れるに同じ東山義政公享德四年七月御書に大膳大夫行長跡事國造刑部大輔行孝如元令領知とあるは補任より八年おくれたるは爭なと有てか又同公長祿二年十二月御書に國造職事任刑部大輔行孝申請之旨所補任行通也とあれとも其事行れず七年後弟親弘に補せられたり行通は行孝の子なり

六十二代 行孝（後花園）
文安四年補任從五位下刑部大輔

六十三代 親弘（同）
從五位下寬正六年十二月十三日補任

六十四代 俊連（後土御門）
文明十一年六月八日敍從五位下同十月任刑部大輔同十四年七月二十二日任大膳大夫同十七年三月十八日敍從五位上文明年中住秋月延德年中築太田城

六十五代 俊調（後柏原）
母飛鳥井正二位大納言雅親卿女永正五年九月二十二日敍從五位下

六十六代 光雄

六十七代　忠雄　天正十三年豐太閤發向奉神靈負遁伊都郡毛原同十八年八月三十日卒（正親町）

六十八代　忠光　今宮殿再興萬治元年七月二十五日卒（後陽成）

六十九代　昌長　從五位下刑部大輔延寶六年四月辭退元祿十一年十一月三日卒（後西靈元）

七十代　俊弘　延寶六年受職天和三年十一月叙從五位下任大膳大夫寶永三年四月十日卒（靈元）

七十一代　俊範　正德元年五月叙從五位下任右京大夫享保十九年十一月二日卒（中御門）

俊範弟　俊英　號倉埴

七十二代　豐文　稱式部延享三年七月二十七日卒（櫻町）

七十三代　俊敬　稱民部寶曆三年六月二十日卒（桃園）

七十四代　慶俊　稱内匠天明元年七月四日卒（同）

女子

國造家譜に文祿二年以丹生峯雄令攝國造職とあれは天正亂をさけて天野に至り卒後忠光幼少なるより祖先の縁を以て後見としたるなれは代數にはかぞへず亂をさけて毛原に至りしも舊縁によりて也古代國造譲補記に丹生神社奉幣のこと又丹生神輿昔玉津嶋へ神幸の翌日國造の祖を祭れる草宮へ入坐のことなとも古のなごりなり峯雄は天野丹生津比賣神社の總神主丹生玉澄の三男なり
同書に至昌長相承及七十代とあるは宣光か淑長か又は近き丹生の峯雄をくはへてかぞへたるなるべし

七十五代　三冬（光格）

飛鳥井從一位前大納言藤原雅重卿四男初稱式部後改廉績主依舊縁爲養嗣以慶俊女妻之

俊和　稱大夫母慶俊女　文政四年　月　日卒

七十六代　尙長（仁孝）

本文某子誰弟など書るを今見安き爲に朱系に替たり世代の考註下狹く細小にて盡しがたきを次に末に記さんとす宇遲比古の名は地名より出づ府下の宇治の名は初泥(ウヒヒチ)又は浮土の意にてすべて河副の地に多き名にて山城の宇治も伊勢五十鈴川の邊なるも同義なり内とも通ひて武内味師内の名も莵道より出たるなり府下の内町の名も同じ新内も新墾の宇治の意なり宇須村も同義にて濁りて云より後世須の字を書來れるは訛轉なりこれは三葛の古事によりて榮華の意かとも思へとさる由見えす本文の如くなるへし　靈異記に大花上大部(トモ)屋栖野古連公者紀伊國名草郡宇治大伴連等先祖也などみゆ西福寺寛治七年緣起に雜賀莊宇治鄕ともあり阿牟田戸自も地名より出づ丹生社告門に奄田村とあり古文書に掩田とも安田ともあり伊都郡官省符莊慈尊院村の古名なりといへり石見國造大屋古命又大家首の名は神代紀(古事記)神名式(舊事紀)に見えたる大屋毘古大屋都姬神名倭名抄名草郡大屋鄕又日本感靈錄に酒部工眞黑滿者元興寺沙門紀州名草縣大屋鄕人也などある地によるならむ荒川戸畔の名は和名抄那賀郡荒川又平治元年五月二十八日院廳御下文に荒川莊を美福門院の御領と爲すべき由見ゆ荒河刀辨の名もしは女ならむかと思へど刀辨の名女に限らず神武紀に名草戸畔丹敷戸畔など見えたる人は女とは見えず男なること必せり前にもいふ如く國造は紀川上にも行通ひして國中をも治めたるべければ那賀郡荒河に在る時の一名なるべく丹本なども其例の名なるべしさて考ふるに久志多麻命なるべし又名日管はますがとよみて眼の淸々(スガ)しかりしよりの稱名なるべしさて其女も父に肖(アエ)て眼のいと／＼妙かりしによりて

目微比賣こ稱へ遠津年魚目は安樂川莊に隣れる麻生津莊ありて紀川邊にて年魚多き所なり年魚目(アユメ)のめは群(ムラ)の約なるここ古事記傳にいへる如し時代も久志多麻命にてよく合へり豐布流時より大直の姓稱を賜しかば以下命こいはぬは古稱こ見ゆこれより國勝まで七代他書に見えず時代考がたし仁德帝以來宣化帝の頃まで十三代朝にあたれりすべて天皇の御代數よりはかたへの諸臣の代數は少き物なるここ他にも多しこれは別に說ありさて摩祖を直祖こあやまり豐こ云ふ一字名のいふかしきここ五百友こ國栖の前後をたがへ豐成の史に見えたるここのまぎらはしきここ其以下の世數こ國栖七世孫廣世の合がたきここなごすべて此わたりには誤多きを前にかつ〲辨じたれごも猶一說をこゝに委くいふべし舊本の文を案するに石牟男摩祖名草直祖弟日豐麿は其子也動十二等なごありけむを摩祖直祖こ祖の字二つあるよりふこ寫す時なごに摩祖名草の四字を脫して石牟男直祖こなり弟日豐麿こよみ誤り其子也動十二等こあるを名の脫したるものこ見て父豐麿の名に准じ(也を)(豐の字を見て)豐某こありけむなご思ひながら知がたきにより豐の字のみくはへて代數を合せたるなるべしさて仁明紀に出たる豐成の祖父嶋守を産たる女は即豐麿の姉妹にて後にもしは建嶋のこせしなるべし嶋守を豐嶋の弟こなして養たるなるべし是廣國なるべしさて國栖こ五百友は互に順を寫誤たるにて廣島の子國栖其六世孫宗守の子廣世なるべく廣國の子五百友其子豐成等なるべし又は島守は廣島の一名にて國井六世孫こあるが廣國六世孫の誤かこも思へご前說まさるべきここは今の本文豐成を國栖男こあるは前後世繼を誤れるよりのここにて五百友男こ改むれば其他に誤なし後の說にては國栖より槻雄は三世孫なるに廣國より廣世は七世孫にてあまりに世數等しからねばさはあらじ本文の傳にては國栖の子三人ありて高繼は子深海孫槻雄もあるを廣世の下に宗守男宗守は國井六世孫也こ記して三人の子をも孫をもいはぬはいぶかしく且世數も三世孫の次を七世孫にて繼たるもあはず是五百友こ國栖こ前後を誤たるよりのここなり前後のたがへるここは史の年歷にて合ざるここ明にて既に前に云が如し但前の考に廣島を嶋守同人ならむこ云しはわろしそは本文のまゝに見たるなごそれも國栖の後世數合がたし

今說にて改めたる圖系

忍穂（十九）
牟婁（二十）
石牟（二十一）
摩祖（二十二）
名草直祖弟日
女
生島守　後建島の
後妻となりたるか
豐麿（二十九）
古麿（二十三）
建嶋
林直（二十四）
國栖（三十）
某某某某某
千嶋（二十五）
足國（二十六）
五百友（三十一）
宗守
廣嶋（二十七）
豐成（三十二）
廣世（三十六）
豐嶋
高繼（三十三）
深海
吉繼（二十八）
弘淵（三十四）
槻雄（三十五）

廣國一名島守
實宗形横根子

又如此もすべし　コレハ廣國ト島守トチ別人トス

忍穂
牟婁―古麿―建國―豐嶋
　　　　　　　　　吉繼
　　　林直
　　　千島―足國―廣國
　　　廣嶋―五百友
石牟
摩祖
名草直祖弟日
女子
豐麿
國栖―某―某
某―某―某
嶋守宗形横根男
宗守―廣世―有守

名草直の姓は神龜元年行幸の時摩祖を大領より國造に轉任せしめ給へる同時に弟日に名草直の姓をも賜ひしなるべくされば榮として名草直祖とも記せるなるべし續紀に見えぬは脫たるか又は位階は賜はざりし故に記さゞりしにもあるべしさて其裔豐麿槻雄まで國造になりしも本系國栖の一裔の外は此時すべて無くなれりと見ゆることは國栖も六代前の千嶋弟廣嶋の子なるを立たるにて其より近きは無かりしさましらるさて前說によれは五百友より豐成以下は實は宗形横根が胤なれども女緣にて相續したるに其たに槻雄に至りて遺子無くなれりと見えて遂に遠き國栖七世孫廣世を辛く覓出て嗣たりしは遠くこそあれ本系に復したるなるに其子有守孫奉世に至りて男子無く女子のみにて他に餘裔なかりつと見えて婿行義に移れるは家系の一變なれど既に横根の裔に移れるも女緣にて其始をなせるなりさて右の如くなる故に名草直は餘裔稀少にて豐成も國造を辭して後京に出て直講となりしは學才ある人と見ゆ承和六年直を宿禰に改め給ひけれども横根の裔なる由を云ながら名草氏のまゝにて宗形にも復さゞりしは一旦國造となりて紀姓改めがたかりしか又は名草氏も微々たるによりて其まゝなりしか何れにも故ありしことなるべし同時に少外記從六位上名草直安成とあるは豐成の弟かと思はるれどさだかならず養老五年冒母姓隸名草氏とあるは神龜元年より三年前なれば此時既に名草氏ありしか又は弟日の孫として貫に附たる

は此年にて神龜元年弟日に名草直を賜へるより其姓となれりとしても差ふことなし島守は母と共に國にかへりて嬰兒より貫に附たるか又其懷孕ながらに歸りしにも有べく何れにも母もかへりたるならでは島守此國の貫には附べからずさて其母建島がもとへ再婚したるならむ建島は先に豐嶋古繼二人の男兒ある後妻を迎へて其子をも養ひて三男とし嶋守と名づけたるが後廣國と改たる成べし家系は後の名を記し續紀には貫附の年なごを改めて記せる故に初名の嶋守の名にて記せるならむ嶋守の名は養父の建島兒の豐嶋によりたるなり建嶋と嶋守の母とは再從父兒弟なりさて思ふに豐成の名も豐島豐麿なご我が屬せる方の先代の名によりたるなりけりされば名草直は弟日に始りて其裔多くは國造になりて紀姓に復しつひに槻雄にて貞觀の頃までに盡たれば僅に百五十年許の間にて他書にも見えず

行義は妻の縁にて嗣たるなれごもと武内宿禰の裔の紀氏にて祖先菟道彦の女子（古事記にては妹にて大名草彦の女なり）の出生なれは其故なきにあらずこゝに紀氏系圖より其歷世を抄出す（傍族はこゝに用なければ省く）

○孝元天皇　彦太忍信命　屋主忍雄命　武雄心命　武内宿禰

古事記は武内を彦太忍信命の子として武猪心命も孝元天皇の御子とす日本紀は屋主忍雄武雄心命とつゞきて一人とす一曰武猪心とあり他書にも武内宿禰を孝元天皇の曾孫彦太忍信命の孫とあり此系にては玄孫なり　木菟宿禰（仁德御世）　眞鳥宿禰　兹蘇臣（古事記には鮪臣とあり）　很昨臣　眞昨臣　鹽手臣（推古天皇御世）　大門臣　大人（天智十五薨）　國蓋（從五位下）　諸人　麿（大納言中務卿）　飯麿（天平寶字六年薨鎮守府將軍從三位參議）　麿名（正五位下）　眞人（從四位下常陸介）　國守（從五位下侍醫）　貞範（正六位上彈正忠）　長谷雄（從二位中納言延喜十二月三日薨年六十八）　淑光（一本淑見從三位參木）　文煥（肥後守）　行義（紀伊守日前宮紀伊國國造始）

古今集の眞名序を書たる淑望は淑光の兄なり貫之は同族ながら緣遠し文利（美作守）は文煥の弟なり

前にいふ高繼のことは續後紀嘉祥二年閏十二月先是紀伊守伴宿禰龍雄與紀宿禰高繼不懽於是不忍忿意輙發兵捕高繼并黨與人等仍可勘申狀官符下知已畢而今日椽林朝臣並人馳來申云守龍男分遣從僕各帶兵仗晴中放鏑成脅衆庶或被執囹圄日夜叫呼或東西奔走中途流離並人諫曰百姓有犯過者雖云長官須委之傍吏任理勘決而躬捕前人事乖物情龍男固拒不聽仍脫身入京者又高繼所進之國符稱國造紀宿禰高繼犯罪之替擬補紀宿禰福雄者勅國造者非國司解却之色而輙解却之推量意志稍涉不臣宜停釐務任法勘奏と見えて國造は國司といへごもたやすく解却すまじき重職なること明なりこの文に福雄とあるは何れの子弟ならむ疎き人とは見えず弘淵深海なごの前名なごか深海の兄弟なごか知がたし

行義の裔慶俊まで三十六代連續したるに男子無かりしはいこ

いとくちをしされど以前も女子の裔續例あれば可なり始五百友豐成女裔にて繼ぎ次に行義より又女裔にて讓をうけ三冬より又女縁にて受職せり是國造家歷世中の三沿革なり

國造家舊記に神武天皇御時國造元祖天道根命以來千三百有餘年不易之處孝德御時より國司を置れ增減あり和名抄には日前神戸國懸神戸其外攝社の領伊太祁曾神戸須佐神戸大屋神戸賀多等あり延喜式に名草郡爲神郡とあり一條院御時より三千町に定まり又後宇多の御時弘安七年六月十九日從四位上淑文國造五十五代之時當國司を兼任花園院文保年中又三千町に復し正親町院大正十三年まで其まゝながら兵亂により神器を守護して伊都郡天野に退去し毛原に住す後還りて神宮を新營したれ共神領大に減じて舊に復せず徒に上下神宮鄕の名を殘せり以上の文摘要又永享五年和佐莊と神宮鄕と堰水爭論の文に今神宮領盧原千町は爲當社手力男尊伊太祁曾神を中古より誤りてかくいへり敷地鎭座之處日前國懸影向之刻進彼千町於兩宮御遷坐とあり前に云三千町以前は千町なりしなるべし伊太祁曾神もと此宮門なりしを日前國懸兩宮に讓り給ひて山東莊に遷り給へることは續紀大寶二年二月己未日の條に是日分遷伊太祁曾大屋津姬都摩津姬三神社と見えたるは勅を以て記せるなり山東の社傳には和銅六年十月初亥日に遷り坐せりとあるは勅の後社殿造營ありて正に遷り賜へる年を傳へたるなるべくて十一年おくれたり此ことは國造石牟の代にあたれり日前宮本紀に神日本磐余彦天皇東征之時以二種之神寶同託于天道根命而齋祭焉　天皇經諸國到于攝津國難波天道根命奉戴二種之神寶到于紀伊國名草郡加太浦自加太移于木本從木本到于名草郡毛見鄕則奉安處于琴浦之巖上也至于第十代御間城入彦五十瓊殖天皇御宇五十一年豐鋤入姬命奉戴天照大神御靈遷坐于當國名草濱宮之時日前國懸兩大神宮自琴浦移于名草濱宮並宮鎭坐焉三年也同五十四年十一月天照大神雖遷吉備名方濱宮日前國懸兩大神留坐于名草濱宮至于十一代活目入彦五十狹茅天皇御宇十六年自濱宮遷于同郡名草之萬代宮而鎭坐也今宮地是也とありて是より伊太祁曾三神と一所にまし〳〵しを大寶二年の勅によりて和銅六年に至りて却て地主神なる伊太祁曾神は山東社に遷りましけるなりけり萬代宮鎭坐は大名草彥命の時なり大名草姬命は其妻か妹か知らずさて此本紀の傳はいと〳〵古きことゝ見えて日本紀古事記にも見えぬことなり紀には　崇神紀六年先是天照大神大和國魂二神並祭於天皇大殿之內然畏其神勢共住不安故以天照大神託豐鋤入姬命祭於倭笠縫邑仍立磯堅城神籬云々垂仁紀二

十五年三月離天照大神於豐鋤入姫命託于倭姫命爰倭姫命求鎭坐大神之處而詣莵田筱幡更還之入近江國東廻美濃到伊勢國時云々　大倭姫世紀御間城天皇六年のさまは委きのみにて紀に同じ同卅九年遷幸但波乃吉佐宮云々四十三年遷倭國伊豆加志本宮云々五十一年遷木乃國奈久佐濱宮積三年之間奉齋云々此文次の五十四年の文は前にも引たるが此本紀と年月合へり五十八年よりは豐鋤入姫と大倭姫と紀と世紀とたがへり按ずるに倭姫命は垂仁天皇の皇女なれば紀の如く垂仁天皇二十五年よりのことゝあるぞ正しからむ倭姫世紀には同御時二十六年十月奉遷天照大神於度遇五十鈴河上とあれと二十五年よりなれば世紀の順次にて後へおくれば三十五年の後同六十年にあたるべし此萬代宮の御鎭坐は同十六年とあればいづれにしても伊勢よりは早しされど伊太祁曾三神と合殿なりしか別宮を建られしかは知がたけれど今の宮居のさま即古代の形を摸し來れる由につきて考ふるに普通のさまとかはりて正面には新殿を奥に建たるかもと伊太祁曾三神の本社の趾なるべく兩大神は別に左右にして本社に並べず異なるさまをしらせたるなるべければ合殿にはあらじ景行紀三年に記せる屋主忍雄武雄心命詣之居于阿備柏原祭祀神祇仍住九年とあるも專此二大神を奉祭すべく神戸を定め攝末の神社をも鎭坐の爲なるべし前文に卜幸于紀伊國將祭祀群神祇而不吉乃車駕止之と見えて天皇大御自幸して祭らむとさへ思したりけるにてよのつねならぬことなりしを知るべし群神祇とは兩大神はもとよりにて昔五末社とて重く國造の祭られし伊太祁曾三神社と鳴神社須佐神社などの神をさしてなるべし此須佐神社は今須佐村に祭る社にはあらず在田郡千田村なるを云なりこれもと須佐神戸にありしを和銅六年十月初亥日伊太祁曾神社と同日に在田郡（其比は郡といへり）に遷坐せることと千田社の舊記に見えたり其神戸名草郡にあるは是故なり其舊地に今も同神を祭れりかく重きことゝ故に九年が間留住ありしなりこれ萬代宮新造營のことなどと有けるなり此こと委くはおのれ別に日本紀傳に記さんと思へればこゝには大意を述ぶるなり

天保七年九月初稿成

嘉永二年閏四月增删再記　本居内遠

大饗机之考證

○大饗雜事に

一机　天祿二記大臣赤木白餘黑柿辨少納言黑柿外記史木佐木榻足云々

公卿料

赤木　在金銅菱釘一脚別廿首一方四長一方六

長二尺六寸　弘一尺四寸四分

面白生絹

辨少納言料

黑柿　在金銅菱釘一脚別十二首一方三長一方四

寸法同　面同或黃絹其時上官机押紙歟

已上有ニ金銅金物一長方六短方四

上官料　承平六記史外記用支佐木榻足用土器云々

朴

寸法同　面黃絹或押紙　無金物

○類聚雜要抄に

母屋大饗の圖の所々に赤木机黑柿机あり

平大饗目錄の中に

尊者前机二前赤木面白絹敷簀薦四種物

○大饗御裝束間事に

机事　付面事

治安元七五小記云外記史前支佐木机十四前可ㇾ造事仰主明宿禰即召ニ進木道工一云々木佐木不ㇾ可ニ求得一關白殿以ニ檜木一令ニ綵色一者

同二十三日禮部云參議已上机面白絹辨少納言机面赤絹見正曆二年記輔公云辨少納言已上尊者白絹外記史赤絹者外記史机面無ニ所見一可ニ紙面一歟云々

二十五日大饗也大府亭尊者赤木机各二脚簀薦二枚白餘黃薦机面白絹主人机一脚不ㇾ敷ニ簀薦一辨少納言黑柿机不ㇾ敷ニ簀薦一古昔例尊者只用ニ赤木机一以次上達部黑柿辨少納言支佐木也小野宮儀尊者赤木机二脚机面白絹簀薦二枚納言以下前赤木机机面白絹一脚簀薦辨少納言黑柿机机面黃絹不ㇾ敷ニ簀薦一机面等絹色依ニ正曆天慶例一辨少納言已上尊者机面皆白絹外記史机面黃絹云々倩案ニ正曆例一不ㇾ慥也外記史朴木榻足机机面押紙天慶例机面赤絹可ㇾ依ニ此例一歟

右以下机のこと種々記しあれ共大同小異なれば今略す

折敷之事

○大饗雜事に

一折敷

白蝶小鳥　尊者主人已下辨少納言

青蝶小鳥　上官

白鶴松枝　穩座折敷高坏候也

同机の所の首書に

陪膳人取二貫薦一役送持二參肴物陪膳人取レ之居レ机役送持二

歸折敷一

一繪折敷五十枚之内二十枚送二酒部所一（白十三枚青七枚）

白蝶小鳥尊者以下至二辨少納言一青蝶小鳥上官白鶴松枝穩

座折敷高坏也

一綠青折敷百枚　面押白絹

立レ机作法略抄出

○嘉禎二年六月九日大饗次第に

公卿前立レ机居レ饌（入レ夜之時兼居二飯等一）云々

立二主人机一居二肴物一

地下四位各一人舁二赤木机一脚一（面押白絹）自二簀子一進レ東（四位在後）

入二第四間一立二主人座乾方一（艮坤妻無二簀薦一）

此間主人置レ笏

地下五位二人持二參肴物二折敷一陪膳人取レ之置二机上一（待二役送一之間乍レ指レ笏退候）

此次々に敷穩座事繪折敷のことあり

○建長六年十二月二十五日富小路儀

大饗次第に

云々次酒部取入箸レ匙

次立二公卿机一（近例兼立レ居二肴物一）

次立二辨少納言机一（兼立レ之飯汁菓子同居レ之）

次立二外記史机一同上

次一獻

勸盃　主人

瓶子　殿上五位

續酌二人地下五位

巡流盃至二于辨座一

主人著二圓座一（勸盃間敷レ之）即立レ机

○江家次第二十之卷

大將饗の中に

各鋪二菅薦一（其上立二朱木机一）設レ饌（飯兼居レ之有二白絹面一）西庇南第二三間東西對

座鋪二紫端帖一（爲二殿上人座一）其前立二黑木机一設レ饌（東西各七前有二白絹面一）渡殿

南庇（若廊）鋪レ莚其上鋪二端帖一（爲二將監將曹座一）其前立二朴木机一浚レ饌（七前黃絹面）

右の如くに見え候へは机の面の絹は白きも赤きも又黃なるも種々有之見え申候又折敷の白鶴松枝も後の條に繪折敷之御座候へば摸樣かこも被存候すべてしかこは分りがたく候右御尋の品々似寄し事故抄出いたし差出し申候

○印はいつれも書物の外題に御座候

○大饗御裝束間事

机事　付面事

治安元七五小記云外記史前支佐木机十四前可造事仰主明宿禰即召進木道工云々木佐木不可求得關（欄通）白殿以檜木令綵色者

同二十三日禮部（聖通）云參議已上机面白絹辨少納言机面赤絹見正暦二年記輔公云辨少納言已上尊者白絹外記史赤絹者外記史机面無所見可紙面歟按察云輔公說不可用外記史饗古昔用土器更不可有絹面爰知紙面者

二十五日大饗也大府亭尊者赤木机各二脚簀薦二枚自餘簀薦机面白絹主人机一脚不敷簀薦辨少納言黑柿机不敷簀薦古昔例尊者只用赤木机以次上達部黑柿辨少納言支佐木也

小野宮儀尊者赤木机二脚（机面白絹）簀薦二枚納言以下前赤木机（机面白絹）一脚簀薦辨少納言黑柿机（机面黃絹）不敷簀薦机面等絹色依正暦天慶例辨少納言已上尊者机面皆白絹外記史机面黃絹云々倚案正暦例不髓也外記史朴木榻足机々面押紙（天慶例机面赤絹可依此例歟）令着座了予勸盃尊者此間敷圓座立余前机一脚（不敷簀薦）

康平三七十七記云公卿赤木机辨少納言黑柿机外記史朴木机榻足面用黃絹雖注榻足稱先例作倚子足主人前机無簀薦

康平八六三記云尊者赤木机二脚上達部机赤木白絹面辨少納言机黑柿同面上官机厚朴榻足黃絹面

永保三正大右記云大中納言參議等座敷簀薦立赤木机十一前（參議座二行立之机皆有白絹面）辨少納言座立黑柿机八前（非參議大辨座三寸許絕席此座不敷簀薦）外記史座立榻足朴木机十三前（有黃絹面外記座立六前史座立七前）諸大夫座立机六脚尊者陪從座立机十二前

康和二七十七爲隆記云上達部新赤木机辨座黑柿外記史座朴机飯兼居之

永久三四川邊記云公卿座赤木机白絹面辨少納言黑柿机同絹面外記史厚朴机黃絹面

○大饗雜事

一折敷

白蝶小鳥　尊者主人已下至辨少納言

青蝶小鳥　上官

白鶴松枝　穩座折敷高坏候也

一机

土錄二記大臣赤木自餘黑柿辨少納言黑柿外記史木佐木榻足保安上會者前机二脚陪膳取之次第雙立南北妻先立北後立南依座便也云々

首書陪膳人取寶薦役送持參肴物陪膳人取之居机役送持歸

折敷

公卿料

永承記云皆用樣器承平記大臣以下牙像脚外記史榻脚

赤木

在金銅菱釘一脚別二十首一方四長一方六

承平六記參木已上用黑柿牙象机寶薦

長二尺六寸　弘一尺四寸四分

面白生絹　中倍用美紙永祿三諸太夫入南西一間白公卿座中往友立之

辨少納言料

承平六記辨少納言用支佐木無寶薦以上用樣器云々

黑柿　在金銅菱釘一脚別十二一方三一方四

寸法同　面同或黃絹其時上官乳押紙歟　中倍同

已上打金銅金物長方六短方四

上官料

承平六記史外記用支佐木榻足用土器云々康和記外記史榻足朴木机面押白絹延久記面黃絹

朴

倚子足永保三記倚子足康平記云倚子足年々記注榻足而工等告例稱作倚子足之由候大殿御氣色之處仰云令作倚子足者

寸法同　面黃絹或押紙　中倍同　無金物

長和六記榻足寬仁記同之天曆九條殿御記云外記史座可用榻足俎而誤用牙象足承平記外記史榻脚

首書久安記云外記史厚朴榻足机治安摺足承曆榻文云々

一繪折敷五十枚之內二十枚送酒部所白十三枚青七枚

白蝶小鳥尊者以下至辨少納言青蝶小鳥上官白鶴松枝穩座折敷高坏也

一綠青折敷百枚　面押白絹

嘉禎二年六月九日

○大饗次第

公卿前立机居饌入夜之時兼居飯等云々

立主人机居肴物

地下四位各一人舁赤木机一脚面押白絹 自簀子進東四位在後 入第

四間立主人座乾方艮坤妻無簀薦

此間主人置笏

地下五位二人持參肴物二折敷陪膳人取之置机上待役送之間乍

指笏退候

敷穩座此間卷簾所薦

居公卿肴物

土高坏 繪折敷

主人三本大納言已下二本

建長六年十二月廿五日

富小路儀

○大饗次第

次酒部所人着幄

次立公卿机近例兼立之居肴物

次立辨少納言机兼立之飯汁菓子同居之

次立外記史机同上

次一獻

勸盃 主人

瓶子 殿上五位

續酌二人 地下五位

巡流盃至于辨座

主人着圓座勸盃間敷之 卽立机

次二獻 勸主人

○類聚雜要抄一 母屋大饗圖 所々に赤木机黑柿机之工

平大饗目錄 尊者前机二前赤木面白絹敷簀薦四種物

○江家次第 二十卷 大將饗

於攝政關白第設此饗時至參議中將幷恒下參議座敷圓座自餘

不然其前各鋪簀薦其上立朱木机設饌飯兼居之有居之白絹面西庇南第二三間東西

對座鋪紫端帖爲殿上人座 其前立黑木机設饌東西各七前有白絹面 殿渡南庇廊若

鋪莚其上鋪綠端帖爲貝將已將曹座 其前立朴木机設饌七前有黃絹面

冠帽革制考　一名古々路婆

冠考

古事記上　伊邪那岐ノ大神御禊祓の段に於二投棄御冠一所レ成神ノ名飽咋之宇斯能神とあり紀には見えず（アキクヒノ神ハ紀云御袴ニナリマセリ）出雲風土記神門郡冠山の下ニ大神之御冠とあり是は大國主神をさすことなり上代の製いかなる物なりけむ名のみにて知りがたし古事記傳六に皇國の上代には冠なかりしといふ說あり北史に御國のことを記して頭亦無レ冠但垂二髪於兩耳上一至レ隋其王始制レ冠とあり推古紀十二年始行二冠位一とあり上代の首の飾は髻の玉又鬘などは固よりにて紀に髻華と見えて倭建命の御歌にも見えて髻に草木の枝やゝ後には金銀などにて作りても刺たる物あり冠にさすは後の事にて髻に上古は刺たればこそ髻華とも書たるべけれ此は未上代に冠の事を記せることと見えねばなかりしと思はるれどこゝに大神の御冠あればなしといふ說は表にはたちがたし推古紀の時は冠の階級を始て定め給へるなりと記せり推古天皇の十二年は隋の文帝が仁壽四年にあたれり北史の文は此時をさせりと聞ゆ

古事談に上大嘗會之時代々令レ着給玉冠は應神天皇之御冠也相二具御禮服一後三條院御頭ニメデタクアハセ給タリケル此事在二內藏寮一ヲツ子ニ御自讃云々

日本書紀推古天皇十一年十二月始行二冠位一大德小德大仁小仁大禮小禮大信小信大義小義大智小智並十二階並以二當色絁一縫レ頂撮總如レ囊而着レ縁焉と見ゆ當色とはその位に當れる色といふ事也此時服色の事本文に相見えねど此文にて制ありし事とは知らるゝ也如レ囊而着レ縁とあれば內ふくらかにて鬘を著こむべき構と知らる縁あれば今の巾着などいふものゝさまやしたりけむ縁も同色か別か記さゞれば考がたし大抵は是より次々の制に准へて想像すべしさて此制は諸越に倣ひ給へるなれど等級の次序はたがへり北史に內位有二十二等一一曰大德次小德次大仁次小仁次大義次小義次大禮次小禮次大智次小智次大信次小信と見ゆ日本紀通證に說ありさて此制は一度給ひて終身かはらず尊卑は家につきて定りて轉昇する事なし後の制と異なり

次に孝德紀に大化三年制二七色一十三階之冠一一曰織冠有二大小二階一以レ織爲レ之以レ繡裁二冠之緣一服色並用二深紫一二曰繡冠

有二大小二階一以レ繡爲レ之其冠之縁服色並同二織冠一三曰紫冠有二大小二階一以レ紫爲レ之以レ織裁二冠之縁一服色並用二淺紫一四曰錦冠有二大小二階一其大錦冠以二大伯仙錦一爲レ之以レ織裁二冠之縁一其小錦冠以二小伯仙之錦一爲レ之以二大伯仙錦一裁二冠之縁一服色皆用二眞緋一五曰青冠以二青絹一爲レ之有二大小二階一其大青冠以二大伯仙錦一裁二冠之縁一其小青冠以二小伯仙錦一裁二冠之縁一服色並用レ緋六曰黑冠有二大小二階一（此間ニ以黑絹爲之ノ五字脱歟）其大黑冠以二車形錦一裁二冠之縁一其小黑冠以二菱形錦一裁二冠之縁一服色並用レ緑七曰建武（初位又名立身）（以字脱カ）黑絹爲レ之以レ紺裁二冠之縁一と見えたり此文やゝ委くして是によりて推古の御制をも想像すべし但此時も嚢の如くなりけむか形はしりがたし以上の制は冠に色品の別ありて位を分つ事にて後々の黑冠一色なるとは異なり初學記に大博山小博山繊錦別名也と見ゆさて以前とはかはりて此度よりは功によりて次第に轉昇する冠位にて後世のさまに同じそは立身の階あるにても知られ又以前小德なりし（第二階也）巨勢德陀古臣大伴長德連を大化五年に小紫（第六の階）より大紫（第五の階）になして左右大臣たりしにても知るべし右のつゞきの文に別有二鐙冠（ツボ）一以二黑絹一爲レ之其冠之背張二漆羅一以與縁鈿異二其高下一形似レ蟬小錦冠以上之鈿雜二金銀一爲レ之大小青冠之鈿以レ銀爲レ之大小黑冠之鈿以レ銅爲レ之建武之冠無レ鈿也此冠者大會饗客四月七月齋時所レ着焉谷川士清の説に馬寮式小壺鐙見えて是に形似たれば鐙冠とはツボカブリと訓(ヨ)むなりといへり鈿は推古紀に見えたる髻華に同じく宇受(ウズ)とよむ事鈿女(ウスメノ)命と書たるにて知るべし揷頭(カザシ)なり

さて右の如くにても轉昇する時は階級少くて便わろくや有けむ間一年をへだてゝ翌々年大化五年二月制冠十九階とありて六階迄（小紫）は前に同じ七より下は大華上大華下小華上小華下大山上大山下小山上小山下大乙上大乙下小乙上小乙下にて十八階なり十九立身も前に同じ錦冠を華と改め青冠を山と改め黑冠を乙と改めて各二階を上下に分ちて四階とせられしなれば冠の飾は同じさまにていさゝか差別ありぬべけれど記さゞれば知がたし

次に天智天皇三年二月に宣下增二換冠位階名一云々其冠有二十六階とて增益ありたれどこれも前制によりて別制にはあらず大織小織はそのまゝにて次を大縫小縫として繡を縫と改め大紫小紫はそのまゝなり次に華といひしを以前の錦の字を用ひて上下一色六階として大錦上大錦中大錦下小錦上小錦中小錦下と稱し次の山乙も同じく六階づゝにて立身を大建小建

と二階とせられたるなり

同御世の十年正月東宮皇太弟奉レ宣レ施ニ行冠位法度之事一大ニ赦天下一法度冠位之名具載新律令と見えたれども此近江令の書はやく散失して今傳はらざれば知がたし石原正明が說に紀の表をもて考ふるに此時の制諸臣の冠位は三年の定のまゝにて親王諸王の位を置れたりと見ゆそは一位二位三位四位五位と見えて三位より五位迄文面に見えたるは皆諸王なり親王には同稱にて一位二位など高級を給ひたるなるべし冠は一樣なりしか位號のみ見えて冠制はみえずといへるが如し

天武紀十一年六月男女始結レ髮仍著ニ漆紗冠一とあるは以前髪(ミツラ)にて有しを髻(モトドリ)として改め冠を以前如レ嚢なりしを巾子(コシ)にし給へりと聞ゆそは次々を考合せて知らるゝなり是より錦織青黑などの色別なく皆黑漆紗なり　十三年閏四月詔曰男女並衣服有者レ襴無レ襴及結紐長紐任レ意服之其會集之日著ニ襴衣一而著ニ長紐一唯男子者有ニ圭冠一冠而著ニ括緒褌一云々とある圭冠は前にいふ漆紗冠と同物か又別か詳ならず後世の平禮帽なりといふは推量の說にて據なし

同十四年正月更改ニ爵位之號一仍增ニ加級階一明位二階淨位四階每レ階有ニ大廣一並十二階以前諸王以上之位正位四階直位四階勤位四階務位四階追位四階進位四階每レ階有ニ大廣一並四十八階以前諸臣三位とあり此より以前は冠に品ありて位を差別したれば冠位といへり冠は公より給ひて即冠が位驗なればなり此の世の制よりは位號は別にて位記をもて驗とする事後世の如し冠は尊卑の別なく十一年の文の如く髮を結びて髻として漆紗冠を用ひしめ給ひて此時より始めて冠と位とは相預らぬ制となりたるなり此後の姿をもて以前を惑ふべからず大寶令の制も同じ位記を給ひし事は持統紀三年五年等の文に見えて明なりされば是より後は位號の論は省きて今は冠の方に拘れる事を引出て辨ずべし但前に冠が即ち位なりし制に久しくなれたれば此後も位の事を口號に冠といふより文にもやがて其まゝに記されたる事まゝありて紛らはしき事あれば其心して考ふべきなり持統紀にもたゞ位といふべき所を冠位と記され又同七年十月の詔に自ニ今年一始ニ於親王一下至ニ進位一觀ニ所レ儲兵ニ淨冠至(より)ニ直冠一人ごとに太刀一口弓一張矢一具鞆一枚如此預備とある又次の續紀の文など是なり文字の上のみにて冠の事には級あるにあらず惑ふべからず萬葉集の歌に此頃の吾戀力しるしあつめ功に申さば五位の冠とよめるもたゞ五位といふことなり伊勢物語及諸書に元服のことを初冠といふもはじ

めて位を給へることなり源氏物語その外の書にも五位にすゝむ事をかうふり給はるこもかうぶり得てなご後々までもいひなれたるまゝに位のことを冠といひはじめて位を得べき若人を冠者ともいふなり

文武天皇大寶元年の衣服令に皇太子以下親王諸王諸臣禮服の條皆冠とのみありて差別なし朝服の下に一品以下五位以上並皁羅頭巾衣色同禮服と見え六位以下初位以下並皁縵頭巾とありて義解に謂皁縵者無文繒也と見え制服の條に无位皆皁縵頭巾黄袍とあり義解に庶人服制亦同也と見えたれば此頭巾は後の烏帽子の事かとも聞ゆれど冠なるべし和名抄に冠に[illegible]頭を隔して出し烏帽と頭巾は別に挙たり其外に帽額冠大冠帕額同冠帽具に簪巾子纓綏欄蘂繝と出たり新撰字鏡に幞々同加々保利また幘ハ首服也頭巾也比太比乃加加保利とあり和名抄に加宇布利とあるは音便に轉じたるなりさて令の時より親王は一品より四品まで諸王は一位より三位まで正位あり四位五位正從ありて十四階あり諸臣は一位より三位まで正從六階を上卿とす四位より初位まで正從上下あり初位には正從といはず大小といふ是諸臣三十階なり然るを此時の事續紀の文冠にかけて記せる前にいふがごとしなほ左に引出て解説すべし

續日本紀大寶元年三月甲子始依新令改制官名位號親王明階四階諸王淨冠十四階合十八階諸臣正冠六階直冠八階勤冠四階務冠四階追冠四階進冠四階合三十階外位始直冠正五位上階終進冠少初位下階合二十階勳位始正冠正三位終追冠從八位下階合十二等云々始停賜冠授以位記

とあるはことはたがはずながら義は異に聞えて同時ながら令の文とうちあはず令には某冠といふ名一所も見えずまた冠をたまひて級階あるにこそ某冠ともいはめ停賜冠といふ下文にもうちあはず又此次の文に又服制親王四品以上諸王諸臣一位者皆黒紫諸王二位以下諸臣三位以上者皆赤紫直冠上四階深緋下四階淺緋勤冠四階深綠務冠四階淺綠追冠四階深縹進冠四階淺縹皆漆冠綺帶白襪黒革舃其袴者直冠以上者皆白縛口袴勤冠以下者白脛裳と見えて次に新位を給へる人々に正從二位正正三位正從三位などいふ名目ありて人のよく疑ふ事なり是はまづ冠といふ字は位の事にて前に辨じたる如し既に天武紀十四年に此名目始めて出たるにも明位淨位正位直位云々とありて冠とはいはぬをもて知るべしさて大寶令には今の如く何品某位とのみありて明淨正直勤務追進の號はなきをもて石原正

明の說には大寶令は大寶當時の書なり史は後より溯りて記せる物なればいづれも正典なれども史を誤とすべしといへり是もさる事なれども內遠按ずるに令は大寶に撰ばれたれども次に改められたる事史にも見え養老年中にも刊修ありされば官位令職員令も大寶の文のまゝなりとはいひがたしされば此續紀の文にて察するに冠の字はいづれにも誤にて位の字の意と見ゆれば此時の制大寶の始には忽に稱を改めては惑はしかるべき故に前制の位號と令制の位號とをつらね唱へて明位一品淨位從二位正從正二位直位從四位上勤位正六位下などいふべきを位の字上下に重りてわづらはしければ正從二位正正三位など稱せしなり是即以前の大廣の稱を正從と改め一二三四と階每にいひしを上下にあらためて四十八階なりしを三十階に約め給へるなれば新制ながら舊制によりて俤を殘し給へるなるを後は便なるに任せて其冠其位といふ號を停めて後の如く正從何位上下とのみ稱せしなりかくいふは次に同月己亥〈甲午より六日目なり〉始改二勤位以下之號一內外有位六位已下者進二階一級一とあるか證なりわづらはしく重ねていふにも及ばず又勤冠務冠などいひても以前とかはりて冠に差別なく公より冠を給ふにもあらねば先此日より六位以下は今の如き稱に改め給ひて一階づつ增して給ひしなり此後も五位已上は前にいふか如しさてそれはいつの頃改めて明淨正直の號を停め給ひけむ見あたらねど神龜五年の條に明一品と見え〈天平後の古文書などにも此例みえたれば〉たれば猶その頃もそへて稱せしなりと思はるれど其頃前後にさる例みえざれば是はふと以前いひしまゝにごりばづして記されたるにやあらむ今傳はる令にすべて見えぬを思へば養老の刊修の時よりやなへて停められけむ又は和銅六年にも新格を頒行せられし事見えたればその頃にやありけむ詳ならず

さて勤位以下は忽改給へるに五位已上は何故にしからざりけむといふにその理ある事なり五位已上は此號を廢すれば諸王と諸臣と位號混一して差別なくてわろければなり六位已下には諸王の階なければ改めても混るゝ事なし如此實事に徵あることにて史の文は嚴重なるを令と史と文のうち合はざるより漫に史の謬誤と定むべしと疎漏にいひたりし正明か冠位通考の說は中々にわろしことは親王はさらなり諸王と諸臣とはいたく儀制異にて諸王は四世といへども內親王を娶るに諸臣は一位にても娶ることあたはず王は四位五位にても紫袍を着るに臣は三位已上ならでは着る事あたはず是ら令に見ゆ又式部式

に凡諸王諸臣任太政大臣者不得以親王爲左右大臣云諸臣任太政大臣者不得以諸王爲左右大臣親王任左大臣者得以諸王爲右大臣但親王諸臣不得爲左右なと見えたるにて延喜の頃迄も諸王と人臣との差ありしを見るべしされば親王は品といへば紛るゝ方なし諸王は淨從二位淨正三位淨從五位上といひ諸臣は正從二位正正三位直從五位上と稱し分くべき爲に姑改められざりしなれどいひなるゝままにわづらはしくて後つひには是も停められて諸王諸臣同稱（位號）になりて今傳はる令の文の如くなりしなりこは冠字あるによりて事の因に辨じたるなり冠ノ字は位の意のみにて冠帽の事にはあづからぬ事なり字によりて惑ふべからず

衣服令皇太子禮服冠の義解に作有別式と見え集解に古禮云禮服冠謂禮冠也玉冠是也或云皇太子禮服冠可有別制諸王與諸臣亦可有別也と見えたれば以前は漆冠にも人によりて別ありしなりさるを後世混じて別なし裝束圖式に天子の御冠も薄額半額等の差別有しかども今は其說不審今用らるゝ御冠は臣下の用ふるにかはる事なしとあり

右の制を通じていふに上古の冠はいかにとも考ふべき據なし推古の御宇より如囊冠を用ひたまひしを天武天皇の十一年より改めて漆紗冠を用ひ給ふ是卽令にいふ頭巾にて幞頭といふも同物なり禮冠は別なり此漆冠の制は髮を髻（モトヾリ）にして巾子をいれて漆摺たる紗をもて前よりつゝみて端をうしろへ垂たる物なり其形を後世には塗かためて今の如くになれるにて別製にはあらずされどその塗かためたる冠はいつ頃よりかいできけむすべて物に見あたらずはじめはいつともなくかたくして亂れぬやうにせしを便なるまゝに次第にかくなりけむと思はるればやがていつのほどゝいふ際はなくはじめは人々入交りて古きさまを守りたる人と新樣なるとありけむかし勅制などありて改められしにはあらねば必きはやかにはあらざるべき事なり想像せらるべき冠にかゝたる箇條を今ひとつ二つ引出て考證に備ふべし冠にあづかるも異なる事なき文は引出さず

宇治拾遺物語十一に今は昔村上の御時古き宮の御子にて左京大夫なる人おはしけり云々頭のあふみ頭なりければ纓はせなかにもつかずはなれてぞふられける　同書十三に今は昔兵衛佐なる人ありけり冠のあけ緒の長かりければ世の人上緒のぬしとなむつけたりける

今昔物語十二に近衛御門のうちに例の蝦蟆（カヘル）ひらみて居けり大學の衆見て人をこそはかるとも我をばはからんやといひて蝦

蝦蟆の上ををごりこすとて己が冠おちて沓にあたりけるを蝦蟆ぞと心得て人たふすはおのれがくヽとさんさんにふむ巾子つよくてひしげざりければ盗人蝦蟆奴はちからつよきぞかしといひて少き足にて少しもなき力を隨分と出してふみにけり

同巻七條めに寺冠社冠といふ名目も見ゆ

同十一に除目の時陳の定に陳の御座にめされて清忠時棟ならびて箱文を給はるに時棟笏をもちて手をまはしてさすとて清忠が冠にあてゝ打おとす上達部これを見て笑ひのゝしる事かぎりなし清忠まよひて土に落たる冠をとりさしいれて箱文もたまはらずして逃去れり

十訓抄十に大納言行成卿いまだ殿上人にておはしける時（實方中將）いかなる憤か有けむ殿上に參りあひていふ事もなく行成の冠をうちおとして小庭に投捨てけり行成少しもさわがずしてとのもり司をめして冠取て參れとて冠は守刀よりかうがいぬき取て鬢かいつくろひて居直りていかなる事にて候やらむ忽にかうほどの亂冠に預るべき事こそおほえ侍らねその故を承りて後の守にや侍るべからんと言うるはしくいはれけり實方はしらけて迯にけり（此つゝきの文に雀になりたることあり故事談にもあれと雀の事はみえず）此事古事談源平盛衰記東齋隨筆にも出たり文少異あれども意は同じければ引いでず

平戸記に云仁治三年三月十日御即位禮服御覽去八日也而御冠破損無實云々御冠堅固無實金銅珠玉之類者先年爲盜人被盜取歟一切不見只御冠雖少々許相殘又珠玉少分落殘不及其正躰之由云々仍申其由此上難治事也東大寺寶藏天子御冠二額相殘歟若可模者可被召出哉年序久隔慥不覺悟然而大旨相似歟之由所覺也云云但佐保朝廷（聖武歟）禮冠圖納禮冠之納物歟云々東大寺御冠事不思寄之處今令申旨尤所感思食也云々今ノ朝已上洛云御冠到來但太上天皇御冠並前帝御冠不可被取入内裡歟云々就中以太上天皇御冠爲本樣云々所殘御冠又有數頭被取出之見給云々十七日云々御冠已出來了只今令飾云

古事談に花山院殿上人ノ冠ヲ令取給ケリ其中惟成辨奉被取關白（賴忠）參給ケルニ不著冠云々關白問給ヒケレバ帝ノメシタレバト申ケリ仍不便之由被奏ケレバ其後不令取惟成冠給

同書に後朱雀院御即位内辨ニテ大二條殿ネラセ玉ヒケルヲ宇治殿大極殿ノ辰巳ノ角壇上ニテ御覽ジテアハレ狛人ニミセバヤト被仰ケリ玉冠ニサカリタル玉共チヽリラくトナルホドニ如法令練給ヒケル　同書に於鳥羽院御前有酒宴

之日宰相中將信道爲上戸而一兩度之後固辭猶被責仰之時申云冠ノ額ノツメ候之間不可叶云々氣色質不便上皇忽令着御之烏帽子ヲ取テ是ヲセヨト給ヒケレバ　同書其後奏管絃大納言道綱進出舞之間落冠衆人解頤右府有嘲詞　同書隆國卿爲頭奉仕御裝束先奉探主上御玉莖主上令打落隆國冠給敢不爲事散本鳥候是每度事也　同書に八條大將保忠爲桃尻就前馬走出之間落馬落冠及恥辱之後件禮永止　同書に永長元年大田樂事云々裝束或蒙被御出紅帷有風流以冠筥蓋爲笠貫有風流　禁祕抄上賢所の條に神鏡如神宮奉仰云々世始同殿御坐之間主上朝夕不放御本烏仍冠巾子融緒被結御冠穴此故也　同書中御裝束の條に御冠每月爲納殿沙汰御冠師獻之藏人盛御笥持參臨時又被召依仰奉之角上程有穴以羅引塞也薄額也然而著天更不叶只半額也半額トハ厚額ニハアラズ又透額ニモアラヌ也冠ハ白地不御跡方巾子紙以檀紙用之云々御本烏紫絲也本烏ヲトリテサキヲ二結分也是非臣下作法帝位御作法也髻時ハ又只有モ非憚可然之時必可結分尋常結分也奉幣發遣時用御裝束也御冠御帶無文也或冠被通用只時

右等の文を通考するに古きさまごも後世の漆冠ごも考定すべき所見えず巾子は別に堅くつくれりしさまは見ゆ又落冠して行成卿そのまゝたやすく冠し給ひしさまをみれば今の如くその比も塗かためすごも固かりしかごは思はる御卽位の冠などの手本ならでは知がたかりしさまなごも考證の一なり

海人藻芥に凡裝束の衣文上代は沙汰に及はず鳥羽院の御代より強き裝束を用ふる故に衣文の沙汰出來するなるべし上代は皆大裝束ごてフクサにてこはくは不調也然而鳥羽院已前の人の影をかくこ、鳥羽院已後剏たる強裝束の衣文をかきたるは繪師の不覺なり如此事見知らで或は難を加へ或は譽る人も稀になりぬればよくてもあしくても有なむ凡かの御世以前は男眉の毛をぬき髭をはさみかねを付る事一切無之及末代每度矯飾の至なりこ見ゆこの文に冠の事は記ざれごも准へて思ふに冠のいつもうるはしきやうに漆にてかためたるも專此御時比よりならむこ時勢おもひやらるゝなり按に此比の軍記武家のさまなごに引立烏帽子こいふ物あり是は兜の下にたゝみ着て兜を脫たる時はたゞちに頭上をこりて引たつればたゞみ目のびて常のごこく烏帽子こなるなり是もこ冠帽共にやはらかなる紗なればなり後世の漆にてかためたるに目なれて此引立烏帽子は軍中の爲にわざこつくりたるやうに思ふは誤也たゝ

みたるを引立るは軍中のしわざなれどももとよりやはらかなりしかばたゝみよせてその上に兜をも着たるなり今の烏帽子に皺目をつくるは如此さまを殘して模したる物なり是らになずらへて海人藻芥の文をも思ひ合せ此鳥羽院天皇の御比より今の如くなりもしけむとはいふなり

餝抄に云冠四位已上有文地下五位已下无文年少之人用薄額近代有事煩不依年齒用厚額僻事也中年人用半額冠ノ叢額隨人面立之插頭花時令放前細絲也纓閉之不然爲風俗別袴吹也保延三正一槐記曰予時内大臣右大將初着被厚額冠年十八仁安三正八殿記曰大納言殿我久敎命曰四品之後可着厚額冠云々案近年人々僅廿二三歳昇四品帶高官仍異于古也隨年齒可斟酌事也薄額苦熱頃不脱カ有其煩也仍不論歳之老少近代多用之此文の次に柏夾烏帽老懸等事見ゆ末に出せり鮭抄冠部に云頭巾は恒冠是也透額厚額無文半額巾子紙卷纓垂纓細纓縄纓サハシ巾子柏夾纓の品あり尋常之束帶直衣ニ冠スル時五位已上所着之也以有文羅一張之天子御冠ハ巾子左右有小穴云々　有文冠ハ四位已上着之桃華蘂葉云小菱ノ文アル羅ヲ用フル也近代羅織無之ト稱シテ其文分明ナラザレドモ有文ノ由也

無文冠ハ地下五位已下着之着白重之時五位已上着之但至藏人者用有文而初參未聽禁色之時無文也又諒闇等凶事ノ時各着之とあり此餘さまぐ\の古實等あれど今ははぶきて記さず

以上の文をもて冠の革制をいはんには先神代には御冠の名のみ見えていかなりけむ察しがたし次に應神天皇の御冠とあるは即冕なり韓地の通路始りしなれば韓土より傳りてその比漢土は三國の時の末晋といふ世の始にあたればそのさまを模して制し給へらむと思はる御世々の御即位に用ひさせ給へるよし見ゆれば後々もその形を模して今にいたればこはいさゝかはかはれりとも大なる變革は有べからずさて常の冠は推古天皇以前にもなしといふべからずそは神世にも見え後世にも有ものゝ中間になかるべきよしなければなり是をなしといふはから書北史に皇國の事をいふとて頭亦無冠但垂髪於兩耳上至隋其王始制冠とあるを見て皇國の古書をよくも考へ見ずしていふ漢儒の常の癖なりかなたの人はたゞ皇國の西偏の賤者などを見て記せるなるべし此類多くかの國の書に見えて合ざる事いと多し一々摘出ていふもうるさし異稱日本傳などに引出たる文を見て相違多きを知るべしさるにては推古

の御時始行冠位一こ記されたる始こいふ字はいかにこいふに以前冠帽ありけめごもさゝやかにて髻華をさすべき制にて貴賤をわかつ制もなかりしを此御時冠の級にて位をも定められし制を始給へるなりよく文意を見るべし次に冠制の改れる時にも始の字あるにても冠の始こいふにはあらぬ事をも知るべしさて推古の御時は諸臣の冠位のみ見えて諸王諸王の制は見えず臣は冠ありて王子は冠なしこいふ式有べきにあらねばかの以前の冠にて有しなるべし此度の制は冠に位を備へたれば王子などは中々に某位こ定むれば臣めきて王室の貴を失ふやうなれば始は別制なかりしも宜なる事なりさて此如き冠は天武の御時（十一年）に停止ありて漆紗冠こなりて後制作の大小疎密はあれご其制意は今の世までもまづはかはりなしこもいふべしか（上下省）はらざるは漆紗にて製して位によらざるこ位記を給ひて冠は公より給はぬこの制の本意をいふなり又世々に異やうに移り来たる事をいはゞ始は巾子は別に放れたる物にて漆紗をもて額よりうしろさまへつゝみて端を結びて垂たるが纓なり如此なれごも着る度毎につゝむにはあらず頭に合せてつゝみて垂て縫つけも綴つけもして置たりし物こおぼゆるなり次第に裏より物をあてゝかたく亂れぬやうにして威儀よくこゝのへたらむこごは勿論おのづからの時勢なりされご後々のごこく漆にてすべて固めたる如くにはあらず今の京こなりても此定なりきこ見ゆ前に引たる落冠の文ごもを見わたして今の如くならねごもうち落してもかたちたやすくそこなはれず又こりてたゞちに着もしつるにて知るべし今に頭巾こ見え和名抄に幞頭新撰字鏡に蘘幘などあるもの皆同物なりさて後いつの比よりか今の如く固く漆にてかためたる物こはなれりけむ此界は制ありて改られたるにはあらねば漸々に便にまかせて移り来たるべき自然の時勢なればいつよりこ俄にかはるべきやうはなしこ思ふに前に辨じたる如く白河院天皇の御比などよりや多くうつりかはりけむ此前代後三條天皇の御時もさま〲物を改め給へる事どもありて斗升をも試み訴訟をも御自聴給ひ延久善政こてくさ〲叡慮をめぐらし給へりし事古事談東齋隨筆などに見えたる事をも思ひ合すべし

烏帽子の事今の京こなりては見ゆれご（古くは）大寶令をはじめ正史等に見えずざる故に天武紀の圭冠令の頭巾和名抄の幞頭などをそれなりこいふ説あれごも諸書の文合ひがたくて明解なし今辨ずべし後世こそ冠こ烏帽こ別物にて用ふる時も違へれ古昔は一物にて別なければ別に古く見えざるも宜なり冠は總名に

て冕も烏帽も中にこもれる稱なり推古の御時の如嚢冠も後よりいはゞ帽こもいふべく想像せらるゝなりされご（大和の）法隆寺に聖德の皇子の古像圖にてみれは帽にはあらず又如嚢こもいひがたき形容なり是は推古當時の圖にはあらじかの寺の古器古畵の類は多く奈良の朝の物なれば是もその頃の畵にて以前の實形にはあらじこおぼゆ此事は石原正明も疑ひを殘せりさて衣服令六位以下の皀縵頭巾を集解に無二後冠一也こてる後冠を世の人は心得ざるか疎漏に見過して心こもせざるかいかにこも解たる說をきかず今按ずるに是は巾子纓なごをいふなり和名抄に巾子は幞頭具所ニ以挿レ髻者也こありもこは今の如く筒にはあらで二ッにひらきて髻をしかこはさみて幞頭の羅縵にて結び留めたる物なりけむさるを六位以下は巾子を用ひずして髻をも皀縵にて纏ひこりこめて後へはしをたるゝ事も短かりけん幞頭は頭を幞（ツヽ）む料の名にて羅縵よりいひ巾子は髻を挾む料にて幞頭に對して後冠こ記したるにて六位已下は巾子を用ひず皀き縵にて頭巾こして是をも以前は冠こもいひたるなり是即後の烏帽子の始なり烏の字は皀の意に同じ後に六位已下も巾子たてたる冠着る事あるなり此意を考へ得ざりしなるべし猶此事を諸なはぬ人にいふべし令制服の條に無位皆皀縵頭巾黃袍こありて義解に謂庶人服制亦同也こあり六位已下も巾子ありこいはゝ唐人も巾子ある冠を着たりこやせむさる事あるべくもあらずさて此六位已下の頭の幞は樣さまゞになりて高低打目によりて異形をなしたるか後は形のまゝに是も漆にて塗固めて今ある烏帽子の種々の品目をなせるなり纓は頭をつゝみたる羅の兩端をうしろへ垂たるが元なるを今の如く作り固めてよりは別にさすやうになりたれごも俤は殘りて漆羅を二重垂るは兩端の形なり（裾はもと襲下の尻の出たるなるを後世別にしてひら物としたると同意なり）垂纓卷纓なごの故實は中古よりの事なり六位已下は便よきまゝに後は端をたれず纏ひこみたるか今の烏帽こなれるなるべし漢書にては纓は冠の緒の事なるをいかにしてか此方にては羅の端をいふ稱こなれり俗に今鳶の尾こいふは和名抄に燕尾（俗云）こあるこ同意にてかたちにていふなり巾子はキンシこは昔よりいはず和名抄に此間巾音如レ渾こあれはコンシこいひ約めてコジこもいひし事今の如し巾を木に纏ひて昔もつくれる故に堅固なりし事は前に引たる今昔物語の文にて知るべし但前文に引洩したり清少納言が枕册子わびしげに見ゆる物の條に雨のいたく降る日ちひさき馬にのりて前駈したる人のかうふりもひしけうへのきぬも下かさねもひこつになり

たるいかにわびしからむとあり是巾子はつよくても冠の羅は今のごとくならねばひしけたるなり一條院御比猶如此なりし事掲爲し

簪は和名抄に加無左之歩冠釘也簪笄也係也所以拘冠使不墜也とあるにて分明なり今世婦女兒の頭と飾とする物はもと宇受の變制にて髻華なり日本紀には鈿の字をも用ひてウスと訓せたり漢土の釵兒にも似たり然して今は加無邪志といふは髮刺の意と聞ゆまたは挿頭（カザシ）の音便に訛りたるにも有べし挿頭も頭邊に挿意なれば同じ如くなれども意の轉じ來るさまはいさゝか異なり又同書に櫛鬟梳は加美賀岐とあり文選に勁梳理鬟と見えて冠を着るとて毛髮を搔理むる具なり今世刀劍に刺副へおく物にて加宇賀伊といふは髮搔を訛りていふなり刀にそへて持つも昔よりの事にて前に引たる十訓抄の文に冠して守り刀よりかうがいぬきとりて鬢かいつくろひてとあり但源平盛衰記古事談東齋隨筆等に此時の事を記せるには此文は見えず守り刀などいへる名も行成卿の比には似合しからず後の文飾にても有べしされど十訓抄も建長の比の書なればその比はさぞ有けむとしらるゝなり今婦女の頭の飾にもさいふはもと是髮を搔上る具なるをたゞちに挿かへもして飾の爲に漸々大にもなれるなり

緌は和名抄に一名老繫和名冠乃乎一云保々須介或說云老人髻落以此繫冠使不墜也故名老繫也今不論老少武官皆用之とあるが如し武官は衞伍賤使の爲に落冠せさるやうに是を用ふるは普通の冠は緒をかけぬ故なり御狩の時などは文官も紙捻をかくる事あり組緒を用ふるは古實にたがへり烏帽子もかくの如しもと老かけは老者の爲にしたるが本義にて老かけともいふなるべし神樂の早歌にも近衞の御門に巾子落しつ髮の手のなければなども見えたり

幞頭また頭巾は常の冠の名なり別に一種あるにあらず今の冠とても峩岡あたる制こそかはりたれ即其形容の遺制なり烏帽子も此名にこもれる事前に辨ずるが如し世々に形のかはりあるは古像古圖畫卷物などを見わたしてしるべし凡古くは巾子大にて高く太くいたく前さまにうつぶきたり冠帽ひろく大にして頭をいるゝ制なりしを漸々に形容をつくろはるゝより狹少になりて今はたゞ頭上にのせたるが如し今時の冠を四五十年前の制と較へ見るにはやく違ひて以前のはやゝ大なり二百年前の制を見たりしに又それよりも大なり烏帽子も又かくの如し但元來諸人身體同じからざれば制作家にも數種ありても

こより大小はあれど翳く方の稱に大小を一番二番など目して
よひ來れり今いふ所はその同稱の一番と一番とを互に較へ試
みていふなり製作家の言傳にも昔よりは漸々少くなりたりと
は常にいふ事なり又或人疑ひて幞頭頭巾は巾子を別にして頭
をつゝむ所の名なるべし巾子を具して冠とはいふなるべしと
いふはたゞ古書の文をも見わたさず文字にのみよりていへる
憶說なり辨ずるまでもあらず前に引たる文とも古書等を見わ
たさば此說の非はしるべし　和名抄に帕欲方言云額中或謂之
帕欲或謂之絡頭と見えたる物是巾子を放ちて甲の幅巾の
みをいふ名と聞ゆ　同書に幗和名知岐利加宇不利今老嫗戴之
とある物は後世婦女子のいたゞく帽子といふもの此遺制なる
べし近來まで多かりしが今三十年來甚稀になりたるは古制の
餘波も廢れ盡すにやとなげかはしき事なり國によりては猶多
く殘れる所も有べし

冕は同書に和名巨乃冠之前後垂旒者也　とある如し天皇即位
受禪等の大禮に用ひ給ふなり（天子）普通の冠は古昔は別なりされど
後世は諸臣の制にさしてかはらず唯巾子に（左右）穴あり是前に引た
る禁秘抄の文の故實殘れるなり又巾子紙といふを加ふる事あ
り檀紙を用ふ別に圖あり

雲冠は同書に唐令云景雲儛八人五色雲冠俗云萬比乃加之良と
あり是今も樂人の着る物にて俗に烏加夫登といふは形の似た
ればなりもと雲形なり

透額冠は織の額上に半月形の穴ありて紗一重にて張たるなり
若年の人は頭の熱氣强ければ漏さん爲なり往古は二十歲まで
も着之今は流例十五歲までのやうになりたれども必しもしか
らず天皇も幼主の時はめし給ふとぞ又薄額ともいふなり織と
いふは冠の縁をいふ名なり厚額といふは冠の織の透なきをい
ふなり織とは冠の縁の事なり薄額はやさしく厚額は物々しけ
れば若き人も（四位已上は）厚額を用ふる例なれども頭上と額との間籠りて
透間少き故に暑中はたへがたき事あるなり飾抄に仁安三正八
殿記曰大納言殿（久我）教命曰四品之後可着厚額冠入道殿（中院）仰
也猶着薄額冠人有之雖然不得意也　案近年人々僅十二三
歲昇四品帶高官仍異于古也隨年齒可斟酌事也薄額
苦熱之頃不有其煩也仍不論歲之老少近代多用之と見
えたり厚薄の外に半額といふもあり

垂纓ハ文官一位已下六位已上常儀也雖武官非（警固）日皆垂
纓也天子モ御束帶御物具御引直衣ノ時ハ御垂纓也半生ハ御巾
子紙ヲ入ラル親王半生垂纓如臣下

細緌ハ六位武官之緌也竹ニテ細クシタル物也別ニ卷垂ノ沙汰無シ

卷緌ハ警固之時武官人作法也文官人一切不レ可レ卷レ之但凶事ノ時卷レ之次將ノ裝束ニ中儀小儀等時ハ卷レ緌上儀不レ然外衞ノ佐ハ節會ニモ卷レ之左右大臣ハ雖レ兼二大將一不レ卷緌行幸時奉供時モ垂緌也異說納言大將ノ儀二三條ノ說吉事ノ時外方ヘ卷凶事ノ時內ヘ卷ク裝束抄當家反レ之大儀ハ卽位時拜甲着スルヲ云也上儀ハ白馬兵部ノ敍列ノ裝束及行幸中儀ハ元日白馬踏歌豐明ノ節會裝束ヲ云也小儀ハ任大臣等節會裝束ヲ云也

纓緌重喪之時着之必佐波（サハン）之巾子也キラナアラセスヌリタルナリ　諒闇時サハシ巾子ナント纓緌ハ喪親ノ外ニハ不用之

柏夾ハ春日祭使進發ノ時直衣柏夾舊制也非常ノ時公卿已下兼二武官一人柏夾也引二苑緌於巾子一所レ反後方折目ヲ以二白木一自レ左挾レ之內方ヘ一卷挿レ之然者緌ノ末垂二外方一也以二白木一夾レ之不レ塗二墨之卷緌ハ內ヘ卷ク是ハ外ヘ折ル也有二秘說一木ヲ之ニ劓懸テ緌二枚ヲ夾ム卷テ不レ延二亂一也挾木黑白トモ長不レ至二一束之內一

緌ハ雖二警固之中一不レ帶二弓箭一時ハ卷緌ノミニテ不レ懸レ緌但說ニ區分歟大臣ハ雖レ兼二大將一不レ繫レ之六位武官不レ論二警固之有無一不レ斷懸レ之是例也錦抄云古今厚薄異也古ハ殊多薄也今甚厚緒ハ紫或紺絲こ見ゆ又神事には日蔭蔓石葉などを冠に附る事あり日蔭は下蘿（サガリゴケ）こて深山に生ふる物なり今は青白の糸を總角に結びて用ふ左右八筋或は十二筋垂る心葉は梅花枝三四寸計の形を造りて用ふ圖別にあり嘉禎元年大嘗會通成朝臣賜二皇后宮御給一敍二從四位上一仍立二敍列一老懸々二日蔭ノ上一或六位懸二日蔭下一不可然歟こあり已上透額已下諸家の裝束抄飾抄雜抄等を參考して述る所なり猶さま〳〵の故實有職例證等あれご繁雜なれば省きて大意を記せるなり

右冠帽革制考一名心葉こもなづく先年稿をなしはじめしを物にまぎれてうちおきたりしを一位老君玉井昌秀をして御下問あるによりて舊稿を增刪して倉卒に一卷こせり他日閑を得て校訂すべきなり

天保十二年辛丑九月中旬　本居彌四郎內遠著

衣冠日本紀廿二丁新羅衣冠カノ國ノコトナリ纂書

同　七ノ廿一　號此三陵曰白鳥陵然後高翔上天徒葬衣冠景行記

同　十四ノ廿九　雄畧天皇御惱ノ時但朝野衣冠未得鮮麗敎遺詔ノ文

化政刑猶未盡善

廿六ノ十二注文　新羅春秋智不得願於内臣蓋金故亦使於唐
　捨俗衣冠請媚於天子投禍於隣國而構此意行者也
位冠廿九廿八　天武十一年三月陸奥國蝦夷二十二人賜爵位
　云々辛酉詔曰親王以下百寮諸人自今以後位冠及襅褶脛裳
　莫着亦膳夫采女等之手繦肩巾等並莫服肩巾此云比例また
　親王以下至于諸臣被給食封皆止之更返於公
髻華同廿二ノ六　廿丹　十二階冠ノ處唯元日着髻華々々此云
　于儒廿五ノ廿五丁錮ノコトスデニ引
冠帶同廿四　天武十年四月立禁式九十二條因以詔之曰親王
　以下至庶民諸所服用金銀珠玉紫錦繡綾及氈褥冠帶並種々
　雜色之類服用各有差辭具有詔書
綾色用冠色廿二　廿丹　推古十六年八月唐客入朝ノトキ是時
　皇子諸王諸臣悉以金髻華著頭亦衣服皆用錦紫繡織及五色
　綾羅會服色皆用冠色　同十九年五月五日藥獵菟田野云々是日諸臣
　服色皆隨冠色各着髻華則大德小德並用金大仁小仁用豹尾
　大禮以下用鳥尾
冠位舒明記に因給冠位一級
枕さうし七下八舞人の所にかうふりきぬのくひなご つくろひ
て　紅葉賀七二十かうふりなごうちゆかめてはしらむうしろで

思ふにいごをこなるべし　藤裏葉六内府のサマヲ御かうふ
りなごし給ひて出給ふこて　狹衣二上廿十かうふりの纓の風
にしたかひて吹かけられ給へるなご　若葉下一十かしこき帝
のきみも位をさり給へるに年ふかき身のかうふりをかけんに
何かをかしからん
○元服のこご拾遺賀みよしのすけたゝかうふりし侍りける
「ゆひそむるはつ元ゆひのこむらさき衣のいろにうつれこぞ
思ふ　同雜上藤原の大臣かうふりし侍りける夜母のよみ侍り
ける「久かたの月の桂も　後撰賀人のをさなきはかりの子供
にもかうふりせさせ袴きせなごし侍りけるに　桐壺かうふり
し給ひて　いせ物語むかし男うひ冠して
○叙爵のこご　古今雜上いそのかみなみまつか宮つかへもせ
て石上こいふ所にこもり侍りける頃俄にかうふり給はれりけ
れば
枕そうし一廿十うへに侍らふ御猫はかうふり給はりて命婦い
おごゝこて　落窪二衛門尉はかうふり得て三河守になりにけ
れば　若紫六はりまの守の子の藏人よりことしかうふり得た
るなりけり　闘や四右衛門すけ參れり云々昔童にていごむつ
ましうらうたき物にし給ひしかはかうふり得しまで此御こと

にだかれたりしを　松風にゆけひの尉にてこそしかうふり得てけり

殷富門院大輔集わが戀に五位の冠結はらばなみだにそむるあけのきぬきん

○見聞私記に顯徳天皇御世三十二年に三冠一服を制給ふ一に冕二に冕三に陽　又開化天皇御宇新に冠服を作る冠三等上等中等下等こすこて圖あり　太平記總目冠服論に此六冠をあげて然に烏頭爲腰蝶頂をくはへ出す　此事大冠唐巾宴會饗儀圖にも出せり

續紀延暦七年春喚諸儒於殿上令加冠爲其幞頭巾子皆是乘輿之所冠也

內藏式廿丁諸司年料供進ノ條御冠纓四匹丈一疋無文十九丁　六月十二月初今食奉絹幞頭巾新嘗祭亦同二十丁元日御禮服玉冠牙笏等當日平旦賚官人於大極殿ト持候之

彈正式十七丁凡御衣儀式衣冠形製ニ至テハ式部總知紀正凡除禮服並參議以上半臂五位已上幞頭(カウフリ)之外不得着纓

釋日本紀に圭冠私紀之師說今之烏帽子也

桃華蘂葉に有文冠は小菱の紋あり羅を用ふるなり近來羅織なしこ稱して其說分明ならざれごも有文のよしなり

つれ〳〵草に此頃の冠はむかしよりはるかに高くなりたるなりこぞ或人は仰られし古代の冠桶をもちたる人ははたを繼て今川ふるなり

太平記傳にその頃也高時鎌倉やうこて日本一州に弄びしは無位俗雜の着し大なるゑぼしをくませ小ゆひを五色の糸にてくませ少しうしろにためつけさせこいふは今童の着る小結ゑぼうしの始か

神皇正統記に鳥羽院御容儀めでたくましましければきらをも好ませ給ひけるにや裝束のこわくなり烏帽子のひたひなごいふこごもその頃より出來にき花園の有仁の大臣又容儀有人に仰合せて上下同じ風になりにけるごそ申ける此事今鏡に源氏の御姓給はりし御名をば有仁こ聞えき此大將殿は殊の外に衣紋をぞ好み給ひてうへのきぬなごの長さみじかさなごのほごなごこまかにしたゝめ給ひてその道にすぐれ給へりける大かたは昔はかやうのこごもしらでさしぬきもなりふみてゑぼしもこわくぬるここなかりけるなるべし

塵添壒囊抄に「蟬トハ冠ノ名歟云々蟬ニハセンタンノ兩音侍リ云々貂を和名ニハテントヨメリ云々漢朝ニハ侍中冠ニ貂尾ヲ付ク云々又金蟬ヲ付ルガ故ニ合テ貂蟬ト云也云々金蟬ヲ遣テ

付ク此冠ヲバ惠文冠トナヅク此惠文冠ヲ兼名苑ニハ武冠トス
トイヘリ私云コレオイカケノコトカ　然ニ日本ニハ貂ノ尾ヲ不付其蟬ヲ
ハ付也日本ノ冠ハ偏ニ蟬ノ羽ニ象レリツホ冠トハ是也當時世
ニ用ル冠是也ト江帥記ニ侍リ日本紀ニモカサリクシノ羽ヲ學
フヨシヲ申セリカサリクシトハ蟬ノ名也云々又冕字モカフリ
ト此冠ヲ鄭玄カ尺スルニハ長一尺七寸廣八寸前ハ圓ニ後ハ方
也以珠玉飾之冠類字織冠ノ穀也巾子ハ入髻ヲ處也角冠纓也纓
ハ冠後ニ垂ル巾也此等ヲハ和名ニモ不出問註シ侍リ北畠黄門
記ニハ上古漆塗頭巾ヲ着事ヲ天武天皇ノ御時ヨリ被定云々順
和名ニハ頭衣頭巾ノ二ツヲ皆コホシトヨメリ同心歟

いそのかみふりにし世々の心葉を　　内　遠
けふの日かげにかざしそへてむ

豐穎云こは天保十二年二月紀伊藩主の内命をうけて次に記せる自倚廬還御次第開闔解陣橡宣下次第といふものゝ解を父翁かものせられしにて公に出せる文と私に考證して記されたる文と二種になり居る下稿にていと紛らはしきを前後を見合せて及ぶかぎり見わき易からんやうに改めしるせり

自倚廬還御々次第同日開闔解陣幷橡宣下御次第

表書に正月六日とあり

還御本殿次第

當日早且奉仕諒闇御裝束（先是上御殿格子）

職事召陰陽師於藏人所令勘申可除御錫紵日時職事奏日時勘文（日時勘文留御所）

剋限素服公卿着倚廬殿上（殿上人徘徊便宜所）

次職事出殿上告可除素服之由

次公卿起坐出北陣外脫素服參着本殿上殿上人及女房悉脫之

次陰陽師申時剋到之由先是掃部寮鋪宮主座並葉薦於侍廬庭中

次着御御座

次藏人頭持參錫紵

次着御錫紵裝束司參進奉仕之

次脫御錫紵（向御震方）

次藏人取之授內藏寮官人令置宮主前薦上

次着御諒闇御裝束內藏寮豫調進之御冠自元爲服御冠

不召改之先是宮主着庭中座

次藏人撤掌燈

次藏人取前數御座帖令敷南方

次移着御座

次供御贖物陪膳藏人頭役送五位藏人

次宮主附藏人頭獻大麻藏人頭取之參進

次撫物藏人頭歸出返給宮主

次御禊畢宮主退出

次撤御贖物（如初之儀）此間主殿寮奉仕立明

次着御本御座藏人數直御座如元供掌燈

次還御本殿　如渡御之儀

次供御膳

開闢解陣椽宣下次第

上卿着仗座　令官人招職事

上卿奏可令開闢解陣之由　職事歸出仰聞召之由

上卿移着端座　令官人敷軾

次上卿令官人召弁　弁來軾

次上卿仰可令開三關之由　弁退於弁座仰史

次上卿令官人召外記　令召内豎

次内豎來小庭　仰可召諸衛之由　内豎召諸衛（若内豎不候者只官人召之）

次諸衛人自日華門　立軒廊南庭（入夜時問各可稱名）

次上卿仰可解陣之由　諸衛稱唯退仰本陣

次職事就軾仰諒闇之間殿上侍臣可聽着椽袍之由退入

上卿令官人召外記　外記參軾　仰椽事

次上卿令撤軾　次退出

諒闇　尙書說命上に王宅憂亮陰三祀蔡氏傳に亮亦作諒陰古作闇また喪服四制に高宗諒陰三年不言鄭註に諒古作梁たこあり古今集哀傷部に深草の帝の御國忌の日よめる

文屋康秀「草深き霞の谷にかげかくしてる日のくれしけふにやはあらぬ」これ諒をおもひてよめるなり

同御裝束　諒闇一年期月まで御裝束は鈍色平絹の御袍也天子は以日易月十三日の間倚廬の御所にましましてそのちは鈍色の服をめしたまふ間は御心喪也喪葬令義解に人君即位服絕傍期唯有心喪故云本服其三后及皇太子不得絕傍期北山抄延喜廿三年三月廿一日皇太子薨云云御心喪三月之間主上着鈍色御衣坊官近臣着服期年但帶朝官者過三十日可從吉事天曆六年八月十五日上皇崩十七日被定行雜事云々即舉哀素服喪司等雜事停止之由先下宣文至御葬日廢務御心喪三月（小昔明經道）勘文云云々依漢朝以日易月之制可有十二日御喪服軾記傳勘文云云々御心喪之期可依本服之期也明法勘申云服錫紵三日不視事三日御心喪三月云々外記勘文大同天皇天長元年崩心喪之期儲限期年天長天皇承和七年崩御冠以遠江貢布御籠御坐等端皆以布又立楊云々應和四年四月十九日中宮崩五月三日行諸衛警固事馬兵庫等寮仰本寮固關事付國司依諸道勘文可服錫紵三日不視事三日心喪三月也云々御心喪之限又

臣下不可著美服歟仰云美服事諒闇外無所見不可制之凡文依延喜廿三年例云々七日服錫紵三ヶ夜間神祇官奉御贖物九日除之十日上御齋奏時如常古今集俳諧歌題しらずよみ人しらず「世をいとひ木のもととに立よりてうつふし染のあさのきぬなりこれは出家して樹下石上不需三宿墨染喪服をきるまでなり同哀傷部上野岑緒「深草の野への櫻し心あらばことしばかりは墨染にさけこれは喪服になずらへていへるなり　おもひに侍りける人をとふらひにまかりてよめる忠岑「墨染の君がたもとは雲なれやたえず涙の雨とのみふる　女のおやのおもひにて寺に侍りけるをある人のとふらひつかはせりければかへりことによめるよみ人しらず「あし引の山べにいまはすみぞめの衣の袖のひる時もなし

職事　五位藏人三人六位藏人四人をいふ

錫紵　喪葬令に凡天皇爲本服二等以上親喪服錫紵とありて義解に錫紵者細布即用淺黒染也また集解に唐令錫縗者儀禮喪服傳無事其縷有色耳とあるにてしるべし今俗にいふ鼠色なり桃華蘂葉喪服篇に錫紵は天子喪服也とありて裏面に錫紵は布衣淺黒也天子父母喪時十三月此を服して着御始は深也残りは淺しと此時臣下も絹の薄墨色を用ふと云臺盤所も用黒とあり今按ずるに桃華蘂葉裏書の如く始は濃く後薄きを令には通して錫紵といひ後には濃きを錫紵薄きを諒闇御裝束とわけて布と平絹と制を改めたるなるべし

素服　北山抄に天暦六年八月十五日上皇崩云々即擧哀素服云々（此文前の諒闇御裝束の條に引出たり）製は人車記にあり桃華蘂葉に細美布（サイミ）縗着之物也とあり近世中絶なりしを後櫻町天皇の御葬送より再興あり白布にて肩衣の如くかくるものなり伏見上皇御中陰記に九日（文保元年九月にて三日に法皇崩たり）今日初七日御佛事云云諸卿參候中門廊是以公卿座被拵素服所之間如此歟云々今夜上皇有御素服事（御聴聞所御簾被懸黒色御座御素服所被用伊豫簾）　十五日今朝被立御物忌於門々御簾等同付之師卿並主典代資重著素服參十六日云々圓滿院宮令參賜　御素服給令着黒指貫給素服雖少々著素服所以六位被賦素服廿一日今夜上皇令除錫紵給於東向織戸中門内有此儀於庭上（素服所前）立廻御屛風供御座出御（御烏帽子）黒（御裝束）令除御袍給之後着御素服　次撤御座　陰陽師奉仕御祓等

倚廬　禮喪大記に父母之喪居二倚廬一不レ塗錄云倚廬設二中門之外墻下一倚レ木爲レ廬とあり俗に髮剃作などいふ假の御所なり徒然草に諒闇の年ばかりあはれなる事はあらじ倚廬の御所のさまなど板敷をさげ葦の御簾をかけ布のもかうあら〳〵しく御調度どもおろそかに皆人のさうぞく太刀平緒まで異やうなるぞゆゝしき云々日本事跡考に天皇崩太子居二倚廬一百寮存二警固一宮中固二三關一使嚴先命二造陵司一次命二裝束司一葬送有レ日太子素服群臣百官皆凶服云々

宮主　雲圖抄裏書其外にも見ゆ陰陽寮の職にて祓禊などをつとむ前に引たる伏見上皇御中陰記に陰陽師とある是なり

掌燈　手にもつ脂燭なり禁中には挑燈蠟燭を用ふる事なし内々には用ふる事あれども今も晴の儀には決して用ひず一旦脂燭の法失たるを裏松固禪入道の勘物によりて御再興あり

御贖物　供御の器財衣食倚廬に用ひたる物なり又神祇官より奉る物あり北山抄應和四年四月十九日中宮崩の條に五月七日服二錫紵一三ヶ夜間神祇官奉二御贖物一九日除レ之云云

撫物　穢氣を負する形代の物なり

立明　燈臺なり物語類におほとなぶらといへり

上卿　其日參内の大中納言の中にて上首をいふ

仗座　儀仗を立たる所なり左仗右仗などもいふ近仗は近衞の仗座なり

開關　讓位即位大嘗會崩御等國家に重事ある時は逢坂鈴鹿不破の三關を閉るを今開かしむるなり

解陣　同時近衞兵衞衞門に左右あり合せて六衞府の各陣を守り非常を監護するを今解しむるなり

軾　論語鄕黨篇に凶服者式之式負版者とあり朱註に式車前横木有所敬則俯而憑之とあり式軾同し負版は一幅の布方一尺八寸なるを領（エリ）の下より背筋にたるゝなり服者のかくるものなり朱註の負版持邦國圖籍者とあるは誤なり北山抄に立レ榻とあるも是なるべし江家次第其他の書に膝突といへる是なり

内竪　三代實錄に内竪奏時刻事天皇御喪中不奏也とありて時刻の奏をつとめなどする者なり或說に着二赤袴一職掌似二内舍人一多用二少年人一直二校書殿一勤二驅使事一とあり別

當は一ノ人の任にて職原鈔に見ゆ

諸衞　前にいふ六衞府なり

日華門　拾芥抄に東謂二之南殿前大庭東向門一春興宜陽兩殿間有二此門一とあり

軒廊　南殿の腋にあり

稱唯　ヲヽトマヲスとよむなり音讀する時は顚倒してキシヨウとよむ例なり八月公事の定考をもカウヂヤウとよむと同例の有識よみなり

橡袍　薄墨色なり鈍(ニビ)色といふも同じくて少し異なり共に喪服の色なり桃華蘂葉に橡亮闇之時殿上人四位以下着之袍染色也從二本官之役一時不レ着レ之必用二位袍一とあり同書に鈍色花田染色諒闇之時直衣此色也指貫勿論表袴表袍と見ゆ胡曹抄には鈍色うつし花にて染る也又或云青花に墨を入る又青にび色とも尼などの用る色也とあり是は青にびなるを此比はうちまかせて鈍ともいひしか物語歌文などに喪服に鈍色とあるはこゝにいふ橡なり古今集哀傷部の歌などの諒闇御装束の條に引たるを考合すべし衣服令に家人奴婢橡墨衣とありて義解に橡は櫟木實也以レ橡染レ緇俗云橡衣也とあり和名抄染具に橡櫟實也都類波美と見ゆ橡色につきては後世四位以上の位色と喪服の色と紛らはしき事あり猶外にも橡といふ名によりて混じて思ひ誤る事あり因にこゝに辨ずべし

延喜縫殿寮式に橡綾一疋搗橡二斗五升茜大二斤灰七升薪二百廿斤帛一疋搗橡一斗五升茜大二斤灰五升云々赤白橡綾一疋黄櫨大九十斤灰三石茜大七斤云々などと見えたるは装束圖式に太上天皇赤色御袍の下に上皇尋常着御し玉ふ主上も着御し給ふなり赤白の橡など號するも赤色の事なり又次圖に御紋窠中八葉菊唐草あり色又は橡也とあると同事にて是は喪服にはあらず色も先は赤き物にてたゞ橡を染草に交用ふるよりこれをも橡の名にていふのみにて別義なり喪の薄墨色とは大に異なり飾抄に橡の條に四位以上橡五位有二蘇芳氣一とあるによりて今の世人は橡といふは四位以上の袍の色とのみ心得て喪服の事をしらぬ者も疑ふ者もありこれ表裏の誤なり胡曹抄に小右記を引て云正暦三年九月一日明順眞人叙二四位一袍以二三位袍一送二四品一如何然而遣レ之其報云近代三四位袍其色一同又最初着二用如レ此之衣一云々仍所二驚示一也爲レ奇不レ少又小右記寛弘三年云叙二四位一者近代三位以上ノ袍極奇事也云々愚

案一條院正暦頃稱 近代ノ者不ノ久敷如 延喜式ニ四位深緋衣綾大四十斤紫卅斤にて染之五位淺緋衣用ニ茜計 染之不ト加ノ紫是により三四位は緋といへども紫交れるによりて三位袍にちかきなり近代は附子金にて作紫に染るによりて位色のわけもなくなり來れり云々 以上胡曹抄 さて右にいへるにて三位四位同じ如くなり來れる上に後は紫を用ひず附子金にて 附子とは今俗にいふふしの粉なり金は鐵漿にて齒をそむるをいふといふ也ふしを黒色にそめたるなり 染るやうになりて實を忘れて俗には黒袍とさへいふやうになりて紫には遠き色になりたり然れども喪服ノ黒はつやもなく薄黒色なるに四位以上の袍は眞黒にて光澤あれば別色なりさて往古は黒色は甚賤しとしたるものなり衣服令に无位皆皂縵頭巾黄袍云々家人奴婢橡墨衣とありて奴婢ならてはいやしめて着ざりし色なり其餘の色は同令次の文に凡服色黄丹蘇芳緋紅黄橡纁蒲萄緑紺縹桑黄楷衣秦紫橡墨如此之屬當色以下各兼得服之とある順次の如く貴賤の色定りてたとへば義解に假令着紫之人兼得ノ服ノ蘇芳以下之諸色ノ之類とある如く無位は桑染以上は着る事あたはざりしなり此中に黄橡とあるは俗にいふ茶染にて赤に近ければ六位は着る事あたはざりしなり橡の字に泥

むべからざる事上條と合せ知るべし紫とあるは椎柴よし柴にてそむるにて是も黒き色なり後小松崩御記に 雅縁 雲の上も諒闇とて御悲歎の體見たてまつるもあはれなりかくて舊院には御中陰の儀はじまりて素服の人々こもり居侍りうつりゆく御日數もほどなくおぼえ侍れば一霜にくち涙にしをれなき人のなごりをいかゞしひ紫の袖とありこれ喪服をよめるにて紫染もくろきを知るべし龜山院御葬禮記に天台座主覺雲法親王椎鈍香鈍唐織物指貫云々とある椎鈍も同意なり古今集傳書歌に一世をいこひ木のもとここに立よりてうつふしそめの麻のきぬなりとあるうつふし染は空柴染にて臥すとにかけて出家の黒衣をよめるなり紫五倍子もとは同意にて染色も同じく黒色なりさて右の如く黒色にはえなき物にて古は諸色の下賤とし喪者は美服する意なき情より黒を喪色としやゝ薄くして賤者と別をなしたる制なり僧徒はもとより喪事に預りかつ世情をはなれて是も美服せぬと者の意より黒色を本色とするなり今の四位以上の色をも橡とはいへど喪服の橡とは異なればば御心喪中侍臣にも喪色の袍を聽し給へる宜下別にあるなりこれを同色としては四位以上は本よりの服

にて別に宣下あるべきやうなしたゞ五位六位の藏人のみ緋綠なるを殿上の侍臣といはんや喪色なる事明なり聽ことあるは儀制令に凡凶服不入公門とあれば別勅なくては喪服にて參入しがたければなり

つら〳〵此記文を見るに至古記中の文と見ゆ其は何れの書に出たるならむ內濱藏書に乏しければ搜索を得ず禮儀類典の五百一より五百十まで十卷諒闇の部なり其中を歷覽せば據を知るべきか又按ずるに文體江家次第に似たり此書諒闇等の事目錄に見えて二十一の卷なり然るを十六二十一の兩卷闕て流布の印本になし近來或家の古寫本より此兩卷をうつし得て稀に傳へたりときけどもいまだ見及ばずもしそれ等より拔書したるものかともおもはる古記文ならむといふ證は小書に若內堅不候者以官人召之又入夜時間各司々稱名なといふ文今時現在の事を記すに如此未定なる事あらむや以前に定おく文にても其時に用ある者を定めずしておく事あるべからず是決して古記中の文にて以來に指南する意なり又すべての官職寮局大內裏の比備りたるさまの文にて今闕てあらざるものを記せるも古記なる一證なり開闢なごの宣も同意にて今はその闕たになし

半臂雛頭考證

○雅亮裝束抄に

束帶をすることは夏冬同じことなり冬のには半臂常はなしわきあけ（闕腋）には冬もあり夏のにははんひを具したりあこめなしかたびらにひとへをかさねて着るべし云々はんひのらんには何れも裏なし

高倉家說　雜事抄に　半臂之事

わきあけの時はらん忘緖とも着すべし當時はらんにこしをつけて上に別々にしてそのこしにてかみをさむるなりその上に忘緖ひろさ一寸八分長さ九尺を二ッに折て又夫を二ッにをるわなの方はひろさのほど一寸九分みじかくしてうへの袴のこしつきより三四寸さがるほどをはからひて腰のとほりをたてさまに三ッにたゝみて細き緖にてゆひて左方にさけて髮ををさめてこしをゆふなりらんのひだ左右のわきに十二ッゝたたむうしろにもひだあるべし此ひだをわきあけ靑摺小忌の時石帶のわき左右同じやうにはさむ是をらんからこといふなり冬は黑色靑張夏は二藍無文薄物靑張無文薄物

雛頭の事

ひゝなかしらとはしりをとりかさねてのち下かさね重ねながらわきあけの左のつまをとりてうへさまにひきかへし下襲をかさねながらすみさまにすぢちかへてをり又すちかへて二重をりたればかみは脊縫のぬひめのかみさまへをるゝなりそらにはいひがたしならふべき事なりさきとがりなるをそこに引廻してとがりたるさきを太刀の帶とりの中よりひき通してさきはたけとひとしくさぐべしかく引とほさむをりは半臂の緖を具してとほして此さかりたらむしりの上にさぐべし是は忘るゝことなり

○半臂はらんをよくあらしたるかよきなりいたく下りたるもおめてわろしよこぬひめのかみ二三寸計みゆるほどにあつべきなり冬のはうち半臂なり上達部內の藏人などは羅のはんひなりたゞのしうは黑半臂なり夏はかんたちめ內のくらうは黑はんひなり殿上人以下はうす物下かさねのやうに二藍なり冬は上達部は常に半臂きることなし諸社の行幸などにかたむといふことあり夫にはかならずきることなり半臂の緖に小緖といふものにて首をゆひて此比の人は上下せられたればよした

たくはしくゆふやうあり本を見るべし習ふべしさうそくしの
祕することなり

　半臂の緒の事

おほかたそくたいのつうそくにははんひの緒といふものあり
それをきんたい細きをゝして首をゆひて引廻してしたること
やすき料なりうるはしくはさかりたるをのやうにて八尺斗に
て二筋あるなりゆふやうかきにくければ本をしてくしたりゆ
ふべきやうはまつうへの袴を引のべておきてその上にこしの
もとよりあてゝあしつきの下に此半臂の緒のひろさのほどを
さげてゆふなり是は祕すべし衞府のわきあけなどにはゆふべ
きをつねにはゆはず童殿上の人は必ゆふべし

○三條家裝束抄に
半臂事春冬尋常之時近代不着之定事也如五節可袒之時必着之
調様色以下委細見裝束御抄仍略之夏秋着之大文薄物（大文と云は三重襷の重文の蔓なり）色如袍同幷忘緒（半臂と同物をたゝみて用之如懸帶又結腰物なり）有之

○後照念院殿裝束抄　半臂事云々
仰云文小葵歟弘安春日行幸時尋申大北政所之處不覺但小葵歟
云々

　今案冬も袒裼などする時はきるなり黒打半臂なり染裝束の
時は別事なり

夏の黒半臂事　身下襲裏様なるものなりラン（襴）羅（ウスモノ）なり打下襲
の條に　知足院殿仰云入道臨時客日櫻御下重不令半臂給櫻下
襲爾不着黒半臂之由見御暦

　世俗淺深秘抄に櫻下襲に黒半臂不着之云々

主上綾櫻御下襲に同半臂着御云々

又仰云櫻下重綾なるには黒半臂也織物には同色半臂也引倍木
下襲事の條に　天仁二年四月廿六日八幡行幸の暦に云今日引（へ）
倍（き）木の下襲半臂

保安二年四月七日賀茂行幸私御記に云濃打の下重（號引倍木）同半臂

西宮記云曳倍木四八九月之間用之黒半臂或打半臂

法性寺殿御消息に云引倍木極熱之比不着之以賀茂祭爲終以
例幣行幸爲始云々

上東門院むかし大原野に行啓宇治殿非參議時舞人なり試樂（習か）の
日紅打下重黒半臂美談なり

始着青朽葉下襲事の條に　仰云宿老後冬夏青朽葉也

正嘉二五廿四愚暦云今日始着青朽葉下重地幷文如常青色の過
たるは苗色に似たる由禪閤被仰半臂同色之地幷文不違下重自
餘紅引倍木以下如例

○桃華蘂葉　半臂事
黒面濃打綾（又小紋）裏平絹水色　襴忘緒羅　着打下襲張下襲時用之又
着綾下襲時又着火色下襲時用黒半臂紺地平緒紅梅地平緒云々
織物（襴緒皆織物）也着織物下襲之時用同色半臂

○蛙抄
半臂無（面身）二幅　染裝束之時着用事有例
冬時三位以上之所用　四位之參議同之
面變地綾文小葵練てフシカネ染　板引歟
裏平絹練に花田に染めて張る
襴黒羅　文三重多須支號之大文
忘緒同襴
長幼尊卑通用之　又聽禁色人同用之
又石淸水臨時祭使雖非禁色人着彼半臂依下賜御衣也冬時四位
以下非職人々殿上地下之所用
面平絹練をフシカネに染て板引にす
裏同公卿半比
襴平絹フシカネ色　板引同前
忘緒同之
長幼通用之

於當季半比者公卿以下尋常之時近代略而不着之可袒之時着之
但四位以下武官人着闕腋之時襴をあらすべきなり又着小忌之
日全卿以下文武官着之　見小忌部

證　例

西宮抄云冬半臂　主上必着之臣下上﨟有事之時可着用或人紅
下襲着黒半臂曳倍支（黒半ひ或打半ひ）四八九月之間用之減（ケシ）紫色綾半臂雖冬時襴必
用羅類
或抄云（億大）半臂襴を能くあらしたるが好きなりいたく下りた
るもおめてわろし横縫目の上に二三寸見ゆる程にてあつべき
なり
冬のは打半臂なり上達部（今考これは衍のことか）内の藏人などは羅の半臂なり冬は上
達部常に半臂着るとなし諸社の行幸などに片舞こ云ことあり
それには必ず着ることなり　今案依袒也半臂のをは小緒こ云
物にて頸を結びて近來の人は上下せられたればよし但うるは
しく結様あり云々　小緒のこと台記に裏書　亮行が云上達部
の冬の半臂は身は濃打（コヤウチ）にて襴ばかり羅にてあるなり身に面と
同じく濃打の（此段不審云々）裏は不付中倍の薄縹色なるは
かりなり染裝束の時も半比の身は裏つけず中倍はかりにてあ
るなり

夏時三位以上之所用　四位之參議同之
薄物　文三重襷謂之大文練をふしかねに染て張色無裏鰭を捻
る
襴　同身
忘緒　又同
長幼尊卑通用之　又聽禁色人同用之
縫腋之時襴幷緒略之
夏時四位以下非職人々所用　殿上地下
無文穀　練て二藍に染て張之同下重也無裏鰭を捻る
襴　同身　忘緒　又同　長幼通用之
於當季者公卿以下心着之　不着者大帷寺赤透于見苦き也
四位以下着闕腋之時は襴をあらす事如例

證　例

或抄　德大云夏は上達部内藏人黑半臂也殿上人以下は薄物下
重の樣に二藍也
後押小路抄小云半臂事春冬尋常の近代不着之定事也如五節可
祖之時必着之調樣色以下委細見裝束御抄仍略之
夏秋着之大文薄物（大文と云はみへたすきの重文のひしたり）色如袍襴幷忘緒有之
半臂と同物をたゝみて用之如懸帶や頸結物なり

一禪御抄云黑半臂冬は綾をふしかねに染て板付にして着之減
紫色の半臂と云物なり夏は生の穀（文三重たすき）又ふしかねにて染て
何れも襴緒はうすもの也たゝみて付る也近代たたは一向略之
舊例も壯年人は半臂を着す考者は必しも不然田之上たい夏は
大略着用之表衣はひとへにてすきて見ゆる故ことさらに着之
但襴をは猶略之闕腋袍にあらされば襴までは見えさる故なり
染裝束の時着織物下襲には黑半臂をは不用事也
通抄云半臂冬禁色之人襴羅身濃打　夏大文黑半比冬常者不着
之祖務之時着騎馬之時着之云々不聽禁色之人冬平絹其色如常
夏穀二藍半比冬濃打夏二藍
半臂襴以一幅折返皿付之也而後堀川院朝覲持明院之時土御門
大納言息中將　顯定朝臣着染裝束半臂をおめらかして着之人
人欣奇云々可有用意事也仍注之
黑半臂紺地孔雀唐革平緒累代物云々後日顯平卿中倍紅梅衣張
をめらかさずおしくゝみて入串也紅中倍黑く見云々半臂裏曹
通革但こはりの料に付裏面小葵菱濃打或說淺黃色云云

以下天仁以下時々着例二十二ヶ條

○和名抄　衣服類
半臂　蔣魴切韻云半臂（此間字如字但下音比）衣名也

○枕册子六はるかなる物はんひの緒ひねりはしむる日　同十
此藏人になれる聟の綾のうへの袴すはうかさね黑はんひなど
いみしうあさやかにて忘れにし人の車のこみのをにはんひの
を引かけつばかりにてゐたりしを云云

○飾抄

下襲　付半臂實錄曰隨官多服半臂卽長袖也唐高祖減某袖謂之
半臂或號背子冬面浮線綾文粉張瑩之裏遠草文濃打菱遠文　壯年之人有中
陪又文四菱重也老者一或說宿老之人面裏張干着之不瑩不打稱
フクサ張下重或只稱張下重云々野宮左府常着之
夏赤色半臂　老少之儀如冬宿老濃有黑氣若人蘇芳有赤色半臂
冬禁色之人爛羅薄物身濃打夏大文黑半臂冬常者不着之袒裼之
時若騎馬之時着之云々不聽禁色之人冬平絹其色如常夏縠二藍
半臂冬濃打夏二藍半臂襴以一幅折返而付之云々下略
火色の條に臨時客賭弓試樂凡無止古文之時着之唐綾下重着黑
半臂事久安二二十一列見或秘記曰予令着唐綾櫻下襲猶着黑半
臂之故也至織物者不黑半臂襌闕合云々仁平元十一廿三臨時客
試樂舞人隆長字治冬相三男着火色下重半臂紺地平緒
黑半臂紺地孔雀唐草平緒累代物云々下略

○胡曹抄

半臂事　曆應二六仙洞晴御會　後芬陀利華院殿直衣令着引陪
幾紅打給
黑表濃打綾又小柔裏平絹水色襴忘緒羅着打下襲張御下襲時用之又
着唐綾下重之時用之又着火色下襲持用黑半臂絹地平緒紅梅地
平緒云々
織物襴着皆織物也着織物下襲之時用同色半臂

○延喜式彈正式

凡減紫色者參議已上聽着半臂

○裝束圖式に黑半臂上廿七丁の圖二樣出たり

紋小葵色深紫裏水色平緒也襴忘緒羅　皇太子着御給也二品以上
同着之　圖
紋三重襷冬は綾夏は縠近代附子金にて染之深紫色と云非色の
人は冬平絹夏縠二藍染何れも襴忘緒薄物闕腋の袍に非れば何
れも襴を略す　圖

○車服制度記　半臂

事物紀原曰實錄曰隨大業中內官多服半臂除却長袖也唐高祖減
其袖謂之半臂今背子也
半臂と申候ものは筆には述がたく候申候へば下襲の袖なくて
襴なるものに候その襴　横に長きものにて候夫を左右の腋に

十二つゝひだをとり又後に六ひだ取申候畢竟短衣に候袍に對しては五分之一二に候禪高さ三寸長一丈二尺に候一條家抄曰冬はふしかねにて染て板引にして着之滅紫色半臂と名づく裏あり夏は生の穀文三重襷又ふしかねにて染て何れも襴忘緒はうすものなりたたみて付之冬は一向略之舊例も壯年人は半臂を着す老者は必しもしからさる由見えたり夏は大略用之表衣かひとへにてすきて見ゆる故殊更に着用候但襴をば猶略之闕腋にあらざれば襴までは見えざる故なり或抄云近代以半臂小緒結之往古例は以大緒二筋結之今世少知人云云

制度記半臂之圖　前

後之圖

此忘緒結様一筋の差別分明に候へども高倉家被秘候條不到口外候半臂中絶に候を去る元祿中賀茂祭に右宰相中將公澄卿爲近衞使日考舊記且高倉家所蓄之半臂を以て再興候き其時下官毛頭以相談候故聊存知之候忘緒は左方に結申候

一條家抄曰着織物の下襲時用同色半臂（襴忘緒皆織物也）不用黑半臂是色染下重時用之半臂を申たるに候染下重半臂の色も下重の色にしたがひ申候但火色皆練の下重には用黑半臂候此先例毎度のことに候

裝束圖式黑半臂之圖　少し誤あり

小野小町の考

天保十四年、小野ノ小町が千年忌なりとて、この國雄の山なる小野寺の尼なむ、そのいとなみすとて、それにそへて書畫會といふ事をなむ企て、みやび男たちに、歌にまれ文にまれ手向てよとて、たすくる人々もありて、いひおこせたるに、そはいと心得ぬ事也、まづ此をの寺といへるは、雄の山の道にあるより、雄の寺といへるにこそあれ、姓の小野に預かりたる事にはあらざるを、いつの程にか、文字をも小野寺と書あらため、小町なりといふ像をもまうけて、そら言の縁起といふものをさへ、誰か造りそへける、その文、あさましく拙き物にて、玉出島(タマヅシマ)の神は衣通姫(ソトホシヒメ)にて、小町の歌の師なれば、をりをり毎に、此國に來通ふとて、ゆきゝに此所にいこひ物せしより、我像をも殘し、つひに小野寺といへり、など云みだり言ごもを記せり、まづ玉出嶋の神を衣通姫といふだにおぼつかなき事なり、こは別に記して辨ぜれば、こゝにはいはず、小町が歌の師といへるは、古今集のまなの序に、小野小町ノ歌ハ古ノ衣通姫之流也(かなの序も同意なり)とあるを、同時にて師弟のやうに記せるは、此文意をだに、よくも心得ぬ者の書たるにや、笑ふべし、すべて此類の附會にて、山城の市原の小町にも、近江の小野にも、小野ノ小町ノ塚などあるは、皆小野といふより設けたるにて、此雄の山の、をの寺などは、殊に拙く、雄の山は、既に日本後紀延暦十三年の條に、從二雄ノ山ノ道一還二日根ノ行宮一とも古く見えて、もと雄といふこそ地名なれ、小野には更にあづからぬ事なるをや、また此小町は、三十六人歌仙傳にも、承和ノ比ノ人歟とありて、死せりし年も、何歳といふ事も、見えたる事なきを、何によりて千年とは數へ出たりけん、大凡のをしあてに、物も知らぬ者のいひ出て、そゝのかしたるにやあらむ、かくて此ちなみに、此小町のうへには、世にくさぐさ浮説ありて、紛らはしきを辨へ見むと、今かき出たるなり、

まづ此小町、老て後、おとろへさらぼひたりなど云めるは、玉造小町の事なるを混じていへるなり、小町の名高く、古今集の序に出て、六歌仙などかずまへいふより、一人の事と心得て、玉造といひて別姓なるをもわきまへず、小町とあるを、同人と心得たる疎漏ながら、これを混じていへるは、近き世のみならず、古くは建長のころ記せる著聞集五ノ巻(三十二丁)に、小野

小町が、わかくて色を好みし時もてなしゝ有さまたくひなかりけり、壯衰記こいふ物には、三皇五帝の妃にも、漢皇周王の妻も、いまだ此奢をなさずこ書たりければ云々、萬の男をば、いやしくのみ思ひくたし、女御后に心をかけたりしほごに、十七にて母をうしなひ、十九にて父におくれ、二十一にて兄に別れ、二十三にて弟をさきだてしかば、單孤無類のひこり人に成て、たのむかたなかりき云々、次第に落ぶれ行ほごに、はてには野山にぞさすらひけるこあるは、皆玉造小町壯衰書こいふ物に出たる事なり、此文一編たれの書たるこいふ事をしらず、世に空海の作こもいへり、是はかゝる人實にありて書たるか、又は作文の爲に、まうけてつくり出たる趣かは、今知がたし、浦島子傳、貧窮問答、新猿樂記なごの類にて、作文の爲の假託なるべし、小野小町にはすべてあづからぬ事なるを、かく著聞集の比より、附會し誤りつたへてより、謡曲にもつくり、小町物語なごいふ、後世の書なごも出來、七小町なごいふ俗說もおこりて、皆人さる事のやうに思ふに至れるなり、顯昭古今序注にも、玉造小町こいふは別人歟こ、うたかひ置たるよし、

小野氏系圖を見るに、敏達天皇の御子、春日皇子、其子大徳冠妹子王に、はじめて小野朝臣の姓をたまふ、それより毛人、毛野、永見、峰守、篁、良實つゞきて、その女子二人ありて、一方に小町こ小書せり、是まことの傳にや、今一人の女子は、古今集後撰集に、小町が姉の歌あり、此人なるべし、但後撰集には、小町がうまこの歌見えたれごも、系圖に載せず、うまごあれば、小町も子有し事しらる、さるを俗に小町は陰門なかりきなごいふは、玉造小町が、人々につれなくて過しよりいへる附會なるべし、その玉造小町も、のちに漁父の妻こなりて、子うみたる事を記せれは、いふにもたらぬことなり、さてまた古今集に、小野ノ貞樹こよみかはせる歌あり、同姓にて同時の人なれば、したしからずこも親族なるべきに、系圖に此人をも載せず、異本なごには載せたるもありや、たづぬべし、姓は近江國小野村に住けるより出たるなり小町が年齢考へがたし、後撰集三に、石の上こいふ寺にまうでゝ、日のくれにければ、夜あけてまかりかへらむこて、こゞまりて、此寺に遍昭侍るこ、人の告侍ければ、物いひ心見んこて、いひ侍りける、をのゝ小町、石の上に、旅ねをすれば、いこ寒し、苔の衣を、われにかさなん、家集の詞書も同しかへし、遍昭、世をそむく、苔の衣の、たゞひこへ、かさねばうこし、いざふたり寐む、こあり、此名書に遍昭このみあるは、僧正にいまだならず、出家して程なか

りける比ならむこ、縣居翁のうひまなびにあるは、けにさる事こ聞ゆ、此事猶後にもいふべし、是によりて、遍昭の出家の年をたづぬるに、文德實錄嘉祥三年三月の條に、良峰朝臣宗貞、出家爲ㇾ僧、先皇仁明寵臣也、崩後哀慕無ㇾ已、自歸ニ佛理一こあり、此年より程遠からぬ事にて、小町も盛の年比なるべくおぼゆ、扶桑畧記に、寛平二年二月二十日、左大臣融公奏、花山寺元慶僧正、昨夜入滅こ見ゆ、三十六人歌仙傳には、同年にて正月十九日卒年七十六こあり、是にてかぞへ見るに、出家の年は三十六歳なり、小町もいまだ三十歳にはみたざる比成べし、又古今集に、文室康秀、三河ノ掾になりて、あがた見には出たたじやこいひけるかへしに、わびぬれば、身をうき草の、根をたえて、さそふ水あらば、いなんこぞ思ふ、こよめるは、さだ過たるころなるべけれご、その年比しりがたきを、しひておしこゝろみるに、古今集春上に、二條ノ后、まだ春宮の御息所こ申ける時に、頭の雪こなるぞわびしきこよみたれば、二條ノ后は、貞觀八年十二月女御こなり給ひ、同十年に、陽成院を降誕ありて、元慶元年、后にたち給ひたれば、此歌は、貞觀十一年より、元慶元年まで、九年の間の事なり、此比を、康秀六十餘歳こみれば、縣見にはこいひしは、十餘年ばかり以前、

貞觀のはじめの比こ見て、小町三十七八歳ばかりこおしはかれば、前の遍昭この贈答は、三十歳ばかりの時こして、大抵二かたなから、年比にかなふべくおぼゆ、さて康秀に隨ひて、三河におもぶきしや、さらずやはしられず、又此のちいつ比までながらへゐたりけむ、それも又考ふる所なし、世にいふ老後の零落は、玉造小町なれば、こゝにはいさゝかもあづかる事なし、後ほごなく死せりこも、かりに貞觀六年より天保十四年までかぞへて、九百八十年にて、千年にはたらず、千年こすれば承和十一年に身まがらずしては、合がたきを、さては前の遍昭康秀なごの贈答は、皆死後のこここゝなりて、實錄正史にあはぬをばしらずや、一笑すべし、

俗にいふ、小町が雨乞の歌こて、ここわりや、ひのもこなれば、てりもせめ、さりこてはまた、あめが下こは、此歌、てにをはのこゝのへをもしらざる、後世のつたなきものの作にて、その世のふりにあらず、まここの雨乞の歌は、小町集に、日のてり侍けるに、雨ごひのわかよむべきせんじありて、ちはやぶる、神もみまさば、立さわぎ、天の戸川の、ひぐちあけたまへ、こ見えたり、こは早く人もしりたるここなれごも、初心の人のためにかきつく、又謠曲に、卒都婆小町こて、か

の花さしぼりてのち、古きそとばに腰かけたるを、の僧こがめて、勿體なし、いかでこいふに、こたへてよめる、極樂の、うちならばこそ、あしからめ、そとは何かは、くるしかるべき、此うたも、小町の比の歌のしらべも、みやび詞をもしらざる、後世の作なり、謡曲は、足利義政公の比より、漸々につくりたるなれば、その比以來の作なるべし、内に對して、そとこいふは、後世のことなり、古くは内外（ウチト）こいひて、そとこいふ語は一ツ事なり、そともこいふ語は、そがひ、そびら、なごのそこ同じく、脊こいふこかよひて、うしろしりへのかたをこそいふなれ、内にむかへて、外をいふ語にはあらず、脊つ面のつつまりたる語なるを、後世誤りて、もこいふを略し、意をもあやまりて用ふるやうになりたるを、さる事もしらで、かくよめるにて、つたなさしられたり、又老てかたゐの如くなれるも、卒塔小町にこそあれ、小野小町にはあらず、關寺小町こいふ謡曲も、これに同じ、さうし洗小町こいふも、根もなきことなり、禁裏歌合に、小町まかなくにの歌をよみて出せるを、大友黒主、是は萬葉集の、古歌なりこいふによりて、取よせ見て、墨色あらたに書いれたるなりとて、あらひたりしかば、その歌のみあらひ流れたりなごいふ、奇怪の虚譚なり、いづこの人か、書替を水に一洗ふもの有べき、かつ墨色あたらしきはあらひて落つこいふ事やはある、すべて無稽の事なる上に、黒主は歌よみにてはあれども、禁中昇殿なごすべきほごの人にはあらず、天台座主記一に、貞觀八年五月十四日の解文に、近江國滋賀郡大領從八位上大友村主黒主、こ出たる外に、位階見えず、いこ卑（ヒキ）き人なるをもしらず、六歌仙こて皆ひこしなみに心得誤り、畫などにも黒主を衣冠黒袍などにかくは、すべてさる卑官こもしらざるなり、作者部類に、六位の部に出せれごも、こはすべて、六位以下の人を、わかたずして出せる例なれば、論なし、此外清水小野なごいひて、死後のさまをあらはしたりなごいふ類、又謡曲に高安小町、山本小町、夢見小町、雲林院小町、市原小町、富士見小町など、くさぐさいへれご皆田樂法師以下の戯文なれば、論ずるにたらず、其謡曲の中に、通小町こいふは、世にもいひはやして、人のよくしれる事なれども、正しき書などには見えず、されご附會はこまれ、ひたすらの根なし事こも見えざるによりて、今此一條をわきまへあかさんこす、

世にいふ所、小野小町を戀したふ人多き中に、深草少將こいふが、ここに心ざし深く有けるを、猶なびかずてあるが、心

ざしの深きによりて、さらば、今より百夜の數を、一夜をもおこさずてかよひて、しるしをのこしたまへ、さらばその心のまことに深きほごをも知りてしたがはむ、といひけるより、雨ふり風ふき、雪うちゝる夜をもいとはずして、かよひたりといへるまでは、口碑にいふ所も、通小町の謠、小町物語なごいふ、そらごとせる後世ぶみも同じごと聞ゆるを、この後ちのさま、或は九十九夜にして、あはずして、少將は死にたりともいふは、關寺小町の謠なごにもいへり、小町物語には、百夜にあたる夜、事ありて、やむことを得ず、得ゆかざりしが、小町はこよひこそちぎりの如く、百夜にみちたれば、あひもせめと思ふに、いかなるにか來ざりしかば、人の心のたのみがたき事と、なげきもし、いぶかりもしたりといふさまなり、此小町物語の事は猶次にいふへし、

さて是らの事を記せるも、すべて後世の物のみにて、より所とはなしがたきを、千載集戀二に、皇太皇后大夫俊成卿の歌に、おもひきや、しぢのはしがき、かきつめて、百夜もおなじまろねせんとは、とあり、此歌、この小町の故事をよめるやうなれば、古くよりいふ事にやとおもへど、是もさる故事はありもしてよめるならめど、必小野小町深草少將が事といふ

證にはなりがたし、そは袖中抄十八に、しぢのはしかき、の條に、曉の、しぢのはしがき、もゝ夜がき、君が來ぬ夜は、われぞ數かく云々、歌論義云、あやにくなる女をよばふ男有けり、心ざし有よしをいひければ、女心見んと思ひて、常に來て物いひける所に、榻をたてゝ、是がうへにしきて、百夜臥たらむ時に、いはむことはきかむ、といひければ、男安き事なりといひて、雨もふれ、風もふけ、くるればまうひ來て、そのしぢのうへにふしけり、榻のうへに、ねる夜の數をかきつけたりければ、九十九夜になりにけり、こよひふしなば、あすよりは、何事もえいなび給はじなごいひ置きて出て、とく暮れよかしなご思ひけるに、親のにはかに死にければ、それにさはりてとごまりにけり、その時、女のもとより詠みておこせたりける歌なり、是はあだに答へしにあらず、皆古集に出たることなり云々、或秘藏抄に云、件の歌は、古歌二首なり、曉の、しぢのはしがき、百夜がき、かきあつめても、われぞ物おもふ、曉のしぎのはねがき印本、これをも、二句をしちのはしかき百夜かきとあるは、寫誤なり、さては前にいへる歌と異なることなし、もゝはがき、君がこぬ夜は、われぞ數かくといへるを、一首にかきなしたるといへり、今案云、古今集第十五に此歌あり、曉の、鴫のはねがき、もゝはがき、わ

れぞ數かく、君がこぬ夜は、されば、鳴のはねがきももはがきにつくるべし、それをしぢのはしがきといひなして、百夜ふす契りをもいひなす歟、たしかなる證もなし、又曉の鳴のはねがきこそいはれたれ、曉のしぢのはしかきは、曉にかへるにはかくべけれは、鳴よりは事のきてや、和歌にはひとつ言葉を、とかくかきなして、物かたりをつくり出す事多かり、されど近來はしぢのまろねなどよみあひたれは、はじめてひが事といふべきにはあらねど、なほうるはしき事には、いかがとぞおぼえ侍る、奥儀抄のおもふき、大旨同し、もゝはがき、はねかく鳴も、我ごとく、あしたわびしき、數はまさらし、貫之ノ歌なり、（以上袖中抄文摘要）かく見えたるにても、此百夜のことは、むかしかくせしひとつの古事ありしにて、別事あるを、小野小町がことに、後に附會したるなり、この比若すでに、小町の事といふ説あらは、いかでか袖中抄に名高き小町の名を記さざらむ、あやにくなる女をよばふ男ありけり、とのみ記したるは、小町が事にはあらざりし事明白なり、小町物語には、深草少將を作、善男の子として、男百夜にあたる夜、善男事に發して、少將をもゐて、應天門を燒てさわがしたりしまぎれに、えゆかずなりしさまにつくれるは、前に袖中抄に引たる、歌論議の説よりつくりなしたる物なるべし、應天門をやきたるは、三代實錄に、貞觀八年の事と記せり、息中庸と見えたるを、小町物語には、深草少將にあてたるなり、前におし考へたる、小町の年齢にて、凡をはかるに、此年、小町四十餘歳なるべくあたれば、百夜がよひの事、似つかはしからず、その以前、康秀が三河へ伴むといへるにだに、さそふ水あらばと、なびき顔なるを、いかで百夜をこゝろみむとはすべき、あたらぬ事、附會の説、なるべし、此小町物語といふ書、寫本にて十巻ばかりあり、いとつたなき文にて、近世の人の作とみゆ、おのれわかゝりし比見たる、暗記のまゝをこゝに引出て記せるなり、猶論ずべき事ありもしなめど、もとより、かく齒牙にかくべきほどの物ならねば、さしおきつ、世の人の、よく聞しみたる話なれば、それをわきまへむとて、かたはしかくは引出て記せるなり、さて袖中抄のはじめに、曉のしぢのはしかき百夜かきといふうたは、秘藏抄に辨したる如く、もと二首別なるを、上句の、語のしらべなど似たるより、混して誤れるなり、さておもへば、此誤れる歌を、しひてとかむとするより、百夜かよふといふ話を、作爲し出せるならむも知り難し、又はかくいふ古傳のあるより、この歌をも紛らし

て、その時のうたとせしか、いつれにも顯昭の今案の如く、鴫のはねがきこそいはれたれ、榻のはしがきは、曉にかへるにはかくべければ、といへるぞよき、但こゝは少しいひたらず、聞こゆ、君が來ぬ夜は、われぞ數かく、と女のよめるにしてみれば、男の來る夜は、曉に男その第幾夜とかきてかへるを、男の來らざりし百夜にあたりては、女が自身に第百夜と書ことゝしては、かよふせんもなく、意もきこえぬことなり、されば、鴫よりは事退きて疎しとの意ならめど、さは少しきこえかぬる故に、ふたゝびこゝにことわるなり、さてかく辨じて見る時は、小町に少將の百夜かよへりといふ事は、謠曲と小町物語より外には、古く據なければ、此ことは袖中抄の說に附會して、長祿寛正ノ比よりこなたに、つくり出せる事なること著るし、寛正五年の糺川原勸進猿樂能記など傳はりて、この比より、謠曲やゝ盛になればなり、

右の謠曲などにいふ、百夜かよひたる人を、深草少將といふは、據をしらず、此名古く物に見えたる事なし、光源氏うつぼの俊蔭の類にて、作名なりといはんに子細なけれど、つらつら考ふるに、いさゝか據由なきにあらざるかと思ふことあり、但百夜かよひたりといふ事は、袖中抄にいへる事を附會したるにて、此少將の事にはあらじ、さて此少將といふは、僧正遍昭在俗の時、良岑宗貞といひて、良岑朝臣安世の子なり、續後紀承和十二年正月、從五位下左兵衞佐になり、同十三年正月備前介となり、又兼て左近衞少將にすゝめりしかば、世に良少將といへり、美男にて容儀勝れたりし事は、嘉祥二年渤海國の使參來し時、鴻臚館へ此人を劬來の御使につかはされし事にてしらる、すべて異邦の使に應對せるには、容儀すぐれたる人の文才あるを撰ひて、命せらるゝ事なればなり、同三年正月、從五位上にすゝみしが、いく程もなく、賴み來りたる仁明天皇の崩御をかなしひて、同年三月出家したり、古今集詞書に、ひえの山にのほりて頭おろしてとあり、今昔物語などにも、才藝すぐれたる上に、容儀よかりしかば良少將とて、その世にもてはやしたる人なり、その上に小野小町とも契りかはしたりと思はるゝ事は、前に引たる後撰集の贈答の歌にて知らるゝなり、小町、大和の石上寺に詣てゝやどりたる夜、此寺に遍昭ありと聞て、物いひ心みんとていひやるといへるは、以前契りかはしたる中なるを、今上天皇の御思ひに出家はしたりとも、我今かくて來ぬるを告やらば、いかで昔を忘れはてむ、いかやうにかへり言をするやらむと、試が

てら言やりたる意なり、歌の意も石上の地名を、いはのうへにといひなし、樹下石上の僧徒の住べき所に、われたまく\來て寢なすには、寒く堪へ難きを、今君はさま替たる苔の衣の身なりとも、以前の契を忘れ給はずば、來りてうさをも共に語りて慰めたまへといふ意を、三四句にいふより、われにかさなむといひなしたる、うちく\の心しらひと聞ゆ、されば返しにも、世をそむきたる苔の衣は、只ひとへのみなれば、君にかすべき着替とてもなし、われだに寒う堪がたければ、昔のよしみにいさやふたり共に寐て、昔しのばしきうさをも語らはむと、忘れぬさまをいへる歌なり、たゞ一時の戯れとしては、出家の後、有まじき言ひさまなり、又小町もさは言寄るべしやは、本より契りたる中故に、かくいへるにて、あはれも深し、さらば此うた戀の部に入べきに、雜の部に入たるはなぞといはんに、本の契あればこそ戀めきたれ、今よめる主意は、懐舊の情にたへかねたる、贈答なれば、その時の主意によりて、雜には入たるなり、遍昭宗集にも、何くれといひありき侍りしほどに、つかうまつりし深草の帝、かくれおはしまして、かはらむ世を見むも、たへかたくかなし云云、ひえにのぼりて頭おろし侍りたるも、さすがに親なとの事は心にや懸りけむ、たらちねは云々、深草の山にをさめ奉りしを思ひまゐらせむ、心のほどは思ひやるべし、うつせみは、からを見つゝも、なくさめつ、深草の山、古今（古今には四五句かへさまなり）此次にさゝかにの云々、末の露もとのしつくや云云なと、思ひつゝけて、まかりありきし程に、年もかへりて、諸共に見し殿上人々、あるはかうふりえ、あるはつかさ給はりなどして、河原に出て、御ぶくぬぐ所に、あやしのほふしして、遣はしゝ、みな人は、花の衣になりにけり、苔のたもとよ、乾きだにせよ、（以上家集）かくつきく\、仁明天皇のかくれさせ給へる歎きを深く、且さまをも替たるにて見れば、先帝の御陵などに、初めはこもりなどしても居つべし、深草山におさめ奉りしにつきて、深草のみかどゝ申奉るにつきて、そのおもひ深き良少將なれば、深草の少將と名を設けたるべくおぼゆ、小町とのなからひの事も、同家集の前のつゞきに、遍昭の妻、はつせ寺に參り來て、此の帶太刀まで誦經にせさせて、今一たびあひ見せ給へと、いのりなく所の文に、いとかなしうて、なぞや走りも出なましと、ちたび思へども、いみじうかへされて、よもすがら、なきあかしたる所は、簑などにも、くれなゐになむしみたりける、（此わたりの文いとあはれ深し、）さてまた、世

にありとも聞えぬを、小野の小町ともれりけるかたはらに經よむ、誰ならむとて、つれなる人して、蓑ひとつ著る法師の、さすがにあてやかなるなむ、すみのかたにゐて侍、といひければ、耳をたてゝ聞に、いと尊くあはれなり、只人にはあらず、少將の大德にやあらむと思ひて、いかゝいふと、此寺になむ侍、いと寒きを、御聲きこえ侍れば、いと賴もしくなむ、御衣ひとつかし給へ、いはの上に云々、といへるかへりことばかりを、山ぶしの苔の衣は、たゝひとへ云々、といへる、たゝ少將なりと思ひて、たゝにもかたらひし中なれは物いはんと思ひて尋ねいきたりけれと、ふとうせにけりと聞しめして、五條の后の宮より、内舍人を御使にて、野山をたづねさせ給ひけり云々、などあり、此たゞにもかたらひし中なればとあるにもといふにて、うち／＼の互のかたらひのよしみは勿論、さらでも只おもてむきにもかたらひし中なればの意なれば、中々にふくみたる意しるく聞ゆ、是らの意をとりて、足利の比などまでは、小町と良少將心をかはしけるよしは、人もつたへしりゐて、深草少將といふ名にて、ほのめかしたるなるべし、さは同じ比より出來たる、能の狂言に、六歌仙といふがあるにも、六人の人々、酒のみあそび中に、業平は、われこそ小町をと、思へるけしきなるに引かへて、小町は、遍昭とざれかはせるさまに作りたるさるがうごとなり、是らもよしありて聞ゆるをや、又拾遺集連歌に、内に侍らふ人を契りて侍りける夜、おそくまうて來けるほどに、丑みつと、時申けるを聞て、女のいひ遣はしける、人心、うしみつ今は、たのましよ、良峰宗貞、夢に見ゆやと、ねぞ過にける、遍昭家集にも出たれど、女の名はなし、もし是らも小町などにはあらぬか、

因に云、今の能といふ者は、もと田樂より轉りたる物なり、猿樂といふは、本たはふれわざをさるがうごとといへるより起れり、今沿革を見べき書は、文安三年田樂能記あり、此時の人數の中に、松阿玉阿の二人は、寬政五年の時にも見えたり、法然上人の能、小野小町の能など記して、能とはあれど、後のさまと違ひ、且ビンササラ刀玉なども有りて、田樂のさまなり、然るを十八年過て、寬正五年糺河原勸進猿樂能記の番組は、今の能に多く異ならず、此間に盛にもなり、改れるをも知るへし、

今世、小町集とて傳はれる家集は、後の人の書集め、諸書より拾ひ出せる物と見ゆ、三十六歌仙家集といふ中に入たり、又一本異本ありて、少し違へれと、是も後に輯せる者なり、群

書類從に入たる本是なり、すべて歌仙家集は、みづからかきあつめ置たるは少くして、後に人の集めたるが多く、中にも人丸赤人猿丸などのは、誤もいと多し、されば小町集もよろ雑き事ある中にも、あさか山、かげさへ見ゆる、山の井の、淺くは人を思ふ物かは、といふ歌の入たる本あり、此歌はもと萬葉集十六卷に出て、古今集かな序の古注に、葛城の大きみを、みちのくへつかはしたりける時に、うねめなりける女の、かはらけとりてよめるなりと出て、序の本文にも、あさか山の言の葉は、うねめのたはふれよりよみて、といへるにはあはず、もしは此采女すなはち小町なりと云ふにや、系圖に、父良實を出羽守と記し、又古今集目錄には、出羽ノ郡司ノ女ともいへれば、昔は國々の國造郡司などのむすめ妹などを、采女に奉る事なれば、みちのくには由ありては聞ゆれど、猶いかにぞや覺ゆる事なり、さて又此歌を大和物語下には、昔大納言のむすめ、いと美しみてもち給ひたりけるを、御門に奉らむとて、かしづき給ひけるを、殿に近うつかうまつりける内舍人にて有ける人、いかでか見けむ云々、ゆくりもなく、かきいだきて馬にのせて、みちのくにへ、よるともいはず、ひるともいはず、逃ていにけり、あさかの郡あさかの山といふ所に庵をつくりて、此女をすゑて云々、たち出て山の井にいきて影を見れば、わがありしかたちにもあらず、あやしきやうになりにけり、鏡もなければ、顏のなりたらむやうもしらで有けるに、にはかにみれば、いとおそろしげなりけるを、いと恥かしとおもひけり、さてよめる、あさか山云々とよみて、木にかきつけて庵に來て死にけりとあり、是甚た異說なり、されど此傳は、歌の意と前の次第と、叶ひ難きやうなれば、よしとも思はれず、萬葉集の左注、古今集の古注ぞ、まことなるべき、此大和物語を引て、古今著聞集に此大意を記せり、(五卷三十二丁)又古事談二に云く、業平朝臣、盜二條后(宮仕以前)將去之間、兄弟達(昭宣公等)追至奪返之時、切業平之本鳥(モトドリ)(本鳥は髻の假字なり)云々、仍生髮之程、稱見歌枕、發向關東(見伊勢物語)、宿奥州八十島之夜、野中有詠和歌ノ上ノ句之聲、其詞曰、秋風之毎吹(ゴトニフクタビ)般穴目(アナメ)穴目、就音求之無人、只有一之髑髏、明日猶見之、件ノ髑髏ノ目ノ穴より薄生出(スヽキオヒイデ)タリケリ、毎風吹薄之靡音如此聞ケリ、成奇怪ノ思之間、或者云、小野小町向此國於此所逝去、件ノ髑髏也云々、爰業平垂哀憐付下句云、小野トハイハジ、薄生たり云々、件所ヲ小野ト云ケリ、此事見日本紀式、とあれど、いと覺束なき事なり、日本紀式といふ書

も聞つかぬ者なり、此事は、袖中抄十六に此歌を出して、顯昭云、あなめあなめとは、あなめいたく〳〵（目痛目痛）と云なり、凡此歌の心は、江記云、在五中將、爲嫁件ノ后（二條公）出家相構、其後爲生髮、到陸奥國、留八十島、求小野小町尸、夜宿件島、終夜有聲曰、秋風之、吹仁津氣天毛、阿那目云々、後朝に求之、髑髏目中に有野蕨、在中將滞泣曰、小野止波不成、薄出計里、即斂葬云々、童蒙抄云、此歌、小野小町集にあり、昔野中をゆく人あり、風の音のやうにて、此歌を詠する聲聞ゆ、立よりて尋つね聞たるに、詠じけるなり、其すゝきを取捨て、その頭を清き所におきて還りぬ、其夜の夢に、われは是昔の小野小町といはれし者なり、うれしく恩を蒙りぬといへり、さて此歌を後集に入れたるなり

古今目錄云、小野小町者、出羽國ノ郡司ノ女也云々、數十年在京好色也、然而歸本國死去、故屍在八十島歟、小野者姓歟、住所歟、と記せり、江記といへるは、いかなる書にか、もしは古事談に出たるをおほえ誤りたるか、別か此うた意きこえかねて拙なく、其比のさまとも覺えず、後人のいつはり記せる事なるへし、又小町集にありと云へど、今本には見えず、是も初にいへる、あさか山の歌を、小町集に加へたる類にて、出羽ノ郡司の女と云より、みちのくの釆女と云をも、同人の如く思ひて、後人の加へたる如く、みちのくにて死せりと云ふも、さる類にて作出せるなるべし、但おきのゐて、身をやくよりも、悲しきは、都しまへの、わかれなりけり、といふ歌、古今集にも、いせ物語にも、小町家集にも見えたり、此地名は、陸奥の地なり、此比は、よしもなき他國の名所などを、後の如く詠む事なければ、若みちのくに居たりし事も有りといはんか、又家集に、みちのくへゆく人に、いつはかりかといへる詞書あるも、これに合せて思へば舊里なるより、よき便など思ひて、問たるにもやあらむ、されど、あさか山と詠たる釆女の事は、もと萬葉集十六卷に出て、左注に、右歌傳云、葛城王、遣于陸奥國之時、國司祇承緩怠異甚、於時王意不悅、怒色顯面、雖設飲饌、不肯宴樂、於是有前釆女、風流娘子、左手捧觴、右手持水、擊之王膝、而詠此歌、而乃王意解脫、飲樂終日と記せり、小町ならば名をも記すべきに前ノ釆女とのみ書るは、名は傳はらざるなり、此時、名のしられざるに、後に人も多きに、名高き小町なりと知らるべきやうはなければ、こは必おしあての僻言なるべし、

案するに、袖中抄に、江記云とて引たる文は、江家次第十

四、御即位條の末なる、后宮出車事こ見えたる中にあり、但し江家次第の文の續きは先つ大原野の行啓は、五條の后に追ねる事を述て、二條の后の、其車の後に乘給ひつる事を云ひ、さて業平の事跡より、小町の事に及びたる者にて、儀式の書には、物遠く關係なきこゝちすれこ、袖中抄にも、正しく江記云こ引たれば、或はもこ匡房卿の押紙なごせられて有しを、紛れて本文こなれるも計り難し、何れにまれ、古より語傳へたる小説なるへし、小中村清矩しるす

賤者考　　本居内遠著

大綱

古令制良賤差別 雜戸官戸家人陵戸 官奴婢私奴婢
夙 宿共カク 守戸之辨
陰陽師 西宮
神事舞 代神樂獅子舞 千秋萬歳
猿樂 四坐喜多幸若狂言四拍子地謡
遊女 遊行女婦藝子
傾城夜發 女郎立君辻君船 娼大夫新造禿
飯盛女 茶汲女 出女
願人僧 住吉踊戯開帳戯經 ちよんかれ祭文
淨瑠璃芝居
觀物師 機關畸疾異物類
術者 飯綱犬神役狐
高野聖
僞造師 山師マヤシ呼 賣讀賣拐兒

今時色目 用達陪臣被官 家子賤職數色
散所 他屋
梓巫女
田樂法師 祭儀 坐敷儀
放下師 品玉綾織輕業籠抜手妻
白拍子 舞子 踊子
傀儡女 傀儡師西宮夷下淡 路人形彫(サヽフ)與次郎
越後獅子 輕業
俳優 お國かぶき素人狂言身振物まね聲色女かぶき猿狂言小兒芝居茶番狂言俄茶番乞食芝居
踊 盆踊かゝひ歌垣 ごこれ伊勢音頭
舌耕 軍書讀落咄 輕口物眞似
弦賣僧 鉢叩
事觸 鹿島踊
狙公 猿狂言

堂兒 風呂
刑殺人 牢番
肝煎 町役步(アルキ)役夜番番 子辻番番太郎
犬神 出雲狐持妖僧 聖犬供僧尼穢
髪結 一錢剃
盲目 瞽當積塔會女瞽三弦 彈町藝子琵琶法師
淨瑠璃語 女太夫アヤツリシ釣 人形師仙臺淨るり
浮浪 やどなし雲助 逃亡追放
乞食 片居癩疾物吉畸寒癡狂
丐頭 長吏ハイタ散在
番太 非人番ハチヤ
穢多 餌取皮田廿八ヶ條

傀具師 土師
青樓 忘八女衒幇間仲居引舟まはし男輕子花車鎗手女髮結藝者風呂屋密會宿
勸進比丘尼 巫女お寮
男色 冶郎
伯樂 馬子牛子曲馬芝居女曲馬曲鞠
放免 犬茂合壁 間者俘囚
妖曲歌 長歌小歌木やり音頭說經祭文船うた馬子歌
行乞 袖乞六十六部納經西國巡禮四國遍路善光寺詣國々童謡ちよかれ踊念佛米問裏水信抜參宮大社巡金毘羅詣廿四輩巡堂房 勸化
伎丐 諸伎數種
難澁町 棄兒
熅房 ハチ
革細工

賤とは良民に對したる名にて賤者は賤者と婚をなして良賤通婚する事を許されず戸令に凡陵戸官戸家人公私奴婢皆當色爲婚と見えて義解に此五色相當爲婚即異色相娶者律无罪名並當違令既乖本色亦合正女若異色相娶所生男女即知情者自合從重其官戸陵戸家人是此三色者官戸爲輕二色爲重亦公賤爲輕私賤爲重但陵戸家人相婚所生者從母爲定也集解釋云當色爲婚官戸家人相通嫁娶是謂當色公私奴婢亦同也一云雜戸與良人爲婚聽但陵戸不聽若與良人爲夫妻所生男女者不限知情不知情皆陵戸爲不在奴婢故但與家人奴婢爲夫妻所生者與良人同一云良人所生男女者從父爲姓陵戸所生男女者從父母皆與奴婢同即知陵戸與良人爲夫妻所生男女者知情者從重不知情者從輕また凡官奴婢年六十六以上及癈疾若被配没令爲戸者並爲官戸至年七十六以上並放爲良とあり此配没とは罪ありて其身を没官せらるるをいふなりされば同令に凡家人奴婢知謀主及主五等以上親所生男女各没官又律によるに謀反及大逆者父子並没官集解に和銅四年十月二十三日格云私鑄錢者從者没官此等官戸也跡云家人令没者爲官戸云々問配没之日奴婢者爲官奴婢家人者爲官戸歟答可然また同令に凡放家人婢爲良及家人者仍經本屬申牒除附また凡家人所生子孫相承爲家人皆任本主駈使唯不得盡頭駈使また凡官戸陵戸家人公私奴婢與良人爲夫妻所生男女不知情者從良皆離其逃亡所生男女皆從賤とありて義解に謂夫良妻賤及夫賤妻良並是故云夫妻若與他家人奴合所生者即須從母などその外くさ／＼の子細義解集解にあれども大抵是らの文にて次第に賤にも輕重あることを知るべしこゝに輕重といふは罪穢などの輕重とひとしくおもきかわろきかたなり身分家柄官位の重きをよしとするとには表裏の違なり紛ふべからず右輕重の次第は

雜戸は良民と婚を聽すとあれば中にも輕し（職員令に其官につきたる某戸といふを合せて稱なり紙戸百濟戸樂戸）

官戸ははじめにあげて輕しとし家人陵戸を重しとす（官戸は官人良民罪に坐して没官せるもの又家人奴婢主人家の人を犯し生る子などなれは良にやゝ差ある者なり）

家人は官戸にくらぶれば重しとありされども集解釋に官戸家人相通嫁娶是謂當色とあればいたく違へりとは見えず

官奴婢集解釋に前に引たる官戸家人の嫁娶を當色とある次に公私奴婢亦同也とあり

私奴婢義解に公賤爲輕私賤爲重とあり奴婢は家人より劣れることは前文に明白なりされども集解に問配没之日奴婢爲官奴婢家人者爲官戸歟答可然とあるを見れば必竟官戸と家人

こは同色官私奴婢も同色にて差別なく主人など中々に罪ありて其身を沒官せらるれば私より官に隷して主人の罪かへりておのれが幸なるが如したゞ官私の名目によりて官に隷たる方をやゝ輕しとせられたるのみにて必竟は官戸と家人と同色公私奴婢も同色なり

陵戸は是と奴婢との上下輕重分明ならずわかちがたきが如しさる故は家人と奴婢との別は共に同じく人に仕ふる者なれども家人は戸をなして別居す奴婢は別居するもあれどたゞ其身主人の衣食を仰ぐ者なり是とひとしく官戸と官奴とも同じく官戸は戸をなすを官奴は官奴正に隷して群居するさまなりさて陵戸は賤しくはあれども戸をなして必竟は雜戸の一種なれば奴婢よりは勝れるが如くかつ官に隷したる者なりされども其司る職業穢らはしきによりて差別ありそは前に引たる集解の文に一云雜戸與良人爲婚但陵戸不聽若與良人爲夫妻所生男女者不限知情不知情皆爲陵戸とある文いたく品降りたるさまなり他は當色ならぬも不知情從輕とありて奴婢もかやうなるに陵戸のみはさあらぬはいと重しと見ゆれば今奴婢より下に次第(ツキテ)たるなりされど其つゞきの一云とある文にては又他と同じく不知情者從輕とも見ゆれば猶さだめがたきやうなれども官奴婢は年六十六よりは官戸となり年七十六にいたれば並放爲良と見えたるに陵戸にはさる事見えざるは尙賤しききはみにやとおもはるされど此官戸といふに陵戸も共にこもれるにやともおもへど本文のはじめにも官戸陵戸と別に並べ出せればこもるにはあらずさればかく順次をさだめたるなり又はじめに官戸家人陵戸の三種をあげて官戸爲輕二色爲重とあるは官戸はあるが中に輕くて其に對しては家人陵戸は重しといふにて家人陵戸は同等なりといふ義にはあらずおもひ紛ふべからず是は共に戸をなせる三種をあげたるにて奴婢は戸をなさゞれば別として次に奴婢は官を輕とし私を重しとたてたる文なりさて又令の本文に官戸家人よりも陵戸を前に出せるはいかにといふに前にもいふ如く陵戸もおしなべていふ時は雜戸なり（雜戸を品部といふと同しさやうに聞ゆる文令にあり品部のことは下に別にいふへし）されど陵墓を守りて職業の汚穢なるより人も忌諱するは情なり後世諸陵正に任ずる人なくなりたるにても察すべきなりされば雜戸のうちなるを表に立てはじめに記せるなり

さて此陵墓につきたる戸を延喜の諸陵式には守戸何烟などあり天皇の山陵皇子皇女皇后諸王其餘も世々の亂れに傳もさだ

かならず田畠にかたへよりすき壊ちなどしてかたばかりなるが殘れるなどいと〳〵かしこき事なりかし御陵だにさる事なれば陵戸守戸なども紛らはしくなりたり元祿十年九月台命ありて御見分あり雜人の亂妨を禁じ給へるはいとたふとく治れる御世のしるし見えたりそのゝち人々も考究して帝皇の山陵はやく據を得たれども猶古墓の明ならぬが多きを心あらむ人つき〴〵考へ定めてよこは其國其處に居てゆるらかに里傳をも聞つめざればあやまつ事多かるべしかいなでに一わたり二わたりなど行かひ見聞しては事ゆかぬわざぞかし

さて上件の如く往古は良賤のけぢめいと〳〵嚴にてうるはしかりけむも中頃の亂世より名義亂れて今はその色目明ならずされども元來制度はもと情によりて立たる物なれば名目は亂れかはりても必その餘波はあるものなりたゞ名目かたちに出入廣狹の差はありて往昔の如くならぬをひたすらに亂れたるまゝにて制度たゝずと思へるは精からずされば今も名目くさくさありておのづから人も忌避け婚を通ぜざる同火せざるなどの差別ありて殊なる大神の鎭座せる地又世情に疎き幽僻の地などにはかつ〳〵殘れる事もあるを遍く聞あつめなばうむかしき事も多かるべきをそはたやすからぬ事なれば見聞及びたる事どもを記し出て見むとするなり

いにしへ雜戸といひしものを今世にてあてゝ見ればたとへば禁裡官方御用の御冠帽師を始として御鏡師御紅粉白粉五倍子染物御菓子御筆硯紙墨造酒醬油燈油土器陶器金具指物師などの類多くありて御扶持などを給へるもあり某國大少掾など申賜はれるもありて皆良民の中より出て普通の農工商よりは勝れるは往古と異なりされど多くは職を世々にして古く公用に供し來れゝば古きかたにてさもありぬべし武家それ〴〵の君侯によりたるも多く此定なれどもしかすがに何國大掾などいふがなきのみにて殊なるけぢめは見えず是ら今にては賤にあらず

官戸といふは昔の如くなる意にて今充つべきはなし禁庭の御掃除人駕輿丁居飼轆走雜式武家にては同心足輕醜附小使門番などの帶刀するやうの物是にやあたらむ制異なれば正しくあたるべきやうはなし又は罪ある者などを沒官せられたる昔の意にて見れば中世にいふ放免の類にて武家にては江戸にて合(ガフ)壁(ヘキ)といひ上方にては猿(サル)といひなべては犬(イヌ)といふ者にてもと酒博の溢者なるを小罪を放免して散在させおきて他の追捕に便とする者是らやあたるべき又罪人を佐渡の金山などへおくり

て下齋(グサイ)と稱して役使するなども此類にはあれどこは往古の律の五刑の笞杖徒流死とある中の徒刑なれば官戸とは意異なりさて前にあつる所の猿犬といふ一種は今も人いやしめてよきほどの平民は婚をも結ばねどももと同じ平民の中よりおのづからに人からにより移りてなる者なれば好まずといふのみにてひたすら忌むにもあらずその餘の前に出せるくさ〴〵はただ貧富によりて婚するとせぬとがあるにてこそあれ平民とかはりたる事はなく中にいさゝかよろしけなるは平民より勝りさまなるもあり又うち〳〵は黄白にて株を需むといひて平民よりさるかたに業を改むる者もありてひとしなみなる事知らる

家人是はたゞありさまもていはゞ今の世の陪臣といふにあたるやうなれど大にしからずそはいたく古今の制度異なればなりまづ往古はいさゝか身のほどよろしき者は皆こと〴〵く禁庭の小官人にて有位は勿論無位といへども諸國の郡司主政主帳博士醫師軍團防守仕丁某々部といふ者などは皆末官の人なり是を司(ツカサド)り領帥(ヒキウ)るは今いふ支配するにてこそあれ主從にはあらずされは親王攝關大臣職事の家に職員令の家令にある如く官人を給ひて其家の事をあつかふも假の主從にて其職をつとめ給ふ間の事にて官職を辭して散位となり給ふ時は家令の人々は皆官人に加へる事なり武家將軍にてもそれに隷する武官は皆朝廷の官人にて其臣にはあらぬ事は頼光朝臣の四天王などもそれ〴〵の官名有にて知るべし頼朝卿の時も同し事にて廣元は大膳大夫時政は相模守などの官人なり義盛重忠其外の人々も助力加勢して始はかりに隷したるにこそあれ臣下にてはあらざりしかども總追捕使征夷大將軍の職を常官の如く申賜はりしより制度一變してはじめて武家といふ者勃興し一天下の治亂威權を掌握せしより終にその人々臣下のごとくに轉じ來れるが今世のさまの始なり又攝關大臣家の諸大夫といふ者ももとは家臣にはあらず受領の官人諸司の人々みな勢家の吹擧を頼みて在京のほどは其家に隨從して吉凶事ともにその家にことある時はわが費用を出して是を勤めて却りてその勢家よりは一紙半錢の惠をだに得ずして隨逐し勞をつみてそれを功に申て大上國の守大寮の頭膏油の官にものぼらむ便としたるにて是を格勤者などいひて今世にいふ肩人(カタヘし)といふさまなり是らもつひに亂世打つゞきてその源を失ひたる上に受領の制も守護地頭に膏油を失ひ朝廷の諸官も多くは有名無實となりたればつひにそのまゝ立入したる勢家の臣下の如くなり

來れるなれども名目のみは某守正某介助などいひて猶昔の餼羊を殘せる事今の世の諸大名衆江戸の諸役のかた〴〵とても受領せらるゝ意は皆同意なり意は同じなれども口給所知の差あるは時勢の權法にて大抵京家の官名を名乘る人は祿甚乏少にて武家にて名乘る人は祿多きは實の勤役に差あればなりされば武家にてはたゞ外飾に受領せらるゝのみにて諸侯にはたまたま其國を領して其國の守と稱せらるゝもあれどそはたまたま祖先より任國にかはらぬ領こそあれ其餘はみな揚名の守にて伊勢守近江守などと稱すれども其國には居ざるのみならず一時に同國守幾人もある事さへありたり是等の同比類にて今の世の陪臣といふ者ももとは故ありて加勢與力したりし者其まゝに戰國をへて後は舊に復する事あたはずつひに家臣の如くなり來れるが多ければ是もまた昔の家人といふ者とは別なる上に武家はすべて領地貢米多くて家臣にもそれ〳〵の品級あれば家人とのみおしこめていふとはいたく違へり昔の大臣納言武士の類はその隷する官人を除きて見ればまことに其家の家僕といふはたゞ譜代の郎等のみにて是等は幾世をへても其主人をはなるゝ事あたはずましていさゝか卑賤の官位をも望む事もなりがたかりし者にて今の世に武家の譜代の支配人若黨平民の出入者などいふ者にあたるなりさる故に良民とも婚を通ずる事もなりがたかりしは昔は良民は出身する法ありて無位の勤役より年功により又は文武書算の能によりては位にもすゝまるゝ路ありて家人とは等しからねばなり今昔物語にも傀儡師なりし者書算をよくするより國守の目代となりし事あるにても知るべし但かれはもと良民ならず傀儡師なりしより後には守のおぼえ劣りたりと知せるなりされど是も制異なれば今の支配人ぐらゐの者は平民よりまさりざまなるもあるは貧福をもて人をさだむるに良賤家系を專とする往古の意とは的當せねば都會の地の輕薄の俗習なり今世にても中々に田舍僻邑にては家產衰へたる者も系古く傳はれるを正坐とし富豪なる者も他より移住し又は分家新建の家又かれは何某の家僕なりし者なりなどいふは末座としていさゝかの順次をも亂ることを禁じ年々產土神の廳又は莊官の家などにて列席し之を座など稱ふ村里もまゝあり是昔時の餘風なり

官私奴婢昔は世々をへても奴婢は奴婢にて良民とは異なり且主人の心のまゝにて賣もし買もすることなりまぎれて良民の奴婢におちたりしを復せられたることなど往々史に見ゆ良賤通じて生れし子などの令などもありて衣服の色目もかはりて

嚴制ありこれも今は制異なるにより正しくはあたらざれども
武家の中間や ゝ古く著聞集などにも中間といふ名あれども今いふ者とはやゝ異なり此事は別にいふへし　小者商
賈の手代賣子農民の庭子其外日傭下男下女飯炊などいふ者其
さまはあたれども必竟は其勤仕するほどこそあれ別宅を構へ
財を得る時は同じ平民にて農商は主家と差別なく同等となり
主家衰ふるにいたりてはかへさまになるもあり是等も前條家
人の所にいふ如く邊邑僻村にはやゝ此けぢめ見ゆるもあれど
其はたゞ坐の前後などをいふのみにて婚にいたりては必いみ
あへす賤ばしきにより嫁しもするなり又其所に居ればこそ
あれ都邑に移る時はまして其差別はなし良民も家衰へて其類
となる事も多したゞ武家のみは制あるにより主僕の別あれど
もその僕從も出身する事あれば同等となる事無きにしもあら
ず 賤役頒給の差ありとも同家士となれば同等なり侍にいふ鷹も朋輩犬も朋輩とは是なり　朝廷には今奴婢とさ
すべき者なし堂上家將軍家諸侯などの奴婢にあたるべき者は
皆良民より好みてなる者多ければまして差別はなき事にて平
民の卑乏なるは中々に劣れる方なり以上すへて今は平民と差
別なく婚を結ぶに今世の制度なくたゞ貧富によりて對する對
せぬをいふのみなり
陵戸はすべて今はそれといふべき家は知られずなりたるは世
の亂に山陵古墓だに紛らはしくかたちのみいさゝか殘れる
も多くしられずなりたるも多ければまして守戸もいかに移り
かはりぬらむ知がたきが如しされど前にいふ如く官戸家人奴
婢などの昔良民と婚を許されざる類すら今はひとしなみに亂
れ來れるほどなるになほ今平民より賤しめ忌避けて或は同火
同食せず或は婚を通せざる色目種々あり是等や陵戸の餘波な
らむとおもはるゝ事もあればこゝにくさぐさ今の世の普通に
忌るゝ者の種類を擧ぐ

夙村 宿トモ　巫村　傀儡師　俳優　傾城屋　觀物師
野子　田樂師　願人僧　化子　袖乞　煬房　屠者　番太
散所　刑殺役　俑具師

是等の外もいさゝか名目かはりて比類なる者くさぐさあり此
中に平民より同火同婚せざる者と火は忌まずして婚のみ通ぜ
ぬ者と火も婚もしひては忌まねど等並におもはざる者とあり
國により習俗によりて違ふ地もあり嚴にいむと緩なる所と同
國にても村里によりて差異もあり
夙といふ地諸國にありて本村なると枝鄕小名にてあるとくさ
ぐさなれど皆普通の里民より忌みて婚を通せず同火はいむ所
忌まざる所ありて何故に忌むといふことを知らず夙は守戸の

轉稱にて即昔の陵戶などの殘れるならむと或人のいへるもうべうべしく聞ゆかくて此比藤堂侯の家士にて大和の古市に事執り居たる北浦定政（儀助といふ）はわが敎子なるが此說にもとづきて大和の國內の山陵の所々を考究する因にその陵墓近きわたりに思ひよせらるゝ事のあるを書つけて見せにおこせたるを爰に記す高市郡畝火山の西八町許に坊城村といふが中に夙ありてそこをハカマ坊城といふこは墓守(ハカモリ)坊城の畧轉にて畝火桃花鳥陵隈越知の邊の守戶なるべし葛上郡玉手掖上などの守戶は長柄村といふ夙なるべし城上郡押坂上邊道上などの守戶は三輪町の東南松の本村金屋村といふ夙なるべし又景行天皇の陵の地には別所村といふ夙あり添上郡田原陵の守戶は白毫寺村といふ夙あり此邊高田尾上の舊跡なり又田原村の東に北野村の內奧村といふ煴房あり又佐保山奈保山道の守戶は今の奈良坂村なるべし（奈良坂は古の佐保山なり）添下郡狹城邊の守戶は歌姬村といふ夙なるべし葛下郡磐坏北陵の所には築山村といふ夙あり同南陵の地には池田村ありて其中に良家村といふ煴房あり良家は陵家かたゝちに陵戶の轉にも有べし此外古塚ある邊には夙あり山邊郡丹波市村の東八町許に古塚あり其村を守目堂といふ村中にカギ塚といふ夙ありこはカギ塚は塚の名守目は墓守部なりし轉稱なるべし萬葉集に橘を守部の里とよめるは此處なるよしいへり崇道天皇の八島陵の地を島田といふ此北城に式內島田明神社もあり此處十町許西帶解のうちに島田といふ夙村ありすへて夙村の者の言傳には野見宿禰の末裔なりといへり又伊賀國にて煴房をばチといひて土師と書くなり城上郡出雲村は土師部なり紀に野見宿禰はじめて出雲國より率て來し土師部ならむか又鏡作坐天照御魂神社ある地を城下郡八尾村といふ其所々も土師部ありて紀に見ゆ此二村共に夙ならぬはもとより土師部は守戶とはかはりて賤ならずと見えたり以上陵戶のいやしかりし事は續紀天平神護二年四月甲寅大和國高善毗登久美咋十七人被諸陵寃枉爲陵戶至是披訴得其除陵戶籍等などあり（以上）前文のごとくにて守戶の穢多に轉じたるもあるべしされど此紀の國などにてみれば山陵とさすべきは彥五瀨命の竈山墓のみにて名草郡神宮鄉和田村にありされどその道に夙などやうの者はなく夙といふ名ある地は安原莊夙村（和田の竈山墓より東町許）名草郡には是のみなり那賀郡名手鄉馬宿村の內狩宿村は皮田なり山崎莊山村の小名に夙あり高野嶺吉仲莊丸栖村小名に夙あり伊都郡加勢田莊に下夙村あり隅田莊に上夙村あり（同郡に夙村二所ある故に後に上下をそへていひわかちたるなり慶長比は隅田莊のは宿と書たり）在田郡藤

並莊に夙村また小島村の小名小夙谷あり日高郡岩内鄕門前村のうち小夙あり南部莊に山内村の小名夙浦あり牟婁郡に熊野田邊莊湊村町なり卽田邊の小名に今は敷と書けども舊くは夙と書たり凡此十ケ所のみなり此中に名手の狩宿村は皮田なれば別にて餘の九ケ所が何れも婚を結ばず只同火はせざる者もあれどさのみは忌まずさて安原莊の夙村は竈山墓よりやゝ隔たれども其守戸の轉ぜるともいはゞいふべし又隅田莊の上夙村は今加勢田莊古佐田夙今普通には橋本驛と云の北の山に陵山と呼ぶあり何人の墓なる事をもしらずもしは此守戸の轉したるか上夙と陵山との間凡町許も隔つべし此陵高さ四五間許丸く墳をなして樹木茂り所々に石を覆へり環りに堀あり巾三間許巡り一町半もあるべし里傳には坂上田村麻呂の墓といへど田村麻呂は京にて薨し給へれば此地にあるべきやうはなしさいふは此郡中には坂上姓の舊家多きなどよりいひ出せるなるべし其餘の夙は陵墓に考へあつべき由を得ざれば守戸の轉稱ともさだめがたし宿とも書くによりて假にしひて考ふるには今神地などにては婦人經行中又は忌服觸穢の人など火を別にし棟をへだて居るを他屋といふ事の如く昔は穢を忌むとて諸郡中便よき所に一二ケ所つゝ設け置て穢中は其所に移りて別火をし假に宿せしより宿といふ名は起れるならむその制亂世より行はれずなりてもしかすがに穢らはしき所故に良民は住まずなりて浮浪の者穢者の類幸にそこに宿り來れるより今の如く忌み來れるなるべしさればそのある所郡界鄕界などに多くありと思はるゝなり猶他國にある所々をも考へ合すべき事なり

又サンジョと唱ふる所ありて大抵忌む所夙に同じ伊都郡相賀莊野村今陰陽師あり同郡官省符莊淨土寺村今巫村なり日高郡矢木村のうちなどをいひて他村より婚せずサンショは産所の意にて昔産婦はこゝに出て產し穢中を過して本村に歸りしなりなどいへれば夙の所にいへる意に同じ是も後には陰陽師巫女など移り住みしなるべし夙よりはいさゝか勝れる如く他村にていへども同火を禁ざるのみにて婚を忌めば同事なり永承三年關白賴通公高野參詣記に刀禰散所と出たるはいかなる者なりけむ或說にサンジョは山陵などの轉稱ならむといへど此紀の國に掲焉き山陵は無ければ此說はとりがたしもしは山作所墓所の事をいへりの轉したるといはゞさもいひつべく皇子諸王大臣公卿などの墓守戸は以前は多くありもすべければなり

陰陽師巫女神樂舞やうの者も人の同齒せざる事あり其所にもよるべし陰陽師は若山城下には古く加茂右京といふ者あり住

する所をやがて右京の町といふ那賀郡山崎莊白草村は昔は皆此職なりしか多く農業にうつりて今は二戸殘れゝ共此村へは他村より婚せず前にいふ伊都郡野村も同じ巫女は前にいふ伊都郡淨土寺村在田郡藤並莊熊井村などなり其他一二戸つゝなるもあり神樂舞は一村をなせるは此國には無けれども那賀郡貴志莊の貴志太夫父代神樂獅子舞の類所々にあり又大和國より出る千秋萬歳は菅聞集十六に千秋萬歳をもちてはやさせて云々發心集五にも々々々たまへ三河國尾張國知多郡よりも同く出づ是等も比類なり尾張國熱田の神事に仕ふる宮福太夫といふ能師出雲國にも神能とてする者あり四座の能と異なり同處熱田の神樂座なども社家よりは賤しむる事なり出雲大社にも神樂座は社家と別なるよしなり是等も婚を好まぬ事は大抵産所に同じ前のサンジョの字に今一説ありもとは散所にて穢中は家事を放散して假居する意にもあるべし散位散官散人退散などの散の意なり

田樂師　放下師　傀儡師　遊女　白拍子　傀儡　輕業師

手妻師　俳優　亂舞能　觀物師　願人僧

此類は顏を諸人に曝して賤藝をなして人を慰め笑をとりて廉耻を事とせざるより人に賤めらるゝがつひに數種と也て此他にも名目多しいはゞ次にいふ遊女白拍子幇間やうの者も此類なり大江匡房卿（于時大藏卿）の洛陽田樂記に堀川院永長元年之夏洛陽大有田樂之事不知其所起初自閭里及于公卿とあれば此已前よりありて當時盛なりけるなり但此比のは殊に其道の者ありての事にはあらず世上の人戲になしゝ一時の流行なる事其記文にて知られたり今世の座敷俄（ざしきにはか）などいふさまなり　其後いつの比よりか專とする者出來けむ今昔物語宇治拾遺などにかつがつ見ゆ次に北條高時いたく好みたりし事太平記に見ゆ又文安元年田樂能記あり本座新座などの名目あり此中にビンザサラ笛立逢刀玉などの次に能藝熱田の春鼓門の能女沙汰の能北野物狂の能尺八の能など十番まで記せりつひに程なく猿樂と移りたるは既に能といふ名見ゆるを考ふるにヒンサヽラ刀玉などに對して舞などする方を能藝といひしなり狂言といふ名も見ゆ此田樂の人數菊阿彌似阿などの十四人皆法師なり福若麿菊子丸龍覆久丸藤松丸などは皆それらが子とあれば妻帶僧なりしなり次に糺河原勸進猿樂日記ありてこは慈照院殿御時寛正五年四月とあれば前の文安元年よりわづか二十一年なるに早く轉じて番組のさま今世の亂舞にいたく異ならずして文安の時とはいたく變れりされど松阿玉阿など文安の時にも此時

にもあれば別にはあらず其藝のさまわづかのほどに流行一變して能を專とし名をも猿樂と稱し刀玉放下やうの方をのみ是よりは田樂といひわけけむ此記中に田樂永阿宇阿なども見ゆればなり今地方所々の神事などに殘れるも是なり前條にいふ神事舞もいひもてゆけば此類より出しも有べく根さし異なるもあるべし田樂猿樂の沿革はこゝにいふ兩記をも註して別に考をなせればこゝにはたゞ大意をいふのみなり今傳へて亂舞はもと觀阿彌世阿彌音阿彌の兄弟三人此道を權輿せんと觀世音に祈りて名にも一字づつわかち稱せりなどいふにて考ふるに此糺川原の記の始に多田須河原勸進申樂觀世大夫又三郎卅六歳音阿彌六十七歳とあれば兄の觀阿彌世阿彌ははやく亡ゥせて又三郎は兩人のうちの子にて二字を合せて名のりしが後つひに一流の名となりけむさて此何某阿と稱ふ者共將軍家の側に伺候するにて見るに其已前髮を剃りて童坊侫坊と稱し阿諛を專とし人の戲弄となりて士風を鼓舞せむとせしより武家に坊主と稱ふる者を使役する事起れり是今いふ同朋の起元なり今も武家に仕ふる坊主といふ者は驅使を專として雜事漫戲をもなすは此餘風なるにてみるに觀阿彌世阿彌田樂を事とせし者も皆此童坊侫坊より出たるなるべく其事行はるゝに

よりては民間にもあまた此類出來り上達なる者は貴人の前にもすゝみしより盛になり來れゝどももといやしめて侫坊などいひし餘波と戲弄となる態よりして後々までもいやしめ來れるなり 糺川原にて勸進能などせしより此類の者を河原者といふ事始まりて後種々にわたれり 今世にては能の方は奈良薪能より四座 觀世寶生今春金剛 喜多越前の幸若其餘已前にわかれて諸國に殘れる神事能舞の類となり戲れたるかたは狂言 既に寛正の時に其名あり とて鷺大倉山脇などの流となり其餘壬生狂言 京の壬生村にありて鉦鼓のみにて他音なく壬生寺にて行ふ是は無言にて活動のみなり 辻能傀形舞小舞 あて舞ともいふ などとなれり是にそひたる四拍子 笛小鼓大鼓太鼓 地謠あり又一段賤しき辻能といふ職人盡歌合にくせ舞といふ名も見ゆ今たま〳〵三十六番の舞の本とて殘れるは謠曲とは別にて元和九年作醒醉笑などにも此舞をしたる事見え其後の八文字屋自笑か作の禁短氣にも野郎の事をいふとて三十六番の扇の手を目の眩ふほど稽古しなどあれは其比までも舞ひし事ながら今はきこえず幸若舞の類なるべし女舞の事は次にいへり合せ見べし田樂の方は所々の神事に殘りて攝の住吉社五月廿八日御田植祭尾張國岩塚社の杵古左祭本國若浦東照宮の御祭など其他にも多くありそれより轉して今世の放下師 昔は放下僧といへり謠曲にあるも是事なり 品玉綾織 これもと刀玉といひたるものなり 代神樂獅子舞 往古獅子舞ありしを田樂に移せるか一轉して又今世のさま

に移れり石橋望月の能にて知るへし輕業籠拔など此變態殊に多くあり白拍子のもとは遊女の今様などうたひもし舞もせしが一變して絃によらず鼓笛銅拍子にてはやして其身も水干に鞘卷太刀を帶びて男舞に擬せしをもてはやしけるより起りたるなりこは金葉集に見えたる島の千歳若といひし女平家物語に祇王祇女佛義經記礒前司禪師靜などよりこゝら多くあり元來昔遊女といひし者は絲竹の道をまなび舞ひ謳ひして催馬樂風俗などにて人をなぐさむるを本色としたる故にあそびともうかれ女ともいふにて今世の娼婦とは異にて妓女藝女にあたれりされどもと艶色をもて興を助くる者なればおのづから枕席をもすゝむれども其は愛の餘にて專とするにはあらぬ事今の藝妓も同じ枕席を專とするはけいせい夜發といひてこは遊女とは異にて今いふ女郎なりけいせいといふ語は宇治拾遺物語〔〕卷一條棧敷屋のことにけいせいと寐たる夜と見ゆ文字は傾城の意にていひそめたる稱なるべし契情などもかけどそは似つかはしき字音をあてたるにて據なしされば和名鈔乞盜部に遊女夜發附楊氏漢語鈔云遊行女兒和名字加禮女又云阿曾比一云晝遊行謂之遊女待夜而發其淫奔者謂之夜發と出たるを晝夜の異とのみ見て同物と心得るは誤なり遊女には遊行とのみいひて淫事の事をいは

ずうかれ女もうかれありきて興を專にする意あそびもたゞたはふれあそぶを業とする義にて閨門にはあづからぬ稱なり晝といふは夜に對したるのみの語なり是を娼婦と見ては晝だに淫事を發する者の夜はさはあらずといふ事や有べききこえぬ語なるをやたゞ夜々交接を業とする夜發に對してさらぬ晝の間の興をそふるを業としてあそびなぐさむるを遊女といふとの意なり萬葉八にも遊行女婦とあり十八卷なる遊行女さぶる子又土師十九に蒲生など皆遊行女なり後撰集大和物語などに見えたる鳥飼の立野は大江玉淵か女なり同集の檜垣撰集抄に見えたる室積の長なども同じさてくゞつといふも同じさまながら傀儡をまはして興をそへたるが一轉して珍らしともてはやしけるより又一種の如くなりたるなり詞花集にくゞつなびき新續古今集にくゝつ阿古侍從と見え散木集などにもくゞつのことありくゞといふ葛蘽の繩はつよくしてきれざる故に傀儡につけて此綱をひきて舞はすよりやがてくゞつといひ文字をもあてたるなり必竟俗にいはゞ人形つかひといふ事なり後は此わざ男に轉じて傀儡師となり又一轉して淨るりにあはせてあやつりといひ又轉じて釣人形などいふわざも出來たり遊女傀儡ともに其はじめこそ前にいふ如くなりけれ後には藝は

たゞいさゝか名のみにてけいせいやほちとかはらぬ如くにもなりて枕席をも専とせしもあるべし萬葉集九に見えたる末の珠名は其さま専娼婦のやうに見ゆ今世にても俗にころび藝子などいひて藝はたゞいさゝか表の名目のみにてうち〳〵は閨門を専にするもあり是は藝に達せずさのみにては糊口にたらねばやむことを得ぬに出るもあり生得好色なるもあるは古今一轍なるべしされども猶女郎と藝子の別ある事は女郎はいかなる男にも辭しがたく一夜の契のみなるはもとよりにて恨ど意中の人ならずては辭するも業の本色ならねば心のまゝなびきもすれど意中の人ならずては辭するも業の本色ならねば心のまゝなり今だにもあるを昔はさこそありけめさる故にふるされては命をもあやまつたぐひ多く聞ゆるぞかしさるをたゞ一わたりに娼婦も昔は情深かりけむと思ふは誤なり昔とても娼婦は夜夜にかはる契は同じきを一身もていかでか多くの人に實情あらむたゞ近世の如くははしたなからぬまでの異はありもすべし今とても意中の人に命をもあやまつ類は賣婦の中にすらなきにはあらず情より出る業なれば其所にいたりては聲の美はあるべからずさて此情を鬻ぐ女昔の種類はいかにわかれたるか委しくは知りかたし船はつる湊やうの所々には遊女（今藝妓にあたるもの）傾城（今女郎にあたるもの）共にありもし又一方のみありける所もあるべしその中にも必上下の品は昔とてもありぬべけれどたゞ纏頭（カヅケモノ）（今いふ花といふにあたる）はそのまらうどの心々にてさだまりたる事はなく絹糸綿米太刀鞍衣服金錢何にまれかづけたる物とおもはる今長崎の傾城蕃客にひさぐさまにて思ひやるべしさて又湊ならぬ所も繁花の地にはありけむことは都は勿論奈良の本辻近江の鏡参河の矢矧美濃野上赤坂鎌倉に大磯化粧坂喜瀬川手越などなり近江の朝妻尾張の井戸田遠江の池田などはなほ船はつる方によりたるなるべし海邊にては津の國の江口神崎蟹島堺の乳守播磨の室津周防の室積和泉の高淵越前の三國備後の尾ノ道其外古く名にきこえたる所枚擧しがたし　さて傾城は艶色の方もていふ稱夜發はその行狀もていふ名にて何れも娼婦の總稱なり　今は大夫といふ（けいせいに大夫の稱あるは亂世の比にすさかのけいせいに歌舞の妙なるか有しを上皇召して叡覽あらんとせしに無官にてはいかゝと假に男に比して丹波大掾藤原吉政と名稱せしよりおこると東牖子にかいへるはいかゝあらん）を上として　くさ〳〵上方東國にて異稱あれども總嫁といふに至るまで總稱は皆昔のやほちなり其中に惣嫁江戸にて夜鷹（かくいふは夜のみ出ると鷹といふは鳥目をつかむといふ滑稽なるよしなり）といふはやゝ古くは立君といひ江戸にて切店女といふべきを辻君といふ是をもかへさまに夜鷹を辻君と思ふは辻といふ稱を心得誤れるな

り往來の辻よりたゞちに見ゆべく端近く出ゐるによりて辻君とはいふなりたゞちに辻にゐるにはあらず此二種のさま七十一番職人歌合の繪にてさとるべし其間の名目國々によりて方言もありてあぐるにたへず これといさゝか註すへし今上方にては大夫天神鹿戀端女郎見せ付風呂屋者白人蓮白ゆもじ新造突出しなどいひ江戸にて呼出し附まはし晝三部屋持茶局などいひしを又壹分女郎貳朱み世見世付切店なといやしけこいふ事となり又あだ名に金猫銀猫地獄なともいふ又地名によりて勝劣ともわかつ類ありて時々に稱のかはる事もあるはもとより流行のはやき地にて滑稽におのづからよることもあれは定まりかたきなるへし一笑すへし 又舞子踊子茶汲女などいふ名を假りたるもあり 上方の何風呂といふも湯女の名をかりたるなるよしなり 驛路にては出女飯盛女といふも同意なり是を昔の傀儡と思ふはあたらず傀儡は江口神崎鏡野上青墓尾張などにもありける由見ゆ驛に限るにもあらず又前にいふが如くにて伎藝ある者なれば遠へり又小船に乗りて來り大船などの旅客につれ〴〵をなぐさむるもあり是を伊勢志摩などにて走りがねといふよし又俗にヒンショともいふ名義はしらず西國にて伽(とぎ)やらうといふは詞によりてなり東國にて船饅頭(まん)といふとは英一蝶の畫がける朝妻船の類昔も此類ありもやしけむ猶種類多かるべし歌妓だにあさましきを是はまして情に非ずして情を衒るなれば順ぬしも乞盗部に入れ源氏物語みをつくしにもよしめきあへるをうとましと見たるさまなど いにしへより いと〴〵 いやしむる

者にて今も良家の妻などにはせぬ者ながら同火を忌まねは勿論にてもとより一夜にもあれ婚をひさぐ者なれば名のみいやしめて異にするけぢめはなきが如し前にいふ傀儡師の類はもとは女の傀儡と業はひとしけれど女は色をひさぐよりしてその方にうつれり後はいたくかはりてあやつり人形とも轉じて後も又それとも別にていとをこなる昔人形を首にかけてつかふ者をさいへり 俗に首かけ芝居ともいふ これらはいかなる由にか津ノ國西宮の支配をうけて世に夷下などいひて賤しまるる者なり 此夷下といふ者くさ〴〵あるよしなるか他日見あてゝ註すへし彦兵次郎なといふも此類か浪花わたりのあやつり師も此令をうくるかしらす 淡路國に一座ありて諸國をもあやつり戲場とてまはる者も此屬なるよしなり 察するにもと西宮の社家にたちいる奴僕なとのさるわざをしそめて諸國を勧進せし事なと有しならむその猶鹿島社の事ふれなといふ者もあり一實の社家ならぬ類あり 昔樂戸なども雜戸のうちながらやゝ賤しめられつと見ゆる餘波今も殘れるなり本國在田郡藤並莊に七下りと俗にいひて賤しむる中に下津野村の小名吉備野といふあり宗祇法師出生の地なりこゝを吉備野の骨不足(ホネタラズ)といひて賤とす按ずるに宗祇の傳に伎樂師の子飯尾氏にて常房といふ出身の賤しきを恥て日高郡の湯川正春は連歌の友なるより湯川氏をとひて名のる此時の句にあらぬ名をかるや山彦時鳥と作れり 以上若狭湯川彦右衛門覺書に見えたり かくて見るに樂戸の類にて

昔は田樂師の居たるなり今の越後國足岡村邊より出る獅子舞世に越後獅子といふ江戸にては角兵衛獅子といふ角兵衛といふ者江戸へ出そめしよりいふとぞ なごももこ田樂師の級風にて其類こ見ゆれば今いふ輕業なごの類にて身を屈曲し逆に立て手にて運りなごするこ田樂ノ伎の目に骨有骨無なごいひしにて思ふに骨なきが如く見ゆるよりいへるにて吉備野の骨たらずこいふ醜名の殘れるは即田樂師を賤しめたる名なりけり今さる業はせざれごもその習俗にて忌來れるなり近世願人房主こいひて僧形にて妻子もある乞食あり 五十年はかり以來なり もこは只米錢を乞ふのみなりしかごさては生活の薄きよりやゝ小細工あるものはくさ／＼の異形滑稽の品をつくり持ありきて見せ聲音あるは歌淨るりをうたひ辨舌あるは戲開帳戲經などを誦し能藝あるは舞踊絃鼓などして住吉踊などいふことをもせり皆墮落放蕩僧のおのづからかくなれるにて不意に中昔の田樂に偶中する者なり態のかはれるは時勢によりたるにて是に准へて却て中世田樂の權輿をも想像すべしはじめは一時の新様其者／＼の思ひよりにてありしもおのづから巧なるもありて黨をなして軒毎に乞ふのみならず場をひらきて張行するにも至れり是は江戸より興りてやゝ今は諸國をめぐりありくなり

俳優のいやしき事の源神代卷に御兄火闌降命御弟彦火々出見尊に服仕て赭粉を面に塗り耻を捨て汝尊の爲に俳優人となりて仕へむ 又狗人となり狗吠なして御門守らむとも大水に溺れ苦しみしまねひをなさむとのたまへるも今いふ物まねにてすべてかりに實の如くさまをうつしまねふわざをきの態なり こごさらに賤き業をなし給へるは諸神にも數まへられす他の上に立つべき志なき赤心を顯はし給へるなりける故に物の態をまねふも驕謾こ其意をしめすは賤しからず賓にせまれるほご卑しそは樂舞 鄭聲は淫なりといふも淫はひたとそれにおほるゝ意にて色に淫し佛に淫し酒賭に淫すといふも同し語或はほのかに周南召南はそれに次くを鄭曲はあまりにたのしましむるに出はえし返ておもしろけれは通俗にはよけれと人心を正しくするに害ありといふ意なり より催馬樂今様舞はおもしろく其より白拍子の舞は興あり田樂能狂言は又滑稽にて目に近くそれよりも今の戲場歌舞伎は又人情にかなひて心にしむが如くおもしろければます／＼態はいやし此意は諸事にわたりて同じさる故に同じ根ざしの業も一轉一變ごこに新になり精しくなりて數種にわかるゝ自然の時勢にてすなはち此流行によりて其世の風俗人情を察するに足れり年々歳々活動して留らざるがもこ世情に叶へんこ思ふ意に出ればなりこは婦人艶色の鬟髪化粧のしざま衣服の調度色目製裁も又同意なりされば源同じくして雅俗良賤の別あり本源は 天照大御神天石屋戸にこもりまして常夜往し時諸神くさ／＼なげき物し

たまへごも出たまはず 此事に神代卷に天兒屋命のりと申給へるをきこしめして此ころのりと言を諸神多に申せどもかくうるはしきはあらずとのりたまへるにて此已前種々手をつくしたまへることしらる せんすべなくて思兼神ここに玄妙に思ひはかりまして一時の權道をなして鈿女神に神明之憑談のまねびをさせうつゝなきありさまを模し舞踊をなさせて終に謀り出し奉り給ひし此鈿女神の態を基ごしてなれる藝にて物の態をまねひ鼓うち琴ひき 和琴のはしめを此時の古事にかけて記せる書あり別にいふへし古記には見えず是より前に審度をわたすときい古語を傳に琴の本名として注せられたれともその時たゝちに琴ありしさまならされは今はそれとはいはすそも別にいふへし鼓のことはうけふせふみとところこしとあるかそのもとなればいふなり笛のことはこゝに見えされどさゝ葉を手草にとりてうちふるひて音をなしたるは口にこそふかねその起れる源なりかし 鈴ふりの著鐸矛 是なり鉦鼓・り鉦ふり鼓打の源といふへし 舞謠滑稽 古語拾遺あなたこやけたのしおけなとあるにて舞謠のこましらる巧俳優ともありうつゝなきさまに裳紐をほとにおしたれしを諸神たちの笑へるは滑稽なり みな此時より根さしそめたり內侍所の御神樂諸社の里神樂は是を模せるなりその業ひろこりて久米舞肆宴の舞 允恭紀に皇后の舞給へるも見ゆ 神あそび採物の歌あづま琴國栖笛よりはじめてこまもろこしの將來の曲五節の舞などまではみやびたりしを催馬樂風俗歌求子早歌今樣雜藝となり白拍子起りてより漸々淫靡の風をなして前にいふ如く人に愛られながらも態こその種類は賤しめらるゝ物となりにたりその白拍子を一變新にせむごして出雲國のおくにごいふ者 一說に巫子なりともいへり今出雲の大社の神樂座のうたひ物にさき舞かつらふしなといふあるを見れはさならむかと思はるゝこともあり猶次にいふへし 都に出て名をなしてよりかぶきごいふ物を權輿せり是白拍子の舞ご亂舞ご田樂の狂言ごを斟酌して當時の人情にかなへて年々に趣を異にし流行を追ひて新趣をなせりしより繁榮して今の三都の俳優となり又その比琉球よりつたへたる蛇尾三線に一絃をくはへて三絃ごいふ俗情に近き鳴物をくはへしより通俗には此上なき遊戲となりて今にいたり三都ならぬも都會の地には此戲場をひらく事ごなりたり 邊國には所の禁制にて前にいふあやつり人形をもともに司さる故にかぶき狂言ご稱せり元祖によりてお國よりはしまることゝる國々もありかふきともいひけれと今は常にはをご／＼ごはいはず 歌舞伎の文字は古く見ゆれごもこは稱によりて後に其字を充（アテ）たるにて意は俗情の實にせまりて雅致を專ごせざる稱なり既に亂舞能の態にも俗情に近くおもしろきさまにけやけくするをかぶくご活用していふ如く字音にはあらず後世の皇國辭なりそはやねをいかめしく異やうにつくりたる門をかぶき門といひ下は輕くて上の重くなるを上（ウハ）かぶきすごもうはかぶりすごもいふ 若山の方言には是をかやぶるといふ 頭に物をいただく類を冠（カフリ）ごり 古言にはかゝふり（カヽカフリ）なり上被の意なり いふはもごよりにて烏帽子頭巾笠なごかぶるごいふ類かつくともいふは上附（カミツク）意なり婦人の衣被（カツキ）もこれなりかつきの海人も淵をかつく故なり ごもご同言にて實意は輕薄にて外飾よく心ゆくまゝなる物を俗に上（カミ）すべりすごもうはつくごも上ずりごもうかめ顏ごも

うはの空ともいふにも根さし似て正誠ならず俗習のまゝに醜態をまねふをかぶくといふを體語にしたる稱なり もとはその藁よりいひ出たるにはあらで見る人の心より今まてありし白拍子の舞亂舞の態より今一きは上かぶきして甚しく當世の人情を穿ち得たるふりなるよりかぶき狂言なといひわかちしまゝにはやくその名となりけるなり 是をかへさまに能の舞の端手なるをかぶき狂言にならひたるよりかぶくこともいへりと思ふは非なり又かぶきを歌舞伎の字より出たりと思ふも非なり唐土にも戯場あれどもおのづから似て偶中したるにてそれにならへるにあらぬ事はかの地のは今に趣淺く拙く興うすくてしかも俗なり此方のは巧におもしろく人情を動かし憂喜愛欲意を惱まして大人婦女兒をも擾騷せしむる物にて趣いたく異なりもとお國にはじまり後三十郎といふ男をもちて男女まじりてこの業をせしかど後又女は禁ぜられてより女形とてそれのみをする美少年をえらべり是れ賣男色のはじめとなりのちまた女かぶきの一名目を出す 物語にてたとへいはゝ皇國のは源氏ものかたりのごとくのふる所は平常の事にて意は言外の不可思議にわたれり唐土のは竹取物語の如く事は奇にして意は虚なる事はしめよりあらはなる故に感動する事なし 此一種よりして素人芝居聲色身振物眞ね輕口茶番狂言猿狂言などさまざま出來又あやつり淨璃理は前のごとく傀儡より出たるなれどもその趣は戯場にひとしければ同意の藝なり淨るりといふ事信長公 秀吉公とも秀次公とも云 の侍女小野通女が矢矧の里の淨璃理姫のことを作れる長生十二段を權輿としてかく稱すと世上に傳へ來れるとも近來出たる還魂紙料に淨るりを信長公の侍女お通の作とする事非ならむ天文九年守武千句に「いとゝだに座頭まかひの杖突の 附 淨るりかたれ燈のもと 次 こよひはやし時は牛若ふけはてゝとあり信長公は天文元年の生にて此年纔に九歳なり又宗長日記享祿四年の條に小座頭あるに淨るりをうたはせ云々とある駿河國宇都山にてかけるに此所はやく田舍までも此物ありしなり此年は信長公出世の前年なり 太閤としても天文五年の出生なれは同しことなり されば前說隨ひかたし按ずるにお通は信長の侍女なれども年齢ははやく老て淨るりつくりしはいと若き時の事なりしが世にもてはやされしを信長公若年の比お通老女にて既に世に用ひられたるふしを御前などにてかたりけるか又はわが作なりとてその十二段を見せまゐらせしなどより位高きかたがたにもきこしめされしをいひつたへたりとせば右にて年月も合ふべしもはらお通の作と世にいひもし昔々物語江戸名所話などにもあれば異なる謬說にもあるべからず又はお通は今少し古くて信長公の父信秀ぬしなどの侍女にやありけむいさゝかの傳誤はあるべしさて此戯場を今は芝居といふ物と心得誤たる者もあり芝居は芝居などに居る事にてもと此

類田樂猿樂戯場ともに賤者のする事故家並の處にては行はず河原小舞臺をたて見物は芝居しつゝ見るよりいへるにて戯場のみのことにはあらずかゝる物見の總稱にて今もいさゝか殘りて他にもいふ者もあり此賤者をかはら者といふ稱も此意なり七十一番の職人盡し歌合にはゑたの歌にかはらのものゝ月見てもなることあり賤稱なるを知るべし此戯場中に戯を專とするを道外形といふ文字は借りあてたるにて俗におどけといふ語の意なり能の狂言の餘波なりシテといふは爲手師手などの意なりワキは稱の如し狂言にアドといふはしての趾(アト)をふむ意か古言にあともひといふは人を率ることなりそれと同意にてしてに率らるゝ稱なればもと清音なるべきにアドと濁りていひならへり俗にとりしまりなきをあどなしといふも是より出たる語なるべし此滑稽可咲の態はきはめて古く前にいふ鈿女命の態を始として火闌降尊よりその業いやしき物となりて其溺れたまふまねひ隼人の犬吠などすなはち能狂言戯場物まねといふに違はず中世内侍所の御かぐらの夜陪從の人々眠りさましにをこなる態をすること定まりたるやうながら其道をたてゝする者ならねば猶今いふ素人狂言座敷戯場俄茶番などいふさまにあたれりこれらをさるがうことゝいふは猿は人眞似をよくする物ながら人ならねば思ふさまならぬが中々にをかしきよりをこ事をさるがふといふなりかふは活用の辭あらがふたがふすぢかふなどの例に同じ此語に字を充て猿樂とも申樂ともかけるは田樂に分たむとてなりしを後には猿といふ字の賤しげに聞ゆるを忌みてその道の者附會をなし申樂の申は神字の篇を省きたるにて意は神樂なりなどいかめしげにいふは捧腹にたへず田樂をも猿樂ともいひし事は新猿樂記にてしらるもとは同物後は異をなせりそれと白拍子と合して戯場淨瑠璃人形操と種々變化し支流又多くなりてくさ〲の名かぞへ盡しがたし

舞と踊とは同じ態ながら根ざす所に異ありて舞は態を摸し意を用ふる故に巧にて中々に賤しき方なり踊は我を忘れて態の醜からむもしらず興に發しておのづからなるが根元なる故に却(カヘ)りては雅ひて洒落なる方ありかくいふを世人は必いふかしく反覆(カヘサマ)なるやうに思ふべし今いふは根さす意と態のつくろひなき所にて踊を雅といふと世人は見る所の田舍ひたる事そきたるをとゝのはぬ如く思ひて劣れりとし舞は今いふは殊さらにつくろひかざり節奏をさだめ佞媚するを賤しといふなるを世人は威儀とゝのひきらめきたるをまされりと思へるなり此

源はこれも鈿女神の古事ながらそは既に思兼神の思兼により
て眞心より出たるにはあらず神かゝりのまねひをし給へるな
ればつくろひてするにて舞の權輿にはあれども元來さるわざ
のあるをまねび給ふなれば是より已前に既に踊る事はありさ
れど物に見えたるは此石屋戸の件なればまづ是を始といふべ
く此まねひより一轉して二かたにわかれたる始なり必竟は舞
も踊も同じ物ながらかねて此事をなさむとかまへてもとめつ
くろひてすれば業にさだまりありて心のすゝまざる時もしひ
て物し又さだめかまへたる節曲にたかはじそむかじとする意
に眞心にはあらず賤しきはさる物にて本意も虚なり踊はうむ
かしくおもしろくうれしく心のすゝむにたへずしておのづか
ら眞心に出る時の態にて宴席（ウタゲ）に飲を盡すさま是なりうたげは
歌揚（ウタヒアゲ）の意とも手を打上（ウチアゲ）する語ともおもはる醉のすゝみに出る
より宴の事をいふ名となりたり出雲風土記佐世鄕の條に須佐
之男尊佐世の木葉を挿頭て踊給ふ事など何事によりてかは知
られざれど踊といふ事のさだかに見えたる證なり中昔より舞
踏といふ事あり不時の恩賜ある時などにする事にて手の舞足
の踏所をもしらず不慮にせらるゝより出たる儀にて既にかく
定りては踊にはあらず名をも舞踏といへど根ざしの意は踊な
り江談抄に宗岡秋津は久しく大學寮に沉淪して有しに延喜十
七年及第して歌にたへず霜夜朝廷よりまかるに建禮門にいた
りし時にふと句を得て今宵奉詔歡無極建禮門前舞踏人かくう
たひて舞踏す宿衛の人あやしみとへどもこたへずしきりにう
たひて拜舞をとゞめずつひに名を奏するに及びて恐懼したる
事あり是等はおのづから其實意に出たるなり記紀（仁賢武烈）に出た
る歌垣燿歌常陸風土記などの歌垣山など後世の盆踊と云もの
ゝ濫觴なりカヾヒはかくりあひの約りたるにて唱和し闘諍す
る事なり神樂（カグラ）といふ名も此かくあふより出たるにて本方末方
とわかれてうたひかはし早歌などの如く爭ふやうにいふもあ
り是もと男女群集して應接の歌謠をなし適意する物はやがて
緣を結び不諧者は拒爭ふより出たるなる事紀記風土記により
て知るべし是も後には都わたりの歌垣は其形容のみにて實な
くなりたれども邊鄙には殘餘と見ゆる事あり里傳にいふ大原
祭小雜居寢とて妻（メ）なく夫（タ）なき者此祭場に通夜しておのがまに
〳〵共寢して妻さだめし神惠に任せりなどいふも燿歌の餘風
とおもはる飛驒國高山の邊などは盆踊年々ありてそれより妻
さだめなどする古風殘れり國分寺の庭に始は集ひて諸村よりおもひ〳〵に出つ音頭をとる者は撰ひてさたむそれより高山の町々を終夜數夜をとありり〳〵大抵の人の娘妹子弟も出る事にて父祖も禁せす老人も好めるは出たつとそ　やかてその夜

かたらひあひて緣をなす者もありかねてひそかにかたらひはしたれと逢事のなりかたきなど此夜をまつことなりなともいへり 是をあるまじくみだりなる事のやうに思ふ者もあれご周禮媒氏の官も秋の農事終りて後聘をこゝのへて婚をなす貧家は聘物なごこゝのはす遲々し三月より農事作りて緣をあやまつ故に二月の末に郊野にて此間の男女を集へて聘禮全からざるも緣期を衍らざらしむさる故に此月奔者不レ禁ごいへり 是禮は中人以下に降らず威儀禮節はよきほどの人々こそあれいかで貧家田民に全くすべきうべ〳〵しげにいへるのみにて必竟同意なり是聖人などいふ者は快くはおもはざりけめご實は古代よりの風にて禁じがたきおのづからなる時勢なるよりかく媒氏なごいふ官をさだめてかりに言よくいひしのみなり大原のざこねも歌垣も古風の緣結びにてやがて神事にて神恵を媒こするなれば漢土よりも意尊し 盆踊云々同意ながら盆といふ名は佛語の盂蘭盆より出かつその七月に此踊をなせることは何ことも後は佛意にひかれてもと神事によりたりし事も轉變せしこと他にも多し此類は別にいふへし さて此盆踊今も所々にありて風もくさ〳〵定まりなし本國日高郡村に踊堂こいふ小堂多くあり又一變して少年の兒女のみ樣々手を引つらねいくつらにもなりて謠歌のみして踊はなく町々を夏の末より文月比わたる事あり思ひ思ひに誘ひつるゝ事にて多少定りなし是を京都にては里俗に

サアノヤこいふその囃子辭をかりて名こしたるなり浪華にてはオンゴクこいふ謠ふ唱歌の始にいふ語を名こしたるなれごも何の義なるをしらず 遠國の意ともきこえず或人稲の實りをいのり祭る意にて御穀なりといへりさることもあらむか 江戸にては盆々こいふ尾張の名古屋にては盆ナラサンこいふ此二ツは盆踊の義より轉じたる名にて盆踊の試をせんこいふ意こきこゆされはにや六月より夕つがた每に出るなりもこ踊の試（ナラシ）も有しか又は始より歌ふ方のみのならしにもあるべしやがて唱歌のはじめにもあり 江戸にてボン〳〵〳〵まとうたふ名古屋邊にてはボンナラサンヨとうたひ出すやかてそのつゝきの唱歌ありてそれを本曲の如くして替り章歌あまたあり ふしは緩急の二曲あり猶所によりてこと〳〵あるへし 伊勢の日永村邊にては是をツンツク踊こいふよし煙霞綺談にありツンツクは是もはやし辭なり一唱歌をも出せるか名古屋にてうたふ所こいこよく似たり但日永村のみ手を携あひて丸く輪になりてうたふは他こ異なり是は一所にありて他には移りありかぬなるべし 丸くなりてはありきかたし他の雁行なるは近きわたり四五町をめくる所々よりいくむれも出るなり年によりておのつから多少もあり 此屬行するさま幼少なるを前につらね脊の高きほごを後陣こして五六行餘もあり最末は子守乳母なごにて是よりうたひはじめて前に應ずるさまも神樂歌の本末に似たり 但一くさりつゝ後よりいふを同し辭にて又前にいふ是功者よりをしふるさまにて盆ならさんの意に的當せり急曲には一口つゝ俗にいふかけあひにうたふともあり是は又かゞひの餘風によくかなひて多くいひもどく辭あり 七八歳よ

り十三四歳の女兒のする事なりこのものの謠ひつれて來るを見て男兒のいさみたけき者不意に出て引つらね〳〵中を斷ち列を亂さむとするをかねて心得て亂らじとあらそふも嬥歌の餘波おぼえたり以上踊はみな家業とする物はなくたゞ時の興に乘りてする物なれば木柄なるが中々に雅にていやしからずさる故に踊につきて人をいやしむる事は昔よりなきなり伊勢に川崎音頭とて一種のふしあり踊につきたる物なり此事別に考あり但今世には白拍子の餘風の者を舞子とも踊子ともいふなどは別なり前にいふ住吉踊などの類又神事につきたる所々の祭の踊も村中よりする中にはたくみに轉りてその業を世々にしてつひに賤業となりたるも又賤者にその業をゆだねしより賤者のすべき事と轉じたる所などはありもすべし前にいふ如く家業の如くなれば遊びわざもおのづから興に乘したる時のみはなく不興疾病のをりもたへしのびてすれば眞假の別おのづからありて雅致を失ひ卑俗におつるをもてその差別を知るべし此別を手近き物にたとへていはゞ男女共に髮を結ぶことはたれもすることゝて巧拙はあれどよのつねの人の結びたるは雅致ありて賤しからず髮結とて男女ともにその事を職業とするものゝ結びたるはくさ〴〵風をなせども陋習ありて輕薄の俗をまぬかれずとりならべて見るにその形は同じけれども隱微の所に髣髴とあらそひがたき所あるは人のよく知る所なり是に准へて前說を辨ふべきなり其家の調度によりて主人の賢愚も察せらるゝよしをつれ〳〵艸にいへるも同轍なり

觀物師舌耕の類種々あり前にいふ願人僧輕業籠拔手妻品玉やうの事をする者を使役して諸方へ遣り所々に場を開き見せて料を得る者にてやがておのれも其中の伎藝をなす者もありおのれがなさゞるもあり もとはその中の上手の者頭となりて支配せしか得分となりて其子にいたりては伎は拙けれどもその得分によりて產業となしつひには伎はなさゞるにもいたるを羨みて又かたへよりおのれはその伎をなさゞれども其頭だちたる事のみをなす者も出來たるなり 賤者かすへて その給を得る時は忽酒色に費し給を得ざる時は渴飢にも及ぶを その間を扶助して寄食さする者を親方又は頭と稱す 此頭はその閑なる間を養ひて事ある時の給をもてその費用にあてゝ賤者の餘沫をおのか產とする故に意はいたく賤し 此末伎は狛まはし コマはむかしこまつぶりといひたる翫弄の物なり 軍書讀 以前太平記よみといへり 落吞話輕口蛇役謎解力持火食鍋嚙盲相撲異鳥異獸異魚異器異物機關畸疾者者侏儒僞造の異品 天狗人魚長頭廻廻飛頭蠻蠱の類なり 奇巧精妙の類日夜に新趣をなし百出變現してかぞへつくしがたし 近來籠細工竹さいく糸さいく覗有手火をたけは蓋密合してはなれざるは釜大佛大頭人足藝一信虎狼大龜鯨 術者あり野狐役 飯繩法などいふ 是は制禁あれどもおのづからたえず時々ありて人を誑惑す翫弄のみなるは害も淺く又それと見えてさ

もなくたゞ手妻の方なるもあり手つまはたゝ手ときによく熟練して人気を轉し人しらぬ間にはやく物を替なとするのみにて妖術にはかゝはらぬかたをいふなり奇を見せ假托饒舌して信を起さしめて人を惑せる類まゝあり神佛の靈異に托して醫藥奇方に托したとすること和漢共多くあり又今はしからぬも父祖よりその家に傳はりて妖を殘すもあり四國の犬神出雲の狐持なごの家筋こいふ類なり緣家こなればその家にも轉來すこて婚を忌み避け恐るゝ事なり弦賣僧(ツルメソ)こいふ者あり犬神人こもいふもこ弓弦を賣る僧なり七十一番職人盡歌合の繪に弦賣こ出て僧形に覆面し笠を着たり詞書につるめし候へふせ弦も候闕つるも候こあり歌にて見ればまづさか弦こいふもありつこきこゆいづくなるらむしらずもこは僧のたつきなきがくさ〲生活の爲に次の高聖こもなり田樂法師こもなりなごして種類わかれたるなるべしその中に此つるめそは殊に賤者こなりてしは弓弦に膠なごを專こ扱ふ故にや今は轉じて弦賣る事はなく名のみ殘りて京の祇園の祭に出たつにより神人めきて神人ならぬより犬神人こもかくなるべし前條の犬神にはあづからず犬人とつゝきていひたりつとて上に犬といふ字を冠らしめたるなり此犬といふ意はその物に似て其物ならぬをいふ犬蓼犬椒犬櫻などいふが如し此類の外なる稱多くありておのれか後奈良院御撰何曾の解に詳に記せり高野聖こて笈を負ひて種々の物を商ひ鬻ぐ者ありて國々を周流す商賈に異ならずしてしかも所定めずありし者なれば人を

僞り欺きて物を貪が故に甚人賤しむそのなごりにや本國日高郡萩原村なごに聖こていやしむる者あり但諸郡他村にももこ鉢ひらきこいひしは今いふ鉢坊主こいふ者にて乞食にひこしき者は多くあり元來出家は乞食頭陀の業なればなべて行乞するは大寺院の和尚上人こいふ者にてもなす事なれごもそは時勢流行によりてさのみはいやしこせず貧窮なるをのみ賤しむるはあたらぬ事なり又高野山上今三派こて學侶行人聖こせられたり學侶は佛學法修を專務こして壇上を司りて子細なし行人は勤學を專こせず惠業により奧院を司ごる故に學侶よりはいやしめて世間僧なごいひて衣體なご異なり聖は又行人よりも一等降りて司ごる所なく種類も寡く俗人よりは山上の聖こいふをはさのみはいやしこせずされば前にいふ所こは名目ひこしくて異なるが如し萩原村なごのはもこ猶賤しき業をもせしにやあらむ他國にも比例ありや追て聞出て考注すべし常陸國鹿島社より出づこいふ事觸こいふ者あり淨衣烏帽子を着たれごも眞の社人にはあらずかの社には拘らぬ者にてその邊の農民の中より出る者なりこぞかの國にても良民にはあらじこれも高野聖こひこしく諸國をありきて神託こいひて根なし言をつたへ祈禱札守やうの物をさま〲饒舌して愚民を惑

しあたへて初穂といひて貪る者なり鹿島踊とて聲をかしくうたひてをどなる踊をもなすとはかの社の神事にもあるをまねふにや

僞造師（ニセモノシ）あり古人の書畫を似せ古器名器を似せなどすよからぬ業は勿論ながらとは巧なる物にて其生得の才にてする故に世世に業をつたふる事は難くさる故にたゞ一時の黠智にて博奕打（ハクチ）喧嘩亂酒拐兒（カタリ）などゝ類を一にして業をにくむかたにこそあれ同火を忌むなどの穢るとは異なりされどにくめばもとより婚をも通ぜぬながら是ら良民の中よりふとなり出る者なればせんかたなき物なり狐使は漢土の蠱毒の類にて是らも世々ならざるは此部類にてもと禁制の業にて甚しき時は罪せらるゝ者なれば他の卑賤の禁ならぬ者とは別なり穢多乞食熅房など賤しきは限りなけれど禁にはあらず公然たる天下の種類なりさて拐兒（カタリ）は盜賊の類なるをこゝに出せるはいかにといふに盜はたゞちに力作して奪ふ物なり拐兒は應對して假を眞として人を欺くなれば僞造師と何ぞ異ならむ必竟物を僞ると人を僞るとの差のみなり物の贋にても金錢を僞造せば天下の大禁を犯すなり罪盜の上にあり僞造師何ぞこゝに恥ざる又一種これに類してマヤシと稱する者あり略してヤシとのみもいふ或説にマヤシは山師といふを隱して逆にいへるなりといふ人あれど非なり元來山師といふは山の樹木を見て一山の木を價何ほどゝさだめ買て伐出す者をいひしが基元なり山は持主ありてその主の伐出して賣るは常の業なるをさては多くの手をへて材となし遠く運びたるを求むれば高價なるより大厦壯樓を建んとする時はたゞちに山に至りて大小種々の樹をおしならして一山にある所を皆買入るれば甚價廉なるより出たるにて賣主も杣人筏士より運送の煩ひ無ければ殊に價を卑くして賣る故なり山にある所大樹こそあれ小木枝葉に至りては算數にわたらず大凡なる物なればその中にたちて引負人となりて大積りにて買取伐出させ筏に流し遠路の河海をへて買主にあたへて利を得るにいたりては他商の精細なる算とは事かはり利甚多き事あり思ひの外に雜費ありて損なることもあり大損なる時はやむ事を得ず賣主にはこと〴〵くは價をあたへず買主にはこと〴〵く材を附せずして廣電などするより起りて事の逐漠なる事にかゝつらひて右にいふ如くにする者を擬して山師といひ來れるなりマヤシは然らずもとよりさる大なる事にはあづからず或は人參熊膽やうの贋物を賣り又さるものゝ入たる丸藥とて高價にひさぎ或は居合刀をぬきて齒藥をうり齒の

療治をしこまをまはしくさ〴〵の藝をして人をあつめそれを媒としてくさ〴〵の物を賣る類あり又早く物を染る法人目をおどろかすわざをなしてそれを傳授すとて金錢を貪り又讀賣とて世上の珍奇の事を一二葉の紙にすり流行の歌章をもうたひもしよみもして賣る類もあり此類乞食の族よりするもあり賤民のするもありすべて道路にたち軒毎にたちてさる事する者は皆此黨なりされど市人のその品のみよびて荷ひて賣ありくは魚類野菜器物も皆しかにてそは俗に棒手振といひて店を設けて市をなすよりはやゝ劣りざまなれどなほ平民なるをその態をなしよみたてもうたひもしくさ〴〵の伎藝をなして物するは此ヤシといふ者の族にて又一等降りて平民と乞食との中間にてやゝ乞食に近く乞民ともいふべし乞食にも此類あればなりされど住居は猶市店の末諸村の端などに雜居せり猨公も諸國にあり本國には那賀郡貴志莊より出て府下に來り正月は藩中などを經歷す其はじめ甚兵衛といふ者名高くて今も貴志の甚兵衛猿といへりその住所の邊を猿垣内といふ同郡上田井村にもあり是らも良民よりは婚をなさず此類にて犬を踊らせ山雀を使役し鸚鵡音呼鳥鴉諸鳥を役し又鼠を使役して札を嚙せてその札を賣りて菓を配りなどする者もあり（俗に長吉鼠など）

といふ是ら前のヤシのするもあり觀物師の屬なるもあるべし前の夙の條に記しもらせる事あり他國はしらず本國にては此の夙の者産業に多く竹籠の類を造り出すさる故に市中にも籠細工を忌む人もありもしはそれも夙などよりもと移住せし者かはかりがたしされはにや府下にも町はづれなる所にのみ籠細工はありてよき所の町にはなし又日高郡　莊丸山村のうち堂免（ダウメ）といふあり（同免ともかく實はいかなる故かしらず口稱にのみいへは文字はかりに充たるなりといへり）夙と同じといへり按ずるにもと三昧堂などにつきたる免田などありてそこに住居せるより人も忌み又堂免ともいふにやあらむ熅房などの裔の轉じたるならむもはかりがたし又海部郡加田浦木本村西ノ莊名草郡松江村のうちなどに風呂といひていやしむる一種ありて夙と同じその者を風呂統（フロスヂ）の者といひ居る所の邊を皆風呂垣内（フロガイト）といふ其由詳ならねど里人の傳には昔村中觸穢の者の爲に傍に別居をつくりて其所にて異にし穢日を盡し風呂を建て浴し清めて本村にかへりしが終に穢者の居所となりたるなりといへり前條夙にいへる考と偶中したりさて此風呂も同火はすれど婚はせぬをたま〳〵平民の乏しきはひそかに縁を結ぶもありさる家をさして半風呂とぞいふこは伊都那賀兩郡にも夙の者と内縁などある家を半夙といひて共に

忌むこいふこ全同じ
俑具師牢番刑殺人俑は漢土にもいへり皇國にては殉死の痛ま
しさに埴もて人像を作りて是に替へむこいひしを賞し給ひて
土師の姓を賜へりし事史に見えていそしき事こせしなり是古
陵墓に殘れる建物こいふ物なり多くの殖輪の壺あるも意は同
じ是俑なれごも是は未だその墓所に用ひざる前に作れるのみ
なれば土師部も賤こはせざりし事にてまして土師の姓はその
始をなしさ思ひ得たるのみにて奏し定めたるのみにて賤にふ
れざるを知るべしされごその土師部に隷したる土佐の手人な
ごは往古いかゞありけむもしは陵戸なごゝ何じ者にやありけ
む知がたし今はすべて葬儀に用ふる棺槨諸具をつくる故に忌
きらひて婚をなさず本國の府下にも五六戸ならではなく諸郡
中にも稀にあるのみなり又牢番刑殺人の職は本國にてはまづ
は屠者なり國によりてはそれぐ\の差もあるべし士分の者の
切腹なごの介錯人も意は同じけれごも士分の者を用ふればこ
はひこしなみにはいひ難し江戸にては人切淺右衛門こいふ其
職の者あり又刑人の骸を申下して荒及の刀なごにて斬試るこ
こなご皆諸藩士のする所なり觸穢は勿論ながら穢日それは常
の如し是ら武士は戰場にむかへばさる論はいひてあられぬ事

ながら亂世こても合戰の血穢によりて大將分の者などみづか
ら手は下さゞれごも諸社に奉幣神拜なごはせざりし事なり此
類の事はおのれ別に觸穢考にいへればこゝには略せり亂世に
ありても武士は人を切る事を常職こは言ひがたし合戰は止む
事を得ざるに出るここにて隨順だにすれば殺戮には及ばずま
して治世にありてはみだりに戮する事を職こせんや威伏さす
るこそ武士の當然なれされば前條のさるがふ事跡なごの條に
差別をいふ如く同じ業の如くにても實地に及びて諸人のする
こ職業こなりて殊さらに事を構へてするこは俗にいふ素人熟(シロウトクロ)
人(ウト)の異(カハリ)ありて意いたく差違ありされば人戮の職こなるは穢も
常にて人の忌むも常の事なり常人の適これをなせるは觸穢に
て穢中は他よりも忌むべく穢日だに過なば常人に復する事論
なし俑具なごも同意にて職業こすれば常に人に忌まるもし貧
家なごの近親死して葬具をもこむる價なくばみづから工習あ
るものは棺槨をも造るべし只忌服をもうけざる他人の爲につ
くるはよろしからぬこここゝさだむべし
青樓(アゲヤ)忘八(クツワ)女衒(ゼゲン)肝煎町役髮結番太郎の類多くあるべしくつわは
傾城遊女をかゝへおく親方こいふ者なり傾城のここは既にい
へりさて此親方こいふものこ青樓(アゲヤ)こ別なるもあり京島原浪華

新町の廓など是なり祇園町邊などにては忘八を置屋といひ青樓を呼屋といふ人共に兼たるもあり江戸の新吉原など其他多くありこそ吉原ももとは別なりしも□年間より今の如くなりて引手茶屋といふ者中之町又廓外にもあり中之町の茶屋もとは青樓（アゲヤ）なりしとぞ女衒は傾城になるべき女兒を諸國よりもとめて賣る者をいふ往古の人買勾引の類に似たれども禁に觸れざる爲に父組兄弟に證狀をとりて行ふ必竟俗間にいふ人の中買なり此遊廓に屬したる工商は皆他よりいやしめらるまして幇間（タイコモチ）仲居 江戸にては吉原には男を用ひて若者といふ深川にては女にて輕子といふ 引船 仲居と同物にて大夫といへき者に屬す新造を引まはす意なりといふはまとか新造は新艘の意にてもと湊泊にありし遊君よりおこるといふは似つかはしき說なから其の當否はしらず 花車 青樓の妻なとをいふ引船仲居花車は京浪花にのみいへり 鎗手 もとは上方にもありけむ古きこうし絃歌にも見ゆるを今はさかす江戸の吉原にはあり中年以上の者にてすべて法をとりて折檻をもする者にて遊女に威をしめす 女髮結禿など種々あるべし藝子 江戸にて女藝者といふ廓中の幇間を藝者といふ 雜事をとるをまわし男といふ

肝煎は市街の雜役をとる者にて所によりて歩役（アルキ）などもいふ 肝煎といふ名はひろくして是にかきらず俗にいふ世話やきといふとひとしく何のきもいりなとくさ〲あれとつねに人にいふはこゝにいはずたとへは大久保彦左衞門をそのかみ旗本のきもいりといひたるたり諸寺院襯財の肝煎などいふもあり是らは常人なり奉公人の肝煎はやゝ卑し市人一町毎に年寄 宿老ともいふ尾張名古屋にては町代といふ又他にて町代といふは卑くして此肝煎やうのやゝ劣れる者をいふ地もありそは制異なれば拘らず といふは頭たちたるにて次に組頭 五人を一組とする令の五保より出て古き制なり是を伍ともいふその中の頭の意なれともこと〲にはさもあらず只年寄に次たる役なり ありて事をとるその令をうけて雜事をとる者にて平人の中にて一等降れり町役といふも大凡同じくして肝煎の下に附く地もあり肝煎町役合せて兼るもあり 町役を町代といふ所もあり又此町役といふ者その町中の髮結をも併せて職とするも有 その下に夜番あり夜毎に辻々に一人來居て時を報ず 太鼓をうつ地あり拍子木をうつもあり 是は地によりて貧民より出るもあり乞食類より出るもありて雇錢を給す京又名古屋にては番子といふ江戸にて一番太郎といふ者時を報じて同じさまながらこは諸國の平民より出たるが多くしてかつ他の夜のみ番をする者とは異にて辻々に方一間餘或は九尺許の小店をひらきて雜菓小兒の翫弄物草履艸鞋などを賣り妻子と共に居て炊食する者にて卑しけれども前にいふとはまさりてやゝ異なり又次にいふ番太といふ者とも名は似て大に異なり又市街にある辻番といふ者は奴僕と等しく貧民より出て番太郎より上にあれども賤職なる事はいふに及ばず

勸進比丘尼は歌比久尼とも熊野比久尼ともいふ地獄の繪卷物を昔は持ありきて繪解して婦女輩を勸進したりしが繪卷物はすたれて一種の歌をうたひ柄杓を持ありくことなりしも熊野に來りてかの繪卷物をうけ諸國をありきける由なるが今は本

國には總て此者なし江戸名古屋などにはありて歌をうたひてお勸進とて米錢を乞ふ京大坂にもかゝることありやよくも聞しらず京あたりに此種はあれども賣春婦同樣にうち／＼色を賣る者なり大坂もしかるにやあらむその他の國々にもあるべし伊勢の小俣比久尼といふあり是はビンサヽラといふ物を手にかけ鳴らして錢を乞ふ此者たま／＼熊野に來る事ありときけり昔の餘波なるべし名古屋あたりの歌比丘尼ももとは此ビンサヽラを持鳴らして來たりしが後はふところにいれて軒毎には鳴らさず別に長きつゞきたるかぞへ歌などありて好む時は是を用ふとおのがわかき比聞しるのみにてふつに見たる事なし何ごともかはりゆく世なれば今はいかならむそれもうちうちには色を賣るなどもきけり信濃巫とて死たる物の口をよするなどいふ者もあり梓巫ともいふ生たる人の口をもよすとはこれもうち／＼は賣色などすといへりさるにてはその業にいとあやしく符合することありなどもきくはいぶかしきことなり人の心の惑ひより心よる方に聞なさるゝにやあらむと思へどさのみにはあらずこと／＼には合はざれど正しくいひあつることありなどさる事にさのみまどはぬ人もいへれば少しは傳へたる事等ありやすらむ此者はやゝ古くも見えて今昔物語にうちふしの巫とて打臥て居ながらよく人のすぐせなどをいふ者ありし事を記せり此者の事清少納言の枕ざうしにも見ゆ謠曲は多く足利中比の作なるに葵上の謠にも此口よせ巫の事あり源氏物語によりて作れる物なれど葵卷には修驗者の祈にて物のけの顯れてうらめる事こそあれ巫のことはなきを物をかへて作れるは其比盛に此者行はれてかゝる時には物せし故にも有べし京には等持院北野のほとりその他にもあり浪華には天王寺村にありて聖德太子よりの傳なりなどこと／＼しげにいへるは所がらによりて假託(カコツケ)たるなるべく黑格子のおまんなどいひて名高きあり本國にも所々にありて既に上にいへるをそこにもらせる故にこゝに又記せり江戸には龜井戸村邊にかありとほの聞たれど住居したるは他國より來て留まる所かしらずさいふはかの地にて是を田舍巫といふ故に住居はせしと思はるゝなり尾張などにも國内にはすまず信濃より諸國に出づと聞及びたり尾張にては神前にて湯立をなし鈴扇榊刀などをもちて舞ふ方をのみ神巫(ミコ)といふ故に口よせ巫信濃巫などわきていへりそを上方にては巫子(ミコ)といひて神前につかふる巫女をハイチといふは齋(イツキ)といふ語のつゞまりたるなるべし名同じければ源は同物なりけむをいかにしてかく別物とはな

りけむもとは神明憑談などいふ事のあるより巫の名をよび妖しき方にうつりて前にもいふ狐使などやうの事と混じてかくなれるならむとはおもふ物からさだかなる事の證はいまだ考へず

犬神狐役などいふはもろこしの蠱毒の類にてかの土には金蠶蝦蟇蛇蜈蚣などの毒種と見ゆれど　皇國にはきかず犬神といふ術昔四國にありきときけどさだかに記せる物もいまだ見ず今世にはその術士はありともきかねど其裔とてありとなむ其家の主もいかなる事かは知らねども或は人をうらめしともにくしとも思ふ時はおのづからその者に物のよりつきたる如くあやしげなる事あるによりて苦しさにそこに來てわぶればその事解散す其犬神の裔なる者も憂きことに思へど除き去るべき術を知らずその家に婚を結べばその家にも轉移すといひ傳へて人々恐れいやしめて婚をなさずといへり出雲の狐持といふ家も是と等し先年領主より命ありて此種を絶んとて多く刑にも行ひ放逐もせられしかど猶その餘殘あるうへにさる家は多く富豪なるよりともすれば紛れて婚をなす者ありてひろごれりなども聞たりいと／＼心えずあやしき事ながら往々かの國人に聞及びたり他國にも此類ありやしらず狐つかひなどはありともきけど前條の如くなるはきかず其地に固有せる妖種にやいぶかし其他は只その事をなす一人こそあれ子孫には傳はりけるも無けれどさだかにしられぬ事なればいかならむ知らず又そのさまあやしげにたま／＼聞ゆる事などあれば狐つかひならむといひはすめれどそれも又別術なるか事發覺に及ばざれば又辨知しがたき物なりおのが是まで聞及べるは神佛に託して奇に人の上をいひあてゝ祈などに金錢を貪り人相氣色などに託して料物を得などしたるもつひには刑せられたる類まゝあり露顯にいたらぬ間にいかになりけむ一時動搖せしもなくなりぬるはまた他邦にも去りぬるにやあらむ昔名高かりし眞言僧などの行法に奇特とてありし事又修驗加持などしてよりましとて生靈死靈を人にうつして憤恨をいはせたりしやうの事前にいふうちふしの巫の類なども皆此狐役の術なるべし今も日蓮宗の僧徒の中に疾病の祈をなしよりましをたてゝいはする類まゝ聞ゆ佛法の行力なくばその宗の徒はすべてなすべきをたまさかなるは狐使の別術なる故なり又これを效寡きは僧の徳行の至らぬ故なりなど信ずる人はたすけいへどさる術をせぬ僧の中にはやゝ徳行あるもあれど祈禱などの法をなして信施を貪る僧に行跡よきは一人も無し凡は無學に

て專とする本經の文意だに辨へず誦讀するも片言交りにてうちうちは女犯肉食を事とするほどの僧に多きにても知るべし此他眞言密教に人を咒咀する法などありときくはまことかそはしらねど聖天供といひて歡喜天といふを祭るに油を浴せて祈る事ありて浴油といふ此歡喜天の像も變象ありて一様ならずよのつねの佛像めきたるもあり又表物とて形像ならず器械に替へたるもあれどすへて佛像にはくさ〳〵變象あること大日に金剛胎藏あり觀音に三十三身あり又曼荼羅にも異體變圖あり 釋迦に鐵鉢をかき某佛に如意をかき 某卉に蓮をかくなどいふ類もあり兒文珠兒普賢くりから不動なとの異象あるを見へし眞圖は象首人身なる兩體相抱きて喙を合せたる形容正しく雌雄合精の家にていと〳〵あやしく佛道には似合しからぬ像なり此像につきては別に考あれとこゝにあつからぬ事なれは別にいふへしにうち見るに象頭と見ゆれど西遊記の猪八戒が頭と同じく見ゆればもしは豕にてもあるべしさておもへば戯場などにも作りたる前の犬神の事を俗傳ながら里老の話に猛くすぐれたる犬を多く嚙合せてこと〴〵く他を嚙殺して殘れる一匹の犬を生ながらしめたる上にてその魚食をあたへ喰はしめてやがてその頭を切て筐に封し殘れる魚食をくらへば其術成就すなどいふは賤しくあさましき限なりもしは歡喜天の法などの豕の頭などをさることにせし物か又はその同意にて豕の雌雄交接の念深くなるやうのかまへなどをして精一なる時に何とかして術の基本としたるにはあらざるかとその像のあやしげなると犬神の口碑とをおもひ合せて推量れるなり弓削道鏡は如意輪法の驗德によりて孝謙天皇に寵せられたりなど古事談に記せるをもかれは法相宗にて事も違へれど佛法にかやうのまさなき事あるを思ひ合すべきなりかばかり信じ祈ればとて何ぞさやうの天皇を侵し奉りほど皇位をもみだらむとせし妖僧に荷擔し守れるや如意輪甚非道といふべし僧徒はもとより乞食を業とたてたれば賤しきは仕る者にて死骸をあつかひて常に死穢に混する者なればすへて賤品とたてゝ次にいふ熅房の類にて有べきを中昔聖德太子以來朝廷にも信じ給ひて僧綱僧官をも制し給ひそのうへに法親王も出來つひには讓位のゝちながら法皇の例さへ出來て餘波今に殘りて門跡方歷々たればその權いひ動かしがたきにいたれるは歎息にたへぬのみならず　皇神の汚穢を忌み給へる本意にももとりていとかしこし死穢に混することは熅房より上葬喪にあつかる僧徒はなへて大寺の住職とても常に逃れぬ事なり本山といふほどの寺院より上法親王などはみづから手は下したまはずとも觸穢の住職と次第に同座同火して限界なければ二轉の穢逃れがたし死穢は三轉までを忌む事式文明

白なりたゞ眞言宗のみやゝ穢を避る風ありかの加持祈禱によ る事とはそれも猶いさゝか其法によるにこそあれ古制の皇國風とは違ふこと多ければ必竟は五十歩百歩の異あるのみにてまして前にいふ如き不當の事きくにもたへぬ事なりあはれ英邁の君天下の穢者を一掃ありて　法親王の制をとゞめまゐらせ　皇胤を蕃息し奉り佛法寺院は禁遏せずともよしある寺のみをのこしとめて寡數にせば勸化もやすかるべくなべての住持を今の鉢ひらきの僧ほどの賤種とさだめ年分數をさためて度牒をたまひ是を統括する僧綱をほどよくさだめて今の官醫以下それ〳〵ほどの階級をなして忌服觸穢の家の外はなべて良民までは平生同火を忌む制をもなし給はゞきら〳〵しき美政なるべし古今ともに僧徒には世外の者と心を許して閨門までも參入さするより密通の事枚擧にたへずさらぬも僧にたよりて奸人は謀を生じ婦人の口入より政事の大害ともなるぞかし此說は別におのれ稿をなしおけりこゝのは穢者の因に大意をしるすのみなり尼僧も同じ事なり僧尼の穢者なることは昔より今に至るまで大社神樂の時は神事僞こて神事也僧尼重輕服汚穢不淨之輩不可參入とかきてたつる事にて明なり

男色はいつ頃よりかありはじめけむ始詳ならずまづは佛法渡來の後僧の女犯を禁ずるより出しはおのづからの勢なり俗傳に何の據もいはずして空海よりなどいふはもと言傳ふる所ありてにやされとおのれは別說ありて今少し古かるへくおもふなりそは猶稿あれはこゝには略せり中世以來の事は季吟が岩つゝじといふ書にも記せり凡は僧徒のしわざなり　されど中世以後軍陣には婦女を誘ふ事を禁ずるより木曾義仲將軍の巴山吹なとを伴はれしとの事は有起りて應仁以來の亂世より武家にも執する輩多くその比よりやゝ盛になりたるもおのづからの勢なり今治世となりてもその俗習殘りて元祿享保などの頃までは盛なりと見えて男色の戲とうし多くありしがやゝそれより衰へて後も僧徒武家亂舞者戲場中などにはたえずその餘は寥々たり婦女とたがひて生育の道にもあらねば淸き上古にはなかりしもうべなりされど色を愛するに至りては同轍なりもとは是も愛に生じ恩にほだされてこそ和諧もしたりけめ中々に治世の後は此道だにも賣色出たり是は皆戲場中の徒に權輿しその藝伎にめづる方よりなれるなれば元來賤なる事前の戲場の條にいふが如き上に傾城夜發にさへ類すれば最卑し是を野郎と書來れども艶冶の意にて冶郎とかくべきなり京にては宮川町浪華は道頓堀江戸は禰宜町なりしに後は葭町芝神明社邊などその群の賣樓なり三都の外にはしかすがに衰へて賣色はきかず

是等にも階級ありて太夫子飛子陰子新部子などの名あるよしそれ〴〵の戯册子に見ゆもとは雲上の兒姿武家の扈從の袴腰に刀帶たるを愛しも賣色となりてはひたすら女様と變じたるは俳優の女形といふ者の藝に臨みて眞情を模せんとするより常も女の如くいでたちて衣服詞づかひ歩行までも模擬せしより起りて僧徒はまして見る目めづらかにめでなるべし是類も元來の非儀なるは晳いはず互に意中の親情を盡して他なき內內の事は上より嚴禁なくては制すべからざればしばらくさし置て公然たる賣色は禁ならずともよからぬ事とさだむべくましで賤なる事はさらなりかつ中には寡婦などをも賓となして閨床に附くなどきくはきはめてあるまじき惡風俗なり

髮結といふ職も何故にか今人に賤めらるゝ者なり尾張邊にてイセ剃(ソリ)訛りていせすりともいふにより伊勢國より出たる者とおもふ人ありといふは床(トコ)見せとて町並の外路傍に小店をひらきて髮ゆひを職とする者をいふたゞ素人の櫛とる者にはいはず髮結床略して床(トコ)とのみもいふ三都も此かまへは皆同じ國によりて町並の家にて此業をする地もあり前にいふ夜番太郎も此かまへなりされど諸商にも出商辻店など同じさまなるもあれば此かまへのみにて賤しきにはあらずもと一錢剃(イッセンゾリ)とて往還にて往來の人の月代をそり一錢宛の價をとりし名の約りていせ剃といふよし古く書たる物あり一錢剃由緒書といふ物も見たれど僞作か實事か詳ならず昔は平民たゞ紙捻(カウヨリ)にて髻のみ括りたる物なれば油元結の費なく櫛剃刀のみ持てする故に價も少くかつそのかみの一錢は今よりいたく貴ければさもありぬべし但し此價一錢なるによりて乞者とひとしく賤しと思ふも非なり以前一服一錢とて湯茶藥湯などを煎して一錢づゝにうりし者あり狂言にせんし物といふがあるは是なり職人盡歌合にも一服一錢(せんし物うり)ありその者のせんしたるを皆人のみて忌まざりしにて賤ならざるをしるへし今も一文菓子などいひその他のも一文商といふあり　或人にきくにその職役によりて刑罪人の頭をそり髮をゆふ故に賤とすなどいへりさることにやあらむ前にいふ町役などの卑職より兼るも故ありてなるべしされど同火は忌まず婚も窮民よりはしひて忌むともきこえず　或人いふ湯風呂屋女郎屋などの類にて身體につきたる事をとるをきたなしとすといへどさては身體につきては二便はかりきたなきは無けれど糞をとり扱ふは農民の常にて穢とも賤ともせざれば此說はきこえす　近來女髮結ありもと遊里にこそ暇なくかつ殊に麗しく異様にくさ〴〵名もありてむづかしければ別にありけれど女の自ら髮あくる事のならぬやうやは有べき人に結はするは良民の婦女は恥づべき事をしらずやもと懶惰なると輕薄なるとの淫風よりおこる故に時々官よりも制あれども習俗頓にはきはやかに改り難き時勢見ゆめり

伯樂の稱はもと馬相者馬醫なりいまは轉じて馬商人をいふ俗

間バクラウといふは伯樂(ハクラク)の轉音なり馬苦勞といふは非なり俗なり 馬のよしあしを知るものにて馬相者の意より轉じてそのものたゞちに賣買をもなす 昔左右馬寮官人の外官厩には馬部䮶飼丁あり今いふ厩の別當といふ類なり 牧には牛馬共に長帳馬子猳子あり 此牧職を兼たるやうながら牧には今別に人ありて俗にいふ馬の中買なり是も賤職ながら專武家にたち入てさのみ人いやしともしらず却りて馬子(マゴ)(ウマカタ)などよりよき者のやうに思ひもするは貧富によるにて實を知らざるなり馬子も驛路なるは賤なれどもそれも助郷(スケガウ)といふは平民なり專の往還ならぬ路は驛の馬なとにてはなくみな郷中より役たちて出る地も多し

さて此伯樂中より近來一種の曲馬戲場をなせりたゞ曲馬とのみは乘馬家一時の戯にてその自在をしめすのみなるを戲場を構へ價をさだめて見するにいたりては前にいふ觀物師中の一種なりましてかぶき藝をなして粉面演戯すれば卑に賤をくはふといふべし 女曲馬ありおのか幼なりし比京の玉本いくよといふか美婦上手にて權輿しその女その一類次に多く男女共にあり 同轍にて鞠あり場をかまへ料を定むるにいたりては何藝にても同じ前にいふ馬子(ウマカタ)といふに對して牛ひく者を牛子(ウシカタ)といふは子細なきを牛の中買する者を牛伯樂(ウシバクロウ)といふは少しをこなり

座頭といふはまづ盲人の總名と見ゆこれも目しひてもおのれ業をたてず父祖兄弟子孫の養をうくる者は別なり是にも階級あり幼年小盲のほどはさま〲の名にて金彌文彌仙花などもつくそれより城方一方とわかれて城牧(ジヤウマキ)城黑(ジヤウクロ)など重箱訓の名もあり秀一(ヒデイチ)多廡一などもつく例なり是はそのかみ城一檢校といひしが名の一字をとりたるなりいかなるにか城方は寡く一方は多し又都の字をイチと訓するもあるはいかなる故か知らずそれより上微細の級段こゝらありて費用を出して漸々にすすむを今は多く束ねて一時に成る故にその徒も暗記はせざるほどなり大凡は今その上四度(シド)といふになりそれより又合せて勾當にすゝみ又中間を合せて檢校にいたる此上にも小級ありて夫よりは早くなりたる年月日によりて臈をつみて總檢校にいたり當職三年をへて次臈に讓りて退職し前檢校と稱して老を養ふといへり以前よりの小階わづらはしければ略す閑あらむ折に別記すへし 以上は皆盲者中の職名にて僧綱に似たり足利比の記錄には檢校を建業とかきたりもとはかゝりしにや四度は一度より次第を重ぬ是は鴨川原にて石塔(シヤクタフ)といふ事昔ありて盲人つどひてする事あるは昔は此川の水時々溢れて堤決し人家を流し溺死する者多かりしかば其追慕作善の意なりといへり俳諧の季寄の書には二月十六日を石塔とも積塔會ともいふ清聚菴に會して高倉綾小路なりとぞ 守

瞽神を拜し平家を語る光孝天皇の皇子雨夜のみこの爲こいへり積塔の名義は法華經にあり六月十九日を座頭の涼こいふ積塔に式同じ終に惣檢校鳥羽の湊に船つくこいふ衆盲ゑい〳〵こ呼ぶは昔日向國に盲人の領ありてその米山城の鳥羽に着きたりし例こいへり俗間に景清眼をくり出して源氏の榮を見じこいひしを頼朝忠を感じて日向に流して養ふ是を日向勾當こいふなごは取るにたらずその比盲者に勾當の稱あらむや此日向に領ありなごいふによりて附會せしなり此會城方は隔年につこむるを四度勤むれば八年の臈なり是より出てたゞ雜費を今は言よくいひなして官金こ稱すさて座頭はいづれの國にても諸人吉凶事ある毎に配當こて料足を乞ふ此事舊來よりあるはその濫觴はしらねごも僧形にてなべて法師こもいへば乞食頭陀鉢ひらきの類なる事は知られたり今は醫道按摩古くは腹とりといふなごをも業こすれごも昔は琵琶法師こて專びはみ彈ず今昔物語に木幡の里に目つぶれたる法師の世にあやしげなるか琵琶の妙手にて有しに博雅三位の習ひたりし事なご見ゆ平家物語を信濃前司行長が作りてよりこれを語る平家物語の琵琶は柱一つ樂のよりは多く今も是をなせごもてはやす人すくなければ知らぬ盲人多くなべてはつくし琴三絃を專業こして人にもをしふ三絃はもこ淨るりの方こ遊里の妖曲にのみ彈きしを移りては常の家にもひくここゝなりたれご猶婦女兒のみの戯にておのが幼年なりし比までは是はよき人はをさ〳〵もてあそばずたま〳〵彈く者を遊蕩子遊冶郎こそしる故に習はむこする者も人目をしのぶほごなりしが今はなべてよろしきほごの家にて誰もひくものこなりたりさる故に敎ふる者も又多くなりて盲人のみならず男女こもに此道の師にて生活する者流をたて派をわかちて名目多しこは男は多くは幇間又は戯場觀物師の屬なるもありもここのあるより落魄してさる師こなり遊蕩子にて過るもあり女は前にいふ藝子のうちに年たけて色おころへたる者又遊里ならずして町藝子なごこいふ一轉の者なごもをしへ男の所にいふ如くこのめるよりして習性こなり遂に業こする者もあり盲人ならぬは戯場の屬の他は本業こしたてゝ世々にするにはあらず素人の體なれごも業こするに至りては賤し元來此三弦今やうに返てその曲淫靡なればもて遊ふ人の意もいつとなくそのかたにうつるをもて明らかに業とするにいたりては皆放蕩子の風をなせりすべてかゝる遊民は有て益なくなくてたらはぬ事なし禁じて可なり又女瞽あり七十一番職人盡歌合女盲こ出て鼓を膝にかゝへうちて謠歌する絃あり今はさるここはたえてこれも琴三絃按摩のみなり座頭の如き階級もなし又男よ

うくる事は禁なり
隠し目付といふやうの類にて前にもいふ俗間に猿とも犬とも浪化にては鹿とも號する卑職あり軍中の間者の類なり江戸にお合壁といふ（詭りてオカツヒキと おぼえたる者もあり）京にて此上に又中坐といふ者あり其下に非田地ありて乞者類の支配をもなす國にて名もかはるべし市農中に交りて居てうち／＼の事ともを聞出し密訴などする者にてもと平民なるが元來性得よからぬ者のいさゝか罪科もある者を許して追捕の爲に備へらるゝ者にて中昔の放免と全同意なり（俗諺にも蛇の道はへびがしるなどいふ如くさる わざするものはさることの筋をよく知る故に轉變盗賊內新などその他の密事風說隱事をも察するに便なるべし）もとよからぬ性質の上に賤役ながらうち／＼にて罪科の事にもあづかる故に人のいやしむる一種なり浮浪人にも比類あるべし昔の俘囚といふ者もやゝ似たる事なりこゝに浮浪といふは今浪人といふ者のことにはあらず今は武士の致仕したる者などをいひて稼浪人などもいふそれとは異にていづくより來れるともしらず俗にいふ無宿といふ者のいかにしてかしばらく土着し又は小緣の方に寓居したるなり是らも素姓さだかならぬはいかなる賤者ならむも知りがたければおしこめて轉戸の徵さだかならざらむには賤とさだむべし犬といふは狩場の犬にたとへて臭を嗅出すといふ意なり猿といふはその由を知らず（或はいふ俗間物を盗を手をの ばすとも手長しともいひそめてより手長猿といふにたとへていふにてもと小盗の號なるをさる者のたくひより此職をなすよりつひに此者の名ともなりたるなりとて物遠きやうなから時勢に合せて考ふるにさることとなるへし尾張なとにては犬とのみいひて猿とはいはず內邊にては猿とのみ今はいへと戲場淨るりなとの文又古き戲さうしなとには此類を犬といひて猿といふことは見えされば近來の轉名なるべしされと今は犬といはず）合壁とは近隣の意なるを壁に耳ありなど恐るゝ意より憚りていふなるべし或人いふ此類は人その業をにくむのみもと官の末抄なれば賤と目すべからずといへど其はやがて權を畏るゝ意より保護する說なり官の末抄なる者良民より劣れる類是のみならず多したゞ官職といふをひたすらに尊き物と思ふより此惑あり官職は一天下の上下貴賤に至らぬ隈なく廣漠なる物なれば賤官卑職も多し居者乞食にも頭なくては治め括りがたし前にもいふ刑殺人牢番の類又劇場の坐本勸進比久尼のお寮といふ者（尾州邊にて是を押領の意と思ふは誤たり比丘貞といふ狂言にお寮ともお菴ともいふよし見ゆお菴物語のおあんも是なるべし）皆總括して非常を禁じ不法を糺すはその屬の官なり平民は農工商の職によりてそれ／＼の締方（シマリカタ）一職づつの首ありて名目多し（木匠の棟梁諸物の問屋行事などの類なり又斗衡朱金銀錢などには坐といふ輩と珠玉と藥種に坐なきはいかなる故にかしらずその中に藥石類は舶來の品の坐ありてそれにこもるもあれとしからぬには坐なし）その上に市街には市長總市長あり（前に大凡出せり）農村には莊官大莊官有（今帳書といふ名などあるは古の主帳と號似たり胡論者改などいふは主政に意似たりされと掌る所ひとしからぬは制度の沿革なり）みな法制を執りて

衆を導く者にて何れか官ならざるべきよく思ふべし
淨璃理語といふ一種あり淨るり本の始は既に前にいへり節譜をつけたる事は江戸名所話（ハナシ）には曲足太閤の命にて岩船檢校ぬしをさだめ章をあらたむるよしいひ昔々物語には信長公の命によりて丹後七郎左衞門橋本筑後といふ者聲よく理發者にてうたひはじむ此上は三絃に合はすべしとて城玄角都是に合すなど見ゆ江戸砂子には瀧野澤角といふ檢校琵琶の妙手なりしが淨るり物語を綴り直し曲節を語り出せりその比は三絃に合することもなく右の爪先にて扇をかきならし拍子をとりたりとぞなどもありて一定ならねど前にいふごとく享祿の比既に淨るりとてかたりし事宗長記にあり三線をくはへしは後なる事とだかなり（信長公の時すでに三絃に合せたりといふはおほつかなし） 永祿の頃琉球より二絃の樂器わたりしを和泉國堺の盲人中小路といふ者一絃を增して三絃となし小歌に和して彈はじむ次第に行れて慶長の頃澤住（一説澤角）淨るりぶしに合せて彈きたるよしなり又江戸名所話にそのゝち四條河原に芝居をたて六字南無右衞門といふを女太夫かたりしよし見ゆ同じ頃左門よしたかなどいふ女淨るりありしをかぶきとゝもにとゝめられし事萬治元年上木の東海道名所記にあり又島田萬吉といふも女太夫にて女名代といふとをはじめ操興行したりと諸書に見ゆなど此類くはしく此比出たる聲曲類纂に出せり淨るりぶしは平家の轉聲三絃は琵琶の變制にて座頭に似つかはしきを今は座頭のかたるは甚稀にて皆常人その流をたてゝ分派多くなりたり女のかたるも今なほあれどおもしろからぬ物なりいづれも戲場あやつり芝居などに專と屬したる者にてそれを本業とし常の席にてもかたれどそれは中々におもてならねば俳優などゝひとしなみなる者なるをいかにしてか此物は受領といふことをして杉山丹後掾といひしが古く見えて後長門掾櫻井丹波掾土佐掾肥前掾（江戸半太夫河東ぶしなどの祖なり） 伊東出羽掾山本土佐掾井上播磨掾 宇治加賀掾竹本筑後掾同播磨掾豐竹越前掾同筑前掾肥前掾宮古路豐後掾などゝ名のる事となり傀儡（アヤツリシ）操の中にすら此類ありときくはいかなる事ならむよしは有けめと心ゆかぬ事なり此人形をあやどる者を手摺（テスリ）とも人形つかひともいひその總藝をあやつりといふ（釣人形といふは變別にていとつたなし） 凡妖曲の始めは神樂歌神歌變じて催馬樂風俗歌求子朗詠雜藝となりしよりして一轉して今樣といふより遊女口拍子の手におちて賤き始をなせりし折秋などいふ名も見ゆるはいかなる物なりけむ童謠は上古よりありてやゝ異なり平家かたりより淨るりを出すその間に能狂言の小舞小歌今

も傳はれり以前田樂の謠ひ物別にありしが此類かしらず此小歌名は同じくしてふしは世々にかはること今の世の流行（ハヤリ）歌すなはち小歌なるにて知るべし長短もあれごまづは短きによりて小の字をいふなるべしつくし琴にて俗曲に彈たるを長うたこいふは此小歌に對したるなり小歌の中にやゝ世々にすてられぬを端歌こいふ（端歌小歌は同じものなり調子は三絃の三下り多し次は二上りなり本調子は長歌也）昔の琴轉じて筑紫琴こなりやゝ賤しくなりたれご猶三絃にはこよなしつくし琴には長歌のみなりしを（八橋芳澤の兩流あり夫より出て江戸には山田又生田の派あり）三絃こ合するより雜曲をも彈く事こなりたり三絃も琴に合するには本調子ならでは合ひがたくたまく轉聲なる急なこを（序破急の急なり昔かへり聲をいふ所をさす）二上り三下りに今めかしく轉じて合す端歌小歌は此かへさまなり淨るりももこ平家琵琶の手より出て古昔のなごりある故に本調子なり中に小歌なご交りたる所にいたれば調子を改む自然の勢なり長歌端歌の章は古くは松の葉洞房語園糸のふしさらへ講なご書多し此外木やりぶし伊勢音頭踊音頭道念節いたこぶし立逹ぶし歌念佛踊念佛巡禮詠歌粉引歌田植歌麥春歌小室節馬子唄船歌和讃梵唄（聲明は舞樂の律呂に合す）越子獅子の唄出雲かつら節投ぶし越後ぶし手鞠歌鳥追歌相撲踊なご國々の風俗かぞへつくし難し是らは記したる書もさだかならず江戸のやゝ古き小歌をあつめたる事は松の葉洞房語園なごいふがありこきけごいまだ見ず皆三絃に合ざる物なし

淨るりに屬したるは大薩摩（薩摩淨雲より出てことに古し今江戸にのみ殘れり）土佐節（土佐掾より出つこれ江戸にあり）江戸半太夫節（はうたの中にも交りて道行類あり）河東ぶし（半大夫梁雲の弟子に十寸見河原といふよりおこる）加大夫ぶし（紀國人宇治加賀掾よりおこるもと加大夫ともいへり）文彌ぶし（岡本文彌よりおこる今も義大夫ぶしの中に名目のこれり）表具ぶし（表具師又四郎よりおこる是も今義大夫ぶしの中に其名あり）播磨ぶし（井上播磨掾におこる是も今しこして名目あり）竹本（義大夫ぶし元祖筑後掾よりおこる）豐竹（同上筑後弟子越前掾よりわかる二家を北南といふ）一中ぶし（都一中といふよりおこる）豐後ぶし（宮古路豐後掾よりおこりてその弟子文字大夫を常磐津といふ又その豐前大夫を富田といふ豐前大夫の弟子延壽大夫より清元といふおいく一家をなして豐後の分派也）宮薗（文字大夫後鸞鳳軒といふより出つ）繁大夫ぶし（宮古路繁大夫より出づはうたの中に道行なと交りてうたふ）薗八ぶし（宮古路薗八といふより出づ）正傳ぶし（春富士正傳より出つ）新内ぶし（豐後掾の弟子薩摩掾の弟子にて古賀新内といふよりおこる）國大夫ぶし（常磐津元祖の弟子吾妻國大夫よりおこる）以上聲曲類纂に見えたる中にいかにしてか宮薗を脱せる故今加ふ其他仙臺淨るりこいふ物盲人のかたる者なり古風にて別種なり源は同じくして右の如く分脈して別藝のごこきにいたる其已前より別に說經かたり說經ぶしこいふあり（經文なとをたてにとりなから淨るりの類也淨るりも古くは何の緣起それの本地なといふか多ゝ善光寺酒呑童子なと外題も短し）又祭文ぶしあり（願人やらの者より出たる故に神佛の祭文になすすべて他のことをもいへと前後に例としてその辭あり）此祭文より轉じてさんげさ

んげちょんがれなご出るに隨ひて卑陋なり此祭文ふし安達原の浄るりなとにつくりいれたりその他にもあるへし　此藝なごを業とする者すべて戯場中に交れば
いやしとはすれご俳優なごのごとくも今の人はおもはず同火
するは勿論にて婚も好まぬ人はあれごすべからざる者のごと
くはおもひたらず聞ゆるは受領なごもせし故におもはずなが
らさてあるべし

浮浪俗にいふやごなし又ボンキレなごもいふ無頼子の父祖兄
弟にも見放たれて絶籍したる類輕罪を犯して放逐せられたる
者放蕩磊落にてみづから逃亡したる者貧窮にせまりて密に郷
里を亡命したる者罪狀發見せむを恐れて遠く出るまゝに還ら
ざる類くさ〳〵あるべしたま〳〵は勾引せられ幼にして家を
しらずなれるも捨子といふ者の成人したるも有べきかしかし
ながらそれらは本據こそしらね人あはれひて何とかなしもす
べし前にいふ類は家系正しきもあらめと浮浪となりては證な
きが如く證ありても還りがたきほごの者は好人物なるべき筈
はなし殊に多くの中には屠者爐房乞食より紛れもすべければ
なべて賤に屬すべし此類雇作奴僕となるもあるべしたゞちに
乞食非人となるもあるべし鉢ひらき願人僧その餘藝あるはそ
れぞれの者ともなるべく不定の身なれば中々支配する首もな
きが如し戯場かゝり觀物師の雜役驛路の雲助といふ者　これらはその驛々に長ありて事をとるなり法にそむけばいつれの驛にもゐる事を禁す　いづれにも生活せむとすれ
ばその酋長ありて法をとるそれらにつらしとすればたゞちに
乞食する他なければ次條とひとし

乞食　漢土にて花子ともいふはもと化子なるを通音にかくも書たるなるへし勧化ゝ化と同し、物を乞ふ意なり　にもくさ
ぐさあるべし一種は前條の無宿なり　非人はいやしめ貶したる稱なり續後紀承和九年七月罪人橘逸勢除本姓賜非人姓流於伊豆國ともあり　又一種俗に袖乞なごいふ平民の貧窮にせ
まりて面を覆ひて往來の憐をこひ又は夜々市街の家々に憂を
告げて救を乞ふ是ら眞なるはいと〳〵不便なる者なりされご
それにも贋僞の者あればひたすらに信じがたし荒年の飢饉は
もとより大水大火風雨大地震等に俄に産を破りたる類もあり
そは年により所によりて常にはあらず又一種それに似て異な
るは佛徒の行乞なり雲水の僧より一寺の住職も眞面目なれば
常とすその餘習六十六部の納經西國巡禮廿四輩巡四國遍路善
光寺參なごいふ類多し是とひとしく伊勢拔參り諸國一ノ宮巡
大社巡金毘羅詣なごもあり是らもかく擬し僞りてありく眞の
乞食も多けれごも元來は平民よりなりしはじめたる事にて常
に恥とせず是を修行と心得あやまりたるさへあるは佛意の惡
習なりそれに似て又一種いづこの寺院建立の爲とて乞ひあり

くも多くさのみにてはめづらしからねば踊をなし舞をなし歌うたひつれ鉦たいこにてはやし歌念佛踊題目なごくさ〴〵奇を出しつひに兒女輩をさへ粧ひたてゝめぐるにいたるはいごあさましきことなり社頭の砂持神事の俄事佛場の緣日なごを賑はゝせむ爲のみに出るは醜態はこのましからねご一時の漫戯鬱散こもいふべけれご米錢を乞ふたく鉢のわざは僭みづからすべし平民より助くるにおよばず助力すべくばその兒女の粧料舞謠の具よりまねびごる間の雑費又たち出る日の飲食その暇をもて家業をなしてそれらをつごへなば乞ふよりはまさりて多かるべくそれらの料を寄附ずべきなり必竟はその事に託してみづからの漫戯をたのしむなれご乞食の臭氣を帯ぶることをしらざるはいご〳〵拙し

鰥寡孤獨の世にありへがたきもの親族あるはそれよりやしなひなきは五保よりもたすくる昔の法なりさてもありにくきは悲田院に入りてはづかに命を存す病あるは施薬院に附する古制あふぐべし諸國にもそれ〴〵にさぞ有けむ是ら今の夙村なごの基元なるべしされば皆市外郡界村界にあるにてしらる是よりおのづから乞食の一種おこるせんかたなくて良民より移る故に今猶足洗ふこか俗にいひて平民にかへる法なりこぞ但

乞食にて既に三世を經れば平民こなる事あたはず此故にまこの乞食こいふは三世以上にて舊しこいへり父子二世は寓居の意なり和名抄乞盜類に乞兒和名加多井こあり片居の意にて市村に交らず片闕に居る意にて明なり又同下に楊氏漢語抄云乞索兒保加比々止こあるは外居人の意なるべきに比こあるは假名違へりされば常人みづから謙退してかたゐこいふ事あり常人を賤しめていふにもかくいふ事あり伊勢物語にかたゐ翁こある類なりさるを今癩疾者をカツタヰこいふより此病者の事こ心得るはひがことなりさる惡疾なごの者世に忌嫌はるゝよりひごしく悲田院施薬院に入て乞食こなりし故に惣名にていふなり此病者のみの稱にあらず或說に此惡疾を漢土にて害大風こいふ故に害大(カツタイ)の意なりなごいへご中々にわろしさやうに物遠き名を昔はこり出ていふことはなかりし事なり適似たるにこそあれそは偶中なりこ玉かつまにも辨あり五雜爼に癩病者に戯れて大風起兮眉飛揚何得壯士護鼻梁こ作れる事なご見ゆ又或人この悲田院の事にて思ふに前條にある夙こいふも是類にてもこ宿疾の者などを疎みて宿こいひしにはあらぬかこいへり按ずるに其あたる所はさもあるべけれご宿の名義を宿疾の宿こいふより出づこ見るは少し物遠く聞ゆされご其意は

遠からじ昔より此悪疾は忌み來れば裔を他につたへざる爲に郭外に出して別居せしめし制の殘りてにや洛東の物吉といふ村は癩病人のみ居る地にて常は他にいでずいさゝかの耕耘又艸履艸鞋などを作る正月のみ一度づゝ洛中を巡りて物吉とよひて戶別に物を乞ふ大戶小戶に應じて乏少なれば益を乞ふ正月吉祥をいのるこころにさる者の來るを忌みて遠く聲の聞ゆるより家每に施すべき米錢を出して持出て我門戶に至らざるほどにはやく附與す益を乞はれなどすれば門にいたりて踟躕する故にさらぬやうに過分に皆あたふれば一日の所得夥しとぞかくとは無けれど他所他邦にも此類の群居する地は往々きこゆれば同じ制度なりしなるべし 奈良の般若寺坂伊勢の北多度村の邊紀國和三井寺村の邊その他聞及へるも多し 以上是らの外にも乞丐中に盲聾喑啞無手指躄侏儒大頭畸疾のくさぐさ見るにもいぶせき者多し 前條にいふ觀物師の屬に入るべきもありぬべしつれづれ艸に東寺の門のほとりにかゝる者集ひ居たるをはじめは希有に珍らしと見ゐけるがほどなくいぶせくなりて常に異なる物はよしなかりけりと思ひなして家にかへりてつねはめづらしとめで植たりし奇樹などを皆堀出し捨たりと見えたるがげにさもあるべし昔よりかやうの者は門のほとりなどによりて雨露をしのぎもするものなりけり畸疾は片羽の意にて鳥などより出し辭ならむといへり令に篤疾癈疾といふ下に種類をも出せり謠曲に弱法師とあるも此類と見ゆ狂人癡子情狂も女丐は殊に見るもいぶせくうるさしこれらまではたゞちに憂を告て米錢餕餘弊衣汚帶をも乞ふ者なり

丐中にも藝ある者はやゝ米錢も得やすく藝によりては其裝をもなし器械をも作る大抵一小市をなしてあらざる職なきにいたると見ゆ戲場をなすあり三絃を彈くあり鼓弓大鼓諸笛鉦舞淨瑠理小歌俄狂言類なさゞる事なし 以上他國にては乞丐の業なるをいかなる故か本國は此類の藝は皆穢多のする事なりさる故にゑたは皮といくする者と藝する者とありて雜居して甚多く乞食は無藝の物もらひにて他にくらぶれは甚少し その餘おこゝ話ちよんがれ祭文豐後新内はやり歌くさぐさ日々新をきほふ唱歌の類はんじ物謎月の大小を戲繪にしたるなどを板に彫りすりても賣る前にいふ願人なども頭そりたるのみ此類なり或は戲れをかしき面を着をこなる出たちをし犬と相撲をとり犬にしひて踊らせ獨相撲のまねをし蛇をつかひ春駒鳥追大黑舞節季候とてはやし辭をし齒朶を編笠につけ着たるもあり 此者若出なるは他にやゝ異にて以上の如くなる上にあかね木綿の覆面をして下にたれてをとるはやしたつる語も異にて三四樣あり九人組とて九人つゝ來る牛わかれても來る是も穢多にて乞食にあらずその黨にては古き家なりといへり すたすた坊主 近來は見ることまれなりすへて流行によりてかはるへし 寒垢離 寒中水をあみてこもりする意

とぞ　庚申代待上に圖意なりつくり物細工物などを捧ありく類是らはつくる者別にありてさまざまの品をつくり出て日々にかして料をとるとぞ　異形の戯いなりの御利生なといひて狐面を長く突出すやうの面又は頭をつくりかぶりて踊り異形なる妖怪のさまをかしくまねふ類也皿まはし傘まはし日傘の上にて輪をまはし錢をまはし鶏卵をまはす鐵輪をかけはづし物を高くさゝげ頭に置て笛をふき手づま品玉あやつりの類大抵は其觀物師の所にいふ類のやゝ拙きが常なれど中にすぐれて目を驚かす類もあり先年鯨呑とて清水をのみ汚水をのみたばこのけふりを多くのみつひには烟管を吸口より呑みてかへりて雁ハ吸口を出し清水を噴出しかたへよりは泥水を噴出し又吸口よりけふりをふき出しかたへよりは清水を吐き又吸口より泥水を出しかたへより煙を吐くかはる〳〵自由なること見る目もあやなり是ら鍛練して實にしかるか別術あるか知らず此他種なる業と陶器の水とを移しかふる類種品多し

乞食の者の制度名目國々にて異あるべし本國若山府下には新堀といふにありもと西濱村に有りしからうつりたりとぞ　又濱の名者能持ふくろ持手桶噪などいふもあり長吏頭を道齋と世々名のる又川原乞食といふは前の宿なし野ぶせりといふなり京にては六波羅の邊牢の谷にあり浪華にては某所江戸にては某所名古屋邊にては東の町はづれて玄界村といふにありてそこには官より憐ひて假屋をたてゝ給ふ故にそを御小屋乞食といふ頭ありてそれ〳〵の法あり國中の者ならではその所に入ことなくそこに居るには一人一日に一錢づゝ頭へ出すとてその餘を非人宿なしといふ類をなして錢を乞ふ者お小屋乞食へ通せざればゆるさずなど聞たり又府下入江町といふに入江惣内と世々いふ者乞食頭にてかつ入牢罪人の事にあづかるその近き廣小路といふに牢屋敷あり罪人の出入拷問刑場などに出る者を俗間綽號して手子半といふは責問ふに拄杖を用ふるよりいふ惣内の屬下なり府下の戯場辻能觀場曲馬輕口話やうの物何にても木戸をつけて料を取る類は皆此惣内あづかり知る事にて興行中はその事にかゝづらふ者はその指揮をうく相撲は卑賤穢者にあらずかつ諸家の扶持ありて帶刀するもあれども名古屋にては興行中は帶刀を免さず木戸を建る故に惣内の指揮をまぬかれず興行せざる間は世上他國の例と等し是等の制も一ふしありて可なり京にて南禪寺邊悲田院非人頭なり江戸にては丐頭を車善七といふ車飛驒守といひし武士の裔にて事ありてかくなりたれど由緒ある者なりなどいへり浪華其他諸所々にて丐頭を長吏といふ丐頭ならず次にいふ番太といふ類をも長吏といふ地もあり　丐の長たる吏（ヤクニン）の意にてきこえたれど三井寺の貫首をも同じさまに長吏といふにて見れ

ばいかゞなる稱なりされご同稱にて貴賤くさ〴〵ある例もあり別當こいふは仙院中にては大納言より帶する職なり淳和奬學兩院別當は源氏長者の職なり勸學院は藤氏學館院は橘氏何れも氏長者の職なり女院に女別當あり神社に付たる僧をも別當こいひ和田義盛齋藤實盛なごは侍所の別當に補したり清水冠者を遊女別當こするなご東鑑に見ゆるは後世珍らしく聞ゆるも今は厩の馬をつかさごるをさへ別當こいふ事になりたるこ同例なるべし

伊勢の合の山牛谷なごに出たる丐者をハイタこいふ何の義なるをしらず世にいふお杉お玉はそのかみ此所にさいふ美婦ありて名高く今は通名の如くになりて三絃のすがかきをひく合の山のお杉お玉はかくのごこくなるにそのかみ南の牛谷にもお鶴お市こいふ美形たれか乞食こ思ふべきこ好色旅日記こいふ貞享四年の戯册に出たるにそは人いひもつたへず不幸こいふべし幼子の殿中踊（袖なし羽折のことをいせ尾張邊にてでんちばをりといふは此殿中踊に袖なしはをりを着るより出たり）なご此地一種の定形なり國によりてホイタウこも與次郎こも丐人を目すハイタホイトは通音にて同語なるべし或人いふ癈太郎にて癈人の意番太郎を番太こ略するこ同じかるべしこいふは太の義はたれもさおもふこゝなり癈はいかにあらむもしは配流配没なごの配の意か又は前にいふ盲人の米錢をどありくを配當こいひ又進物なごを他よりうけたる時その使の奴婢に鳥目なごをやるを伊勢尾張下國なごにてはお曳こいふは曳出物の略語也（婚に聟曳出なともいふもとは馬なとを牽出てやるよりいふとぞ）京大坂にてはタメこいふ何の義か知らず是を得たる僕なご尾州邊にて同じくおひきこも又配當こもいへれば配當は分配して得る意にて此語より轉じてハイタホイトこなりたるにはあらじかこも思ふなり猶地所によりて別稱有べし本國化子の居所は往年五穀不登にて飢餓甚しかりし時官より假屋をまうけて粥をたまひ貧民を惠みたまひし後その假屋そのまゝに殘りしがたづきなきものゝ住所こなりて化子の群こ轉じたりこきく諸國の夙やうの者此類多しこ見ゆ大和國なごにミサンザイ又サンザイこいふ地所々にあるをミサンサイは御陵の意こは旣に說ありさもありぬべく聞ゆれご大和宇野の邊にもサンサイこいふ地あり陵ありこもきこえずもしはサンザイは山作所の轉ならむか山作所は墓地をいふなり陵（サヽキ）は　天皇又は異なる皇后春宮なごならではいはず山作所は同じことながらひろくいへればさては說をなしやすしされご本國奥熊野合賀莊わたりに殘れる古文書に合賀長島散在又三在こもかける事多く見えて其南莊邊の

諸村をさせりと見ゆるは陵の意とも山作所ともきこえず山村多く處々に隔絶したる村もあれば散在の意にやあらむその中には賤とさすべき者もあれどそれのみをいふ語とは聞えず此例にて見れば大和邊の地名も陵の證ともたのみがたし又京地所々に西陵の邊俗に難澁町といふあり工商の貧窮にたへざる者その町に移住す此町に別制にて親族朋友近隣へもすべて音信贈答せず遊山翫水をも禁じ飲食衣器すべてあるに任せて汚醜をいとはず勸進行乞の輩も來る事なく弊小の家のみにて借貸定數ありて諸役は皆家主よりつとむる故に他の煩なしこゝに移りて工商それ〲の業をなす事は常の如し傭役に賃を得る者も力作する者もありてやゝ積蓄して產を得れば又よのつねの町へ出づ必竟は常人と乞食の中間にていまだ賤稱に入らず可法といふべし前にいふ尾張玄界村の乞食はもと皆國民にて他の浮浪をくはへず無宿と異にて凶年などに浮浪の無宿は放逐せらるれども玄界村へは救米などをも賜ひて一人も放逐はせられず平民窮にせまりてこゝに入たるも父子二世の間はまた常民にかへる法あり三世以上に及べば平民になりがたし京の難澁町は此父子二世の間と同じ意ながら居を別にするのみにて賤の目に至らざるは良法なり他國にもまねびうつさば貧民に益あるべし或人いふ別に制せされともいつこも町々のはしつかたはおのつから小家にて窮者のみつとへは同しことなりといへり按するに大にしからす世上すへて奢侈にうつる故に別制なくては窮者小家といへとも分限なく近隣に類あれは儉にせんと思ふ者もあたはす俗にいふ友附合これなりまつ此附合贈答を禁せすしては行はれすましく婦女子なとは飲食よりも外飾をせちに欲する者にて嚴制なくては夫親といへとも呵責行はれされはなり　此法制に准へて今世に捨子といふことのある所置を用ひ得たりこゝにあづからぬ事なれど慈政の一端なれば因に記すべしくはしくは此類他の疑難の所置をもあつめて別に一卷の稿をなさむとすれは大意のみをのふ　此事もと窮にせまりて育する事あたはざるに出るは論なく隣むべき事なれども非義の密會などに產したるはにくむべしされど兒におきては前條と異ならず憐むべけれどもかくてひとしく憐む時はます〲姦淫の者にたのむ所あらしめて姦を增すに至るべしいはんや穢人皮田やうの裔交らむ事もとより辨すへからさるよりくさ〲の所置あれどいまだ定制なし落着にいたるまでの日數その所の失費擾雜人命にあづかればしばらくも保護をゆるべ難く困しむ故に浪華あたりの市街は別に捨子番といふさへあるにいたる西洋外番には幼院の設備はれどもそれに傚はゝ無量無數官も費弊にたへじされば今各國の大小廣狹によりて二三ヶ所の捨子村をさだめはじめは賤者の中より三四人の乳ある者をやとひてやしなはせ捨子の男女成長の後に嫁娶させてそこに住をさだめそのゝちは

捨子ある度にたゞちにその村におくりて職役として生育さすべきなり同氣相求同病相憐は古今の人情なればおのれ〳〵ももと捨子にて官の惠にて生命をたもちたる事なれば他の手にて育てむよりも情あつかるべしかくして後までも養父母としてその指揮をうくべし最始いさゝかの養田を其村に附して其料に充つべしかくすれば始は失費ありといへども二三十年の後はたゞその所へおくりやるのみにて失費なく人の生業をも妨げずかつ生育の惠なべてにわたりてもれずさて其村はもとより夙などゝひとしく賤民とさだめて良民に混ぜず一種類とたつる時は賤種の混ずる論もなく捨る者を懲さする不言の教ともなるべし然に捨子に檢使をたて市民に數多の繁勞費弊をかけ剩乳母をつけ銀錢をあつめて附して養はむと乞ふ者を捜索するなどは仁惠にはあれど婦人姑息の愛に近くかくては窮者は實に養はむよりは勝れりとして密に喜ぶもありぬへしさて此捨子村の人種の用ひかたはくさ〴〵あり新田開發道路橋渡の力作金山の下齎水火防方離島の墾闢非常の輕卒など常人のやゝ勞苦を難しとする所を營ましむべしもと保ちがたき生命愛親にすら見放たれたるを官より惠みによりて續命せし報恩に身命を盡すべき事を常より敎諭したつべくその中にて文武の大才藝に熟し又拔群なる功もなしたるは良民に改めて命ぜらるべしその身やゝ成人して後に捨たる父母過を悔いて證をとりて訴出なば父母を適宜に罰して後其子を引わたして可なり女兒の方餘多あらば傾城遊女として良種を傾城に賣る事を禁ずるもよけれどこは國風にもよれば通制にはあらず平生の業はおしなべては傭役を專とし柔弱なるは書算量地細工をまなばせ役事の見廻り記事に用ふべし最衣服殊に質朴の制をなして乞食體にさだめて此黨と符驗あるもしかるべし始より制をよくたてざれば遂に亂れて良民に混ずべければ郭を異にせざればわろし（所役の時はいつ方にも行へきことはもとより禁すへからす）さて此種類は良民に出身の制あれば他に穢多爐房は勿論乞食夙などゝも婚は禁ずべくもし密婚あらば男女ともその方へ引わたす定として此種の戸を除くべしすべてを引率る首頭又敎諭師の類をも良民以上よりたつべく（諸藝師はつき〳〵その黨の中より生すへけれど遊藝戲場に類するは同しくは禁して可なり）良民よりは他の賤とひとしく火はへだてずして婚を禁ずべしもし佛寺の制前條にのぶるが如くにして度牒の制たゝば年分度者男女とも幾人といふ半は良よりなり半は是らの賤よりなるもよし（僧は胤を引かされは良賤混しても難なしされは淨土眞宗妻帶の寺へは右らの賤より嗣ことをゆるすへからすそは其子孫あれは他に求むへからす）同じくは度者は四十歳以上とさだむべし

諸村に卑役をとる番太といふ者あり國々にて制も名もかはり有べけれどまづ乞食丐子のうちなり若山町には夜番ありて番太なし名古屋の町には夜番ありて火番すあり此番子すなはち番太にあたれり　前にもいふごとく名古屋の夜番は夜のみ人家の軒下に莚なとを構へて面を顯はさゝれは貧民よりもするなり番子は街上に別に小屋ありて夜のみ時を報す晝は寢て殘食こもりゐる江戸の番太郎の小商なとする者とはひとしからす　なごはわかちやれども火を共にするにはあらず同火はこなたかなた互に火を共にするなりわかちやりてもその火をこなたへ交へぬ　これ捨火のは捨火といふ類にて同火に對しては片火といふへし　類なれどもさはやかなる捨火伊勢山田よりその近郷尾張熱田などやうの所ならでは人知らず　其他にもあるへけれといまた聞しらずその餘にたゞ神社に奉仕する家のみ行ひて里人におよはす　火替といひて今まで火のかゝりたる物をことごとくあつめて捨火として後新に鑽火にてとゝのふ是まことの捨火なりわかちとりたる捨火のあとを乞食ふは汚火の交らぬのみなり合火には近し　盃のとりやりせす同器中にてくはされはわかちとりて捨火といふもいたく異なら　婚はもとより通ぜぬこと丐者と同じ尾張の村々なる番太すは鼓萬歳大黒舞踊やうの事をもなす若山にてはかゝるわざはみな穢多よりする故に番太も乞食もせず京大坂にて非人番といふ是にあたるべし　町々非常の時は家々よりも出て別に番をなすを自身番といふは平生賤者の番に對してわかちていふなり　番太は番太郎の略語なるべしされど前にいふ江戸の市街の番太郎は平民にて卑職なるのみ同火などすこしも隔なし名は似ても事同じからねば再こゝにくはしく記す番をするより番太郎などと人の名めきていふ例世に多し射場の式に第一等なるを弓太郎といふ是は弓道第一の意にて太郎といふに心おきを鈍太郎といひ　狂言にもいへり　阿房の三太郎ともいふ酒好を呑助といひ髮少く禿たるを十筋右衛門溺死の者を土左衛門好兵衛といひしを訛りて助兵衛といひ田舍かたきなるを遊里に僻左衛門といひ痴なるを拔作東國人を關東兵衛　是は一說にいへべいかへるべいなどいふ語よりいふにて別義ともいへり　諸國をよくめぐりたる者を日本左衛門といひ物見すきなるを見物左衛門といひ　狂言にもあり尾州の方言には男をアコャ饅頭といひ昔此くわし行れていつれの寺社の縁日祭事にも出たるとなおもしろきといふと古老の語にのこれり　長ばなしするを長兵衛人なれば男女の少年を木蔵下手淨るりをかたりてはづかに飲食するを茶飲太夫大丸に祭するを筋右衛門辨舌顏なるを口松　江戸にては口ですすといひ又はそも口をかくいふ　其他エテ吉浮助長吉作藏居助猿松お狂おむくおぬくきよろ作ひが左衛門在郷の金太郎武左なごいふ類いと多し何れもおとしめてそしらはしくいふ意なり始に出せる弓太郎のみは然らず此類は東國にて大なる刀禰川を坂東太郎といふ風雨に彼岸太郎八專次郎土用三郎寒四郎槌五郎などいへり此餘方言に多し今ひとつ此番太の太の意の說あり穢多の條にいふべし

オンボといふ者いかにかくか文字定說なし煙坊煙亡穩坊汚坊熅坊などくさ〴〵いへど煙とかくは荼毘の事をとるよりのおしあてなり穩は一向よしなき借音なり汚は似つかはしけれどオンとはねていふに疎し但穗俵をホンタワラ見事をミンゴト鳶をトンビ旣をスンデニ必をカンナラズ眞名をマンナ南をミンナなどはねていふまじきをはぬる例もあればそれならむも知りがたし或人假字をカンナといふも此例ならむといへれとそれは假名をかんなと音便に轉し後はぶきてかなと約りたれは往來のたかひありてかへさまなり このかんなといふに對してマナをまんなとあやまり 東は日向しの意たるをひんがしといふにむかへてみんなみとも誤りたるなり 又今世僧のことを坊主とかくより煙坊などともかくことなれどこはあたらず房主とかくへし武藏房常陸房土佐房大夫房などいふ房にて僧の居住をいふ名なり亭主庵主院主戸主領主などいふと同じされば熅房などかくぞよからむ亡沒の骸を燒く者にて賤なるはもとより汚者にて誤て同火せば觸穢三十日の古制によるべく婚は勿論通せぬ者なり又おもふに東國にて穢多を俗にエッタボウシといふ此類ボウシありやゝ以前涙もろきを涙法師散木集にも見えたれば古くよりありといふ是らの外に何坊といふも多しせちべん坊掃除坊とちめん坊やんちや坊とらん坊とられん坊など此類古き諺にて連俳に出たる證用捨箱といふ隨筆にあり 猶吝坊橫着坊弱坊三日坊 物にはやく怠るもの又こりずまに他のことをして又怠るをいふ 醉たん坊崑崙坊癩坊

丐坊の類みないやしめていふ辭なり右の中にとちめんぼをふるといふ語あればこは意たがひて棒の義か狼狽のさまなり若山にてはトチヒラフといふ栩の實の事なるへし或人いふとちの實を粉にして麪としたる物ありこれをおしのふる棒のことなりといへといかゝあらん意かなへりとも聞こえず 又やんちや坊は小兒にいふこは常にも房主とも小僧ともいふ事あれば同類ながら少し異なり 小兒の髮を剃ること往古はなし世人産髮をそり捨されば髮赤く又常にそらされば髮少しなといふは惑へるなりかしこき帝王たとは、ぶつに剃刀をあてされともかはり給ふことなきにて知るへし中古稚にまとひてたへて弟子に比して剃そめし例のひろこれるなり此故に中昔の童名に犬房閑房なといひ又佛語によりて閻魔王最王多聞唐文珠唐藥師唐阿修羅唐吉法師三法師善財唐彌陀次郎なとつきたるけ此故也神に託し奉りて八幡太郎加茂次郎新羅三郎なといふもあれとそはまれなり若山の俗に藤白の社を守神にいのりて楠藤熊の字をつく事あるは是に似たり熊はもと此社を熊野の第一の鳥居といふによりてなり藤は藤白の片稱楠は此社頭に楠の大樹あつて楠神とてまつるによるなり名頭につくは同名多きによりて何楠某楠なと下につけても用ふ此例は外になけれは他國には珍らしくいふかしくさへ思ふとあり永治の比栗栖犬楠丸の名千代楠丸古記に見ゆれはいと古き習俗なり さて是らの坊も此字はあたらず坊は町に似てマチの意なれば皆房か又法師の略稱ならば法なるべし熅房もと法師の賤なるより出たるならば熅法師煙法師の意にて法と書へきなり何れ是ならむいづれにも下火は僧のすべき事にて古くは皆德行ある法師に附せし事なり荼毘所京鳥邊野は愛宕にありて名高し今は一條の西仁和寺への道六道南無地藏

其他所々にあり浪華邊には千日梅田飛田小橋等の外多し因にいふ此梅田に世々宗庵とて葬事につきたる僧房ありみづから下火はせざれどもひとしく世に忌まる名古屋府に東三昧西三昧とてあり其外村々にあり江戸は殊に繁雜にて戸口稠密なれば寺院とても廣からず餘地無き故に宗派によらず中分以下は皆火葬專なる故に殊に所々多しなべては今淨土眞宗は火葬とさだまりて他宗は好みによる外は埋葬を專とす煙房の稱はいづかたも同じく今は皆俗體と見ゆるかやゝ以前は僧形なりしか今昔物語などにみえ戲場の宗玄なども實を換せるなるべし

本國若山邊には某村のうち三墓といふ地あり其他所々にあり又行基の伏三昧といふ法もありて棺平地上に出たれども獸類害をなさずなどいへり猶前にもらしたる類稱若山の方言に穢多法師とも略してヱツタホウともいひ江戸にて目高といふ小魚を若山にてメツタボウ（メツタツともいふメツタは目高の轉訛なり尾張にてウキスウケスなどいふ伊勢にてメバヨといふは目鮠の意か體至て少にて目のみ大なる物也）影法師をも影ボウとのみもいへり柿の干たるを甘干とも引てアマボウシともいふは轉音のみながら此一種にギオンボといふもあり（此もゝとキオン干か、しらず、木實と此類にボといふ物あり橘をタチボ九年ボ金柑ボ櫻ンボの類多しこは別にいへり）小兒をいやしめてガギツ法師といひかなしく愛するより狂言などにかな法師などいふは前にいふ如く小兒のほど髮を剃除するよりいふにて坊樣などゝ敬するにもいへり（狂言の法師物狂に法師か母を戀しき又法師か母は只ひとりなとあるも幼兒の母といふことなり子をすへて法師ともいひし也）又聾坊手坊べら坊泥坊（江戸にては盜賊をいふ上方では放蕩人をいふ此類のたぐひも多し）などもいやしむるにのみいふ一種の語にてもとつく所は法師の法か房の字（坊の字はいつれにもあたらす）なれど右にあぐるくさ〴〵いづれよりとも定めがたきもあれば只賤號と見てあるべし昔は世をうしとそむく者ありわびて世に捨られたる者みな僧形ともなり優婆塞ながらにも行乞するがならはしとなりたるより乞食類をなへて房とも法師ともいひ來れるなるべし

前凡の條定政が說の中に伊賀國にて煙房をハチといひて土師とかき又凡の者の言傳に野見宿禰の裔といふなどいへるはおしあての寓說なるべし野見土師は同系にて殉葬をとゞめ土物にかへし功により土師部を司り率て土師の姓を給へるにこそあれみづから其工をなしたるにはあらず土師部その裔にもあらず土師部はその已前よりくさ〴〵ありけるを土物の工によりてこと〴〵に隸し賜へるなりさてその土師部くさ〴〵の中にて陵墓の土物をつくらするは又夫より一種の支流出來たるにてこと〴〵くの土師部には預らぬ事なりかゝる子細をもし

らでその者どもの言よくいひなせるなりさて爈房をハチとい
ふは珍らしくよしあるべき事なり土師より轉じたるか又は托
鉢髑ひらきの鉢にて物を乞ふよりいへるにもあらむか出雲國
にては番太をハチヤといふと留學に來居たりし其國人富永芳
久清水高平などいへりハチは前と同義ヤは家の意なるべしか
の國俗借金の證狀に若期月及遲滯候はゝハチヤ催促を以御取
可被成候其節一言の違亂申間敷候などかく法ありとて聞たる
に此ハチヤ常は門戸閾のうちにも漫に入る事なく用要ありて
入る時は門より內は跣足にて入るまして床に上る事は無し同
火せず殘餘の飯菜は捨火とてやるならはしなるが借用遲滯し
て返しがたく數度の限を差ふる時はかしたる者よりかのハチ
ヤを催促に遣ることなり此時は常にかはりて履をもぬかず庭
に入床の上にものぼりあぐらをかき懷手などして居催促とい
ふ事をす客あれどもいとはず甚人目わろく恥がましきとこそ
そのうへに一度來る每に料足百銅をかり主より出して勞にあ
つる定なりとはさま〴〵のならはしもあるものなりけり座頭
の金銀をかりてなさゞる時はいくたりも來り居ふたげてうな
がす事などは聞たれどその類にて今一しほけやけきならはし
なり是によりてその賤しきさまもおしはからるれば記しそへ
つハチヤの義を又おもふに源氏物語柏木卷小侍從の語に何に
まゐりつらむとはちふくといへるは衛門督の女三宮の事をい
ふをいとふさまにて古き注に蜂を吹拂ふやうの意といへり本
義はいかなるかしらねど忌み避る語意は明なり（他書にも此語かれこれあり）
省(ハブ)くはもと此語の略なるべし今俗に一流の中にて一人を別に
してまじへぬをハチブといふ是はちふくより出て略して體語
になれるなりハチ屋も此意にて良民よりはちふき避けて共に
せぬより出たる號にやあらむ前の爈房のハチも同じ屠者をゑ
たと今はいふ和名抄漁獵類に屠兒楊氏漢語鈔云屠ノ訓保布流
屠兒和名惠止取牛馬肉取鷹鷄餌之義也殺生及屠牛馬肉取賣者
也とある者なり今昔物語此持來たる物をくふを見れば牛馬の
肉なりけり僧是を見るにあやしき所にも來にけるかなわれは
餌取の家に來しなりと思ひてとあれば喰もしけるなり（肉食の事はすへておのれ別に稿をなして宍食禁忌考にいへればこゝにはいはす）されば ゑたは ゑとりの轉訛な
り昔は賤しきはさるものながら今のやうにはなかりけむ今の
世におきては賤者の中にも殊に別種として際界甚しく見ゆる
者は是なりゑたと訛轉したるはいつ比よりなりけむ七十一番
職人盡歌合にゑたと出て月の歌に人ながら如是畜生は牛馬の
かはらのものゝ月見てもなぞとありて河原者と云となへも見

ゆ今俳優よりして製物師の類をもたへ一河原者といふことなり　塵添壒囊抄五に河原者エッタといふは何ノ字ぞ只エッタといひつけ來れり常には穢多と書く穢多き故といふを古き物に餌取とかく眞にはゑとりといふべし餌とは鷹等の餌なりそれをひさぐ者なればゑとりといふタといふは同意なり云々　天竺に旃陀羅といふも同餌取體の膩(キタナ)き者なりと見ゆ此書は塵袋と合して天文元年の書にて本書壒囊抄は文安三年僧行譽の作にて古くその比より今の如くエツタといひ穢多とも書けるなり今所によりて皮田(カハタ)ともいふは京の悲田院は前にいふ如くむかしは貧窮孤獨の世にたつきなき者を憐みておき給へりし制なるを亂世にその制もうせてつひに餌取やうのものゝ住けるよりして今も悲田寺　寺と院とはひとしく一かたへの地居をいふなり佛寺に限りたる稱にあらず今誤りて一非田次といふ人名の如く思ふものもあり　といふによりヒデンを屠者のごとく心得誤りて似つかはしき字をあてゝ皮田(デン)とも書しを字によりて又誤りよみ來れるなり名稱の轉訛すべて後世は此類多し右のごとくにてエタのタは取といふことの轉訛か又おもふに物をさしてタといふ一種の言あり女を賤しめて女(メ)ンタといひ賣(バイ)タといひ材の丸木を丸太(タ)といひ材寶の赤きに對して側への白き所を白(シラ)タといひ若山詞には物の用にたゝざるをば粕タといひ　是は他にもいふかしらず　前にいふ番タとゝにいふ穢ッタ又上手に對して下手(ヘタ)　上手の字に對して下手とはかけどもへたのへは奥に對して邊といふ意にて淺く目もとの意なりタは手の意にあらぬか次にいふ　といふも此例なるべし尾張にては材木の角物挺物など川邊にならべもし積もしたるをゲンダといふも同じ類なり　ゲンは何の意かいまだ考へず　又やゝ古き淨るりなどの語に人に屈して三拜すといふべき所をサンタするなどあるも是か但もしこはかなにかきたれば讃歎(サンタン)すといふ語かとも思はる又江戸の俗言に醉人を呑(ノン)ダと體語にいひ呑ダクレなどもいふ　言たきまゝなるを言ダクレ心たく猛然たる馬鹿者を[illegible]ダクレなど尾張邊にていへり京にもいふかしらず　前の番タを番太郎といふが同じやうなるを思へば此中にも呑ダは呑太郎かとも思へご飯はさもいひがたくひとつの語なればエタも此類なるべし又下手といふ語にておもふにすべて此類のタは手の轉語にて城の一の手二の手追手搦手相撲の取手船の網手寛平菊合に古手商賣往來に券手賣與本手　本手は伊勢人今もいへり　船の番手金唐草に黑船手桃手人形手　舶來の藥種陶器などに此類多くいへり　なといふ類多くありてその筋其類といふが如くなれば是より出たるなるべく手(テ)とタと通ふは手枕手綱酒手船の類常の事なり　但何手(タ)と下にいひて通ふ例は下手の外いまたふとはおぼえず掌は手之心の意便は手寄手次の意袂は手許の意環は手卷の意の類も多くて盡しがたし　浪華には渡邊に穢多の群あり名古屋には西に押切村にありその餘所々にあり本國若山の邊には岡山皮田名艸郡鳴神村の中に有馬多田

口本渡村のうち貴志莊平井村のうち善光明寺村の中山東莊口須佐村の杉の尾岩橋莊のうち木ノ本莊木ノ本村のうち松江村のうち西ノ莊村のうちにあり 海部郡加太莊加太浦のうち濱中莊方村のうち南の者といふ 那賀郡田中莊下井坂村のうち野上莊沖の野村の内七山村のうち國分莊東國分村の內池田莊古和田村の內小食莊大垣內村のうち 釋迦堂皮田粉川莊西ノ芝村名手莊馬宿村のうち狩宿村高野領調月村のうち添田皮田等あり伊都郡には三谷莊皮張村のうち平沼村のうち官省府莊佐野村のうち中飯降村のうち高岸皮田下町村湯の森皮田端場村北名久曾村のうち勢田莊移村のうち東村のうち 筋違皮田相賀莊岸ノ上村あり在田郡藤並莊のうち二ケ所南石垣莊庄村の西光寺皮田廣莊廣村のうち日高郡園莊園浦の內財部莊島村のうち矢田莊吉田村のうち牟婁郡田邊莊湊村のうち富田莊十九淵村のうち血深皮田周參見莊の大間地村のうち奧熊野新宮上莊野地村のうち有馬莊口有馬村の內尾鷲鄕林浦のうち野池村の內相賀庄古本村の內船津村のうち河內村のうち馬瀨村のうち長島鄕二鄕村のうち等におり猶其餘いさゝかづゝある所は盡しがたし一村すべて皮田なるは右のうち 岡島本渡狩宿西之芝岸ノ上端場等のみなり京都には三條通の東に連りて天部邊こて一構の地あり千棨寺百万遍のほとりにもありとそ田中の系たといふ 下鴨の北其他にもあり江戸には隅田川のほこり待乳山聖天の邊に穢多頭彈左衛門惣支配をなす祖先は家系賤しからざりし者なりしが故ありてかくなれりこぞこゝに傳ふる由緒書こて賴朝卿の時の掟なるよしにてくさぐさの品種の者を支配すべき由の定書を世に寫傳ふるありその品目廿八種ありて俗に二十八ケ條こいひて賤者こして忌避くこいへり此由緒書こいふ者果して正しき物か否を知らず他日搜索して書加ふへし鎌倉頃の物こ見ては時代にうちあはずいふかしき事もありその第一に座頭ありて廿八種の座の頭なるより盲人をかくいふこ世にいへるはいかゞあらむ 元來は座頭といふか今の檢校勾當なといふ者の稱とおぼし後種々の階級出來て坐頭の名はたゞひろく稱せしより階級にすゝまぬ盲人をもかくいふこととなりたるなるへし今も某一なといふ名をつけす只幼弱にて何彌などいふ名をいふほとはいまだ座頭と稱することを得すなとも聞えたることあり其餘前條に擧たる類の外に風呂屋髮結筆結菓子屋竪木細工革細工等猶あれこ暗記せず 二十八職の目を寫し置たりしか紛れて搜索し得されけ見出たる時注しくはふへし筆結は獸毛を採用ふる故にや樫細工人は何故ならむいまだ考へず菓子屋こはいかなるをさしていふならむ砂糖の製ははなはだ新しき事にて百五六十年來の事なり古き定ならば往古牛乳酥酪なごを交へ製する事なごありてにやあらむされごそれを採用ふるたに賤こせばそれを食ふ者を何こかせむ酥酪は

美味として王公貴人にも奉り大饗を用ひたれば昔は忌憚ることなし但製すると既に製して後とは汚穢もたがふ事あり獸皮も生にては穢なれども革となりては神事の器にも用ふ事あればその例ともいふべけれど牛乳酥酪を製る者は猶別人ありて菓子に合するは既に製したるなるべければ穢にあらずされながら今も菓子制にもくさ／＼ありて干菓子蒸菓子のみならず種菓子とて種のみ製する者もあれば昔は酥酪の製をもする菓子屋もありもぞしけむさらばそれをとりわきていふべきなり一口に菓子づくりを皆いやしとはいふべきにあらず今世にもなへて賤とするよしは覺えず又食類をひさぐより賤とするにや俗にいふ煮賣の類はいやしげには見ゆる物ながらいひもてゆけば料理屋驛舍焚出し茶屋などいふも同しことなり是等もいひ分たむとすればその業をひとしくなせどもたゞちにその家にて食しむるとひさぐのみにてそこにては飲食せさせぬとのけぢめもありぬべし酒酢味噌醬油鹽藥種野菜魚鳥五穀果實みな飲食の具なれどもつくりも賣もするは皆良民の業なり調理し又その家にて食しむるを業とする時はやゝ鄙賤のさまあり此故にや酒屋に酒は賣れどもたゞちに呑む事は居酒とて禁ずとは酒狂などを恐れてなりと思ふ人もあれど下酒もなく酒屋にて酒のみを飲たらむに大醉酒狂にいたらむ事はなき事なればさにはあらずかの煮賣屋青州樓などに類せむことを嫌ひてなるべしさらば菓子屋も茶菓をすゝめいこはせなどせむ者こそ其類ならめ製してひさくのみは酒屋味噌醬油屋などの類なるべしさて又此二十八ヶ條の由緒書によりて是等の職を皆穢多の支配なりといふと心得る者もひが事なりその所由の眞僞はとくと考へねど幕府にも申出て御改ありなどいへば據はある事なるべけれどもそは前にもひく如く鎌倉殿の時清水冠者をもて遊女別當とせられたりといふ類にてその比彈左衛門の先祖に右等の者の支配を命ぜられたる事はありもすべしその時その先祖穢多にはあらず後裔故ありて穢多の頭となりしは其身の不運なりそれにひかれて先祖の支配せし所皆穢多より劣るにはあらず穢多とひとしきにもあらずもとより別儀なり思ひ混ふべからず察するにこの廿八條の者大抵良民の正業に異なるを以て見れば彈左衛門の後裔亂世に是らの支配亂れて威權行はれざるよりその事を申立てゝ穢多のみを令し來れるより終に穢多のみの頭と成來れるなるべしさて見れば穢多もそのケ條の末の一種にて何のむつかしき事もなくよくわかれたる事なり

世上に今二十八箇條といふ種類或人の聞書をもて寫書す攝陽落穗集には籠屋辻賣ろくろ師縫物師壺作せんそり長吏鷹匠革職と●印十五と茶屋風呂屋はケイセイヤノ下人形廻しは猿曳の下とありて彈左衛門共に廿八條也

一彈左衛門　●二座頭　●三舞々　●四猿樂
五陰陽師　●六壁塗　七土鍋師　●八鑄物師
九辻目暗　●十猿曳　十一非人　●十二鉢叩
十三結揃　十四土器作　●十五石切　十六放下師
●十七笠縫　●十八渡守　十九山守　二十番屋坪立
●廿一筆師　廿二墨師　●廿三關守　廿四鏡打
廿五獅子舞　●廿六簑作　●廿七傀儡師　●廿八傾城屋

右之外道々之者數多雖有之盜賊類除之可爲彈左衛門下之由賴朝公御判有之也其外茶屋風呂屋は傾城屋之下人形廻し淨るり語は傀儡師の下に付雪隱作革細工膠代仕候者廿八番之下たるべし

右は享保七年寅年彈左衛門と車善七と爭論あり御吟味被仰付彈左衛門方より右之目錄に賴朝公の御判有之書物差出候に付諸事彈左衛門利運になり善七は幼少故彈左衛門へ御預け善七に組立候頭立候者七人有之を彈左衛門心任に何樣共仕置仕候樣にと不殘被下之尤七人之者家財共被下置闕所之上七人之者

より御願申上公儀御仕置濟鎌倉住人藤原賴兼と彈左衛門系圖にあり右の記文も心得ぬ事どもありかつおのれ先年見たる一本には髮結菓子屋堅木細工などありしをこれにはなし結物といふ者もしは髮結の事か土器作鏡打などあるは何故ならむその品は高貴の手にもふれ給へる物なるに賤しかるべくは人見和泉守など鏡つくりの受領あるもいかゞ鑄物師と鏡打とを別に出せるもいかにあらむ關守といふ名目もいかなる者をさせるにか山守渡守笠縫簑作も何故にかおぼつかなし

かはらよもき

豐頴云こは紀伊國熊野に秦徐福の故事をいひ傳へたるによりてすべて徐福の事を父翁が嘉永元年二月辨へられたるものなり

徐福が皇國に來れりこいふ事漢籍にも古くは證なし歐陽全集日本刀謌の略に云云々寶刀近出ニ日本國ニ云々傳聞其國居大島土壤沃饒風俗好其先徐福詐秦民採藥淹留丱童老百工五種與之居至今器玩皆精巧前朝貢献屢往來士人往往工詞藻徐福行時書未焚逸書百篇今尙存令嚴不許傳中國云々此詩司馬溫公集にも出て大同小異なりされご歐陽集をもて正こすべしこれ日本刀の鋭なるを賞美しながらもこ我國より諸事徐福が時より傳はりて日本の器玩のよきはもこ漢國の傳なりこしひていひなしてほめて却りて皇國をおこしたるにくきいひざまなりされば結句に令人感激坐流涕鏽澀短刀何足云などいへりこれもしかさる傳ありていへるにもあらずいひ貶さむこてうへ〱しくいひなしたる一時の説こ聞ゆされご是らやがてかの地にて此説をいひ出せる初ならむ此後は義楚六帖太平御覽世法錄などにも見えたり然れごも徐福のいたれる地は夷州澶州なりこいふ説もありその國の南海の小島にて後世には交易にも來れりなごいふ説もあり又後にはその夷澶の地をも日本國の事こする説もあれご據もなく皆おしあての説のみなり

さて皇國にていつの比よりかいひ出けむ三蓬萊の俗説ありて富士熱田熊野をいへり富士の山こいへるは不死の意にこりなしていひ出たるなるべし但富士を不死の意にもてつけたる事は古くは竹取物語に出たりこは作り物語の附會にて一興にあてたるのみなり蓬萊の意にはあらねご仙人めきていへるなり熱田こいへるはもこ熱田の地は離島なりきこいふ古老の傳ありて地景往々その證あり舊名よもぎが島こいふこいへれごその據はしらずたゞ里老の口碑のみなり尾張の國造の裔熱田大宮司の舊記に見ゆこもいへごその實をしらず又熱田境内大宮の南末社に内天神こいふありこれに俚傳ありて唐の時皇國を侵さむこせしゆゑ熱田の大神楊貴妃こ化して玄宗を惑し志をおこたらしむなごやうのみたりごこをいひて方士の尋ね來れるも此地にてその魂を内大神こあがむなごいへりかやうのこ

となどをとり集めていへるなり此二所ともにみたりことのみにて據なし

熊野をいへるもこれらと伯仲の間にて證とすばかりのことはなければと同じみたり言ながら少しは古く物に見えたるは蕉堅稿の詩のみなりこは絶海禪師の詩文集なり此人明代のはじめの比もろこしに渡りて明太祖にあひし時皇國の地圖を示してこれかれとものかたりしたる時熊野の事に及びて熊野峯前徐福祠滿山芳艸雨餘肥即今海上波濤穩萬里好風須早歸とつくれるを大祖和して熊野峯高血食祠松根琥珀也應肥昔時徐福求仙藥直到如今竟不歸とあり此書續群書類從に入りたれども未だ其書を得ず昔時この寫本を見し時抄出し置たるはし書を其まゝうつしとらざりし故に大意のみをあぐ此時實に熊野にさる祠ありしか又はさる里傳もありしによりていへるかはかりがたしされど異國にてしらぬ國の事をかたるなればいかやうの寓言をもいはるべし絶海もとより歐陽集温公集などを見て其說に合せむとつくり事をいへるもはかりがたし絶海熊野に來れりや來らずやも今知りがたしさて今それとてあるは新宮の東南飛鳥社の邊熊野地といふ所の畠中に一尺餘りの小祠あるのみなり徐福墳など近來記せるものあれど墳塚などいふべきさまは見えず又徐福といふのみにて何の證もなし新宮人堀宇仙といふ醫は長平といひて亡父が教子なるが九年前に身まかりたり先つ年此人の話に此徐福の墳もと祠なく籔叢の中にただひとつ石にて高さ一尺餘りの五輪の形したる古きがありて文字などはなく梵字やうのもの一二ありしを後誰か小祠にかへたるなり其祠は正德比にやめぐりけむさてその五輪やうの物もかたへにありしにいつの程にいづこへかうせけむ後はみえざりきと祖父のものがたりなりとておのれに語りしを耳にたもてりさて見れば蕉堅稿の詩によりて好事の者のしわざにやあらむ其五輪も何ものゝ墓誌にかありけむおぼつかなき事のみなり五輪の形ならば墳と記せるにはよしありて聞ゆれば其比も徐福の墓なりなどはいひもそしけむさて此事印本のかなさうしいはゆる諸國の奇談を書たるものにても見たりし事なるが今その書名を忘失せりさて熊野峯前とつくれる熊野峯は新宮社の山としては十町ばかりもへたちても遠し今の新宮城の山をさしていふにやあらむこれを丹鶴城丹鶴山などいへる鶴の字蓬萊などによしあるやうなれどこはむかし丹鶴姫といふが新宮別當の妻にてありしが住たる地なるよりいふとの傳あれば蓬萊によしありての事にはあらず偶中なりまた新

宮より五六里東北の方に波多須村といふあり土人の傳には波多須は秦住なり秦徐福が率て來し五百人の童男女の住みたりしよりいふといへるも甚しき附會にてとるにたらざれど近來のかなざうしやうの物隨筆めきたるものにもしるせれば因にこゝに辨ず秦の字を波多とよむはその字に其意あるにあらず秦の始皇の後裔とて皇國にわたりたるものに波多といふ姓を賜ひたるを口稱にははたといひ字はもとの秦の字をかき來れりしより遂に後にこそ秦の字をはたとはよみ來れはじめより秦の字を然よむにはあらざれば以前徐福が時になどかは後世の秦の字をはたとよむ事をしるべきさる事をも辨へぬものゝいひ出たるをと言なり又後にその古事によりて地名にもよひたりといふとも波多の姓は實はともあれその子孫なりといふものに賜へるなり徐福また五百人の童子は秦の世の人にこそあれ姓はおの／＼別にある事なればそれをおしこめて波多とはいふべくもあらずかし

尾張連濱主和風長壽樂考證

尾張連濱主百十三歳にて禁中の龍尾道にて和風長壽樂を舞ひしことは仁明天皇の承和十二年正月八日の事にてそのよし續日本後紀體源抄などに見えたり體源抄には百十五歳とありなほ其後いくとせながらへてありけむものに記さゞれば知りがたし續日本後紀に承和十二年正月戊申朔乙卯是日外從五位下尾張連濱主於二龍尾道上一舞二和風長壽樂一觀者以レ千數初謂歸春之老不レ能二起居一及二于垂レ袖赴一レ曲宛如二少年一四坐僉曰近代未レ有二如レ此者一濱主本是伶人也時年一百十三自作二此舞一上レ表請レ舞二長壽樂一表中載二和歌一其詞曰

なゝ繼の御代にまわへるもゝちまり
　十のおきなのまひたてまつる

丁巳天皇召二尾張連濱主於淸涼殿前一令レ舞二長壽樂一舞畢濱主即奏二和歌一曰

おきなとてわひやはをらむ草も木も
　さかゆる御世にいでゝまひてむ

天皇賞歎左右垂レ涙賜二御衣一襲一令二罷退一云々とあり此歌は二首ともに眞假字もて書たれど今はよみ易き爲によのつねざまのかなにかけりまた體源抄和風樂の條に又名弄春樂舞絕畢但光時記云尾張濱主國王之前にて和風樂をまひ歌を詠たる事あり庭に錦をしき身に五色の玉を飭りて舞レ之庭に玉こぼれおつ云々深草の天皇（仁明天皇御事なり）云々管絃を好み給ひて云々唐の舞人として外從五位下尾張の濱主といふ者ありけり年來其道につきて召仕れける間年既に百十五歳にいたるしかる間濱主内に參りて帝王の御前にて和風長壽樂といふ舞をまふ年老て起居にたへずしかれども手をかなで足をふみ若人の如し此を見るに帝王より始奉りて皆感じほめ申事限なし濱主舞畢て和歌をよみて奏す春鶯囀の所にある歌也とありこゝに唐の舞人とあるは高麗樂新羅樂に對して唐樂方の舞人といふ意にて唐より來れる人といふにあらざる事は尾張連の姓なるにて知るべし尾張連は天火明命より出たる氏族なり又體源抄羅陵王の條に此朝へ傳來のやう（長助出）尾張濱主流を正說とする也云々即向二四方一舞レ之殊八方荒序時用レ之濱主傳也云々入時昔は沙陀調々子用にかける而高野姫殊に此曲を好おはしましければ常に御前にて舞せて御覽ありける天平勝寶の比尾張濱主が仕け

ろ時殊にめでたく侍けるに勅定に云此舞殊に目出たくおぼしめす但入時頗其興を失ふ早く止調子以安摩急吹爲入曲即一曲を乙べし奉宣旨濱主忠(曲カ)節を盡したりければ叡慮に叶たりければ永止調子可用阿摩曲重被勅下畢とありこれいと若かりし比にてその比既に此道には堪能の人なりけり老後の舞おもひやるべし此他にも此人の作れる舞多かりと見えて同書應天樂の條に此舞尾張濱主作之また河南浦此曲承和大嘗會尾張連濱主作之進之と申傳へたり云々又拾翠樂の下にも笛ノ作清上舞ノ作尾張濱主などと見えたり前に引たる歌に七繼の御代とあるは七代の天皇の御代にて稱德光仁桓武平城嵯峨淳和仁明の七代にて承和十二年に百十三歲なりしによりて考ふれば天下五年の出生なり體源抄に百十五歲とあるによれば天下三年の出生なりされば天平勝寶の比といへるを元年の事とすれば十七歲か十九歲にて末の八年の事とすれば廿四歲か廿六歲なり然して天平勝寶は孝謙天皇の年號にて夫より廢帝又重祚稱德天皇にて合せては九代なれば七つぎにあらず九つぎともいふべけれど廢帝は御世短くて孝謙稱德は同帝なれば七代といへるか又は天平勝寶の比といへるは大凡をさせるにて稱德天皇の御世のことなりしかいづれにも體源抄は

遥後に聞あつめて記せるものなれば續日本後紀の正史によりて定論とすべしさて前の歌にある七つぎの御代にまわへるのまわへるはまゐあへるのつゞまりたる語にてもゝちまり十の翁とよめるは實は百十三なれどおほよそにいへるなり二首の歌は或は前後を誤りて傳へたるか末句の意舞たてまつるは舞をはりて後の意出てまひてむは未舞はざる前の意なればなりさて又體源抄皇帝破陣樂の條に粟田道麿云々此家に習所は如此而從五位下尾張連主傳云此舞の序始は四十拍子なりしかるを云々とある粟田姓の道麿はいかなる人かしらず今尾張國熱田社家に粟田姓かれこれありて皆もとは大宮司の同族にて尾張連姓なれば濱主同族の人にてやありけむ此他にも同姓に伶人もまゝありつと見えて體源抄感恩多の條に尾張則成といふも見え蓮華樂の條にも此曲舞師尾張秋吉作也とありて和風長壽樂は寶壽樂ともいひて今春鶯囀といふ曲の事なりこれも體源抄の春鶯囀の條に會要曰天長寶壽春鶯囀新撰龍吟抄曰天長寶壽樂或譜曰天壽樂或曰天長寶壽樂云々抑此曲は唐太宗皇帝製作也一說云合管青と云人造之而此曲も唐の舞なり作者未勘出處云々仁明天皇御宇承和十二年正月八日龍尾道にして尾張濱主生年百十五歲時長壽樂を舞たりけるを目出たき

例に云ひ傳て侍り二首和歌云々天皇頗る御感有て同九日又清涼殿にめして舞せられけるに又一首の和歌を奏す

　春ごとに百いろ鳥のさへつりて

　　ことしは千世と舞そかなつる

彌御感ありて天長寶壽樂と始て名ニ付之ニ今の春鶯囀是なりとあり但こゝに作者未勘とも太宗製作ともあるは共に正史に見えたる濱主自作といふに合はぬが如しおもふにその譜は太宗の作にて傳へ來れりしを舞をば濱主がみづから作してそへたるにやあらむ濱主の年齡も正史と二歲たがへり又正史には上表の時に一首八日に舞たる上にて一首なるを此傳へには共に八日の事とし又清涼殿前にて舞たるは十日なるを九日とせり又別に一首の歌を出せる此歌は正史に見えず歌調を考ふるに前の二首と口つき異にて此頃の體にあらず後人のさかしらによみて濱主に託していへるなるべしされば此傳は所々誤もありて信用しがたけれど春鶯囀を和風長壽樂と同曲なりといふはさることゝ思はる體源抄は天文の頃豐原統秋が古說の亂世にうせはてむことを憂ひてひろく聞てかきあつめたる書にて古傳多くその志殊勝なりその本書は片假字にかきたれど見るに便なしされば平かなに改めて引つ

豐顯云こはある人の需によりて亡父內遠翁が嘉永六年五月にしるされたるにて下稿のまゝにてそのしるしさま甚しどろにてまぎらはしければ考證せられたるふし〲はもとより意を加へずいさゝか前後の文章を改めてしるせり

丹敷浦考

豐穎云、此書は紀伊國續風土記撰述の時になれるにて、神武紀なる名草邑、狹野、熊野神邑、天磐盾などの事は、皆その所々につきて考證ありて、こは全く熊野の荒坂津丹敷浦の事のみを論はれたる也、遺稿には神武紀巡幸路次辨と題したれど、さては神武紀なる路次の事を、ことごとくいはでは叶はず、さればこは丹敷浦考と名づくる方穩ならむと思ふが故に、今かく改めたり、

日本書紀神武天皇御卷、戊午年の條に、六月乙未朔丁巳、軍至二名草邑一、則誅二名草戸畔者一、遂越二狹野一、而到二熊野神邑一、且登二天磐盾一、仍引レ軍漸進、海中卒遇二暴風一、皇舟漂蕩、時稻飯命乃歎曰、嗟乎吾祖則天神、母則海神、如何厄二我於陸一、復厄二我於海一乎、言訖乃拔レ劍入レ海、化二爲鋤持神一、何爲起レ波瀾一以灌溺乎、則蹈二浪秀一而往二乎常世郷一矣、天皇獨與二皇子手研耳命一、帥レ軍而進、至二熊野荒坂津一、亦名丹敷浦因誅二丹敷戸畔者一、時神吐二毒氣一、人物咸瘁、由レ是皇軍不レ能二復振一、時彼處有レ人、號曰二熊野高倉下一、忽夜夢云々、于時天皇適寐、忽然而寤之曰、予何長眠若レ此乎、尋而中レ毒士卒悉復醒起、既而皇師欲レ趣二中洲一、而山中嶮絶無二復可レ行之路一、乃棲遑不レ知三其所二跋渉一、時夜夢云々、蹈レ山啓レ行、乃尋二烏所一レ向、仰視而追レ之、遂達二于菟田下縣一、因號二其所至之處一曰二菟田穿邑一とあり、此荒坂津亦名丹敷浦とあるを、紀伊國牟婁郡奧熊野なる、今の錦浦の事として、夫より伊勢大杉谷の方へ幸し、大臺山の東北を經て、大和國の菟田へ出ませりとする說は、神武紀に背二負日神之威一、隨レ影壓躡とみえ、古事記に自レ今者、行廻而背二負日一以擊とあるにも叶ひて、東より西に向ひて出ませる道なればよけれども、今の錦浦邊は、古昔は志摩國にて、猶古くは志摩は伊勢國に接したれば、熊野荒坂津といひ、又彼處有レ人號曰二熊野高倉下一とみえたるに合がたく、熊野と云る事如何なり、」又これに因じて、今熊野の鹽の御崎の邊に二色村といへるを、夫なりといへ共、是は又あまりに西なるに過たり、又那智の麓、濱宮の邊の小名に赤色(アカイロ)といへる地あるを、もと丹色とかけるより、阿加以呂とよみ誤り來れるならむといへど、いと物遠き上に、此二箇所共に非なる事は、前の文に遂越二狹野一到二熊野神邑一といへるに叶はず、狹野は今も新宮より西南

に、三輪崎佐野とつゞきて、萬葉集の歌に見えたればいと古し、赤色は佐野より三里ばかり西南にあり、前にいふ鹽の御崎の二色村は、又遙に西にあれば、佐野より跡の方へ戻りますべき理なく、此二所ともに紀の文にかなはず、猶前說の如く、今の長島組の錦浦は延暦の儀式帳にも錦山坂と見えて、錦の名古ければ、太古は又今の如く、此所まで熊野のうちなりけむと思ふ人も有べけれど、儀式帳にも志摩國と見え、此邊なる所々の地名志摩國なる證あれは、さは云がたく、且彼處有人號曰熊野高倉下とあるは、則丹敷浦にての事なれば、高倉下は其所に住ける人ときこゆるに、今の長島相賀尾鷲のあたりに、さる傳へもかたばかりもなく、高倉下を祭れりなど三社もきこえず、今此高倉下の事は皆新宮邊にのみ云つたへたれば、是も叶ひがたく、荒坂津などいへる名も傳はらず、とにかくに今の錦浦にても叶ひがたし、此段の事の傳へ、古事記の文は聊かはりて、故神倭伊波禮毘古命、從其地廻幸到熊野村之時、大熊髮出入、即失爾、神倭伊波禮毘古命倏忽爲遠延、及御軍皆遠延而伏、此時熊野之高倉下齎一横刀、到於天神御子之伏地而獻之、時天神御子即寤起、詔長寐乎、故受取横刀之時、其熊野山之荒神自皆爲切仆、爾其惑伏御軍悉寤起之云々、於是亦高木大神之命以覺白之、天神御子自此於奥方莫使入幸、荒神甚多、今自天遣八咫烏、引道、從其立後應幸行、故隨其教覺、從其八咫烏之後幸行者、到吉野河之河尻云々、自其地踏穿越幸宇陀、故曰宇陀之穿也とあり、是にては熊野村とのみありて、何れの地とも定めがたけれど、自此於奥方莫使入幸とあるも、今の錦浦邊より東をさしては、奥方とは云がたく、前途深山などあらではさは言がたし、且吉野へ出ませるを思へば、今の錦浦まで至りますべきにあらず、日本紀古事記の傳異なる事ありといへども、實傳は同一なるべければ、是も又考合するに、紀に荒坂津の下に、亦名丹敷浦とある小書は、もし後人の注ならむかとも思へど、次に丹敷戸畔といへる名も、是より出たるなるべければ、さも云がたし、かたぐ〵不審なるによりて、種々考ふるに、紀に丹敷浦とあるは、今の二木島の事なりと思はる、にしきとにきしと音近ければ、轉じたるか、にしき島と云たるが、シの字の省りたるかなるべし、又隣村に新鹿村あり、是荒坂津の名の残れるならむ、あらとあたと近く、さかとしかと近し、たとらと音通ふ例は、許多をこゝたといひ、蔦と云も葛の轉音なり、さとしとはことに近く通

ひて、逆をさかしまとも、邪をよこしまといへるに同じ、かくの如く定めてみれば、熊野、荒坂津、熊野高倉下などあるにも叶ひ、自レ此於ニ奥方一莫レ使ニ入幸一とあるにも、前途山深くてとも云つべく、此地より横に北山郷の山堺を經て、大和國に入まし、伯母峯などの地を經て、吉野の東より菟田郡の宇加志村の邊へ出ませりとみれば、記紀の兩傳ともに合して、よく解すべし、但かくては大和の南より、北へさして出ませるにて、背負日とあるに如何なるやうなれ共、こは敵の後より襲はんとのたまへるに同じければ、深く拘泥すべきにもあらず、其上最初にはさおもほしめしたらめども、神の御さとしありて、奥方莫使入幸とあるによりて、かく幸行たりとせんも妨なし、さて元來丹敷といへる地は、和名抄郷名の部に、志摩國英虞郡の下に、甲賀、名錐、船越、道潟、芳草、二色、餘戸、神戸と出たるを考ふるに、英虞郡の東北に、今も甲賀と云あり、同東南海邊に波切と書て、なきりと稱する地名錐也、船越も其西にあり、道潟は和名抄今の印本道浮とあるは誤なり、今伊勢國度會郡に入たる、南の海邊に道方と云是なり、芳草は同其西に方座といへるにて、今の紀勢の國界に遠からず、次に二色とあるをみれば、東北より西南への順次なり、されば此二色郷といへるは、今の錦浦二郷村の邊より、ひろく南方古の國界なる二木島のあたりまでを云る名にて、上代大名にひろく云けん事察すべし、されば一名丹敷浦と傳へけんも、ひがことに非ず、後々詳細に地名出來て、和名抄の頃は令の定にて、北より南へ押かぞへて、今の錦長島の邊を二色の郷とし、相賀尾鷲の邊を神戸とし（これは別にいへる如く神鳳抄などに神戸なる事明らかなり）曾根三木の邊を餘戸と云わけしより、（別に辨する如く相賀尾鷲の村々は、大かた神鳳抄に見えて、神戸なるに、只曾根三木の邊のみともあらねば、神戸にあらず、又郷とたつべきほどにもたらざるさま、餘戸の名顯然たり、）二色といへる舊來の大名は、纔に其郷の東のはてなる浦の名にのみ殘りたるを、其地にのみ拘りて解せんとするより、不審多くなれるなり、丹敷戸畔は則此上代大名にいへる二色郷といへる程を、主領居たる者とききこゆれば、我領地の界に出て戰たりとみれば、則二木島の地にて、紀の趣もしか聞えたり、增基法師が紀行の庵主にも、栖ケ崎と云所あり、かみのたゝかひしたる所とて、栖をつきたるやうなる巖ともあり、「うつ波にみちくる汐のたゝかふを、栖かさきとは云にぞ有けるとあり、此神のたゝかひしたる所といへるは、此神武紀の頃の事を、里人の云つたへたるなるべし、かく見れば二木島の名も丹敷の轉音にて、殘れる所縁も、又別

にいへる二木島古の國堺なりし事も、いよ〳〵明らかにて、すべて紀記の傳說同一に歸して、いぶかしき隈もなかるべし、

妹山背山辨

袖中抄に顯昭云、いもせの山とは、紀伊國にあり、吉野川を隔(ヘダテ)て、妹の山、背の山とて、二ツの山あるなり、昔いもとゝせうとゝ、河を隔(ヘダテ)て中の界を論じけり、遂に妹かちて、背の山の方近く堀て、吉野川をば流したりと云り、彼いもとせうと、この二の山の中に、小山あり、それをいもせ山といふとぞ、かの國の土民申ける、おぼつかなしとありて、次に萬葉のせの山にたゞにむかへる云々これやこの倭にしては云々吾妹子にわか戀ゆけば云々の三首をあげて、これらの歌の心ならば、いもの山、背の山別かといへり、

此說はじめに、川を隔(ヘダテ)て云々と云れば、今の長者屋敷の山をいふと見ゆるに、二の山の中に小山あり、それをいもせ山といふと云るは紛(マギラ)はし、此は妹山背山は、川の兩方に在て、いもせ山と列ていふは、川中の小山の事なりと云る意なるべし、おぼつかなしとは、此川中の事のみ云るか、すべてへ係て云るか確(タシカ)ならず、紛(マギラ)はしく聞ゆ、又貝原篤信が大和巡の記に、上市の條に、妹背山は名所なり古歌多し、大伴首が詩あり、然るに古歌に、吉野に詠る歌も、紀伊に詠る歌もあり、故に顯昭が袖中抄大名寄等には、いもせ山は、紀州に在と見えたり、吉野川の下にありといふ、然れども紀州にあるは、川中にある島なり、背山といひ妹山と云べき山、其あたりに見えず、日本紀孝德紀にも紀伊兄(セ)山と作り、是妹山に非ず、古人名所の有所の國を取違たる事多し、吉野の妹背山は、古今の歌に合(カナヘ)り、紀州の兄(セ)の山は、古今の歌に合(アハ)ず、續後拾遺行家の歌に、ながれてもうきせな見せそ吉野なるいもせの山の中川の水とよみ侍れば、此所にあるいもせ山を是とすべし、是より外には、吉野川の末、紀伊の湊(古海曰加太の浦なり)までの間に、河を隔(ヘダテ)て二ならべる山なし、いもせ山と稱し難し云々

此篤信が說は、古今集の歌に泥(ナヅミ)て芳野に在と云るは誤なり、古今の歌は玉勝間にも辨じたる如く、芳野川紀の川、同じ流なれば、よしやといはむ爲に、吉野の川と云るのみなり、行家の歌は、既に此古今の歌より誤たるものなり、後世の題詠には、此類多し、芳野に今それと云る山は、古今集の歌に據て、後世好事の者の作て云るにて、背の山紀の國なる事は、孝德紀萬葉集などに明なり、さて妹の山と云るが、今詳(サダカ)なら

ぬに依て、玉勝間に委く辨ありて、此は背山と云ふ名に由て、設て妹の山とも、いもせの山とも、詠るならむと云る説、さし方て是なるに似たり、されど猶いかにぞや思はるゝ事は、萬葉七卷に

吾妹子爾吾戀行者乞羨並居鴨妹與勢能山　木道爾社妹山在云櫛上二上山母妹許曾在來　勢能山爾直向妹之山事聽屋毛打橋渡

是等は正しく妹山とさすべきものなくては、如此は詠むましき物と思はるゝにつきて憶ふに、猶袖中抄の頃にも、吉野川を隔て、妹の山、背の山とて、二ッの山ありと云れば、背山村の川の南なる、今長者屋敷と云る山を、妹山と云るならむかと思へど、玉勝間に云る如く、背山よりは此山は雄々しく見えて、妹の山といふべくも思はれざる上に、萬葉十三の長歌に、妹の山勢能山越而とあるに合はず又前に引る勢能山爾直向妹之山事聽屋毛打橋渡と詠るは、正しくそのさまを見て詠りと見ゆるに、背山より川向の山まで、打橋を渡すべくも非ず、古來橋ありとだに聞たる事もなし、假令昔は川幅、今の程廣からずとも、打橋と云は、假に手輕く渡せるを云なれば、合がたし、又川の中島は、今船岡山と云て、島村に屬せる、是即ち袖中抄に、土民のいもせ山と云とあれど、川中なれば、是又古歌に超ると詠るに合はず、されば顯昭も、覺束なしと云るにやあらむ、是も亦合がたし

是に依て今按ずるに、元來背の山と云るは、此所にて兩岸の山相狹て、咽喉をなせるより、往古畿内の界ともせられ、いまも伊都那賀の郡界ともなれば、迫山と云とありしを、此山の峯二ッありて、相並し形象あるより、風騷の士、その元來の迫の山の名を、妹背の義に取なして、詠じ來れるより、名高くなりたれども、此山を總ていふには、背の山と從來のまゝに云もし、物に記しもする事にて、妹の山背の山と云るは、文人の詞章にのみ最初は云て、何の方の峯を妹の山とも背の山とも、定めて喚分たるには非ず、只峯二ッあるより云るなれば、後々までも、背の山の名は從來のまゝに、山の名にも村の名にも殘れるを、妹山は確に何と定めたる方なければ、知らずなりて、萬葉の歌は、中古以來は、人の能くも知らぬ事なれば、只古今集の歌に依て、その有所を求るより、芳野にありといひ、又中に落るといへば、川を隔て向ひたらむと思て、さすがの博識といはれたる顯昭だにも、然心得て記せしなるべし、既く古今集の歌の作者も、實地は踏ずして詠りと

見ゆれば、顯昭の誤たらむはさも有なむ、されど古今集の歌を固執して、猶此説をいかにぞやと思はむ人も有なむ、今委く說ふべし、前に援たる萬葉七、勢能山爾直向妹之山事聽屋毛打橋渡、是即ち背の山の兩峯の間に細流ありて、かりそめなる獨梁などのあるを見て詠るさまなり、直向と云るも、紀の川を隔て相對したらむよりは、此說によらば親く聞ゆべし又並居鴨妹與勢能山とあるも、的當して聞ゆ、妹爾戀余越去者勢能山之妹爾不戀而有之乏左、と詠るも親く押並て、兩峯ある狀を詠るなり、木道爾社妹山在云櫛上二上山母妹許曾在來と詠るなどは、大和國の二上山は、今二上が嶽と云て、峯二ッ並て、正しく二上の名の如し、是と此いもせも、同じ形容なるを、紀路なるは、名高く、背山に副て妹山の名も有ときくを、此大和なる二上山も、同じ山の形容にて峰二ッありて、正しく妹と呼ぶべき狀は有ける物をと詠るにて、殊に的證とすべきなり、同十三卷の長歌に、妹の山勢能山越而と云るも、此方にて聞ばやすらかに聞ゆべし、又同集三卷の栲領巾乃懸卷欲寸妹名乎此勢能山爾懸者奈何將有とあるに和て、宜名倍吾背乃君之負來爾之此勢能山乎妹者不喚と詠る二首も、妹山といふ名、川を隔て異處に在としては聞えぬ歌にて、其同じ山續に兩峰並あるより、戲て詠るなれば、此勢能山乎妹者不喚とある勢能山は、總名にて云るなり、能く慮ふべし、同四卷の後居而戀乍不有者木國乃妹背乃山爾有益物乎と詠るも、正しく兩峰肩を並たる狀にてこそ、情も切にはあれ、川を隔て向たらむは、その狀疎かるべし、都て歌のさまは髣なる所に親く情を思よするものなれば、强て助ていはゞ、いかにもいはるめれど、能く熟思してあらば、必ず斯く有なむものをやと、今考へ定めつ、

黑鳥の考

天保十五年二月、我亡父の教子なる、伊豫國宇和郡野田村にすめる、二神重兵衛永世といふより、黑鳥の鹽漬にしたるをおくりおこせたり、此あたりには見聞知らぬ鳥なれば、人々にも見せめではやすに、海邊などにをり〳〵行通ふ人のいへるは、こは本國にて磯鵯（いそひよ）と浦人などのいふ鳥の雌にいと能く似たり、されどそは足短きを、是は足いと長くて異なりといへり、まづ黑鳥といふ名、すべて鳥の黑きをいふやうなれど、さにはあらで一種の鳥名なり、土佐日記正月廿一日の所に、何時ばかりに船出す云々、かくてうたふを聞つゝ漕來るに、くろ鳥といふ鳥、いはの上にあつまりをり、其いはのもとに波白くうちよす、かぢとりの云やう、くろとりのもとに白き波をよすとぞいふ、何とはなけれどものいふやうにぞ聞ゆる、人のほどにあはねば、とがむるなりと見えて、其頃も黑鳥といふ名あり、こは前文に、正月十一日曉船を出して室津をおふと見え、十二日文時維茂が船のおくれたりしならし津より、室津に着ぬとありて、それより同所に居たるつゞきなれば、室津を出し海邊にての事なり、和名抄に土佐國安藝郡の鄕名に室津牟呂部と見えたる所なるべし、されば其隣れる國より贈り來て、今も黑鳥とのみいふよしなれば、土佐日記のにやとゆかしくてめで見るなりけり、その安藝郡に黑鳥といふ地名もあり、よしある所にや知らず、又和名鈔羽族名部に、鵵、唐韻云、他口反漢語抄云久呂止里 黑色水鳥名也ともあれば、一種の鳥名なることはしるけれど、いかなる樣のものとも知られず、或書に鵵似レ鳬黑色とあるは、今この鳥にはうときやうに聞ゆ、正字通には、鵵舊註天口切偸上聲、水鳥黑色、說文汎訓鳥、爾雅釋鳥無二鵵名一と見え、字彙も同じさまにて、頭書に唐韻を引て、從口反ともあり、說文に鳥也从レ鳥主聲天口切など見えたるのみにて、此字によりても、いかなるものとも定め難し、亡父の教子なる小原良直畔田伴存は物産のまねびをたててする人なれば、もたせやりて見せたるに、良直はこれは秧鷄の屬の形小なるにて、漢名未考へず、四國九州邊にありて、くろ鳥といひて外に名なし、毒はなきものなり、痔疾などに用ゐる事あり、土佐日記和名鈔などにも名は見えたれど、形狀をいはざれば、それぞとは定め難しといひおこせたり、伴

存よりも、これは漢名秧雞なり、本草に肉味甘温、無レ毒治二蟻瘻一とあり、四國の産の黒鳥はヒクヒナにて、今鹽に漬たる故さは見えねど、生る時はこれよりやゝ足赤しといひおこせたり、さる事ならめど、足やゝ赤しとて、緋水鷄などいはんはいかゞ有ん、もしは枌をヒサカキ、曾祖父をヒオホチ、曾孫をヒマゴヒヽコ、非藏人などのひにて、似てさはあらざるものをいふにやあらん、但これも非の字の音なりと思ふはわろし、みやび、さとび、わろび、事なしびたどの、俗にめくさいふやうの意にぞ有べき、又ヒは重といふことの轉にて、へだつなどのへに同じく、似てはあれど、へだゝりたる意か、日をへ、道をへゆくなどのへにも同しかるべく、ひが言ひが目などいふひがも、もとは同義なるべくや、こは事の因にいふのみなり、（伴存より、此外に和名抄にもくひなを黒鳥といふといひたれど、こはひが言なり、前に引ごとく、鳩字の下に久呂止里とあれど、くひなの事はなし、くひなは別に出して、其下にもくろ鳥の事はしるさず）さて鷸鳥南方暖國にのみありて、海邊にすむと見ゆれど、うちまかせたる水鳥にてはなし、水面にはおりたゝずとおぼしくて、足に水かきはなし、普通の千鳥も水邊にゐれども、水かきはなければ、此種類にやあらんと思ふにつきて、（はじめは、もし鷸などの種類にやとおもひしかど、さにはあらざりき）再按ずるに、日本紀の仲哀天皇御卷、元年十一月の所に、

詔二群臣一曰、朕不レ逮二于弱冠一、而父王既崩之、乃神靈化二白鳥一而上レ天、仰望之情一日勿レ息、是以冀獲二白鳥一養二之於陵域之池一、因以覩二其鳥一欲レ慰二顧情一、則令二諸國一俾レ貢二白鳥一、閏十一月乙卯朔戊午、越國貢二白鳥四隻一、於是送レ鳥使人宿二菟道河邊一時、蘆蒲見別王視二其白鳥一、而問之曰、何處將去白鳥也、越人答曰、天皇戀二父王一而將レ養レ狎、故貢之、則蒲見別王謂二越人一曰、雖二白鳥一而燒之則爲二黒鳥一、仍強之奪二白鳥一而將去、爰越人參赴之請焉、天皇於是惡下蒲見別王無中禮於先王上、乃遣二兵卒一而誅矣とあり、（古事記に[illegible]見別王とあるは、この王と同人と見ゆ）こゝに黒鳥といふは、燒焦して黒くなるをいへるは勿論なれども、つらつら心をひそめて文意をおもふに、父王をしたひまして、諸國に令してもとめ給へるを見れば、白鳥といふもたゞ白き鳥をいふにはあらず、一種の鳥名なる事、はるぐ\と越の國より、たゞ四隻をさゝげたるにて知られて、世にさはにはあらざりしさまなり、其白鳥といふは、黒鳥に對したる名にて、其一種の鳥に、また黒白二種ありて、普通は黒きが多きを、稀には白きをもとめて奉らむとせしなるべく、さるを蒲見別王そのめづらしき白鳥と、いへども、もと同種にて色のみ異なるなれば、燒かば普通の黒鳥となりなむとのたまへる意ときこ

ゆれば、黑鳥は又白鳥に對したる一種の名にて、是もたゞに黑き鳥をいふにはあらずとおもはるれば、土佐日記和名抄に出たるも、此所の鳥と同じかるべく思はるゝなり、〔東鑑五十云、文應二年六月三日御所北對西端、與臺所東間、海黑鳥〔海鴨云名非一〕飛落和泉前司行方郎從等獲之、即被放海邊、六日云々、此鳥貞應元年四月死、寄越前濱腰越等、〕但し日本武尊の靈のなりませる白鳥は、古事記には化八尋白智鳥、翔天而向濱飛行とあれば、普通の白鳥よりいと大にありけんことさも有ぬべし、又こゝに白智鳥向濱飛行とも記され、其鳥を后等御子等の退出ませる時の御歌にも、波麻都知登理、波麻用波由迦受、伊蘇豆多布、とよみませれば、濱へにすむ鳥なるもしるく、又ちどりともあれば、今もいふ鵆ならんかとも、ふとは思はるれど、さては世に多くある鳥にて、諸國に令してもとめ給へるにうちあはねば、かなはざるのみならず、今のちどりといふものは、先ッ白きが普通にて、此たび得たる黑鳥は、いづくにもあるものとは聞かねば、前にいふ紀の文意とは表裏なり、されば此たび得たる黑鳥、もしつねの千鳥の屬ならば、いにしへの黑鳥といふものにはあらざるにやあらむ、又今は南方にのみありと聞くに、紀には越國より奉れるも、うちあはすおもはるれど、千鳥の屬とも定め難く、又まことに南の國にのみ限りて住むものか、名など異にて、北の國々にもあるか、そはよくも知らねば、猶ひろくたづね聞て定むべし、そはいかにまれ、今も黑鳥といひて土佐日記に見えたる名の、其隣國より得たるがゆかしく、心ひかるれば、人々にも見せまほしく、見せんにつけては、思ふ事どもいさゝか記して見んとてなむ、猶贈りおこせる文のかへしに、其國にて異なる名などはなきか、外にも聞たちたる事、又生てあるほどの有さまも、ふたゝび委しくいひおこせてといひやりたれば、其答を見て、又々しるし添へむかし、

因に云、ちどりといふ名は、うちむれてとぶ鳥を、おしこめて昔はいへりとも思はる、又白ちどり濱ちどりなどいふ、ちの字は、つの字の轉じたるにて、白つどり濱つどりといふ事かとも思はるれど、さては前に引たる古事記の御歌に、はまつちどりとよみ給へれば、つとちと二ッ重ねていふべくもあらねば、ちはつの轉じたるにはあらず、又或人此御歌を見て、初句五文字なるべきを、例にたがひて六字なるがいぶかしく、もしは濱つどりとも、濱ちどりともいひ傳へけむを、二かた混じて、後にはちどりとのみもいふに引れて、濱つちどりとも記しあやまりたるにはあらじかといへ

り、一わたりはさもいふべく思はるゝ説なれど、此時の御歌は、すべて體異にして、あさしぬ原こしなづむ云々、またうみかゆけはこしなづむなどありて、初句五文字の格にたがへり、是は物の別れに説ありて、古調考にいへり、そはさし置て、神代下、瓊邇杵尊の御歌に、おきつ藻は、へにはよれども、さねどこもあたはぬかもよ、はまつちどりよ、とよみませる末句は、誤とはいひ難ければ、此説は立難し、

天保十五年三月廿六日

後奈良院御撰何曾之解

後奈良院天皇御撰何曾

三輪の山もりくる月は影もなし　　杉枕

三輪の山は古事によりて杉を神木とするより杉といふなりもりくる月の影なきは眞闇の意なり（杉枕は杉木にて製したるなるべし透枕にて影透しあるかとおもへど清濁たがへはさにはあらし）上の語は何者と問かけたる語にて是によりて何曾といふなり下なるはそれを解たることゝ葉なり以下皆同じば一々いはず准へてしるべし

あかしの浦には月すまず　　張枕

赤石浦は播磨國なるよりはりまと解き月すまずは暗きことにて播磨暗と解きたりさて張枕革にても紙にてもはりたる枕なり

瀧のひゞきに夢はおどろく　　あいさめ

解しがたし夢はおどろくは覺ることにて聞ゆれど瀧のひゞきをあいといふに思ひよる事なし又あいさめといふ物もいかなる物にかしらず鮫の皮の一種などにかゝる名あるにや

雪は下よりとけて水の上に添ふ　　弓

ゆきの下のきの字とけ去ればゆの一字となるをみづの上のみの字にそへてゆみと解きたるなり

春は花夏は卯の花秋楓冬は氷の下くゞる水　　敷革

四句まで春夏秋冬にて四季なり下くゞる水は川の意なり花楓氷などは下くゞるといふべき爲の景物なり合せて四季川と解たるなり

をとゝひもきのふもけふもこもりゐて月をも日をもをがまざりけり　　御神樂

一昨日昨日今日にて三日の意なり月日をもをがまぬはくらき意にて三日暗と解たるなり

おもふ事いはでぞたゞにやみぬべきわれとひとしき人しなければ　　折敷

此歌は伊勢物語にも新勅撰集にも出て業平朝臣の古歌なるをそのまゝにて用ひたるはいと〳〵おもしろしおもふことをえいはずしてやむを唖子(ヲシ)にとりなしひとしきの四字のうちひとしの三字無ければきの一字殘るを合せて唖子きと解たるなり下句など妙によくかなひて此中の秀逸

ともいふべし但啞はもとおふしなれども後世はつゝめておしとのみもいへり折敷はをしきにてかなはたがへどもかなたがひは後世の歌にも例あればなどには難にあらず下にもたがへるはまゝあり

ろはにほへと　　いはなし

いの字はなしといふ意にて明なりさていはなしといふ物は水氣すくなく堅きを今木梨といふ是ならむといふ人もありされどおのれは今世にけんぽなしといふ物なるべしとおもふなり訛りてはてんぽ梨子ともいふ白かねのけんぽなしと鉢かつぎの物語にも見えたれば今の俗言のみにもあらず

ろはにほへと　　さきをれかんな

先の折れてうせたる假名の意にて刄鉄の折れ缺けたる鉋の事と解たるなり今假名といふはもと假名なるを音便にてかんなといひしをつゞまりてかなとなれるなり

いろはならへ　　かんなかけ

假字を書けと命ずる意にて鉋掛と解たるなり

いちごいはなし　　ちご

いちごは覆盆子いはなしは前にいへるごとくともに小き果なりいちごのいの字無ければちごと解たりちごは乳子の意にて今いふ乳のみ子といふが如くこれをもとにてやや大やかになれるをも童形なるをもちごといふは後世に轉じたるなり

さい　　このいもの

さいは妻なり夜を專にして寐に侍る意にてとのいする者の意に解たるなりとのいは御殿のうちに寐ぬる事にて男女をいはず俗にいふとまり番なりそれが着て寐ごる夜具の類をとのい物といふなり着は人の意物は服器の意にて異なるをいづれをもものといふによりて何曾に解たる證あり同じ事としては何曾になりがたし

やぶれ蚊帳　　かいる

やぶれたる蚊帳には蚊入ると解たるなり蛙はもとかへるなれども通はしてかひるともいふを後世はすべてはひふへほをわゐうゑをのことゝいふ例に訛り來りてその上ゐといともかなはたがへども後世は口にいふ所混じたればかいるともかきたるなり

水　　ゆでなし

水は湯にては無しの意にて解たるなりさてゆでなしとい

ふ物はさはし柿の如く梨をも湯にてゆでゝ熟せぬを早く熟する事ありてそれをゆで梨と云なるべし

前なは目あきうしろなは目くら　　みゝず(蚯蚓)

目あきはめくらに對していふ語にて目あれば物を見る意目くらは物を見ずといふ意にて見を前におき見ずを後におきて合せて見みずと解たるなり

ちりはなし　　はいたか

塵は無しといへば掃たる歟と思ふ意にて俗言のまゝ音便に掃た歟と解たりさてはいたかは鷂にてはやぶさともいふ物鳥を取るに速ければ速鷹の意なるを轉じてはい鷹ともいへり

田　　もみぢ

田は稲の籾を蒔く地なれば籾地の意にて紅葉と解たるなり

い文字　　かながしら

いろは假字の第一の頭にいの字あれば假名頭の意にて魚の名の鐵頭といふものなりと解たるなり

御おんばくだい　　縁(フト)高(ダカ)

君恩の莫大なるは士を扶持すべき領地を多く賜へるなりされば扶持高の意にて器物の縁(フチ)高といふ物なりと解たるなり因に云ふ今の世には小祿なるをのみ何人扶持などいふ故に扶持といひては莫大といふにうちあはぬ如く思ふべけれど扶持は妻子を始め家士をも多く扶持すべき爲に領所を賜ふをもなべていふ事にて此何曾の比までも此意なりしなり高も位の高さなどひとしく尊多の意なり今の世の田地高村高などいふとはやゝ異なり

七日にまはりて人さすむし　　尺八

人さすむしは蜂の意なれども七日にまはるを尺と解たる意考へがたくしひて思ふに僧などの托鉢を七日毎にまはる意にて錫といふ意か又は田地などに物を種(ウエ)て作るを七日毎に見廻る意にて作といふ意か尺をさくといふも古よりのならはしなり此何曾の比七日毎にまはるならはしの事猶有べけれど今の世よりはおしはかりがたし

うみなかのかへる　　つた

海中の蛙といふ如くおもはせたる詞なるを十二支の卯巳の間は辰なりそれを反る意にてつたとなれは絡石(ツタ)のことと解たるなり絡石は石に絡(マト)ふ蔓艸の總名にて俗に蔦ともかけり

母には二度あひたれども父には一度もあはず　　くちびる（脣）

母は歯々の意父は乳の意にて上脣と下歯下脣と上歯とあふは二度なり我乳はわが脣のとゞかぬ物なれば一度もあはぬ意にて脣と解たるなり是ら變じたる體の何曾にていとおもしろし

三位中將は何ゆゑ討れ給ふぞ　　奈良火鉢

三位中將は平重衡なり此卿奈良の大佛殿を燒給へりし事平家物語源平盛衰記などに見ゆされば終に討れ給ふは奈良の佛火を掛給ひし罰ならむとの意にて奈良火鉢と解たるなりその比奈良の鑄物師の作れる火鉢を賞してかくいひけるなり春日燈籠大和風爐南都諸白奈良漬などの類稱なり

四季のさきに鬼あり　　花扇

四季のさきは春なり春は花に逢ふ時の意なり鬼の字音きなれば合せて花逢鬼と解たるなり花扇といふ物は七月七日近衞殿より禁中に奉り給ふものなり

花の山は花の木はゝ曾のもりはゝその木　　山守

花の山の花をのけてみれば山なりはゝそのもりも柞をのくればもりのみ残るを合せて山もりと解たるなりの木を退（のけ）の意に見たるなり

梅の木を水にたてかへよ　　海

梅といふ字の木篇を三水にかへて見れば海となるなり氵はもと水の字なり此故に篆には巛かくの如きを横に略して川かくして又省きて氵としたるかたち三の字に似たるより三水といふ

鷹心ありて鳥をとる　　應

鷹の字の鳥をとりのけて心の字ある時は應の字となるなり

嵐は山を去て軒の邊にあり　　風車

嵐の字の山を去れば風なり軒の字の篇は車なり合せて風車と解たり

竹生島には山鳥もなし　　笙

山鳥を合すれば島の字なり此字無くて竹生の二字を合すれば笙となるなり

道風かみちのく紙に山といふ字をかく　　嵐

道風の二字のうちみちといふ字をのくれば風となる此上

に山といふ字を書けば嵐となるなりみちのく紙は中古の名産なり今も漉出す此名を道退上の意にとりなして解たるなり以上五種八字畫によりたる何曾なり

みやづかひとそ無けれ身を捨てしはさかさまにひくは何ぞも　　八　橋

みやづかへといふべきを二句をいはむ爲にみやづかひとかよはしていへれど是は少しひごとなり此語のうちかひの二字無くまたみの字をも捨ればやつとなるなりしはをさかさまによめばはしとなるを合せてやつはしと解たるなり

なさけある人のむすめに心かけ夕ぐれことにこひぞわづらふ　　姫小松

人のむすめは姫子の意なり下句は待つ意にて合せてひめこまつと解たるなり初句と三句は詞つゞきに形容をそへたるまで何曾の主意にかゝはらず此類他にありなずらへて知るべし

もろこしにたのむやしろのあればこそまゐらぬまでも身をばきよむれ　　唐紙障子

もろこしの社は唐神の意なり身をきよむるは精進の意なり精進障子ともにしやうじともさうじともいへば合せてからかみさうしと解たるなりさて此ものは今からかみとのみいふは略語なりふすまといふはもと衾の名なるを臥席の間にたつるよりかくもいふなりからかみ障子とつづきて一種の名なり今世にいふ如くからかみと障子とふたしなにはあらず今いふ障子はむかしはあかり障子といへりたゞ障子といふ時はすなはち裏表ともに張かさねたる今のふすまのことなり間を障へへだつるによりて障子といふなり子は金子扇子鏤子などいふに同じ

秋の田の露おもげなるけしきかな　　螢

秋の田の露おもきは稲の穂の垂るさまにて穂垂の意にて螢と解たるなり

うはぎえしたる雪ぞたえせぬ　　きつね

ゆきの二字消ればきとなるにたえせぬは常の意にて合せてきつねなり

待よひのうたゝね　　車やどり

一本に人まつよひのとあるかたよしすなはち人の來る間の意なりうたゝ寐はやどる意なり合せてくるまやどりと解たり車やどりは武家の駒繋の如く車より人の下りてま

つ間引入れておく舎をいふなり

上を見れば下にあり下を見れば上にあり母の腹を通つて子の肩にあり　　一

上の字の下の畫は一なり下の字の上畫も同じ母の字の中腹をつらぬき通じたるも子の字の肩に引たるも皆同じく一の字なりかくさまぐ\にいふも何曾の一格なり是をかねては一の字四つなりなどいふはたとへなどの例をひろくしらぬ誤なり

保呂か刀にひを長くかいたる　　ほうづき

刀は片名の意にて保呂のほうの稱のみをとる日の字を長く引て書くは月といふ字なり合せてほうづきなり酸漿はもとほゝづきなれども此ころは今もひとしくほうづきといひしなり刀に樋を彫ることを缺くといへるにや又その意はなくても有べし

しちくの中のうぐひすは尾ばかりぞ見えける　　はちす(蓮)

しちくは紫竹と聞ゆるやうにいひて意は七九なり此數の間は八なりうぐひすの尾ばかりはすの字なり合せてはちすと解たるなり

らふそくのさき鯛の中にあり　　たらひ

らふそくのさきはらの字なりたひの中へらの字をくはへて盥なり

かみはかみにありしもはしもにあり　　ト

上の字の上は卜下の字の下も卜の字なり前の一の字と解たるに同じ意なり

櫻所々にひらきたり　　花紫

櫻は花なり花とのみいへば櫻のことなるはいにしへよりのならはしなり所々にひらくは群咲(ムラサキ)の意なり

人をうらみて昔をかたる　　いれもとゆひ

人といふ字を裏より見れば入となる昔をかたるは舊を言(イ)ふなり合せて入もとゆひと解たり言はいひ髻結はもとゆひにて假字も聲もたがへれども此ごろは今とひとしく通はしいへり古くも行くをいくともいへば近くかよふ聲なり入髻結といふものは髻を括り結べる外に外飾に數多く結び見る類なり是より變りて今の世は丈長紙髷括などくさぐさに轉じ來れり

練糸の眞むすび　　徳大寺

ねりいとは今いふねりぐりのことなりこれの眞むすびに

しまりたるはほゝけてうるはしうはときがたき物なれば心をひそめてする意より解大事（トクダイジ）の意なり

ないしのうへのきぬ殿の上かさね　鵄（シトヽ）

一本には内侍の上のきぬ蔵人の下襲とありて此方まさりてきこゆないしの上をのくればしとなるとのゝ上はとの字なり是をかさぬればとゝとなる合せてしとゝなり一本くらうとの下をかさぬれば是もとゝとなりて同じ

きとうちかへすさいの目九つ　解櫛

雙六の語にていへりむかしはすぐろくをうつといへり今ふるといふは語いやし中々にいやしき博奕には今もうつといへりさてきとは俗にきッとゝ引つめていへり此きとの二字をうちかへせばときとなる釆の目九ッは五四（グシ）と雙六にいふ此數を合せたるなりつらねてときくしと解たるなりときくしは刺櫛に對したる語にてさしくしは外飾のもの解櫛は實用のものなり

喜撰の歌はせんもなく歌もなし秋の月の曉の雲にあへるが如し　木まくら

一本には歌のせんもなしとあり此方まさりて聞ゆきせんのうたといふうちを歌のせんといふ語無ければきの字のみ殘れり秋の月の云々は古今集の序の詞にていひて眞晴の意なり合せて木枕と解たるなり

火をともし候と御入さふらへ　あかりしやうじ

火をともすはあかりなり御入候へは人を請じ入る詞にて合せてあかりしやうじと解たるなり

けふは朔日あすは晦日　さかづき

月のはじめ前日にありて翌日月のをはりなるは逆なれば逆月の意にて盃のことゝ解たるなり

十里の道を今朝（ケサ）かへる　にごり酒

十里の道は二五里の意なりけさを反（かへ）せばさけとなる合せて濁醪と解たり

やわたりのあした　墨染の袈裟

一本に家うつりのあしたともあり意同じ家わたりは仕初の意なり朝はけさの意なりつらねてすみぞめのけさと解たるなり因言今の俗には翌日をあした前夜をゆふべといへどそは轉じたるにてもとあしたゆふべは朝夕のことなり

風まつ房主　鈴虫

風まつはすゞむ意なり房主は師の意なり法師を略して古

くよりかくいへり合せてすゞむしと解たり房主の房は居所にて庵主などいふと同義なり今坊主と書くは誤なり坊は町街の名にて僧には由もなき字なり

ほうり房主　　長押

ほうゐは投の意なり房主は前に同じく合せてなげしと解たるなり

戀の評定　　扇

逢議の意にてあふきと解たるなり議は事を言ひはかるなり

因果歴然　　獦犬

歴然はまさに明なる意にて報いぬと解たりぬは畢たる意にて既に事濟たるなり或人いふ因果とのみにて聞ゆべし歴然は不用の語なりといふてにをはにくらき故なり因果とのみにてはむくいにはよけれどぬの字さだかならぬなり

門を兩方からたつる　　合砥

あはせ戸の意にて解たるなり是らは興うすし

三里半　　側几

四里かゝりの意なり物を爲竟ぬを今も爲かゝりといふことゝいまだ四里におよばざる意にて三里半をかけたるなりよりかゝりは脇側といふ類をいふなり

夕まとひ　　茜

夕まとひは宵まどひともいふくるゝをまたで寐むとする人をいふにてまた日の明きほどより寐る意にて明寐を茜の意に見て解たるなり

なぞたて十三　　解櫛

なぞはもとかういふは何ぞと問かくる語にてつひに此わざの名になりたりさて此ことをするをなぞたてといひけるなり今はかういふ語をさへ知る人なくなりたり料理の獻だてちからわざするを腕だて行列の供だてなどいふ同じさてなぞたては解を專とする意なり十三は九と四と合せたる數にてつらねてときくしと解たるなり五四といふはすぐろくの語なり

ふる天狗　　こま

天狗は魔の意なり古てんぐにて古魔と解たるなり此解たるこまは駒か狛かいづれにてもたがはず

ちしほ　　手翟

血しほは手負の意痛手を負ひて血出る意なるべけれどちしほとのみいひたるは少し言たらずきこゆ手翟はもとて

おほひなれごつゞめてかくもいへばておひご解たり

暦　　　　　　　　　　火　掻

こよみは日毎によしあしを記せれば日書の意にて火掻ご解たり火掻は今十能こいふ物なり十能の名何の意より出たるかいまだ考へず十の能ありなごいひならべたる説十能の字よりおしあてに空説をいへるにて論にたらずもしは燒甕なごいひしを訛りてしうのうこいへるにや

あま雲　　　　　　　　日かくし

天雲か雨雲かいづれにても日をかくす意にて解たるなり日がくしは庇の事にてひさしはもご日障の意なり元來軒の副葺をいふ名なれごもその下の間をもひさしの間こも日かくしの間こもいひ又間こいふここをはぶきて清涼殿の南ひさしなごいひて席をいふ事こもなりたり

川風　　　　　　　　　水　露

川風は水を吹く意にて水露こ解たり一種の水菜の名なり露こいふ名は莖の中通りて空ありて切て吹けば息の通ふ草をいへるにて常の露はもこより水ふき石露も同じ本語は何れもふゝきにて牛蒡を馬ふゝきこ和名抄に有も此意なり山吹も元莖の露に似たるよりいふなり

竹の中の雨　　　　　　やぶさめ

竹の中の雨はやぶさめなり雨をさめこいふは上の語よりたゞちにつく時は春雨群雨(ムラサメ)なごいふ如し氷雨小雨こもいへりやぶはもご彌生の意にて草木何によらず叢生したるをいふ心なるを後世は竹の繁茂したる所のみをいふ名こなりたりやぶさめは元流鏑馬の意にて流鏑馬こ書くも鏑矢を射流す意なりふせは火鎭(ブセ)なごいふに同じく邪祟を鎭遏る爲に神にいのりてするわざなり

泉に水無くして龍かへる　　白　瓜

泉の字水無ければ白こなるりうをかへりてよめばうりこなるを合せて白うりこ解たるなりかけたる語よりつゞきてしかも思ひよらぬ物に解なされて面白し

はちまき　　　　　　　かしらからげ

此なぞ心得がたし群書類從の本にかし山からげこあるはらの字を山こ誤れるなるここ一本にてしられたれごかしらからげこいふ物別にあるにやしらずはち卷かしらからげなるここはいはでもしるければそれのみにてはなぞにはなりがたしもし元結やうの物か

野中の雪　　　　　　　柚(ユ)の木

のゝ字を中へいれてゆきを上下にわくれば柚の木とゝかれたり

わこせにそふも此春ばかり　　棗(ナツメ)の木

わこせは吾御前なり男より妻などにいふ語なり俗にわごりよともいふ吾御寮にて意は同じそふは夫婦配遇の意なり此春ばかりにて夏より別るゝ意夏妻退去と解きて棗樹のことゝ知らるゝなり

よひかへせ〳〵　　ひよ〳〵

よひを下よりかへせばひよこなるをかさねていへるなり

ひよ〳〵は鳴聲より出で雛鳥をいふ名なり俗にひよ子といふも意は同じ聲とのみ思ひてはわろしなどをときたる語はみな體の物ある名目の例なればなり

御前にさふらふ　　五葉松

御前に侍るは御用を待つ意にて解たり御用はごよう五葉はゴエフにてかなはたがひたれど後世はすべて音聲亂れて同じさまに口にいへばかよひて聞ゆるなり

ゆるりの追風　　佩楯(ハイダテ)

ゆるりは圍爐なり風ふけば灰のたつよりはひたてと解たるなり

柚は皮ばかり　　炭斗(スミトリ)

柚の酸は實にあり皮ばかりにて酸味を取去たる意にて炭斗と解たるなり

火鉢の下に炭かしら　　蓮

火鉢の二字の下のみははちなりすみの頭字はすなり合せてはちすと解たり

臆病武者の軍評定　　挽木

引退かんとする氣質見ゆる意にて臼の挽木と解たるなり

うへもなき思を佛とき給ふ　　心經

思といふ字の上なきは心となる佛のとく法は經なり合せて心經と解きたり

けふの狩場は犬もなし　　尺(タカバカリ)

狩に犬なきは鷹ばかりの意なり尺は俗に物さし又鐵にてつくるよりかねざしなどもいへどいにしへはたかばかりといへり丈量の意なり因にいふかねさしは鯨尺に對して鐵尺なりこの意通例なれども又思ふに曲尺は寸尺を量るのみならず曲か直角の方正をも訂し又裏面には正角の斜をも示したれば兼用ふる意にて兼尺といふより出しも知がたし

老男袖をひろげてたちまはる　　燒亡

老男は尉の意なり袖をひろげてたちまはるは舞ふさまなり合せて尉舞ふを燒亡の意にかよはし解るなりかなたがひの事は前にいふ如し尉は音いにてしようの音にはあらぬを署官の八省の丞の字の音より出で判官をすべてショウといふより四衛府の判官の尉をもよみ來れりさて尉の字に老男の意もなきをかくいへるは亂舞の式三番にあこの尉いろの黑き尉などいふはたゞ名をさゝず人官もていふ稱なるをその假面皆老人の容なるよりつひに尉といふを老人の稱の如く心得誤たるひが事ながらはやく此なぞの比もさやうのかたにていへるなり

ほうづき　　鉞（マサカリ）

鬼燈はもとほゝづきなるをほうと引て轉じたりそれを頬づきの意にて日さがりと解るにや頬は日より下に下りたる所なるよしなり日放りよとおもへどさては頬にかぎらぬことなりこの意ならばあまりおもしろからぬかたなり猶解ざまあるにやしらず

十三になれどもひだるい　　串柿

十三は九四の數を合せたるなりひだるいは餓鬼の意にて合せて串柿と解たるなり

海の道十里にたらず　　蛤

海のみちは濱の意なり十里にたらぬは九里なり合せて濱ぐりと解たるなり

何も漆の有る時　　塗桶

なにゝてもうるしの有合せたる時には塗りて置けと命ずる意にて解たり塗桶は埴土にて製し素燒にして黑漆をぬりて綿つむ具なり

なぜに醉た　　推茸

いかにそのやうには酒に醉たるぞとがめたる意にてそのよしの答をもし解たるもなぞの一種なり強てすゝめたる故にと答たる意にてしひたけといふは此けの辭西國邊にては今も語の末にけにとそへていふ關東江戸などにても行たりを行たつけ來たりを來たつけなどいふ意也轉じて決着の時におしはかる時にもいへどまづはやゝうたがひてさだかならぬ意をふくみたり又そのわざその故といふ所にも何々のけ（氣）にてなどいふは殊にこゝにいふ所に近し

垣の中の篠　　鵲

かきの二聲の間にさゝを入るればかさゝぎとなるなり

深山路やみやまがくれのうすもみぢもみぢは散りてあとかたもなし　　茶臼

みやまぢやといふうちのみやまかくるればちやの二字のこるうすもみぢのもみぢちりてあとかた無ければうすの二字のこるを上と合せてちやうすとなるなり

ふくろうの黒うはなくて耳づくの耳のなきこそをかしかりける　　文机

ふくろうのくろう無ければふとなる耳づくみゝ無ければづくとなるをかしは笑ふさまにて笑といふ意なり笑顔などいふゑと同じ合せてふづくゑと解たるなり

宇佐も神熊野も同じ神なれば伊勢住吉も同じかみ〴〵　　うぐひす

神をすべて上の意として宇佐くまのいせすみよしの四ツの上の聲をあつめてつゞくればうぐいすと解るゝなりひといとかなはたがへど上にもいふが如く後世口稱みたれたればかよへり

輿のうちの神幣　　柿團扇

此何曾うまくは解得がたし輿は舁くものなればかきうち

の意か又は垣の意に見たるにやさて幣をさしはとも又はとのみもいへば幣をとの意に見てかきうちはと解たるにやあらむ猶考ふべし柿うちはは今もいふごとく柿の澁をぬりたるうちはなり翳は鳥の羽をもてつくる故に羽といひさしかざすものなればさしばともいふなり

にくさによりぬるまながら忘れぬ　　軒のしのぶ

にくさにさりぬは離縁の意にて退たるなりさはあれどなほ心にわすれぬはその人を忍ぶなりしのぶに三種の意ありしたふ意なるはこゝの如し憂きをしのび寒さをしのぶなどは堪忍びこらへゐる意なり人目しのぶなどはかくす意なりさてつらねてのきのしのぶと解たるなり軒のしのぶといふ艸は蘗生艸とていつまで草ともいふ物なり朽たる軒朽たる樹などに生ふるものなり今の世軒下など釣りて蓬の葉の小細なるやうの物をもしのぶ艸といへどそれにてはあらず

寄手のひがごと　　じやうり

よせ手は城などへせめよせたる軍陣にてひが事は無理の意なれば城方の理なりといふ意にてじやうりと解たるなり今の世草履のことを女わらべなどはじやうりといふこ

れなり此ごろよりはやくかくもいひけるなり

文机のうへの源氏の九の巻　衾

ふづくゑの上はふの字なり源氏物語の第九巻めは須磨の巻なればあはせてふすまと解たるなり衾は夜具の類をいふ名なり此なども問かけたる語よくつゞきて解く意もおもしろし

鹿をさしていふもならひ　馬(ウマ)　莧(ヒユ)

鹿をさして馬といひしは秦の世の趙高が威を試たる故事にてあまりなるしら〴〵しきたがひの世のたとへにいひならひたれば譬喩の意にて馬ひゆと解たるなり莧は野菜にあり馬とそへていふはそれに似てやゝ異なるをいふ稱也蕗(フキ)に似て異なる牛蒡を和名抄馬ふゝきとあり農具の馬鍬また馬槽も此類なり和名抄は靑葙をも牟末久佐鱧腸莫(ソ字)(末木大之とあり此類ならむか)といふもあり犬莧犬山椒犬櫻の類なり山といふもあり山多豆山牛蒡山ぶき山白薇(カヾミ)山百合(ユリ)山薯蕷(マトコ)山魅山姥の類なり藪といふもあり藪鼡藪茗荷藪醤の類なり鬼といふもあり鬼蓮鬼薢鬼薊の類なり姫といふもあり姫百合姫桃姫糊の類なりヒとのみそへたるもあり曾祖父曾孫枌非藏人の類なり是らを非の字の音と思ふは誤にて一重隔てある意なり野といふもあり野菊野石竹の類なり此外にも海川里濱(草木花鳥)猿狐(魚名蟲獸の名)などをそへて分ちいふもあり何れも眞物の他に似てやゝたがへる物をいふ名なり又同じ物にても生ずる所のたがひによりていふもあり時候のたがひにて春夏秋冬などをそへていふもあり此類は別にくはしく記しおきたれども因にいさゝかこゝにいふなり又色をもて赤某白何黑何など分ちいふもあり猿滑犬走鳥歪樹の類は別にその意ありてつゞきたる名なれば此例とは異なり

夢かへりて宵過ぬ　日結(メユヒ)

ゆめをかへせばめゆとなる宵過れば日となれば合せてめゆひと解たるなり日結といふは今いふ鹿子絞(カノコシボリ)の事なり眼の如く糸もて結びて染ればなり鹿子といふも鹿の脊の點斑に似たればなり紋所の三ツ目結四ツ目結も是なるを今は結をはぶきていふ如くかの子絞もかのことのみいふやうになりたり

さしぬきのすそ梅したるかへり花　さし繩

さしぬきの語すそ損じたるは下をはぶく事にてさしとなるかへり花ははなの二字かへるとことにいひなしてなはとなるを合せてさしなはと解たるなり

やたら足をやすめず古さとにかへりてはゆく山路なりけり
木天蓼(マタタビ)

古さとにかへりは又ゆく意にて久旅といふ語に見て解たるなり木天蓼は古くはわたゝびといひしかど後には今の如くまたゝびともいふなり

廿人木にのぼる　　茶

木の上に廿人の字をそふれば茶の字となるなり但此何曾は古くも茶の事を艸人木などいへどめづらしからぬかたなり

金柑のくひやう　　にし

此など解しがたし此ごろの諺など又きんかんは三ツくはぬ物なりなどいふ事のありもやしけむさらば二四の意にてきんかんは二ツか四ツかくふをならひとするなるべし今世俗に香のものなどを三切を身切の聲に聞ゆるをいみて二きれならざれば四きれもる事などある類なるべしさて解たるにしは西の意か赤螺子(ニシ)かいづれにてもたがはず

やぶれせんざい　　梨壺

せんざいは前栽にて後園に對したる名にて南おもての艸木をうゑたる庭にて今もつぼのうちなどいふ書院の前庭なりやぶれはその破壊して艸木も無きをいひて無し壺と解きたるなり梨壺は禁中五舍のうちの一舍にて昭陽舍といふ殿(トノ)をいふ此殿の前庭に梨樹あればなり此御石庭は壺壺などかきて音もコンなり器物の壺と同じからず

はちの中の海藻　　しめじ

鉢の中ときこゆるやうにいひて意は八の中なり海藻は和布なり八を二ツにわけて四々の中にめをいるゝ故にしめじとなるなりしめじは菌(キノコ)の名なり

露霜おきて萩の葉ぞちる　　月

つゆの下を除けばつとなるはぎのはを散失すればぎとなる合せてつきと解きたるなり下をのぞくを霜置しときこゆるやうにつらねて上下の意通じたるかけ辭歌の下句のしらべになりていとよく月とかでも同じ秋の景物にて此などおもしろし

風呂のうちの連歌　　袋

ふろの間に句をいるればふくろと解るゝなり連歌は句の事ときかせたるなり

しほ〳〵としほ〳〵〳〵としほ〳〵としほたれまはるやどの夕顔　　やしほのひさご

しほといふ語八ッあれば八しほなりゆふがほは瓠なりひさごは生りたる實の中を抜きて皮を乾かし用ふれば久しくたもつ物なれば久皮の意なるべしかはをことといふは吹革もとふきかはなるをふいごといふが如しやしほは異國より舶れる椰子といふ木實の皮にて甚堅きものにてこれもひさごなりやしほのほは木の實をさしていふ一種の稱にてもと矛といふ言の略なり古事記に橘の數をいふに矛八矛と見ゆ今の世に九年ぼあり櫻實をさくらんぼといひけんぼ梨子もあり柿にきおんぼといふもありてみな同じ意なり

いひそめし日より心をつくすかないつ逢そめてうちはとくべき　　めづくし

おもては戀の歌にいひなしてそれといひ出しより心をつくして物思ひをする身なるがいつより逢はしむるやうになりて戀しき人の心もうちとけゆくならむといふ意なりさていひそめを糸にて結びはじむる意にたとへ逢そめを藍染ときかせ染たる上に解く意なり三句盡すはことごとくの意にて目づくしと解きたるなり目といふは鹿子絞なる事前の目結の條にいふが如し目盡は一面にひまなく目結したるにて俗に今一向鹿子といふ意なりひッたはひたすらひたものゝひたにてひとへにといふも意同じ言と結とかなたがひ逢藍とも假名はたがへど是ら皆後世は口稱まぎれてかよはしいふならひなり

人突く牛をとくうのき見む　　ひつじ

ひとつくうしといふ語の中をとくうの三聲を退けて見ればひつじと解くなり人つく牛に出あひて危ぶければ疾退べしといふ意にて疾くうといふはくの音を引ていへばくうとなる故にきこえぬ語にはあらず古くも詩歌をしいか女御女房を世にようごにようばうなどいへりかつ畿内邊の人の訛として一言の語は多く引て言ふ癖あり和布をめいと言ひ子をこう日火もひい手をていと言ひてみづからは心つかず語輕ければひくともなく長くいふなり此故にめいていの類はめェてェときこえていとはきこえねど是は語例にてしるすなり四時露路なども同例にて猶多くあり

かりはひがことはなをかへすゆゑ　　鐵輪

かりはひがことは理は非事にてあらぬ意なればかのみ殘るはなをかへせばなはとなるをあはせてかなはと解たりかなはなれどもかなたがひは此ごろは論におよばず此か

けたる詞よくもあらず古今集に春霞たつを見捨てゆく雁は花なき里にすみやならへるとある歌の意にて花を捨てゆく雁はひがことなりこの意はきこえたれど花にかへるゆゑといふべきをなぞの爲に花をかへすといひたればかくては雁が花を歸しやるやうにて歌の意とたがへるのみならず語の意もとゝのはず

羊の角なきは仙人の乘物　　菱　鶴

ひつじのつの字無ければひしとなる仙人の乘物は鶴の意にて合せて菱鶴と解きたり菱鶴は織物の文の名なり

妻戸の間より歸る　　松

つまどのまの字より上へ反ればまつとなるなり

雪のうちに參りたり　　湯　卷

ゆきの間にま入ればゆまきとなる參はまゐるにていることかなはたがへど例の後世のならはしなりかけ詞かくつゞきてきこゆ湯卷はもと湯に入る時女の前あらはならぬやうにこしに卷たるよりの名にて常はまかずかりそめなる故に今も紐はなきを本義とすつひに紐をつけて二幅といひて常に下袴のかはりとすることと轉じたれども名はもとのまゝにていひ又湯具ともいふ湯文字といふは女詞の例にて抄子を抄文字肴をさもじ目見を目もじなどいふ例なり髪をかもじといふを又一轉して今は副髪の事となりたり此類もなほ多し

門の中のかみなり　　唐　糸

かどの間にらいの二聲を入るればからいとゝなるなり雷の字音らいなればなり唐糸の名はもと舶來の糸より出でつひに一種の糸の名となりたり此例は唐衣唐猫からくれなゐなどの如く必しも異國の物にかぎらずやゝ常に異なるをいふ稱なり

みたらしのみそぎ　　たらし

御手洗川は神社近きほとりの川をいふ賀茂社にては則加茂川をいへり伊勢物語に戀せじとみたらし川にせしみそぎ神はうけずもなりにける哉此歌の詞にてかけたるなりみたらしのみをそぎ捨ればたらしと解るゝなりたらしは弓の事なり但此なぞはかけ詞のいひさまはよくて解たる所は證うすしみの字をはぶかずみたらしといひても弓の事ともなればなりみは御の意にてあるもなきも意はかはらず元來は萬葉集などに御執之梓弓など出てとらしは取を延たる語にて弓は士の手にとるべき物なればかくいふ

こと劔は身に佩(ハク)物なれば御はかしといふと同例なるかと
らしはたらしと轉しはかしははかせと轉し來れり川にい
ふみたらしは御手洗(ミテアラ)はしといふ語のつまりたるなり

京中にてぞ夜あけぬ　五條袈裟

京中は五條の意夜あけたるは今朝の意にて五條にけさ參
るさまにて解たるなり此なぞ五條を京中といふならばよ
けれど京中といひては地名多くひろきを五條とのみきか
せんは少し荒涼なるいひざまなり

春の農人　たすき

春は農人の田を鋤かへす時なればたすきと解たるなり

ゐなか人の聲　鉛(ナマリ)

田舍邊鄙の人の語は訛謬(ナマリ)ある意にて鉛と解たるなり

脊のうしろは駒のすみか　腹巻

脊のうしろは腹なり駒のすみとだつ所は牧なり合せては
らまきと解たり

魚とる鳥の物忘れ　温飩

魚とる鳥は鵜なり物忘は鈍(ドン)なるなりつらねてうどんと解
たるなり

ゑのころの湯洗ひ　犬蓼

ゑのころは犬なり湯洗ひは蒸温なり俗にも痛所などを藥
湯にて洗ふをたでるといふ合せて犬たでと解たり犬蓼は
莚草なり蓼に似てやゝたがへる物なる事前にいへるが如
しさてゑのころは古くは犬をゑぬともいへりぬとこと通
ひてゑのともいふなりころは子等(コラ)を轉じていふにて狗兒
にてあれどもなぞは解詞をあらはにいはぬが主なれば犬
とはいはざる爲に語をかへてかくいへるなり

五輪の下の化物　袴

五輪の下は墓なりばけものは魔の意にてはかまと解たる
なり或人いふ五輪にて墓はきこえて下といふ事は長物な
らずや答ていふそは今世に石塔婆をやがて墓といふ物と
心得たる誤なり石塔は石塔婆なり又塚とも墳ともいふ墓
なり猶くはしくいはゞ五輪とのみにては地水火風空の事
にて石塔婆卒都婆のみの事ならねば五輪の塔の下ともい
ふべきなれどそは世にいひなれたるまゝにてわづらはし
くはいはぬながら下のといへるにて此頃までは今の如く
は心得誤らざりしこと知らるゝなり

それたべておつとる　紅梅

稚子のわけなく物をほしがりてくひて取るさまの詞にて

子祭の意にて紅梅と解たるなり稚子といはざれどもおつ
こるなど語勢をそへて引うばふわけなき意をこめたりた
べはたまへにて俗にくれといふに同じ

やこのけいせい　　一越調

けいせいは遊女なり功をつみて手だれの業あるをこつち
やうこいへりこはよく人の心をまごはす意を古狐の人を
魅すにたとへ古狐は頂の毛兀たるよりして兀頂といふ戯
語にてその中にも第一の功者の意にて一兀頂一越調と解
たるなれとやことゝいふにて一の意をふくめたる意知りが
たしおもふにやこは宿驛などにゐる遊女にてそは普通の
所のけいせいよりも旅中多くの人にも馴れて轉變速なれ
ばことに眞情は無くして誑惑すること多き故なるべしけい
せいの名は一咲傾城などの語より出たり此稱宇治拾遺物
語にけいせいと寐たる夜など見えたるは正しく遊女の事
なりたゞ着色をさしていふとはやゝ異なり

さゝかきわけて鹿やふすらむ　　さし傘

さゝをわけて中にしかを入るればさしかさと解くなりさ
しかさとはたゞちに着る笠あるに對しての名なり

楊枝のさきに血つきたり　　丁子

やうじの上にちをつくればちやうじとなるなり

山雀が山をはなれてこぞ今年　　唐錦

山がらの山はなるればからとなるに去年今年は四季ふた
つなれば二四季の意なるを合せてからにしきと解たるな
り

三十六町さきにふくろう鳴きて蔀遣戸たまらず　　一りうほうさいやれ

三十六町さきは一里なりふくろうのなく聲はウホウとき
こゆるなり蔀も遣戸も物のさかひにありて際の意なりた
まらずは破れ損じたる意なりつらねて見れば一里ウホウ
際破れと解くなりさて此語何の意か今世にてはきかぬ語
なるを考ふるにむかしの神祭の練物風流の囃辭なるべし
一流はくさ〲の中の一種の風流の意ほうさいは報賽か
報祭かの意にてもと祈願成就の御謝の爲出せる意なるべ
しやれははやし辭なりほうさい念佛といふ事も古記に見
えたるが此ほうさいも前に同意にて佛恩報賽の意なり是
を法齋といふ僧又は法西寺といふより爲はじめたる故な
どいふは附會の說なり狂亂の者を笑ふにきちがひよほう
さいよと古くいふも狂人の笹などに物をつけてねりあり

くを狂人にや又報賽の風流にやとおぼめきていひしにて
是は同じ語なり

八十一のきさききらかさね　　　　こしき

是は此何曾一部の中の難物にていかにも解きかたしもし
は此解はこしきにてはなく解たる語を脱し次に又かけた
る語ありてこしきと解たるなりけむをはじめに寫す時ふ
と行をばあやまりて次の辭を書きて間の脱したるにやあ
らむさる事寫本にはよくあることなり別に古寫本を得て
訂正せば知らるべし
右の意にて脱たりとかりに見てさて此辭をいかに解なら
むと考へ見るに后の綺羅かさねは世に十二の御衣などい
ふにより八十一にくはへて九十三着といふ事にて和田義
盛の一門九十三騎の事と解にやともおもへど和田の事な
くてたゞちに九十三騎とのみいふべくもなしさらば又き
らかさねとあるかさねの語によりて十二を倍して廿四を
八十一にくはへ見れば百五となる貢調の物を百五物とい
へば是と解くにやと思へど物といふ事のよしなしさて脱
文ならむとは思へどもし此まゝにてしひて試に解かば八
十一女御といふ事あればそれを后ともいひなして伊勢の
御攝津の御などいふこともあれば是をとの意としてきら
かさねは儀式の意にて御式と解きて甑とかよはしいへる
にやあらむとはあまりにせんかたなきまゝにせめていふ
までなり猶考ふべし

御僧の寮に物忘れしたり　　　　行燈

僧の寮は庵の意なり物忘れは鈍なり合せてあんどんと解
きたり燈をトンの音にいふ例は宋世以來の轉訛にて今の
清世までにいと多くなりたり東京徑山呂宋明清などの類
枚擧に堪へず是らの移れるなり行をアンの音にいふも同
例にて是はアとカと喉音にて通ふ例鞋をカとも下を下三
連下火ともいふ類行宮行在所行脚の類これも猶あり

夏のむし　　　　ひとり

夏の虫は燈をとりによる意にて解きたり但此解きたるひ
とりは獨の事かまたは火取の事か火取は火を取扱ひ運び
などする器なり是ならは意に轉用なくて興うすくおぼゆ

ぬれぶみ　　　　干海松

ぬれぶみは艷書をいふ濡れたれば乾して見る意にて解き
たり

夏衣冬ふりにけり　　　　かたびら

此解きたる語もしはかたびら雪とありけむを雪といふ字を寫脱せるにや帷子とのみにては冬ふりにけりといふ事おだやかならず夏衣の名にて冬降る物をかけたる意なればなりかたびら雪とはうすくふれるをたとへいふなりさてかたびらは合せ糸ならず片糸にてよりをも多くかけず平糸にて織るより片平の意なり今も羅に精好平仙臺平川越平生平五泉平などの名多くあり

鐵の柱に綱つけて綱をば引かで柱をぞひく　針

かねのはしらは針をたとへいふにて綱つけては針に糸をつけたるたとへなり柱に綱つくるは柱をひくべき爲なるべきを今いふ所はかへりて綱は引かずして柱のかたを揃引て綱をそへてうごかすなりといひて物縫ふさまをたとへ全章みなたとへていふ何曾の一種の體なり

腹の中の子の聲　柱

子の字の音はしなり是をはらの中に入るればはしらと解るゝなり

つる　手　綱

たづも鶴のことなりたづの名の意にて明なれど同じ名にてまぎらはし

狐のともし火　掛　帶

狐の火は尾にともすよしにて尾火の意なり尾に火の掛る意なるべけれどかけの意さだかならずかけ辭のいひざまのわろきなり掛帶は別に上にかくる物なり

にがみ／＼ゆがみ／＼　帚　木

にがむとは顔をしわめてくるしむさまなり源氏物語にあつきにとにがみ給ふとありさてかくきこゆるやうにいひて意はいろはにほへとのにの上ははにてかへしてはゞなりゆがみも曲みたりときかせてあさきゆめみしのゆの上はきなりかへしてきゞなり合せてはゝきゞと解きたり是らいとおもしろし

沖の中の釣ふね浦によする　雨　蛙

一本におきの釣船浦によせくるとあり此かたしらべよしおきの釣船は海士なり浦によするは歸るなり合せてあまかへると解きたり今俗にあまといへば潜女の事と思ふ人あれどあまは漁人の總稱にて男女にわたれり泉郎又海士とかくも女ならぬ證なり歌に伊勢男のあまともよめるをや

いそがしげにもあゆまぬものか　練　貫

徐歩するをねるといふは練供養練物などの如しぬきはその事をつくすをいふなり俗言に爲遂るをしぬくといひ見極るを見ぬくといふが如し練貫は絹類にいふ名也

茶は無くばなひきそ　　うす折敷

一本茶はなくとあれど誤なるべし茶無くば挽事なかれといひて臼惜しき意にて薄折敷と解たるなり

一字千金　　紫苑

文字をよみかくは一字千金の賜物にて敎へたる師の恩なりこの意にて解きたり例の恩はおん苑はをんにてかなはたがへり

通りざまにひとこぶし　　雪打

かけ辭は道を行なから一拳あつる意にて行うちを雪打にかよはし解きたり雪打は戯に童などのする事なり

兒の髮なきは法師には劣り田舍におけ　　碁石

ちごの上無きはごとなるほうしには尾を取用ふる意にてしなりさていを中に置けばごいしとなるなり石はいし田舍はゐなかにて假字たがへど例の後世の通音なり

たまづさの中は言葉　　松

たまづさの前後をはぶき中を言葉とすればまつなり

戀には心も言も無し　　絲

戀の字心も言も無ければのこりて絲の字となるなり

嵐のゝち紅葉道を埋む　　霜

あらしといふ語の後はしの字なりもみぢのみちを埋みかくせばもの字殘る合せてしもと解きたるなり是もかけ詞いとよし

東おもて　　鶉

東は卯の方なり面は頰なりすなはちうずらと解きたり

西　　人麿

にしは日の入とまる方の意にてひとまると解きたり人の名にはまろなれども後世は通はしてもいひ丸ともかけばなり

女房　　尼ヶ崎

女の世すて人は尼にていまだ世にあるほどは女房なれば尼の以前の意にて解たるなり尼がさきは攝津の地名なり

ふみ　　巾子紙(コジ)

此ふみは文の事にあらず書籍(フミ)なり書は古き事を記したる紙なれば古事紙の意にて巾(コ)子紙と解たるなり巾子紙とは天皇の御冠に巾子を貫通してあつる紙をいふなり

切重ねたる輪なま鳥　　螽蟖

きりをかさぬればきり／＼なりわをますのなまを取ればすとなる合せてきり／＼すと解きたるなり

隠せ　　白砂

人にしらすなの意にてかくせと命じたる語なり一本解たる語しらずとあるは誤りてなの字を脱したるなり無くてはきこえず

くへば多しくはねばすくなし　　鳥の巣

鳥の巣はかくることをくふといへばくへは子をうみて數多くなりくはざれば子うまぬ故にすくなきものは鳥の巣なりといふ是も古きなぞの一體なれどもきこえにくし

たちばな　　犬櫻

座をたつは去ぬなり花は櫻をいへばいぬざくらと解きたり

四々十六　　八撥

此何曾は作者の思ひたがへるにて二四八といふべきなり二四はやつなり八は其まゝにてやつばちと解るゝなり四四十六にては四と四とはやつなり十六を撥にあつれば八ッあまりてせんかたなしやつとはちと合せて十六とすれば四々は不用の語なり思ふに解きたる語獅子八撥とあるべきを脱したるにやあらむさらば四々はたゞちに獅子に當れり望月の謠曲にも兒は八撥をうちあるじは獅子を舞ふ事ありむかしは田樂法師の業なりやつはちは羯鼓にて表裏より撥を用ふれば彌ッ撥の意なり他の鼓類はみな片面のみをうつに此物のみ二方よりうてばかく名づけたり

道風のゝち佐理手は跡には上もなし　　盜跖

佐理を去の意にて道風の後の字を去ればたうとなる手跡の上の字も無ければせきとなる合せてたうせきと解きたるなり跖は柳下惠の弟にて兒とはいたく心違ひて盜を專とせし故に綽號して盜跖といふとぞ

西行はさとりて後髪を剃る　　經

さい行のさをとりて後又上のいの字をも剃りはつればきやうとなるなりきやうの清濁にはすべてかゝはらず解く例なり

紅の糸腐りて虫となる　　虹

紅の字の篇の糸腐り變じて虫となれば虹の字となるなり

義朝はよしなき父の首をとり弓取ながら弓を捨けり　　友千鳥

よしともよし無ければともなるちゝの首をとればちとなる弓とりの弓を捨ればとりとなるを合せて見ればこもちどりと解けるなり義朝父爲義を討たる事平家物語などに見ゆ此なぞの歌よく首尾とゝのひ解さまもいとおもしろし

ひきての中の塵　　　　篳(ヒチ)篥(リキ)

ひきの中へちりを入ればひちりきとなるなり但ての字あまりてせんかたなけれど建具の引手と聞ゆるやうにいはむとてやむことを得ずかくいへるなるべし

一の谷の合戰に一の名を擧しは九郎判官義經熊谷次郎直實是らはみなかへし合せしゆゑ　　　鵠(クヽヒ)

一の名を擧ることは第一の聲をあげ用ふる意にていちの谷のいの字九郎判官のくの字熊谷のくの字にてひとつゞきの語はみな捨て用なしとて上の三字是らをみなうちかへしてよみてくゝいと解たるなり但鵠はくゝひなれども後世下につくひは皆いと口にいふまゝにかよはしてかなたがひにかゝはらず

四季のはじめ月のをはり　　　花扇

四季のはじめは春にて花に逢ふ時なり月のをはりとは四季とも三ヶ月のをはりの月の意にて季の意なり季は末にて三月九月を季春季秋といふ是なり合せて花逢季となれば花扇の事と解たるなり花扇の事は前に記せり

盃を寐覺にさゝるゝはよしなきことゞけゆゑ　狐

此なぞ解きにくきをおしはかるに寐覺にいまだ酒機嫌にも無き折から人の盃をさしたるはよしなく不興なる義理だて故に盃は來つゝもわざとさめやらぬ顔にて猶寐たる意にて來つ寐の意にて解たるなるべしとゝけの言ひざま今つけとゞけなどいふ意にて心づけあいさうのさまなり

紫のうへかくれしみぎりに源氏のあとをとゞめしはいかに

　　紙

紫の字上隠るれば糸となる源氏の二字あとの氏の字のみをとゞめて合せ見れば紙の字となるなり源氏物語の卷に紫上うせ給ひ源氏はあとに殘り給ふ意にてさばかりむつまじかりしを共にうせもはて給はぬはことがめたる辭にてよくかなひておもしろし

盃願はくかわく事なかれ　　きつね

逆につきをよめばきつなりねがはくの語かはく無ければねとなる合せてきつねと解たるなり乾はかわくにてねが

はくとはかなたかへども口稱によりて通はしいへり

雨のうちのゐねふり二時過ぬ　　あふりめ

一本にねふりとのみあれどさては二時といふにかなはずゐの字の腕たるなりさらずば一時とあるべし居眠を亥子ふりの意に見て亥子の二時過去ればふりとなるをあめの中へ入るればあふりめと解るゝなりさて此あふりめといふ物は何ならむ今針金の編たるをあぶり子といふ六角の籠目にあみたれば此物をいふなるべし夏の一種にあふらめといふもあれどそれにはあらじ

銹かへりたる劍のさき　　ひさけ

さびをかへりてよめばひさなりけんの尖はけ字のなりつらねてひさげとなる此なぞ語よくつゞきておもしろし提子は今いふ銚子にもあたり又湯水をいれて持運ぶ器なれば鑊子片手桶湯桶土瓶やうの物にもあたるなり高貴の方には今もひさげとて用ふれども所によりては名もかはり又見ぬ人もあれば大意を注するなりすべて古き物を今にあてゝ注する事いと難きわざにて名のかはれるあり用ふる所のかはれるありかたちのかはれるありつかひざまのかはれるあり昔一種の物後は五六種にわかれたるもありて一言にいひつくしがたくいひては中々にたがふ事多きことこゝのひさけの如し

夕顔のうへうせて後右近がこんといはぬもことわり　　かほうり

ゆふがほの上失ればかほとなるうこんをこんといはねばうとなることわりは理の字なりつらねてかほうりと解たるなり源氏物語夕顏卷に夕顔の上身うせて後そのつく人の右近を源氏の君まねき給へどもとくもまゐらむといはざりし事見えてその意よくきこえてかけ詞おもしろしさて此かほ瓜といふはいづれをさしていひけむ或人は今いふかぼちやなるべしもと東埔塞より產したる瓜の一種にてかぼちや瓜といひしをはぶきてかくいひしならむといへどいかゞあらむ按ふに冬瓜をかよはしてかくもいふか又は貌花貌鳥など古くいへるはみなうつくしくかほよき花鳥をいへるにて見れば今越瓜の一種にことに白くうるはしくてやゝ常のよりは小きを浪花わたりにて花丸といふ是もし貌瓜ならむか

源氏のはじめ狹衣のはじめ人に申さむ　　いせ物語

源氏物語第一桐壺の卷の文はいづれの御時にかとあり狹

衣物語の第一の文はせうねむの春はをしめこもこ書出せり此二かたのはじめの字をこればいせこなる人に申は物語なり合せて伊勢物語こ解きたる此なぞたくみによくかなひていこ〱おもしろし

明石の上桐壺の更衣にはおこり　　すまい

あかしのうへは明石の入道のむすめ桐つぼの更衣は光源氏の母君にてこもに源氏物語に見えたる美婦にてくらべたるさまにいひなしたるなり源氏物語巻の順次明石の巻のうへは須磨なりおこりは尾を取用ふる意にて桐壺の更衣の尾はいの字なり合せてすまいこ解たりさてこのすまいこは相撲か住家かいづれにてもいこひこ假名はたがへご例の後世の口稱の通ふなり劣はおこり尾はをにてこれも同じたがひあり住居こも字をあてゝ書くよりすまゐのかなこ心得誤りたる人もあれご居は意にてそへて書くのみにてすみてゐる事にはあらずたゞ住をのべ辭にてすまひこいふなりその例祝をほがひ願をねがひ笑をゑまひ忌をいまひこいふに同じ

むさし野ははてもなし　　むさし

むさし野のはての野字なければむさしなりさて此解たるは武藏の國名かさてはむさし野も同國にて同義なればなぞの詮うすし世にいふ童のもて遊ぶ十六むさしこいふ物の意なるべし五雜俎に馬城こ出たる物にて日本紀などに城の字をさしこよめればもこうまさしなるをうは例にて省きてもいひまこむこ通ひてむさこいふならむこ祖父の說ありて玉かつまに出たりうまのうをはぶく例は秣は馬艸の意也馬襲などもいふまこむこ通ふ例は蒲原をかむばら鰥寡をやむをやむめ上野國の郡名奈萬之奈に男信こ和名抄に見えたるなごなり

山を飛ぶあらしに虫ははて鳥來る　　鳳

嵐の字山を飛ばせ虫をはたせば几のみ殘るに鳥來れば鳳の字こ解きたり

車の上に輿はおこれり　　櫛

くるまの上はくの字なりこしの尾を取て上に添ふればくしこなるなり此何曾こしの尾をこり除る意に見ればここなる上のくの字を合せて狗杞こも解かるゝなり尾のかなのたがふことはすでに前にいへり

谷の虎　　たゝうがみ

たにはたの字二つの意にてたゝなり寅は十二支の卯の上

にあればつらねてたゝうがみと解きたり簡易にいひてたくみにおもしろしすべて何曾いひかけたる語は長く解きたる語は短き物なるに是はかけたるも解たるも五言にて同じほどなるはめづらし前にもこれと體かはり此の如くたくみならずさて疊紙といふは昔はたゞ紙をたゝみて懐にして臨時の用に備ふるをいふ言にて今の鼻紙といふに同じ今の世別に厚く美しくして物をつゝむ料にしたる物とは異なり

蟹鷹をはさむ　かたかに

かにの間へたかとはさみて見ればかたかにとなるなりさて此かたかにとはいかなる物ならむ干潟などに居る蟹をいふかさてはかけたる辭に蟹といひあらはしたれば詮少し萬葉集にかたかこの花といふ名見ゆ是はかたき百合といひて百合の一種なりと説あり此ゆりねを干して粉にしたるが世にいふかたくりにて則かたこゆりのつゝまれる名なりもしは此蟹の名とにや

まろきもの　炭斗

丸き物はすべて角なくすみ〲をとり除きたる意にてすみとりと解きたり

光る君うつろふかたともろともにうせにし君の末をしと思ふ　すまひ

光る君は光源氏なり此君のうつろひ給ひしは須磨なりうせにし君は源氏の北の方葵のうへにてあふひの末はひの字なりつらねてすまひと解けり前にいふごとく此すまひも相撲か住棲か知りがたけれど是はいづれにてもかなづかひ正しくかなひてよし

長老のふたゝび寺を出たまふ　衝重

僧の寺を出るは追院の意なり字音の韻を省く例は喜撰右近左近散毬打玄蕃勘解由の類許多ありて追院とよむべし二たびはかさねなりさてついかさねと解たりつゐとついとかなはたがへど是も後世の口稱による衝重は今の重箱やうの物なり此頃は白くぬりて遠山をゑがくを俗に遠山臺ともついかさねともいふは誤なり

谷のつらゝはなかばとけたり　蹈鞴

たにはた二ツの意にてたゞなりつらゝなかばとけたるはつら消て下のらの字残るを合せてたゝらとなるなり

春日の社　奈良紙

かすがのやしろは奈良の神の意にて解たり今の京の紙屋

川にて宣命紙などを漉く如く奈良の京の比の紙戸傳はり殘りて後までも漉たるを奈良紙とてもてはやしたるなり

ともし火消なむとす　　油（アブラ）　坏（ツキ）

燈のきえんとするは油の盡たる意にて解たりあぶら坏（ツキ）は今いふ油皿のことなり坏（ツキ）はすべて物を盛もしいれもする器の名にて足ありて高きを高坏といひ酒をうくるを酒坏といふすなはち盃盞なり延喜式などに短女坏（ヒキメ）といふもあり

水鳥やあされよ　　冬（カモ）　瓜（ウリ）

水鳥は鴨の意なりあされよは物賣の語にてうりの意合せてかもうりと解たるなり水鳥やのやはうたがひの辭にあらずよにかよふやにて物賣の今もいふ辭なり

片枝かるゝ林は土のあらはれ若みどりのみどりだになし　　杜　若

林の字片枝かるゝ半をのぞく特辭にて木となるに土をあらはせは杜の字となる若みどりのみどり無ければ若となるあはせて杜若と解たるなり類聚本に土のあかはりとあるは寫誤なりさては土をそふる意に疎し

酒のさかな　　けさ

さけをかへしてけさとなるさかなは逆名の意にてさけを逆（サカ）にして名とする意なりけさは袈裟（ケサ）か今朝（ケサ）かいづれにもきこゆ

袷は脊はころび半臂は半やぶれぬ　　鰒（アハビ）

あはせのせ綻ひ去ればあはとなる半臂の半を破り去ればひとなるつらねてあはびと解たるなり類聚本袷はふくろひとありて脊の字脱たりなくてはきこえず半臂は武官などの上に着る物なり

宇治橋の上にて伊豆守はうたれ頼政は刀をとられぬ　　太（ウツ）　秦（マサ）

うぢはしの上はうの字なり伊豆の上（カミ）をうち去ればづの字のこる頼政の片名を取り去ればまさとなる合せてうつまさと解たるなり太秦（ウツマサ）は京の西の地名にあり類聚本には伊豆守殿とあれど殿の字ありては妨なり一本になきぞよき

はたちの小猿立ながら生るゝ　　薩

はたちは廿冠なり小なるは小ざとへむを此ごろ俗言に訛りて小さかへんといひしこと武者物語に見えたればその事なり立ながら生るゝは二字合して産かくの如くかくをいふにて合せて薩の字となるなりさて是はたゞ字畫の何

曾なり菩薩布薩などつゞきては物名となれども一字にて
薩といふものは無し
山雀が山をはなれてやつしては薬もなき萩の上にこそゐれ
唐　錦
山からの山をはなてばからとなるやつしては八の意にて
二四なりはきの上無きはきにて上ににしきおきつらねて
からにしきと解たるなり
もろこしに年をへて歸るをまつ　　唐庇の車
もろこしは唐なり年をへては久しの意なり歸るを待つは
來る間の意にてつらねてからひさしのくるまと解たるな
り唐庇は乘車の一種の造り様なり
六ツは過たるけふの朝かな　　龍　頭
明六ツは卯時なり過れば辰の時のはじめなる意にてたつ
がしらと解きたるなり某時のはじめをかしらといふ事は
古く例あり
帳　臺　　衾
帳臺はもと二疊臺をすゑ四方に帳をたれたる御寢所にて
夜の御殿にある名なり閨間の意にて衾と解きたり衾の事
前にいへり

猿栗まはす　　薬
栗まはすはくりの間はすの字入る意にてくすりとなるな
り猿は去る意にて取除きてあるもなきも同じくたゞ栗ま
はす形容にくはへたるなりされど山猿とか飼猿とか上に
なほ語ありたしさすればその語の去ることはなくてよき
を去る意をたゞちにその猿の字とする故にかへりてまぎ
らはしくきこゆるなり
やどの柳に花のころなど花の無き　　心
柳はやなき意にてやどのや無ければどの字のみ殘る花の
ころといふ語花の無ければころとなるを合せてこころと
解きたるなりなどは何故柳に花なきぞと上よりの語のつ
づきに置たるにてなぞにはかゝはらずかけたる詞づき意
よくきこえておもしろし
林の下に鹿妻をかへしてぞ鳴く　　楚松が根
林と下を合すれば楚の字なり鹿妻をかへせばまつかと成
る鳴くは音なり合せて楚まつがねと解たるなり類從本に
は鹿ををうへしてそなくとあれど寫誤にて語をなさず意
もきこえずまた此なぞ林の下に鹿といふを麓といふ字と
見てもよきやうなれどもさてはつまをかへしてまつとな

りなくのねをそへてはまつねとなりてかの字の解き出し所無しもしはかく解て麓の松がねのかの字の辭はそへてきくべきにやとも思へど前の如くとかるればしひてかく解にも及ばぬ事なり鹿をかとのみよむは本語にて古くは多く例あり人のよくしれる語にて鹿子(カノコ)鹿島(カシマ)出雲の秋鹿郡など猶あるべし

年たちかへるとしのはじめ　鵄(シト)、

としの二字たちかへればしと〻なるとしの二字のはじめは又となり合せてしと〻と解たり因にいふ金具の鵄目は此鳥の目に似たるかたちよりの名なり又俗にあをじといふ小鳥は青鵄の略語にて羽青し

女房の髪そきたるは風儀には上もなし　帚(ハウキ)

髪そきは上除(キ)の意にて女房の上の字をそきさればはうとなるふうきの上無ければきとなるを合せてはうきなり帚は元は〻きのかな〻る事は既に前に云るが如し髪そぎは今にていへば髪ゆふとなり下髪はたゞとき出しおくれ毛をそぎ捨てあらたにうるはしくする故にそぐといふなり女の髪をあらたにとり上たる時は見まさりして風儀此うへなしとの意にてかけ詞よくきこえておもしろし

古脣　　缺(イ)脣

古脣は齒の朽たる意にてゐぐちと解たるなり缺脣は和名抄に阿比久知とあるが轉じていぐちとなりたれども猶齒とはかなたがへれども例の後世の口稱によりて通はしたるなり

永正十三年正月

永正は後柏原院天皇の年號にて十三年は丙子の歳なり足利義植大將軍の政申給ふ世にて後奈良天皇未だ即位ましまさず春宮にて座しまし〻御時の御撰なり此天皇は後柏原院第一皇子にて御諱知仁と申す御母は豐樂門院なり明應五年(土御門院の御年)の降誕にて永正十三年は二十一歳にならせ給へり是より後十一歳をへて大永七年即位享祿天文をへて弘治三年丁巳歳崩御寶算六十二歳天下を知しめす事三十一年なり

後奈良院御撰何曾一巻以一本校合畢

嘉永二年正月十一日　君上自去年十二月御所望中寫御懸加註解可差出旨承　命自即日起稿割半寫中卷淨書而同十七日獻之爾來卒番以下又淨書寫下卷竟酉二月朔日再獻之右畢數日之間

○後奈良院御撰何曾之解

元來承　命所之謎冊一番述作之以正月廿八日獻之稿有別卷以此餘暇急卒之解也追而可遂再考於上卷者以諸書散在之何曾雜考他日欲輯錄矣

本居内遠

和歌の浦鶴鈔

目録

出雲宿禰守澄問
本居内遠答

尋問書太郎篇

○問　神武天皇より人代といふ由は、何なる故を以ていふとにか、大和國に都はじめ玉ひしなれども猶神代めきたることの記紀にはあるにあらずや、此帝よりきはやかに何事も改りたりとも見え侍らぬを、此は日本紀に甲子を立て年紀を立記し玉ひしによることなるべけれども、是は僞ことゝ見え候、そも〳〵始にも云ひしごとく、橿原に都し給し計りは神代ときはたち候樣なれども、すべて世のありさまは革りたることはなく、其後も自然と神代に遠ざかり候ことは有之候へども、いつからときはやかなるかはりめはなき樣に思ひ侍る也、應神仁德の御世より戎事を用ひ玉ふ樣になりては、大分かはりたる樣に相見え候へ共、猶神代と可申思ひ玉ふる也、畢竟は儒佛を用ひ玉ふ樣になりて、皇朝の威おとろへ玉ひていつしか人の代になり候、されども猶人丸主は當今の御代詩をさして神の御代とよみ玉ひ候、されば、此神武御代の後二三代過候ても、やはり神代にて御座候樣に思ひ玉ふる也、續紀宣命に遠皇祖の御世より始て、中今に至るまでと御座候、此中今と申候事よく〳〵心得べきことゝ思ひ侍る也、さるは神代の始とも不被申候へ共、天祖降臨このかた今に至りて久しきことには候へ共、百七十九萬四千餘年にはかなり不申候、今より後は何百萬年とも何千萬年とも不知久遠のことに候へば、實に今は中今と申べきことゝ思ひ玉ふる也、今より數千年の後は今をも復神代と可申歟と被存候也、前件事のゆくまに〳〵、思ふことども、ものしたればひがことなん多かるべき、假字遣ひの誤もさはなるべし、御教諭の所一入々々希候

答　右の御わきまへの趣にて大やうよろしく候、神武天皇よりの分別は或人も追々問たる事にて候、古事記傳にもこゝよりかはるべきことはなきよしなどは申て候へ共、しかと論も無之、此事はかねておのれ生涯に日本紀傳をあらはしたく、先年より心がけながら、大業にて所詮全備は老年にいたり心もとなく候へ共、説のつきたる所々は、艸稿をもこゝろざしおき候へば、せめて標注と申ほどになりとも存居候、中の一條にて候、寸紙には盡しがたく候へ共、つみ出て大意をここに申候はむ、是よりのちも紀にかゝはりたることは皆此定にて候也、

まづ神代といふは、もとは神のみにて、のちには神の中にもをちなきがありて、末々には人もあり、されども神多かりし故に神代といふなり、次第に人多くなりて神はまれになりた

る世を、多きかたにつきて人の世こもいふ、されご如此なればいつよりこきはやかなるここなきは勿論なり、されご今にして今を神世こいふべくもあらず、こゝにおきて神こ人この差引もいはでは分別しかたかるべし、人は今の通にていふにおよばねご、上代の人こ今の人こすでにたがひなきここあたはず、されご人は人なるここは神ならぬによりて也、さらば神こいふはいかなる物こいふに、面顏手足人にたがひたる事なし、そのなかにいさゝかのたがひは高彦根の神の飛さりましゝ時光ありしここ、少彦名神の少さかりしここなごの類もあり、そは少異なり、大に異なるは天照大神のくしひの常光ましゝここ、上代の神は幽顯二かたにわたりて、自由にます、是人こ異なる大異也、すでにゝぎの尊天降よりしては、大國主神の御ちぎりのごこく、幽事現事わかれて、たがひにへだちきたれる、是神こ人このさかひにて、實はにゝぎの尊の天降よりを、人世こいふべきここはりなれごも、たゞちに天神の御子にて天原にもしばしにまれおはしまし、御こもの神々も皆神なるをば、いかでかにはかに人の世こはいはむ、國つ神こてもしかなり、さて父祖三世はのち〳〵までも、大凡同時にしばしにても逢て、世かさなり、つたへも殘るを四世こいへは大凡隔世の人にて名のみ聞き面をしらぬが多き也、かゝり九族も四世にして親を盡すこす、さればにゝぎの尊より三世を經て、四世の神武天皇よりを人皇こいふやうにいひ来れるは、おのづからの人情にて、かたへの神にも皆大凡此世までに入かはりてことあらたになれり、しかもつくしより出まして、大和國にはつ國しろしめし、天下の萬政の基をもひらきまし、中興こもいふべきおのづからの沿革のここあり、又姓氏錄も同意にて、天孫三世の別こ、神武天皇よりは、皇別こ立分けられたるも同意也、必竟は天孫も天神こ同じけれごも、天神は又別に擧られたるをも見るべし、さて此おのづからの沿革中に、又界こすべき時は、をり〳〵あるもの也、崇神天皇より事ひろく諸神社を興しまし、調庸も定めましてこれも一界也、應神天皇より漢風始まりて是も一界也、欽明帝より佛渡來して是も一界也、桓武帝より平安に遷しまして風俗大に改りたる是らは大一界也、歌調も新古の別を爲し、人名服色等も大にあらたまり、是にそひて漢風盛なりしに、光孝天皇より歌道再興れるも一界にて、延喜御世より以下奢靡の風盛になりて、王道おころへの始めこなり、是よりくさ〲小變世々にあり、そは花山一條後三條白川の數帝、一世々に風異也、さて武士盛になりて頼朝勃興是又一大界也、北條陪臣こして國命をこりしも一界也、南北朝又一大界にて、應仁の亂も一界也、大亂治りて當時の御治世又一大界也、是おのづからにて實は神のしわざ也、神代にも人ありし證は、うつしき靑人艸云々このたまひし神語にてしるべし、その外にも證あり、うつしきこあるにて神代の人も幽事は得ざりしこもし

らる、是わが見出したる秘義の說なり、右等のことゞも猶い
ふべきことあれど、盡しがたければ、はぶきつ、
はじめに尋問書を述り侍るに、大むきのひく手あまたにも
のしたるは、心ぐるしく思ひ給ふるなり、こも〳〵、思ひ出
るまに〳〵、筆にまかせてものしたれば、文字の誤、はた脱
たるなど多からん、もとより、刈蔣のみだりがはしき、蚓書
に侍れども、學びのおやとたのみてあれば、へだてぬけこ
そこで、かきもあらためず、述り侍るにつきて、
若のうらや、こと葉の玉を、さづけなん、かつきそめつる、
あまのたもとに、ひこ歌にあかねば
ふみ見つる、千代のむかしを、かたらなん、名もいや高き、
和歌のうら鶴、このたいふ聞え侍るを、おほけなく、やがて
巻の始にものしたるは、をこがましけれど、巻の名なきは、
口をしくてなん、はた淺香山あさき學びにし侍れば、かゝ
る口すさびも聞えずやあらん、そはこまれかくまれ
出雲がた、よりくる浪の、たえまなく、吹かよはなん、昔
のうら風、となんこひねぎ侍る、あなかしこ、鶴山の松の
よはひの名におふてとせの舍の傳證、松蔭にこもりてしる
す、嘉永三とせといふ年の十月末つかた

尋問書次郎篇

○問　書紀神武紀丁明達確如年十五立爲太子長而これら
皆漢さまにて論ふにも及ねども此淸童少女明達確如長等普

通の木の假字いかゞに侍ればうるはしく訓侍らまほしくな
む尤紀の訓點は美くはなしがたき由既翁も論れたればうべ
なひてあるべきことなれども例の初山ふみのおのがじゝは
ふみまどふことのみ多くてともすればかゝる強言の出來る
ぞいふかひなき
右の如き文字の訓點いかにぞやおぼゆる條々の此以下に多
くあれども文意の知られたる限は擧げずしかし明辨あらむ
には來り度こそ

答　古事記はもとより古辭を基として阿禮が口傳に出たれば
字を施す時よりふくよまるべき基なれど紀はもとより漢文を
つとめて物をさへ改めて記さるゝほどのことなればもとより
うるはしく皇國さまによまるべき由はなしさてたれもかくは
思へども正史と立たるしかも初史なるに漢籍の今世のごとく
よまむことのあたらしくて字をはなれてなりともしひてよき
さまによまむと思ふも又古學者一圓の情なり此二つを折中し
て的當はいかにと考ふるに漢籍とても昔よみけむ法は今世の
後世點刪點などゝいふものとはいたくたがへれば今の習俗に
よらず古き漢籍の訓法をたづねてそれにいさゝか心しらひし
てよまむより外なし其證は東行南行雲渺々二月三月日遲
々とよめる類也さて大意は如此なれど御一世ことのはじめに
此漢文の種離あるはいかにも難儀にてよみかねる所多し

○問　書紀八丁置二燃炭一　こは軍用のこといかさまにせ

むとて置きたる焼炭にか後世の軍用とは法(サマ)ことなるべけれ
ば今にして知りがたきことにや侍らむ
答　さることなりもしは坂路を堀切て炭火をいれて追落し
て焼焚さゝせむ料などか
○問　同天香山社ノ中ノ土　此御時いまだ大和に都を定
め玉はざりし以前に香山に社のあらむこといぶかしく侍り
日向にましゝときより此山に社を建玉はんこといかゞと思
侍るは漢理と可申歟思ふに此社は神代より在來しならむ承
はらほし
答　社は後より前へめぐらして書たりと見てもあるべし又
もと社と杜と通はしたるか又は社は杜の誤かとも思はる何れ
にも此社の字後の神社の如く見てはわろし社中土とあれば其
かまへのうちの土といふことにて朋友ともかきて社中などい
ふ社の如く垣(カキツ)内などいふ如く見べきなり後の社の如く見ては社
の中に土のあるべきやうなしさて此香山は天にありては天石
屋戸の件にまさかきまをしかをとり金鐵をとり又風土記にし
るせる如く天よりくだり來てはこゝの趣なること又垂仁紀に
大やまとの物實として土をとり來しこともありすべて一わた
りならざりし山なることとしらる
○問　紀赤銅(アカガネ)八十梟　赤銅とはいかなる山にかいぶか
しく侍り
答　前文しきのむらにしきのやそたけるあり此例にてみる
に赤銅も地名ならむ高尾張はかつらぎの内なり山によりたる
地と思ふこと別に説ありさて見るに銅は借字にて赤之嶺(アカガネ)の意
にて赤肌山などの地にすめるなどかと思ふなり
○問　紀無水造飴　こは何のためにか飴は善祥になる
ものにか神々に供玉ふ料とも見えずいかに
答　飴のこと何故ともしられずもしは古代の菓子にて飴に
製するにて神にも奉るにか江戸などにて板飴の豆の交りた
るを捻たるを捻鐵(ネヂカネ)と云をはしばらくおきてこゝはなりがたき
ことをうけひのしるし神のちはひとしたまへるなり
○問　同授以厳媛之號　此以下媛の付たるは水と粮
とにて余は女とは見え侍らぬにこゝの媛の字いかに
又聞薪の名を山雷とは火ノ名を香來雷といへるによりてか
答　自説の如くみづの女うかの女は媛にかなへり他はかく
つち山つち野つちにてちはみな男神の稱なりさるを雷槌など
借字なるは以前よりかく書なれて早くつちといふが男稱にて
女(メ)にむかへる稱なることをしらずして厳媛とのみいへるか又
は厳彦媛としては彦といふたゝへことになくて媛とせんには
ちに充べき字なくてもとより省かれたるか其意しりがたし
○問　紀以諷歌倒語掃蕩(ハラヒトラカス)妖氣(マガツ)　諷にはそれとさゝずしてそれとしらする顛倒語はたふれ
ごとにてます〳〵別事にたとへしも表裏にもいひたはふれに
もすることなり

歌を相圖に一時に多人數とゐひて伐たる類をさすこと又老人につくりなして香山の土をとらせ玉へる類もこれなり妖氣はたゞあらひ仇なむたふれ共をさすことにて土くもなども人ながら異やうにありしものなり井氷鹿なども尾ある人とありて異人なりこれはかしこみまつろひたる故にことトに及ばざりしのみなり次文に云々の用こゝに起れりと云は後々軍中の謀又礎などを矢くらつきと云ことにする類大石木をひく木やり音頭の類などみなこの用より出たるなり衆心を一にする業にて合詞符牒旅中の人歩賤商などの隠語かへことばもこれより出たり

○問　傳子　名黒速　弟磯城をこゝにて名は黒速といへるはいかに

答　しきの地を領したる者の兄弟をえしきおとしきと云は鎌倉殿六波羅殿室町殿仙臺侯さつま侯などと云類にて實名にはあらず黒速は實名なり通稱はひろく實名はしられぬとおほくあるものなり今世も何右衞門某兵衞はよくしりて名乘は近親にてもことにふれざればしらぬことあり中昔の官女紫式部赤染右衞門など呼名のみつたはりて何子何女の本名はつたはらず弟しきはまつろひて後までもありしよりたま〳〵名のこれり兄しきはつたはらずなりたるなり

○問　同書孝安卷廿子　三十八年秋八月丙子朔己丑葬觀松彦香殖稻天皇于━━━━━━二

問　傳二十一の卅云三十八年心得ぬことなり舊事紀ニ八十三年━━━━━━と論ひありて疑を殘されたりいかで〳〵明辨を希候

答　此御世に事ありとも見えねばさばかりおくれつべきことにあらずもしは一旦葬奉りて後陵をあらためなどせられたるにや他によるべき書なければ考ふべき辨なし又おもふに八十三年の八と三との字をかへさまにあやまりて三十八年とはやくより書あやまりなどしたるが上下ながら三十八の字のひとしきも目のつけらるゝことなり口稱などにはかやうの類ふといひあやまることあるものなり茶釜を俗にチヤマガといひ心つかずある人多しわが若山にての詞にまんかちなるをがんまちといへり小兒などには此類ことに多きものなり數珠をジユズといふも此例なり

○問　崇神卷廿子　先是天照大神和大國魂二神云々二大神を他處に遷し奉り玉ひしゆゑよしは傳二十三卷に詳論せられたる如く御幽契あることにて凡人心に測り知べきことには侍らぬを中村守臣といふものゝ（此人流義ノ學風ナレドモ妄說イト多シ）云けるは皇朝の御衰は此時に起（キザ）せりといへりこは一わたり聞てはさも思はれ侍れども垂仁御卷に隨二神誨一伊勢國に御遷座ましゝことなれば傳にいはれたる如く神代に同床共殿といふ神勅はありしかども初め嚴橿の本に座しゝほどにも先づ他處に遷し奉れと神誨のありしなるべしとの論ひ動くまじく思

ひ侍り守臣が說のごときは他にも妄りに論へる人あるべし貴說承はらほし

答　此一條は大議論にて天下諸藩にもかゝる基なればたやすく云がたしまして守臣の說甚輕率なりあなかしこかくいはば皇國の御榮はたゞ神代よりこの比までのみにて事狹くたのもしげなく聞ゆべし但守臣がいふ所なる方におもはるゝことなきにあらねどそはひろく古今にわたりて見たる所より論ぜずしてはうまく言がたし元來此御宇は甚御事多くてくさ〴〵いふべき事多きに合せてはつたへすくなくしてたらざるを多きそくちをしき他書によりて補はんとするにも又明文多からずされどそのかたはしにてもとりならべてあつめみて事實形情を精察するときは大凡を得てやゝ緒端をとらふべし片紙にはつくしがたし

○問　崇神　取倭香山土裹領巾頭而祈曰倭國之物實則返之云々香山の土を倭國の物實と祈ひたるは朝庭を謀反て武埴安彦が天日嗣せむとにか貴說希候

答　前にいふ神武御卷の天香山社中土をとりたる條と考合すべし此山は高天原にて神代より幽契ある山の降り來れるなればよのつねのことならずすでに神武の御時まで間々他邦の都もあれど大凡は倭の國中に統御し玉はんことすでに神代に其端あるべしされば其國の中央の此の靈山の土をとることすでに先縱あれば今又吾田媛密にかくせるも其古事を思ひてなりかしりわざうけひのわざにかゝること多かるべし新曰云々といふこと咒術の一なりかやうにとなへ言の如く心をこらしていふことは常の言語と意同じからず此考も別にありてことにつくしがたし

○問　崇神　四十八年春正月云々　御兄弟の夢によりて御世嗣を定め玉ひたるはいかなる譯にか密に按ふにには御父天皇は皇太子を活目尊にと思召しゝかども御兄豐城命のましゝをさしおき玉ひて御弟にとはいかゞに思召して夢を以て定め玉ひしにか尤活目尊は后腹なればもとより皇太子になり玉ふべきことは勿論にかさて豐城命を御兄といへるは古事記に前に出玉ひたれば御兄ならむと思ひていへり紀には后腹の皇子を前に擧られたれば御兄弟の次第しられざることなりそも〳〵此御夢のことにつきては論ひせる人も早くありしにかと思へど管見の淺學いまだ見聞もせねば貴說承り度なむ又曰此二柱并垂仁卷の五十瓊敷命大足彦尊應神卷の大山守命大鷦鷯尊宇遲稚郎子なども共に太子に坐しゝ故なりと傳二十六に論はれたるにていさゝかは解得らるゝなり明辨冀候

答　上古は儲君一柱と限らざりしこと傳の如し立太子など紀にあるは皆後の蛇足なりされはこゝの二柱も共に天皇かねて下設玉へる君なりしが父帝年高くなりませたについて今はいづれとか定めてむとおぼすに父の愛には定めかねて神の御

言を御夢にこひてさだめ玉はむとてなりさる故に皇子二人も淨沐して祈寐ませるはもはら神のなしのまに〳〵とてなり上代に決しがたきことは皆かくぞ行しこれを輕卒なるとのやうにおもひ又託言ならむといひなどすれば皆後世意漢意に妨らるゝ故なりたゞ本文の正面のまゝに心得べし豐城命は紀に兄とあれば子細もなく兄にませり八たびほこゆけたちかきし玉へりと夢見玉ひしこれ八たびはすなはち後に關東八ケ國とわかるべき權輿なるべし御子孫毛野にのこりませりとて此國ばかりをゝさめ玉ふにはあらず關東の總領とし玉へる由關八は相摸武藏安房兩總常陸兩毛野陸奥出羽なり總と毛野とは後兩にわかる出羽もとは陸奥のうち縣居翁の武藏相摸はもと一國にてむさの國なるを上下にわかちてむさかみむさしもなりとの說はうへ〳〵しく語なとうまくはまりたれどもむさの國と云たる證なくてげにともさだめがたし

○問　玉矛鎮石云々　この神託の詞は玉勝間に註せられたる中に眞種の意はいまだ考へ得ずとあり傳說得らむには承り度なむ

答　わづらはしくともとゝはくはしくいふべしまづ種(タネ)といふ語のもとを解べしすべてたちつてとの聲は物のたりとゝのひてあつまり勢することさきへ〳〵とすゝむ意ありて開合によりて其中に强弱ありすべておのれが語解をするは五十音十行皆此定なりいちはやくちはやふるのちいつゝるきつくつらぬくなどのつてらすてらふ出(イデ)水の手人の手などのでとるとかるとぶとらふるなどのことを考合てしるべしたは手をいひ立足(タツタル)玉高(タマタカ)たぎつせ垂谷(タリ)たゝよふたゝくたゝむ正(タヽス)束(タバネ・ツカネ)戲(タハレ)たはけなどのたもすべてを通はして其意を知るべしさて種は此たの聲に根たるにてかくいへばたの聲名義にてとらへ處なきに似たる故にこの中にて近きをいへば足立玉高正たゝむなどの語にて種は生出む根ざしの中に足たる勢をたゝみこめて玉のたふときごとく正しく高く立出んとするきざしを含める語なりねにも此如く詳にいふべき元はあれどしばらく根にて心得らるれば今は省く種は實(サネ)ともかよひて眞實(マコト)のうまし實の意なり玉かつまの註かけたるをあたらじとて今おのれが愚說をくたくたしきまでにしるせる也

○垂仁卷云　額有角人とは角の一本生たるにか二本にか又云國王の子といひながら戎國なればかゝる異人もあるにか

答　これは信友の讀史稿述の說面白しさるは姓氏錄の吉田連の祖松木君ひたひに三岐の瘤あり此人勅によりて加羅國巴(アエ)汶地をゝさむつぬかおらしとは此が子孫にて父祖の瘤に肖てひたひに高く角の如くふくれ出たる所ありしなるべしといへり國王といふもよしありつぬかは角額(ツヌカ)の意にてあらしとが名とみゆ

○問　宇(ウヅ)赤織絹　本文にも此以下にも赤絹とあり織の字にはさして意なきにか　そも〳〵此後代ごろの赤絹はい

かなるさまなりけむさこし玉へ傳十七に絹のここ出たれごも名義のみにて織地の事詳ならされば也

答　神世にうかのみたまの神の御身に蚕なり出て後皇國に絹布の類はやくありて此ころかく染色なごも自由なりしなり儒者なごは皇國の上代をこもすれば穴居なごいひて漢籍のわたらぬほごはここ〴〵く今の賤民の如きもの丶やうに思ひいふはよくも考へずしてひたすらかの國をたふこくいはむこての浪説なり新羅人の海路にていたくめで丶しひて奪取て後々の圭角こもなるははじめをおこしたるばかり欲せしにても此赤絹のめでたくありしここをさこるべく此御世にはやくもろもろのここそなはりてうるはしかりしここをも知るべしこおのれ常に教子にしめすここなり倭文なごいひてあやをなすここもはやくよりあり、くれはこりなごのここはかの國のおりもののあやなしさまかはりてめつらしきによりてめされたるなり此已前たくみなるをり物もなきにはあらず

〇問　[illegible]　一云初都怒我阿羅斯等有レ國久時云々　此條は古事記の明宮の條こ似たるここにて傳卅四に辨ぜられたるを此紀に別に本文に天日槍のここ次の條に出たるは傳のまぎれたるなるべし

答　さるここ也元來天日槍のここつぬかあらしこ丶は別事なれごいづ方も異國よりわたりたるか似たるこ其時代をいひつたへたるこか同じ比におち合ふやうなるよりあきれたるものなりされご此天日槍のここ紀にはこ丶のまきれたるつたへのみなり記には神功后のみおやのちなみに其末にしるされたるのみにていつの時代のここ共知がたきを其世繼を天皇の御世に大凡にあて丶見るにたぢまもりは此御世の始ありてそれより先祖なれば此御世にてはあはずまぎれたる傳なるここしるしされご其よりさきの世數記にも少くて孝昭孝安比こ見ゆれご春山霞男の事なご神代めきて其世のさまならぬに付てまさしく神代のここなるここ別におのれ日本紀傳に考をなしおきたりこ丶に盡しがたし

〇問　垂仁　三年春三月新羅王子天日槍云々羽太玉　一箇足高玉一箇鵜鹿鹿赤石一箇出石小刀一口出石桙一枝日鏡一面熊神籬一具幷七物云々　此七物のここ傳に羽太足高なごは其形に因れる名なるべし熊神籬は考へあり別に注せり出石は地名を以て呼べるなりこあるを熊神籬は玉勝間に辨あればうべなはる丶を此餘の六物の名義さこし玉へ

答　すべてか丶る御問も祖父の説は玉かつまにも記せる如く考へたるかぎりは物に記してひこつも殘すここなしこ記されたる如く別に家傳なご著述の外にはなし父翁は何事も鈴屋の説を守りて主張せられたるをのみ生涯のつこめこしてをさをさ別説をたてず祖父の説になきとは皆大凡知らずこいひ放されたりこれ中々に心高くていみしきここなれごも已なごはさのみはえまもりゐずして思ひよれるかぎりはよきもあし

きも次々の人の考の種にもと思ひて志ある人の問にはつゝみあへずなま〱なる說をさへ試にいふなりさてまのあたり口にいふには甚なま〱なることながらかやう〱、されどこゝはかくのごとくなど云解るれども文通などにてかく記する時はきとたちたる說のやうにてひとつ〱ことわりても云がたけれどさりとていはずては志にたがふべしとくた〱しながらしるすをいづこも〱さる心してみ玉へ父祖などの心たかき說にはな思ひくらべ玉ひそとよさてこゝの名ともはここに考たることもなければと問にまかせてこゝろみにいふ也

此寶紀には七物記には八前大神とありて八物數もたがひ品目もたがへり羽太の羽は映の意太は稱辭足高は稱辭あしたかならに脚と云べき所あるなからかゝいうは浮寶上鹿窖などのうなりかゝは赫の意赤石は明の借字出石は嚴〱しき意日鏡の日はくしびのひなり一書に狹細は、よくはしの意か細は太に對せるかいさゝかの大刀をくはへて八物也いさゝは有功しき意なるべし勇々も意同じ小の意にはあらじ

○問　擇子四年秋九月云々　此條漢文の潤色多くて古意を失へることと多し古事記ど多く古言を擧られたりけるさて紀に遂自ら諫し兄之情に意とあるもいかゞなりさるは遂に諫言もなく一天君殊夫王を兄と同意に弑奉むとせられたればなり

答　さることなり元來此狹穗姫の意漢風にていはどちらもなき人也さては皇國風にていはむには何とかいはむ口をきはめてたやすくはいひがたかるべしまづ何はともあれ至尊をかりにもしせまつらむと思はれたる罪はのがれがたしされどもみづからあらはしみづからもつひにうせ玉へれば終によしさるひかれどもそすみとあやふき所をなほ天皇のすゝかたゝ思ししを思へば日ごろといひ底心わろきことはなかりしなるべしさるに合せては兄の言をえいなひもせずいさめもせずひも刀を懐にし玉へる意いかにも解しがたし手を下さむとするに及びて涙にたへず自ら、はしませるは婦人の情といひかしこしといへ此後の御しわざにはいかことはまず思ふに賢貞にあらず端道にあらずたゞ平常の婦人の意にてつよくたてたる所なく人の言をえいなひぬ柔順に過たる一種の性質なりしが夫婦の情にたへざるより自白し又兄弟情にたへざるより身をすてて兄に隨ひ玉ひしかおのづから中道にかなひたるやうになりしにてかまへて節をなしたるにはあらざりしなりかくみれば前後の行つらぬきてみゆべくかく情の專なる性なるより天皇もいかゞと思しながらいかにも捨がたき情深くましゝにて皆論をすてゝ實を見べしこれ中々に皇國の神ながらのてぶりに近しもと人の行ひに別に道といふことなきは直毘靈にいへる如くにて其道といふべきものは皆情より起る所なりされば情にはうれたるは道にあらず異國とても根本は神ながらにさりけむをさかしらをくはへてつくりものとなりうはべをかざる

ことなり來れりしなるべし君は撫育し玉ふによりおのづから感じ仕ふる情忠となり父母は愛しそだていたはらるゝより同くうやまひしたしむ情孝となれる類にて他も同じされぱその情をしひてよきさまならむとするはよくても基本にはうとし漢風これなりよからぬ方も交れどそれも又一の情にてつひには基本にかなひてよきに落ることこゝのさほ姫の如くこれなり兄にえかちあへずして一旦うけたるも兄弟の情ながら夫婿のむつみにはたへずしてあらはせるは又眞情なり

○問　垂仁　蹶速　こはふむことのすみやかなる意にて力士なれば自ら名となれるにか

答　ふむことにあらずくゑくうることのはやきがやがて名となれる綽號の類なり腹くしりといふすまひありたること今昔物語にか見えたるも同類なり次にふむともよめれど名をくゑはやといへば名の方專なり次の所も足をあげてふまることすればすなはちくうるなり

○問　垂仁　是謂磯宮則天照大神始自天降之處也一云天皇

——此御條は傳十五卷に詳明ありてうべなひ侍りぬるを細書の處是時倭ノ大神著云々の條傳に引れたれば御尋問左にものしつ此倭ノ大神は崇神紀に見え玉ひし大國魂神に座すにか又誨之曰大初之時期曰天照大神云々との條々いかゞと思召候哉さとし玉へ

答　倭大神は則倭大國魂神と見ゆ大初之幽契此大神のかゝつらひ玉へることはこゝの文にてしるのみ他には見えず但大倭社注進狀の文は考合すべし天照大御神の高天原をしろしめすことはいざなぎの神の御さだめにこそあれその比いまだ此神はかゝつらひ玉はじ但此大國魂神の說にもよるべし注進狀にて見れば大國主神同神と聞ゆ又此所の文などによりすべて國々の國魂神のます說にてみれば大倭國の國魂にて大國主神とは別神ともおもはるさるかたにてみれば天照大御神に高天原をよさし玉へることも此神のかゝつらひ玉ふよしは見えねどかゝつらひなしともさだめがたかるべし此國魂の神のこと猶おのれ別に說ありて長ければつくしがたし我治大地官といふ事すなはち國魂のよしなり古語拾遺に大地主神とあるも同じ是も大國主神とするは注進狀によりて篤胤などさいへり此說よしやあしや前にいふ二かたの所さだめがたしさて此所の文を傳にひかざりしは傳は本文の伊勢鎭坐のことを主として書く所なれば此文は天原を治むといふのみなればいせのことにはよしなしとて祖父ひかざりしなるべしされど此一書のつたへ他にもれて見えぬことにて一古傳にてたふとしよく考へ合すべきことなり

○問　同條八十魂神

答　これは國魂神國つ神のこと〳〵をすへいふ名目なるべし

○問　我親治大地官

答　前にいへるごとしすでにはやく上古神代にかく幽冥定りてありしかるを云々の意なりさて國魂神は國々所々にてまつれる社ありて一神のみならざること書にもいへるごいまだくはしく解なしおのれ思ふに古事記に大八洲國皆それ〳〵一名あり後の六島にもあり此國名の他に神名のごときのあること何故とも解なし是すなはち國魂神なり大八島靈などいふも是をさすなり倭大國魂に五畿内の中國の大和ともに聞ゆれど實は天やまと豐秋津根別の靈なるべしさてかくいふ時は大國主神は別として注進狀を解せずしては說たちがたし此ことに及べば中々寸紙につくしがたけれごこゝはかたはしなりともいひたくて前說ほごを申侍るなりすべて說はいつこも〳〵次第に他へ及びひゝくものにて一言のみいひては又それよりうたがひ出るものなれば前々にもこゝにつくしがたしなごしるせる所多きは說をゝしむにもあらずいさゝかいひては聞えかね却りて難儀起るべしとおもへばなり察し玉へ

○問　然先皇云々故其天皇短命也是以今汝御孫尊云々

此神託の詞恐しこけれごも先皇短命とあれごも崇神帝は百二十歲御壽御父開化帝ヨリハ五年の長命ナリ　此垂仁帝は百四十歲御壽也實に神託の如く崇神帝は二十年ほご御短命なりしかごも當時の御代々々崇神帝より御短命ありし帝もましゝなり此は拙論にていふにたらぬことなれごもふと思ひ出るまに〳〵ものしつ　又曰右愚說は古事記に見えぬことなればものしたれごもかゝる貴き神託を何くれと論むはいとも〳〵恐こき御事にて御罰を蒙りぬべきことなむあなかしこ〳〵　又曰垂仁帝の御齡記にては百五十三とあれば先帝よりは三十三年も御長命なりこれ實にかの大神の神託によりて齋き祭り玉ひたる御功によりて大神の厚き御恩賴によりてなりけむあな貴とあな目出度

答　此所の貴論實にさることなり崇神天皇をさして短命とのりたまへること實にいぶかしけれごも是一つのつたへにてうたがふべきにはあらずよしあることなるべし元來書紀の年たてのうたがはしきことははやくうすの山かげなごにもありそれはそれにしてスヰセイ天皇以來御壽みじかきもありて崇神天皇をしも短しとはことさらにはのりたまふまじきといふ論はまことにしかなりさて垂仁天皇の御長壽は當然にて論なしこゝの文もおのれ思ふことあれごいまだ成就にいたらずかれこれ見合せ考ふべきことどもあるによりてこゝにもらしのせず他日を期すべし

○問　廿一丁オ　犬鳥――　此近習の者陵域に埋立てむにもせよ犬鳥の聚噉はむほごに埋みしはいかゞのやうに思ひ侍りなごて深く堅固にはせられざりけむ

答　此人垣のことは人もよくいぶかしかることなりまづふと見ては殘忍なるからさまめきて　皇國の上代には似あはしからずあるまじきことのやうなる上に此已前さるよしなご道

の規則にもあれいきゝか見ゆべきにさることゝ見えず古事記に
は此王の時はじめて人垣をたてたりとあることゝの其雖古風
之非良とあるとはうちあはぬがごとし是目をつくべき所にて
記傳にもあるごとく以前よりの殉の例は古風にて有しかご此た
びの如き酷しく人垣にせしは此王をはじめとするにて次のひ
はすひめの時にやがてとゞめられたるはうへなることなりさて
以前にありし殉はまことにそのつかふ人の實心より出でその
御恵にたへず此君にわかれ奉りてはいきてあらじと泣かなし
ひて御墓所に侍りて泣死飢死をもし又劍にふれなどしてした
がひまつれるは厚き眞心にて是　皇國のてぶりなりその志を
あはれび玉ふ故にしひて制禁もなかりしなりすでに此天皇の
時たちまもりとこよよりかへり來て御墓の前におらび死たる
など是まことの殉なるこれにて他をもしるべしたちまもりは
勅をうけて異國へわたり橘をとりしこともつらしきにほど
へてかへりて後朝のまゝに墓前に奉りて泣死せし一條の常に
かはれる故にここにしるされたるなり此外は一わたりに殉ふ
ことはならはしとなりされば多少もよりなき時もあるべくた
だその時のありのまゝなる故にしるされもせでなりぬるを
かゝるならはしとなりしは殉多きは外國より殉少く又は一人
もなきは外見蹟々しきにふい遣命などありし此時には甚し、
せられたる故に心より殉ひ奉る忠なき男女も多くて泣になし
ふ聲いかにもたへがたかりしよりことの主へるも又事實によ
りてなりあり來れることにて古よりのならはしにてはあれど
もかやうなるはよからず又かゝうのしひたるが例となりては
後々いかならむとおぼしたりし叡慮誠にかしこし古風といへ
どもとあるも又有がたし是にても此比古代の禮をおもへし給
ひてたやすく改ることのなかりしならはしおもひやらるれば
なりその改めたまふ古例も此たへぬ泣聲にはかへがたしといふ
意もまことに〳〵ありがたしかしこし

○問　其暴に不刺と鑑、忽化爲白石、この事、傳二十四に
詳辨あれども、鑑の石に化しことは明辨なきを、これはか
の二年の條に見えたる、韓國にて白石の童女に化し如き譯
にて、凡人の心に推量知るべき事にはあらじ歟

答　さる事なり、すべて常ならぬ事は、常にこそなけれ、
今とても無きにはあらず、其理は人の意外に出たれば、量がた
きは勿論にて、人の知たる理の外に、又神理あり、神理は
常の人の心に知たまへる事と、すぐれて尊き神の知り給へる
事と、又理も懸隔せり、その中に神の尊卑しれたちあれど
す其神神の得たまへる所、得給はぬ所あるを、又人と同じく、
宗須毘神すべての基をなし給へれ共、草木を生することに至
ては、久久乃智、草野比賣に、まかせ給ひて、自らはなし給
はず、此類も多し、もとより人も鑑も石も、みな基は神のなし給
へるにて、其製の基に、鑑と石と、相似たる所あるか無きかは、
人しらず、神にしも知給はぬ神もありぬへし、此類皆しかな

り、されど基とある牟須男ノ神は、ありとある物の根元をなし給へれば、其理におきては闇る所なく、足らぬ所なく、自在にましませば、かやうの類、何ほどもあるべし、中にはやや縷の量り知るゝ類もあり、又人のはかり思ふ所と神のおぼす所とは、いたく違ひて、存外なる事も多かるべし、人の理外と思ふも、なほ神の理にては、何もさばかり珍らしからずと思す事もあるべく、神にても是はと驚き怪しび給ふほどの事も有べし、そは謀りに謀りなし給へる、ミトノマグハヒの初は、不良御子の出來まし、天神にとはし給ふにも、太占に卜相たまふ類の事、また少彦名ノ神を何れの神もしらざりしに、久延毘古の知たる類を推てしるべきなり、建御雷ノ神の、御手を立氷にとりなし、劍刃に取なし給へる事、須佐之男命の、稻田比賣を湯津爪櫛にとり成し給へる事の類などの業の類推すべきなり、この神理は誠にはかり難けれども、聊か片はしを得たる愚意はあり、これ甚だ書取り難く、口にいふだにいひとき難きを、もし拜眉のをりもあらば、絲口をなりとも申すべし、多介知にも、いまだしかと語るべきひまなし、

○問　同　裸伴（此云阿箇播娜我等母）　この劍の名義いかゞ

答　菟砥の川上ノ宮にしての事より、川上部といふは明なり、部といふは、多くは人の部をいふなるに、劍の名にはめづらし、こは、一千口をすべてさす時の名にて、此時川上ノ宮にして、きたへたる數の内といふ意なり、さて裸伴は、今も鍛冶などは、火のあつきにより、肌ぬぎ、あかはだかになりてすること常なり、こゝも日日多人數つどひて、千口の劍をなし出るとて、赤裸になりていそしみたるを、大宮人たちの目には、いと〳〵希見しく、異やうに見ゆるあまりに、劍をもさやうによび出て、綽號の如くなりしが、遂には一名の如くなれりしならん、實景を察し、時によりて思ふべし、

○問　石上　天神庫　こはいと高き神庫と見えたり石上神宮の神庫は貴き神寶のあれば別て高きにか尤上代にはいづれの神庫も高くものせられたるにもや侍らむさとし玉へ

答　こゝにいふことのごとく上世は神庫はいづれも高かりしなるべくその中に此石上の天神庫とも見え次の文にても高きことしられたりさて貴地の大社の高きことも又古昔はなほ高かりしことなどかねて聞く所なり又きく出雲因幡邊の神社のつくりかた大小をいはずすべてやゝ高し畿内邊の神社と見くらべたるにおの〳〵高しといなばの國よりさきつ年留學に來居たりし衣川廣滋がいへりしことありすでにそれら上古の制のやゝ殘れるなるべし本國なども畿内邊と同じことの中に末社小きはかへりて格好にしては高し如圖なり

タテヨコ二三尺角ナルニ高サハドヨリ六尺七尺ニモイタルコレヲ三四間ノ社ノ高二間餘ナルヨリハヨリ合イタク高シコレラ上古ノ餘風カ又ハ少クシテ恰好ニ高サ滅シテハカウキウシカラヌ故カツハシラネト必末社ハカヽルモノト人モオホエテアヤシムモノナシ

○問　景行卷 廿六丁 國摩侶

答　こは何となき名なるべし聞はれたる意をしらず風土記に球麻呂とあればくまろとよむべし

○問　卅九丁 夷守　こは下に兄夷守弟——と見えたる人の居國なれば一構ある地なりけむ今何ちふ所にか

答　到夷守とあれば地名めきたれども夷をほせき守るよりさいひしなるべしされはつかさどれる人名にもよぶなり今いづれの地未考漢籍にも比乃母里とみえたり防人の制もこれにより玉へるなるべく太宰府などもこれを大さうにしたる制なるべし

○問　神功卷 廿丁 阿豆那比　嘤々筆語初篇なる東平が考説はいかにさとし玉へ

答　この説先年もとおのれ此地にて東平伴雄などにかたりしを伴雄をり〳〵上京してかたりしをかたはしを聞ておのが説として出せるさまに見ゆされどものかたりしのみにて書たるはみせざりしかばくはしくもおぼえすてかたりしを又つゝみさりておぼえたるほどにて出せりとみえてはなはだ疎漏にてたどあひうつなひといふを主といへるのみなりこれは前後になほ説ありて考へたることありてなりいと長ければ今は略せり此たぐひにて人にわか説をとられたることまゝあり芳樹が古風三體考の旋頭混本の説も我説を諸平よりつたへきゝて後にくはへたるなり以前三體考の稿にはそのことなかりしかばいひ示したるを怨うばひ入たる人わろさよかくの如き目にをりをり合へれども説をおしこめかくさむ心はいさゝかもたらず志ある人にはともすればかたり出ることと今にてもしかり前の問も此たびの此問にもかねて思へる説のかたはしをもらせることかねて志したる日本紀傳にいふべきことどもゝこの中にまゝあり皆前にいふたぐひなればさることとすべからむ心きたなき人には心してもらし玉ふなさりとて知がたきにくるしみゐたらん人には早くかたはしなりとも告示したきも又我心性質なり芳樹が出せるもたゞ其かたはしにて根基の論又しかる所以などはもれたれば他日本書を校し出すべし我あらはせる其本書といふは古調考と稿は兩卷なれど細書なればよのつねにかゝば三四卷にはなりぬべし

○問　卅三丁 爲二攝政一元年　同書小泉保敦が攝政考はいかにさとし玉へ

答　隨分論はたちて聞えたりされどその世の實景を想像するにたゞちにさやうに行はるべくは何をはかりてか御位とも天

皇とも紀にしるされさるならむ古事記に[illegible]も別に一世
とし奉るべきをさもあらぬなどをおもふべき上に書紀に胎中
天皇とも申し古事記にかゝりにも胎中[illegible]にも天下
しろしめすべき事いちしろく申給ひたるごとくなる事ともあり
下仲哀天皇の御次は應神天皇となる事明白にてあれど神功[illegible]
に皇后攝政し給ふ事漢文にも例にもよらずたゞちにとなへては
かなはぬ事なれば文字は後にあてたることは論なしすでに例
皇國には上古より女帝[illegible]人にたぐひに政事とり
給へる皇后を天皇ともおもひもしいひもしけむこともおのづ
からのことにてもとより皇孫なれば其所にかゝはりなしされ
どもつひに後々攝政といふ事の初例となりたるはすべてもの
のはじめはかくさまのやむことえぬより出るものなりされば
紀の文あくまでたふとみて記されけれど猶おしはかりて天皇と
も即位とも記されぬ時勢なりしこと又思ひやるべしこゝをも
て大日本史の擧子細なきをひそかにいひ下さんの密意をかし
こみてはじめにさやうにいひながらさしおくやうにいひなし
て後の文質は心一はいに黄門卿を議し奉れる下の心あらはな
りおのれはうべなはず前にいふがごとし

○問　應神卷　訶羅怒云々　此大御歌注解希候

答　記傳三十七卷に解ありておのれ異議なしたゞいさゝか
同意ながらいひ及ぼされぬ所をいふべし初に句意は同じけれ
どからぬを以ての意、しほの鹽にの意と心得れば、きこえや
すきか、いくりは、もと小なり、俗にごろ〳〵石といふなるべ
し、俗に小丸石を栗石といふも同じかるべし、うみの反い。なれ
ば、いくりは海栗(イクリ)の意なるべし但栗の實にかぎらずくり〳〵
坊主くるめくくるめくるみなごみな丸く轉する意にていふな
り[illegible]古言多き中に[illegible]文字數[illegible]は外に
あらず後世は字あまり多し上古は字たらずの歌あれどかく句
ごとに[illegible]しことに[illegible]句[illegible]六言にて其餘
は[illegible]長句をいはゞ[illegible]五言以下なるは[illegible]らしきことな
りことさ[illegible]

尊問[illegible]

(萬葉集一の卷の問なり書紀の事なし今すべて省く)

尊問書門館篇(太郎篇、尊問)

(問　初度尊問、前人之明、貴君に、おのれ生涯に、日本紀傳を著したく、先年より心がけ云云、寸紙には盡し難く候へ共、つみ出て大意を云云、此は、いと〳〵、おむかしき事なれば、いかで全備せむことを乞祈(コヒノム)なり、抑こゝに大意を云云、とあるを、[illegible]委曲に承たくなむ、かゝれば白紙三丁[illegible]、執心の段、御憐察一人希候、

答　大意を取て前條に申たれば、今は細條をいふべきのみなれど、その細條に至りては、米條〳〵さま〴〵に分れて、又盡せぬ事どもとなるなり、すべて一の考といふ者も、くはしくせんと思へば、そのひとつのみの事にては、いひ難き物にて、

これにそひたる事、その類の物の事、又說をなして後、猶うたがひあらむ所を、いひときおく事、似て非なるものゝ事、後の物と名稱の異なる事、以前の有無につきて、ほのかながら其きざしある事、その又もとの事、これに、語釋や轉用やと、そひて煩はしくなる事、皆何の考も同一なり、此方の祖父のごときは、姑くさしおく、世上の人の、小册子などの考をするに、能くくひ切て、かくてつゞまやかにしたることよと、かまけもし、中には事たらずも思ひ、又はいかにかくてとぢめけんと、心得ずも思ふこと多し、こはおのれ、あまりに細微に物する、わろきくせのつきたる故ならんかとさへ、をりをりは思ふことなり、されば神人のはぢめの如きは、くはしくすれば、神代をみながら注釋せずしては、全備せざるやうに思はれて、つみ出す事のかたきを、むしろ大箇に、目錄のみの如く、前條にはいへるなるを、つたなきおのれをも、うむかしみ給ひて、いかでいかでと、心深く問ひ給ふには、面かつことを得ず、力の限りはしるさんとは思へど、いかなる方より記し出、いかなる條條までを、こゝにあげん、方角をうしなふに似たり、かく考へものしては事ゆかず、又かやうの類を、下稿おきて、時時しおきたるも、誠の反古にて、きれぎれなる紙に、よりより記しては、投いれ投入したるを、引出してしらべ見んは、殊にたやすからず、いとまいるべければ、暗記したる所を、いづれよりともなく、思ひ出るにまかせ、筆のゆくに任せて、前後の次第もなく、まことには盡さずとも、今思ふ程を、たどしるす也、こはこゝに限らず、いづれの答狀も同じけれども、事少き條、みじかき條は、さても聞えやすかるべく、書くにも心も屈せぬを、長くなれば、途方を失ひ、わおくなりては聞え難く、又やゝ二重にもかきなり、又はいふべき事を漏し、などもせんによりて、特にいひおくなり、かつ此事、今まで先輩もいひおかず、やゝ言ひ及ぼしげなるも、遂にはほのかになりて、事をいひきらずして、たづきとすべきかた稀なるに、おのれ何事もいぶかしくて、やまむことと、くちをしき中に、此ことは、ここにおもき事なれば、たやすくも定めかね、數年考へて、かくもやと思ふ所なり、猶後進の羽翼をたのむ所なり、是も此ことのみならず、すべての考にわたるべし、

まづ神といふ者は、古事記傳にもある如く、御かたちなど、今ノ世の人と異なる事なく、頭の目鼻耳口より、手足などまでも同じ、又尊卑强弱緩急、得たる所、得ぬ所、おはします事も、人の上と似たり、かくのみ申せば、必竟人のすぐれたるにて、もろこしの聖人、天竺の佛菩薩にも同じきかといふに、大にしからず、佛のことは、眞假交りたれば、假托の佛は、物語の源氏ノ君、狹衣の大將の類なれば別なり、眞人の佛は、敎こそ異なれ、術こそたがへ、聖人老莊などゝ一類にもいふべく、そはさかしすぐればしたりとも、猶人にて神にはあら

ず、神はいやしくても神なり、人はたふとく勝れても人なり、すでに神といひ、人といひわかつよりしては、異なる所ある故なり、唐土にて神人なごつらねて言ふは又異にて、これらにもあらず、但もろこしにて神人とさすに、そのもの、其書によりて、ひとしからぬもあれば、上世にていへば、やゝ皇國の神に近きも有べく、又人のかしこく勝れたるをいふも有べし、異國の事はしばらく閣く、皇國の神は、抑も天地をつくりまし、よろづの物をなし出ましゝばかり、靈しく奇しき御德おはしまして、人の智もては測がたく、畏く勝れませるは云も更なり、さてそれより稍くだりての神たちの中には、一つの事にすぐれましまし、其餘はすぐれてこそあらね、人とはことなくましますあり、こは木の神くゝのちの神、岬のおやかや野姫ノ神、火の神かぐづちの神など云類なり、はじめにいへるは、かけ卷もかしこき五柱の別天神、いざなきいざなみの神、天照大御神など一類なり、さて一つの事を得ませる中にも小分ありて、大山つみの神の外に、くさぐさの山つみの神まし、大わたつみの神にも、亦同さまにある類なり、その他、いひ分たば、くさぐさありて、さて玉鉾百首にも有る如く、いやしけど、いかづちこだま、きつね虎、たつのたぐひも神の片はし、とあるが如し、此中に八くさのいかづちの神、おかみの神のたぐひは、神代卷にも見えたり、又桃の實に大神ノ實ノ神の名をたまひ、千曳ノ石ノ道反ノ大神、御頸玉に御倉だなの神の如きもあり、すべて靈妙不測とも云べき物にて、桃の實は、さばかり尊く、またいざなぎの神のもて餘し給ひける危きを、防ぎまゐらせたる功にて見れば、此一事にては、いざなぎの神よりも、勝れる如くなり、されど、こは前に云ふ一つのことに勝れたるにて、他ノ事にては、さはえあらざりし事しるく、狐は人よりおとれども、人を欺きはかるに至ては、人よりまされるが如くなるに同じ、盗人は賢人より劣れゝども、人を欺く事には、盗人の智まされる如く見ゆるも又同じ、さてかく人より劣る物にも神あるにて、神と人と同じからぬ事も、人のすぐれたるを神と云にはあらぬ事も知るべし、さて神の誠に人に異なる所は、神は幽顯のふたつを得まして自在なり、御かたちはあれども、時としてはなきが如く、御魂もまた異にて、千萬里の遠きにも達し、物を隔て事をしりませる類のこともあり、又くえ彦の如く、足はあるかねども、天の下を事事にしりますもあり、すくな彦の如く、ことさらにかたち小さくして勝れ坐ませるもあり、是ら皆人と異なる所にて、その他猶いと類多し、さて此幽顯の二つに分れたるは、かの大國主ノ神の、此國を皇御孫命にさり讓り玉へる時、御語によれる、こはもと此御國は、はじめすめみまの尊によさし給へる、父神の大御言つらぬきて動かず、すべてすぐれまさる神の、ことさらにうけひ定めなごなしましゝ事は、すべて貫きて、たやすく改らず、變らぬ物なること、往々見え

てゆるぎなし、御自ら、それを改かへさんとおもほすだに、御自在ならざりしさまさへ見ゆるなり、此所をよく心をつけて思ふべき也、そは古語拾遺に、御年の神の怒りて放ち給ひしいなごを、のみ申給へるによりて、もとに返すべくおぼしたる御心なるに、それ忽にはなり難くて、くさぐさそれを掃ふべきさまを教ませるなども是なり、此御しわざにも考得たる説あり、枝葉になりて繁ければいはず、又ににぎの尊、木ノ花さくや姫をとゞめて、磐長姫をかへしませるによりて、御子孫の御命長からざるなどは、いと／＼重き御事たるに、一旦のうけひ、本にかへらず、又一日に千頭をくびり殺さんと、いざなみの神の御うけひ動き難くて、いざなぎの神、さはさせじと、もどき給ふこととなり難くて、さらば其かはりに、われは千五百の産屋たてんと、改めてうけひ給ふ、いざなみの神又これをもどき給ふことあたはぬ類、何ほどもあり、これ皆大御神たちと雖、假初にみことのり有しこと、一々しかるには非ず、事とある時ノ事なり、さればいざなぎの神の御言依しゆるがぬに、すさのをの神は、御母にひかれて、それをうく思召せども、せんすべなくて、青山を枯山にし、海川を泣乾ばかりに、なげきませる故に、いかにと、とがめ給ひて、しからば、汝がまに／＼と許し玉へる一言、又うごかずして、くさぐさ功をも建給ひけれども、つひに根ノ國に出ましゝは、父神の後の御一言と、御みづからの初よりの御意との貫く所なり、さてすさのをの神御一人こそ、父神もその御意奪ひがたくて、御ゆるし有たれど、猶はじめの御一言つらぬきて、其すさのをの神の御末にて、國をしろしめし來りて、大國主の神に及べるなり、此神又くさ／＼禍事に逢ひませれども、貫くべきことわり有て、つひに大國のぬしたる功をとげ給へる、此御次第にも大に論あり、さてかゝる御つゞきの貫き至れる事なれば、又天神の御子といへども、輙くそれに代りて、此皇國を知食むことは、いと／＼難くて、天ノほひの尊、三熊野の大人、天若日子など、つぎ／＼に、えらびに擇ばれて、降し給へる神たちなるに、猶事ゆかざりしは宜なり、たけみかづち、ふつぬしの神に至りてすら、大國主の神うたがひて、誠に天つ神の詔にて、我が許へさやうの事をいひては來まじき筈なりと、疑ひ給ひしも、此深き故あればなり、さるによりて、むすびの神も是はうべなり、さらばとて、事をわけて、ねもごろに、種々の箇條をたて給ひて、まつるべき武ひら鳥の神をさへつけて、ここを別ちて、幽顯を等分にわかち給ひ、あらはに事は皇御孫ノ尊、かむごとは大國主ノ神とさだめて、互に相侵すまじき由に、のり分け給ふによりて、大國主ノ神も、かく懇にみことのりあるうへは、と諾ひ給ひて、遂にあらはに事の方をゆづりまして、幽事のみを以前に變らず、一天の君の如くに、つかさどり給ふ故に、大物主ノ神の御名ありて、つひに後々都となるべき大和ノ國をさへ、幽事によりてしろしめ

し、三輪に御魂はしづまり坐て、まもり神となり給ふは、皇御孫ノ尊ハ顯事ヲ、大國主ノ神ハ幽事ヲ、神ノ二柱にて事を合せて、以前より一神にてをさめ給へるを、ひとしく有べき結構なりけり、かくて遂に、初のいざなぎの神の御よさしの、貫きたるを知るべし、さて又天つ神の議ましてヽ豐あし原の瑞穗ノ國は、あが御孫尊のしらさん國ぞと、詔たまへる事、かりそめの事にあらず、初すさのをの尊に父神のよさし給へれども、きらひ給へれば、父君の御よさしは、まづ破れたるが如し、されど御子孫につたはりたるは、世をたてゝ傳來たり、一旦すさのをの神は、よみの國へとやらはれまして後、その御子に改めての御よさしはなけれは、表にたゝぬが如なり、されどここに御よさしなき程は、はじめの御一言のつらぬきて、その御子孫に、おのづから傳はりたるまでの事なり、さればかのすさのをの神、天の大御事を御うけひの中に生坐る、五柱の男神、物ざねは天照大御神のにて、なしませるはすさのをの神なり、物實によりて天照大御神の御子として給へば、むすびの神の御孫にあたる此君こそ、伊弉諾尊のよさし給へるすさのをの神の、なしませる御子にて、しかも一生懸命の御うけひの中に生まし、遂にすさのをの神も御心をとゝのへ給ひ、是より後、大功をたて給ふなれば、此中の皇子こそ、あし原の中つ國を、改てよさし奉りて、ひがことなく、父君の御言もつらぬくべければこその御神慮、誠にあふぐべし、その中にも、おしほ耳の尊は、むすびの神の御女に御あひ給ひて、すぐれ坐ば、是と定めて降し玉ふべかりしを、すでに降りまさんとして云々、いたくさやぎて有けりとて、立かへり給ひて、前にいふ神々を降しませるも、深き故あり、此さやぎたるは、降すとの時の騷臭、其もとは、いざなぎの神のよもつへぐひによる事なり、こは別に委しく言では盡さざれど、今いふ所の爲には、枝葉なれば省く、さて其再下りまさんとする程に、其御子にゝぎの尊あれませれば、是にかへて降しませたるは、かの後の幽顯をわかち、かたみに相侵すまじき御契による事にて、眞床おふ衾に、つゝみ奉るばかりの、襁褓の君にかへて、降しませるは、父君は、もとのならはし幽顯二かたに亘り給へれば、相侵すまじとはしつゝも、知給へる事なれば、疑はしき事ありては、この御事、心しらひまでにはあらずとも、まさに生れませる御子は、いづれにも御ゆづり有べき事なれば、おしほ耳君を下さば、顯事のみ、をしへたて申て、幽事は、はじめより御存なきやうに、この事なるべし、されど、そへませる五部の神たちなどは、もとより幽顯にわたり給へる神たちなれど、そは御契をかたく守りて、自らも犯さず、したしまるらするに、にゝぎの尊には勿論なる中に、天つこやねの命は、神につかふる事を專とし給へるは、もと幽事を知までは、成り難き職にて、たゞ仕ふる方のみに、その方の意を用ひて、御子孫には、其つかへ奉るべき樣のみ

敎へ殘して、さやうにして、宜き幽理は傳へ給はざりしなるべし、是にも猶いふべき事はあり、しか爲來りて、つひに神は神なれども、行ひ給ふ所は、顯事のみを、天皇といへどもなし給ふ、是人の世とかはらぬ始といふべし、されば、此天降を限として、實に人世といふべきは、是よりなりとは云なり、しかして御三世をへて、幽顯にわたる神たちも、みな世を沒りまして、神武天皇よりは、次條にいふ如にて、事のあらたまりたること多きをもて、後に此御世より以前を、神代とも限り初めつらむ、是神は幽顯にわたりますが常にて、人と異なる所にて、卑けれど狐こだまやうの者の、妖怪と世にいふわざをなす、是も幽事の片はしなれば神なり、その神ごとを漏すまじき爲に、古語をとゞめ給へりと見えて、以前は此類も言問したる事は、大國主の命の鼠、名なし雉、いはね、きねだちの物言ふ事、これは未だ神武天皇の御時までも、たけつぬみの神の八咫烏の類、物いひたる事あるにて知べし、此類の言とひを、人みな怪しぶは、今の世にたえたる故なり、神世に熟して見れば、都て今物いはぬをこそ怪むべけれ、物いはぬは何故と考たらには、此幽顯のわかれよりと、心付べき事なりかし、八百萬のすべての神々も、此おきてを守り玉ふ故に、すべて神と人との間遠くなりて、人より神を疑ふ今の世の如にはなれるなり、すべてに如此限界あることを、まゝ有て、みな其時に大なる故にましませ、そは根の國と、此國の行かひは、いざなぎの神より、千曳岩にへだゝり、高天原と此國との行かひは、此天降の時をかぎりとし、わたつみの宮との行かひは、豐玉ひめの御恨に、うなさかをせき給へり、此例に、今一つ大なる界あれど、是は別に一大說にて、つくし難ければ省ぶく、かくて後、神がゝりなど云も、たゞちに現身を神はあらはし給はず、或は人に憑り、或は夢にさとし給へり、されば神の御事は、いづくよりともなく、目に見えぬ物となり來りたれども、以前の神世にはしからず、是幽顯の分れたるによりてなり、猶後もたまさかには、幽事の跡見ゆることあれど、稀なる上に、しかとあらはならず

さて是よりは、人の神に異なるかたをいはゞ、大抵は上件に盡したり、わかるべけれども、又ことに專と心得べき事あり、人といふ物は、前にいふ神とかはりて、現事のみを知り得て、幽事に涉らぬは勿論なるが此はじめはいつよりぞと云に、上にいふ如くにては、にゝぎの尊の天降よりといふに似たり、されど其時とても、天降の神たちの外、此國にすめる、國つ神も多くあるべく、天降以前神世ならば、天降以後とても、俄に神たる者の人になり變り給ふべき由もなく、其時とても幾億萬の神は有べく、御ちぎり堅くとも、犯せる神も中に有べく、いかでさやうに疾の事にはと、誰も思ふべし、同じ神世と云にも、心を潜めて見るに、いざなぎいざなみの神の御世のさまは、都て物の始にて、まことに神世也、とつぎの道、

やうくに始りて、うつくしむ情は同じけれども、人世戀々の情などは見えず、すさのをの神のいなた姫に御あひませるも、猶さやうに戀ひ慕ひてとはなし、大國主ノ神にいたりては、こしのぬな川姫、いなばの、八上ひめを、八十神と共によばひまし、贈答の御歌もあり、よもつ國にて、すせり姫にあひまし、いざなひ歸りましゝさま、又このすせりひめの、うはなり妬み給ひし事などに至ては、みな後世、人の世に異ならず、ましてこの木の花さくや姫、磐長ひめは更なり、これを思ふに、いざなぎ いざなみの二神は、國をうみまし、たゞよへる國は堅めましけれど、つくり上ませるは、大國主ノ神と少彦名の神の御時にて、國作大國主とも申せること、誠にうべなり、されば此御世よりこそ、大抵何事も、たらひとゝのほりては有けれ、かれ萬葉集の歌にも、多く大なむち すくな彦名の神世より、など云ヮ語の、口ぐせの如くよめるも、こゝのひたる始をいふまでは、皆此時を、太古とのいひ傳へたりし事、知られたり、されば此御世には、はやく神の御備も人に近くて、その御世には、後にいふ神ならぬ人もありけんと、思はるゝ事なるに、猶是より古く、既に人といふ物、さだかにあり、是はまた人の見出る事と見えて、誰の説にも、いさゝかもさやうの事を、言出たる人をきかず、おのれ早くより、此人といふ物のはじめを、いつよりならんと、知らまくほりせしに、先輩祖父などの説も、たゞ人のはじめは神、

神の御末は人といふばかりの事にて、明にいひたる事なきは、實にかく人慾く、知かたき事なるべし、其はこの始とては知難く、もとは神なり、人も出たることは、違ひなけれど、神と人と入交りたらんか、彼に神と人と入かはる世は有べからず、人交りたらんには、漸々にうつり替りて、人の世ともなるべし、さらば其人まじり、初めて物に見えたらんは、いつよりぞと、心を潜めて考へつるに、いざなき いざなみの神の御世より、すでに人はありけり、その證は、かのよもつひら坂にて、桃ノ實に實名をさづけますとて、いまし吾をたすけしが如、うつしき青人草の、うきせにおちて、苦しまん時、たすけてよ、と宣給へる、此御一言も、又前にいふ、後々まで貫く所にて、此の妖魔をはらへる事、皇國のみならず、唐土にも、五月五日桃符を門にかけて、邪鬼をはらふること、其方に大桃樹のもとに、神荼鬱壘の二鬼王、百鬼を領して制する事など、かたちはゝゆがめながら、片はしの傳へ殘れり、藥種にも桃花の瀉利となりて、汗氣を追ひ、桃仁杏仁なども、それぞれの能をあらはすを思へば、藥方といふ事の始も、大國主 少彦名をまたずして、既にこゝに萠せり、さて此に、うつしき青人草と詔ませるは、則人の事なれば、神は幽顯にわたりて、御形の有無など自在にて、みたまもわかちますこと多きに、人はしからず、うつそみありて、此現身を、心は離るる事あたはざれば、かたちの有無、心に隨はず、さて身あり

て、其身のまゝに心も隨へれば、身亡ぶる時は、心も又隨ひて散ず、身あるほごは、心をわくる事あたはず、是神に異なる所にて、ウツシキと言をわかちて、詔給へる所以なり、身體なくては、えあらぬ現人ごもと、詔あるにひとし、是われを助けしのみならず、うつしき靑人草の、又かく危ふき目にあひたらんをり、いかにとも、せんすべなかるべければ、此例のまに〳〵助けよと、敕ありしは、是又前に千頭くびり殺さなと、のり玉へる事ごもを思ひまして、此餘もうきせに落むことを、思はかり憐まして、此詔ありしにて、いと〳〵尊とし、ウツシキ云々と、わきて詔玉へるにて、神は異にましまして、ウツシキと、殊にいはざる反對の意をも知べきなり」又大倉津比賣ノ神の御身に、たなつ物よろづの、なり出しをも、取らしめ給ひて、こはうつしき靑人草の、くひていくべき物なり、と詔給へるも、又この差別を知べき要語なり、これに因て、太古の神神、御食つ物なかりし御世にも、御命御つゝがなかりし事も、察せらるゝ事なり、此事は、又別に委しく、其よしをいふべき說あり、此たなつ物は、現身を得たる人民ごものくひて命いくべきには、誠に重寶ごとて、とりて種とし給ひて、天ノ狹田、狹田、長田にもうへ生ふし、遂にゆにはのいな穗につたへませる、ここなる故よしありて、年毎の新年祭より、新なめ祭、御世ごとの大嘗ノ祭なごも、此物の爲によりて也、されば、かくありませる御語のあるは、此

御時に、すでに神のみならず、現身のみを得て、幽事にわたらざりし人ありし證なり、なくては、いかでか食て活べきことの、さまをも量り知ますべき、神といへご、かやうに今なくて、後に有べきものゝ、枝葉の事までをも、察しますべきにあらず、その上に、よみの國ことゞのくだりにも、いざなみの尊の御語に、如此し玉はゞ、みましの國の人草、一日に千頭絞殺さな、と宣玉へる、旣に人草とありて、うごかず、神をい千頭とはのたまはず、是神はやごとなくて、かやうに、いざなみの神の、御自由にもならざるなるべし、此うけひより、一日に千人死、千五百人生るゝ人の事にて、神の數にはあらず、又前にいふ、種つ物のたねをとらせ給へる所にも、天ノ熊人と云ふ名あり、此名も考ふる所あり、人といふ稱、また此によるる事なり、かくて見るに、いざなぎいざなみ二神、もろ〳〵の物の、はじめをなします、はじめの神をうみまし、とゝのひ行まに〳〵、其くさ〳〵の神の御子孫は、次第にうつりて人となれる事、後々の姓氏錄なごに神孫の人とあると同し樣にて、旣にいざなぎいざなみの二神の御世の末つ方には、人草いと〳〵多かりし事しるべし、多しと雖も、後にくらぶれば少く、且神もまし〳〵て人のみならず、さる、うみひろげます始なるにより、いざなみの神、いかりに堪玉はで、それを妨げんと、一日に千人をくびり殺さん、と宣給へりしを、いかで、さは妨させじとて、さらば千五百の產屋たてゝ、人草は

天アメの益人マスヒトとあらせんと、競キホヒ給へり、天つ神の御末の、御命長からざるは、磐長姫のことによりて其、うつし世人の命も、長からざることは、はやく此いざなみの神の、御うけひに因る事にて、せんすべもなき事なり、さてカミといひ、ヒトと云語意をも、ときたいふべき事あれども、是又容易ならず、いと繁く長く、盡していはるれば、その意、通りがたく、却てなまなまにては、信ぜられぬ方もあるべければ省きて、そのカミは、幽事カクリミコトとよふもの、幽の方にかゝりにおはして、神といふは、人とたがひて、目に見えず耳に聞こえず、鼻にかぎわけ難き事をも、よく分ち知シロしめすものと思べし、是又人と異なる所にて、人の常理より見れば、心得られぬ様なれども、その理コトワリあることなり、此事はいひ解たれども、是又種々クサグサたとふべき物を引て、僅にその端緒イトクチをしりて、思ひやるばかりにて、甚かきとり難し、此こと、少しは芳久に語りも傳へたれば、御逢の節、御聞とりあるべし、人は又此つらうへにて、目に見、耳に聞、はなに嗅カギ、口にあぢはひて、わかち知る事は、心にあれども、其知るにいたるまでは、必人體の眼耳鼻口ある故にしる也、是ひとつかくる時は、ひとつの所能をうしなふ、盲人の物の色をわかつ事あたはず、聾の物の音をしる事あたはざる如し、心にかはりはなけれども、心のみにては、知がたき所ありて、必身體の所能による、さればうつしきとのたまへるは、うつそみを必たのむべき人の意にて、神と異なるを言ヒ分たんとて、うつしき青人草と宣ノリ給へるなり人は體なければ用もなし、神はこれと異にて、或は體ありても用をなし給ひ、體なくても用をなし給ふ、これ幽顯二かたを兼てしろしめす所なり、人は體なくては長く生がたければ、體をやしなふべき食を得て命をつなぐ、故たなつ物を見て、こは、うつしき青人草の、くひてよく生イクべきもの也と、見定め給ひて、是をくふべき物と、此時より定めませる神慮、いとかしこし、さてかく定め見れば、又さは青人草すでに有て、さて此たなつ物ありての後はよけれど、以前はいかにと疑ひ、又古には、はじめ神なくて事たり給へりや、さらば用なき神にあれ、すめらみの尊にあれ、うゑて食物を求めましゝはといひ、いざなみの尊のよもつへぐひを、いかにとく事ぞと云フ疑ひ、必出來ぬべし、これらの事も、みな考説あり、されども又、二三丁の紙に、かき盡し難きこと、こゝの神と人との別をいふのみにてすら、かく長くなり、猶その間々に、説を略したる事ありて、後又此一大疑團おこりて、これをも盡さゞれば、こゝにいふ所も、全備に至らざるが如し、かく多端になりゆくにより、初にもことわる如く、神代をいながら解説セツせずしては、詳細につくせりとは、いはれざれば、と、ことわりおきたるなり、此條は、神と人との差を解くたる事とすれば、まづ是までにて、筆をさしおくべきなり、猶右の中にも、傍證に證を引べき事は多かれど、そのみは煩はしく、

こまいりて、肩も手も眼もいたければ　はぶきつ、
此神人の考も、おのれ多年の勞を經て得る所なり、御執心によりて、わづらはしきまでに、詞をつくろはずして、只聞えやすからむ事を務めてしるせり、祕するなどいふ意は、露ばかりもあらねど、よく心して、まことに聞て、よろこぶべき人には傳へ給へ、みだりに廣く言ひふらし洩し給ふな、といふは、猶祕するやうなれど、さにはあらず、まだきに說をもらす時は、うはべのみ、こよくて、心きたなき學者も、今世に多ければ、世に此說のひろがらぬほどに聞とりて、おのれが說の如くいひなして、人にほこり、甚しきはそをこき廣めて、小一册ともなして、いちはやく上木などして出す時は、つひに事定りて、その人の說となりて、もとの根ざしの人の、いさをは隱れて、いふかひなくなるなり、よしそれも忍びて、たゞ世に道だに廣くなりて、人のさとりの助けともならばと、思ひのどめもしつべけれど、そも誠によく意を得て、考へ得たる本意の如くだに、ときなさば、またしものことなれど、さるきたなき心のふしり智なるものは、必その人も相應のさとりある者なれば、聞たるまゝにはあらで、おのがさかしらをも加へて、おもはずなる事をも加へ、中々に物そこなひをもし、且は片はしを聞て、はやのみこみなるよりしては、あらぬ方に說ゆがめもして、似て非なる說となる時は、そを後にいひとかんも、甚煩はしく、又世上の人に、ひとつ／＼、是はもとかやうかやう也、ともいひがたく、辯じ得たりとも、やゝ似たる時は、うつりて奪ひし方、もとの主のやうになり、奪はれし方が、奪ひたるやうに、而に思はるゝ事もあればなり、既にそれと指てはいはねど、此類にて、人にわが說を奪はれたる事、かれこれ有て、しかも、わが考へ得たる本意はしらぬげにや、齟齬などはいはず、かつ聊いひもよみなどの、あかぬ事ありて、心ぐるしき事どもあれば也、これも時あらば、我が得たる本意齟齬を出して、くはしくして上木せんと思へど、上木おくれたれば、中々に我いふ所を、さきの盜めりし人の說によりて、讃貴せしやうに、人や思はんも心うければ、その考はその人にゆづりやりて、思ひやまんとさへおもへど、さては、其說いたらず、盡さずして、なまなまなるに、事たらず思はれて、せんすべを知らず、かかる類もあればなり、

○問　同文の次條父祖三世はのち／＼までも云々は大凡の辨なれば論ひみるべきにあらねども、いさゝか思ふ所を手習にもいたして拙論の異議を申候ないし／＼後世に至りては父祖三世は貴說の如くなれども神武天皇の大御世などは人命の長ければ此條には申されがたくにやと思ひとりなゝなり勿論神代のことは論に迄もなけれども大國主大神の系と陽命の六世と紀にあれども御同時なるを思ひ奉れば神武

帝より五六代の所は四世迄もよく面輪を知りたることこのありしならむと思はるゝなりまして天孫より四世の神武帝までのほどは決なく四五世もよく面を知りたることならむと思はるゝたゞ此條は讀人に論ずる眼識にて大意なくむかし其意透る明者いかで〳〵知るべきならねばかしこし

答　神代とわかつこといつの頃よりの事ならむ今傳なければ知がたし萬葉の歌などにすめろぎの神の御世よりなどいふ類を見わたせば上世をすべていへりと聞えて今いふ所の神代にかぎらず是はいにしへざまなるべし古事記にもおのづからその稱はたてねど上巻とわかれ日本紀にきはやかに一二の巻を神代上下とあるもしは是はじめにやあらむ舊事紀は僞書なれば證とするにたらずその餘殘欠の古簡など考へなば今少し古き證もや得むしらざれど大凡このころよりなるべしつゞきては姓氏錄前にいふ天孫とて神代三世を別にせられたるは明白なりその餘名目となへのみにては萬葉のごとくきはやかならぬ方にぞ有べきされどおのれは父祖三世は云々といふ所も神代のその時の眞景にはあらず日本紀ごろの人の後よりさだめいへるにて人世のさまにならひたるものと思ふなりされど又神世とてもにゝぎのみことより後三世の大御世こそその前大國主神の御世とは又異なる所あるべし則にゝぎの命天降よりを人世といふべきことわりなりと前にいへるも是なり大國主以前の神々はすべて幽顯二かたにわたり給ふをにゝぎの尊よりはうつし世の人を知りませる事かの國讓の御時の大議論にて差別たゞなることなりまして天降已後三世の御年數つたはらずして考へがたきにくるしむその中に火々出見尊は高千穂宮にましますこと五百八十歳迄御年齡のやうなれども高千穂宮に云々といへるは御治世のことゝおもはるゝなり此前後いかばかり知がたけれどもさくや姫岩長姫のことによればにゝぎの尊の御御年久しくて餘は急にみじかくなりませるなれば四世の神武天皇は百廿七歳（古事記百卅七歳）その中間のふきあへずの尊御年もその間なるべしと思ふなりさて神武紀の西國より大和にうち出給ふさまをつら〳〵心をひそめて考ふるに父天皇も祖父天皇も曾祖父天皇のにゝぎの尊も御存生のさまは少しも見えずさりとて又大和にうち入給ふ後神武天皇元年とたつるは後よりの稱ながらそのさまなりしことは古事記傳にいふごとく彦五瀬尊その間は天皇のごとくにておはしましゝ故なりされどうけはりて天皇めきてもとなへず後々まで御世數にも申さぬはいまだおしはれて御位を嗣ませりこともなかりしにて高千穂を御うちたちの御評定ものち〳〵御世かはりの度に都のかはれるごとくいづくにて宮居しまさんとのさまもおもはるゝにて察するは此前年ぞふきあへずの尊の崩ませる年なるべきとおのれ考定あたりこれ證なき中より前後の事實に情を得て考得たる所にて恐らくはたがはじと思ふなりさてにゝぎの尊ほほで見尊は是よりさきいつの年かはしらねど崩ませることも

おのづからしらるさて又こゝにいふべきことあり後世のごとく弱冠にして妻をもとむる事なしとにはあらねど上世は御長壽なるよりすべてのこと後よりみればいと遲くして大に懸隔すべし御長壽の中に今は御子をもとおほす頃になりて後にていはゞ中年以後に多くはめとり給ひけむとおもふことゞも多しさやうならざればにゝぎの尊御長壽にて次の二世神武帝以來のごとくよのつねの御年にましく〵しかも後世のごとく父君の壯年にあれまさば御世を繼ませるほどなくて後の二世ははやくさきに崩じましてにゝぎの尊のみ數世の玄孫の後までも殘りましますべき理なりされぱかの御命短きしるしも次第次第に下りて神武天皇にいたりませる此間も三世にて則前にいふ所のおのづから何事も三世には事かはりゆくさまなりといへるを思ふべしさてやまとに御うち入のことゝいひ御命のさまといひ是より以前は御壽のつたへもさだかならぬに以來連綿といひ他の事にもことのあらたまりたる事多きをもておのづからにくひ切としたるは後の稱なれど神世三世にて事かはりをはりたるは又おのづから後の三世にことのかはると同じきもくすしからずや

(太郎篇再問)

馭戎慨言ノ序 文亦漸彰矣云云、雜而無統の所 の間に、神祇官昔は中臣の云云、或親王諸王、昔は諸臣の上に立しを、藤原家盛になりてより云云の答辯に、此段は容易ならず、論いとしげくて、ここには盡し難けれど、大意のみをいふべし、親王諸臣より云云、藤原氏の權は、鎌足公に根ざせれど、猶さもあらざりしを、忠仁公の、文德帝の遺詔を楯にして、幼帝をしひて立、惟喬ノ親王を云云、ひとり業平朝臣のみ云云とあるは的論なり、

扨かの讀史餘論にも、かつがつ此忠仁公の事を論ひしやうに、心の底にあるを、よく的論たりとおぼゆれども、もと儒者なる上に、其世は古學きざし初たることなれば、なべての人も皇國の事を論へることは、一向なければ、君美の論は、論定ぬこともある樣に思ゆるなり、抑此人今ノ世に生んには、太き明論もあらむとおほゆるは、ひが事にか、業平の事も面白し、此朝臣に就ては、委き論辯もあらむと、思やらる、いかで委細に聞かまほしくなむ

答　皇國のならはし、萬葉集などに、すめろぎは神にしませばなど、天皇はすべて現人神にて、千歳にかはらず、尊きものゝ限なるは、いふも更なり、その御つゞきの末々までも、やむごとなかりし事いふも更なり、五伴雄の神の裔も、それに隨ひ奉りて、下りて輔佐し奉り、況て國つ神の裔などは、みな服從てありしかば、時々にゐやなきもの有しも、その時時に討代まして有しに、五伴のをの神の御すゑは、天兒屋根ノ命の御末のみ、さだかに中臣姓なりて、餘は微々となりて、忌部ノ廣成ノ宿禰の歎狀あるばかりになれるは、いかなる事なら

む、これも其よしある事なるべし、信友、松の藤たへにいふ如く、中臣ノ鎌子は、いたくいおぼしよりむ、世々の職とある、神祇伯をいなび申て、政事を管せんことを欲せらる、英雄のしわざとはいへど、すでに祖先のおきてに違へり、皇事の御意にも、あへりやあはずや、いかならん、まて孝徳天皇に志をはこびて、食言せじと言立て、これを帝位に即まゐらせ、内心にはなほ此帝を卓絶の量にあらずと見て、わが心とした擬るに足らずと、再び天智天皇の皇子にましくしに、志をはこびて、又これを謀り、うはべをつくろひて、齊明帝をたてて、天智帝に攝政をつかさどらせ、かくして後、つひに天智の朝にいたりて、十分に其志をのべらる、二帝の寵妃の懐孕せるを賜はりながら、初の孝徳天皇の妃の腹の子には、借となしたるも、如何なる心ならむ、甚おぼつかなし、是までの所、すべてしりうごとながら、俗にいふ山師といはんのみ、不忠の志はあらざらめど、皇國の神の御おきてには、叶べからざる事ともなり、されど一世の豪雄たる勢はうしなはず、遂に藤原姓の大祖となる、かゝる事のはじまりなれば是より後の世世察すべし、初め制度を漢様にかへたるも、此公の案にて、孝徳紀に、はじめて令制の新法あらはる、國造を記して、郡領神職などの者とし、國々の御名しろ入部などを廢して、口分田の法を興す、民情安からざることなれば、こゝには行ひ難く、漸々におしうつるさま見えたり、かくて大功を天智帝の大寓にたてたるにより、新制作の第一、大職冠をたまふ、臣の度過る始とすべし、

天智帝もまた、鎌足公に志を合せ玉ふほどにて、南淵の先生に漢學をならひまして、すべてからざまにつとめて、改革せんことをおぼして、聊も上古の手ぶりを重し玉ふ意なし、畏けれども、君臣合體、漢魂のきはみにて、專ら覇業をよしとし給ひ、崩御のきはに至りて、御目比のうはべを飾り給ふ叡心あらはれて、天武天皇の皇太弟たるを、一言の下に辭退ましまさせて、大友ノ皇子を日嗣とし給ふ、[illegible]いとくゝ悲し、當時天武天皇の危かりしこと、某卿とやいはむ、甚々かしこし、さればこそ、遂に壬申の亂を生じて、大友帝忽に亡び給へれ、此時の是非、さしおきて論ずべからず、いづれを是とも言ひ難し、二かたともに、かしこけれど非なるべし、是何にお根ざし、誰かは基せる、ひとり鎌足公の罪ならざらんや、其もとづく所は、漢國文武の聖人とも、おろき手本を出して、言よげに世を欺きたるに習へる者なり、恐るべし恐るべし

欽明天皇の御時、佛法渡りて程なく、一僧斧をとりて祖父をうつ、祖父は父に類す、程なく馬子、漢ノ直駒をして、崇峻帝を弑し奉る、佛法わたりて、忽ちに弑し、ほこるしの大逆罪人を出す、其のち、孝謙天皇のゆゝしき亂あり、聖武天皇の三寶奴と宣玉へるいまくしき敕あり、佛道又最悪なべ

し悪むべし
此二つの道、皇朝の古を伐る大斧鉞にて、儒は上下君臣を亂らし、佛は親をさき尊を廢し、好惡を損ず、是よりして、貴卑たち難く、人心恐るゝ所を失ひて、内亂をなすに至る、此間の論、細條を盡さずしては疎なるべけれど、遠察にあるべし
文德天皇の遺詔を扶ひて、忠仁公、惟喬親王の高才友愛なるを追ひて、幼少なる清和天皇をたつ、心中に思ふ事なからんや、藤原氏ならざる人、切齒しつべけれど、時の官長、權の歸する所、せん方なかるべし、位後の勢に倒へせんとするに、子は無きをうれひ、兄の長良卿の女高子を養女とし、清和天皇に入内せしめん内心なりしに、業平に密通せられ、忽ち望外の不意に發し、積にたへず、業平の髮を切りて追遂す、東下(アヅマクダ)りはやむ事を得ず、これが爲なり、翁これをあらだて露顯せさせざるは、宿念を遂さんが爲に、基しのびたるなり、されど外聞を憚りて、女御(ニヨウゴ)入内ともしがたく、たゞ官女の列として禁内に出し、左右の意をとりて、内寢にすゝめ、ついに本意の如く懷孕して、御息所(ミヤスドコロ)といふこと、古今集の詞書にて知るべく、御息所といひしにて、女御ならざりしも知るべし、時の一人の女なるに、など女御ならぬぞといふに、業平の事あればなり、されば去る瑕物をさゝぐべくもあらぬ害なるに、なぞといはゞ、内心の初念にて、我女子なきだに口惜しく、辛うじて兄の女を養ひて、かけがへもなければ、他にはかるべき方なく、業平を遂ひて、おしつよく領おし拭ひて、かくとせりし事、自らも心よからんや、他に施すべき術計盡たりしなるべし、數年の後、業平歸洛せしかど、是によりて官途おくれ、且こゝろざしたる惟喬ノ君は出家ましく〵て、出身の途を失へりしかば、今はと望をたちて、放縦不拘の本質に任せ、榮名を事とせざりしかば益〻用ひられず、兄行平卿の三年の流罪も、此因(チナミ)なるべくやと思はるれど、證なし、藤氏ならぬ人の切齒、前にいふ所と想像すべし、惟喬ノ君安野に遁、業平朝臣隨身して、おつかへ給へりし事、又小野の庵室を、雪ふみわけて君を見んとはと、初春なるに、述懐せられたるさまなどの幽情察すべし、いたましきかな、惟喬ノ君は文德帝第一の皇子なり、業平は平城帝桓武帝の孫王なり、これに袖に玉をひろはせ、麁視する人は誰ぞ、昔の君臣懸隔の世情ならんには、かゝる事は有へくもあらず、世人もいかにもうけひくまじき事ならずや
至尊皇太子の次は親王、それより諸王は四世にいたる、是天子九族の内なればなり、五世は王號を得ると雖も、すでに親盡たり、令制かくの如し、其のち、六世も王とせし世もあり、又三世にて臣としたりし時もあり、制度のかはりにて、親の厚薄はあれど、王は王なり、なほ諸臣とはことなし、されば親王左大臣たる時は、諸王右大臣たるはよし、人臣右大臣に

なることを得ず、臣は上にあれども、猶左右相敵せざる故なり、

此一條にても、王臣のけぢめ遠かりしを知べし、又内親王は、王は娶る事を得れども、諸臣はめとる事を得ず、是にても王臣の差別知るべし、親王太政大臣たる時に、臣左右の大臣たる事はくるしからず、太政大臣は絶席して上にあればなり、さて如此ありつることゝ、皆令制にて、その時まで、さやうなりしに、令にあづかる不比等公、萬葉集に見るに、女王におくる歌あり、是はいかゞ、制度を出す人、やがて制度をやぶる、制令安にかたゝん、是又令の罪人なり、

朝廷の行列、親王諸王、次に諸臣と、位次を守る、只前の位號各別なり、親王と諸王とは同位號を用ひたりし世にも、臣位は別なり、さるを令制、大寶の時か、養老の時かしらず、今本の面にては、親王は品といひて分てども、諸王諸臣は位號同じきなり、是よりして、諸王諸臣入交りて行列す、但入位の先後にかゝはらず、同位なる時は、王は臣の上にたつ、又諸王の位は五位までに限り、五位までも、猶袍の色は淺紫にて、臣と齊しからぬは、優なるかたあり、さる故に、王の四位五位立をはりて、臣の四位五位とたつ、かばかりのけぢめも、前に較れば、王なほ心よからざりしなるべし、行立の次第は如此なり、これすでに王の輕くなれるなり、

親王立、（互い親親の尊卑に從ひて一品より無品まで）　諸王一位（何人もあれ位先注次第）　臣一位（以下）
（正從如順）　王二位　臣二位　王三位　臣三位　王四位五位（正從とも）　臣四位五位

この故に、諸王は、はやく姓を賜ひて、ひたすらの臣にならんことをほりせしは、座次かはらずして、王は秩禄微にて、出身鈍し、臣は秩禄多くて、出身速なる故なり、角て後、つひに諸王はたえて無くなりたり、法親王も多くなれる故なり、

かくても、無品親王はなほ大臣一位の上にあり、さるを當家（當家は江戸幕府を指す）御治世の始め、林家に問ひて、御條目を定め玉へる時に、林家儒見にて、皇國の古制に暗く、親王より太政大臣にもなるを、昇進と心得て、是を誤として、太政大臣攝關は親王の上也と、定めたるは口惜しき事なり、前にいふ、令ノ義解の文に心付ざりしなるべし、親王太政大臣たる時は一品なり、臣太政大臣たる時は、相當一位なり、太政大臣は官にて位にあらず、位は一品と一位と異なるを、など分別なかりけむ、されど誤は誤ながら、つひに權道とほりて、今は此の如くの定となる、是その比、堂上家にも古に精くて、その差別をわきまへず、誰一人、是はさやうには非ずと辨する人もなかりしかば、せん方もなき事なり、返すがへも、無學ほど、世に口惜き者はなし、朝鮮征伐の時も、豐太閤英邁にて、かの國王をも、もろこしの王をも、物の數とせず、愉快なりしかども、その文中などには、いつも、もろこしの事を大明大明とあり、是大の字は尊稱なるを辨へ玉はざりし故なり、ただ號とのみ心得て、その差別なかりしを、かたはらの人にも、

心づく人のなかりしなり、さる故に、かの國より來れりし書をも、五山の長老めして讀しむ、三成兼て謀りて、聞より不敵の文あらば、太閤いかりて、和議の破れん事を憂ひて、あらかじめ案を作りて、ほどよくせんとせしは何事ぞや、國體の失はれん事をも思はず、目前の安逸をおもふ畢人にて、婦人の姑息の愛にひとし、不慮に此はからひ行はれざりしは妙なり、もし謀る如くば、太閤をも合せて、義滿將軍の、かの國王へ臣と稱せし、不臣の名を負せんとすべし、危し〱、是らも不學より起れる危殆なり、

尋問書五郎篇 次郎篇の再問

○神武紀に菟狹國造祖 國造のこと翁梅舍翁等の說もあれども貴說きかまほしくなむ

答 ミヤツコといふ語は御臣の意にてヤツコは家つ子の意後に家子郎黨などいふ家子とひとしく譜代の臣のことなりさてかくて大意はすめども猶おもふにツの語は助辭にて天津風沖津浪なとの意にても聞ゆれどもよく考ふればツはもと仕の意にてつとまれるなるべし家は公のヤケにて家持のごとくやかとも轉じいふ屯倉も同じくかは處の意なりすべて亭宅のことなれども專といふ時は大家屯倉など皆帝居につきていひてヤツコは僕仕子の意なりミは眞稱宮御とも轉じいふ是なりさて朝廷諸臣を大括に二つに分ちていふ時は伴造國造なり一類一門一職一姓を率て事をとりてつかふるは伴造にて八

十件男といふもくさ〲あるを合せいふ稱なり多くは天皇の御もとに隨身し奉りて諸用を奉仕す後にいふ朝廷の官人は是なり是は人を支配するなり人を支配するはその勤方ありて率るなり昔は一姓一職にて業を世々にして轉ぜずさる故に位階は家の尊卑につきて昇進もたゞその一姓中の昇進にて職は同じことをつとむれども廣狹はありさて又國造はさる方とはかはりてその國その地を支配すされば田賦をも支配し神社をもつかさどる國中又は郡中いくつにわかちてなりとも往古より支配し來れるに隨ふ中に廣狹の意もあり後に廣くなれるも狹くなれるもかはりめも少しは有べしされど是を後世の大名のごとくおもひ漢土の封建の制のごとく思ふはあたらず一國をみながら支配はしても我物といふにはあらずやはり土地は天皇の有にてそれを支配するが奉仕にて後世にていはゞ代官地の大なる者に比せばいたく違ふべからず賦役萬端は皆 天皇に奉るその中にておのが得分とする食祿のさだめも大凡はありけめどもそは今考へ知がたしされどいさゝか民間の賦斂の大よそは別に考あり弓はずの貢たなすゑのみつぎ是なり上代のならはしにて諸事大らかなればきと定規としたる事はなく國所によりて厚薄も有べきこと勿論なり年に豐凶もあるも勿論なり是らは今世にても上中下田の差別はありされば國造その地にあてその境內をしり朝廷よりは大らかなればおのづから私欲過分の傍入も出來つべしそは令の制度の後租稅定

りてだに水火の損亡により不三得七不四得六などいふ平均法も用ひて御惠みつかはしすきたる御隣平民へはうるはしくして國守郡領下司の所得さへのになるがまゝ見られば制あるやかなり其間はおしこしるべしきる故に競禁の皆共がごとき奢侈につのりたる者も出來帝都ちかき大倭國にてだに私の家にかつぎ木をあげて神慮をかゝふらしし族もありき此故に古き國造の系譜亡したるもまゝありたがまゝにてはたへきるにいたりて孝徳の御世に新議の制をおぼしたち給へりしも遠き慮を得ん給ふのみにはあらずもこのまゝにてはえあらぬより起れることその世のさまを通考して實景を察し奉るべしそれだに以前より容易ならずおはして御治代やうのことをもいかどせたご御下問などありしをもおもふべし國守を京よりつかはさるるに及びて其前國守同様なりし國造をにはかに需領やうになし給はんこと是又たやすからず人情をうごかし國造も不平にてうけ給はりかぬべきさまなるにそれさの如くなりたるは後世のごとくならず天皇の大御稜威いまだ上代の餘風もありかつ國々の國造も今までの私領もまことは心におだやかならぬ方もありかたへの罰せられし見こりもありて疵もつ足にて事なくさやうに成來れるなるべしかゝる事は史の文面のみにては知がたし前後の事實に心をひそめてその世の情を熟知して考へこゝろみずしてはたがふこと多かるべし神事は古き例に熟してたがふまじきことなれば國造は後までもさる方ははなれず國守は國内の社々を入府の後ほどなく順拜してその大樣をしり地理を見歩行しなり此こともの本國神名帳の附考にいへるがごとし猶次々にいふべし

○國に関 新嘗祭 惣社 國司 國造

今に遺稱する大庭村にて我家の新嘗祭のことにつきてかつがつ思ひよれることを論む　大庭社（神魂社と云ふ）のこといかにも惣社と謂はるゝなり國司の新嘗祭も惣社にてある由なり新嘗祭は國造の祭主たること勿論なりされば今に嚴重に傳りたるも其國司の新嘗の名號たるべく思はるゝなりそもそも惣社と云ふ物の古しは孝徳天皇の御代京より國司を下し玉ふ世になりてからのことなり國造はかりにて國司のなき世には式内式外のわかちもなく國中の神悉く國造の大事に祭る神なれば惣社と云ふ物もなかるべし

新嘗祭は國造の宅か國造の宅近き社にてありつべしさるを出雲國造は皆地より十一里も隔りたる大庭の社にて此祭を執行することは是は譯あることなり別に考證あれどもこゝには略きつきるは前つ方にも話したる玉勝間の秋上が僞話を論問せむとき申出むとてなりけり

國司と云ふ物を孝徳天皇の御代に立玉ひてより諸國の國造は皆郡司になれりされども神嘗祭計は國司はせずして國造にさせしなくこれ國造は其國々の舊家たる故なれども遂に國司の職は次第につよくなり郡司は其下司なるにより次第

に威勢なくなりし故神嘗祭をつとめてもそれとみ國造は輕くなりそれとめ神嘗祭までが輕くなれるなりと丁神祇伯が輕くなりし故に朝廷の御神事までが輕くなれると同じことなり官位令に神祇伯相當從四位下なり上古は重職なりしなり兒屋根命の御末が中臣大連にて是則神祇道の棟梁なりしことは古事記書紀の神武卷に見えたる如し然るを孝德天皇の御代御改革にて神祇伯も何姓の人にてもなる樣になり相當の輕くなれる是朝廷御衰微のこんげんなり皇極天皇元年十一月十六日丁卯天皇御新嘗是日皇太子大臣各自新嘗と紀にあるは此時代には今の如く嚴重の法式はなく天皇も皇太子も大臣も皆同日に新嘗せしなりそは朝廷へも太子大臣へも出ぬ人は又自宅にて新嘗せしなるべしたとへば今の世も節句式日は朝廷のも庶人のも一つ日なるが如く霜月の中の卯の日は天下一同の新嘗の日なりしなるべし（朝野の新嘗のこと）（昨冬一覽せしに芳樹が淫祀論にもいへり此全書の主意いかにきかまほしくなむ）夫故諸國の國造も皆其日に新嘗せしなるべし出雲計には非じと思るゝなり然るを亂世に萬事衰廢のをり此節供は絶しなりその中に出雲の計連續して行はるゝは我大神宮の御恩賴にてかへす〴〵も目出度ことになむ

諸國にて惣社の知得たるをかつ〴〵擧てたがへることのあらむを敎示希候

駿河のは東海道名所圖繪と云書に府中淺間社の宮中に惣社とてあり又淺間社の神主を惣社中務と云は鈴舍門人錄に見えたり

和泉のは和泉名所圖繪に和泉郡式内泉井上神社の社内に惣社あり　安藝のは安藝郡府中にありて今は官幣社と申由なり

周防のは府中國廳の跡と國分寺との中間に道の曲りありそこに今辻堂ありて地藏ありそこぞ惣社のあとなる由申傳たりと同國人鈴木武雄高鞆がいへりしとか

次に問書は新任國司は部内の式内社を一任中に一度必順拜せしこと玉勝間に更科日記を引けり鴨長明が無名抄にも丹後國よさ郡にあさもがはの明神と申社います國の守の神拜とかやいふことにもみてぐらなど得玉ひてかずまへらるるほどの神にてぞおはすなるこれは昔浦島翁の神になれるとなんいひつたへたるとあり式には見えずされど國守神拜には奉幣ありける由なれば諸國共に式内式外に限らず限ある社をば國守神拜に拜みけむことしられたり明辨いかにきかまほし

右思ひ出るまに〳〵例のひがこと筆に任せてものしたればたがへるふしこそ多からめ

答　惣社のこと國によりてさかりにいはずしらぬ國もあり是亡びて傳を失ひたるものかもとよりしからざるか知がたし又國によりて惣社とはいはずその神の神主を幣頭といふ國も

の信ぜんここを欲して佛意をしひてたてつらぬかんここをおもはず寢ながらも念佛すれば功德こなる罪科あるものもひたすら信すれば成佛すなごわけもなく理もたゝぬここをいひてすゝむる故にさてはいこたやすきここにてうれしこ俗情に勝手のよきより皆その方に歸依すまここに信ずるにはあらずわが欲をのべむ爲に黨するにて是等まここは信者こいふにも佛者こいふ者にもあらず神職は何ほご神を人に信ぜしめむこすこも汚れたる手をあらはずしても拜せよ忌服中にてもいこひなくまうでよ穢多のつくりたる米にてもさゝげよこはえいはずさる故に俗人の信はいや日にけに遠ざかるは則俗人の俗惡なる由緣神の何こ申てもたふこくまして犯しがたき由緣なりたこへば今世の諸藝にても舞樂より能狂言は手ぢかくそれよりも淨るりかぶきは今の人情にかなひて信ずる徒多し徒多きほご藝いやしきも同じ理なり言の葉の道にても萬葉古調より中昔風は人にちかくそれよりもいやしき風はますます人にちかく又それよりも俳諧狂歌は耳ちかく又前句附笠つけ柳樽風は又一等俗情にちかきも同樣にてそれをなす徒もいやしきほご多く流行するもさの如し但近來歌よみ多くなりはやるにつきては此論によれば此道もいやしきにやこも難ずべけれごここに二道ありひこつはかの歌の中にても近來のいやしき風景樹なごの躰の行はるゝよりやゝ俗情にちかくて入來る人もあり又ひこつには奢侈の行はるゝより心も奢りてしらずながらに歌よみの中にも立交りたくて少しも信ずる意はなくいさゝかもおもしろしこはおもはねごたゞその身の人に驕らむ爲のみにたへしのびてかゝつらふもの是こここに多したこへば一萬人の今世の歌よみの中にまここに歌を執するもの五百人（二十ガ一）にはすぎべからずその外學者にて博識の爲にかたへならひよむもの又何こなく才ありて事にふれてはよめご常には執せざるもの或は父祖のよむにつけておのづからまねぶなご合せて又それほごもあるべしはじめは人々にいざなはれ心こもせざりしがおもしろくなりてよめる類又我國の手ぶりなればこいひて心ふりおこしてまなぶ類いつこなくよみならひてここに心にもいれねごも捨はてはせぬ類を合せて又それほごもあるべし猶此類にてくさぐさかはりたるありて凡四分一か三分一ばかりは入たゝずこもうたよみこもいはゞいふべしその餘はかの前にいふ心おごりの爲友にきそひて人たち見る類心にはそまねごその席に立ましるを外聞こする類何かしの集に入たりくれの先生にほめられたるうたをよめりなご口かしましくいふ類三分一はあるべし人もすればわれもなさでやはこまけじ魂に入たち見れご事ゆかぬにこりてやがてしりぞく類又ことばもしらず俗言をもいこはず人の嘲るをもしらずしてよみこよみちらす類人のをしへもうけずしりたる顏にさかしらに三十一文字あるものをいくらも作り出す類又高名家にたち入遠方に音信してたのしみこしおのれはかゞしくはよまぬ類又諸方

のたにざく染筆をつごへあつめてしりたる顔に評しあひてほこる類又いさゝかつどるを名として、みづから師となり諸國を遊歴して口を糊するたねとする類またかたる人をしてすゝめておのれが門人なりなどいひてみづからたのしむ類かやうのえもいはぬ類のもの又あつめて三分一もあるべしされば、まことにその道の行はるゝ所はわづかにて普通にひろく多くみゆるは皆太平の化に浴する民のあたゝかに着て飽る間の雅言のあまりをそへてはやるごとくに見ゆるのみなりされば、うたの道には如此なれども古學といふ方になりては是らの徒は入がたければ甚すくなし是にて歌もまことにまなびよむ者のすくなきをしるべしふとそれよりそれにうつりてこゝの答へに要なきことにも及びたり

國司神拜のことおのれ本國神名帳附考にいへるごとくにて式社のみならず大抵その代にむねとある神は皆順拜せしこと國國の神名帳といふもの今もこれかれあるにてしらる神階などもしるせれば皆官知のさまに見ゆ今世式内とて別とするは必竟延喜式のたはりてそれにのれる故にわかつのみその式の帳といふもの延喜の御時改められたりとは見えずその世より以前のまゝなるとおもふことも附考にいへりされば正史に見えて式にいらぬもあり世に是々のみを官知神といへどそはたゞたま事ありて史に見えたるのみにていさゝかの事なりその類に一、官知なる社共よりのちも年々にいかばかりかありけむ今知がたしたま〳〵その國の神名帳のつたはれる所のみ大様をしるのみ是らを皆國守順拜せしなりさて官知ならざる神も古くより多く有けらし貴國の風土記にのれる神社にても思像せらる又國々に里神社といふもの多くありて祭神もしられず稻荷にて倉稻魂神ならむといふもおしあてなり是もし里人の私に祭れるよりさもいふにやあらむ猶よく考ふべし

一　又次に問　この國には一國造なること國造本紀にて明なるを飯石郡に須佐の國造といふありこは他國人は知らぬ人多かるべし社領は薄少なりさればかの國造は我家臣の上官よりは甚く小身にて我臣の禰宜よりも大におとれりされば郷中の小社司に同樣なりかれが女は鵜崎の杉枝が臣の中官と讒謗せりそも〳〵かれが國造と名乘ることは亂世後源蘇になりてのことにはあらず北條時代にもやあらむ我家の二三男なりし石王冠者といふが養子に行しことありつそれより勝手次第に國造と唱へるなりこれ昔ならば決してあるまじきことなりかの神主はもと足摩乳の末なりけるが血筋たえけるにより養子を申うけしなりされば出雲宿禰を名のるはさることなれども今にしては血統たえしにもやあらむ須佐の國造と名のるは僭稱といふべし

答　これは傳來右のごとく明ならばその如くなるべし別に御問にも及まじく答ふべきこともしらず
但舊事紀の百四十四國造是らの世のさだめにかいぶかしき

上にかぞへみれば脱ありて數あはず是いづれの國にて脱ありともさだめがたければ出雲必一國造とのみさだめてもいひがたきか又このさだめの前後世にも增減もあるべけれど孝德天皇御世より後は國造に任ぜらるとも以前のごとくにはあらず勢たがふべしましして舊事紀に嵯峨の御世の事など見えて信じがたきこと多かり

又今世國造の家なること明白にても國造とはいはぬもあり尾張熱田の神主など是なり代々尾張連姓乎止與命よりつゞきて尾張國造なりしども今は大宮司とのみいへり是永宣旨によりてなりとぞ但中世男子なくして京藤原季範をむかへて女子に妻合せたりしより藤原と記せるものもありかへりて同國成海神社神主古々同族にて尾張姓連綿して血統たえずといへり但成海のは尾張宿禰と稱す西國にも此類往々ありときけど詳なる傳をしらず

○問　又石見國に金子國造といふあり昔の國造の末にはあらじと謂はるゝなり源平盛衰記のころは金子十郎家忠といふ武士なりしなりいつより神主になりしと云ことは知らずともかく武家が社家になりしは足利亂世の風なり宇佐の大宮司宗像社の神主などは社家ながら武士になりしなり宇佐大宮司は九州にて三ヶ國を領しゝ時もあり宗像社の神主も國郡ひろく持ていたりしなり是みな社家ながら弓矢をとりて殺伐をせし政なり出雲の秋上三郎左衛門同息菴之介なども社家になりても又ことあらんときは大名にならんと思ひて社家になりしなるべし然るを豐太閤のときより天下泰平になりかけて勝手次第に社家が大名にもなられぬやうになりしによりて據なく大庭の社司にかゞまりゐるなり此秋上は藤原姓なれば此國にては舊き姓ならぬことは明かなりそも／＼大庭社は我家につぎて深き由來のあればわが家の代官の神主は我臣の姓にてあるべきに藤原姓を名のるは後に神主になりし證なり我臣の姓には藤原は一人もなし此は大織冠鎌足公の子孫にかぎる姓なれば大庭の社司の唱べきにあらず我臣の姓は出雲神門勝部財等多し稀には源菅原などもあるなり

隱岐國にも國造と名のる神主あり須佐同樣の社家薄祿のものなりこれもかの國の一の宮の神主なりそも／＼國造と云ふ名の譯をも知らず一の宮の神主は國造と云ふ物と心得たる誤なり又或人は因幡にも國造と名のる神主ありといへりきけどこは正しく證明を聞かずつぎ／＼尋問して又いふべし

貴國の國造は昔の國造の末なりと聞けりさることにか三位になる由こは實ことなりとかこれも足利の世のころよりしかりしにかそも／＼この國造のことは先般も四郎篇なり尋問せしゆゑにこたびはいさゝかなむ

前枝の條々は國造のことを尋問するにつきて因にいさゝか

ものしつたがへるふしこそ多からめ教示きかまほし

答　石見隱岐國造のこと此說のごとくなるべし隱岐のは傳系いかなるつゞきにかくはしくはきゝ及ばず

我紀國造は先の四郎篇にもこたへたることにて傳來諸同自なり三位になりし例もさだかにて拾遺にも出たればかくるゝ所なし只今にては五位より四位にいたる三百年以來は三位にいたれる人なし南朝にては正三位大納言にいたれるもあれど世にひろからぬことなれば家系に記せるより外に所見なし軍中のならひさることもあらむ、安養寺の僧正の公卿補任に赤松などの從三位になれるよし見ゆ古文書にて見るに細川家にも從三位にすゝめるあり是らも亂世のならひにて後よりみればいぶかしきことのやうなれどさもありけるなり楠公さばかりの功を立名をのこし給へるだに贈從三位なるに細川赤松などの三位にすゝめるはいきどほろしきやうにもおぼゆ

○問　三丁ウ　日高島宮積三年記には八年とありいづれが證ならむとは兩傳としてあるべきことなれども的論あらむとてなむ

安藝の宮の段も記紀　傳大異なる翁の詳論もなければ教諭きかまほし

答　すべて日向より大倭へ御入の間の年數記紀ひとしからぬをよく考へ見るに古事記のかた正しくて日本紀は疎なりとれど古事記の年もかぞへざまあり此事こゝにつばらには盡しがたし日本紀の年立を訂正せんとて先年よりくさ〳〵の書を拵てやう〳〵に事をなしてさだめたれどまだことにわたりて盡さざればうまく解しがたし年立訂正しての下稿をなしなばそのをりに見せ參らすべし

○問　一丁ウ　茅淳山城水門の明詳なることは甘心にてこれにつきて云はれたる若山の地は大凡昔は海中にて小島多かりとみえて云々とあるを其小島どもの一集して大地となりたるはいつ計のことなりけむ詳に今は治定しがたくあらむを漸々に集輯せしことの大凡の圖かまほしくなむ

答　漸々になりしなればいつといふ時はなかるべし源平闘などまでいまだ島々にてやゝ大になりけむ所もあれど家居などはいと〳〵すくなかりしさまに見ゆまづ若山邊の地のこと物にみえたるは續紀に日出島間頻濱明光浦などなり圖は今の若山城の東邊牛よりおのれがすむ廣瀨のわたりやゝ南へかけてその地なり但しその時の廣狹はしりがたけれど今岡といふ名有のわたりに多く殘れりわか山は岡山より轉せるにやともいへわかの浦のわかなりつれなども南條決しがたし若きを岡とたがへる例はみつべきの岡とへいくは若の意なることと其にます豐若ひめとも豐をか姬ともいふ例などなり岡東離宮の跡といふ所今廣瀨八百屋町といふ町の裏のかたにておのれが家よりさしわたし二町に過ず我別莊は岡東とも名のるは是によりてなり先年立春のうたに名艸山はのにかすみて眞玉つくをか

のひむがし春たちにけりなごよめりき此離宮海邊眺望の爲にたてましゝさまに聞ゆ此さひが野といふは後吹上小野といひし同所とおもはる是若山城の西南なり夫よりも又西南に海上へ突出て雜賀崎といふ浦ありて岩山などあり若浦よりも西なり雜賀莊は此城下より近在四方をかけていふ大名にて海部名艸二郡にわたれり吹上の名菅公の詠より古きはなくさひか野は後には見えざるも同所なるよしの一證也いほぬしの紀行顯道公の高野詣記などには吹上は砂濱にて人家などはなく渺々たりしさましらる維盛卿船にて日前國懸古木の森を斜に見て漕過たるにてその頃いまだ入江かちにて島々大凡ながら地方につゞかざりしさま想像せらるその後の事諸方の古記國造家の檢田帳の古きなどにて考へ合せてかたはしづゝの沿革地名のかはれるなごほのぐしらるれども一面に見わたしたる所の形容はいつ頃はいかにとは察しがたしかつその地名を擧たりとも今の地名と引合せて圖などをもていはざれば自國の人といへどもまぎらはしう知がたきをまして他國の人には夢中の方角に似たるべし凡續紀の頃より南北朝の頃迄につきぐにかはれるものとしられ但足利の頃稍今のさまと異にて入江川筋多かりしさまに見ゆ今より二百年前と寶永正德の比までにも變遷あり紀川あふれて川筋のかはりたることも度々あり中々小册にも解し盡しがたし變遷の論凡三卷ばかりにて未だ十分を風土記にも盡さずその中に三大變をたてゝとけごもそれも一時のことにあらず日前宮の森今はいづこの川を船にて行たりとも見ゆる所なし往古五瀨命の竈山陵若浦の入江のさまり迄も一里計りはあり海へも今は二里餘をへだつ昔は海邊にて今和田村といふワタも海にそひたる名にてその殘れるにても大にかはれるさまはしらるゝなり

○問　(同)稻飯命云々三毛入野命云々

答　こゝは記傳の辨にて明なり但姓氏錄と紀と此二柱入たがひて見ゆるをいづれといふにおのれ思ふは姓氏錄はその氏人の家の傳を出せるを記したるにて氏人その先祖をあやまるべからず紀のつたへのまがへるならむを正史を誤といはむが心ぐるしくてたれもえいひはなたぬにやあらんかれ己は姓氏錄を正しとおもふなり與熊野に三木浦ありこゝの社うつなく三毛入野尊を祭れりとおぼしきこと里人の訛傳その祭るとのさまにておしはかれり三木の名此神名によれるなるべし入海化爲鋤持神とあるは鰐になりたまへることをいふなり神代紀下に火々出見尊ひも刀を鰐の首につけやり給ふにより鰐をさひもちの神といふとあるに合せてしらるゝ明證なりサヒはくれのまさひからさひなごありて刀劍をいふ名なり

○同　(同)彼處有人號曰――――宜汝更往前經之武雷神――――

答　彼處とさすは前文のつゞきにて見れば荒坂津の丹敷浦邊のとこきこゆ紀の撰者土地不案内にてたゞ傳のまゝによれ

る中に文にひかれて思ひあやまりおのづからたがひゆきたるが所々にありとおぼしこのわたりなども其類なり地勢遠近を詳にせずしては解しがたきこと多しまづ人々此丹敷浦にくるしむなり今奥熊野のはて伊勢界に錦浦といふ地あれどそこにてはいかにも合はず記傳なども地理をふまずして此地名によりていへる故にいまだ至られざりしなり高倉下は新宮わたりにこそ古事も由緒もあれ今の錦浦邊にはふつに由なし新宮より錦浦までは二十里餘もへだゝりたれば彼處といふにはあらず猶こゝにて合がたきこと他にもありさるによりこゝ考ものなりつゞまる所今二木島といふ所荒坂津なりこゝより三里錦浦までは今は紀國なれ共もとは志摩國内なり此國界の亂たることは祖父も其地をふまず其地の傳證を得ずして今のまゝに思ひとりたる故に考もたがへりしなり已に大神の外國界古今辨ありこれと合せてこゝかでは詳にあるなれども今はこれも略してたゞつゞまる所の說をこゝにいふなり其二木島も新宮よりは七八里あれども熊野神邑は新宮より有馬村かけての名なれば界よりは三里ばかりにて彼處とさしていたくたがはずさて夢中になほさやげりとのり玉へりしは神代忍穗耳命降りまさんとせし時葦原中國はいたくさやぎてありけりとのり玉ひてそれをはらひ清めまして後ににぎの尊にかへて降りませる語に應じて今猶さやぎてとありて以前ことむけの建みかづちの神に汝云々とのり玉へる猶といふ語のうまく照應したるに心をつけて思ふべきなりされば此劒も以前平國に功ありしことをしりて神代に此劒もてはらひ玉へりしことをしり建みながたの神のことをも考合すべきなり今錦浦といふ地のことにくさぐさ考あり前後にわたればつくしがたし

○問　旿既而皇師云々

答　文面のごとくよくわかりたる所なりたゞ此道路いかなる方をといふ時に前あの記傳の說よく考られたれども路次などを人づてに聞たるにてたがひあると今も錦浦と中々におよぶ地あるによりてその人々にたがひ出來たり路次は案内をよくしりてその地をふめばわかることなれども今いふ錦浦を辨ずることはその土地前後十餘里所々の里老の傳說寺社の舊記及古今の沿革國界のたがひ地名も小名等を明にして古書に引合せ伊勢神領神鳳抄などに考合古歌などをも參考して得ざれば辨じがたきこと多かりおのれ多年こゝに疑ありて意中に大凡の說はありしかど實境をしらず村老の古傳地名のくはしきをしらざりし間はおぼつかなかりしかばたゆたひてさだめかねたりしをかの公用にて奥熊野のはてをつくしていせまでかけぬけて巡村せしにより疑團氷解してかねておもふ所に符合してよろこばしかりしなり次條にそのたがひはいふがごとし

二木島より嶮路の山徑をへて大臺山の南西をへて伯母谷より鹽桑へ出れば芳野の東にてたゞちに宇田にいたる今も甚嶮に

て人跡まれなり伯母谷の前後五里の間人家なし峠に小堂宇あれど僧だにいこへば往來の爲に前後の村より隔月に出張て留守を守り往來の休所とす奧熊野より魚類を大和へおくるかち荷のみとその外商人少々通るのみの路なり

○問　果有頭八咫烏云々　傳　傳の地理の説たがへるにか貴稿の路次辨に論あるか

答　記傳の説に書紀の文によりて大杉をへて杉谷へ出高見山をこえて宇多へ出る説ともあげ又前に芳野へかゝる道をいひて熊野のはての今も錦浦といふより河内村より大杉谷へこゆる山路を鹽葉村へ八里半計大臺原の西にて伯母谷をこえて吉野へ出るといふ説あり此方まさりて聞ゆとあるはよけれど路次を人づたへなどに聞てにや混雜してたがへることあり大杉谷より鹽葉へ出るは大臺の東北を廻るなり伯母谷は大臺の西南をめぐる道にて一にはあらず此伯母谷よりの路あたれりこれは今いふ錦浦よりは不都合なり前にいふ二木島よりの順路なりニキシマの名すなはちニシキの轉語ならむと思ふな

○問　菟田穿邑　記傳の十八に穿の論あり可然歟

答　傳の説にて事盡たりしかるべし此類にてもとよりいふことを後の一つの故事によりてそれよりこいふことも往々ありいるかのはなやぶれて血くさかりしによりて血浦といひしが訛りてツヌガとなれりといふことあれど同御時の御うたに此蟹やいづくのかに横さらふつぬがにいたるとよみませばとばかりはやく地名の轉ずべきよしなし血浦とも一名にはいへりともツヌガはもとよりさいひしにて血浦は別のことなるを訛たりといふはその古事をいふ一つの言草のみにてまことは其遙以前にツヌガアラシトこゝにより來れるよりいふ名なりと思ふなり　その人の名はまたひたひに一つの角ありといへれば角額のつゞまりたるにて皇國にて綽號によびたるなりアラシト別人にアリシチカンキといふ名のアリシチと同じくか國の官名稱名の類なるべしウカチとウカシのことこれも傳に詳ながら猶思ふことあり穿もとはウカシともよみけむ同語かともおもふなりウカツは後世には穴をほるやうの方にいへど元來はウカスと同言にてウカスは犯と通ふなり　此犯すあかな譎たしかならぬを祖父に大カヽなり凡にして意ともせぬ意といはれたれどおのれは浮す意にて俗に物をウカメテスルなどいふ類にてウツカリスルなども同意より出たり又ウカネラフウカヾフなども犯すに近しわろきことをも心ともせずウカメテするが犯にてこいウよりかよふは皆多くオにあらずワ行にてヲのかななればヲカスもヲにてオにあらずさて兒ウカシオトウカシに猾の字をあてたるも犯す意にてあてられたるなれどこは傳にもある如く兒ことに此字もあらず弟にはあなれば此字はあたらずたゞウカシといふ語もとヲカシの意なるよりあてたる字面のみとして其人にあてゝは見べからずさて山路などをフミウカツをもウカシと同じからんといふは事を

侵して行なごいふ如く物こもせずして行意にてシノグなごいふにもちかしさてみればウカシ共ウカチこもいひしなるべくウカチのカの字もこ清音なるべしさてこゝはウカシの地名は此時に起りてウカシ村今もいこりたるにて兄弟のウカシは名にあらずたゞ其所をもて後よりいひしにてまことは兄弟のあだなひし者このみにて名ハつたはらぬより地名をもて後にかたりつたへたるなるべし井光なごも此例にて本名はつたはらず其さまを名こしたるなり前にいふツヌカアラシトのツヌカも同じさてウよりかよふはア行にあらずワ行のヲなる例はウサギをヲサギウケラをヲケラウツ、ヲツ、河ヲソカハウソ急居をツキウこよめるもヰルヲルよりかよふ嘘ヲソウソの類多し

○同　廿丁　菟田血原　傳廿ノに血原の地理は宇陀郡こ心得べしこあり明論いかに

答　まづかくのごこくなるべし他に考なし但茅原寺又清寧紀にやまこは彼々茅原淺茅原また神淺茅原なご見えたるを考合すべしいこまなくていまだおのれ通考せず

○同　廿丁　時有人出自井中光而有尾　傳廿八ノに書紀に井光こ作り廿九丁此記には井有光こ云て云々こあるを思へば紀說よろしきか明論いかに

答　さることなり姓氏錄に水光姫こあるもヰヒカに近しすなはち其形容を名こせるなり此類多し

○問　廿丁　女軍男軍　こは男女を別分て備たるにか和強の强を男軍、和の方を女軍こせしにか又曰始の說なるべし典言通說に女手軍也後世謂之搦手男手軍也後世謂之追手こ云への此論いかに表裏よりもみせむこ陣たせむことは彼初御代の時にはいまだあらざるべし明辯をかまほしこれ書をへゝ後に傳をみれば弱軍强軍こあり可然歟

答　傳の說の如しこゝにはたゞわかちて敵を守りておきへおくさまにて事は後にありさて追手搦手こいふ名も後のことなから似たるを思ふにもこ强人の强弱をわかちて男手女手こいひしなるべし今も勢なき事を物のメテになるこいへりそれを後世搦手より城をかりおこすさまにはまごこにして追手より追出しからめてより迯出るをからめこるべき稱に男手女手をさやうに云なしたるがつひに總稱こなりたるならむ此名城の方よりはいふまじきゆゝしき稱なるをも後にはわきまへず事なき時も前門後門をいふ名こ心得たるはいたくひがことなりかゝればもこの根ざしは同じことなれごも此紀の今いふ所は前後にもかゝはらずたゞ城のおさへなるべし

○同　廿丁　弟猾又奏曰云々宜今當取天香山埴云々弟猾も天神の靈夢を覺りたるによりて取天云々こは奏せしにか

答　弟うかし靈夢をかゝふれりやのとは本文に見ゆされば朋がたきこなりすべての文勢をもてみるにこはたま〳〵弟うかしが意にうかびたることにて方々に敵あれば人力には及ば

じ天地の神をまつらではと心つきて申せしが　天皇の御夢に
かなひたる故にます〳〵よろこび玉へるなるべしさやうに心
にうかふは皇國のならはしにて上代は天地の神にいのるとは
常なる上に大和國にては香山は天降つきたる靈山にてかねて
すぐれたる言つたへありて此地の埴もて平瓮などをつくりて
祈ることにてありし故に申せるなるべし　天皇は西の國より
あらたに此國に入ませればさる其地のつたへなどはいまだ知
たまはねば夢に御さとしもありしなりかくみればよく文意を
つらぬきてしかも疑ふ所なかるべし

○同　亨　椎根津彥云々弟猾云々　この兩人を老男老嫗
として出し玉ひたるは虜兵どもの見咎もせじとの大御心の
しらびにもやありけむ外に譯あることにかふと思へば漢心
めきたり明辨いかに

答　敵をあざむかんのみのことなるべし上代とてもたくみ
なることなきにあらず彥五瀨命いたや串をおひ玉ひ諸軍心お
びえてすゝむ意壯ならざるを察しまして神策を設玉ひ日に向
ひて戰ふ事ふさはずとのり玉へるも同じけれど御ことばつき
皇國のならひによれる故に人あやしまざるのみ策なることは
ひとし又みうたよみしてそれを相圖に一時にきりはふらんと
設玉へりしも策なりすさのをの尊の八つらの酒をかみてやま
たのをろちをころし玉ふも策なり況んや垂仁の后さほ姫御衣
を酒にひたしてくたし髮をそりて頭によそひなどし給へるは
いよ〳〵たくみなりこれら上代とても常ならぬ時はくさ〴〵
のたくみあることもおのづからの勢なり常の大らかなるのみ
をもて上代は事も人も智巧にうときものゝやうに思ふは中々
に非なり天岩屋戶の前にて大神をおびき出されしとの思策の神
の策は中にも奇なる巧策なり

○問　亨　以高皇產靈尊朕親作顯齋　用汝爲齋主云々
此條は大神を朕勸請(ミタマウツシ)し玉ひて道臣命をして齋き祭らしめ
玉ふ意にか　猶明辨あらむには此條々詳にしたし又日傳 二十ノ四十九ウ
にかつ〴〵辨あれども

答　此うつしいはひといふ事おのれはじめはふつに心得が
たかりしなりさるは神をまつるにいますがごとくするをかく
いはゞすべていつとても同じことなりかつみづから天皇まつ
り給ふなどに道臣命をいはひぬしとし給ふは何の爲とて專とま
つるべき人の外にまつりのことをとる奉行といふがごときも
のかとおもひたりきされどうつしいはひとわきて訓注まで
そへていへる語はなほいかなる意ならむと心得がてにせしを
後よくおもへば天皇みづからよりましとなり給ひて高みむす
びの神のみたまをこひのみましさて御みづからを高みむすび
の神をまつるごとくに現在に道臣命をしてまつりいはゝしめ
給ふなりけりかの神功皇后のみづから神主となりまして武內
宿禰をさにはとして祭らせ給ふに似たりかれは御言をこひ給
ふによりさにはありこゝはさきにはやく神の御さとしは夢に

ありてさだまりたればたゞいつきまつらせ給ふのみにてさにはにはおよばずいはひぬしを命じ給ふなりさる故にその名をしものをことさらにいみ清めてそれ／＼の名をまうけ給へるも高天原にて大神のきこしめすかたをうつしてそのしなのみたまみたまの名をよびておもみし給ふなりけり其おのづから後後まで年毎に新なめ祭し給ふことのもとゝおぼゆるなり冬十月癸巳朔天皇嘗其厳瓮之粮とある是後の直會にて此日巳の日なれば前二日は卯辰の日にて新嘗會の例に的當せりさてその御たまをうけえ給ひていはひをはり一軍だちに出給ふは神威をそへて必勝をはかりたまへるものなりけりあなかしこや

〇問　時天陰而雨氷云々　こは天津御祖神の大御心よりしかりしにや此外明論あらむには希候

答　さることなり此所の文明にてかくれたると見えず別に説なし不審あらば其目をさしてかねて問ば答ふべし只兄弟の倉下こゝにふと出ていかなる人とも知がたけれど文勢にてみるに兄磯城に與力せるさまかと見ゆ又は其ほとりに別にあたみゐる者かいづれにもこれは兄磯城などよりは小敵なるべく末に其安否もみえず其中を出さるべしさてこゝにくらじの訓註ありて上の高倉下の所にはかへりて訓註なきは脱たるか撰者の疎漏か鶏のしるしありしとこれも天神のけはひなるべけれど其ことを記されずそも／＼八咫烏といひ天わか彦の無名雉といひ大和姫世紀の雀のことなど神靈の鳥になりておはひ給ふこと日本武尊の白鳥の類いと多しこれら目をつけて考ふべきことなり神代の始の鶺鴒もおのれはこれらによりて天神の御しわざならむと思ふなりさるはかの時いまだ神たちだに數多からず國土いまだならぬ頃なるに鳥あるはいぶかしからずや人こゝをいぶかしむことをきかずそも／＼草木などもくくのちかやの姫などありて後はくさ／＼あるべし其前にみえたるは蘆のみなりこれも子細あることゝ考へたり鳥のもとつ神はいづれならむ明ならず只大神などのみたまのあまりより出て神人にてふことゝ行がたくおのづから鳥といふものなくてかなはぬよりの御處置なるべし又獣にはあしき神のなりたるが多きやうなり此谷の熊といふも山の猪の類なり手間山の赤猪のわざはひありしは右の似たるにて兄弟神のしわざなれど又意は其類なりけれど牛馬などにあしきことも見えず鼠は大國主神をたすけ兎はみたまをかゝふりて神とまつらるゝ類もあれば一向にはいひがたきこと勿論なり

こゝの空紙にこゝのうたを解くべしたゝなめてはたゝなはり並てにて山の重疊せるなりいなさの山今その所をしらねど龍門瀧邊より多武峯それより外山までの間などの山なるべし其邊にてくはしくことはどよしあることもあるべけれど山路にて人の多くは經ざる間道なり但男坂よりの路ならむもしらず其山の木の間より行つまもりつして嶮を往來して戰へば吾はや飢つかれぬ諸軍もさこそあらめとおしはかり將卒をなぐさめ

いたはり給へる叡慮なりしまつとりは枕辭うかひがともは前に吉野に出ませる時逢玉へりしにへもつの子の族をさしたまへるなり阿太のうかひらが始祖なりとあるにてしるべし此比もうかひしてあゆなとゝりてにへにさゝげたるによりにへもつの子ともいふなり今飢疲たれば其一族どもはやく助勢に來れかしさらばあら手にて入かへてひまなくたゝかはむとの御意なり天皇は飢ませりともたゆみたまはずたゝかはむとおぼせど諸軍のつかれをおぼしてかくのり玉へる大御心いとかしこし口ひゞくわれはわすれずとよみませるによりて大御自は飢にもたゆみ玉はざりしことをおしはかるべし此天皇のかしこき大御心はすべての意にわたりてしらるうべなるかな一統し給ひて天業を全くし始祖のごとくなりませることたふとぶべしたふとぶべし

○問　十五丁オ　言於天皇曰嘗有天神之子云々　此條はいと多く明論もあるべき處なり傳にもあれども其餘の辨を敎示希候

答　古事記には饒速日命の名のみ出てすべて此傳なし舊事紀にはいとくはしけれど例のこと〴〵くは信じがたし此紀にかくあれば此事は信なりけりされど大凡は舊事紀によらざれば此神の始終つゞきがたしまづ此神を天火明命同神とせるはひがことにて天皇同様にたふとくせむと物部氏人のたくみたることなるべし姓氏錄に天火明命の後は天孫に入れにぎ速日命の後に天神部にわかちたるにても知らるゝとなり又其子香語山命を一名手栗彦とあるはしかるべしこれは別に考あり又一名高倉下とするはいかゞなりさることならば今皇軍によりたるに幸に長すね彦にゆかりあるに何ともうはさもなきはいかがなり饒速日命は始天より河内河上哮峯にあもり來てとみや姫にあひて大和にとゞまりたるなりされど此神の所爲すべてまめやかなりとは見えぬをこは傳のさだかならぬなるべしことのあらはれたるにていはゞ天孫にゝぎの命の跡を追ひて十種神寶を守り奉り天降ありしは天皇の系に奉らんの擧なるを今天皇出ませりときかば忽出て從ひ奉るべきをさもあらずてくさかの戰以來今も度々天皇方をなやまし奉るをもよそに見て末つひに危くなれるをりとなりて舅のなほ天皇に應仕せぬを名として是までの恩を忘れたる如く長すね彦を殺して今更になりて歸順せしさまとみゆるは此上代の神のさまともおぼえずとり所もなき不義の所行なりこれ紀の作者の記しざまの麁漏にや舊事紀は又たふとくせむとてにゝぎの尊と同等に天下をもうけつぐべきさまに記したるは例の虚飾なり此過不及を折中せんことくさ〴〵にてたやすからぬ上に傳まぎれもあるべし但舊事紀にてはにぎはやひの命ははやく薨じて味まぢの命の世とあればなほゆるされもするを此紀にては猶存在なり舊事紀の傳もにゝぎの尊天降の前後に天降たりとあるににゝぎの尊は御幼少にて其後天孫だにも四世の神武天皇の御

世までをたどるにその子のうましまちの命にてはあまり長命すぎてあはずましてて饒速日存在ならば天降もいと〳〵おくれて舊事記にいふごとくにあらざるべきこと明なりとにかくに傳系明ならず但畢竟天皇にしたがひまつれる一條の忠は順にてよけれども速ならざりしは猶うたがはし物部の祖とするはよし尾張姓の祖とするは天火明命にこそあれ此神にはかゝはらぬことなり

○同　嗣同 是實天神之子者必有云々此條も右同

答　長すね彦愚にてしも天神子と聞て一圖に饒速日命をかしづきたるは殊勝なりこれにても天神とさへ聞ときはたれも〳〵たふとびしことしるべしたゞ長すね彦は一途のみをしりてかへりて天皇を天神の御子にはあらじとうたがへりしによりて防たゝかひけむもうべなり天神子の正統をしらざりしは愚陋のいたす所せんかたなし今天つしるしをみてさてはとおごろきながらすみやかに服仕えせざりしは株を守るかたくななる性の常にて人世に多きものなり古學世にあらはれて後もなほ舊見にかたよりて又習合を守り又垂加流におぼれ又歌も二條冷泉の風ぬけえざる人々みなこれらの同轍なり古學者中にも又此類の人々たまにはありて或はいつまでも師説のみを守りて他をそしり又は厚種流を信じ墻を拘泥する類も同じ其他道にもくさ〳〵あるべしさて此羽々矢歩靫一目みても國の物ならざることしられていとたふとくぞ有けむ今の人の心よりみればかりの方より此物をしるしとして出しなば此方よりは猶まされる鏡劔玉などをも示し給ふべきにさもあらずて同じしなを示し給へるもいとたふとし軍中にこのみへず常におひたまへるだに此たふとき物あるはますく〳〵おごろくべければなり

○同　一然而因循已云々　此條大意は解得たれども詳精ならぬこと

答　長すね彦今は日頃のうたがひはれて僞ならぬことはしれゝ共皇統の正しき故はしらざるによりて天神子二方にある時にはいづれに随ふも一方に背へければ同じ事なり同じくは今迄随身したる方をたて通さんと思へるなるべくかつ勢をはりたる多勢にも今更に弱々しく降りまゐらんことの面なきにもあるべし力戦する勇士の大義くらく小義を守ることは古今同じことと軍記中を見てしるべしかつ其方にてはそれをいさぎよしと思ふ方もありと見ゆこれ智淺く勇あまれる故なりこれも義は義なり中々に饒速日命の不義なるよりはまされるしほらしき所ありそれだにも天皇にあたしまつりしかば亡びて遺子なし、にぎはやひの命のいかゞなるも天皇にしたがひまつれる一途のみの正を得たるによりて物部永世の榮をえたり此にても皇統の犯しがたきをしるべく天命の説陰德陽報の説も因果因縁の説も空理にて信ずべからざることをも察すべし

○問　[illegible]下令曰云々民心朴素巣棲穴住云々

答　此令云々上代の詔辭いかばかりかうるはしかりけむを

紀にはすべて漢文に引直されて續紀の外はなべてつたはらず
いさ〳〵をしむべくくちをしきこなり但古事記にも見えざれ
ばすべてつたはらざりしにて大意のみをしるされたるにやさ
ても後々の推古天皇以下などはつたはりもしけむを上よりの
文例によりてこられざりしか撰者の意はかりがたし此所必竟
こゝの文の大意は邊土はいまだこと〳〵にまつろはされども
うちつ國は今あた亡びたれば大宮つくりすべし此頃なほはつ
國しらすはじめにて民ごもいまだ都雅ならずそのありかたに
はたがへごも民をゝさむとての宮づくりなればえだちなどの
わづらひをかけむもとおもほしめせどいつまでかくて有べき
ならねば此ところをせむもひがことならじとのりたまひてうね
ひ山の東南をこゝよきところと見たてつくらしめ給へるなり
民心朴素はさもありぬべし今までは高千穂の宮こそ都なりけ
れ大和はたゞよのつねの一國のみなりしを今ぞ都となれるは
じめなればしかることゝなれり
巣捿穴住は漢文の飾のみなりされどつちぐもといふ者又おさ
かの大むろやなどその外もむろやといへるは多くは穴につく
りたりとおぼしきをそはよきほどの人の夏は涼しく冬はあた
たかならむとして好みつくれるにてなみ〳〵の家もありての
うへにこそあれ是をもてすべてかゝる物とはおもふべからぬ
をこゝの潤飾の文などを合せて俗に神代穴居などいふはあた
らぬことなりされどかたちもなきことをいふにもあらざるは
前にいふがごとしさて物にしるせるは皆よきほどの人のうへ
こそあれ民家などはいかにありけむおしはかり考ふべき古文
なくてせんすべなしよろづことそぎがちなりしは勿論なりそ
は後より思ふにこそあれその世にては人のほど〳〵につきて
きらびやかにと心をつくしたりし情は古今かはることあらじ
かし

○同　嫡立正妃云々納媛蹈鞴五十鈴媛命云々　傳に詳論
あれども貴辨あらむには

答　別に考なし古事記には大物主神なるに此紀には事代主
神にていづれ實ならむ又此こと丹ぬり矢になりませるは都の
加茂の別雷神の御母玉依姫のことにも似たり又異神御卷古事
記陶津耳の女御玉依比賣に大物主神のかよひ給へる三輪
の古事を仙覺か萬葉抄にひきたる土佐風土記にては倭迹々比
賣のことゝしてそは此記には三わの事は見えずして箸にほと
をつきて薨給へる事をのせたれどよるのみかよひ給へりしこ
とは同じ姓氏錄大神朝臣の條には大國主神娶三島溝杭耳之女
玉櫛姫云々直指大和國御諸山還親字遺唯有三縈因之號姓大三
縈とありて始は此紀と同じくて三わのこともありその家のつたへ
なれば祖先のことはあやまるべからずかつ姓にさへなりたりさ
れど此つたへ此いすゞ姫の事につゞきたりやそは別傳なりや
は知がたく古事記の陶津耳の名も三島溝杭ともいふことなれば
古事記に同じきもしりがたしそは前文直指の上に随字尋覓絲

於茅渟縣陶邑直指云々とある文由ありげなればなりかくくさぐさなるは記傳にもあるごとくもと同じことのつたへ誤りたるなるべしされどいづれをいづれとわかたんこと甚かたし神武天皇も大后とし給はんとて美胄をもとめ給ふことおぼろげの事ならねば必神の御子なりしなるべし大國主事代主父子神にて似たる上に神靈のかよひ給ひしも似たるより紛れもしたるべし糸の三わのこれる古事は地名にも雖にもかなへば大物主神なること論なし別雷神のことは似たるのみ別事なることも論なし倭迹々日百襲姫命のまぎらはしき事傳のごとくにてこれは箸塚の古事にはかゝりて三輪の事にかゝれるにはあらじ土佐風土記は異傳なるべししかくみれば此神武紀なるは事代主神にて三島の溝くひの女正傳なるべく姓氏錄にこゝをあやまり混じたるにて古事記のごとく陶津耳の女なるべしかく二方にわかちてみれば似たることながら別事にてありしなるべしされど猶よく考へさだむべきことなり

○問　卅八　故古語云々

答　うねびのかしはらのそこついはねにみやばしらふとしくたてたかまのはらにちぎたかしりてはつくにしらしゝすめらみことゝいふまで古語にて其世にもつたへて常にいひならへる語なりしにて名高かりしまゝにそれをことゝにいへるなり日本紀はつとめて漢文にかざられたれどもかゝることはしるさゞることをえず其世の人情の安からざりしことなる故にかく漢文にはうつしながらも古語曰としてしるされたる當時の勢をみるにたれる文なり古語拾遺にも所々に古語曰としてあげたる語なども此類なり文筆なき口傳のおぼろげならぬ人々の心にしみつきていひならへりしさまを察知すべししかくて前に神代人皇の界をいへる所にも考合せてかゝる古語もありておのづから此御世を一つの界とせし事をも思ふべし

○問　卅九　大伴氏云々帥大來目部奉承密策能

答　諷歌は八十たけるを伐んとてうちてしやまむの歌を相圖とし一時に手を下すべきことをはかり玉へる類のことなり倒語はこれらもとしかつは前にもいふ日神の御子として日にむかひてたゝかふことふさはずとのりなほし給ひ或はしまつどりうかひがともはやすけに來ねとのり玉ひて諸軍をねぎらひ給へる類うちてしやまむの歌をきかしめていきどほりを軍人どもにきかしめて志をいたすべくかまへ給へる類みなしかなりゆめおろそかにな見すぐしそ歌はわが心をのぶるのみならずかゝる功用あること此御世より始れりこれみな天皇の叡心に出たることをのべたる文なり

○問　四十　天皇定功行賞賜道臣命宅地云々

答　築坂は萬葉につゐつきさかの家路をもとありしやうにおぼゆれどいづれの卷にか暗記にてさだかならず垂仁紀にむさいつき坂と見え諸陵式に高市郡とありてうねび山に遠からず今何といふ地かしらず里人にとはゞ便もあるべし來目邑は

今も久米といひ久米寺など名高し倭國造は今大やまと村といふがある大倭社ある所をさすなり大和一國皆にあらず猛田は前にいへれど子孫菟田水主とあれば菟田の邊かもしらず礒城は今いふ城上城下の兩郡となる劔根命前に事業の見えぬはもれたるなり葛城は今上下二郡となれり

○同　廿九　又頭八咫烏亦入賞例　こはいみじき功のありければ其の賞の目をあぐべきに入賞例とのみあるはいかに人ならぬゆゑ宅地など玉ふと記さむは漢めかぬゆゑ撰者ハ心しらびせしにか可歎息　明論いかに

答　さることなりこは加茂武津奴美神なるを此紀にはいかにしてか其由をしるされず葛野主殿縣主を裔といへると洛の賀茂社の故事とを思ふに山城國にて地をたまへりしなるべきを傳のもれたるなりすなはち葛野郡の中なるべし

○同　同　詔曰我皇祖之靈也自天降鑒云々　こは前段にありし八咫烏などのことを勅ふにか但烏見山中にしも靈畤を立たまひしは譯あることにか明論をなむ

答　烏見は前にいふ外山にて長すね彦の居たる地なりされど此名上代にはひろくわたりしが榛原は今初瀨の東にありて菟田郡のうちにて今はいばらといひて萩原とかく地なるべし今いふ外山とはやゝへだゝれり二里ばかりもあるべしさてこは土地もよき所なり故に長すね彦も居たるべし其仇をうちたまひて望を遂たまへるにより吉地として其ほとりのよき所を靈畤となし玉へるにもあらむ天皇勃興の地なればなりは一入々々希候

○問　右神武紀の條々脫したるもいと多し明論あらむに

答　そはつくしがたしこれをつくさばかねておもふ日本紀傳の神武紀等今は脫稿にもなるべきをそをだにいまだ出せざるにてはかり給へされどおもひ出たる一條を因にこゝにいふべしこは古學者のみのうち〳〵の談なりそも〳〵此兄ウカシ弟ウカシ兄シキ弟シキいづれも弟はまめにて兄はそむきて愚なり又春山の霞男秋山のしたび男も弟はまさりたり火すせり尊火〻出見尊も同じかしこけれ共神武天皇はまさり玉ひて兄たちは俗にいふふしあはせなり次の綏靖天皇もまさり玉ひて兄の神八井耳命はをぢなき方なり大國主命も八十神兄弟多けれど何とかや此神は弟のかた近くきこゆ今世俗にも總領は鈍きものにいひならへりこれらいかなることならむさて又皇國何事もまさりてうるはしき中にたゞ前條の事共を見わたすに兄弟の中はわろきやうに爭ふことの多く見ゆるも又いかなることやらむこれらおのれ多年いぶかしむ所なりやゝ思ふことはなきにしもあらぬをそはしばらくさしおきて貴說いかゞ考試みたまへかし此類に試問すべきこともかれこれあり考試も學問の大益なり前に片はしをいひしにはくなぶりのはやくあることと芦のみはやくあることなども考試みたまふべし問ふのみにては力の入ること深からず常となりてはとゞしらるべしと

油斷のたねにもなることもあればかくはおごろかしおくなり
問ことはやすし答ることはかたしさるを普通の人は問ふべき
うたがひをだにたくはへぬばかりにおろそかに見すごす人の
多きはなげくべきことなりされど又ひがことをいひてこたふ
るは人まどはしにてます〳〵罪ふかしひがことならむも心つ
かざる人はいかにせむそはゆるしもすべきなり
〇問　二綏靖紀久歷朝機云々　この文を見れば手研耳尊
は太子ならねども朝政を司られたりと見えたりされば御位
をもとはものせられけむ 傳ニモ高御座ヲ伺フト云アリ 猶こゝには詳論のあ
るべき心ちす
答　此御代には別に立太子などのさたは見えず大古はさる
ことなかりしなりされど大后の御腹の三皇子のうちたらむこ
とはさらに大后をとてえらび給ひし始よりしらるたきし耳命
はつくしより共にのぼりませれば御年いたく高かりけむ此紀
の年だてにてみれば天皇即位以前二十歲と見ても崩後は九十
六歲以上なり神淳川天皇とは四十七八歲もたがへり但其年紀
はしひてたのみがたしつくし以來共に事とり給へれば朝機に
熟し給へりけむはさらなり記傳にもあるとくにてつひに高御
座を伺はむの御心もおこり大后にたはけむの御心もましけむ
此紀にはすべて大后の一件はいみてにかしるされず紀の年立
此間おのづからに空位あり此ほどたぎし耳命もまつりとをこ
りてまさに天皇のごとくやありけむおぼつかなし元來　神武
天皇元年を辛酉とあてられたるも何によりてかおぼつかなけ
ればしひてとはいふべくもあらずもしはかの後にいふ革命革
令などの說によりて辛酉を元年にあてられたるにかさもあら
ばこゝに空位三年いたづらなれば引さげて元年を甲子にあて
ても同じことにて六十甲子の始にて都合はよきをあまりにこ
やおもはれけむ又は當時によりて所ありてにか今は知がたし
〇問　ウ阿 圖害二弟云々　こは記の方やうべなりけむ此
紀にては二弟尊の陰知其志而と計ありて奉告人なし記に
ては御母より歌もて告させ玉ひたればなりそも〳〵其こと
を御母の知召したるよしは推按に手研耳尊の强たる所爲に
大后の和ひ玉はざるによりてさらば汝の所產し二弟を殺む
はいかになど手研耳尊の荒ぶれたるによりてか明辨きかまほ
し
答　他に考合すべき書もなく記紀の文面の他なければここ
なる說もなしこゝのごとくなるべし前條にもいへると合せ見
べしさてこゝに大歲己卯といふ文ありかくしるせるは御世御
世の元年に記せる此紀の書法にて綏靖天皇元年にも此歲年に
是歲也太歲庚辰と別に記せりされば其の天皇にかけて記せる
にはあらずと見ゆれば前條にもいふごとく歷代にこそしるさ
れね此間の空位三年は手研耳尊しひて天皇となりて新嘗など
のことをもし給へるにやあらむそれを表にしるしては簒奪は
あれどうち給はむに名分よからずとにかくに撰者のかきまぎ

らはされたるにやあらむ大后の御腹にこそあらね年高く政にあづかりて御兄にませばしひて御あとを繼給はむもあまりもてはなれぬことなれば其かたに心よせし臣たちもなかりしにはあらじあなゆゝしあなかしこ大后にたはけ給ふ一條はもとよりさがなごとにて論をまたず

○問　綏靖　天ッ日嗣を弟尊の辭し玉はで兄尊の讓り玉ふまにまにうけつぎ玉ひたるは是ぞ眞心なりけるかの仁德の御位ゆづりは漢意にてうはべ計の讓り與ことこそ思はるれ下の御心にはいかなりけむあなかしこ

答　仁德の固辭の漢風なるはさることなり此御世のは兄みことゆづりは眞心なり弟尊も一旦辭讓ありしかなかりしかそはしるされねば知がたしことに記されたるも同意ならめど何とかやゆづり給ふごとはそへごとになりてはゞからずうけ給ふ方を主と眞心にいへるやうに聞ゆる故にいさゝかいへるなり

○問　同　此條々に明論のらむにはきかまほし

答　神八井耳尊吾當爲汝輔之奉典神祇者とあるは天皇は萬機にて繁務なればその中にて神祇をまつらむかたをとのりませるおのづから後々神わざとまつりごとゝ二ッになるべきはじめのきざしことゝに胚胎せるが自然と神祇伯のはじめのやうなりさて此神の後裔にて安磨ぬし古事記をいそしみしるせれば百世の今につたはれるいとたふとく日子八井命は姓氏錄に見ゆるのみ紀にそのさまをしるされずたゞし耳の命をうち給ふ時もあづかり給ふさま見えずいかなることにぞ

○問　綏靖　神八井耳命薨　この薨り玉ひたるは譯ありげなりそは綏靖帝の御位につき玉ひて年間もなければなりあなゆゝしあなかしこ

答　こは何故のうたがひならむ天皇の御年にて考ふるに四年は天皇五十五歲なりその御兄にませば六十歲に近かるべし何となくみやまひし給ひてにて別に仔細有べからず手ぎし耳命をえ伐給はざりしなどを思ふに虛弱の性にやまし〳〵けむ

○問　安寧　安寧紀遷都於片鹽是謂浮孔宮　遷都のこと傳二十一卷に論じたるはさることながら少しあかぬ心ちせりさるは何地にまれ元來住坐る宮ながらに天下治しゝなりと論ぜりしは餘りひたゝげたらむやうなり且傳のごとくならむにもせよ父命ノ都ノ名を改革め玉ふはいかゞなりそれも國の大和山城などいひたらむには改め玉はでは得あらぬこともあるべし此條拙論なるべければ刪辨をこそ

答　此論は今少し上代のさまを想像することのいたられぬにやあらむ傳の說のごとく必あるべきことなりさるは傳にいふごとく遷都などこと〴〵しくしるされたるは漢文にて別にうつすべき都といふ物はなくいづこにまれ天皇の御坐地をミヤコといふなりミヤコは宮所にて天皇の居宮ある所をいふ稱

なり都の字は後世のごとくあつまりつどふ都會の義にて帝居のみにはかゝはらぬ字なりされど天皇おはします所へはおのづからいつとなくあつまりもすべくはあれど後のごとくはあらず諸臣は皆本居を守りて御用の時々朝參の備をかまふこと勿論なりさて父皇の都の名を改給ふは、かゝることあれど是も亦たがへり今まで住給へる宮の名にてその地名をとなへて只前皇子の時よりも稱せしまゝにて別につけたるにも改めたるにもあらず先天皇の故居の名と別にするにもあらず住給はず荒ゆけばよぶに用なくなれるのみにてたゞその時々天皇こなり給へる御住居を名に稱し奉るまでのことにてうつるにこそあれうつすとてわざとすることにはあらねば何ひとつも遷都のしるしとてたがふことなしたゞ朝參の人々の參り所のたがへるのみなりさてその宮の名只前より申しはすかど天皇こなり給はねばさて都とはなさまでのたがひなり是大和のうちにてかしこゝのたがへるをいふなり國たがひて或は遠き所などにうつし給へるはやゝ異にて臣下も隨ひてうつれる人々も多かるべし孝德などの御世に漢風を用ひ給へるより手おもくなり都會のさまも以前にたがふこと多かるべしそれより大內裏などのかまへも漸々になりてたやすからざることゝなれる此沿革は史の文に心をとゞめて察すべきなり

○問　懿德紀　八月丙午朔葬磯城津彦玉手看天皇前年十二月崩り玉ひたるに當年八月迄は葬り玉はで假葬などにてありけむいぶかし　こは綏靖帝も前年五月崩御にて後年十月御葬のことあり孝昭帝は六年の後御葬なり恐こけれど假の御葬の早ありしを御改葬なりしにか

答　これは或人もいぶかしみたりしにさきにこたへたるやうあり是上代の常のさまにてさらにいふかしむべきことにあらずそはこゝらのこれる所の陵域のかまへなど今荒ながらも殘れる所々を合考てしるべし上古の陵町域ひろく石かまへをなし堀をめぐらし石郭をたゞみ山を築きなど容易のことにあらずこゝだの人夫月日をへて營造することにてその間は棺槨にをさめて晝夜守護し奉ることにてその爲に別宮の假殿をつくる是を殯宮アラキの宮といふ新城の意なるべしキはオクツキのキに同じその間をカリモガリといふ假喪所の意なるべしガリは妹がり吾許の類なりさて山陵事なりて正しくをさめ奉るを葬奉といふ陵戸を立て守護す其の間にも萬機の政あり父母喪一年とさだめたるは大凡此間の月日より出るに似たり今平民といへども兩三日の間はあり國守などにいたりては今もうち〳〵になれるもあれど正卒より十五日二十日の間なきことあたはず准知して上代の厚葬をしるべし　○さて如此なるにやゝ後にはあれど崇峻天皇東漢直駒に弑せられまし〳〵たる非常のことなるに即日葬とあるはまことにいぶかしきことならずや平民といふとも非常に死なんにさはあるべしやは至尊の大變狂驚すべき中にていかでかゝりけむ馬子の徒かね

てはからひて其支度までとゝのへおきて議論おこらざるさき
に速にかくし奉りけむを上宮太子手むだきて痴鈍のごとくそ
ばに見てゐましゝこと疑ふべし〳〵玉鉾百首にさかしら人の
せしは何わざとあるは　皇太子なる故にいとひまゐらせて口
をきはめず大らかにて切歯しながらも祖父はやみたりけむあ
なかしこあなゆゝし

○問　訏　孝昭紀

此御條は問試のことのなきゆゑ脱せり明論あらむには聞か
まほし

答　本條脱あり次にいはん

因にいふ本國熊野新宮御船島の祭に船をめぐらしてコウシヤ
ウ天皇萬歳樂とはやすこと往古よりの例なりといひて社傳か
くいへば熊野社は此孝昭の御時より有べしといへどおのれ按
ずるに水鏡に本宮は崇神天皇の御世にあらはれまし新宮は景
行天皇の御時にあらはれませりとあれば孝昭天皇にはおよば
ずコウシヤウはコンシヤウのうたひひがめにて今上天皇萬歳
樂といはひいのり奉れるなるべしふと此御世の名のよしに思
ひ出るまゝしるしつ出雲の熊野にはこれに似たることなどは
あらぬか

嘉永四年の八月望の日書をへたるになむ　（倫澄）

尋問書六郎篇　次郎篇再問）

○崇神卷

○問　訏　五年國内多———丑大半矣　丑の字なく
てあらまほし所藏の本は建武永正弘長天文天和等の校合あ
りて禁裏御本とありされば此條に已下十六字御讀不可讀之
とありて本文の上下に「　」の印ありこは此所のみならず
卷々の中に所々に見えたりとも〳〵死亡を憚て不可讀とあ
るべけれどもいかゞなりさるは六國史は勅撰の史なれば史
のまゝに讀むぞ先帝の大御心なるべき當時省略して讀めよ
とは遺詔あるべきことにあらずこは後世のことにて紀傳道
の博士たちの心しらひなりけむかし

答　釋紀なども此類ありて亂脱などいふことあり御讀など
も此類にて甚いかゞなることなり中納言長良卿の奥書はさる
ことよりくはへ給ひけむとおしはからるかやうのこともいさ
さかの事はそれよみくせにて有職のならひなどいひてすむこ
ともありこと〳〵しくなれることどもゝありそは公事の定考
をカウヂヤウ稱唯をヰシヤウなどいふ類なり江家次第を家を
ぬきてよみ日本書紀を書をぬきてよむ類はいひならへるまゝ
なりその類はともあれつゞきたることをぬきもらしてよむや
うやはあるもとよりよむべからずははじめより文をなすべき
にあらずすべて此類は愚者の佞媚よりおこることにてそれを
よきことにしてくさ〳〵のことを增加して傳授有職秘事口決
などいふことをはじむ古今集の三木三鳥もその意を得ずとき

がたきより此うたはむつかしき口訣ありと託してときのこしたるがつひに傳授などいふことになれるなるべし秘することにゆかしげなることは多くはなきものといへるはうべなり中古の樂家ばかり秘事などこと〴〵しくいひたるはなしさる故に狹くなりてつひに各曲の出來る數少くなり詠などすることはなべてたえはてたりもろこしにても此定にて廣陵は晉の世にて絶たりといふ類も秘して一人のものにする故なり今日かくべからざる必用のことに秘事などいひてあられんやは秘すべきとは政務軍陣の備衛未發の間とては兵法などは人にあきらむとする術なるにより敵にしらせてはわかたに益なきよりおこる是すでに私あるよりなりさては醫の用藥に病者のいみきらふべき藥品などはその時には秘すべし後までも秘するはいかゞなりまして秘方とて一家の私財とするはひがとなり

○問　同六年百姓流離或有背叛　流離とは前年の疾疫死亡によりてか有背叛とは何ゆゑにか此大御代に背叛（ソムクモノ）あらむはいぶかしきことなり

答　年凶なる時は農民の流離すること今もしかり凶作年には又疫邪も必おこるものなり空間の殺氣艸木に災するのみならず人畜どもその穢氣害ありさて殺氣といひたるはたゞ文面の早くきこゆるやうにとてなり神の御しわざなることと論なし目に見えざる空虚中はすべて氣みち〳〵て海水のごとし此氣により音聲をつたへ光映をつたへかたちなき物をつたふ是みな神の御しわざの異妙によりて大禍をそなへ給ふものなり此中にあしき神のいぶきはあしき氣をつたふよき神にてもあらび給ふ時はおのづからあしきけおこる雨氣不起などあるは是なり常に異なる物を物氣といふも是なり此氣といふことにはおのれくさ〴〵考ありさて此あしき氣は神のあらびにて則汚穢なり是にふるゝ物病となり發狂となり災害となり五穀不登艸木枯落することも青山をからやまなす泣からし海川をことごとに泣ほすとスサノヲノ尊の御あらびにあるごとくにてもろ〳〵の事理のたゞならず怪しきときは上には常夜ゆくことさへありけるにて恐るべきことをしるべしされば人の心もみだれ夭折をもし亂をなし禍をおのが心ともなくなし出ること凶年に百姓一揆などのあるにてしるべしされば背叛の者もその中より虛に乘じて起ることあるなりさる故に神をなごめまつるを政事の基とすることと大古の習教たふとぶべし

○問　同先是天照大神和大國魂二神云々

先是とはこの六年にかあるは前年（五年）にか按に百姓云々により請罪神祇上ふ云々と同に記されたるさまなれば必この六年のことにも治定がたからむ賢明鑑をなむ

答　先是の文は二神並祭於天皇大殿之内といふにかゝりてフシマデのことをいふにて然畏其神勢といふよりは此六年の文なるべしこれを二神を他に祭るといふまでを先是にかけてきく時は前の大殿之内といふ文うきて聞ゆるなりさてヌナキ

入姫命祭といふ字の下に何所にといふ文脱あるべし試にいはば於大倭邑なごやありけむさるをぬなき入姫にはかにまつることあたはざる如くやつれ給ふも神の御心にてほりし給はざりしなるべし天照大神はさることなきをもておもふに此御世の御あらびはもはら此大國魂の神の御心なりけむこゝにまづあらはれたり末に大物主神の御ことの見えたると思ひあはすべし倭大國魂神は則大國主神にて大物主神も同神なることと大倭社注進狀などにてしるべし此姫のやつれ給ふことを何となく年老ましてと思ふはひがことなり然といふ字又同年に記されたるにて思ふべしはじめより老てまさば託給ふべからず

問　右の二大神御遷坐のことにつきて次郎篇に皇朝の御衰は此時に起せりといふ中村守臣が說につきて摑論して問へりし明答に此一條は大議論にて天下諸蠻にもかゝる基なればたやすく云がたしまして守臣の說眞輕卒なり云云元來此御字は甚御事多くてくさ〲いふべきこと多きに合せてはつたへすくなくして云々されどその片はしにてもとりならべてあつめて事實形情を精察するときは大凡を得てやゝ纏端をとらふべし片紙にはつくしがたしとある明諭にかゝけて再問御卷中不殘詳論はいと〲かたきの中なるべければ實に片紙にはものしがたからむかしいかで〱この條なりとも詳論せられむことを乞禱なりかゝれば以下にいさゝか白紙を殘し置たるなり

答　すべての書を見るさまのことまづかたはしより見る外なければかたつかたより心得らるゝほどは考へもて大凡に解し行て一部を通じさせてたちかへりてこまやかに前後にもわたりこゝろみてよみ解せんとすべしはじめ一わたりは後にいかやうのこと出來べきもはかりがたければしひてこまやかに一章段づゝ解せんとすることも事ゆきがたきこと多しさりとて後に復閱せんことをたのみてはじめをおろそかに見る心生ずるは又わろきことの第一なり解せらるゝだけははじめに解しゆかんとすべきこと勿論にてさりながらはじめにいたくくるしみたること後にいたりてさあらずともよかりしをと思ふこともあるものなりされどそれつひへにはあらず心をとめくるしみてみればいつまでもよく記得せらるゝ益ありさて書ははじめて見る時ほど心のとまる時はなしおもしろく思ふもはじめにありされどはじめは大事なりされど此はじめの一わたりを右のごとく心得てよみながら後にはそれを一書の大意を見る時と心得べし再見の時はすでに行さきのことにもおぼえあればこゝを考ふるとて後の文心にうかびて思ひ合さるゝてたづきを得ることあり是はじめて見る時にはさらになきことなりこゝにいたりて發明あるべしさて再見にははじめほどにくるしまざれば心ゆたかにて大きにひろく見わたさるゝこゝちす後のみならず前文の所にも照應する所をしば〱見つくる

ことあり是ははじめて見るにもあることなれども始は心いそがはしきやうにておもひ合せむいとまなく後文に心いそぎ又いそがれども後へ／＼とすゝむ勢つよきによりてゆくらかに見わたす所も得ず再讀には是かの所をもよく得るなり是れと記得よき人は中々に記臆をたのみてこゝはしか／＼なり此のちはかやうなりしと前に見たることをよくおぼえ心にうかびて再見おのづから疎漏にならんとす是いたくわろきことなり再見にふたゝび心をひそめて見もてゆけば始に思へりしとはいたく異なる意うかび又は前に見し時にこゝはいかに見過しけむふつにおぼえずともいたくたがへるをと思ふことどもある物なり是つひに後々の得ものとなるべきいとぐちにて大事の所なり三度目を見るも又同じことなれど三度目はやゝしばしほどをおきてその間に他書又はその書の羽翼とすべき物などをもよみくはへなどして又これと交たがへあはし出來るにますますよきことなりさて後は異論もかはりたることもなくやすらに聞ゆる所々はしばしさしおきていぶかしき所又はおぼえがたき所又何とかやことのよしありげなる所々をくりかへし他書にも考合せ似たることをもとりならべて見もしなば大意を書ぬき置て人にも問ひ自も練磨して疑ひをよくたくはへおくべしさすれば後何の書を見るにも一つ二つのかたはしは思ひ合せらるゝことありて益を得る是すべての書の見やうなる中に古書古傳は又ことにかくのごとくせざれば傳に乏しく羽翼の書少き故にここにかくせざればことたらず又意外の意を察するにも實意實情にせまる所かくあらではと思ふ所をその時世／＼の風にかなへて察すること是又第一の義なり何ほど說は符合よく文面に書ならぶるほどなりともその世の情にうとくその時のさまにそむきたるやうのことは必附會におつめり說をたてむとはすべからずいにしへのその時のさまはいかなりけむと遠く深く察してそのさまの心にうかびてかくもやと思ふ所と古傳の文面とを引合せてうまく符合せんとする所をもこめて幽微なる古傳をいさゝかにても明らかなるかたにせむと心がくべしかくてのちにこそ眞傳をも得て幽中より顯傳を得べけれ

さてこゝの答をせんとてかく長々しく他事をいふはすなはち此答をすべき大旨にて一部中にもわたるは勿論別して此御卷のごときくさ／＼の御事ある所には前のごとく心をひそめて本文をうかゞひ餘韻をもこめて闕典を補はむことをもとむる法なり是治法にして規矩のみをまもる法と異なりおのれ數年書中に遊びくるしみてやう／＼に考へ得たる法なれば人にもつたへむとてかくくるしきまでにいふなりされどこゝにしるせることも別にかはりたることもなく是まで學者もともおもひたらめどかくことをつくしていひをしへたる物を見ざればかくいふなり是を見てめづらしからずたれも／＼すでにしりたることなりといふ人も有べしそのしりたるといふ人はた

して右のごとくにしてくるしみまなびて眞正の道を得たりやいなやいまだ得ずはしりたるもしらざるに同じまことにしらば必その益ありて明亮の說もよき考もありぬべしこれこそきかまほしけれたとひ百千中の一二なりとも大益なりよのつね學者の一わたりくるしみまなびてしらるゝかぎりは今までに先哲名師はやく說をなしてことたらざることなしその先哲もいまだいひおかず詳なることのなきわたりに一言たりとも明を得べきいとぐちをいひ出むはまことに英士なり天下國家の益なるべし中々に珍奇の說とて人まどはしなる異見はきくにもわづらはしくうるさし此所の是非を見わくることこそ又肝要なり

さて此紀の大約大旨それ／″＼の時勢の變革を右のごとくに心得て見わかつべし先神代天地わかれて國をうみ神をうみ萬物の始をなし給へるを一段落とすそれよりその神々の御所行の異なるより吉凶榮枯精粗等の差別漸々に出來るを變革の始とす是一段落と見るべしさて後すさのをの尊はよもつ國に入ましその御裔大國主神にてやゝ國なりをさまり一統のすがたとなる是一段落なりされば此以前と此神の御世よりとはやゝ異なる所見えて今世現身の世にひとしきすがたのことこれより始る是神代中の一大變革なりいさゝか例をいはゞ是よりさきにはみとのまぐはひのことは古くあれど愛情淫樂のさまは見えず神々しきのみなりしが此神はすせりびめをうち／＼にまぐはひしてゐて迎たまひ沼河ひめ八上ひめを戀したひたまひすせり姬とをねたみ給へりしなど今の情態にかはらず藥方咒術も此御時にはじまりなどその餘くさ／″＼さかえたつこと見ゆそのゝち天祖降臨ありてより又大に一大變革す幽顯わかれてかたみに交らずすでに神と人との別こゝに根させり此ことは以前に詳にいへりきさてのち三世の間にます／＼わたつみの宮との行かひたえたる類をいふなりその以前よみの國との行かひたえたることおもひ合すべし幽顯わかれつくしてさらに神武天皇遠くおもひはかりまして中國にうつりませり是を又一段落とす

にゝぎの尊より三世の間にかたへの供奉の五伴男の神をはじめてその餘の神孫地祇の裔もみな幽事をも知りたる神々の御世かはり盡てさらに漸に人世なることのきはやかになれるは此御時よりにて御住所の都をさへうつさせ給へれば人情も又やゝあらたまりてめでたくいとしく花やぎたるは此御世よりなりゆる故に神氣はうとくうすくなり行くも又おのづからの勢なりされど熊野山のあらぶる神ゐびかにへもつなどの尾ある人など今より思へば猶神代めきたることあるは猶是よりのちも日本武尊のいぶき山の神などの類はあることなりさて後開化天皇まではことに言あげして甚しくいふべきことのつたはらぬはおだやかにて實にかはれることも多からぬはめでたくゆたけく過來ませりしなるべし次に此今いふミマキの天

皇の御世是一大沿革にて此御世よりおこれることいと〳〵多しそは紀中に散見するごとく神社の多くなれること異國歸化の人多かりしこと大物主神の異なる御いつありしことゝに いふ二神を選しましゝこと弓弭の貢などを定めまし人民を検校ましはつ國しらす天皇とたゝへ奉りしことなどみな思ひていたくすぐれてませる事はしらる此紀の始に漢文ながら有ごとくにて聰敏雄略寛仁諸神敬崇の御神力のあらはれたるひませりと聞ゆさるは御心より六年百姓流離し叛くものもあり前の五年に疫病さはにおこりなどせしをいたくおそれたまひまして神祇をまつり給へれども猶御心やすからずおぼせるままにつら〳〵思ひたまへば是までは神代の勅にまかせてみあらかをともにしてまつり給へることなれども敬限りありて御神の御崇もあることにかあまりに近くなれまつらむもかしこしとおぼすまゝに大御神と大國魂神とを他所に移して祭らしめ給はんと思ひたちませるさま然畏神勢共住不安とあるにてしるしさて天照大御神の同殿のことは神代の勅にてしるし大國魂神の同殿のことはこゝにふと出たるやうなるをつら〳〵考ふるに神代幽顯のわかれの時大國主神は天皇の近きまもりとなりて幽事をつかさどらむとのたまへりしことすなはちこれなり

是はにゝぎの尊より以前の神はみな幽顯二かたにわたりませるをここにかく二かたにわかれては幽事につきたる事天皇の御世〳〵に欠きてはえあるまじきこと多かめればさらばわがみたまは御世〳〵天皇の御かたへにとゞまりそひて天皇は一心不亂に現顯の御政をなしたまへおのれみたまはそのかげたる幽事をつかさどりてよきかたにとりはからはんとの御幽契なりさる故に大國主の魂の神といふ意にて大國魂神とはたゝへ申せるなり是に似たる神の御名といふはまゝありて一柱にかぎらざることは記傳にいふが如しさてそはいづれをさしてといふことなければ今いふべしかの國うみませりし時古事記に生某國亦名云々とある是こと〴〵く國みたまの神の御名なりこをひとつに合せては大八島靈ともいふにてしるべしさてその神を又それ〴〵の國名いくつにもわかれてのち國國にてまつる故に八神とも百神とも見ゆるなり是國郡らまつる社によりて御名のかへる例もあり又四國九國などのごとくはじめより身ひとつにして面四ツあり面ごとに名ありといふ例もあればかく見ゆるもあることなり又大八洲の他の六島にも又亦名あり此類にて猶もれたるもあらむもしりがたしそれらの國魂神をたゝへて大の字をそへても申す時はこゝの大國魂神と同じくなりてまぎらはしきこともありよくその文によりて辨しわかつべし國魂に大をそへたるなど大國主のみたまの神といふ稱と同じつゞきながら句讀の意たがひて異なり思ひあやまるべからずさて大國主神の現身は八十隈路にかへりましてかたちをあらはし給はねど時としてはあらはれ給ふ

ことありされど幽顯分別の契合によりてそのまゝにはあらはれましがたきこと百襲姫のくしげの中に小蛇にてましゝことの條にいふがごとしとこよの國にわたりまして少彦名神と力を合せて異國を經歴したまへりしことは齊衡二年の大洗磯崎に石にてより來ませる時の神かゝりにてしらるみたまは天日隅宮にもいづこにも〲ことさらにとゞめませること神傳のごとくにて此天皇の近きまもりとなりませるもそのひとつなりみたまはいくつにもわかちておとらずへらざること燈火にたとへて祖父の說あるにて明白なり

さていせの大御神は笠縫邑にうつしましゝに何ごともなくて又後つひに大倭姫守り奉りてくに〲をめぐりましいせにいたりましてとゞまりますべき御しるしありて今にいたるまで不易にまつられ給へるは大御神の御心にもそのこと同じ御心にてありしなりさるを此二神をうつしませりしより御世のおとろふべきはじめをなせりなどいふ說はいたくたがへりそはたゞ神代の勅にそむきませりと心得て一かたにのみ心すゝみてよくも考わたさぬ故にさやうに思ひまどへるなり此天皇さばかりの大事を疎忽にしてふとうつし給はんやは又大御神の大御心にも神代の勅にそむき神契にたがへりとおもほしめさば笠縫の邑にせんかたなげにて人次第になりて何ごともなくてうつりましまさんやはまして大倭姫守りまして國々をめぐり給はん中にはいかなる神かゝりも御さとしもありて又天皇の御もとにかへりますべきよしも有べきにさることもなくていせの山田原をへて五十鈴宮にいたりてそこに大ましますべきみさとし有けむを何とかいはむそれも大御神の御心ならしといはゞ久しき今の世までそこにかはらずましまさむこと有べからざるにさることをもおもへずしてみだりに此時うつしましゝことをひがことゝ心得てさばかりすぐれませる天皇をしも疎漏なるごとく有まじきことをし給ふごとくいひなしそのうへ御世々のおとろへませる始などいふひがことをいひ出たるはけしからぬをことにてかしこしともかしこしあなゆゝしとくみそぎし大はらひをおふせてまし

さて又大國魂神は前にいふごとく少彦名命に力を合せてとこよの國々をつくりはじめ給ひてその國々をもわが皇國の有益にあてゝ天皇の屬國にせまほしき幽慮ありてみたまをかよはしませるほどに此天皇こそことに英明度量におはしませばよきをりとおもほしながらあらはにそれとはじめより神かゝりもなかりしは又かの幽顯かたみに相侵すまじき神代の幽契によりてなりしば〲えやみあり百姓流離反賊などのことまことに此神の御慮りかさて天皇おどろきうれひまして神々にのみ乞たまふによりてはじめてその御さとしありてしかること後々の文の如しこゝに又よく心得わくべきことあり前のことくいへば大國主神いひたきこともいはずして疫病に人をくるしめ反くものをなし出て國をさわがし給ふはいかゞと人難

すべし是さやうにして天皇をくるしめこまらせて後神かゝりし給はんとにはあらず神かゝりし給はんには必よしあることありてかの幽契にたかはずそむきまさぬやうのよしなくてはかなひがたきことにてそをいかにせんと御心をなやまし御心うとびあらぶる故にその神の御いつにておのづからえやみおこり人くさ流離しそむくものも出來るなり是實にたへなる所なりよき神もあらびます時はあしきことも生じあしき神もなごみます時はあしき氣(ケ)消うすることはこの類なりさて神の心のあらびといふを今いふあぶれもののさやぎはためくことのやうにのみおもふも誤なりあらみたまのあらびなども同じことはあばれさやぐことをもいへどこれのみの意にあらず荒和の對は記傳にもあるごとく精粗といふにも熟不熟の意にも儱荒集散などの意にもわたる今いふ所は不熟粗散などにあたる方にて祝詞など疎びあらびとつらねいへるうとびになずらへてもしるべく神の御慮の隱しからぬをいふにて俗にいふむしやくしやと氣のすゝまぬ不機嫌なるをいふなり神氣(カミノケ)といふも是にて御いつ强き神の氣はよきにもあしきにもその氣みちわたりておのづから人にも草木にもふるゝ所によきあしき氣をうつすものなり是疫病などのおこるいはれなり汚を神のにくみ給ひてうとひたまへばやがてまがことおこるも同じさまなりされば今ぬなき入姫にまつらむことをほりし給はざる故に前にいふごとくにはかに髮落やつれましてまつり給ふことあたはずなれるなり是根元はその神裔太田々根子にまつられてその裔孫の故よりして神かゝりも故ありて幽顯混雜の御とむきにもならざる深き故よしのあるなるべし是らのことも比例を出し類をあげて證すべけれど所せくわづらはしければいはず大國主神をいつかしめ給ふに以前よく媚やはしまつりたりし穗日命の子武夷鳥命をして御前のことをつかさどらしめ給へりしにてもしるべし今の人にても心にいらぬ人のかたへにあるはなきよりもわびしくよくかたりあふ友のあるは千萬の美食よりもたのしきが如しかつ口にいふことも心しりはいささかいひてもはやくよくてとりてはからふを生得の質のたがひたるにはく人にはくりかへしいひてもことのたがひなど出來又思ふ十分の一もおしはからずして無興なること多くますます心いられするものなればなり人情神情あに異ならんや異なる所は大小廣狹尊卑精粗のみなりさて異國のことはもと神世にすきのをのみことしらきの國に降りましゝこと始にてさるよしよりその裔大國主神又ことよの國々をつくりをさめまし今又その國々を皇國にみちびきませること最妙なり此ことよの國といふは底より國の意なること記傳の說のごとくにて皇國を頂上として異國は皆大地球のかたへにつきて底によりつきてあるをいふにて諸蕃國みなをさす惣名なり一國のことにはあらずさて近來混天地球の說蘭學などによりてくはしくなりてもゐこしにも目をさまして以前の周髀などの說平天儀

なごはあさましくなれるを皇國にはさやうのさかしたちたることはいはねども上古より實傳にてさやうのことは神のつたへありきとみえて書にもしるさず口にもとりわきていはねど此そこより國の一言にてもしらるゝ地球の傳なり土地のさま毬のごとくならざれば皇國のみ頂上にて他は皆底へよりたるといふことあたらねばなり又少彦名神あはがらにはぢかれてとこよの國へわたりましきとあるはいつかたへともしられぬかことゝなれど伯耆國の北西をうけたる海邊の粟島よりなれば西北へいでましたることうたがひなしその西北は則かのしらきの國あたりにて朝鮮地よりもろこしそれより天竺と次第にさきへすゝみし西北を專とひらきましたりと見えそれよりの順路はしらねどおろしやおらんだいぎりすあめりかまでもつくしませりと見えてはるかに後齊衡二年にひたちの國大洗磯崎酒烈磯崎に大風雨の夜大石二つ小石こゝらうちよせて人あやしめりしに神かゝりありて大國主少彦名神なりこゝらの國を經歷して今東海よりかへり來れゝばまつるべしとありしはまことに妙なり大地球を西へ／＼とめぐりてつひに一周して東よりかへり來りませる是も又何ともいはねど地球の說晴に密合して寸隙をいるゝことあたはずかゝることにても皇國の古傳の實にかなひ他國異國の辛うじてのちに考得たることのはやく上古にしるしありてしられたるたふとさを見つべし西へ出ませる神の東よりかへりませるは地球底を一周したまふならではかなひがたし

○問　書紀　詔曰昔我皇祖大啓鴻基其後云々

昔とは神武帝を白奉るにか　今當　朕世云々　此條明論あるべき處なり拙考のことあれども中々ひがことなるべければ論ぜずいかで／＼明論をこそ

答　皇祖は神武天皇か瓊々杵尊かいづれにも遠祖を申せるにてその以來海內事なかりしを今不意に云々の意なり五年以來疫病背叛のこともありよのつねならざりしかば六年にはもし大神に同殿にましますことかしこくてにやと他にうつし祭り給へるにぬなき入姬おのづからやつれてまつりますことあたはずこゝによりて天皇いたく宸襟をなやましませりしことしらるされば今はうらへかたやき神の御心をとひまさん外なしと神あさぢ原に出ませるなり此茅原ひろく淸くてよしある所と見ゆ此地のことよく猶考ふべし顯宗天皇はりまにましゝ時もやまとは彼々茅原淺茅原とのたまひしことあり後茅原寺をたてられしはいと／＼あぢきなし神異地を佛地となし給ふこといきとほろしきにたへたり神武紀尊見山中丹生川上此淺茅原など皆一わたりならぬ所と見えて高天原の天の安川原にも比すべくもおもはるゝよしありさらずは宮中にてもありぬべきにこゝに出ませるなどを思ふべし

俗に神道者などいふもの日本は神國なりなど常談にいひて神社などいふもの多く神代よりあるものとおもへりわれつらつ

ら思ふに上古は神社といふものことさらになかりしなるべくその神をまつらむとしてはその時々に清淨のよき所を見たてて神異を遥拜しみたまをこひのみ給へりしものにて後世よりのみありて社なき地のごとくなりけむ丹生川上などのさま思ふべしさてそのまつり給ふにはくさ〴〵のり有しなるべし香山の土をとりたまへりしことなどを思ふべしさてさやうにそこにまさぬ神のみたまをこひたまふにより來ましてあはひ給ふことまことにくすしき靈の幸ひにて是高天原よりの法式をつたへ給へるものなり此ことを神代にていふべきこと多し天神といふにもくさ〴〵ありて常の天つ神は五柱の別天神とは常に同じ所にはましまさず事ある時その神の靈をこひ給ふこと叉こゝにいふ所と同じ故に五柱は別天神の目ありてわかちたり是おのれくさ〴〵心をひそめて多年にしてやう〳〵思ひ得たるいとぐちなりみだりにはづかにいふ時は今世人の說のかたはしを聞てたちまちおのれが說としてよくもことをおしきはめずあらぬかたにときなすがいぶせければしばらく意中の人ならではいはずをしむにはあらず正面を得ずしてあたら小口のひかことに交らむがうれたくてなり神代卷ほどの傳をかきをへたらむ後にはひろく人にもつたへて妨なしそれまではしばし秘したまへこゝに此ことを少しいはては意をつくさゞる故に君にはをしむ所なしと思ひていふなり神代にてむすひの神の御祠をまつり給ふ所々みな此意をもて見たまふべしさてその神代のつたへのまゝに今此所にもしかして諸神の御をしへをこひ給ふなり此御世よりのことありしなどより諸所に神をまつり給ひし社といふものくさ〴〵多くいできそめたるなりこれより以前神代に出雲大社あれども是はよのつねにまつり給ふとはたがひて御本人と御對談のうへにてそのみたまをしづむべき所はこゝとしていたくおもくいかめしく造りはじめたまへる故に他社の例とたがひて大社とも今にいふこと奇妙なり此外神代のことのあとつたはれる所々に多かりけれど宮社をたてゝまつりたまへることは多くは此祟神の御世よりこなたのことなり古事記の文などをも引合せて考べし

○問　幸于神淺茅原而會八十萬神云々

此段も問あるべし例の敎示一人々々

追日得神語隨敎祭祀とあるは大神を祭り玉ひたるは三輪ならむを此條にいづことも書れざるはいかに又後の御夢の段の御祭はいと嚴重なるに合せては此段はいと〳〵略式なりけむ後段には大田田根子のことありてなれども此段は略式と見えたるは例の略文せしにか

答　勿論いわ山なるべしさてこゝは敬祭神とあるまゝに一わたりに祭りたまひしになはしるしなかりしによりて又しもいのり玉へるなりはじめはおろそかにとは思さゞらめど大田田ねこのことに及ばず神も又はじめはしかとはのり玉はざりしかばその所までは天皇も御心しらひあるべからずさて後に

又のり玉ふこととあるは神も行とゞき玉はぬやうながら此類あることなり神功紀などの神かゝりの所紀記共に見合すべきなり今のり玉はずとも又後に告ませることあらむなどいひたることあるにても准知すべし又古語拾遺の趣をはらふことを御年神の告にませるにも云々しかしてなほ出去らずばとあるは神にても必ときはめたることなくかやう〳〵にすべしされどなほ行とゞかずばかやう〳〵と二方にあることなどを思ひ合すべきなり總躰神の御ことは人に異にしてまされるは論なけれど俗人の思ふ如く自由自在にてならぬことなき者のやうに思ふは非なり天照大御神も石屋戸にかくります時ありむすびの神も矢の來つるをいかにして天若日子が心の邪正にいまだ知玉はぬ類多し　いさなきいさなみの二神女の言さきだちしがわろかりしことも始よりは知り玉はぬ此類多し

○問　同沐浴齊戒潔淨殿內面　此御宇の頃の沐浴齋戒は中つ世のとは法樣(サマ)なるべきをいかなるさまなりけむ出雲國造の神壽詞を奏しけむ時のものいみは此のやうとは異なれども古へを搜考するたづきにはなりもやせむ問考いかに

答　沐浴をゆかはあみなどよめり齋川浴(ユカハアミ)にて今いふこりとることりかくなどいふ是なさきにて古法なりみだりに人にあはず人をきたなめず惡言を出さずいとさまよくすること古今同轍の齋戒なりくはしきしさまことそしられね心を誠一にして他事にまぎれすそまさるを要とす延喜式六色禁忌などおのづから古よりつたはり來れるなりさるは漢風などに食宍を汚とすることなどはなきをこゝにあるは皇國風なり

○問　右の中に殿‖とあるは夜のおとゞにはあらで別殿なりけむ若しは同床共殿とある御殿にか此御宇には淸凉殿などの號(ナ)もなかりしかば治定がたからむ歟

答　その比とても殿はくさ〳〵ありけむされど名だにもつたはらず是らはしひてかゝづらふに及ばずたゞ天皇のましますます殿のうちと心得て事かくことなかるべし同床共殿はさることなり

○問　同有一貴人　人‖とあるはいかに神‖とあらまほし例の漢文いかにもせん

答　後よりいへば神ともありたきやうなれど神の御かたち人に異なることなかるべければ名のりたまはぬうちはたゞひとりの貴人と見えたるなるべし

○問　對二立殿戸一　戸とあるは殿の內外いづれならむ對立とあれば天皇のあたりに向ひ立せ玉ひたるなるべければ戸は殿內ならむか

答　殿の戸口にたちて天皇にむかひ給へるなり內にても外にても戸にたゞちに向ふは兩樣のやうにていかゞなり

○問　同以市磯長尾市爲祭倭國魂神主

天皇の御夢には倭國魂神の御ことはなきを此貴人の夢に見え玉ひたる一貴人は自ら神名を告玉はざるはいかなる神に

御心なれば他神を祭り玉はんは實にいかゞなり後に祭り玉ふはうべなることなれば占にも吉とはありけむかし

答　こゝの說さることなり前の齋戒の下に云ごとく神事はわきて誠一にして心をこらしつらぬくを最一とす何ごとにてもしかなれども神事はことさらなり心みだれ心に他事ましりては神意に違することなし此心の論は荒和二魂考にいふされば神をまつるだにもあれもこれもまつらむとして一神に誠一ならずしてよからぬなりされど是は此時すら一時に祭らんとしてトをなし給へるにてわろしともおぼさゞりしなりトによりてわろしとはしり給へるなりさる故に社ごとに神主といふものなくてかなはざるなり一人にて多くの社をまつりては志一ならず又一社に合殿の神あるもこの論にいかゞなるやうなれども合殿は必よしある神故に合殿にもまつることに一後世のごとくよしもなく三所　□所　十二所　三部など合する事むかしはなし　そのよしあるだに主とする神は一神にて餘はそへて祭れるのみなり誠一の意に妨なし夫婦神に御子神などを合せまつるは又さらに妨なしさるを後世同じ神仲間にてもなき佛を配當として本地などいふ僧徒のさかしらにくむべし

○問　同十一月丁卯　此下にイ本には朔己卯トとあり可然か

答　此本よし

○問　同以物部――祭神之物　祭神物とは御幣玉鏡鉾その餘くさ〴〵の捧物ならむを前條の神班物ちふことは此御宇に起れるにか此司は尙古くよりあるべきを名の物に見えたるはこのときや始めなりけむ祭主のことは神武の御宇にも見えたり神代の天兒屋命太玉命などの故事は人皇の御宇とは御法異なるべければ此所の證には引出がたきかも五ともいをの神の司り給ふは神事政事わかれぬ以前同一の職にてその中に中臣忌部はことに神闘事にあづかるはやゝ次にいふ所と異なり

答　前にもいふごとく神班物者は此時はじめておふせ給へりと見ゆ此以前ありともその臨時にたれなりとも仰つけらるのみにて常職なかりしなるべし祭主とてもしかなりその中に出雲大社の穗日命はじめより御前のことをとりもちませるなどは神代の故よしのまゝにて他のひとしなみの例にあらざりしが後よりみればおのづから一社のことの神主といふものの權輿となりたるなりすべてものゝはじめといふはみな此類にてはじめにはたゞ一時一事かぎりのことなるに他にも類出來ればやがてその根元となり例ともなるなりたとへにはいかがなれど罪はくさ〴〵あるを天津國にてはじめて犯し出たりしを天つ罪といひ國にて初て犯し出たりしを國つ罪といふ必竟は天地に差別なし今天つ罪といふ中のことそれより以前に國にてはじまらば國つ罪といふのみ罪に天地の差別はなしさて大祓などに出たるはもろ〴〵の罪の名のうち少しばかりにてその餘はくさ〴〵の罪といふ中にこもりて天地いづれの名

なりしやしられず必竟はじめて出ぬさきにもしかやうのことありたらばと今時の人ならばさきぐりに思ふべけれど上古はさやうのやくなきことを思ふものはなしたゞいづるに随ひて名もありそのしかたもそれをゝさむるわざもあらたのみなりすでに律令などいふものゝ文章多くは以前よりある事にはあらめどたとへ今まではなくとも此のちかやうのことありたる時にはかやうにせよといふさきくりの御制度なり是漢風のさかしらなる所なり皇國におきては神をまつるほどおもく専一なることはなしそれすらこゝにあたり時にのぞみてまつるべきことありてのちまつらせ給ひて例ともなるその以前にはさやうのことなくたゞたふとき神はたふとび奉るまでのことにてことごとく以前よりまつれるにはあらずたゞまつるべきは皆そのかみよしありてのちまつるなり天照大御神齋場のいな穂をたふとびまし神御衣をおり給ふ類なむすびの神すら太古にうらへて他の神心をうらへ給へる類はおほくあり大社はしばらくさしおきて同像のやた鏡を同殿にして神勅のあを見ることくとのたまひしまゝにまつり給ふを此國にて神まつりの始とすべし

○問　仍定大社國社及神地神戸　大は天の誤はいふもさらなり　此天社國社を別差玉ひたるは始て云ふことにはあらで差別なかりし社のましけむを此御宇に皆がら治定め玉ひたるにやあらむ神地神戸も此ちやうにかいかに

答　前にある祭他神とある首尾に是までは神社甚少く上古より故よしある少にこそあれその他はその土地の人々我祖先などをまつれる地などそこここゝにありしならむを此御世に前の疫にこりましていたく御手を入たまひてうづもれたる所所をもあらたにし小を大きにし界をさだめ品をたてなどして天神地祇尊卑緩急をもさだめてそれぞれにまつりたまへるなり弓弭のみつぎ手末のみつぎなども此御世にさだめませるにつけるに是よりさきの貢といふものはたゞ百姓雜民より年々に心々に産物などをさゝぐることにて多少などの定はなかりしことよし野の國栖人などのさまにておもひやらる但是は邊遠にて中にもわづかにて度々は都にも出ざりしにてたかへれどもそれに類推して平生を見べしさるにてみればこゝに神地とあるは兆域にて今いふ境内はさもあらむ神戸などはきこたわたることにてはなく氏人は氏神につかへ官人は官社をまもりなどするやうのことなるを大抵分量をさだめ給へる成べし貢賦しかと定りて後ならでは神戸といふもせんなきことなれば必氏人なるべきなり氏神の稱もこゝにもとづくべし

大抵上古は一姓一所にゐることにて必ずこゝに祖先をまつれば此神則うぶすな神なり後世にいたり同姓人戸散在して氏神とうぶすなと別になりたるを猶混じておぼえたる人あるは舊習はさりがたきものにて又たのもしきかた有物なりけり

○問　同以高橋邑人――掌酒　此時三輪に始て掌酒を道

れしにか早くよりあるべきことなるに

答　高橋村は添上郡にあり此神社は古くよりあれどもことさらにまつり給へるは此御世よりなり以前も神酒奉ることはあるべけれどそれのみを職とはせずすべて神事の中なりしなるべきを此時此人ここに酒つくることをたへにてありけるか又は別によしあることありて掌酒にまけ給へりしなるべし高橋氏後々まで供膳のことにあづかることのもと是なり

○問　丁丑冬十二月云々　以大田田根子令祭大神 七年に御定ありてことし八年に御祭ありしにかさては遅延になりていかゞなりされはことしは今年大御酒を奉らせ玉ふにつきて御祭ありしにか　又曰今年云々と云ひてはいかゞなり御祭のあるにつきて御酒のこともあるなりそも／＼去年十一月大田田根子を以て大神を祭玉ふ主とあるにて去冬御祭はありしなるべし

答　末にあるごとく去年よりすでにまつりまして又ことしよりさらにまつり給ふなりさておもふにみわ山にしづまりませるは大國主神の御世よりのことにて大社よりも又一等古しされどこれはその時ませまつりてかしづき給ひしのみにて今此御世まで神社などはなかりしにやあらむなどおもひつれどさにあらず神武紀の古事記に京此みわ山の神社にとゞまれりとあればはやくより社もありされば此御世にはことさらにいかめしくつくり改め給ひけむにこそは大田田根子を得たまへるはじめにてすなはちに祭らせたまひさてことしの末にいたりて神社莊嚴をはりたる故にここにはじめとして重くまつりはじめ給へるなるべしさる故に掌酒などをもまけ給ひ御歌にもみわの殿戸とことさらによみ給へるにやあらむと思ふなり

○問　所謂大田田根子云々　大田田根子より以前は大神を祭り玉ふには何人といふ任はなくて祭主は其時々に任け玉ひしにか

答　上代多くはさやうなり前にもいふ大社を穗日命をしてことむすびの神のりたまへるは萬事をことさらにおもくしたまふにて普通の例にあらずことにいまだ現身に御應對のことにて御用きゝなど俗にいへるごとしそれは後世つひに普通の神主と同じさまになりたることと前にもいへりその餘は社だにも多からず只時によりて清淨地をえらび臨時の神主をして何れの神をもまつり給へりしさまなりされば此三輪社もさやうにてたゞ朝廷より時々祭らせ給ふのみなりしを大社のごとく御子孫をして常にまつられむことを神のほりし給ひしなり

○問　因に問上代には伊勢出雲杵築の外神社に定りたる祭主は稀なりしにか　尤一概には云ひがたかるべし

答　かくのごとし前々にいふ所を合せ考ふべし

○問　又問　伊勢賀茂ともに往古は禰宜はたゞ一人なりし由傳承の所いつの比より十禰宜伊勢などは起りけむ又權任などのことにつきて伊勢の神職のことを詳に教諭い

らぬは必竟隨ひ奉るべきよしをいまだとくとわきまへしらぬ
是までおのがじゝ上なくおもひてたけびゐたるくせのあらた
まらぬ故なりといふ大意なりされば みのりをうけざる時はか
やうにきためいましむることぞとならはせむが爲に四道へわ
かちてそれ〲の將軍をわかちやり給へるなりさる折しも遠
き所かはちかきあしもとに事あるを神のしろしめして少女と
なりて告給へるいとたふとし此少女もいづれの神のみたまな
りけむ幽事をそれとなくあらはし給へるなれば大物主神のみ
たまか此御世にはことに此神のことのあと多し又はもとより
天つひつぎを守ります天神もろ〱の御たまによりてにやあ
りけむそはいつの御世とても後々今世とてもゆるきなきこと
なるべし弘安の神風應仁已來の亂後に織田豐臣東照宮の出ま
せることなどみなそのみたまによれるごとくおもはるいさゝ
けき事ながら慶安の由井正雪近きころの大鹽平八などのたふ
れごともほと〱ことに及ばむとするにいたりておのづから
發覺せること今少しにてあやふからむにくしびにそのことの
あらはるゝは神のみたまならずして何かあらむ先年西國の大
風波に蘭船を岡へ吹上しによりせんすべなくつみたる物をは
こび出すによりて内々に刀劍の類又皇國の圖をやりしものゝ
こと發覺して刑につきし者有しなどもくすしともくすしか
らずやまのあたり近き世にたにかゝりまして上世を想像すべ
し

○問　冊於是大彦命云々　この條も
答　此御世にくさ〲のしるしありて始祭り給へども猶え
やみやまずなどあるはいまだまつりのさまの十分ならぬより
のことゝはたれも思ふことなりされどくさ〲思ふにことに
少女のうたにひめなすびすもとあるは姫の遊にて美女を愛し
うたげなどに心よせ給ふことにてこゝを思へばかしこけれど
此天皇はじめ女色におぼれ給ふ御癖などありもやしけむ英雄
中々にさることも多きものなり平相國鎌倉右大將新田左中將豐
太閤などに此癖見ゆされはよくことのあとを守りてまつり給
ふとはすれどさるかたにひかれておこたりさまにもなりおほ
ろかにもなれるよりたひ〲御さとしなどもありけむことの
少女のうたうたひて歎息したるもさる意にてみればよく聞ゆ
るなりさて此天皇をこれによりて女色にすさび給ふとのみは
いふべからずことにすぐれませる英明にましませばことに
神の御さとしも此御世に多く又御世よりなべての制度はじま
り定まれることごとに多きにてその英邁の君たることをしる
べしさてそのすぐれませるに合せては云云の御一癖はおはし
ましけむとやうに心得ざればことに妨あらで解し誤ること有
べし大國主神もかしこけれど英傑にて此かたのことはすせり
姫の嫉にてしらるる仁德の帝もさる方にはよくまなかりし御性質
なりかし
○問　冊於是天皇娶倭迹々日百襲姫命云々　此段もさる

は次郎篇に香山の上なき云々と幸闇せし寫注に前にいふ神武御卷の天香山社中上なきりたる條と引合すべし云々　此考も別にありてこゝにつくしがたしとの明諭につきて其別考をいかで〳〵聞かまほしくなむ

答　すべておのれ答中にこゝにつくしがたしといへるはその紙の狹き故にさるにはあらずくさ〳〵前後又他書中のここにもわたりてそれらを一々引出ていはむには一小册の著述ともなるべく意中にはあれどいまだ稿をおこさぬものもありやゝ他に稿しかけたるもそこの問の意によりてはあれこれを見わたしほどよく切出ださずしては聞えがたくわづらはしくいとまいる故に畧して大意をそこにいへるなりこゝの問もくはしくせんとしては此一條のみにも多日をも費すべくはたさるいとまも得がたし又畧しては胡論に聞えて信するにいたらじ中々にかたはしをいひて耳ふるしては本意あらはれずしてこと淺くならむ故にやむことを得ず略するものゝたゝにさしおきては外に說なきがごとくなる故にしか〳〵とおごろかしおきたるまでなりされば今も又くはしくいふことを得ざればこゝの一條ほどをいさゝか左にいふべし是だにも他の比例類證などをいはではうきて聞ゆることもありなめとこそこの證といふばかりにさだかなることならばあるべけれどほのかに照應して一間の三間を想像すべきことゝもなれば他は他にて釋してそれ〳〵の條にいひてその意をかたみにかよはし見る時はさはこゝもその類にておもひ合せらるゝことのあるものなるをそれらをつくさんとしては他の注釋までを一時にいはではえあらぬやうになる故なりかやうのことはまのあたりならばそのことをよくもいひほどきてありなめと筆とりてはさて〳〵わづらはしく後をかくほどには前文にいはんと思ひしことを忘失漏脫しなど老境に入てはいと〳〵くちをしきこと多きを察したまへこゝのみならず他の條も又こゝの意にならひて察したまへかしとぞ

天香山はもと高天原にありて石屋戸のくだりにさかきをとり鏡をとりなどくさ〳〵事ある山なり天にも所こそをからあこにとりたまへること又かくつちの神のかくといふことのかよへること天香語山峯のこと是ら則考へ合すべし先かく天にてのことをいふは本なり考へ合せたる意を一々いひ解むとすれば前にいふごとくなればかくつゝめていふなり後に此類にいふも同所なりさて此山此國に降り來て二ッにわかれて伊豫の天山と大和の香久山とになれる趣に記し文も考合すべしさて又大和國は都となれることは神武天皇以來なれよしある地と見えて大國主神すせり姫のねたみにたへず出たちまさんとしける時の御歌にもやまとの一本すゝきなどあるはかねてのちにみわ山にも大倭鄕にもみたまとゞめますべきよしありてなるべく饒速日命の大和にくだりまさんとして空みつやまととのり大八島國の一名にも大やまと豐秋つね別とあるなどなみ

なみならぬ國にてそれにしもありつきたる前にいふごとき故ある香山なればそののちはまさに高天原になり出し所にてそれ國中に突然とはなれたちてならぶ山もなく平地の中央ありしことなるしるしにてその餘深き故よし大古には傳へ有しなるべしこゝをもて敵中をしのびてわざと此山の土をとりに神武天皇は人をやりまし今又河田姫もそのよしにて此土を我物と領してやまとの國の物しろとしもいひけむははやく　皇國を手に入たりとのほきごとのうけひなるへく此うけひといふこと又他にある所々を皆合せてそれ〳〵に心得たまふべしこれその大意なりかやうの所に人のしらざる神世の神理はあることなり

○問　丁七更留諸將軍　更の字ふさはしからぬこちす留は集めての意にか

答　こゝに二つの見やうあり前にある四道將軍を出たつことをしばし更に都にとゞめ給ひての意かさらば此まゝにて聞ゆべしされど古事記のさまも他の三人は三道へ出たちて大彦命のみ道より引かへしたりけに見ゆればその餘の人々をあらためてめしよせたまひて議りましゝなるべしさては留は集めての意と見ることもあたれり

○問　丁同與師忽至　此武埴安彦はいづこより朝廷に至りしならむ彼家はいづこにありけむかゝることは後にしては定めがたからむ随次文に山背と大坂とより云云とあれば大凡は知らるゝこともあるべし

答　古事記に山背の建埴安彦とあれば山背に住しなり此紀の文もそれにて合へり

○問　丁同夫云々婦云々實埴安彦　この條論ひあらむには

答　別にいふべきことなし二手にわかれて來しはいづれなりともはやくせめ入らむの備のみなるべし吾田媛のかたははやく亡びて別につたふべきふしもなかりつと見ゆ

○問　丁同爰　以忌瓮云々則更云々誂也　この條も

答　イハヒヘスウルは軍たちの利あらむことを神にのみまつるわざなり　和珥坂は即今のなら坂なりワニサノニヲとよめるも同じワニ坂の上なりわから川は泉川にて今も京よりならへの道にあり大抵古事記傳にてしらる

○問　丁同汝逆天無道　逆天れいの漢文あぢきなし無道の訓いかにぞも〳〵廣道がよしぐくれにアヂキナシの說ありいかゞあらむ明說いかに

答　あまつかみのみのりにさかひ奉りてみかどかたぶけむとすといふ意のみ無道の字別によらずてもありなむアヂキナシの訓今少しぬるきやうにおぼゆ廣道がよしぐくれといふ書いまだ見ざればその說はしらず離父の說は味氣無にて俗にいふにが〳〵しといふ意同じきもとつ意ながら後は轉じてはかなくいたづらなる意とも聞ゆるなり

○問　丁八則追破於河北而云々　明頭曰我君云々　この條

例の明論曰ニ、叩頭曰我君ノ所いぶかし

答　叩頭は漢文たゞ屈伏したる意なりわがきみとよむこと意はたがへどもよし我君ワギミとよむべきか神名帳にそこに和伎神社ありさてかくいふがすなはちあやまり入たる時の語にてゆるしたまへ／＼といふに同じ源氏物語に源内侍をおこすとてたちを引ぬきていへるさまをせしに手をすりて我君／＼といひたることその餘にも此類あるにて知るべし

○問　爾是後云々　倭——命ノ大神の御妻となり玉ひたるは此十年にて義ましたるは十年にはあらで又後のことにか

答　この後とあることゝ此十年のことゝもさだかがたし只年月はしらえねど此頃より後のことなるべしそは前に百襲姫の英明なりしことある因にこゝにしるされしなるべし

○問　此條には明論あるべし倭迹々姫命の事作に既道問論きかまほし

答　以前にもいふ神武紀のイスケヨリヒメの事三輪山の古事加茂の玉依ひめのこと古事記の大田々根子の組のことなどいづれも似たることかたみにあり紛れたることもありけなれど紛々としていづれがいづれとさだかには今よりわかちがたきこと多し此段は箸のことありて箸の墓今もはし中村にありてさだかなれば此ことはかくのごとくなるべし似たるは上代神のみたまの女にかよひましゝさまはいづれも此類にてもとより似たりしさまなるべければ似たるかあやしきにもあらず靈異記に雄略天皇少子部栖輕をして雷の神をとりて來とつかはされしこといかづちのさまとをろちともつたふいかづち村とも後名によべば雷といふを正説ともすべけれどイカツチの名にもとイカノ／＼しき神といふことにていかめしきかたらしたるなればをろちにてもたがへるにあらずツは助辭なり大蛇とあることゝの小蛇とあると大小こそあれともに蛇なり是を神の本體とはいはんとすればいかゞに聞ゆるにうるはしきかたちを見むとのり給へるにうべなひてかゝるかたちをあらはしませることをいかにとかいはむ解しがたきが如しさて思ふにかの神世の御幽契のごとく顯幽わかれてより幽ながら顯に出ることあたはず顯ながら幽に入ことあたはさる深き御幽致あることなるべしされば幽に乘じて夜るのみかよひ給はんはさることなるを情にせまりて晝うるはしきかたちを見むとのたまへりしもいなといひがたき眞心なればさらばその意に隨はんとすれば幽契にそむく故にかたちをかへて見えましむとしてかねておどろきますなと口かためはありけむさるをえしのびまさゞりし故にいかりてあれにはぢみせつとのたまへることはいざなみの神のあをなみたまひぞとのりたまひ豐玉姫の產家を見たまふなとのらしゝと同じ意にていたくうらめしく思ひたまはんことさも有べしはぢ給ひて忽人のかたちをあらはしませれどもさてはそのこと他にもれては幽契にそむ

く故にたちまち御いのちなくなり給へりしことせんかたもせまりての義の他なしもろこしとたがひて眞心のせんすべなきにいたることかゝる所に感情なからむや

〇問　海外云々　其四道將軍云々　海外とあるはいかに上文に畿內は無事とあれば七道の中にあらぶる人どもありて四道將軍は發路せりと見えたりされば海外とありては戎國めきていかゞなりおほらかに畿內の外を海外といへるここにかこれも例の戎ごとの書法にか此事次條に捕論む

答　こゝの海外の文は少しいかゞなり海外とはいづれにも海をへだてゝ外にあるをいふなるにかくいひて前の四道將軍をやり給へるをみれば海外にはあらで國つゞきの遠き所なりその中に四國九州佐渡淡路壹岐對馬隱岐などは海をへだてたれどもとより大八洲といひて神代よりわかちてしかも一ツにいへば海外といひてはわろし必竟漢文にひかれたる拘泥とみてあるべきなりさてこゝに四道將軍發路とあるによれば前の更留諸將軍の文はつかはさずありしかへされたりと見てもよし

〇問　同十一年云々　平戎夷之狀奏云々　戎夷とあれども西戎國にはあるべからず　駁戎槪言初丁上ノ上　に外國の人人云々とあれどもこは壹岐對馬あるは松前奧羽などのことと見てはいかにと人論むに試に答んにはかくては七年の條に御夢に大神の御とこしごと迄もありしをいかにとか云はんかしこきとならずや殊に皇國の尊大なるに事狭くたのもしげなく聞えて甚輕率のことなりあなかしこ目外べきことにあらずさては普通の尊外學者なるべしとやうに論むはいかに

答　しかるべしされど四道將軍去年十月發路して今年四月歸路せれば七ケ月のほどにて往來の日數もありさればこゝはもろこしまでもとはおもはれぬことは是より後仲哀天皇の御時だに西に國あることだにおぼつかなげにのりたまひしにてもしるべし但それにも猶論はありこゝは壹岐對馬佐渡隱岐蝦夷松前つくしのたねがしま五島ひらと邊までのことなるべし此つゞきの異俗多歸は此御稜威に催ほされて四道將軍のいたらざりし朝鮮琉球その外の異國もまゐ來しなりあなめでたの御一つや是七年の御とこしの驗なり猶次條にいふ

〇問　又同七年の御とこしの海外の國のまつろひこんとの御壽によれば十一年より前に戎夷來朝のことあるべきを既たるなるべしさるは六十五年に任那の國人のまうでこし如くきはやかに某ノ國人の貢物をも奉る（ヘキ）とやうにあるべきに十一年の條はいづれの國とも知れずいとゞゝおほらかなる書ざまなり若しはこの年來順の外國人は果交貢物をも奉りたることと其時には知れたりしかども口傳のまゝまに本文の如く鹿蒲にはなりけむかしそもゝゝ大事の御とこしさへあれば前件の如く十一年をまたず早く來順しなるべしあなかしこ問論をこそ

答　姓氏錄に巴紋地の人共まゐりて申しゝにより鹽乘津子松樹君をつかはさえしこと年はしらねど此御時なれば七年以後に此類有けんを史に洩たるなるべしつゐかあらしとのことなども大日本の事と紛れて時代いつこもさだめがたし是も此比にやありけむ此類猶あるべくその世の諸臣の家乘のたはりなばしらるべきを今はいかにともせんかたなし一闕をあけて三闕を想像すべきなり

○問　十二年云々明云々　此條漢文なればとかくいふべきにあらねどさりとていぶかしきことをさておかんは日をしくてひがことせんとす明有レ所レ蔽とはいかに德不――これも　陰陽　いかゞなり　此以下もいかゞなること多し　更校人民合知長幼之次第――とはいかにいぶかしきことなり　此條明論をこそ

答　漢文なるは勿論なり明もおほふところあれば德とてもやすきとあたはず明にくと心かくれ共行とゞかず妨らるゝことあれば德を施さんくと心かくれ共やすき方に行とゞかぬことのならぬげにやなつふゆのあつささむさも時のまゝならぬが故に疫病などはにおこりて大御みたら災をかゝふりたりきしかりしに今云々異俗重譯來旣歸化とまでなりたるはまとにうれしくよろこばしきとかぎりなしかやうの折からことに後にいつくまでもしめくゝりの爲にとて校人民云々は後に天智天皇以來戸籍をつくり玉へる其權輿なり課役は次にいふごとく古事記にも出たる弓弭の調手末調といふが古言なり三月詔ありしその政はじまりその秋九月物貢のとりいるゝ比にいたりて租調の法さだまりたるをいふなりこれよりしてまことに年賦田租とゝのひて實にはつ國しらせる天皇とたゝへいへる御時なり神社の多くなりし始所々にまつり給へりし社の始めつきものゝとゝのへりしはじめ此三ツの大成三事をはじめ小事はかぎりなるべし

○問　同始校人民云々　此條も

答　甲辰朔とあれば此月己丑はなし廿二日乙丑か廿六日己巳の誤なるべしさて是まではしたがふにまかせてしたがへ持さゝげ奉るにまかせて貢をもいれ給へる是おのづからなる眞貢にてまとはかくてもありたき物なれどもさてはとりしめなくよからぬ物もありてひとしからずしては治りがたきならひ故にゆはずの調たな末の貢をも大凡の分量をさだめませるにてこをさだめまさんとすれば必人民の貧卑多寡長幼をもあらため給はずてはなりがたければ是をかぞへしめ給へるなり文字なき御世に是らを算計記得せんこと容易ならぬことなれども又その世にはそのみはからひ有けむかし則戸籍賦貢のはじめなり此類おのづからやむことを得ぬ實地より出る故に和漢夷蠻も分量こそ異なれそのさまはひとしき法となれり妙なり物の數を十を極として又たちかへるも萬國同じきは兩手の指にてかぞふる實計よりことおこればなり是にて察すべし

○問　丁十詔曰船者天下云々冬十月始造船舶　此條いぶかしさるは船は神代にもありしを此所に始て造り玉ひたるやうに見ゆこ云はんにいかゞ答てよからむ神代の船は形こさなれば造り改め玉ひたるゆゑこやいはんいかに明論いかに

答　是らよき不審なり此文何さまはじめてのやうに聞ゆる記しさまなりされご本意は船の神代よりあれごもたふこき神たち人間になりてもおほやけにこそ用ひ給へりけれ民間わたくしにはなかりしかば不便利なりしによりて遠國のみつぎなごも以前はたゞ人の便にまかせて時をもさだめずまゐらせもしつるを前のごこく貢役さだまりてはさやうにのみはえあらぬわざなれば必民間までも運送の便利なくてはなりがたければ國々所々にて多くつくらしめてあたへたまへる御惠の制度のはじまりしよしなり何ごこもおのづからその世の實地の實景實情を察してかなふべきさまに考ふべきなり

○問　丙登御諸山　弄槍　擊刀　此條次郞篇に賢注ありてかまけぬさるを此三事答注なければ亦々なむ御諸山は深き御ゆゑよしある山ゆゑ登り玉ひつこは御夢を得玉ひたりけむいかに且ほこゆけたちかきの明論いかに

答　御もろ山はかの大物主神のしづまりませる地にて幽事をしろしめし專こつかさごり給へば以來のことなごはここに幽事にて現身にては天皇こいへごもしろしめさぬが神代に幽顯のわかれし主意なりかれのち〳〵のその皇子たちのおひ先

いかにこ幽事しろしめす神にのみ申て夢見たまひしからにみもろ山を見給ふべきこころなりさてホコユケは梓を向ふへゆかしむる意にて突出すことなりホコをつかふはさきへつくを專こす則ほこを敵の方へゆかしむるにてそを體語にホコユケこいふなりホコユケヤサシテこいふ時は用語なりタチカキこは劍をふりまはすこここにて則今日劍術居合のごこく上よりうつを主こす向ふ下りにわが前へかきよするさまに似てほこゆけこは進退異なりさるによりたちかきこ體語にいふ但かくはかきよするにかぎらず物にあたるをいふなり梓を掻くも筆こり書畵をかくも駕籠をかくも かくなれともかきふる なればかきの意同じ　皆物にあたるをいふにて同じさて是は威伏征討の意にて八度は坂東八ケ國に應ずべし此國がたのここ古くより八ツにわかるべきかたちやありけむ

○問　丁丙纏絹四方逐食粟雀　こも次郞篇の賢注に脫たれば亦々なむ纏を云々はいかなるよしにか

答　纏をはへたりこ見たまひしは鳥をおごす爲にて則區域をさだめ制政をなしませる意なり粟をはむ雀は物をそこなふにてまつろはぬ人あたなふたふれごもにたこふそれを逐ふは王制にてすなはち國家の主たる意天皇の御治業の意をそなへたりこ判じたまひての勅なり是大物主神の幽事を未然にしめしたまへるにてあらはならぬ中に神理あり是が父天皇弟を愛しましして夢に託してかくさだめませるなりなごおもふは例の

儒見にて上世のならはしをしらぬものゝ私言なり用ふべからずまごふべからず

○問　上丁　武日照命ー従天將來神寶藏于出雲大神宮云云　この條いさゝか考説もあり且令義解に神祇令の出雲國造の齋神とある條などは他の識者の知得ことならねば考訂したる説あれども論定長ければ今度はもらしつ此條別に問てむかしひそかに云他の識者の知得ことならねばと云ひてはいかゞと論破む人もあらむかうべなはぬ人はあらむにも如此ことは家に傳來譯もあれば他より破へき論ひはあらじとこそおもへ　明論いかに

答　かくてはいかにともいふべきことなし考説を見て後いふべきことあらばいふべし次條のことこゝにかゝることもあるべし家の傳來といふこといと〱ゆかしげなりたふときこと共ありぬべし

○問　下丁　以神寶云々貢上　此神寶の朝廷に納りしことにつきて愚考あり　恐けれども朝の御いきほひにて貢上たるはいかゞなり天より持下り玉ひたる神寶その上大神宮の殊なる御神寶なればなりかゝれば後さがなきこともありけむかしそも〱後醍醐帝の伯耆の船上山より寶劔勅望（傳來せり）に綸旨ありて神寶貢奉せりこれも吉祥とは申されずやあらむかしこけれども帝の御代の末を考て知るべきなり此論は朝に憚りて十が一を論へりそも〱前件の如く考定ては朝を等閑に思奉りたるに的てかしこきことなり　されども吾館の寶物ならば論ふまでもなきを神寶なれば萬國一天の大王なれどもたやすからぬ御事と思ひ玉ふなりあなかしこ〱たゞ十が一をものしつ明論いかに

答　考を見て後ならではこゝもいひがたけれども文面につきていはんには天よりの持來何々なりけむしらねども　天皇みまくほしみし給ひてめされむこと有まじきにあらずされども貢上はたゞたてまつるといふ語にあてたるのみにてめしいれて禁中の物としたまはむ御慮とは思はれずたゞ叡覽のゝちはかへし給ひたりけむかとおぼしさるは次の垂仁天皇の二十六年の條の神寶同物なるべし遣使者於出雲國とあれば此時神寶すでに出雲にありて禁中にはなしさればすでにかへし給ひてのことゝおぼゆるなり朝廷にをさめ置給ひしにはあらじさればはじめよりしひて朝威をもてめさげ給へりとはみえず欲見とあるもただ御一覽の意と聞ゆるなり飯入根はたゞ　天皇の勅をかしこみて兄のかへりをまたずたゞちに奉れりと見えて論なし兄の振根はわがかへりをまたずして弟の飯入根がすむやけく奉れることをいかりふづくみたるは神寶かしこくたふとき故にもあらめど猶寶は器財なり　朝廷の勅にはかなふべけむやいさゝかおのれがつかさどるべきを弟の心にまかせたるをいかれる主意よりいへるさまにて偏執にちかく思はるゝはいかゞあらむさればつひに意趣をふくみて弟を殺せるは過たりとは

むかめさげ給ひてかへしたまはずとは見えぬをたゞ一旦さゝげたるを罪としていへばころすは過たり殺したりとも前のとのとりかへさるゝにもあらねば是ら私の意恨をはらせんのみと聞ゆるなり此神寶天より持來りたるなればたふときことは論なしされど以前以後にも深き故よしは見えざれば三種神器などのひとしなみにはいひがたき物なるべし神武紀に天神のしるしとして出せる饒速日命の歩靫同じく天皇も出してしめし給へるにとみ彦がゝしこみたるを思ふにたふとき物とはしられたれど是らも猶器財なりのちいかになれるかうはさもなくその時の文のみなり此類多かるべしされはたふとくとても此類は天皇の見むとのり給へるにさゝげたるもめさげられたるもさも有べきとにていかゞしきほどのことにはあらざるべし此天皇さるとこの是非をあやまち給ふべきにあらずその上大國主神此御世にはくさ〳〵の神託もあれば他神よりもかしこみましたるべし輕蔑し給ふべきにあらず後さがなき事とは後世のことか此御世には見えず

○問　右神寶は後に石上神宮に納め玉ひしにか　且後醍醐帝の貢れたる寶劍は後いかゞなりけむ此は後に吉野の朝にも御持入ありて又後に北朝へ遷渡しにもやありけむ明論をこそ

答　神寶前のごとくおもはるれば石上にはをさまれるにあらじ後醍醐帝の寶劍勅望のことはいかなる叡慮なりけむ今よりはゝかりがたきことなれどひとへに大神の御いづをかゞふりて一天恢復の爲としておぼしたるらめ神劍を押領せんの御慮は露有べしとも思えず例のよしあしはもとより世亂れてのうへのことなればせんすべなきより出たるにて吉例とはいひがたきは勿論にて又もあるべきことにはあらず又此ことゝ前段の欲見とあるとはめさげ給へることこそ似たれ意は大に異なればひとつには論ずべからずさて此寶劍勅望の綸旨今大社に傳はれるからは實證はさだかなりされど後いかになりたりともしられぬは此ころの記錄多けれども大かた私記のみにて小部のみくさ〳〵ありて全部委曲の正典朝記なければおぼゝしきこと他にも多し

○問　往筑紫國　振根の筑紫に往たりしは吾遠祖の御杖代の職にはあらぬ人なれば此御杖代のことは詳考あり國造と別なる職にてこれ則大神の祭主なりそも〳〵國造は朝廷にも出侍たれども御杖代の人は他出の例なしさて御杖代と國造と別人なりと云ふことこうちつけに受引く學者はあらじ歟此は尊澄が詳考を見たらむにはうべなはるゝことなり千家の秘訣錄と號したる書に論へり例の長説なれば別さらに贈りて教示を希度てこたびは千が一を言擧しつ此別なると云ふことに貴説あらむには聞かまほし

答　その社傳なれば世にしる人なきなるべしおのれも近き比尊孫君の稱によりてはじめて天日隅宮御杖代といふ號を聞

たるのみにてされより以前は大社にも御杖代といふ職あるここゝ聞たることたになかりきたゞ伊勢の大御神の御杖代のみを以前より聞ゐたるのみのことなりさるはさなれば別ならぬの論なごは今の間によりてはじめて聞たることなれば少しも覺期なくふごは考ふべきことにもあらず千家秘訣錄一覽せよかし

別にいふ例してふとおもふに伊勢の御杖代といふは齋宮なり神主は禰宜祭主なれば此間にていへば神主と御杖代と異なることは明白なりかしこけれごちかくたとへていはゞ御杖代は一家のあるじにていはゞ奥方なごのことか手まはりの[illegible]なごのごとし神主は家老用人なごの如し兩職主人に近く共に重けれごもつかさごる所いたく異なりくはしくは此たとへはあたらざらめごたゞその異なる形容をいふなり親近は御杖代なれごも事は小なり神主は司大にして威權あるものにて中々に小事の親近にはあづからず大社の此二つの別は此意とは異なるか同じきかそはしらず同稱も所々の傳來にてたがふこと多し尾張熱田宮なごには御杖代といふ稱をきかず此紀國の日前宮にも同じくきゝ及ばざれご以前より相見といふ職ありて國造よりも清火の忌甚むつかしく同職家内とも同火せずたゞ一人常に別火なりさる故に不自由なれば他國なごへ出ることなし他國のみならず國中にても遠路へは行かたし禁するにはあらず不自在にてたへがたければなり是らは異ながら似たるさまなりもし出雲のもさる類にはあらぬか但是を則祭主なりとあるは[illegible]國造とは[illegible]前のいせの例にてしかおもはるゝなり親近のさまを祭主とあやまるまじきにあらずよのつねの社にも巫子ある社多し此巫子すなはち御杖代とこそいはねその職の小なるものなり神主祭主といたく異なり巫の字をミカムコ略してミコといふも御子神子といふ意にて親近するよりいへる稱なり相見とかけご思ふに相忌にて國造とひとしく相忌むことよりいふなるべし國造はやむことを得ず官途にかゝりて出ることもあれば相忌をたて神前のつとめをかくべからざる爲にしたるなるべくされ[illegible]國造よりも忌重くなれりしなるべしと思ふなり

○問　經年月云々　[illegible]載られたるは此六十年の六月以後なるべしされど經年月とあるはいかゞなり月日とか日數とかあらまほしこゝはおほらかに見む方やよからむ若しは六十一年のことなるべけれども前文のつゞきによりて六十年の條に出たるにもやあらむ　此傳書籍の書錄に脱したれば[illegible]いかに

答　前文のつゞきにしるせりと見ることよし六十一年にもかぎらずいつの年にもあれ後にさることありしをその年いつともつたへりさだかならぬによりて爰にこゝに記せりと見べしされば經年月いぶかしむにたらずそのこと近きほごにては

忿恨の意あらはれありて弟も油斷すべからねばやゝ怠りて何心なきやうのほどをはかりて兄のしかたばかりしなるべし

○問　一項 於止屋淵云々　此條明說いかに此池は上下の月十五日つゝにより淸水の清濁あるは此故事によれりと或人いへりついかゞあらむかゝる例は諸國に多くある由にて俗話あり貴國にも奇話あるべし聞かまほし

答　此條意間にてここにいふべきふしなし淸水溢濁かはれることゝ他にも聞たることあれどいづから目撃してこゝろみたることはいまだなし此類の話くさ〴〵あるべし中には實のもあるべし虚もあるべし又見やうにもよるべくよしあることあるもあるべし奇なることゝいふはたま〳〵常理と異なるのみにてそれも理のうちにて玄理常理くさ〴〵あるべし必竟世上漢意の小知見にて常さだまりたる一端をのみ信ずる故にたま〳〵異なればいたくおどろき又はうたがひもすることなり阿蘭陀人などは奇話を聞てもあやしまずさることも有べしといひて奇話をこのまずとなり是このまぬにはあらずめづらしとおもはぬなり萬國を行めぐればくさ〴〵のことをきく故におのづから見識ひろくなれるなりさる故に中々に虚僞をいはずこと虚をいはでも實に奇なること多く奇話にことをかゝざればなり紀國中にも奇聞奇話奇事くさ〴〵見聞したれど一時のこと又妖怪又世に例多きはいふにたらず熊野邊の御崎の南海に奔潮あり是伊豆より八丈島への間にある黑潮とかはやき潮あるその一つどきならむといへりさて此潮東へ行をのぼりしほといひ西へゆくを下り汐といふ此かはり目はかりがたし凡半年一年も片瀨のみなる時あり兩三ケ月にてかはることもあり短き時は十二三日にもかはる常の滿干にかゝはらざるにもし人屍汚穢の物などその潮筋にいたることあれば潮止りてのぼりも下りもせずたゞよひ去てのちもとの如し實に一大奇なり

○問　一項 椰勾毛多菟云々　此歌の注次郞篇に脫たれば亦亦なむ

答　初句やつめさすともあるは語のかよふこと記傳の如し此枕辭すさのをの尊にはじまれゝど其時は實事にて枕辭にはあらず國引の故事の時臣津野神の御語より枕辭とはなれるなり國名もその時よりのことなることその條の文の如しこれを解しかぬる人もあればことさらにいふなり右のごとくいふ事猶いぶかしくばかさねて答ふべしたけるはすべて名勢ある者をいふ一の名目なりやそたけるいたけるなどのごとしさる意にて梟帥ともあてられたるならむ元來猛振の意なるべしタケフルクマといふ名もあるにてさおもふなりたけきことのみならばタケリといふべくおもはるゝなり是こゝは振根をさしていふ佩刀にツヽラサハマキは今いは藤づかなどのごとくつゞらもて卷たてしなり立派に眞刀のごとくつくれりし故に弟は眞刀と思ひてとりてうちあひしにぬかれずもとより眞刀なし

の刀なるにしらずしてあざむかれたることよあはれとなげきしうたなり刀劍の刄をみといふこといと古し

○問　同丁　此條問詮　いかに

答　ウマシカラヒサとウカツクヌとは只前弟と同意にて神寶を奉れりし人なればそれより弟のころされたることを朝廷に申したるなり其弟は物をかくして神寶を奉れりしまめ人なるにころしたりし兄は朝にそむきまつる底心あらはなればは人をしてうたしめ給へりしなり此さわぎによりて出雲臣どもとりどりにさやめきておのづから神事を怠れるはあるひは死後にも兄に黨する人も弟に黨する人もとりどりにて又跡の國造をさだむるにも非常のことにてあらそひなどもありぬべければそれらのうちうちにまぎれて神事おろそかになれりしにやあらむ死穢にてはゞかれる人も有べしさて神かゝりの語の解は玉かつまに說あるが如しその餘にいふべきことは玉もしづかしといふよせの語は前にいふ止屋淵に多に萎生ひたりとあるに應じ山河のみつゝ御たまとある語も欲共游沐とあるに應じて底寶といふ底の語もよしあり此ことよりしてかくなれる故に神かゝりにそれとあらはし給へるなるべくやとおもはしからるゝなりあなかしこ

○同　同丁　則勅之使と祭　使祭と計にては麁漏なりこゝは御祭式の今少しなりとも詳にあるべきことなり振根がことによりて出雲臣等が畏ちて怠りたれば朝廷にも大神を厚く祭らせ玉ふべきなれば勅使などありて嚴重に御取扱のあらまほしきことなりかし此條朝をさやかく論ひたるにはあらねど大神を尊（タウトク）信思ひ奉る餘りに自しか論ふるなりあなかしこ明諭をこそ

答　こゝはことさら別段に疫病などによりて此卷のはじめのごとくまつり始給ふにはあらずたゞ常例年式のまつりをし來れるに前のさわぎによりてほどふるまでおこたりてまつらぬ故に神かゝりありてそを丹波人はくはしくはしらざれども小兒の語にあらず何れにも神託なりとおもひて皇太子に申せりしがさては出雲大社のことなるべしと天皇に奏聞ましくたるなり天皇も出雲にてまつらぬことはしろしめさゞりけめど此神かゝりによりていづれにもまつるべしと使をたてゝこのよしを糺し給へりしにはたして云々のさまなりしかばおこたりをいましめてたえずまつるべきよしをおほせ給へるにて別式にかはりたることはなかりしなるべし今までなかりしまつりをはじむる事とはたがへればたゞおこたらずまつらしむるなれば使祭にて事たりて麁漏といふばかりのことにはあらず勅とあれば御使のたちたることはしらるゝこと勿論なり今の世に飛脚使に書簡のみをやるごとくには此御世比にはなりがたければなり

さて他よりおもへばかくのごとくなれどもその國人わきてその社にいつく人にて見ればこゝにはかぎらず此大神のことゝ

あればいづこも〳〵今少しくはしくもあらばや猶かくのみにはあらざりけむとやうにおもはるゝ情は察しやらるゝことにてうべなりされどそは日本紀のみならず古事記にても他の古書にても古書といふ物はいといたく簡に過たるものにて今の心よりしてそれは何ごとも〳〵今少しくはしくなどかはしるされざりけむつたへのなかりけむこともあらめど今かばかり思ふほどに心つくせらば大かたにも記さるべきをとくちをしく思ふことは此所にかぎらずいづこの文も〳〵なべてことごとくおのれは常にしか思ふことなりその中にも此紀はことそぎたること多き上に無用の漢文の飾ありてそをはぶけば眞傳は甚稀少になる故にことさらに漢文の裝飾にくましくあはれ此文字かゝむいとまに此ことの今少しもくはしからなむといきづきてあることしば〳〵なり

○問　崇神 六十二年云々　此段貫說あらむには聞かまほし

答　古事記に輕之酒折池とあるはまぎれたる成べし酒折といふ地大和河内などに聞つかず酒折宮は東國にあれどそはことによしなしことに作苅坂池反折池とある反の字は一本及とあるぞよかるべき苅は輕の地と同じかるべしさて折池とか坂池とか又はカルサカの池といふべきなり反も及よけれどもしは坂折にて上に脫たるならば古事記と同じくサカナリの池なるべしさては古事記には他の二池もれたり一云云々造是之池ともあれば上の依網池を合せて下は二所にて三池なり

因にいふ池をつくれることは此紀にも古事記にも往々あり田溝にひかん爲にて農事の上世よりとに重かりしさましらるそは餘事のいたくことそぎたるに合せてはかやうのことをしるされしもゝとより口にいひつたへもしたるによりてなることをおもへばなりそも〳〵朝廷の年中行事多かる中にのち〳〵しげくなりたるは論なし古くより有けむとおもふことゞもは大抵皆神事にてその中にも二月の新年祭をはじめとして新嘗祭にいたるまでおもき祭事は皆農事によりたる祭なりされば　天皇卽位後一世のはじめ大嘗會ゆきすきに二ヶ國の貢賦をことん〳〵くあてゝいたく重みしたまへるもとは大御神の齋庭の稻穗よりおこりてとにこれを皇御孫尊によさしたまへるとたふとしともたふときとなりうべこそ稻の萬國にすぐれて皇國の膏粱のすぐれたることすでに舶來の異國人は食し得ぬばかりにて一旦上水をさりて二度だきにしてやう〳〵にくふなどきけりそれを朝夕たえず食して猶米の精粗をいふにいたるはかしこきことならずや

○問　崇神 六十五年云々　此條も詳になむ

答　任那はミマナといふ皇國語よりあてたる字にて後の稱なりそは次の活目天皇の條の細書にミマキ天皇の御名をその國に名づけよとのたまへるにてしるべし以前此時は何といひける地ならむいづれにも是は百濟のうちなり姓氏錄吉田連の條に巴紋といふ地より來れるものありてその國を奉らむとい

たふるによらば甚しきあやまちはなかるべしさかしらに珍說珍說と心がけては中々にひがことといできぬべし記の方くはしく解たらむ上にては諸家の注ども見合せてよきはよしと見えわかるべし思出るまゝの拙論明諭いかで〳〵

答　足代のまなびのたづき先おしならしてはよしといふべし約條のことにつきては所々に次々いふ御論大凡あたれり此人の性質學問ぶりしりうごとに似たれども大意をいふべしさらでは意味合になべてにわかりかぬることあるべければなり此人著述は近世の學者一家をなさんとひがこと多くするをにくみて著述といひてはせずたゞ考證をしてさだかなるとをいふ心だてにて是まづいとよきとにて間然すべきとなしされどその他にいひもしかたりもしたるさまにて見る時はさやうにたてたるも人に難つかれじとの本意より出たりと是もわろからぬことなれどもひろくいづれへもせんとの少し世間心ありて儒者にも難つかれずしてひろくかたらはんといふやう下意ありげに見ゆる故にひろくわたるを表とし古學者家にもなづまぬといふ文意をり〳〵見ゆ是もひとつのことにてはあれど儒ににくまれじとならば强言もすてがたし古學になづまずといふはよけれどなづむをしひてにくむは又なづまぬを名として中々につみすつる下意となる是はわろきことなりさて漢學者付合をすればその方ひろくよきこともあれど又無用の話にいとま費もあり又面談の時はさばかり面折もたりがたき物なれば先方のいふことわろくても大抵に聞流し又大家尊貴にいたりてはやむことをえずそれをうけて佞媚することもあるを先の人はわれかくいへりしに足代もかくいひてうべなひたりなどほむる程にて大抵是らは害ありて益なし此人先年江戸へ行たりし時高貴大家に交りし話先方の書翰などを見せもしうつしておこせもしたりき是皆俗にいふひけらかす自慢に出ず無益のことなれば此かたよりはそこ〳〵にあしらひゐたりし歟後はやめられたりされど逢たる時は此類の話ともすれば出づ列座したる門人などにきかするやうにてふと據もなきことをいひ出してかたる時あり是實は此方へきかせたきなれどよしもなきにふとはいひがたき故にかくなせりとみゆるさまありまた談話にても文通にても此方よりいひたることは一向返事もせず別のことをいふやうなること多くありて少し異なる所ある人なりわがいふべきことになれば人にかまはず長長とつゞけいふ類多し是らをまづ心得おきてその意にて見べきことあるべし又神職には間あはず神代ぎらひの方にて一向そのかたをいはずたゞ口にたふとぶのみのことなり是中世より以下のごとく考證の出來にくき故なりと見ゆされど右らはおのれが逢ておしはかる所にこそあれまことはいかならむ
こゝの御論すべてあたれり靑柳種麿が注いかならむ一向かたはしだにも見ざればしらず先年問やりしに一向の下稿反古にてあれば今少し下稿ともなりてよみつゞけらるゝほどにだ

にならずはこと葉つゝなりとも評をうけんなどいひおこせし後にさせたるいかに成ぬらむその門人先年來りし時問試みけれどさりたのまけものにてさることは一向うはさにのみ聞てしらざる體なれば問ふにたらず

○問　古事記神代卷は古事記傳云々　この條はよし古記の神代卷はかりに華と記三卷ながら傳に從ふべきことなき神代卷にかぎりたるはいかゞ

答　古事記神代卷とことは前にいふごとく自身でしおきてあればたゞ隨ひて下さつけあるなるべし以下は諸書を参證してたらべたてゝ見る時はくさ〴〵差異ある故に傳をもこと〴〵くはうへたはね下意をふくみたる物なるべしされど人にかゝる所をよくにいでまでも傳の說をまづ第一にいふことのよしなり講釋などもならべたつるのみにて斷決はあまりいはずとぞ

○問　古語拾遺は齋部氏の云々　此條いかゞあらむ疑齋は全部一覽せず端を見れば疑齋はひたぶるに忌部を落し辯はつとめて忌部をたすけたれば表裏のたがひあり辯ばかり見てはわからぬものなり疑齋と合せ見るべきことといふもさらなりそも〳〵疑齋も一見ある書なりとの說いかゞなり平田が古史開題に此書のことを論へる大かたはあたれる心ちすいかにも是代も漢意を得はなれぬやうに思はるゝなり鈴屋翁ほどに大和魂かたき人はなしと思ふに或人は翁も漢意のいさゝかありしといへりあたれりやいかに

答　疑齋も一見ありとはすなはち疑齋辯のはじめに一わたりよく見たりとの語あるによりてなるべし開題記もその意にて同じ是代は漢意としのつゝ前にいふごとくにてなづまぬをよしとさだめてわざとはなれぬやうのことをもいふやうに聞ゆ此やうなる學者近來世上にもあり或人の翁も漢意いさゝかはありといふはいかなる人にか一大見識の大眼を得たる人かさらずはたゞ何のわけもなく大かたさやうの所も有べしとおしあてにて大言をはく人かその人の日比の談を聞たらばたちまち明なるべし

祖父とてもみづから發明して漢意をしりぞくることをよりよりいふほどなればみづからおぼえて漢意なるべきやうはなけれども自もいはれつる如く千有餘年しみつきてあることなればふととりはづしてはいさゝかはなどかなきことを得むそはかくいふわれそののちに生れたれども猶時としてはこれはいかゞあらむとまどはれて決しがたきことあればなりたとへば常いひなれたる語の中に漢意佛意をのがれぬ語多しこれをことごとくあやまらざる人はいまだあるべからず魚鳥などの獵のことを殺生などいふ則佛意をふくみたる語なり天地間の事又は陽氣な人歌仙うたのひじりなどいふ類みな漢意をふくみたる語なり平生の俗文通消息漢意の漢語をはなれては書がたし是今世の流弊急に掃除しがたきことなり

○問　丁同　神社の所在は延喜式神名帳を本として云々　神名帳は唯名目を擧げたるのみなれば所在の考案に便なし神社考啓蒙等後世の物殊に妄學の著述なれば取るに足らぬ物なれども今の世の所在のことには取所もあるべし考證も居ながらの論なればひたぶるによりがたし記傳も亦しかり其國人に尋てくはしきもあり居ながらのおしはかりもあればひたぶるにはより難したとへば意宇郡熊野大社の御事の類なり今世の所在を尋むには五畿内志俗物ながら畿内名所圖會等大日本鹿子國花萬葉集記等をも廣く考へ探りて且國々の人の説をも聞べし然しても猶うるはしく淸く正しくは知り難きことなるべし

答　こゝの所在はたゞ輕くて初心に何國の何郡に何の社ありといふほどをいふにてしかと舊跡の考などのことにはあらざるべし全篇大意たゞ初心の心ざすはじめに何のことは何の書を見たらばといふことをもしらぬ者にこれ〳〵の書ありと指したるまでのことなりされど書かた行とゞかぬ故にうひ山ぶみなどのごとくには聞えかぬるなるべし足代も此書どもの外には考もなくしられぬ故なるべしもとより大意のみにてくはしくことをつくしたる書ならねばなり

○問　丁三　祭禮の儀式云々　此條問論か　且北山抄は少々誤等のあるよしを廣橋大納言よりも云ひおこせられき

答　是も大意のみなり裝束などのこと少々名目出たれども詳には知がたし製法などは是より後の裝束抄類ならではなし北山抄の誤はいづこをさしてにかその條々の辨を承はらずしては何ともいひがたし少々の誤はいづれの書にもなきことあたはず江次第などはよほど時代によりてかはりあり

○問　丁同　伊勢の事を學ぶには云々　此條よろしき歟其外數百部とある書ども名だに聞かまほし

答　右一小册なる物多し五部書十二部書を禁河の書といふ此中には世紀古老口實傳機殿規式帳神鳳抄などまされる分なりあやしげなる書も交れり五部書說辨などいふ書もよし家々の舊記等あり引付沙汰文などの類續群書類從の目錄のはじめに四五ケ部見えたり猶かの地にはまゝあれども世にひろからでおもふにまかせず古文書をあつめたるやうの書もあり家々それ〴〵の人の覺書聞書隨筆めきたるもあり外題などおのれもいまだ一々には記得せず

○問　丁同　服暇觸穢云々　こは當前の急務なれば第一に心得居べきことなりこれは學者不學者に限らず知らで叶はぬことなり學者は殊に嚴重に守るべきことなり度會益弘神主が參考禁忌要錄などは手近くよき書なりかし

答　さることなりかやうの類は足代よく類聚してあり少々此人の考もありおのれ宍食禁忌考を先年なしかけたるにより肉食の類聚の所を見せてと申やりたれどはたさず先年行たりし時あひて見たきよし申たれど跡より寫させて上げ申べしと

るなり三韓の沿革傳にもあれど猶くさ〴〵わづらはしくて甚辨じがたくかの國のくはしき傳書もまれなり東國通鑑はやゝ俗書にて後のものなり三國史記といふ書をえんと多年欲すれどもいまだ得ずもし御地にはなきか朝鮮史略は近ごろ手に入たり

○問　書紀　一云御間城天皇之世云々　此中に次郎篇の答注に額有角人のこと意富加羅國のこと都怒我阿羅斯等亦名曰于——岐の名のこと　伊都都比古のこと遇天皇崩の崩の字一本に角につくるは誤のこと　赤織絹のこと　一云初都怒——のこと等詳教ありてかまけぬ此條の處の文意聞かまほし

答　此細書二國相怨之始也といふまでは本文とうちあひてありしちあらしとゝ通ひて正しく同事にて一書のかたくはしたゞ道路にさへぎりて奪へるとかへりて府にをさめたるをそを起してせめ來りて奪へるとのたがひは今いづれともさだめがたし猶おもふこともあれどいまだ熟せず新羅人はいにしへよりとにかくに狡猾にそありけむさて一云より下の文はすべて次にもいふ天日槍のことにて是よりいたく古きことなりしをその子孫世繼のつたへのみありて此紀のころはやくいつわたり來れることもわかちがたかりけらしさる故に古事記には皇后の御ちなみによりて明宮の末にしるされ日本紀には明宮の頃よりの時代にかの世數を大凡に泝りて見るに孝靈孝元開化あたりにやとおもはるゝより遠き此御世につぬかあらしとのわたり來れることあるが似たるやうなればそれと混じたるつたへもありてか又は撰者のさかしらにかこゝに一云としてつぬかあらしとのごとくして記されたるにやあらむ

○問　又云前文の一云初都怒我阿羅斯等有國之時云々の條を次郎篇に此條は古事記の明宮の條と似たることにて傳三十四に辨ぜられたるを此記に別に本文に天日槍のこと次の條に出たるは傳のまぎれたるなるべしと問へりし答注にさることなり元來天日槍のことツヌカアラシトと別事なれどいづ方も異國より云々いへる時代のこと共知がたきを云たぢまもりは云々まぎれたる傳なることしるしされど其よりさきの世數記にも少くて孝昭孝安比と見ゆれど春山霞男のことなど神代めきて其世のさまならぬに付てまさしく神代のことなることと別におのれ日本紀傳に考をなしおきたりこゝに盡しがたしと詳なる數示にかまけて再問いかでいかで其明考の段詳に希ふ

答　此一かゝりの事はかしこゝへわたりて多ければつくしがたし大意の證一條をこゝにいふべし右にいふごとくうたがはしきことあるにより多年くさ〴〵心をつくしていづれならむとおもふ時代を考へしに證を得たりさるは　釋日本紀義造中に引たる播磨の古代の風土記の文に大日槍命從韓國度來到宇頭何底川之宿處於葦原志擧乎命曰汝爲國主欲得吾所宿之

處志擧乎即許海中鰐時容來貝鳥被滴水而宿之又曰云々古但馬伊都志地而在之

是止傳と見ゆされば日矛のわたり來れるは大國主神の御世なりけりとおもひきだむればいつしは前の大神春山霞男のことなど皆よくうちあへりたゞその代々の名少きは脱たるか長壽かそはしかと考へがたしツヌカアラシトの一條は崇神の御末世垂仁の始世比なること諸書の如しよつ是をもて大意の基として辨別すべきなり

又再いふ下の三十四年の條梓もて龜を突ませるに白石となりたる類例などをあげたりそこに見合せて考ふべきために結端をこゝにいふこの天日矛の事ははじめの所は古事記くはしあぐぬまに賤女が寢たる陰門に日の光虹のごとくにさしてよりつひに懷姙して白玉をうむ云々此白石少女となりて日矛の妻となりしが日矛の心おごれるより遂におやの國かといひて皇國へわたれるを追ひて日矛も來る是又ひとつの妙處なり世の中になりとなり出るものむすびのみたまにあらざることなく天つ日の御光にかゝらざることなしそのむすびといふ物はいかやうのもの日の御光にいかやうの德おはしますといふことをほのかに源にさかのぼりて考へなば神理はなべて氷解すべしされど人の世のつねの理のごとくあらはならず玄々幽微のことゝもなればふとは聞ても信をとりがたくかたはしさもやと思ふこともなほ今の俗意にひかれて好處にいたる人まれなるべしかくのみ物々しげにいはゞ又からめきこちたき理屈めきて聞ゆめれどさにはあらずたゞ俗意と通例見る所の理とをはなれて妙所を見つくるにありこの事をくはしくせんとすれば神代のはじめなどをみながらつくしてさてそれらのことより後々下三十四年の所に引出たる類例などのことをひとつひとつにいはではことゆきがたかるべしとおもへばさきにもいひのこしたるなりその中にていさゝか心得やすからむ所をここに少しはいふべし

すべて物の變化は常にかはりてあやしげなれどもそは常に多かしむよりあやしむの常あることこの變化多けれどもこは人あやしまず幼兒の大人となり老人となりかたちも心もかはるここ二葉の芽より五六尺にも生ひたち雲をしのぐ大樹ともなることこの類は人あやしまずこれと同じことなれどいざなきいざなみの神國みたまの神をうみましそれ成長まし／＼かねてあつまらむとする氣ざしもよりつきて小島ともなりつひに大にもなりて國となるも同じことながら人あやしびてそのはじめみ信ぜずさて種よりして芽を生じ幹をなし枝葉花實に及ぶ根はもとの種の有所にあれども精力は梢にありて根は地よりたゞやしなふのみなりさる故に切て接木をすればもとの物とはならずして接たるかたの物となる但接たる所より下の根よりひこばえを生ずる時はもとの物となるは妙なり又種より生ずる時に花形いろなどかはりてさくことありこれ地氣のふる

る所によらされどそのたねをうゑ〳〵すれば又そのうちにはもとの花形ともなるつひにはもとをうしなはず接木の外は楓に櫻のさきたることもなく松に柳の枝のさしたることもなしやどり木は又一種異なりかくてみればいざなみの大神いほつつまぐしを投ましゝかば竹むらとなりゆまりましゝかば巨川となれり櫛の齒竹なりしことしるく尿は水にて川といへど大小のたがひのみなり小を大にし大を小にすることはなべて活動の常なり漸々になるは人あやしまずとみになれるは人あやしぶ常に異なればなり神は人にして人は神にあらずたがふ所はすぐれませると幽事をかね得たまふとなりその神のちがひなれば人の理にすぐれよく常ならぬことあるは勿論それだに種はうしなはず建みかつちの神の御手をたち氷にとりなし劔の刃にとりなしたまふはもとより御劔の精なる神なればなり又物をなし出ることと必異なる二かたのつどふより出づ是高みむすびと神むすびと同じむすびのことをちかひましてそのつかさどり給ふ所は表裏にてかたみにことをかよはして異なる物をなしはじめ給ふによる男女の中に子をなし天地の中に物を生じ前後上下の間に必中といふ所の名をなし出るも同じ又色をもていはゞ紅白交りて桃色をなし青黄交りて緑をなし黑白交りて鼠色をなし紅青交りて今の紫をなし赤黄交りて蒲色(カバ)をなす類にてもしるべし白に白をくはへて異色生せず紅に紅をそへて同紅の外なく生せざるは異ならぬ故なりさる故に

皇國のならはし同母兄弟の婚をいましむるはもと物をなし出むとする神の御惠にたがへばなりすでに異母兄弟はむかしはいましめざるも禮にはあらずもとづく所異なればなり禮といふものは外飾のみもとは情によるこそまことの禮なれ父子夫婦兄弟朋友のむつみ情より他なし情をたつ時は路人のごとし是禮といふものゝ實なきをしるべし禮ならざれども情あればそなはりて事かくることなし春山の霞男のみおや藤かづらもて織たるきぬやがて藤の花さけるもその物なればあやしぶにたらず又古語拾遺に牛の肉の汚をいかりて御年の神いなごをはなつそのまじなひに牛肉もて男莖形をつくれとあり御年の神のいかりとしられてわび給はらばすみやかに蝗さるべきにさもあらでかくくさ〴〵のしさまを敎たまふことなどに心をつけて見べしすべて神の一旦かくと心ざしてなしましゝことはそのまゝにはもとにかへらず是うけひまじなひとことひとの主たる所なりさればいかりて蝗をはなちたる上はその一旦の忿怒の勢たゞにはもとにかへらず牛肉よりいかり出たれば又牛肉をもて男根形をなせとあるは神世より男女根はおほひかくすべきもの又をかしきものと神人の別なくさだまりたる情なりさればいかりましゝ御年神それを見てまとにをかしく心ゆるび牛肉によりて以前とは表裏に腹をかゝへ給ふ情によりて以前のいかりの勢盡はてゝそのいかりより出たる蝗もみな勢をうしなひてさりもし死うせもすべきをはかりてをしへま

せる是らまことに神理にたふとき事なれば天石窟の前にても
すめの神の神かゝりのまねして正體もなく女の情を失ひて陰
門もあらはにかき出たまへるにこの諸神もまことに大笑を發
せり是又思兼の神の遠くはからせし所なりこめまねびて
笑ひてはいづこにか心に微せぬ所あらむ大御神を誘き出しま
すにたらざればなり石屋戸の一段はかくのみにてはいひたら
ずこゝの枝葉ににたるをいへるのみなり心をずしきうずめの
神ならではかゝることをなしあへざるをしりて託しませるなり
猿田彦にいむかひえし時物ともせずして問ひあまたりしも
此神の得たる所にて他の神のえせぬ所なりかくのごときこれ
よりそれぞれ次第に類をおして實證實情緖なをもとめて古書を
解しうべきなり

○問　三年春三月云々　此七物の名義詳解かまけぬ其
條鈴藤の両翁のこと教示は甘心又藤の両説を主張せられた
ることと實に心高くていみじきことと大に甘心

答　此三年の文はおそらくは後人の加筆ならむ八十八年の
文とかさなりてつたなき上にうちあはぬこととゝもあり猶末に
いふべし

○問　細一云初大日槍云々　此條は前文に一云初都怒
我阿羅斯等有國之時云々の條を次郎篇に云々と事問へる所
に答注あらむ後に合見なば解得らるべけれども別に又問論
あらんとてぬき出づ

答　初云々泊于播磨國是前に引たる風土記の文にあへ
り此もあやまれるべきはしか本文に播磨國宍粟邑とあるは誤な
りこゝの文とあはずもしは出淺とたがひに誤るか出淺今ある
か未考又宇治川より溯りたるをみれば大和吉長市に遣し給ふ
はたゞちにはりまにて問しめたまふにあらず大和にめしたり
とおぼし近江若狹をへて但馬に入て住處をさだめたりと道路
くはしきに又前年のおもむきと此文にては穴門にていつゝ彦に
あひ一信せずして道路をしらず出雲に行て天皇の朝を聞たり
といふかたにては稍にて北海へめぐり出しとおもほれてこゝ
とはあはずいづれよけむまち／＼なり舟にて出雲にいたり但
馬にうつらむも順路よしされど近江に從人のこりて陶人とな
りたるをみれば此所の文もすてがたし又はいまだに着たらむ
は風土記にうちあひたれば異なるべくはいまより出雲にめぐ
らすは物遠ければかたがたはりまに着たりしは日矛にてあら
しとにはあらずあらしとは穴門より出雲にめぐりて京に來た
りしなるべしかく似たるやうのことに時代の明ならざりしよ
りまがひそめもしたるなるべし今はりま風土記を主とたてゝ
解しわくる所右のごとくなりされば道路も日矛はこゝの文然
るべしとおもふなり但時代のみは此天皇の御世とするは又あ
らしとにまがひたるよりひかれてこゝに入たるにて此時の撰
者も分別しかねたるさましられたり

○問　四年秋九月云々　此條皇后の心しらひのこと詳

に教示かまけぬ此餘の解聞かまほし又云此中の燕居の字ワタクシニマシマスと訓まむ方よしと思へりそも〳〵燕は山鳥の如く雌雄わかれて寐るといへば右の如く思ふなりコノメチ云々のことまことにかそらごとにか知らねどもこの燕のこと或人の語のまに〳〵教示聞かまほし

答　燕はめを別に寐ることまことにかいまだしらずひとりますとよまむことゝにはよくうちあひてはあれど燕がことさだかならねば一決もしがたし論語なども子之燕居などある處めをわかれたる意とは見えずたゞ閒居などいふさまと聞ゆその餘の漢文も多くしか見ゆ又燕樂などもつゞけり心をのばしてゆつくりたのしむさまなりおもふにつばめの巣にあるごとくわたくしの居間などに何の心づかひもなくゆたかにゐる意にてこゝも天皇に侍し給はずわが私殿に何となく居たまへるにて閑なるさまなるべし密事をいふ折なればおもと人などもなき時なるべくひとりといふは意はよくあたれゝども燕の字にひとりの意あるには有べからずさやうに心得てひとりとよまば難なかるべし

皇后の心此紀にてはうべ〳〵しく聞えてよしその中に一たびは以懼一たびは以悲など漢文にてうるさきのみならずかやうにあまりうべ〳〵しくいひては中々にあはれもさめてことごとしげにおもはるゝなり是漢文の意を害する所にて多く此類なり古事記は何とかや皇后兄にしたしく天皇におろそかなるやうにさへ聞えてうはべはいかがしけれどもよくおもへば婦人の常態にてその時々にうつる心おもかたずてつよくはえいなびずいなびねどもまことにうべなはぬことなればその時となればかなしきのみ先だちてここにおよばず是實情なりたゞ三たびふりあげたまふまではあまりなることなりこは傳にもいへるごとくその比ねたましきことなどありて皇后もやゝ天皇をうらみませる折からを見て兄みこも事をあらはしてもらし出やしけむさる細條はおもひやらるゝのみこそあれさだめてはいひがたし日本紀うべ〳〵しげに書なせれども實にはうちあはぬことあり兄の謀せしは四年九月なりここに及ばむとせしは五年十月にて丸一年餘の間あるに皇后匕首をつねにかくしもちてませりしやいぶかしさては有謙兄之情歟なども虚飾の文なり古事記の文は引つゞきてありていつともしられねどその刄物をわたせるたゞちにていまだよくも思慮にわたり給はざりしほどとみればさることゝも聞ゆるなりいづれにも後世の理屈だてにて一口にいひやぶるべきさまにはあらずよく思ふべきなり

○問　同五年冬十月云々　此條六丁迄明論聞かまほし

答　大抵前にいふが如し此くだりは古事記のさますべてうべ〳〵しく聞ゆ日本紀のかたはよきさまにつくろひて物せるなるべし古事記にさほ姫髪をこと〳〵にそりたまへりしことみゆこれは一時の謀なれどもすでに髪を剃るといふことの物

に見えたるはじめなりかみそりなどいふ具はあらじ小刀などにてかりたまへるか鋏なごもいまだ此時ありげにもおもはれず酒もて衣をくたすことなごはやくかくのごとくたくみなることもありき

別にいふ皇國のならはし何にても厚くまめなる中に君臣父子夫婦の間がらなごはことにあつきをいかなればにかあらむ兄弟にはうすくおもはれ中よからぬたぐひに見ゆることおもはるゝこと多しそはまづ火すせりの命火折尊山幸海幸のことよりしてあらそひましゝこと是はたゞ火闌降命といかどしきなれども先一ケ條なり大國主神八十神の兄弟ににくまれころさむとさへせられましゝこと春山霞男秋山したび男のあらそひしことたぎし耳命の二弟をころさむとせしこと是らは腹がはりにもあり又はかゝる所ありてにはあれど一條なり日本武尊大碓命をねきをしへましゝさまのあらかりしことは別に子細あることあらめど一條なり又兄磯城弟磯城兄猾弟猾などいづれも一方はかたくなにそむきまつり一かたはまめに從ひまつれるなごもおのづから心行異にてむつびざるさまに見ゆ

此類を見わたす中に神武天皇の彦五瀬命の薨を憤いまして口ひゞくわれはわすれじなごよみましゝはやうかはりてさもありぬべきとかつ五瀬命それまでは一天の君ともましく〳〵たりけむさまの敵なればさこそはくちをしくあつくもおぼしけめさてこゝのさほ姫はいたく御兄に心ざし深く見えて前々にいふ兄弟あらがふたぐひにはあらずされど前にいふ處は皆男どちの兄弟なりこゝは男女にて又たがひもすべしされど必竟の罪は天皇にありて大事をあらはしなしたりしにてすべての罪ゆるさるべしみづから兄をうたへたりしことわたくしの妹せのちなみにひかれてこそ兄がおもはむことのおもなくてわが身をすてゝ稲城に入ませりこそ見ゆされどてもかくてもながらへむ心はなくて髪をもそり玉のをも衣をもくたして深くはかりませりしなりけりさばかりこらへられじの御心ならば此皇子をみづからいだきて出ますこともといふべけれどもこは皇子をおもみしたまふかたもあり又は他の女の手にてはもしは皇子にうたがひあらむかとの意もあるか又は上世にはかならず事とある時はみおやのみづからいだきませる例にても有ぬべし又こみなるくはだての稲城にて他に婦人は一人もあらざりけむも知がたしさらばかしこく軍將などには託したまふべくもあらずいづれにもまだかに手わたしせんの御心にてもありぬべし玉つくりの地を奪ひましゝなどいかにもせんかたなさのあまりなる天皇の御心理論をしばらくさしおきてまことにさまでもおぼしたりけむとあはれふかし

○問　七年秋七月云々　此中にて顯角中鉤は次郎篇の答注にあるを此餘明論きかまほし

答　別にいふべきことなしクエハヤはそのわざよりいへるにて綽號にてもこの名は別にありもしけむそはつたはらぬな

るべし上代にはすべてそのわざなどにて名につくこと多し非光などもその定なりけむされどこゝはすまひのことなれば後世相撲人のなのりといふものゝ基元ともいふべし野見宿禰出雲人にて國造家同姓より出たることは論なしその枝別のつたへはいかやうなるにかこは此方より問申なり

捔力の捔の字めづらしいはゆる倭字のうちか普通の字書には見あたらずさて此すまひのさま今とはかはりて足にてくうるを専なるやうに見ゆるはもとよりくゑはやの名におひてその得たるかたによりて野見宿禰もともにくゑたるか又は此ころのすまひはかくありしか考がたし漢土人は今しもよく蹴ることを得たりかの國人とあらそはむには蹴らるゝ所をよくふせぐ時は手のかたにはたくみなくて勝やすしときけりかのちの角觝は革面をかつぎて蹴るよしなり中々に異國にそのわざのこれるにや知りがたし

○問　丁[illegible]　十五年春二月云々　此條も明辨をなむ

答　此紀には五女古事記には四女なりこはアザミの入ひめを別人とすればなり筋とあるは誤にて次文には竊とあり舊事紀に筋とある此字なり第一ヒハス姫は二方同じ古事記の弟姫は此紀のぬはたす入媛なるべし第五の竹野媛は古事記にては圓野姫なり此紀には第三にありてあきされたるうちなれども皇子はなしまぎれたるつたへなるべし古事記は上二人をとどめて二人をかへし給ふ此紀は四人をとどめて一人をかへし給ふこと異なり古事記歌こり姫はかへされて國にいたりまししがその終しられず此紀にて三女に皇子あればいづれよからむ知がたし

○問　八丁　二十三年秋九月云々　此條記とは異にて皇子の吾大神宮に拜禮(マウデ)玉ひしことのなきによりて論ひ來たるを答注ありて甘心なりされば此條の所の文意を教示希候

答　天湯河板擧これ本名にて古事記の山邊の大たかといふも同人にて此名は鳥をとらせん料に此時にわざとおふせたまへるか又はとりえて後にそのいさをゝたゝへて大たかとなづけ給へるかなるべしされど猶おもふに神代には天何某といふ名多かれども此ころとなりてはめづらし是も空とぶたつによりてのことにてはなきかとおもへどいまだよくも考へず神名帳に河内國大縣郡天湯川田神社あり此人をまつれるにや又同郡に鳥坂鳥取等(といふ地名)あるも此よしなるべしさて此鳥を追ありきし國々は古事記いとくはしくかつ越のわなみの水門の名のよしもあれば是正しかるべし此紀に出雲とあるは古事記の御夢にと又は出雲大神にまゐりて後物いひえ給へることなどよりまぎれたる成べし古事記には鳥追ひて出雲へ行たりとは見えず但馬は兩書ともあり

こゝに又いぶかしきことあり姓氏錄河内國神別倭文宿禰角凝魂命之後なり次に美努連次に鳥取の下にも同神三世孫天湯河田奈命之後なりとあり鳥取の下には多奈を桁とかきたり是に

てみればユカハタナは神代にあるべく見ゆさては天とあるも
似つかはしされど此紀の文あやまりとも見えずもしは十三世
孫など有しか十の字脱したるか又は此時は湯川たなの命の子
孫にて古事記のごとく山べの大たかといひしが實名もとより
の名にて鳥をとらへむによき名なりとてことさらに此人に命
じ給へりとせんかなどくさ〲におもふなりいづれよけむ貴
意うけ給はりたし是ら未決のことにていひあらはすまじきな
れどついでにしるして前にいへる所とあはせていづれか申試
るなり

○問　垂仁二十五年春三月云々詔曰莬田筱幡（筱此云佐佐）　此條
　明論聞かまほし

答　豐すき入ひめをはなちて倭姫につけたまふはたゞ年比
長くいそしみませればかへたまふにて別に意あるにはあらじ
されど倭姫世紀などにて見るに此姫命いたくいさをしくませ
ばはじめはもし大神の御さとしなどありて改め給へるにかと
もおもへどさらばそのよしをいさゝかにてもしるさるべきに
さもあらぬはたゞ何となく御年など高くませるによりてなる
べしさて此大御神伊勢に御遷座のことはいと〲重き御事な
るに何とて古事記にはもらされけむたゞはじめの笠ぬひのむ
らのことのみ見えてのちは景行の御卷にやまとだけの皇子の
あづまに下りまさむとする時參入伊勢大御神宮とふと出たる
などおのれはいぶかしく思ふなり

○問　更還之入近江國云々　是謂磯宮則天照大神始自
天降之處也一云天皇　　此條明論きかまほし

答　いせ大御神の御鎭座の所をもとめありきましゝとは此
紀も甚略し延暦皇大神宮儀式帳大倭姫世紀などによりて見べ
し興齋宮於五十鈴川上是謂磯宮とある此齋宮八字に目なれて
たれも世々の齋宮の姫宮のおはす所のとおもふべけれどこ
こはいまだ左にはあらず大御神をいつきまつる宮といふこと
にて則今の大御神の五十鈴宮なりさる故に五十鈴川上とあり
齋宮村は田中とかの北にありて別所なりこは後に齋宮姫のお
はす殿にまうけたる所にてそはいつよりならむ知がたし是を
磯宮といふはあやまりにていすゞの宮をまがへたるなるべし
磯宮は別所にありさて大神始自天降之處也といふこといぶか
しもしはかのさる田彦神をおくりて天鈿女神此御靈を奉じて
此地に降りませるか此外にはさもと思ふことなしされど皇孫
天降の時此大御鏡などはかたへをはなち給ふまじくおもはる
ればこれも何とかあらむ
細書丁巳年は二十六年なり冬十月甲子とあれど次の八日戊寅
朔にてくれは十月に甲子の日なし十月は九月の誤なるべしさ
てみれば九月戊申の朔にて甲子は十七日にあたる今にいたる
まで九月十七日を大神宮の神嘗祭とする事此例なるべしあ
なかしこ　さて倭大神の神かゝり此傳によれば此年にてぬな
き入姫と先紀にあるをこゝはぬなき稚姫とあり是らいづれよ

けむしらねごこは先紀のかた正しかるべし崇神天皇の御事を
故其天皇短命こあるも大御神の長久より見給はむには短命こ
ものたまふべけれども前後の天皇こてもさばかり久しくはま
さず又先紀に百二十歳こあれば此比にては隨分の御長壽にて
短命こいひがたしいこ〳〵いぶかしきことなり

○問　右の條の中次郎篇に此御條は傳十五卷に詳解あり
て云々此倭の大神は云々こ問へりし答注に倭大神は云々此
國魂の神のここ猶おのれ別に說ありて長ければつくしがた
し云々こ詳答ありしはいみじうおむかしくなむきゝるを猶お
のれ別に云々こある長說いかでいかで敎示聞かまほしくな
む

答　すべてものゝ解その所のみにてよく解るゝこともあれ
ごそれらは大かた先輩も心づきていひおける故に今はめづら
かなる考も有がたく祖父などその所に心づきてかれこれを參
考してくさ〴〵考へえたる故に好說多くして大抵のことはい
ひつくし亡父などはひたすらその說を守りて此餘にしひてい
ひ出なば穿鑿の說なるべしこやうにいひて過したることこ多し
おのれはわかき時よりさくじりもこむるくせありて記傳にい
ひ殘したるやうのふしぶしその餘こゝはいかにこいぶかしき
事ごも多かりしかばかねて亡父に逢たらむをりにはこはじめ
て逢し時よりくさ〴〵に問たりしに前にいへるやうにてひこ
つも別說なかりしかばはじめはさて〳〵いひがひもなきくち
をしき先生かなことさへ思ひたりしにのちはからずも父子とな
りてつき〴〵その心がまへを聞もし又おのれがおもふ考ども
をもかたはしくづし出たりしにおもひの外にほめらるゝ說も
あり又いかゞあらむよく考ふべしこありしこごはいこ〳〵多
くてそれはわろからむこたゞちに難ぜられしここはひこつも
あらずその中にわが思ふ所は異なりこていはれたりしここも
少しはあり右らのここを通してふたたびかへり見考ふるにた
だひろく人の說をすてぬにてよき考こ思ひてもみだりによし
こはゆるされざりしなりけりかく思ふは他よりの聞にこたへ
られたるいひざまなどにてもしられていこ〳〵心深く用意せ
しにてもしわがよしこゆるさば世上一にそれにさだまりなむ
こうれひてみだりにはほめられざりしなりけりたま〳〵ほめ
られしここを考ふるにかへりてそれは此方の心にさしもあら
ぬここにてありきそはゆるしても妨なきことゝ見きりて小き
事のみなり又よしこもあしこもいはずしてウウ〳〵このみい
ひて少しうなづきざまに見えたりしこごありしが後に數度に
なりておもへばそれらはみな大抵心にゆるし顏ながら猶よく
考へなばたがふ所ありもやせんこ云事をかけられしなりけり
こ後におもひこりたるなり是らこゝに用なくはじめに書出し
意は容易に詳にいひがたきここをいはんこてふこかく別事の
長くなりけるなり
以前もいひしごこくはしくはのべがたしなごいひてはぶけ

るはたゞ長きをいとふのみならずそこの餘紙のなき故にもあらずいはゞおもほど張紙してなりとも別紙をとおきへこなりともいふべけれど實にいひえがたきことわづらはしくひま入る故いこゝなり是までの答問一巻ことに日を費すこと前後の日數凡半月餘より二十日餘一ケ月にも及ぶべし問ことはやすく答ふることはいと〳〵かたし問につきてかれこれの書を見合んとすることあり意中にありてもふとはかきのべがたきこともありそれ皆前にいふ亡父いふ事をかけたるにならひていやしくも苟そるにていたく骨を折てわづらはしく考へ見合なごしながらかけば一葉のかきいれの答一兩日にてはつくさぬこともあればなりとてその間々に雜事官事のかことをとぬ來客などにて考へかけたる所をさまたげらるゝこともたびたびなりかつはその說大かたにはなしおきたるも猶かしこの證をさぐりえむとして見合ぬるともあり又年月地名何かの配當を考ふることはことにいと〳〵わづらはしく圖を見古暦を考へ算盤術などまでをくはふることもありていかにもむつかしきこと多きぞかし是はこゝのことをいふにはあらずすべてにわたりていふなりさてこゝの空紙はたゞかりにいはんとせしことにて餘紙をつくしたるは我ながらいたくおろかなりけりさりながら此こと今までもいひたかりしをとはるゝにはやむことをえずて以前もかやうの類再問にいさゝかはこたへたりしかどそれにてその所をつくしたるにはあらぬをそれのみのことゝおぼされむがいと心うくていへるなりこゝのこたへも次に大凡をいふべけれどもくはしくは中々に盡しがたしそをせんいとまあらば日本紀傳のその條の中稿をかしてこれをうつさせておくるべけれどそれだにえせぬにこしりたまへされば此類にてのこしたることはまづしばしのごめてまちたまへかしいさゝかいひつとも中々に疎說にて過んは物ぞこなひにてありぬべければなりといふも前にいへる亡父の大事をかけておもへる所にはづる所もありて實にさることなればなり見合せん書に所持せぬ物あり又持ながら人にかしてとみには見がたきやうのことゞもゝありかたへにて見聞さればそれらのわづらはしさまではよもおもひおこせたまへらじましてつめたきに手もあぶりえぬことさへあるなり

○問　同條の中八十魂神我親治大地官　此二事次郎篇の答注にあれども治二大地官一といふこと猶詳に教示希候

答　古語拾遺に大地主神とあるはいかなる神ともしられぬがごとし是にてオホクニヌシともよまるゝがごとくにてたれもまづはその神とおもひやるのみにて明證なきをこゝの文とてらして證とすべしすなはち倭大神は大國主神にましませばなりさて此證によりて前條の國魂などをいさゝかいふべし前にもいづこにかいひたりき二柱めをの神の國うみませりし時大八洲國次の六島古事記には皆亦名あり是いたづらに國島に神名をつけたるにはあらず是みなその神ありてこと〴〵く國

魂の神なり是うみまし時の神の御名にて是その國々をなし出たまへりしなり又神世七代の神これ又みな國魂の神なり此ことひとつ〳〵證をひきてその解をいはてはうきたることのやうなるべし又大八洲の靈といふことも證をよせ來らでは信じがたかるべしこれをうべ〳〵しくいひならべむこと紙五葉十葉にはつくしがたきなり神代のはじめをみながらとかずてはおもはしからぬをとゝはその大綱のみをいふなりさて大國主神は二柱のうみましゝ國々をつくりかためなしをはりませるいさをある故に大國主ともいひ又かの皇御孫命に現事をゆづり給ひて八十くま路にかくりて幽事を專つかさどり給ふ是大地官にて幽事につきたるあやしき神々を率給ふ是大物主と申せる根元なり物といふはつきものばけものなどのものといふことひとしくさま〴〵の名もしりがたき物をすべいふ一名なりものゝけ戸者をものまさとよめる類のものといふ事萬葉に鬼と云字をものとよめるにても大意をしるべしさて此ものとさすやうのものはもとあらはならぬものにて皆幽事につく故に現顯世の名なきもの多しものゝけばけものつきものなどそれとはしるきかたちの見ゆることもありながら本體はおほゝしくていかなる物のすることゝもふとはしられぬ故にものとのみいふなりこれらを統領するが大物主なり此ものといふべき物はみな根國により汚によりたる物多し高天原の神たちとても此界よりはさだかに見ざれば此ものといふとひとしくおもはるれどそれなどは皆別にてものゝ種類にあらず天にはよらず地によりたる物がものなり皆國みたまの神の領する所にて後にそれを大統領したる神すなはち大物主神なり是らにて大地官の意はしらるべくそれしれらば古語拾遺の文もうたがひなかるべしされど古語拾遺のその所の事はいまだ大地主神となりたまはざりし以前八千矛神芦原しこをの神などいふべきなるを後の名をさきへめぐらして書たるものと思ふべし國魂は實に國に魂あるにてそは國をなすべきもとの神にてそれをばまづいさなぎいざなみの神のうみませるなりことをうみませるはもと天御中主神大空中になり出ましていたく妙なるみたまを二かたにわかちてムスビの神二柱となしたまへるより出てウマシアシカビの神天常立國常立豐雲野となし出まして天地の二かたにわかれたるがそも〳〵そのはじめにてみな御身をかくしたまへりとあるが天神は天中にこもり地神は地中にこもりてみえたまはぬにてかのものとさすはじめは此地中にこもりませる神なり幽事といふもこもりて見えぬ所よりちはひませる御しわざをいふなりさてのち二柱づゝの神なり出まして神世七世の間にのち國になるべききざしのもとの一塊なるもの水にまじりたる氣のみちたる者出來たり是七世の神のちはひによりてなり是則くらげなすたゞよへるものにてこをろこをろにさぐりあて給へりし物も是なり國のなりかたまらざるさき故にこゝをかぎりとして神世七代といひしもよのつ

ねの神代のうちにて又一神代のはじめをいふ稱なり是國みたまの基元にて此のち是にならひて又國うみをなしたまへりそもそも天つ神はたゞよへる國をつくりかためなせとことの給へりしか國をうめとはのりたまはずさるを國うみのよからざりしことを天つ神に申給へりしにわれは國をうめとはいはざりしかどものたまはざりしは此國うみは下地のたゞよへる國をつくりかためなす中の一條にてはじめよりその中にこもれることなりうみ給ふまで國なきにあらずすでにたゞよへる國とのたまへりたとへ國といふ名なくともたゞよへる物あらばそれ則國なりさてうみましゝは國みたまの神にてその神のちはひにてたゞよへる物の中よりかためあらはれ出て人も神もすむべくなし出給へりしなり是ぬほこにてかきたまふしたゞり小島となれると同じことなり沼矛のことは次則にいふべし以上右ほんの大意目錄のみなりかうのみいひては物げなく笑ひたまふべきことなりましてまづしばしひめおきて此ことは他の人にみせもかたりもしたまふなかたはしをきゝて嘲る人必出來べければなり

○同答然先是云々　此段次郞稿に崇神天皇の短命とあるを論問せし答註に此所の貴論實にさることなり云々とある文もおのれ思ふことあれど未た成説に至らず彼これ見合せ考ふべきこと多かるによりてこゝにえものせず他日を期すべしとあるを明說の成詞の上いかで／＼教示希候其餘明辨あらんには今般にても聞かまほし

答　前々條の未にもいふごとくいぶかしくていまだ成説にいたらずいまゝ思ふことゞもは皆ひとわのみにてたしかを得ざればそれのみいひては中々の物ぞこなひなりみながらそは捨て用ひざるにいたることも有べしかれ今はいふことなし

○問　丁二十六年秋八月云々　此神寶のこと說あるべし聞かまほし此方にては傳來の說はなけれども按ふに十千根が神寶を校定したることにつきてやがて賞たまひけん令掌とあるはいかなるゆゑなりけむ此時我遠祖の必掌るべきことなるに京侍の人十千根が此任になりたるは檢校定の功なるべけれども都に居て掌るべきこと出來がたければこの出雲に下居たるかそも／＼前文の其國の神寶とは必否　大神の御ならければ分明に申す者なしとは何にかの崇神の御代のことにおそりて遠祖も分明に奏言せぬとは云ひがたければ此條論辨あるべきことなりいかで／＼明論きかまほしうなむ

答　こゝにかゝれること既に六郞稿崇神六十年の所にも答たりそこに出雲臣遠祖出雲振根神寶を主どるとあれば世々出雲臣にてつかさどりたることは論なしさて其弟　勅に隨ひしを振根かへり來ていたくいかりて後つひに弟をも殺したりしは一應の理はあれど強に過ていたくひがことなりいひこそあらはさね違勅の罪人なり弟は兄にまをさずすべつかさどる人にあらずして出せるはひがことにあたれゝども他人ならばこ

そあらめつかさどる人の兄弟なりここに勅なればさやうにすまじきにあらずつひに神がゝりあるまでまつりをおこたるにさへいたりしはいはむかたなきさわぎにてさることを引出せりしは神につかふる人ともおぼえざることなり前將にいふ所と合せ見べしさて先帝の御こゝろを繼ましてなほこれらのことどもをたび〳〵使をつかはしたまひたりしに以前のことにこりてか又は天皇の御覽にはる〴〵の所を又もやめされむなどうたがひあやぶみなどしてかをしみてはか〴〵しくも御こたへをだにせずわきがたきよしを出雲人の申せりしなるべしこは使人などに賄ひなどをおくりてことよきさまに過しけむも知がたし天皇はひたすら敬神のあまりかの前條にもあるがごとく先帝の御あとをつぎて神をいつきまさんの御心よりわきがたしと聞てくちをしきことにおぼしてなどわきがたきことかは有べき使人のをぢなきならむとおぼして此たびは十千根大連をつかはさえしなりけり此人が物部姓にて世々勇武をもてつかへまつる家なることは萬葉のうたなどにもありその物部氏ら多き中に此人をえらびて汝みづから出雲にまかりてことをつくして勅ありしもその人剛直英邁なりし故なるべし大連とあればならびなき中にもことをとりて一雄の長者にて朝廷にもおもきつかさなるべきに人こそ多からめその大連にみことのりしてしかもみづから行てとのり給へるにてその實景時勢前々の使の手ぬるかりしをあかずおぼし察しませる大御心をもおもひ奉るべきなり是その比すでに出雲社司國造やゝ權を弄して朝廷をもよくもかしこまざりけむとおもはるゝは前の振根がふるまひにてもしられ古事記に日本武尊出雲建をうち給へりしことなどおもひ合せてしらるさる故に勇武ある物部の氏人の中にも大連をつかはされしかばそれに恐れて辭することを得ずくはしく申開らめ見せもしたるなるべしされば十千根連はよく分明に檢校し得たるなりけり此故に今までは出雲臣のつかさどれりしことなれど以前わきわきしく申あらはさゞりし故に十千根につかさどらしめ給へるなりさることならずばいかでか上世古例にしたがふことをばなしたまふべき但それより十千根連は出雲に移住してつかさどれりしか又は後世鍵あづかりといふやうなるかたにて寶藏などにあらためをさめてくださしかためて鍵をもちかへりて用ふることあらむをりは必物部氏人みづから行てたち合てとり出すべくおきてたりし物かそれらのことまでは考がたしそもそも此論はその氏人の見ては祖先にかゝりたることのひがことをいひあらはすなれば心よからずらめど一天下のならびなき正史をとかむにはさやうのいさゝけごとをいとひゐては事行がたく又ときひがむべきにはいさゝかもあらねば思ふままをいふなりそが僞ににくみをうけむことはもとより辭せざる所なり但右みな別に確証あるにあらず前後の文その時勢などを考わたしてかくもやと想像していふことなれば又別説あ

らむ人にはかたらひもしたしそは此ことのみにはあらずなべてみなおのがあやしき力のかぎりにていふ事なればこそ說だに別にあらむにはわれもともに隨はんことこそねぐ所なれ翁おのれもよく考ふべし　問にいふ本になるとのかへしゝとは古事記にては倭武尊にて此紀と異なりいづれ實ならむいまだよくもえ得ず

○問　同二十七年秋八月云々　此條明辨あらんにはいかでいかで

答　此天皇くさ〴〵の神をまつりたまふにいたりきませることいとかしこしされば兵器をもて神をまつることの初例も此時にはじまりていとめでたしそも〳〵神は勇武をこのみ給ふことは天照大御神の男ざまに出たちていつのをたけびしたまへることといざなぎのみことのうつくしきなにもの尊にかへつる御憤には我御子のかくてつたなき神をさへきりたまへりしこと大國主神をやらほこの神あし原しこをの神など申しばかりのたけかりし事たけみかづちふつぬしの神はさらなりたけみながたの神は天つ國の御使にこそ及びたまはねちびきいはをたな末にさゝげましゝばかりの御力なりすさのをのみことのたりきに髪のゆはれたるをしらで趣給へりしにむろやの引たふされしなどの御勢いと〳〵かしこし神武天皇のわれはわすれじうちてしやまむの御口氣彦五瀬尊のやつこがいたやおひてやのうれたみやまとだけの尊の今はのきはまでもをゝしかりし御志つねは空をかけりてもなどの御口つき快勇といふべし皇國の風は異國にも聞おとしたること多く見えて萬國にまさりたるも又神ならふてぶりのとはにうせざるなりそのよし卜出たることまことに神の御慮のあらはれたるなりあなかしこ石上神宮などは實に帝都の守りなり

○問　同二十八年冬十月云々　此條次郎謂の答に此人垣のことは人もよくいぶかしがることなり云々と殉死のこと論答にて解得たりさるを西田直養が殉死考とて寫本なり小一冊ありて一わたり見たり此考の說いかに貴地になくば追て本書を送りて尋問せむ其內先生一覽調成たらむには今度明辨聞かまほし

答　いまだ殉死考は見たることは侍らず借用して一覽したし此地にもてる者いまだ聞及ばず

○問　同三十年春正月云々　此條明論きかまほし

答　たゞ此通りのことにて何も子細なしたゞ見やうの心得あり何事も漢文にてかつはこと〴〵しく聞えて改まりて中々にいかゞに聞ゆることある物なり此所などすなはちそれなりこゝを見て今の人かしこきあまつひつぎをかやうの皇子の一言によりてさだめ給ふはいかになどとうたがふ者あるべし前代の夢によりて御位をさだめ給ふなどをもさやうに思ふ人ありそは辨ずることと以前の如し難は一なれども辨はそこそこゝとひとしからず　天皇皇子たちをいつくしみ給ひて親の子を思

ふは上下古今ひごしきものなれば此子ごも後にいかやうにあらましなごおもほす御心のまに〳〵いましたちがほりするごころは何ぞごふご問ませるなり此問ませるまではいまだ此御答によりて御位をさだめまさんなごの大御慮は有べからずされご御位は大事なればのち〳〵いづれの子にゆづりなばよからむなご思ひわづらひたまへりしこごは間斷なくありぬべしさて二皇子の御こたへも兄みこはたゞ心にほりするまゝに弓矢をごのりまし第三には父帝の常におみたちにかしづかれてこよなくましますごこのふご御心にうかびてさる御位こそほりする所なれご是もうち思ひたまへるまゝにのりませるなり次ぎに三十七年御年廿一にて立太子ご見えたれば十七年にあれませるにて弟王子ごごし十四才なりさて父帝かねて御心のうちに御位は弟のみこにもやなごうち〳〵に思ひゐたまへるこごもありて此御ことばを聞よろこばしてやがてさやうにおもむけ給へりしは源氏物語桐壺卷なごにいへるやまごさうごいへるも是にて心のうらごいふものすなはち上世一種のうらへの如し是らのたぐひはいかにいうなる意漢文にてはみな氣韻うせて構相のかたちをのみのこせる上にきはゞしく欲得皇位なごかければ何ごかや兄王をさしおきて不遜なるやうにも反逆なるやうにも聞えていご害あり

○問　垂仁　三十二年秋七月云々　此條問論ごかきほし又野見宿禰の心しらびを漢ざまめきたりご人の論むにいか

が答てよからんしかいはんは中々漢意なり此宿禰の意こそ皇國の眞心なれそは前條倭彦命の段を心留て味ふべしそもそも近習のものゝ泣聲を聞しめして古よりの風にてあれごもかやうなるはよからずかゝるしひたる例の後世にいかならむごおぼしたりし叡慮まごこにかしこし古風ごいへごもごあるを思へば改めがたき古例も此たへぬ泣聲にはかへがたしごいふ意も實にありがたしかしこしなごゝ答んはいかに（此文辭次第前の前條倭彦命の答註の中の辭を只一省略つゝいへるなりけり）猶問論いかでゝゝ聞かまほし

答　此こたへぶりしかるべし漢ざまめきたるこごなくたゞ人情のやむごごをえざるに出たるにてよきはからひごいふべし殉死は男女の情死ごひごしきごきありおのづから此君にはなれまつりてはいきてよもごいふ情の人のみはごゞむごもごごあへざらむほごへて後にこそあれ垂仁の御薬陵の前に田道間守がおらび死せし類ぞまことにてあはれふかゝりけるされご神々は物をなし出るをよろこびませれ死ぬこごはなべて汚ごしていみさけませるこごなればしひて死なむはいづれの道にもよき事にはあらずまして心に甘なはざらむものを生ながらうづめてよびさけぶらむ聲をきゝてはいかでかかなしからざるべきさるしひごごをして殉ごいはむはうはべをかざるにてそれこそからをまねぶごはなくて漢ざまにおつあれ古きためしごあるもおのづからにしたがひまつりし人ありて

り
神代よりして皇國に一種の咒術（カシリワサ）といふことあり事代主神船のへをふみかたぶけて天の逆手を青ふし垣にうちなし給へりしことな春山の霞男の母藤かつらもて織てたちぬひし衣なべて花咲出たりしことたけつぬみの神のやた烏になりましゝこと又うけひごとことひごと皆精神のことさらに入たることは思ひの外なる驗あることにて又意外なることもあり
病をいやしまじなひやむるも又もとは同じかるべし大國主神やけ石にやけつかれて身うせましゝをきさ貝ひめうむぎひめのつくりいかし奉りしことといなばの白菟のこと狼の天皇の御夢に入しことまなしかたまのこと桃實のあしきものを追そけしことたけみかづちの神の手を立氷劔の刄にとりなしましゝこと波のほをふみてとこよの國にいたりましゝこと神かゝりのこと名替の禮代のこと豊玉ひめのをろちなりしこと大物主神の鄒色の小蛇にて見えたまひしこと松の尾の神丹ぬりの矢になりませりしこと小子部栖輕が雷をとりしこと出雲風土記の國引はもとより鰐にあたをかへしたりしこと役小角のこと殷が妻天より餉のふりたるを得たりしことの類いと多しさくや姫のうつむろにてやかえ給はざりしことなども同じ此餘鼠菟赤女口女鰐などの言とひせしことなどは神代の常なればいふにも及ばずうずめの命魚どもに御食につかへ奉らむやといひて海鼠のみこたへせざりしにより口をさきたるをみるに他の魚どもみなものいひしことしらるゝなり

○問　此條右の餘のと共明論あらんにはいかで〳〵

答　こゝにいふ綺（カニ）戸邊は古事記にて見るに次にいふ山背苅幡戸邊のおとにて姉妹なり此記にはさりげもなく記したるはいかなることにか御子いはつく別の名はかの矛もて龜をつき玉へるに白石となりたるより石突（イハツク）とおふせ玉へるなるべし女子もあるを脱せり又次の祖別を古點オヤワケとよめるはわろしオヂワケとよむべし古事記に落別とあればなり膽武別の武は歳のあやまりかこれも古事記にいとしわけとあり但これは別のつたへにていたけならむも知りがたし

○問　丁十三　三十五年秋九月云々　この條も

答　高石チヌともに今は和泉なり昔はわかれずして河内國中なり　くにぐにに池八百をもほらせ給へりしごとに農事をおもみしたまへりしこと前巻にもいへるがごとく上世の常ながらことに御心をつくし給へりしことしられていと〳〵たふとし

○問　丁同　三十九年十月云々　此中例の次郎篇の答に裸伴のこと詳答あるを其餘のこと明論のあらんには

答　菟砥川上宮のあとは河内日根郡日然田村にありといへりそれは和泉なれども此川上は河内にや又そのほとりまで古はちぬのうちなりしか未詳此川上の宮にてつくれる故に川上部と銘名をいふとおもはるゝに小書の一云には鐵名河上とあ

れはうちたるかぬちの名なり思ふにもとより此邊にすみしか
ぬちなんより河上と名にもおひ□□□したるかゝるなすべ
て川上部といひしをそれらがつくり出たるより劒名一千口を
なべて川上部ともよびしなるべし裸部はさきにいへるが如し
古事記に川上部を定とつるは此かぬちの徒なるべし

○問　十四丁　八十七年春二月云々　此御代はいとも長かりし
に前後に年を缺きたる所もあれど□□□□九年より
八十七年迄四十年餘も紀たる所はなきをあたらしきことな
りこの四十餘年の間にも傳ふべきことも多くあり□□□と推
考を後の紀の傳には諸書によりて補年のこともあるにかい
かでいかで明論れいの聞たまほし

答　此紀の年立はいかにしてさだめられけむあはぬことも
いと多くいぶかしきことは祖父などもかねていへりきされば
おのれいさゝか御世〳〵の年立をあらため考たることゞもあ
れども卷々にしるせる所はいづれの年にかくべきこともひとつ
ひとつには考へがたければ大凡を見べきのみなりされば此間
の遠きもかならずしももれたりとのみもいふべからずはじめ
年だてに考へあてられたりし時おのづからかゝる間も所々に
ど出來けむ必後にかぞへてうちあはすべき所こそあれいつに
ても妨なきことはもとのまゝにて守らむより外にはせんすべ
もなし

こゝの谿の腹にありしやさかにのまが玉といふは漢名酢答鐵
名へいさらばさらといへる物なるべし牛馬猪鹿などにもある
ものなり狐の玉といふも是なり人の痂癩塊の類にて病なりと
もいへど此ものをもて請雨の咒とすることありてしんしある
こともあれば病とのみもいひがたし白く光澤あるは常は稀な
り□□□ごと〳〵にてうす黒ともあるいろなるもあり外皮おほ
ひて毛おひたるもあり

一宿の餘の中に大神廟　次郞高の答に云々さて貴地の大社
の高きこと又古昔はなほ高かりしことなどかねてきく所な
れども□出雲國造の神社のつくりかた云々衣川廣滋いへ（本圖云々）
りしことあり云々その中に末社小きはかへりて恰好にして
は高し如圖なりとありてたてよこ云々と詳答ありしはうれ
しうなたまもの此圖などには圖のごとき社はなしと家臣
等いへり圖は貴國の末社の圖と見えたるを吾奉仕の末社と
は造營□異なり□も〳〵吾大神宮の高きことは古來な
どより早く語りつらんと思へば今さら論はず其餘金輪造營
のことは玉勝間に圖を出して疑たり貴說いかに此餘問まほ
しきことあれどもつぎ〳〵になむ

答　大社往古十八丈とかいふはいかやうにしてつくりたる
物か往古とても大木のみ澤山ありしにもあらじ佛寺の塔など
のごとく〳〵に組て建なば二十丈三十丈もあやしぶにたらず普通
の殿舍などの造宮ざまにては柱などを接たりしものかいかに
もいぶかし木を接ぎてたつることも木匠の常なれどもさばか

り高きには幾本をかつぎぬらむさては大風などにはいと〳〵あやふき物なるべしもしは口づたへのみにてまことにはさもあらざりしかたゞ八丈といふはさもあるべしすべて分量に過て棟の高きは必火災風災多く雷火などの妨多くて永くはたもち得ざることゝ古記にもあり今見る處も同じ古くは羅城門の高さを切下げしことなど見ゆ我城内の天守も近年雷火にて燒失せしを近く再建あり京の大佛殿も雷火によりて燒失せりその外も多し西洋の國々の家は三階より五階にいたりて長高しときくされど是は多く石をくみて一重ごとにぬりかためて陶器にてつくれるごとくにて火災はたゞ一重の一間の中にあるものやくるのみにて上階にも下階にもかゝはらず別條なきやうの造方にて堅くして大風にもたふれず只雷火を恐るゝ故に棟の上に銅鐵の長棒をたてゝその尖上より鐵のくさりをななめに側へ引家より他の妨なき地に池をほりその中央に杭をたてゝその杭にくさりをつなぐ雷火落かゝりても鎖に應じて池中へなびきて消滅して家に害なしとぞ是えれきてるより考出たる理なりといへり事窮する時は必智を發すその國風によれることなり

○問　十五丁　八十八年秋七月云々　此條詳に教示いかでいかで

答　天日槍のこと前にもいふごとく神代大國主神の御時のことなるべしそれをこゝにその曾孫淸彦といひ昔云々といひて日矛のことをいへるに此御世の三年三月に來歸とかけるはあはず三年よりことしまで八十六年なりむかしは昔日昔年などやうの意にていふまじきならねど此地へ來りてのち子をなせるにはやく曾孫にいたれるはかたへの世繼とあひがたし異國人は皇國人の胤よりやゝ命みじかしともいはんかされど前にいふごとく日矛は神代にまゐ來れゝばこは誤にてかの初の小書の末つぬかあらしとのつゞきに此日矛のことを一書に混じてつたへ誤れることもあるより日矛も此御世のごとくおもひてしるされたるなるべしさて古事記には淸日子はたぢまもりが孫にて日矛よりはいたく世數をへたりて此紀三年にもここにも神寶の名をかさねてしるせるもいかゞなりもしは三年の文は後人のさかしらにくはへたるかともおぼしとにかくに此日矛のつたへはいにしへよりはやくまぎらはしくその來れる世をしりがたかりけらしされば世數も順次も古事記とかたみに異にてたがへるもはやく脫漏多くてさだかならざりしにてかくいたく後のことのやうにもなれるなるべし
さて此神寶を見まほしくおぼしゝこと出雲の神寶と意同じ淸彦が刀子ををしみてかくせりし情も出雲の所にもかよふにしてかの所をもそのさまを察すべきなり刀子の靈ありしことは頗例前に引出たるにて考へわたすべし藏於神府とあること古語拾遺に官物神物わかちなくもとひとつに天皇の大御ものに有しことをもおもひ合すべしおもふに石上神宮などはよりつ

ねの他の宮社とはひとしからずしていはゞ朝廷の神府といふべき所なりしなるべくおもはるゝなりかれ物としてたふときものども刀劍の類はことさらにてこゝにをさめ給へることいと多きぞかし

○問　九十年春三月云々　此非時香菓のこと詳註きかまほし

答　名義は傳のごとしさてときはとことかよひていつもかはらぬ意は勿論じくは活語にて萬葉にときじけめやもなどあれば四段活にてしかんしきしくしけとはたらくべしさらばしかめやもとも有べきをかくもはたらくなりけり又そを體語にはときじきといふべき格なれどもしくといひて體語とす此格もまゝありにへもつの子などもにへもちとあるべき後の格なれどもつといひて體語とせりさて此もの橘柑柚の類なることも人みなしれゝど惣名か一種か今謂橘とあるも橘を惣名にていへるか一種か定めがたしそも〳〵柚類はいまもあらねど橘柑は暖國ならざれば生育せざればはろ〴〵に異國までもとめしめ給へりしはいとめづらかに聞およびましてのことなるべしさて是は橙ならむともおもふなり此ものいつまでも木におけばおちずしてあくる年の夏にいたれば又青きにかへるさまいかにもときじくといふべきさまにて皮香もいと深し他の橘柑はしからざればときじくといふにうとしさて今たちばなといふ一種は喰ふにも味すかれず花香はよしくふには今の蜜柑くねんぼなどまされりこれをたちばなならむといふ說もあり中昔にいへる物さやうにもおもはるもとよりむかしは今の如くはしく種類をわきてはいはずおしこめていへればさのみはいはずともありなめど此類のもの以前皇國にさらになしとも思はれぬやうなれど[illegible]しき類をもとめし給へるなるべし

○問　九十九年秋七月云々　此條も詳解

答　常世國は底依國の意にてすべて蠻國をいふ中にこゝはもろこしの國のことなり年歷のことにも及びたることは年立にとはしくせりこゝのみをわきてとり出てはいひがたく前後にわたれり大意は信友の讀史竊述にもし少しはいへり竿縵のことかげは枝をも又はみはまだその小木ながらのをただちにうゑつべき料とかつはその木のさまを天皇に見せ奉らむとてとり來りしなるべし萬里の山川波濤をしのぎてかく心をつくしてみもしらぬ國にいたりて物せむことたやすからぬわざなるをいそしみなしたるを思ふにひとへに詔命のまにまにとおもへりしさま上代の眞心げにも陵の前にておらび死たりしも思ひやられていともまめにいともかなしくあはれなりける人にもありけるかなさてほことは實をいふことさきにもいへりしかとおもへどつぶさにおぼえざればこゝにもいふ今俗に略してほとのみいふ類ありくねんぼ金柑ぼ又たちばなの實をたちぼとは紀の國のみにていへるが他にはあまり聞つ

かずけんぼなしは劒矛梨にや鉢かつきの物語なごに見ゆ干柿の一種にきをんぼこいふもありこれらを坊主の坊のごこく心得てぼうこ引ていふ人もありそは影法師かな法師なりんぼおんぼう紀州にてにこりをえつたぼしなごもいふ此類にひかれておもひあやまれりこ見ゆ木の實のは別にてここのほこごいへるを據こすべし

神仙秘區俗非所議は例の漢文の潤色にて足らの文よりごこよをもくさく〳〵異説を出せるなり外飾の實を妨ぐるここ此類多かるべし橘を得たる地は漢土のいづかたなりけむいづれにも南へよりたる地なるべし此比は三韓地だにも物うこく絶域こおもへる時なるにそをうちこえてもろこしにこいへばまここに天外のことゝも思ふべきことなり又韓地よりは文華ひらけてかの外飾專なる國なれば皇國の質實なるならひよりそれはあやしひ思ひ又かの國の人のくせこして他の使にほこりていつはりかざる言なごを聞て田道間守は實に神の秘區こ信じたらむもしりがたしまめ人はわがまめなる心ならひにみな人はまめなる物こおもひて欺かるゝここなるは今もしか多きここなり

元來此人をことさらにえらび出てこゝにつかはされしは祖先双國のちなみあるによりてなり　皇國のならはしにて皆かやうのことゞもゝ舊例を追ひしるべあるをたづねてすることにて遠祖天日槍新羅の人なるによりその因によりましして勅ありしなりつくしの辛迹手は自天降來日矛の苗裔なごいひしこごその餘系統家職をおもくみすることゝ皇國の御てぶりなるは人みなしれるをその例にてかやうのことも心をつくれば皆よしあるこごにて同例なるをしるべし此風俗は諸國今ごても殘れるここ多きごかし職を世々にする國風たふごぶべし此ここの例はいご多かるをそれはその所々にいふべし今その一端をいふなりこの基元は神代よりのことゝ見ゆかしこけれご寶祚の天壤無窮なるなご根本遠大の第一なり職ををやがて姓とするも世々にその職をつぐ故なり

〔尋問書八郎篇　七郎篇再問〕

△景行御卷

○問　北復將討打發云々　石の柏の如く上りたるはいかなる譯なりけむこは天皇の祈て擲玉ひたるゆゑ三柱の神の御所爲ならむか其石は後地に下りしかいかに又此三柱の神を祭り玉ひたるは必ず今般の大御軍に預り玉へる譯ありしか

答　七郎篇にいふごこく此類うけひなご多し探湯なごもあつきが常なるにうけひて神の御たまをこひのみまつりて心をこらしいつはることなければ熱からず石の重くかたきも柏葉のごこくひるがへりて重からず同じ理なり是その物の當然のみたまをしばしたふこき神のみたまによりてさへぎりこごめ給ふ故なりはつかなる柳の實をかしこみてさばかりの大御神

だにかしこみ逃ませりしゝこ女さへ逃たるごときもありなべて俗にいふ手敵こいふ物あり蛇こ蚰蜒こ蟇このごときかたみに恐れかたみに恐れしむ得たる所得ぬ所あることもろ〳〵みなしかり金鐵はかたき物なり是をもて物をきりもくだきもすれども火にあふ時はとろけ流れて體をやぶるその火又水にあふ時はきえて跡なし水火にあふ時は湯となり湯氣となりて散じ滅すかたみに害するに似たり又鉄錢を菅の葉にてまきて噛む時はわれくだくるものなり金剛石は鐵鎚にてうてども碎けず羚羊角にてうつ時は粉韲となる馬子が歎かれし佛舎利は是なり是物によりてだにその本分の徳を失ふことありまして神のみたまのそひてちはひ給はんにはいかでか何ごともならざらむされどその神々にて又得たまふ所得たまはぬ所あり何にても必こ一神にのみいふにはあらず

○問　同十二月云々　八丁兒日市——云々　此條中厚鹿文迮鹿文の兩人のことは次郎篇の答注にて詳に解得たるを其餘のことを

答　市ふかやの所行　天皇にまめなるに似たれどもそはおのれをめでいつくしみ給ふによりて起れるにてもこより天皇をかしこみまつりて始よりその心あるにはあらずわが愛には人を忘れて兵を引てころさしめたるはよき心にはあらずゆるしてめし給ふこも後又他の人ありて天皇にまさりて此女をめでいつくしみなばいかなるさがわざせんもはかりがたければそこをもかしこみ父にしたがはぬを罪としてころし給ふことうべなり弟はあづからざればゆるして國造にたまへりしは姉のいさをゝもおもほしその血脈をものせんとにやおほしけむ

○問　同八丁以弟市鹿文　この女を火國造に賜ひたるは妻に賜はりたるにはあらで領け賜ひたるにかいかに

答　前にいふごとくなればここに妻にとも娶ともなければ決しがたけれども妻になりとも異人にあはせなりともしてそのすぢをのこすべくめぐみたまへるなるべしかやうのことは文面のまゝに心得るより外なし他書などにもし異傳を見あたりなば格別その外はたれとてもしられぬことはせんすべなし

○問　同十三年夏五月云々　高屋宮に六年ましゝは譯あることにか文面にては譯もなく六年ましゝこ見えたり明考いかに

答　十二年よりは十七年まで六年なり但十二年十三年の兩年に悉平畢りまして十四年よりはそのほとりの國々を歷覽もなしまし所々の國造のをさあがたをもしろしめしよむ間に御はかし姫をもめでたまひ御子うましてたゞちに日向國造かとおぼしさだめましけむことゝ此年内に有べし別の仔細は文面に見えざればしりがたきことゝたれとても同じ十八年の所に巡狩こもあり

○問　同十七年春三月云々　これも明釋を

答　日向の名義よりのぼりまして都し給ひ給ふことまではさも有なむ御うたも有べきことなりされど此三首は古事記にては倭建尊の御うたとしていせにて御病中の詠なり命のまそけむ人は（古事記にはたけむとあり）の御うたは倭武尊にてこそ似つかはしくさもこそあはれもふかけれこゝにありては少し似つかはしからず聞ゆさてみればはしきよしわきへのかたゆもいづれにてもよけれどなほ倭武尊にてはあはれ深し倭は國のまほろばの御うたはいづれにてもよし猶此三首は倭武尊にてこゝの御うたは別に有しがまぎれたるならんとおぼし猶考ふべし

○問　十八年春三月云々諸縣君泉媛云々
將向京とあるはいかゞなり將歸京とか將還京又は將還御京とかあらまほしき心ちす向の字は心得がたきなり　又諸縣君泉媛とは女と見えたるを彼速津媛のごとく猛き女なれば長となりてありしなりむか

答　將還京といふべき事うべなり但こはたゞちに京にかへらむとしたまふにはあらでかへりたまはむかねにその京をさしてかつ殘れる國々を巡狩ましまさむの御心しらひにかくもや書たりけむ泉媛は勿論女なりたけかりしか又は家族にて古老などにて此人の心によりて御餐まつらむとして一族をつどへたるにやあらむ大倭姫世記などにいでませるさき〳〵に采女神比賣あるひは何など女も多しこは倭姫も御靈代も天照大御神なればともいはめどこゝ[illegible]く女にもあらず男も出迎ひまつればたゞ何となくその世にては女にてもことをとる人多かりしなるべし

○問　丁酉到八女縣云々　此條の中八女津媛の譯はと注にて解得たるを此條のことをなむ

答　山のうるはしきによりてこゝに神ありやとゝひ給へるなり神のませる處はおのづからに所もうるはしかりけむさるは神々鎭守のよししられたるを見わたすに多くその神のすまむと思ひたまへる所々にてしるしありてそこにまつるはみな山くすしく川さやけく所きよくなるによりませりとおぼしければなり

○問　八月到的邑云々　此條明論きかまほし

答　水玉うきなこもあれば盃をうくはこともいひしなりいくはと轉じて的をもいくはといふ故に此字をもかりたるなり的をいくはといふは射合すべき所なるよりいふなりはゝ庭などのはと同じく處の意にていくははのつゝまりたるならむ

○問　二十年春二月云々　天照大御神を令祭主ひたるは譯ありてのことにか

答　是大倭姫にかへてなるべくすなはち後の齋宮のさまなりさるを世紀にあやしげにいひて雄略天皇の比までも倭姫の長壽ましませるごとくに書たるは後人のしわざなるべく但篤胤はいかなるよしにか此長壽の說をまこととして信用せりと見ゆるはいかなる據なりけむその說をきかざればしらず

○問　景行二十五年秋七月云々　此條文外に意はなきか

成務卷の帝と同日産にてましけることし武内宿禰三歳なりといふべし中にたがへり

答　此紀三年の所に武雄心命紀國に來りしことをしるして九年とゞまることあれば十一年までなり武内宿禰その何年にか生れけむ始三年より影媛はみこもりて同年の出生なるべくさるはことし二十二歳なり末年に生れたるは十五歳なるべし日本武尊十六歳にしてくまそを亡しまたはたゞ征伐のみなり東の諸國の地理消息をうかゞはしむるには若年にて年立疑なきにあらず

○問　景行二十七年春二月云々　撃可取也　この條こゝにて撃可取と計ありて平げ玉ひたることのなきは熊襲の方急なるゆゑにかれを亡平して後にこの大御意なりけむさて後に平げ玉ひたることも見ゆるはいかに四十年の所に東夷を日本武尊の討し玉ひたるは年間多く隔たりたればこれは後に又反きたるときのことなり明論いかに

答　紀の年立はすべてよりがたきこと多し武内の若年なるを前のごとく考ふるに此擧は今少し後のことにて四十年の所の事と同じかるべし四十年の條のことも猶その年立如何あらむ後にいふべしさてこゝは元來きと謀反などいふにはあらずたゞ邊僻にて貢をもしかく\/奉らず何となく僻居しゐたるさまを巡見しかへりて後奏したるにて今さしあたりたるにはあらねばすみやかに征伐ともあらざりしにも有べし往古は東陬は遠くてともすればみだりなりしこと後にも見えたれどこ遣意といふことかはりはあらでたゞかたくなにて天皇のたふとくませるよしをしらざりしなり

○問　景行二十七年秋八月熊襲亦反之云々十二月到於━━云々　於是日本武尊抽裀中之劔云々　然從海路還倭云々　此條[illegible]とほし

答　こゝの亦とあるは前の天皇のいでましの時に[illegible]しが又そむきたるにて東夷と異なり　日本武尊始に及壯容貌魁偉身長一丈とあるは後世[illegible]これは童形御征伐の此[illegible]のことゝい此[illegible]を結ふ時はいまだ[illegible]は有べからず童女の容姿をめでゝとあれば御顔いと\/うるはしかりけるなり御身のたけもよのつねなるべし一丈としるせるはその世にもめづらかに高かりし所なり此時さやうならば必あやしひて油斷すまじければなり

取石鹿文取石はトロシとよむべきか和泉にも取石トロシとよめる地名なるべし鹿文は前の厚カヤ迮カヤ市乾カヤ市カヤなどあればその國にてのたゝへ名なりしなるべし川上タケルといへば川のかみにやすみけむたけるはすべてたけき者をいふ稱にて銅のタケル出雲タケルなど類多しタケリともいふべき體語のさまなるをタケルといふは武藏[illegible]の名などにておもふにタケルといふことのつゞまりたるにやあらむ梟帥の字はたゞ義にあてゝあてたるいみ[illegible]て名を奉ることにつきて或人の

說につくしにてはわれこそたけき者と思ひて天下に敵なしと思ひしに大やまとの國にさるをとこありとましたる君にかはかりたけき人ましませりとはしらざりきかれやまとたけると御名を奉らむといひし意にてわがたけるにまさりてやまとにたける君ありといふ意なればやまとたけるの尊と申すべしといへり此說一わたりさもとおぼゆれど此紀にも日本武尊としるし古事記にも倭建命としるしたれば武建などをたけるとはよむまじくおもはるされど古事記には建をたけるともよめれど此紀の武はさはよまじ世にも又たけとのみよみならひ來れば猶たけるはいかゞあらむたけとのみにて猛き意は聞ゆればたけるとはいはでもありなむかし

○問 同 渡二穴海一――亦――この惡神の二柱はいかなる神なりけむ龍などにか河伯熊猫狐其餘いかなる惡神なりけむ

答 海路よりなれば鰐鮫の類の巨魚黿鼉の類にやありけむ又九洲邊には今も河童多くて人にもなり婦女を犯しなどすること有よしなればさる類にもやありけむこれを河太郎といふは當太郎鈍太郎などの類のいひざまか又東國にてカッパといふは河ワラハのつゞまりと聞ゆればカハワロを轉じてカハタロともいふか

○問 同 二十八年春二月云々 此條問論あらむには

答 前のことをのべたるのみ別にいふべきことなし

○問 同 四十年夏六月云々 逍隱草中云々 此條の中逍隱草中の譯を問へりしに答注にて解得たり 此條の所問論あらむにはきかまほし

答 やまとたけの尊大碓皇子をさしてのりたまへるは前の神骨の二女を天皇のめさせ給へるに大碓皇子のみづから通し給へるをいかりてかねてをちなきをしりてわざとかくいひおとし給へりしなるべし但前にいふごとく大碓皇子の事此近き年に有べし前に出せるはいたく年立たがへり古事記に天皇ねぎ教へよとのり玉へるに倭武命大碓ハこの手足をもぎて投すて玉へることも神骨玉ヘ女を私し玉へることをいかりてなるべし紀記かたみにもれもしつたへたがひたれどこゝの條それにあたるべし

○問 右文中の封美濃とは流されたまひたるにか封とあるは撰者の心しらひなるべし問論いかにて記にて考へば流されたまひたる心ちするはひが思ひにかいかに

答 さることなり此時いまだ流罪などいふばかりのさだまりたることはなかりしなるべしたゞ都をさりて美濃に領をたまひて世をゝへしめ給へるかおのづから後の流のごとくにぞありけむさるははじめの婦女のことはあれどそれは不興にればほしゝのみにて過しましこたびのをちなきを罪としてやらひませりしなるべし

○問 同 於是日本武尊雄誥之曰云々 持斧鉞以授日本武

尊ミ云つて例の漢ことなるを此時弓矢劒などをや援け玉ひ
けむいかに　又此餘の辨論どもおほし

答　古事記に比々良木の八尋桙をたまふとあるをよきこの餘は文のまゝにて大意をとるべし漢文にてこと〴〵しげに聞ゆれど意をとれば害なし但古事記とはいたく優雅の御心たがへりかつ年立もたがふことありさるは古事記にはつくしよりかへりましてほどなきさまなり此紀にて八十三年ばかりの後にてあはず

○問　日本亦由有邪神及有姦鬼　姦鬼も邪神ならんを由帯の對にせんとてことさらに鬼とは書しならむ　又鬼といふもじゝことは故實の說の外に貴說あらんには聞かまほし

答　勿論漢文の對にてかくかけるのみなり此頃いつかたも同じ姦鬼のあしきのみならず鬼に對する時は神の字の意も漢さまになりて邪神にもあれ皇國の神の意に遠くうとくなるなり心をつくべきことなり鬼は漢文にて妖怪をもいひ人の死したる靈をもいふこれをおにとよめどもおにはたゞ妖怪にあたりて人の死したる靈にはおにはあたらずかへりて佛說にて人の死したるをせむる獄卒には俗にいへり物の轉することさまざまなり又今繪にかける鬼といふものは此佛說のかたより出たるが一種のかたちなりある人いふ是は畫者の滑稽に始りて丑寅のかたを鬼門とすれば丑の角をかりて生やし虎の皮の褌をかきたるならむといへり附會ながら偶中一笑にあつべし古く物語などにいへるおには皆妖怪ばけものといふことにて狐狸のわざなどをもいふなり化バケといふ訓初音にこれは古くはなき語なりいつ比よりの俗言ならむ按ずるに江戸などの方言に人をあざむくことをはぐらかすといへり尾張邊にて童など父母又朋友などに途中などにてふとはなれ道路にまよふものをはぐれ子或はつれにはぐれたりなどいふ此はぐれはけともかよひてもとはぐれ物にてまよはし物あざむき物といふことなるべきを下の濁の上にうつり轉じたるならむと思ふはいかゞあらむ

○問　日本其東夷之中蝦夷云々　蝦夷とは漢文の父子とある如く人倫のさまならぬゑみしの名にか戎籍にあまた見えたることは亦異なるべし（戎書は例の潤色してあれども）

答　東夷の夷の字漢籍の意に泥むべからずたゞ都より遠くへだちたるひなる東國をいふにてさがみむさしなどより東をひろくさすなりその中にありえみしの種類その中にも云々といふ意なり夷はひなとよみて都鄙とむかふに同じひなはへなりたる意にて都雅に遠き記の名なりあかえみしは今の蝦夷の種類にてむかしは奥羽越後ひたち邊までも入こみて雜居せしこと此のちも見ゆ荒夷和夷などもいへりこゝの文今の奥えぞの風に似たりむかしのまゝに風化せず風俗かはらぬなるべし今は松前までも此風俗はなしとてこの文にて見るに武內宿禰えみしの國までも此比すでにわたりて見たるか又は噂に聞て

いへるかいづれにも此蝦夷の地ははやくより皇國により隨ふべきよしある地なりけり

○問　傳衣毛飮血昆弟相疑云々　此條明論いかに

答　前にいふごとく奥えその地今もかくのごとし獸毛皮を衣として魚鳥獸の肉をそのまゝにもくひ血をもすゝるよしなり昆弟相疑もかたくなゝるよりさやうのこと多かるべし但今きく所は甚正直律儀なることもあり甚偏固なることもあり情のあつき所あり又うすき所ありて事によりてたがふ昔年松前人來訪せしにくさ〴〵の話を聞たりきかむい殿とて松前侯をたふとむことは神のごとしかむいは字といふことかとおぼゆ神にはあらじ

○問　傳今朕察汝爲人也云々　この詔詞は尊を稱美玉ひてのことなれども記にある如く尊の甚く猛武なるを天皇のかしこみましての大御意もありて大御所を除玉へりしにもやあらむいかに

答　さやうにもおもはるれども又まことにいつくしみての大御意かともおもはるゝことありいづれにも此尊の事古事記と此紀とうちあはぬこと前にもいへるがごとく古事記にはほともなくかやうに東國へ又しもつかはさるゝは死ねとのことかとの御述懐あり此紀にては間に年十年餘たちてほどもあり又みづから憤發して東國へゆかんとし給ふさまにていたく異なりたれしも古事記のさまをまづうべなはんとはすれど又古事記にてみればつくしへませる御年いくつとしりがたけれど少女に出たちませるとおぐなにませるとをみれば此紀のごとく十六歳比ならむとて引つゞきて東國のことみれば十八九歳より廿歳以上には出給はずさてみれば後御子いくたりもましましゝにはいつの間にかといふかしくおもはるゝなりさてみれば又此紀のごときもすてがたし折中して兩記を併考ふるに古事記のほどもなくとのりたまへるはいたつかはしきにたへずしてかくのりませれども實は東西征の間の年月はやゝほどありて此紀のごとくなるべしさらでは身長一丈なども左やうに急にのびもしたまはざりければなり猶末にいふべきことあり考へ合すべし

○問　傳顧深謀遠慮云々　攘姦鬼　これは勿論なり此例の漢言もて對句を調たるはいかゝなり　又巧言調暴神とはいぶかしきことなり注教をなむ

答　何言云々は古今序細注のかつらきの王のやうにこの意にやあらむされど神の字にうちあひわろし

○問　傳提三尺劒　劍は三尺にも限らざらむをこれも西戎に三尺劍といふことあるにか

答　さることなり

○問　表重再拜　この再拜のこと前文にもあるを例の漢文も、書しならむを皇國の再拜のさま聞まほし殿上を下りて舞蹈の形も漢のをうつされたるにか

答　此わたりのすへてからさまなり　皇國の拜は敬のあまりにおのづから一たびにては心にあきたらず又手うつことあるによりまつかしこに拜して手うちて又拜せらるゝはおのづからの敬の勢なり再拜のみならず三拜もすべし又ふたゝび手うつ時は四拜ともなる是いはゆる兩段再拜となる根元なり是よりかさねて數拜あるは後世のことなるべけれどもともとてもたまものなど數ある時はおのづから手うつことも拜も數段となる是より出たるべし舞踏をすべき時をさだめてするはからさまに近けれどもおのづから　皇國にもなきにはあらじさるはいかにもし又はがゆくいまノ＼しき時じだんだをふむといひさらすることあり是もあがゝにねたみ給ふも似たり是ずりしてなくも同じければ又此裏にてよろこびにたへずしてたちてまふこともなどかなからむ昔秋津といふ儒臣老後に出身してよろこびにたへず禁門を忘れて大聲に今宵[illegible]歡無極[illegible]門前舞踏人とうたひ舞て宿衛に叱せられし人などもありき此類の話近世にもあり歡にたへずして敬を忘るゝも又敬中の一端心なり

〇問　十六 冬十月壬子朔癸丑云々　是歳云々　信其言云云　此條明論ありや

答　大抵傳のごとくにて聞えたり但日本武尊うれたみませることなれば前條より意異也野火にて燒まつることと古事記には相摸のことゝす此紀には駿河なり今此國府中の西にヤイヅといふ地ありことの燒津なるべし神社もありて日本武尊をまつれば此紀のかた正しきがごとし傳にあるごとくもとは駿河までをかけてさがむの國内なりしなるべし益頭郡もマシツと和名抄にあれどももとは益津（ヤキツ）なるべし

氣那[illegible]是知[illegible]文も字も漢文なれどもまことの意とは　皇國古言にてうるはしくおもしろし日本紀はつとめて漢さまにとはせられたれどもしかすかに上代にて皇國の物いひを清くはなれがたくとりはつしては中々にかやうのことありてめでたしうるはしく[illegible]中によきことの殘れるをここに見出ておしひろめんとすへきなり此紀の漢文さまなることは今世には多くたれもノ＼しりたればそこはたゞ大意のみをとりて文は目を長くして見過してもありつべしさてことにいたりて王とのみ記して注ありて以下此例にて記せるは意ありけなり猶考ふべし

〇問　[illegible]東夷相摸云々　日高見國也　これも問答を

答　此道路傳にて聞ゆ但前二十七年の條に東夷之中有日高見國其國人男女云々とて風俗をいへるはすべて蝦夷の國俗をいふなりさるを常陸古風土記などに日高見國といふ文あるより常陸のことゝするは誤なり日高見國といふ名はたゞ一所をさせる名にはあらず四面山にて中にすみて日を高くのみ見る國をいつこにてもいふ稱なれば常陸にもいひ蝦夷にもいふとの外にもいへる所あり此文に蝦夷既平自日高見國還之西南歷

常陸至甲斐國とあるにてもひたかみの國は常陸にあらざることをしるべきなり

○問　廿七丁 又日本武尊云々　蝦夷賊首島津神國津神等云云　蝦夷のひとこのかみを島津神國津神と云ふはいかなる譯なりけむ神代の神號めきていかゞなり　かの十五丁 衣毛飲血登山如飛禽行草如走獸とあるもの〻名とは見えざるなり明論いかに

答　何さま是は似合しからず聞ゆされどこゝにかくしるされたるをみれば此比かくもいひけむ後の品詞に高麗神子などさしてのりたまへることもありすべて上世の人名つたへおほろにてその時のさまをもて名のごとくにしるせるあり非光にへもつの子などのごとし又そのありさまもていへるはたける土くもなどのごとし後の名をさきへめぐらしていふはことに多しその餘たゞその時のさますべてのたゝへ名などにていふもありこゝもさにてその人の名はつたはらずたゞ島の事仕の者を島つ神國つ神など以前の稱のまゝにしるされたる成べし昔は自らも神といふとあるは國つ神云々とこたへたる語そここゝに見えたるにてしるべしさてそのえみしが日本武尊の御いづをかしこみて神かといへるはさも有べきことながらたふとくうるはしかりしさまもおもひやらる三韓征伐の時も皇后の御船よそひをおぢかしこみて神言といひしも同じさまなり異國人の皇國を見ることいにしへ皆しかなりけむされば日矛アラシトを始めて歸化せし者も多かりしなり

○問　卅丁 於是蝦夷等云々　褰裳披浪自扶王船而着岸とあるは明論あるかきものをかゝげ浪をわけてとは岸よりは沖ならんを世のつねの人にては「きものをかゝげては岸よりあなたの浪をわけんこともしがたし（きものをぬぎすてたらんにはものし安きはふもさらたり）これは飛禽走獸の如きものどもなれば浪の上をも安く歩しならんかこはくだ〳〵しけれども筆のついでに申也

答　これらは文を大凡に見るべきなり遠く海中に出たるものは赤裸になりても來りつべくおくれて岸近きにむかへ來るものはすそをかゝげても出つべしもとより島人常服にてもすそ長く着ては居べからず細にいはゞはじめは軍たちなればよろし相應の甲冑類をも着てありつべし裳をかゝぐとのみにてはもとより文たらず甲をぬき甲をとりなどもいふべしされど褰裳にてすべて衣帶をも脫したるをかねて大らかにしるせるのみなり甲冑をときてこそ服仕とも一目にしられめ裸にてもすそをかゝげてもいまだ服仕のよしをいはずして御船へ多勢よせ來らんには猶射手をそろへて射すくめもすべき勢なり裳は甲冑はじめ衣までのかへ詞と見て裳を褰よる意に見てすべての語勢によりて解すべししひことのやうなれども一段なべての意によりてみればかくのごとく見て妨なし

○問　卅四丁 自日高見國云々　問侍者曰云々　卅八丁 則居是宮云々

此條明論きかまほし傳にも注あれど

答　傳の注のごとくにて間然すべきことなし道路の順次なども傳のごとく此紀はわろくてうたがひあり

〔問　於是日本武尊曰云々　〔日本書紀〕　これも

答　アツマハヤの御歎古事記にはあしから山此紀には碓日なり傳にもいづれよからむとさだめかねたりあしからの方まされるに似たりされど世にはうすひを專といへるは此紀によれるてなるべし上野の吾妻郡の名によれば碓氷も捨がたし世俗の東八ヶ國などいふ稱は延暦元年十一月官符に坂東十國とあれば此かそへぶりもいづれ／＼と心によりてさだめがたし

〔問　於是分道云々　入信濃云々　この條も

答　吉備武彦を越國人わかちやり給ふ元來此人を尊にそへませるは尊の母君古事記に若建吉備津日子之女針間之伊那毘太郎女とあるよしによりてなり吉備津彦の名くさ／＼まぎらはしくはしきこと傳にもしるせるが如し高尚は松の落葉にもしるせることあり播磨もむかしは吉備の國内なりと見ゆ但馬石見隱岐の國を成内のかぎりとせられたることもあれば東のかたは吉備にはあらざりけむか細なることは知がたし

〔問　既逮于峯云々　得出美濃　山神の何の氣を令ゝ苦たるならむ　又山神の白鹿になりて殺れたるを死體は猶白鹿なりしか又は山神の正體とあらはれ形にかへりたるを顯したるにか　この山神は善神にはあらじ賊いかに　猶此條の所問論をなむ

答　何等といふことは傳無ければ知がたしおもふにすべて人はなれたる所は其の所々の神ことを領してわが物とおもへるに人犯す時はたゝりなどすることまゝありこゝは山なから道路にてある意とは又たがへれども又今とたがひて今の世すら山嶮なるを往かしは人跡たえて靈所なりけむこゝの文にてもしらるむかしは所々にあらふる神ありあらふるにてそれはことを神とはいはじ靈きやうなれどもこと／＼にあしき神のみにもあらじ前にいふ意にてわが領する所を人の犯すをいかるよりなるべく人はそのことをしらずして犯す神は人の氣をきたなしといみさけ人は神の氣をしらずしてあたる是又幽顯ふたつにわかれてのち遠くへだゝりながら同域内にあれば幽事より顯事は見ゆれども顯事より幽事は見聞がたしさるによりて神のいかりにふるゝこともまゝありいはゞ神の無理なることごとくなれども神にはまたその理あることなるべしその理はしりがたけれども人の氣汚れだにせずば神のあらびもあらじ人はとにかくに汚をさくること精一ならずさる故にしらずして汚るゝ所をはらふために上代より大祓あり時として仲哀天皇の崩の後臨時に大祓ありしことなどを思ふべし今日本武尊軍征の歸途にておのづから汚多かるべく神のいかりことゝに有べし

〔問　先是云々　不中毒氣也　この文にて見れば前文の山神は善神とは見えじ此外明論きかまほしうなむ

答　つくしに昔神あり十人ゆく時は五人死し五人ゆく時は三人はあたるによりて人の命盡しの神といふなどの諺あり是はしかともなき傳ながら此類のこと他にもありはるか後にすら貫之ありと同じ明神の前にて落馬などのことあり宇治拾遺のいけにえをとる神の類むかしはまゝあり皆神の氣みちて人の氣いたくさる所にありしなるべしかの幽顯のわかれより此二の氣ことになりてかたみに交らず人は神の氣にあたれば必なやむ神のもとめて罪罰をあてんとにはあらぬにもふるれば此憂ありそこよりしておのづからわろき神にも見え又まことにわろき神も有べし心をひそめて考ざれば明かたくおしこめて一口にいふべきにはあらずあしき神もまつりなごむればちはひませることと御靈などいひてまつるにてもしるべしさて又韮の類は神氣をはらふことある是又ひとつの考物なり

〇問　景行　日本武尊云々　徒行之云々　時蛇云々　徒(カチヨリ)行(イマス)とはいかに一人ものし玉ひたるにか是迄の御平行に馬乗などのこと見えざれどもこゝに徒とあるは御歩行とも思はれずいかに　さるは歩行ならんには始の條にあるべきにこゝに徒とあるはいかに　又この山神も善悪いづれの神ならむ　さて雲水霧のわざをなしていへるを苦めたるは尊の跨り玉ひたるをいかりたるゆゑか　又は主神を殺むと云々の玉ひたるなどにもよりてにか此外明論いかに

答　此徒行とあるは古事記に兹山神者徒手(テニ)直取とあると合せてしるべきなり草薙劔を宮簀媛のもとにおきまして身輕に出たちませる意にて御供人などもいさゝかなりけむそは又みやすひめのもとにかへりまさむの御心なればなり歩行ならむには始めの條に云々はいはれぬとなり古傳はむねと要のことのみをつたふる故に後世の文と同じからず東夷征伐といふに紀に見えたる所は尊ときびつ彦二人給はれるは文面の斧鉞のみなり實はまさにかくのみならむや後の軍記ならば何千騎何萬騎小荷駄奉行には某旗頭には某などしるすべけれどもと口つたへにて簡を專として東をうち給ふといへば兵士兵器馬乗糧食などはいはずとも勿論のことなりしなり

こゝの山神も前にいふに同じ此外かしはのわたりの神穴戸の外いづれも〳〵同意にてその中には實にあしき神も又人體ならぬも有べしいづれにもあやしき威力ありて人に異なる所あるを神といへりもとつく意はたがへれど漢土にても高明滿神悪などゝいふごとく人にして又すぐれたるをねたむ神も有べしそは人ながらに人にすぐれて神氣にせまり神氣を犯して人氣盛なるを神のねたくおぼすなり褻れ汚すはもとよりのことなりすぐれてたふとき神はましまさねども中等以下の神にはその意あることなりさて古事記には猪とあるをこゝには蛇なりいづれも正身をしらで使ならむとの御言擧によりて神もさてはまどはし得たりとほこりてます〳〵あらびたりけむ尊も又神劔をたづさへ給はず空手にてもとほこり給へるも御油断

の基にてつひにまさはされ給へるはいとゝかなしくくちをしかりしことなれ東夷征伐の一大事すでに終りてやゝ御心ゆるび給へりしか御身のあだとなりたり忘ことはおぼしめすまじけれど意中に忘のはしをかもしそれにくはふるにほこり給ふ御あやまちありすきのなの尊のかちさびといふ所も思ひ合すべし

○問　紀猶失意云々　日本武尊云々　昔日本武尊云々故歌曰云々　此條論辯きかまほし

答　さばかりたけくかしこくましまし皇子の心をまことはし給へりしはいとゝゝをしきことなり　居醒泉今の坂田郡の醒が井にはあらぬこと傳の説のごとし但此水いとゝゝよき清泉にてはあり養老瀧の下に今菊水とて清泉ありもしは是らかさだめがたし以下歌ともに傳の説の如し

○問　紀建于能褒野而云々　獻於神宮因云々　然天命云云時年三十所俘の蝦夷等を大神宮に奉り玉ひたるはいかなる譯なりけむ　さて其蝦夷ども神宮にて禰宜などの何用に仕しにか後いかゝなりけむきかまほし

隙駟とは漢ごとにていかゞなり　此條貫教をこそ又同廿二丁にて見ればこの蝦夷の後のと知られたりされど神宮に奉たるは始にも云ひしごといかなる譯なりけむきかまほし

答　はじめ大御神に參り給へることあり古事記にもあり勝利を祈給はむこと勿論にてその納り有し御劍をさへ得て征給へりしかばその報賽に俘因を奉り給へることもろゝゝの初穂を奉ること意同じ後には蝦夷人の歸化せるをも大神宮に奉りて驅使にあつることも往々見ゆ今神宮の役官に取りしられしは秦を稱する例なること諸蕃を皇胤に混ぜむことをかしこみてのことにて且卑官に諸蕃をかけしより出たる制なり

○問　紀大臣之云々　挨子小碓王云々　經綸鴻業耶小雄王とある王の字いかゞなり尊とあるべきなり　經綸鴻業とあるを思へば景行天皇の後には必す皇位をしろしめさるべき定めありしかどもゝゝ成務帝の後に仲哀帝の皇位にたゝ玉ひたるは倭建命の御大功ありしうへことゝの高命にもよりてなるべし此御間教の高論きかまほし

答　小碓尊とあるべき論よし挨古父帝の御崩ごおもひて王とかゝれたるか又は前にもいへることく王とのみしるして注みほとこせるより所々に王とあるに意あるかともおぼゆるそは後の諸王の例にはあらで國王の意しにけにか此皇子ご日嗣知皇子はなべての例ならず天皇に比してかける文多ければなり此ことおのが兩紀の年立の論にいへり

天つひつきは必此皇子のしろしめすべきことはこゝのみならず東に軍たちの所にもそのよし見えなべて帝に比し奉るもそのよしにて猶此ことは年立につきて論ありさるは此年よりして成務一朝をへて仲哀帝此御子なるにその御年にてかぞへのぼれば父皇子薨後にいたくおくれてあれませる此年立のた

がへるなり年立のことはこゝのそのたがひにあらずなべてこ
こかしこ次第にたがひある故におのれ別に兩紀とかたへの事
ごもを合考して論じたるは則此紀をとかんにはまづ年立明な
らざれば基たちかたきことゞもあればなりされど此こといと
いとかたくして大凡は改めらるれど此紀の年立を一々に改め
むとすることは證なくてしひごとゝなる故にわづらはしくて
倦て大凡のさまをかへてあるなり
○問　陽　郎詔𦵔卿云々　郎定武部也　傳にも論定あれど
も高論をなむ
答　のぼ野は登り野の意此邊北西高くて平郊の山なり今石
薬師庄野驛より北へ廿町計入て箕殿大權現といふかあるは日
本武尊を祭れり此かたへの小山その陵なりといへりこゝの文
にしるせる三陵の外にも猶あるは後に摸したるか又は三所の
みならず白鳥の飛たるさま〳〵に此外にもつくれるかしらず
尾張熱田にもあり此紀國雄山邊にもいひつたふることゞもあ
り他國にも聞しことありさて足らぬ神埋のひとつなり古事記
につねはそらをかけりても大和へゆかんとおもひしに今かく
なやみて足はたぎしのかたちなしてえあゆびたまはぬをくち
をしくおもほしめしゝ御心身うせ給へるきはまでたじろかず
してかく白鳥となりて飛かけり出ましゝなるべしあなあはれ
あなかしこ
○問　二十　是歳天皇踐祚四十三年焉　この四十三年のこ

といぶかしきまゝ愚論ん前文に四十年とありて間に三年
のことを記さゞるはいかにといふに是歳日本武尊初至駿河
とあるより崩り玉ひたる迄は四年なり　是歳とあるは四十年のことなり　四十
一二三の三年の年號を舉ざるは文辭のつゞきによりて略き
たるなりと論むはいかに高論をこそ　聞のことといふあらんにも古さまによりて三年の次第のあるべきを四十年の所よりことゝ迄は一事のみなれば自ら略かりたるなるべし
答　倭武尊廿七年の條に十六歳と見えたれは四十年十月發
路の御年は廿九歳にあたりて此後年月見えねども崩于能褒野
時年三十と見えたれば此時は　天皇の四十一年なり其年十月
已來東夷を平げましまして尾張にかへりみやす媛にあひまして
後いぶき山のことをしるせる所に淹留踰月とありいつれの間
に年かはれりといふことつたへの據なきによりてかくはのか
にしるされたるなるべしさて崩後のぼ野の陵をつくりて後白
鳥と化していたりまして三所に陵をつくることありてさて武
部をさだめ給ふまでのことそれ〳〵の年さだかなること據を
得ず木の武部をさだめましけることは四十三年なるよししら
れてその已前の間の事四十二年にかくべきか一年か三年にわ
たるか詳ならざりしによりて文例他に異なるなるべし是は帝
都にてのことならねばおのづからかたへに知たる人の少くて
さだかならざりし故なるべし
○日本武尊の四問　熱田大宮緣記ニいふ　本居宣長翁の本
奥書に天明三年癸卯九月廿日課書　添庭雅乃種合甘本居宣長判とあり　又此書の寛政七年十二月十

三日寫したるを已にも寫せこありて寫したるは文政十二年八月七日なりつそも／＼標注の所々に少しは合こには貫本にもあらんを故翁のものせられたりご見えたりさて延久元年八月五日大宮司云々貞信こある人は尾張宿禰こあれはかの大宮司なることは知られたるを今の大宮司の祖にか又從三位可疑こ標にあるは可然か　又應仁元年七月四日以神宮寺云々こある神宮寺も熱田にか竹内不動坊は當社ならんを竹内は寺號にか何ならん書之こは何人の書しならん慶長云云中は尾張宿禰こあれはこれも後宮の神職ならんを大宮司にはあらじ歟此書につきて尋問いこ多けれごもつき／＼にこてもらしつ右の條々教示希候

答　貞信は今の大宮司の祖なり從三位のここ此このに頭合しからざればいふかしきなりいかゞあらむしりがたし神宮寺は今大樂師こて社より大道をへだてゝ西にあり竹内は坊中の家號なるべし此類此紀國熊野新宮那智なこの社僧なこには皆此類にて苗字のごこきものありてめづらしからず猶他にもあるべしたれ人の書しにかしらず是仲いづれの家かしらず尾張姓の家熱田社家にもかれこれあり鳴海神社神主なごも同姓なり

〇問　立稚足彦尊爲皇太子こあるにつきて再問　景行帝此こきは九十五歳（記には一百三十七にて崩御なればこの立太子の年は百廿六歳にましゝなり）になり玉ひたるに立太子を定め玉ひたるは遲延のここゝ思はるるなり上代の帝は御長命なりしかごもこれは殊に遲きここなり尤前には日本武尊を太子にこはおぼしめしゝかごも崩りましたるによりてこの皇子（稚足彦尊なり）を皇太子に定め玉ひたるなるべけれごも其日本武尊を早く皇太子に定め玉ふべきここなりしこ思ふなり（この崩りましたるときも既に八十餘りにたゞ玉ひたればなり）父帝かく論ひて後按ふに古へは皇太子も御一人こ定りのなければ云云こいふ論もあれごもこゝに皇太子こ定り玉ひたるは御一人なりされば父帝のかく計御老年になり玉はざる前に立太子の御定めはあるべきここゝ思ひこるは漢理のひがここにか高論こそ

答　立太子なごきはやかにいふは後のここなり上世はまつは嫡より順次にて御德同じき時は別に論なしその中にこれこおぼしたる時は或は一人二人三人をも坊がねにあて餘はもろもろの別はなきなごにもなしたまふここ恒例なりしなるべしされはふきあへずの尊の御跡に彦五瀬尊おのづから天皇のごこくにてましゝかご軍中に崩したまひその他二所も暴風にあひてさりたまへば　神武天皇ひつぎをしろしめせり神武の御跡は神八井耳命御兄にてありけれご手きし耳の命を射たまふ時をのゝきてみづからをぢなしこ沼川耳尊にゆづりませる類これこはじめより定まれるここなくたゞ順次によるべきさまにてその中に子細ある時はそれ定によるなり御子あまたませる時はその中にて父天皇の御心のまに／＼二三人をえらひ

おきたまふ後世儲君といふがごとくにて立太子ときはく〳〵しくはいはずさるを此紀にはさるにては物けなきやうなりと思ひてつくろひて皇太子などいへるのみなるべし

〇問　卅丁　五十三年秋八月云々　この條も明論あらむには

答　此條のことは伊勢なとに幸のことはありもそしけむ倭武尊をしたひましてのよしにて或はあつたの宮簀姫の御もとなどまでやましけむ東國に幸ありしことといぶかしくさるつたへも東の國にのこらずいせの四日市の邊には頓宮の跡あれどそは天武天皇のといへり是によりておのれ年たてに說あり此已下のことは倭武尊の御ことなるを　天皇にまかへつる物ならむと思ふなりさるはこゝにある覺賀鳥のことは熱田寬平緣起にてみるに建稲種命倭武尊の御ために此鳥をとらむとしておぼれたることあるをなまりつたへたりとおぼし

〇問　同丁　五十四年秋九月云々　去年十二月より今年九月迄伊勢國に大御坐したるは文面にては何事もなきをこゝは省文かと見えたれば必高論あらむかいかに

答　前條の綺宮といふを鈴鹿郡高宮といふ地ならむといふ說あれどおもふに今両いせより高見峠をへて大和に入る道を河俣(カハタ)街道といへりそのいせの度會郡の西に宮前といふ所ありそこなるべくおもふなり綺はかにはたなまりてカンバタといへば今かばたといふにあへり伊勢にとゞまりませりしは何所ともしられねどかの小津のぼ野などの跡を見たまひ大御神にも參りたまひなどして國形をも見めぐりましなどせしか

〇問　同丁　五十五年春二月云々　百姓の王の戶を盜て云々せるを思へばこの王は篤惠のある人と見えたり　明論をこそ　拜の字も例の漢文にていかゞなり

答　さることなるべし又思ふに東山道十五國をまけ給へるにて大任をゝさめ給ふべき御德まし〳〵て名高くもましけむさる故にいたりまさゞりしをあかぬことに思へりし上代の民情いとあつくいまだ下りますれば風聞はありともいまだその御德をしらざれば恩に浴したるにてもなしとさるにてみれば王孫のかくいたりませることはその國々にていたくめでたくうれしきことにや思ひけむ是にても天皇のたふとくませることはしらる上代にたふとふさま大君は神にしませばなどいひけむも思ひ合すべし下總國に狹嶋郡あり彦狹嶋王の名よしあるか

〇問　同丁　五十六年秋八月云々　此條例の答注をなむ　且足振邊遠津闇男邊等の名義はいかに

答　彦さしまの王をとばかり諸民のくちをしげに思へる故にての御子をつかはされしなり職を世々にするはすべて皇國の例なるうちに是らはことさらなり足振邊はアフリベとよむべし大羽振のハフリアフリと同意なるべしあふれ者などいふごとく人民を切はふりなどするしわざよりやいひけむかのたけるなどいふをも思ひ合すべし遠つくら男へゝくらは巖石の

切崖なる處谷などをいふ餘はたゞへ名の類なるべしすべてといふは名辭とべ錦とべなどのべに同じおもふに部はもとムレの約めよりかよはしてべともいふムレは群の意連ムラシは群立のことなればこゝにいふべもとべもむれの意なるべしその一群をうしはく者をもかくいふなるべし

○問　同　五十七年秋九月云々　此條の中竹之爲たる由次郎のは答注にて得つ此餘は意はなきにか

答　つゝみといふ義は山間に水をためてたくはふべき爲に前を築めぐらして水を包(ツツ)みおくよりいふそれは池などに限れるを後には河水のあふれざるやうに岸につきたるをもいふ名となりたり加茂川堤に家居したる故に堤中納言といへり此類源氏物語夕顔巻にも加茂川のつゝみのほとりのことをいへり内部は民(タミ)といふ言のもとの義なりみやけは御宅の意なりおほやけやかもちの物の義なるがごとしこゝは穀倉なり

○問　同　五十八年春二月云々　これも答注にて得解也されどヤマトの宮地破壞してかりに遷り玉へるが三年の後崩りませるならむとの教諭甘心さるを高穴穗宮は新に造營ありしにかいかに

答　新につくりませること勿論なり

○問　同　六十年冬十一月云々　條別意なきにか記此と御齡(トシ)の異なる譯は貴說あるかいかに

答　御齡の異傳はなべていかにともいひかたくかれもこれも一說なり年たてによりていさゝかいふ條もあれどそれもいと誠るまでにことあれどことはいへれども誤りがたきが多しすべて御年にかぎらず世々のことのあとも記紀異なることは多し又かたへの書にたまく見えたる異傳もありて古事記傳にいへるが如し

○成務御卷

○問　前段より三年の所にて格別意はなきにか

答　四十六年立太子二十四歲とれば廿三年の降誕にて日本武尊よりは十一歲の弟なり前記には五十一年立太子也これを廿四歲とすれば又五年まなり四十六年を廿四歲にあてゝみれば五十一年は廿九歲なり參差としてあはずさて武内同日產とあるにてみれば前記武猪心命紀國に留りたる九年の間に合はずなほ東國の巡行甚幼少の事となりてかたにす

○問　仲哀　四年春二月云々　此條文末の寄辟のことは次郎の答注にて解得たり此條の所問論みなむ

答　是らの詔續紀のごとく詔詞ならむにはいと〳〵めでたくとふとからむにあたらしきことなりすべて漢文の潤色にてたゞ大意はあまつひつきをうけて心をつくさむとするにかにかくにそむくもの時としてあるはそのもとはその國々所々に長ありてよく消息をしりてまたきにやはしをさめなばかくはありしをとおぼさるゝよりそれ〳〵の國のかぎりをたてほどよき所々にて界をなし一所づゝに長をおきてをさめしめば

こおもひえたまひてそのことをはじめませるよしなり以前より國のわかちも有けれど大らかにて又をさめつかさごる者もひとしからずおのづからもれたる所もあるをつばらにせむとしたまふ是國郷村里の界をなせるおこりなり

〇問　丁四　五年秋九月云々　この條も明論を

答　みやつこは御臣の意家學なり造の字をあてたる意はいかならむ訓にはかゝはらず國中をつくりをさむる意かこゝに國郡とあれども文面のみにていまだ郡はなし是は後にこほりといふは韓語よりうつれるにて評の字をよめり縣はあがた上り田の意なるべくさては畠の事なり又おもふに斑田あかちだの意にて田をそれ〳〵にわかちつくらしむる意かいなきは稻君の意にて貢をつかさごる今いふ莊屋のごこくなるべし稻寸をたまふは戚をしめし非常にあてたまふなり表とするをみればは平民は是をたくはふることを得ざりしなり四方などを日をもて名とせる古代の稱たふとしかくわかちてわりあてたまへるはまことに美政にて二柱の國うみましゝより大國主神にてつくりとゝのへまし天祖降臨にて萬代の基をなし君臣の分たち神武天皇にてうちつ國を定めましてよもに及ぼしまし崇神天皇にて神社とゝのひ外國をなびけまし貢調をはじめましてより垂仁景行の世々に次第によくとゝのへをはりまして東の國々までことぐ〵えみしをさへ服仕せしめたまへれば今はことでたしこもめでたし是ひとへに日本武尊の餘德あまれりといふべし

〇問　丁卅六　四十八年春三月云々　五年より四十八年迄の間多事ありけむを脱したるはあたらしきことなり群史によりて明らかに補ひあらんにはいかで〳〵

答　群史とても古事記此紀の外には後はしらず古き物なしたま〳〵古語拾遺風土記やうの物もいかにもいさゝかにてすべて兩紀をおぎなふにたらず後世の書は論としがたし欠典としてさしおかんより他なし

（草間書九郎篇（次郎篇再問））
仲哀御卷　記傳に論あるをも例の脱さずなお以下准之

〇問　丁四　足仲彦天皇日本武尊云々　此條前論あらむにはいかで〳〵身長のこと異に七尺とあり論あるべし

答　母は日本武尊の妃なるに皇后といふこと此天皇即位の後こそあらめはじめにはいかゞたゞきさきとは古事記にもあれど皇の字をそへてかくはその例と異なるうへに此紀にはなべてを后とはいはぬ例なればいかゞ御身丈は前紀にも父王一丈とみゆればあえましたりけむ此方を用ふべし但上代の尺は後の尺と異なり尺のこと度量などのことはおのれ古制の度量考をなしかけおきたりよほど考にくきものなり七尺は後の尺もていへるにて則一丈と同じきかと思ふことあり篤胤の說もあれど猶いかゞと思ふことゞもあり戚務四十八年三十一にて即位

とあれば十八年に生れませるにて御父の年とすべてあはずかばかりのことを誤なべきにあらねをいと／＼いぶかしきことなりかれおのれ年立を別になせる由縁なり此天皇だに父王の薨年にことかれ上に天皇異母弟蒲見別王とあればます／＼年立合ひがたし

○問　同元年春正月云々秋九月云々　此の條は論なきか未逮弱冠而父王既崩とあるによれば倭建命の薨ます／＼おくれてあひがたし

○問　冬十一月云々　弱冠れいの漢ごといかゞなり上天仰望之情は上天とあふぎ仰といへるなれどもあかぬ心ちす明論をこそ　此餘の所をも

答　あふぐとはたふとびて常にもいふ語なりこゝは上天とあればます／＼似つかはしきをいかにあかぬならむ心得がたしたゞ漢めくとのことかあまつ木あふぎてなどいふつゞきもあり古くもいふ語なり国にいふ神武天皇以來の年立すべて暦法もておし上て塡たる物と見ゆるに閏月以前に見えぬはおのづから古傳に閏法なければ閏月にかけてしるすべきことはなかりしなるべしそは眞暦考にいふごとく春の末を三月とあて秋のはじめを七月とあてゝしるす時は閏にあつべき語はなければなりさるをこゝに閏十一月あるはいかにして記されけむ是もひとつの考物なり白鳥古事記には八尋白智鳥とあり大なりしと見ゆたゞ白き鳥をいふにはあらじ一種の鳥と聞ゆさればはる〳〵越國より四つ奉れるにてしるべしたゞ白き鳥ならばさばかりならずともいづくにも多くあるべしおのれ先年より伊豫より黒鳥を得てその考をなしたる中此こともいへりき黒鳥は土佐日記に見えたる鳥なり

○問　同閏十一月云々越人答曰云々　此段も

答　下にいふごとくなれば是までの所もそれにてわがいふ所はつきたりとなおぼしそなほ考もいふべきことも本などのことも他書に引合せていふべきこともくさ〴〵あれどうまく說の入たゝぬはみなしるさず說大てい出來たるもこと〴〵くをつくして書たるにもあらずとしりたまふべし

白鳥のこと前にいへりその外不審あらばそのよしを問給ふべしたゞ年月をしるして次第に此年も〳〵といひては日本紀傳をなべてしるさせむとしたまふやうにてそれは出來ぬことにて候さやうに手輕くかゝるゝならばとくにも著述終へごもくさぐさしげくていまだ考のいたらぬこともありなかば入たちて考おほせぬこともありさりとてこゝには說なしとも書がたきことなり是はこゝにかぎらず今までにも申たかりしかど御志のせちにしてもらさずきかんの御心にめでゝ是までは心をつくして少しづゝもつみ出たれどもいさゝかいひては何のあぢはひもなくつくさむとすれば十紙二十紙に一事をもつくしがたきこともあればこゝにことわりおきて以來はみじかく書とりがたき所はなべて何ともしるさず過し候間左様に御心得

可被成候かやう申してはつれなきいひやうのごとくなれどこは猶別に説ありなどゝ以前も書けばそれをかさねて又聞むと問給ふにこまり入るにて前册などにもかゝるほどなれば別紙にかきてなりとも申べけれどかきとりがたき故なりといふは是なりさてつひに書とりがたき説ならば無用のことなれども書とられぬにはあらずそは日本紀傳成業してこゝかしこを見合せてしるべきやうになるなりその所の文のみにていひがたく前後の文を引出ても又その文中にも説あり考ある時には一所にはいひがたし古事記傳にも説を上下にゆづりて何の何丁見合すべしなどいへるにてしりたまへ此こと云わけをするだにもわづらはしくて我疎意なきをいひつくすことあたはぬをうらむるなり

○問　同二年春正月云々生子――子イに尤を可然歟其餘論あらむには

答　さることなり通證に大和添下郡鹿畑村押熊村神社押熊神鹿彌坂神　來熊田の來舊事紀に夾とあり

○問　同二月云々　角鹿に幸したるは何事のありてなりけむ例の考論を

答　これは譽田天皇の幸ありしことの誤れるかともおもふことあれどいまだ考つくさず但次にいふごとくにてたゞ巡狩にもやありけむ

○問　同三月云々至紀――居――　何なる譯ありて南國に幸しけむさて南國とは次に紀國のことあるを當時おほよそに南國といへるは紀を始めいづこをさせるならん

答　先帝國郡郷邑の界などをさだめませる美政あり此帝はその國形をもひろく見たまはむの叡慮にもやあらむ天祖降臨以來御世〳〵にそれ〳〵なし出たまふ美政ありて漸々にくはしくひろく御惠をしきほどこらせたまふなり一時になれるものにあらざるうへに人情變化時々の沿革ありて上代の天皇の御苦心想像すべし後世のたむたきてまします治世の廣政はみな世々の上古の天皇の賜なりされぱいづこなど窮屈に見べからず南國なべてなり南より西をはりなば又東への御心もありつらめど西にてつひに崩しませり

○問　右の文中　友人數百とは六位以下にか　又輕行とは忍びの行幸ならんを二字をトクいでますと訓たるは當れりやいかに　又徳勒津宮は此時建玉ひたる行宮にか始よりありし宮とは前卷に見えずさて此宮の跡は今何といふ所ならむ

答　此時六位などいふ位階のさたなかりし時なり忍びといふことも有べからずいかに供人少くとも天皇は天皇なり後世の意を離くはなれて見べしたゞ國所のわづらひなからむやうにと手輕く出たち給へるなり是則一國一所をさしてならず國國をあまねく巡狩あらむとの御本意なればなるべし輕をとく

ことよめるはあたらずこころ津は紀國若山の東北にありて我家より一里ばかり七八十年前大水にて村居亡失しその後少し所をかへて村をなしてより新在家村こいふ村中舊家地士などに德勒氏ありトコツノ八幡宮こいふ小社もあり昔は日前國造の領のうちにて古文書などに□津郷こかけり

○問　是時熊襲云々逢於穴門　東國人は蝦夷こ稱なるに九州熊襲などの稍々に叛き奉るはいかなる譯なりけむ此條の文義不例に

答　巡狩のためにまかむ物あればつかひ給はむ御意はもこよりなるべしさてこゝの不審にはいふべきこごあり西國は天降の地にてはやくよりおし奉りてはやく朝貢を奉る法なごもありしなるべきを時々その貢をも奉らずわれたけくほこりゐるは皆上代國の御その生所をたもちて威勢有し餘波にてはやくひらけたりし方故に貢を奉らざればそむくこごも早くしらるゝ故多くも見え聞ゆるなるべし東國は武内の巡見日本武尊の征討その已前四道將軍の巡行などにてつぎ／＼服しためれご猶貢法などは西のごこくには詳細ならずゆるやかにて過したまへるべければしひてそむくこいひたつべきほごのともなければ我意をふるひゐるしに東西こもに邊僻の地は同じかるべし東國西國こもにたゞ貢をよくも奉らず賦役をもおろそかにして其所にて勢をふるふまでにて朝廷にせめのぼらむこも世をうばゝむこもするにはあらじされば大らかにて見過しおきたまはゞ是らもそむくこいふほごの名はたつべからず諺にも法度多ければ罪人多しこいへり法密なるはよきことなれごも人情にしみつきておぼえざるうちはおのづからこりはづして法を犯すことも多きものなりされご法こしてたつ時はそれを破るものはつみせずしては有がたしされば法制は大事なり法制何はこヶ條にてもそのヶ條中になき所にいまだわろきことは何ほごも有ものなり法は廣く少くして不疎を大要こす繁縟なるは甚わろきことなり既に此時西國ははやくひらけて法ある故にそむく罪人ありてうたるることをえず東國は法行はれずしてそむく名少く大らかにゆるしてもあらるゝにて必竟の實は東西同じことなるべしかくていづれよけむしらず法たち人よくしりてそむかざるにいたるは勿論よしそれまでに及ぶ間に得失さま／＼有べし

○問　十夏六月云々其是之祿也　六月に至て常に傾浮如辭こあるは書紀通證も頭注は然ありしにか今もさることあるにかいかに其條此條の冊論こ

答　紀の比まではしかいへりしなるべし今はしらず此條古事記のケヒの大神名かへの禮代にはなやぶれたるいるかりよりたること何ごなく似たるやうなりもしはかやうのことの類そのこほりにあることか

○問　同秋七月云々如意珠云々　如意珠こはいかなる玉なりけむさてこの名は中國にはふさはしからぬなり例の西

戎を移し書きたるはいかゞなり　又穴門に宮を建て玉ひたるは此所に久しく大座んとの御意にか又次段に八年の春幸じて筑紫に幸しつるはいかに早く熊襲を討玉はむ勢ひ前文に見えたるに二年の九月より八年の正月迄穴門の宮にましゝはいぶかし

答　如意珠のことの論よし土佐風土記吾川郡玉島に式記を引て皇后巡國の時こゝにはてゝ休給ふ磯ばたに白石圓一を得たまふ光明四出云々是海神所賜白眞珠なり故以爲島名など見ゆ今案名蹟考に是を紀國玉出島の事ならむなどいふ考もあり豐浦宮天皇御坐の時行宮頓宮などは常のことなりこゝはそのをり何とかよしありしなるべし今よりははかりがたし二年より八年の間此年立はすべて紀の例よりがたきことなりはじめ年を定て古傳を考へてその年々にあへる時にくさぐ＼あやまりも出來たるなるべし此癖は至極いはれたることなりされどそのうち給はむにも他に事ありてのごめ給へりしこともあるかそも考がたしさてかやうのせんかたなげなることも不審ありて問めればかくも答ふれどもたゞちにはかやうのはかなげなることはしるされもせざるなり

○問　右の珠を海中に得玉ひたるはいかなる由にてとは傳文なければ解詁がたきを例の聞考をなむ

答　知がたし神のちはひもしらずおのづからふとかやうのことありしにもあるべし

○問　紀八年春正月云々以逆見海一云々　此條二郎篇に魚鹽地御筥御瓶等のことは答注にて解得たるを此條向津大ー名籠屋大ー沒ー阿ー柴ー逆ー等の所々は今もあるにか名義等詳になむ又此餘文中に明考あらむにはいかでノ＼

答　向津大濟は長門大津郡向國武加津久爾又豐前宇佐郡向野此うちなるべし名籠屋は肥前名護屋あり諺利島阿閇島は豐前宇佐郡にありといへり沒は誤か　柴島未考　逆見海は長門美禰郡作美あり是らなるべし猶その邊の人にとひきくべし

○問　紀自山鹿岬云々　則爲得進　此男女の神は常に船の往行ときに祟り玉ふゆゑ熊鰐が奉したるならむをいかなる神なりけむ　又浦口とはいづこならん瀧などの岩窟をいへるにかさて其窟に此岬には居るにか又大倉主の名義は二郎篇に答注あるを菟夫羅媛の名義はいかにもしは浪に縁ある名にか　又挟抄者とは楫取人にか　さて楫取者を以て令祭玉ひたるは浦口に有神ゆゑにか此餘文中に明論あらむには

答　山鹿崎は筑前遠賀郡にあるよし前に到水門とあれば浦口はをかの水門なるべし　此神其地主神なるべし傳をしらず浦口はたゞそこの浦の入口をいふなり窟などのこと文に見えざれどいふにおよばずツフラ媛名義しりがたし圓の意か　又は猨田彦のつふたつ御魂などいふ御名のごとくなる意かしらず其餘いふべきことなし未考盡

○問 丁四 皇后別船云々惶懼云々御舶 一 皇后の御船の進まざるは何ゆゑなりけむさて熊鰐が惶懼まりたるは恐ければ帝よりも皇后の御勢ひのこよなくをくれましゝゆゑか又神のわざならで何となく舟の進まざりしかば熊鰐が答奉らむ譯のなくておぢかしこみたりし歟又よく按へば皇后の御勢ひの勝り玉ひたるなるべしさるは熊鰐が帝に御答申したる非臣罪と云へるとまた皇后に魚沼鳥池を作て見せ奉りたるを以て知らるゝなりいかで〳〵明論をなむ

答　白洞海とある白は白の誤なり天皇の御船の進まざりしは神の心なるべし皇后の御船はたゞ潮折ふし干たるほどにて洞海の間巖石にてあせてとほらざりしが別船なるより天皇とわかれますにより御心いらだちて御けしきよからざりしをかしこみて魚鳥をあつめて御心をとりし間に潮みちて御船とく洞海をとほりしなり此皇后他の后などよりをゝしくたけくましゝことはもとよりのことなりはじめのは熊わにもおもひの外のことにて神の御心かとおもへるなり後のは潮時などを考へてかくとりなせるにてみづからしりたることにて意たがへり

○問　又曰皇后の天皇に甚だ後れましたれば熊鰐が恐れたるにもあるべしそも〳〵魚沼鳥池の沼池は字の替りたるのみにて何れも池ならんか新に池を造りたるにあらでもとより池のあるを其池に魚鳥を聚めたりしにか　尤池は二ツ魚と鳥となるべし此條いかに

答　さることなり忽とあればとみになし出たるにてもとより魚多き所をしりて鳥はなちいれたるにも有べし鳥も同じくつどふ所をしりて蒔餌などをしてたちさらぬやうにかまへたるなるべし作の字はかろく見てありぬべし

○問 丁同 又筑紫伊覩縣主祖云々　今謂伊覩者訛也　此條、例の

答　イソシとのたまふよりイソの國といひしをいとゞ訛るとといかゞあらむ此類とげがたき例他にもありいとてといふ名則イトといふと同じかるべければなり筑前風土記にも此ことみえて同じたゞその祖系をいひて高麗國意呂山自天降來日桙之苗裔といへり意呂山は清正のこもりたる穴山なるべしと信友いへり地名の伊都はその已前よりとおはしゝ事讀史竊述にもいへるにつきて猶とおもふことあり

○問 丁五 已亥云々秋九月云々時有神託皇后而誨曰云々足等物爲幣也　此條は論いと多かるべし明説をなむ

答　此わたりのことは讀史竊述にありおのれも同案なれば大凡それにてしらるべし皇后の御血脉は古事記にあるがごとく天日矛につゞきて元來新羅國によしありおのづから三韓征のこと此皇后の御ことになれるもいとくすしくよしあることなり漢籍にも卑彌乎と稱して此皇后靈異ありしことをいへるはその世にくすしかりしきこえあまねかりしなり卑彌乎は姬兒

こいふなることを馭戎慨言にもあり皇后に神託有しこともうべなりさてくまそをいそぎても討給はざりしは前にいふごとくそむくはたゞほこりゐて貢などを奉らざるのみことに敵對し奉るならぬことこゝの神かゝりにてもしらるうちえてしたがへませりとも貢何ばかりのことにもあらずそしゝの空國なりとは背肉（ソシ）は人の背は皮骨のみつどひて肉むなしき意の語なり寶國をうちすましなばその大御いつを聞てはおぢかしこみてうたずともしたがひまつろふべしと神のひろき大御心にのりませるはうべなり

○問　右の中彩色とは何ならむ　金銀のうるはしきと云ふことにはあらぬ心ちす別物なるべしこはひがこと歟

答　金銀なども必竟彩色中の一種なり紺青青黛赭石磁器に用ふる藥の類みなその土地よりおのづから出るものにて珠玉の類なども同じ地異なれば産物も異なり是らの具を彩色と總名にいへる後世畫の着色の具のみの用と思ひてはたがへり見る色目うるはしきくさ／＼をいふにて是威をそふる物のみその餘の能はなし金銀も通用は人工の後のたてなり必竟藥種などゝひとしくて藥能のかたには又うとき物なり寶といふ物實用にはうとき物多し此中に下には又いふべきことあり此事は別に論あり實用の財は衣食にせちなる物の類なり

○問　而天皇聞神言云々猶有遺神耶　これも

答　仲哀天皇都をはなれましてて長き巡狩に倦ましてにかくまそをもしか／＼うたむとしたまはず此神かゝりをさへうたがひまして岳にのぼり遠望して見えぬをもて神のそらことのたまふごとく申給へりしばいと／＼かしこしやがて崩有べききざしなりそも／＼新羅國は神代にもすさのをのみことの降りませることあり垂仁天皇御時つぬかあらしとのかへる時赤絹の所にも見えて國あることはさだかなりその方角などそくはしくはしられずともありとはしりましけむをいかなることならむたゞものうさにたへずして神のをしへを用ひまさざりしぞいぶかしさて此神がゝりの神をもいづれの神とも神懸りをあきらめもしたまはず崇神天皇以下こと／＼にまつり給へるを名としてのこれる神まさむやとのりたまへるもはかなし此神にはのちに出たればこゝにはいはずその神にたとへ已前まつられ給ふとも又神がゝりしたまはざらむやすべてうけ給はぬ大御慮よりしてかしこくもことを左右によせてもだしたまへりしはいかなることにか

○問　時神亦託皇后曰云々不得矜（字）而還之　此中二郎篇に如天津水影神伏而我所見の所は答注にて解つ此條の所をなむさて此段も明論あるべしいかで／＼

答　神がゝりを用ひまさゞれば寶國を得たまはぬはさも有べきことなり皇后の有胎をさして此みこそ得たまはむと未然を答ませるはいと／＼たふとしされば神かゝりを用ひまさゞりしによりてはかなきくまそだにもうちてかち給ふことあた

はずてかへりませりしはいさくちをしかりしことなり

○問　右の結句還之とは京にかへりまさんとの神言にか

答　陣をひきてかしひの宮にかへりませるなり

○問　下六九年春二月云々（時年五十二云々　一云天皇云々）此一云の説は大漢意なるべし神言を不用して崩ましたるはいふもさらなり一云の説にては神功の御巻の二丁説いかにかよまん例の明論をなむ

答　一云はかしこくゆゝしきことといふもさらなりされど漢意といふべからずさるつたへもありしなるべしなきことをいかばかり漢意なりともかくしるさんやはされど後人の攙入などかはゝかりがたし本文にも忽有痛身とあるは神の御言不用ひたまはざりしによりてといはんもよしなきにあらず

但とは問の大漢意といふ次に云々いふもさらなりとあるは是をも漢意勿論と聞たる故にいへるなり次の文にてみればさらにはあらで神言を不用とあるは勿論その答のことなるを一云は漢意なりとの説なるべし聞えにくければわきていふなり

さて此崩のさまは古事記にしるせるさまことにさぞありけむ

○問　四於是皇后及大臣武内宿禰云々有闇忘乎　これも明説あらんには

答　文のまゝにて聞ゆ

○問　則命四大夫云々　四大夫は四道將軍歟とは誤れり前文の中臣―大三輪―物部―大伴―等の四人のことなるべしさてこの四人を後より云はんには四道將軍とも論(イフ)べきにか　此答明論をこふ

答　四大夫は前にいふイカツノ連大友主君クヒノ連武以連の四人なり四道將軍は崇神の四道へわかちてつかはされし時にことにいへる名目にあらず同時のことなりすべて後世のごとく官名などさだまれることはまれにてつかへまつるわざもて某部などいふ他は臣連伴造にてことたれり

○問　竊收天皇之屍云々　御屍は何といふものに收めけん又无火(ホナシアカリ)―のこと聞かまほし

答　收はたゞとりをさむる意にてとりかたづけの意なりこは壺車やうのものにてひそかに豐浦宮までうつしませるなるべしその比の器などしりがたければ何なる物なりけむしりがたし殯宮には火をたきあそびをしてまもることなれどこの時はうち〳〵にして人にしらせじとなれば火をもたかずあそびをせずひそかにしてうち〳〵にあかりの宮のことをせしかばほなしあかりといへるなり

○問　甲子大臣云々　此條文外に意はなき歟

答　いふべきことなし

△神功御卷

○問　下一氣長足姫尊云々幼而聰明云々　三韓を撃玉ひたるは聰明云々によれることは申もさらなり　後に二皇子の

軍をも征玉ひしなど尚あり　されど猛武勇健にもましゝなるべければ此所には其意の文意何とかあらまほしき心ありされど女王にませば省きたるにかいかに　明論をこそ此餘明説あらむには

答　御母高ぬか媛は古事記にあるごとく天日矛よりのすぢにておのづから新羅を伐給へることになりたるはくすしき神ばかりなりすべてかやうにそのよしあることゝ神代よりして後後もあり心を深く用ひて考へわたしてしるべしこゝにある論もうべなり

○問　神功九年春二月云々知所祟之神云々　解罪は先帝の御あやまちを齋宮にてありけむをいかさまにして解罪はありつらむ次文は其事にあらねば明辨をこそ　又齋宮の造方いかなりけむ

答　先帝神託もいづれの神といふきたありぬべきにさなかりしも前にいふごとく前帝のおほろかにましゝなりされはここに御事ありしにつきてはその御祟の神をまきて見直し聞直したまはむこと勿論大事なり古事記に國の大幣とり國の大祓して云々とあるごとくこと〳〵に民間の汚までをはらひきよめていたくつゝしみて再其の神かゝりあそばせまつることうべなり大祓後嚴琴合すべし齋宮はあらたに清くたてゝそこにてのことは勿論なりつくりさまなどのこまやかなることはしるべきよしなし

○問　神功三月云々　吉日を選てた即この例をきせるにか

答　後の日取などの意にいふ吉日にはあらずたゞ清らに用意とゝのひて都合よき日をいふなり

○問　親爲神主云々爲審神者云々　神主になり玉ひたるはいかなる譯なりけむ　又審神のこと又千繒高繒を琴の頭尾に置れたるは是もいかなる譯なりけむ　此條明論あるべし何卒々々

答　こゝにいふ神主は物語にいふよりましのごとく神の託（ツキ）給ふべき人をいふなり古事記に息長帶比賣命その神がかりたまへりきとあるはをりふしとにふとよりませるとになりませるさまなりそこにては天皇御琴をひかし武内さにはなりこゝは武内いかつおみ琴ひきさにはにつかへまつるなり記傳天詔琴などの條見合すべし琴の頭尾にはたをおくはぬさしろなりさてはたとは繒物をいふことにて機にかけておりたる絹布何によらずなべてをいふ名なり今俗にいふ反物などのごとし旗などのことにはあらず但旗幡をはたといふも是より出たる事なるは勿論なり

○問　請日先日教天皇者誰神也云々乃答曰神風云々除是神有神乎答曰云々問亦有耶答曰云々有之也　此條例の詳に明教あらむことをなむ

答　すべて神かゝりの御言などはしらべとゝのひてうるはしかりけむことおのれ別に考ありて古調考にいへり紀は文字に漢風ありてよむに心すべきことなり此所などまづは五七の

しらべに大抵よくよまるゝを他にあるもその心してよむべき
なり後備後風土記之有也　〇此間に脱たるべし神名有べきと前後
の文にてしれるをは下の九丁に此時の神々をあげたる中に稚
日女尊あるにこゝに見えぬは此所脱したるなりと纂疏へ記せな
り是いとよしさてこゝにはくさくさ思ふことあれど多端なる
うへに未だ思ひ定めがたきこともくさ〴〵ある故にしるしが
たしつれ〴〵にもいさゝかはいふべけれどもそのよみかたに
より又くさくさ別におもふこともありて未決なり　ツキサカ
キ此御名のこと玉かつまにあり天照大御神なること明白なり
日矛のはじめあらぬきの賤女が陰門に大御神の大御光さして
子をなしましゝことより日矛の皇國へわたりくるはじめをな
し今又日矛の末の高ぬか姫のうみませる皇后の征韓のはじめ
大御神専一に御さとしあるなどくすしともあやしともいはむ
かたなし　幡荻此よみさま脱神名此辨前にいふがごとく多端
にてこゝのみのことならねばつくしがたしかくいひたりとも
再問たまふことなかれ決定りて日本紀纂疏のこの事にも及ぶや
うにならば見せまゐらすべし此脱文の補ひさまに甚むつかし
きことありかつおもしろきこともあれどはたしての可否をいま
だしらざればいはれぬなり次の文までかけてその考中にあり
〇問　于時亦有問者曰有無之不知焉答者神答曰云々則對
日云々この條も
答　筒男第三柱神代紀にさきの時なりませりしのみにていま
だあらされ給はずいづかたにましけるともしられざりしに此
時はじめてあらはれませり水葉稚といふこと解しがたし水
泡かといふ說はかなたがへぼうけがたしいさゝか說もあれど
いまだよくも考へさだめずその餘は文面の如し
〇問　于時亦有問者曰有無之不知而遂不言且有神矣　有無
不知とありて遂に不言に且有神と計あるはいかに　省文に
か明辨をこそ
答　つひにのりたまはずともまたかみまさむなどよむべき
かともおもふ考へあれど不言にて何をさりて下四字は衍字と
もすべしいまだうまくは考さだめず
〇問　時得神語随教而祭　いかさまにして祭り玉ひけむ
聞かまほし
答　をしへのまゝにそれ〴〵の神としりてまつりたるとい
ふなりまつれるしさまなどは知りがたしそはなべてに思ひわ
たしてありぬべしこゝの文の要はたゞ神名をしりて祭れりと
いふなり崇神御巻などにもそこ〳〵にまつることあるもまつり
のしざまにすべていつかたのもしりがたし
〇問　然後云々　熊襲を撃しめ玉ひたるは前文に神を祭
り玉ひたること撃むや否を神に卜(ウラ)問ひ玉たるに吉しとあり
しにか此は文辭に見えねどもしかあるべきことなりと思や
られたり　問辨をなむ
答　さやうにても有べし又さらずとも以前まけてしりぞき

たまへるのみにてはやみがたきことなれば神々をいのりまつりてその御いつを蒙ぶりてうちしに以前にかはりて浹辰をへざるにうちえたるにても已前のは神にそむきまつりませる故なることしるし

○問　記且荷持田村――有云々其處―也　此中羽白熊鷲がことを大鷲にて人面にやありけむと問へりし答に其爲人強健とあればやはり人なり云々とありてうべなはるゝを其餘の文義の所を例の問る

答　身有翼能飛などあるも人なる故なり鷲ならば當然のことにてかくことわるにも及ばぬことなりむかしかやうなる者もめづらしくたまには有けるなりけり神武紀の生尾人後にある飛彈の宿儺の類異形のもの今もたまにはありときくこどもありその餘は文の如し御笠は今郡名にあり安も夜須郡あり萬葉に安野ともあり

○問　同中轉至山門縣云々　此條にも論考あらむには

答　筑後山門郡あり其餘文の如し

○問　記夏四月云々今謂松浦訛焉是以云々於今云々不―魚　皇后御自ら裳糸にか　又針を勾てとある又云火照命の針とは異なるか同じきか針は今の世に同じきかこは何斗のことたらねど針は女王なれば自然と給ひし賦侍女にとも〳〵侍女のことは見えざるを京より啓行のとき必侍女も多く侍ひて韓國に御從せるも多くありつらむ賦

答　こゝは川にのぞみて魚を見たまひてふとおぼしつきての占問うけひにてあれば火照命の鈎のごとくかねてその爲に設たるにはあらず常の針をその時にわがねてなしたまへるなり婦人のことなれば縫針は常に御身近くありしなるべしまことの鈎をもいさゝかの物なれば得たまはんはやすかれとうけひなれば何もまことの具ならずいとも裳の糸針もわがねつくれるのみ餌も進食の飯の飯粒にてまづは魚もかゝりがたきか則うけひのさまなり眞物にては魚のかゝらむことめづらしからずうけひのしるしはすべてなりがたきことのなるをしるしとする如くゝがたちの熱湯、水なしにたがねつくる類にてしるべし侍女も必よしはありぬべきこと勿論なり用なければしるさゞるのみなり裳も御みづからのなるべしさるはたれのにてもよきやうなれどもうけひはせちなるをことゝすれば他の衣なるべからず

○問　右の文中　河中石上とあるは岸にはあらで實に河中の岩上にかとも〳〵後世書きたる本には武内大臣の御側に侍りて岸にて鈎を投(ナゲ)玉へるさまなりこは論ふにたらぬことどもなれど筆のついでにものしつ例の貴説いかに

答　さることなり岸よりつどきにもあれ川中へさし出たる石の上などなるべし

○問　右の文中に於今不絶とあるは紀ヵ撰錄のそのかみ迄は必ず四月上旬は年魚を鈎得しにか又四月に限りて五六七

臣下頓首奉詔とある文いさゝか聞えがたき文なり今よりおもふに皇國中のそむくものをうつとはたがひて異國を屬せしめむとしてはろ／＼にしらぬ國に軍を出すことなれば皇國の大事なりされば征伐の大事を今群臣に附しさづくるなれば事ならずて負たらば群臣難におち入てその身をほろぼすべしこれ甚いたましきことなりされど先帝の神のいかりにふれ給へること今神かゝりによりてわれ軍を出さむとするに女の身なる上に不肖の性質なりと是らは漢文の卑下なりそれ故にしばらく男装をかりて神のちはひをこひのみ群臣その方どもの力をかりて財國を得んとおもひ聞せるなり功を得たらば群臣ともにその功をうくべし事ならずはわれひとり神の御とがめを蒙るなりければ此意によりてよくはかりて力を盡してくれよとなりさて臣皆うけ給はりて今后のはかりたまふことは天下國家のためにはかり給ふ所神にしたがひいのりてし給ふ所なれば決して皇后の御身に恙あらんやましてその難おのれらには及ぶことは有まじき筈なれば二心なくうたがひをいれず詔を奉じてしたがひ奉るべしといふ意なるべしかく見ずては解しがたかるべし

○問　同秋九月云々時軍卒難集云々乃ニ大三輪社ヲ云々自聚　この段も問論あるべしさて大三輪社を立て玉ひたるに御神躰は何にましゝならむ又軍衆の聚らざりしは此大神の大御心にて他の神はしろしめさゞりしにか何ゆゑ此大神のみ軍衆のことを云々し玉ひしにか此らは神慮にて人意には測り知られざることにか此條明辨をなむ

答　少彦名命とこよの國にわたりましゝ後大國主神も幽事をつかさどりてやそくまてにかへりますと見えたるなれどこれも又とこよの國にわたりましゝこと篤胤の說さることなり後齊衡二年に此二神國々をへて東海よりかへりましゝことありて首尾うちあひたり此神后の頃その傳によりて異國をうちまさんには此神をいのり幽事の力をかりますべくかつやち矛の神とも申て武きことを專ともしたまへれば刀矛をも奉りていのり申たまへるなりその時のみたましろは傳なければしりがたしそはなくともいのりたまふべし

○問　於是使吾瓮海人云々有國乎　この國見せ玉ひたる條は前文の神祇を祭り玉ひたるより前文によるべきことなりと人の云はむにいかゞ答て可ならむ試に論はゞこれは必こゝにあるべきなり前文にありてはいかゞなりさるは神の御誨によりて國あるといふことは聞しられたることなればその神祇を祭り玉ひていよゝ出御まさむとするときに見せ玉ひたるが此條なり[illegible]條の如くにては[illegible]神を[illegible]奉るにありていかゞなりと答てはいかゞあらむ明辨をこそ

答　此答よろし神の教のみならず前にもいふ新羅すでに神代に名あり崇神天皇の御時巳に彼地のことなり天日矛ツヌガアラシトもわたり來て國あることは論なけれど西とのみ聞てい

まだその有所はあまねく人しらず今船を出したまはむにもめあてなくてはいかゞなれば烏麻呂に見せ給ふに見えずといふばかりにてその比なべての海上に出たるばかりの眼力にてはとゞかざりしなりされば仲哀天皇も高岬にのぼりて見たまへども見えざりしなり再しかのあま名艸は名に聞えたるあまにて烏まろにもまさりて海路を遠くも出よくも見わかつべき名譽有しをあきらかに見せ給へりしに云々と西北にほの見えたるは實にかなへれば決してそれをさして出ませりしなりいきつしまの人をめしてとはせ給はゞ今少しよくもしらるべきを西北といふ目あてもつかざりしかばそこまではいまだ及ばずかつ離島なれば通路もこみには自由ならざりけむ

○問　爰ニ吉日云々有日　有日とは遠路の御幸なればならんを幾日計なりけむ

答　有日はしばしほどありといふことなりしかど前よりのくり合せいかがといふつたへなかりしなるべし

○問　時皇后親執斧鉞令三軍曰　斧鉞は例の漢事なり三軍も漢事ならんをこゝにては何々をいふにか

答　日本武尊の所にもいへるごとし漢文はたゞ意をとりて見べし三軍はたゞ天皇の御軍たち故にかくといふと見てよし一軍の人數などのことは令にあれどこゝは人數にあたるまではなし

○問　丁五 金鼓無節云々有罪　これも漢ごとながら高說をこそ

答　文面のまゝ餘意なく漢文の飾をすてゝ大意をとりて見べしたゞ軍中のおきてをいふのみのことなりさて見れば古傳にはいかにいふ物ならむさかしだちたる語はあらじおのもおのも心をつくしてつかへまつれるなどやうのことにやありけむ

○問　既而神有誨曰云々爲祭神主　この神誨人に託りてありしにか又拜禮は拜み玉ひたることにかその拜みたまひたるは神託の人に后の向ひ居てならんを若し人に託り玉はで神語ありけむには其神の御聲のする方に后の向ひて拜み玉ひたるにか此餘くだ〱しけれど筆のゆくまに〱

答　幽顯道異なればかたちはあらはし給ふべからず人につきてなるべけれどさあらぬはその人つたはらざりしにやあらむたゞ雄略天皇の御時かつらぎの一言ぬしの神かたちをあらはし給へれども天皇とひとしき御かたちをなしまして神の現身にはあらざりき

○問　適當皇后之開胎云々　この條論あらむには愚論安産の後に御渡海あらむには追々日數經んとて如右せさせ玉ひしにか

答　さることなり神の御をしへあらたなれば一日もいたづらにせじとなるべし征韓の日數いつまでともかねてははかりがたきを還日産などうけはりてたやすげにおほせるもひとへ

に神の恩頼にまかせ給へる上代の大御心後世人のかけても及
ばぬことにていともく\たふとし
○問　同 既而則摂荒魂爲軍先鋒請和魂爲王船鎮　この條
も論ひあるにかさて二魂ともに船に乗玉ひて韓國に渡御あ
りしならむか（人の目にはみえ玉はで）又先鋒の荒魂は海上を（舟に乗り玉はずて）獨り
歩せ玉ひたるならむか又は二魂を御船に請祭らせ玉ひたる
にかいかに
答　是すでに前の神かゝりにありて神のさやうにのたまへ
るをうけてなれば別にそのわざはなくたゞさやうにこひのみ
申給へるなり荒和二靈考におのれ別にいへり　萬葉集鎮懐石
のかたにも此くしみたまあり但それは異にはあらず石を玉こ
いへるなり
○問　同 冬十月云々海中大魚云々時隨云々　大魚の挾船
とは御かために如右せしならむを左右前後より挾みたるな
らむかさて大魚とは鯨鰐其餘種々の大魚ならむを小魚も御
かためせしならむか（こは本文にはなけれど小魚も御ためせしと考られたるなり）　又時隨船
云々とは御船の國中に浪と共に上りたるならむを國中とは
新羅の王が居家遊きあたりにか
答　こゝにいふことの如し東國通鑑三國史記などに考合す
べき文あり播磨風土記にはつひめの所をも見合すべし三國史
記は異稱日本傳に引たる文を見たるのみにて猶前後考合たけ
れどいまだその本を得ず貴地の神庫などにはなきことか船國

中王の門へまでもたゞちにおしのぼせたるさま古事記にもほ
の見ゆまことにくすしきことなり和珥津は對馬上縣郡にあり
て今も秋冬朝鮮へわたるにはこゝより船を發するよし小篠敏
その國人に聞たりとぞ
○問　同 新羅王云々　天運盡國爲海乎　天運云々と栗栗
おぢたるはうべなることなりそもく\新羅の國を建しより
とはいつごろ開國して長戎（ヒトコノカミ）の定まりしならむ神代にスサ
ノヲノ命の天降りましたるときは戎民もありしにかいかに
さてこの條新羅王が云ひしことゞもは此時渡海したる御從（トモ）
者（ヒト）の後に（新羅王が降服して後なり）新羅人に聞傳たるにか此餘高論あら
むには
答　新羅其餘の始東國通鑑などに見えたることとは記傳に引
出たるが如し三國史記にはいかに有らむ前にいふごとくいま
だその書を得ざればしらず始の比いつにあたるかほのかにて
しられず朝鮮史略にて見るに檀木のもとに下りたる人ありて
檀君といふをはじめとすその時代又より所なし是にもしスサ
ノヲの尊のことを訛り傳へたるにはあらぬかと思ふのみその
傳説いさゝかなればかふべきたつきもなし中に戎民の有無な
どをいふべき所にはあらず　新羅王が此時の語などは後細來
の韓人などにとひ合もしいはせもして記したるならむ　三國
史記文中いさゝか異稱日本傳に引出たるにて考あれどもその
年紀年立などそこの文のみにてはさだめいひがたきことありて

決せず

○問　爾是云々失志　鼓吹なき後世の軍攻のことか太鼓などを用るも同じさまならむを笛を用られしは後世に法螺をもの[illegible]る由なるか同じことなるべし因に問[illegible]法螺貝を吹きたつることは竺土より渡りしにか竺にはなきことにて西戎より始めたることにかさて軟きすさぶことは詳あることならむ[illegible]詳になむ　この條の所例[illegible]高論や

答　鼓吹の類は古くより外國にありの[illegible]も[illegible]、異儲にあそびすることの類をおもふべし[illegible]知かたし笛は國栖笛なども見ゆればまして國中にはくさ〴〵有けむ万葉のうたに大角の音とあるは笛[illegible]今は貝のかはりに竹の筒をふくこともあるなどの類なり鼓吹の字つゞきは漢なれどもウチモノフキモノは昔よりありその條文の如くに一かくれたることなし貝ふくことは古く覺あたらず中昔よりは時をしらするにもものせりけふも又うまの貝こそふきつなれひつじのあゆみ近づきぬらむなどの類佛にことよりては聞ゆれどいかゞあらむほらといふ名は中空ひろくして洞朗なる意の語なり古事記神代鼠の語のうちはほら〳〵のほらも意同じ法螺の字音は中々に後の附會なり

○問　㤗乃今醒之曰云々乎　醒とは失志たるが少し志の間になりてならむを書法いとよしと云はむはいかにこの條例の

答　さることなりさとりておもひえて心つきてなどいふさまなりはじめはいかなることゝもいづれよりせめ來れることもおもひわかざりしが心つきておもひえたるさまなり

○問　[illegible]云々　[illegible]之時　素[illegible]にて見たることにて[illegible]　素組とはいかに素の字は[illegible]これ迄[illegible]は御[illegible]にもして[illegible]に下りたるもありしか

答　是らみな漢文にてかける意なれば例のかしこみ降れる大意のみをとるべし素は勿論しろくて染などせぬ物なり組はくみわなりされどかの國はやく漢地に往來もしてかの國ぶりにはなれたれば降參はかくするものとおもひて漢風にしたるにて是ら皆實事なりけむもはかりがたけれどもそをその比のこなたの人つばらかにしるよしはなければ此紀を書ける比追想して漢様にかけるなるべししひて文字に拘はらずともありなむ[illegible]國事所置の[illegible]にて降る時には皆是をさゝぐる漢風のならはしなり

皇后は云々の問かやうこまやかなることいかでかしらるべき大凡文意にて心におもひやるのみなれどてもしり得べきにはあらずされど船よりおりたちし人もありしことは矛を其門につき立しにてしらるゝなり

○問　叩頭之曰從今以後云々　貢男女之調　この條高論あらむには

答　こゝのうけひごとは皇朝の意にて語もそのまゝなるをしひて漢字にあてたるのみにていとよきをしひて字にものしたる故に字面に妨られてうるはしくはよみがたけれど意は皆古意ありてよしアリナレ河なとかの地にかゝる語あることまことに此時の皇國人のいひたるまゝにてつたはりたるほどしられてうなかし是鴨綠江にて後までも名高き江水にて漢地の東北のへだてなりアウリヨクの聲をアリとほのかにうつせるなりナレの出所未考ナはリヨクの入聲の韻と次へつゞく語とによりて出る聲とはおもへど次にいかなる字音とも證なければさだめてはいひがたしその北の朝鮮語に考へ合すべきことにても得ずてはしりがたしその國の語所々にいさゝかづつ見ゆ評國主コニオホルコニセシムの類なり國の義にあたる所をコニといへる漢語のコクにも近く皇國のクニにも近しさて思へばクニとコクとはほのかなれど似たる所ありもと言語は國はじめまししゝ神の御うへにていづくも／＼同じかりけむを世々をへ移轉してつひに異なるものとなりたるなりされば猶殘りて似たることはこれかれあること別に考へあつめんとして稿をなしかけたりさて心におもふ附會說いはじとは思へどこゝに及べる一僻說を試にいふべしアリは右のごとくにてその邊の里を皇國言に村といふにあたれば鴨綠之村河の意にてつゞまりてアリナレカハとなれるか和泉式部集にあかざりし君を忘れむ物ならばありなれ川の石はつくとも此うた此紀の意によりてよめりと見ゆれど傳寫の誤あるべし語とゝのはず石はつきなんとか又は三句物なれやとかあるべきさまなり

○問　則重誓之曰云々　及河石云々　共謂爲　新羅王が皇國を神國と云へりしことは前文に出たるを天神地祇の御こと迄も聞得たるにか　若しは此時かつ／＼承り聞たるをやがて奉誓たるにか　此餘高論あらむを

答　河石云々前に引たる歌を思ふべしうけひはすべてかくのごとく松山波もこえなむの類皆同じ天神地祇などたゞ神國といへる首尾にして聞及びたるさまに文面をくはへたるものと見るべしたゞ大意は聞及びたる神の御國の神にといふなり

梳鞭の貢まことに古傳と聞ゆ飼部とすること皇后の意にて命ぜられたるかとも思へどこゝの人にてはかの國王のみづからさやうに申せるなり是いづれならむさだめがたしおもふに火スセリ命みづからたしなみてわざをき人とならむとこひたまへるごとく國王みづから馬飼の賤職をこひたるにていたくおぢかしこみたるよりなるべしされぱくしむちの貢もそのしるしとしてかれより申せるなり此文の次又古事記の文はそのさだまりたる所にて記せるにてこなたより命ぜられたるにはあらじと思はるさて後世にいふ皇后弓弭にて三韓王者日本之犬也と岩にかきつけましゝが後までもうせぬをにくみてかの國

所の出來たるにか若しは新羅王が家に入御ありしにもある
べし營の字に意はなきなり　又云二國なる所を思へば別に
ものせさせ玉ひたる御軍營とも見えたり且内宦家のこと詳
になむ
答　行宮をかりにいとなみあるもしらず王城に入ませるもし
らず又内宦家は古訓の如くうちつみやけなり　みやけは屯倉と
もありて同ことなれども只國々の屯倉は非常の手あての積
倉也うちつみやけは天朝の御用の御てあてにそなへおく所の
意にてこゝは稻などにはあらずかの目かゞやく寶彩色などい
ふ類の御入用の物を奉りもしたくしおきもして御手あてに備
ふる意なり欽明紀に天皇所用彌移居國などありこは百濟なり
こゝの文にては高麗共にの如く聞ゆる故にことわりおくなり
百濟をさだめ玉へるは西にありて唐土の品種も來讎りて國重
しらぎよりもまさりたればなるべしこゝは北にありて不便利
なり
〇問　皇后從云々　十二月云々　この條明論なきか
答　十月三日對馬のワニ津より發船今十二月十四日宇瀰に
凱陣海上往來いかばかりなりけむしらねど凡半月餘ばかりと
見て新羅にましますこと兩月にたらず五十日餘なるべしかば
かりはつかのほどに三韓をむけ玉はりしは神のみたまのふゆ
にて合戰などにも及ばず手もぬらさずして得たまへる故なり
かくたふとくくすしとしるしあることを上世といへどもしろ

しめさずうたがひましけむ前天皇の大御慮思へばあかぬこと
なりかし
〇問　一云足仲彦天皇云々　譬如鹿角以無實國也
鹿角に譬玉ひたるは譯あることにか此餘の所を例の
答　鹿の角にたとへたるにて外面のみにて中空なる意本文
のソシゝの空國とある意に同じサハの縣主は周防のさばなり
御供につかへ奉りてカシヒノ宮に來居てありけるなるべしさ
てこの傳にては皇后御琴ひかせるにて天皇崩の後のさまと混
じあやまりなり古事記にては天皇御琴あそばしゝなり
〇問　其下御舟頁所御之船云々　本文見神后天皇御卷の前五丁一行此
條に間脱せりこの御船を神の得んとおぼしたるは譯あるこ
とにか美き船にやありけむいかに
答　韓征に神靈のりてかの國に到らんとおぼし玉へるなり
此記左丁和魂服王身云々荒魂爲先鋒云々の意と思ひ合すべし
〇問　天皇對神日其雖神何謾語耶何處將有國且朕所乘船
云々　本文には高き岳に登りまして云々の文あるに此條に
はたゞに何處に國あらんやと對玉ひたるは省文あるか省文
なければ大にいかゞなり又船の御答も大にいかゞなりなど
て船を奉り玉はざりけむ志こけれど神祇を敎下にぬは一向
に御目の武勇且外國に行幸むことをおもうくおぼしての大
御意なりけむ明辨をなむ
答　本文の高岳は神の御さとしありて後見ての玉へるやう

なるに本文も神託の後神をまたせておきて高岳に上りませる
やうにていかゞにきこゆるは別に父神かゝりありしかいぶか
しこゝの傳もひとしかるべけれど備にていづれともわかちが
たければかねて見はるかしたる海上に何も見えぬをと即答に
申上へるさま文面のまゝにし見ゆるなり晴は奉上はするには
あらず既とあればこはまづ奉り玉へる後の意なりされば天皇
の乘船なきをいかにせんとももどき玉へる意なるべしものうく
思しゝことは前にもいへりかにかくに事を左右によせていなみ
玉ふ意みえてかしこし

〇問　然未知誰神云々日向國有名云々　速狹騰尊也
此條日向國より以下の所高論をたむ　此條精あらんには例
の

答　むかひつのをは天疎むかつひめとのり玉へるに同きを
男とあるはいぶかしこれも天照大御神なればなり由氣向日尊
社も大御神なり男は借字作男などのをと同じく緒にて長の意
なるべしきゝそほふ解しがたし誤字あるかそほふはもしは笑
そほれなどいふ如くあふるゝこぼるゝやうの意にして洋々乎
盈耳やうの意にや俗にきゝかきにも及びつらんなどいふ語に
あたるかとせめて思ふのみなり五御魂は伊邪能女神などいふ
に同じ五は稜威なりいつといづと清濁稜威と嚴と異なれ共又
通ふかとおぼしきこともありいづのめの神は即大御神の別號
なりとおぼゆ同じみそぎのくだりになりまして清淨をつくせ

る意なり速云々は次にいふ

〇問　時天皇云々　何言速狹騰也　この解を

答　此上稱讚傳說はあかりとゝむべし指上日女尊と見ゆ
又暗記にしてしるせれば字たがふべし神代天地相去未遠故以
天皇進上これをたゞちに思ふべし此あがると云ことをいまは
しくきこしめして聞にくきこととのたまへるなり崩をあがり
といへばなりかにかくに神の御言にさかひてのり玉へるはい
かなることなりけむ皇后これまでもより〳〵神よりませるこ
とありて天皇御ましあなどりもし玉ひうたがひもし玉へるは
后なる故にもやありけむいと〳〵あぢきなし

〇問　於是令請天皇云々　随書數田祭　この條別意なき
か

答　忽病は古事記には御琴ひきながら崩せり本文神かゝり
は八年九月崩は九年二月にて間ありされども忽とあるは意同
じ

〇問　皇后爲男束裝云々　於是新羅王宇流云々朝貢
王が名の本文とことなれば名義を聞かまほし又文と文の別
なるをいづれか可ならん

答　王の名すべて東國通鑑にあはず似たる名ある名なども
或は時代たがひに順次たがひなどせりこれかの上もつたへは
かばかしからざりしなりひとつには此征韓のことはかの地に
て忌て記さゞること見えて少しもみえず王名などわざとたがへ

たるかもしらず三國史記にもなけれども少しよしありげなる
ことあれど前後を見ざれば考がたし爲内官家のことは百濟と
まぎれたるなるべし
○問　神功 一云禽獲新羅王云々固當如此　この條例の明辨
をこそ
答　王をころせる殘忍なるさま本文といたく異なりこは皇
后の意かくあるべからずあやまりなれどもかくいふつたへあ
るはもしは宰として殘るべき人別にかくしておのれ國王とな
らむと思ひてしたることなどありもやしけむ本文にも或王を
殺さむと云し人あるを思ふべしさて後のことは此宰もと王妻
の美なるなどをもておのれが物にせんとて后命をいつはりて
かくせしもはかりがたし次の天皇云々重ね再韓地に至りませ
ることあるべくもあらねばこは百濟とまなどのことをさめ
玉へるほどの間のことにてありしなるべしこゝにいふ國王は
まことの國王ならず其親族王子などならむもしらず又はこれ
よりのちのことをあやまりつたへたるかもしらず
○問　於是天皇聞之云々　謝罪　この天皇とあるはいか
に皇后とあるべき所なり應神の御代の事の文續きによりて
一事になりたりとは云ふべきにあらねば撰者の取遺(トリオトシ)か若
は世々の紀傳道の人のふと書き誤たるか　又王妻を殺て謝
罪と斗にては疏漏なり猶事(コト)條のあらまほし明辨をこそ又滿
海云々の詣の字もいかゞなり

答　こゝの論みなよろしいづれにも此細書のつたへは訛傳
とおぼしけれど七丁半枚は神かゝりの御名などうむかしきこ
とあり八丁一云より後あやまりしつたへとおぼゆこれは少し
東國通鑑に似たることありしを今は其書を藏せず昔見たるま
まなれば暗記にて考がたしかさねて此書を見もせば抄し出べ
し此書をもちたる人今きゝいでずくちをし
○問　神功 本文於是從軍神云々　立――邑　この條辨あ
らんには又云祠を立られたるが恐けれど御うつりのこと御
神體の践立が目に見え玉ひたるか或は神靈をうつしたるか
あなかしこ〳〵
答　長門豊浦郡住吉坐荒魂神社二坐これなりいづれも神が
かりありしなるべし穴門は即長門なり山田邑すなはち其社の
地なり仍社立於――立社とあるべきを倒置なり寫誤か
○問　爰伐新羅云々　この條も辨あらんには
答　いふべきことなし
○問　時麛坂王忍熊王云々　爲天皇云々　毎人令取兵交
帝の崩ましたることを二皇子の知り玉ひたるは皇后の喪
を收め玉ひたるによりて知り玉ひたるにか早く知られた
らむには前文にあるべきなり此文のつゞきにこりて爰に記
したるにて實は早く聞及び玉ひけむかも知らずさるは韓國
を平歸玉ひたるは父帝ならで皇后なることは西征とあるに
て知り玉ひたれば崩御のことは后方に隱し置れしかども自ら

もさけんとなれば西海よりはりまの中らより淡路阿波の間をへて鳴門をおこして紀國にはて玉へるならむかさだめがたし紀伊水門はさだかならねど若山の邊と思はる今の若山の地は昔は入海なりし所なれば地大にかはりて古の地形考あれど湊はいづくならむ紀川の末にてはあるべし又曾太子於日高とあるによれば日下郡北井崎にも湊あり其北在田郡にも湊あり其邊ならむ神武紀男之水門にも考合すべきことあり

○問　皇后之船云々　不能進　この段も

答　たゞちになにはに至りまさむとすれば今の地住吉にいはみたる軍に妨あるを神のさとして船をとゞめ玉へるにておのづから武庫に還ませり

○問　更云々　天照大神誨之曰云々令祭　大御神の不可近皇后云々と御誨ありしは何なる譯なりけむ　又葉山媛を以て祭り玉ひたるこの媛のことも御誨によりてか

答　皇后は一本皇居とあるぞよき大和の都にはへだちてあらむと神の思しめせるなりそは何故かはかりがたきをしひて思ふに住吉三前の書には海口なれば海邊をよみし玉ふならむ他の三神はさにてもなし軍の血の穢などいとひて本意の征韓はをはりたれば今皇后の御許を離れんとし玉ふなるべし廣田はつの國武庫郡にあり今は西宮へうつして舊の廣田社は舊地に小社あり西宮は式大國主西神社とあるこれなり資べに曹瀬荒戎社ありしをもこゝにうつして今は夷を專のやうに人思へり

○問　亦稚日女尊誨云々　此命は大御神の和魂なるか此條も別説を

答　此神前文にもれたることをいへり此神のことくさ〴〵考あり活田長峽は八部郡生田神社これなり　はりま風土記に爾保津ひめとあるは紀國伊都郡天野社丹生津媛と同じこの神これこゝにあたると別考あり大御神の和魂といふこと何によりてにか今ふと思えずいかゞ

○問　事代主尊誨之曰云々亦表筒男云々鎮坐島則不得度海　この條も

答　長田神社は八部郡にあり大津渟名倉之長峽は菟原郡本住吉社ならむと記傳の説の如し後今の住吉の地にうつる此時皆前の社をもうつしても祭れりと見えて住吉の北に廣田今宮西宮のうつしにてあり今夷と云か

○問　忍熊王云々軍之

答　引軍はさゝへえざりしによりてなるべし皇后南へ巡り玉へるをしらず菟道にて又さゝへんとなるべし山城川を泝りてうぢよりなら山をこえて都に入らんと思してなるべし

○問　皇后南云々攻忍熊王

答　前にいふ道を太子にあひまさむか爲なり

○問　更遷小竹宮（さゝ）――適是時也云々　對曰二社祝者云云日夜有別　此條も

答　小竹宮は今那賀郡志野村にあり日高郡當莊に八幡宮あり

て其神主小竹氏なりされごこれはもご菌をしのにあてゝ附會し神主の小竹氏も二百年あまりこのかたはゐまさかはたのみがたし其上次文が大野社は伊都郡大野社にてこれご小竹氏ご善友なる永部賀の志野にて其間二里にたらず日高にては十七八里をへだつればうごし

紀豐耳は日前宮國造の祖にて世系にあり大野氏は丹生氏にてもご紀姓より出て日前宮國造ご祖先は同系なりされば豐年かねてその事を知り一老父の傳を不聞て思ひ合せたるなるべし

〇右の條一向に郁北のことを欲郷編に嘆々寶話有なる東平が考說はいかにご問たん明答にこの說先年もこもあれ此地にて諸平伴雄などにかたりしを伴雄をり〳〵上京してかたりしをかたはしを聞ておのが說こして出せるさまに見ゆされごものがたりしのみにて書たるはみせざりしかばくはしくもおぼえすてかたりしを又つたへてかぼえたるほごにて出せるごみえてはなはだ疎漏にてたゞあひうづなひこいふを主こいへるのみなりこれは前後になほ說ありて考へたるこごありいご長ければ今は略せり此たぐひにて人々こられおることまゝあり芳樹が古風三體考　旋頭混本の說も我說を諸平よりつたへきゝて後にくはへたるなり以前三體考の稿にはそのことなかりしかばいひ示したるを怨うばひ入たる人わろさよかくの如き目にをり〳〵おのれ合へれごも說をおしこめかくさむ心いさゝかもたらず志ある人にはこ

もすればかたり出ることご今にてもしかり云々芳樹が出せるもたゞ其かたはしにて根基の證文しかる所以などはもれたれは他日本書を校し出すべし我あらはせる土本書こいふに古調考こて稿は兩卷なれご細書なればよのつねにかゝば三四卷にはなりぬべしこまあるにつきて實に遺憾

右答辻東平が考說の邊　これは前後になほ說ありて考へたるこごあれごれご長ければ今は略すこある高論の長說をいかで〳〵左に教諭希候淺香山の學のたご〳〵しさを松の火の道しるべにて高ねにかやすくのぼり行かむこごをこそ

答　以前にもいふごこくいひのこしたんことは盡しがたければなりされも他に見すべきやうに成來して清書あらば人にうつさせても御目にかくべけれごいごまなくて反古のまゝなればなりそれもなしえずすべてのこせるは皆如此なれば再問ありても其議論なりをしたにはあらず御問の爲にそれらを清書せんごすれば一事にてもひま〳〵にものすればごみにはなしがたし此類前にもことわりおくが如し何ごも〳〵當座〳〵のことにおはれていごまなくてものしあへぬをいかにせむ是をものせんごすれば他事をそれほごすてざれば出來がたし四年前秋より公用にて當春まで日勤役所へ出でその間におくれたりし自他國の詠艸問條往復机邊にみちていづれも〳〵氣の毒にてかたつかず此ほごしきりにそれをこおもへご此貴方の問條一卷をせんごすればよほごのいごまをつひやすことにて

老後甚くるしむことながら御志あつきによりてたへしのびてものするなればこゝのふしのごときことなどその中にありてはその一事ばかりにも又一巻ほどのいとまいればなり諸平伴雄にかたりしだにつくさずてしらざりしは幸にくはしくは尋はれざりしにても察したまへ會得しがたきことはいくたびも問たまへといひしは一事の注のうたがひ殘りときごと行たらはず又おのがいひしことのうべなひがたき又は他にさしつかへあるなどあらば遠慮なくかへさひてといひたるなり多く長きことを數ヶ條の中の一ヶ條にくはへてかくとはれてはとみのことの間にあはずそれにひかれて他のこたへまでもおそくなるべければそはかやうの中のヶ條にはくはへたまふべからずくはへてこたへらるゝほどなればはじめの時別紙になりとも張紙してなりとも答ふべければなり

かくはしるせれど例のいたづき問給ふにはまげてこゝにやゝいふべしすでに前條豊耳の所にいへることをも合せ見るべし此天つ日のくもるばかりのこと天岩屋戸をおきては外にかろがろしく有べきことにもあらずかつそは皇后こゝにいたりまして後此わたりのことにて有しさまと見ゆればます〳〵あやしぶべしされば上のつねのことにはあらずいかさまにも神の大御心にかなはぬことなれば思ふに文面は男二人の合葬したることのみなればます〳〵考ふるたづきなしされば深く遠くおもひ見るに是男色のことにて神の道のことわりにたがふ穢行なればなりけりと心づきたりしははやくおのが古さとに有しころにてその比かの地にてかれに聞及びたる男色のことの中によのつねの美童の事のみならず少年を愛するのみならず年たけたる者どちも又かたみにかたちよしといふにもあらぬにも此類あること又男中に一種さやうのことをこのみてする者もおのづからにありそは犯さむとするかたこそあれ犯させむとするをこのむ奇種さへあり是らいかなる性質にかおのづから言語舉動女のごとくにまねびて衣帶までをもそのごとくする甚しきもあり俗に女のうまれそこなひなどいへる類の人物をも兩三人見たり是かぶきの女形といふものをまねぶごとくなれどもさにもあらず戯場などをも見しらぬものにもありまことにふしぎなることなれどおのづからの性質にて親兄などいさめ朋友などにわらはるれどもあらたむることなし此類のちにみれば此紀國にもさる類ありされば諸國にもおのづから有べし出雲などにはいかゞ聊聞及びありやなしや此類その情などいひもてゆけば男女のかたらひにかはることなし又さるかたくなゝる心よりおこればにや男女にもまさりて情深く一圖なるごとくに見ゆ石點頭といふ漢土の小説を見しに學士の中に一人かくのごとくにてつひに世をさけて山居し終身老後まで二人同居せしことなど見ゆるに傳へ[illegible]もへばいかでかくはといぶかしくも思はるれどその情中に入て見ばかくすてがたき情もおこるものにやあらむ猶前にいふ人物の

つね〴〵のさままたその聞及びたる穢行を思ふにかたみにふかく愛するにいたりては人のをしへてなることにもあらず又おのづからその人の情より出るのみなりさてみれば此皇后の當いまだ[illegible]だに行[illegible]しげ[illegible]まし[illegible]漢土には物遠きころなるに男色といふことはもと異國よりことつたへ來つらめ皇國にはあるべくもあらず世俗には空海の比よりなどいふも隨分さやうにたれも〳〵思ふことにて[illegible]ことありとてもそれも證ありていふにはあらずたゞ想像と後世出家などの專こそのわざあるよりいふなるをつら〳〵おもひみるに前にいふごとくおのづからにもさる情のおこることあるをおもへば異國よりかくとそのわざをつたへ來らずとも心神契合するにいたりてはいひかたらひむつむのみにてはやるせなくあきたらず同食同寢するよりおのづからに心ひかれてかゝるひがごとしはじむまじきにもあらずさるは世にきく所犬狐などをさへ犯すものありといへば是らは淫欲にてはなくたゞ物氣の領意をやすむるまでのことにもあらめどその畜かへりてよろこびなづきてしたふ時は捨がたくなることも有べしいひもてゆけばあさましくきくにたへずしるすにあまりなることながらそのよりきたる意をいひあらはさむとすれば又いはざることをえず男色これとひとしくいと〳〵有まじくけがらはしきのみにて何の爲といふことをしらず男女のむつびはむすびのみたま子うみの中の一種にてたふとくすしきことなれどもそれだ

にも淫事を欲外情のすぢは本意にはあらで穢行ことこそいはめされどそれも又すぢのよからぬひがことなれどおのづから心にうかび出て他よりもてつけたることならぬ情は情なりさやうにおのづからに[illegible]時にて[illegible]情におきては異國のつたへもまねびもよつて[illegible]にかゝるはかならず此時より二人同心[illegible]催してかゝるひがことのきざしたるもすなはちおのれさきにいふよごとにはまがことといつぐならはしにてたからの國のしたがひまつれるよごとに忽まがつひのまがこと根ざしてのち〳〵よからぬ異國のならはしのうつり來べきしるしにてかゝることもおこりそめたるにて此御世にしも先代にためしなきあづなひの罪おこりてあまつ日のかきくらすばかりのしるしをも見せ給へるならむとは此合葬の汚にてかきくらしたるにはあらず合葬までに及ぶべきそのすぢならぬ汚をいみきらひましかつのち〳〵よからぬあだし國の手ぶりの起りうつり來べきをまだきにしろしめしてそをさとしまさむとしてことさらに蔭雲をおこしてそのわたりをてらし（汚をへだて、）たまはざりしなりとぞおもふそはのち〳〵此わざさかりにおこりて多き中には合葬したらむもありぬべけれどさるしるしはその時のみなりしにておしはかりしるべしさて此わざをいみきらひたまへるは子うみの爲にてもなく何の爲にもならずしてあたら兒孫をうまはるべき精液をつひやしすつるわざなればなり前卷神理をときたる中に同物交りては異色生育のむすびの御しわざにしたがひ次第

に物より物を變じ出して不窮のたねをさだめ給へる神の深き
慮にたがふ故に同母兄弟の婚をいましめ給へる上古のおきて
をも思ひ合すべしまして男と男との契は同母兄弟の無益の理
にもまさりて甚しきひがことにて神の本意にたがへばなりさ
てこれをあづなひの罪といふ名のよしはあひうづなひにてさ
やうにすべからぬ男どちの心あひうづなひてかくひがことせ
ることをいへるなり
右のごとくにいひてこそ異國通路うひ〳〵しき世に此ことの
ありそめしこともさもとはいふべけれ嘤々筆話にいふごとく
にてはさはおもひよるまじきことにて突然たるうへに語意も
あひうづなひに思つかずなやみあつかふことにときて清濁も
たがひ綢繆するあまりに悶熱懊惱すなど物うときことをいひ
て言をよせしかどもいひおふせられぬをいひまぎらしてほの
かなることにおしさだめたるのみなるは心ゆかぬこと言なら
ずやたゞ男色のことなりといふ目あてをのみほの〴〵おのが
說をもり聞てしひていひさだめんとするよりかゝることゝな
れるなるべしこれを男色なりといふは云々といひたること
神につかふることをもすてゝ自殺すばかりのことは戀情なら
ではさやうにせちなるべからずといふことなどはその如くに
てかつ合葬もそのよしなどをいひのこしもしたらむさらでは
かたへの人死後に合葬もすべからざればなり爲善友といふよ
り仍合葬といふまでの文意を事實にかけて想像したらむには
くはしくいはずとも男色の契深かりけむことかたへの人もお
もひやりて合せ葬るべきさま心にうかびしらるべきなり人も
こそあらめ神にいつくべき身にてかゝる神の御意にそむきた
ることをなし出たらむはじめ故にてらしまさゞりけむもうべ
ここそおぼゆれ祖父が答問錄に或人この條をとひて今も男二
人合葬せば此しるし有べきやといふに答てこは神の御心なれ
ば今もさありやあらずやはさだめがたしかつ是は常の人には
あらず祝どちなれば又常人ともかはるべしとのみいひて言を
いひきられざりしは祖父もいまだ此ことはよくも考へ得ざ
りしうへに今かゝることをしたりとも天つ日の必くもるべき
しるしあらむともおぼつかなくおもへりしかばその意のみに
てははかりがたしとこたへたるのみなり前にいふごとくなれ
ば今世にては祝どちかゝることありとも此ごとくには御しる
しあるべからずと思ふなりされど神の御心にそむきたること
にてよからぬわざなるはいふもさらなり東平の說はおのれが
說と偶中にもあれ男色のことゝいふ目のつけ所のみひとしく
てその餘のことはたがへりかついまだいひつくさずしてその
おもぶきたちがたく聞ゆるなりなほよく見む人の心にこそ說
のよしあしはさだむべけれ此條聞にくきこと多くてほと〳〵
しるしなやみたれど前にいふごとくねもごろにとはるゝいそ
しさにかまけてくるしきをいとはず心におもひとれる大意を
くづし出たるになむ

○問　忍熊王の御軍次第に破々の說明の御ひの條はいかにと問たる答に所々よほど蛇足あり但隨分なる意は聞ゆる所にもあり又その意にもあり述べけれどもその文にもままではとおもはるゝこともあり元來云々一々を引出ていはんには小紙につくしがたかるべしとある高論の長評いかでいかで

答　是もひとつ〳〵あげつらはんはいとわづらはし大意はのぶべしまづ往古は兵器すくなかりしなどの事はあまりこちたく細條に過たれどもおのづからさやうにもあるべし次に後世の軍の門出の血祭といふことをうけひがりのなごりといふはやゝ附會なりうけひは占卜に近し血祭はたゞ血を見そむるをことのはじめといふやうの意にてまつりとはいふべくうけひとはいふまじきさまなりされど何ごともなごりは轉じゆくものなればひとしからぬこともありぬべければかゝることにては物遠くいはずともありなむ何をがないひぐさにせんとすすめる心のすさびにやあらむとおぼゆるはいかならむさて紀の文面に見えざることをもおしはかりそへたる意は隨分さることゝもおもはるゝ中に皇后住吉につかせ給ふといふ西住吉はおのがいふ菟原郡の古住吉か今世にいふ住吉かといふをみれば今いふ住吉とも聞ゆるをこゝに着ませりといふことは文面になければさだめがたくことに着まして忍熊に引しりぞき給ふなどはゆるらかに皇后日高へはる〴〵とめぐり出ますずともかへりて武内すくね譽田天皇とそつの國のかたにめぐり出ますべかりし順次實は皇后にはじめより紀國へ御船にて出たまふとしるべしそは前後の文意に心をひそめて考ふべし

熊之浦かうたの前の小書につたは後世ならずといふ說はよし但いひ樣は猶有べしあらゝまつ原を敵のそなへの荒ごとしたるによせたりといふはいかゞあらむこはたゞ次の語をおこす爲にうちわたしたる所のさまをいふにてもあるべし次のまつばらにを松原の意とするは前よりのときかたゝかへばたゞ同語をかさねたりと見たるにやおのれはわたりゆくさまを心つけてよくする意にて前條の意かとおもふなり但こはいづれよからむ

やいつこはやつこの本語といへるはさもありなめとつひにその語意をとかざれば本末のさたも不用なるがごとく本といふ語もたしかならずヤツコは家仕丁のことゝきこえるなりヤツコはその省きたるかたちは家子にて後の軍物語などにいふ家の子郎黨などいふとひとしくて意は同じけれど語はいさゝかたがへるかそはしりがたしあはなをあはんよなといへるもいたくたがふにはあらざめれどたゞあはなむといふと同じと見てよかるべしかづきせなわをせんよなといはんよりはせなむといひたるかた近かるべし猶同格のくさ〴〵あるなどいふ所を見わたしていづれまさされりといふことをさだむべしいさとあれや。

の所に五臓六腑もそなはるべければ不用の語なりこゝはそなはることを何の為にかいふべき人の痴（又は不具なりなど）なりといふをさにはあらずといふやうの時こそさもいはめこゝはたゞよのつねの肉身なるべければさやうにこそいふべかめれ逢坂の名によりてかへし合せたることをいひたるはよしいたでおはずはをおはむよりはの意にはあらずとして別にわきまへありとのこしてこゝにいはねばその説はしられねど次の大意をいへるにて見るに別によき説ありげにもなしその意をのべたる所に此間に長く言をつゞけて何とかいひくろめむとすれどもいかにしても次のかづきせなわにうちあひわろき故に長く言をたしていひながらもそのはての語に敵のとりことならむよりはといひたるは捧腹すべしかくいふならばやはりずはをよりはの意といひてこともなく聞ゆるをなどさは物遠くむつかしくいひて説をたてむとすらむさて説のたゝばこそあらめ譯文にいたりてつひによりはといふ語をいひ出たるは一笑にたへたりさてせなのなをかづきせんよなどいふうちあひもいまだうまくもかなはぬをいかにとかするか宿禰云々うたはせけらく「あふみのみ　うたはせはわろしうたはしなるべし但こゝはかくいはずともうたひけらくにてよし但軍人におほせてうたはせたりと見たるにやさはあらじ有なほいふべきこともありぬべけれどわづらはしくてなむさるは人の説をこぼたむことは心よからぬうへにかくはおもへどおのれが心こそあれ又人はことなあげつらひもありぬべければあまりならむは中々なりやとて

○問　注五 三十九年云々――四十年――四十三年――次郎篇には人名のみを問たるを其餘に譲あらむには

答　三十九年に大歳とあげたるは例に異なりいかなる故にかいぶかし四十年四十三年のみ大書なるはいかゞ小書は皆からぶみを抄出のみなり是は三條ながら後人の攙入かとおぼし四十三年のかたへに今本清本一向无之とあるは清原家本には此條すべてなかりしにてうべなることなり一向とあるは此年のみのことか三十九年以下を合せていへる意かはしりがたし

○問　四十六年春三月云々　云々甲子七月云々百済（聘）王云云久氐等――云々　於是久氐等云々　如此乃還云々　時百済――云々還之也

此中次郎篇に注五 卓淳國のことを答注ありていづことも難定よしなり其餘の文辭例のいかで〳〵

答　こゝは一種の異傳かいぶかしきことあり已前すでに新羅のしたがへる時に百済高麗ともにまつろへるにこゝにいたりて卓淳王をしるべとして通路をおぼつかなげにいふは前文とうちあはずおぼゆればなり

卓淳は新羅のうちの小名か志摩すくねその日本府にありてなるべくおほゆればなりさて百済已前に服仕はしつれどもいまだ皇國に來ることは此比までなかりしが通路せんと思ひてにもあらんか背古王は誤肖古王なり東國通鑑に見ゆる名なれど

べき次に云べしかの古事記氣比大神名替のこともこれにて明
なるべしこれおのれ秘藏の説なり

○問　鞆字上古時俗號鞆謂褒武多　鞆のこと記傳はさらなり
貞丈が鞆考　武器考證、四季帥　貞丈雜記等に論へること
も可然歟武用辨略は誤の由なり例の円辨をこそ
又褒武多のことにも詳に高辨をなお

答　鞆ほむだと云がそも〳〵あやまりなり是はひの神御名
のかはらぬ前とかはりたる後とをまぎらしたるなりもとのま
まにて名をいかにかへ玉へるか知がたし名かへのことよりあ
やまりたるなり大神の名をいさゝわけとあるこれすでに替ま
してのちの御名なり鞆の古名いさゝなり鞆は弓弦のあたるを
さゝへん為のものなれば弓障射障の意なり射とゆと通ふ弓も
いることよりいふ矢もかよふなりやるといふ意これなりゆみ
のゆは動意なりされば鞆なす肉ませるによりて始いさゝ天皇
と申神の御名はむた大神と申せりしを互に名をとりかへ玉ひ
たるなりはむたは穗賞田の意なり此神食物のことを守り玉ふ
神なるにより食饌大神とも申奉れるなりさるをこゝに本名と
後名とをかへきまにつたへたるより解がたくなりたるも大鞆
わけと申御名はもとよりなり一云のつたへよろし

○問　同一云朝大皇云々時大神云々然無所見也未詳此條
例の問論をことさらに無所見とはいかに然以下の字なくてあ
らまほし無しとありては國記にも見えざる由のこと見えた
り國記になくとも一の傳説なれば世にいへることとなるべし
さて此御名易のこと明辨をこそ

答　無所見はかくはいへ共本名をかくといふ所見なきなり
なきこと理なれ本末をあやまりたるなり

△章問書十郎篇　（三郎篇專問）

○問　百錬抄半治元年八月二日の條達門宮のことにつき
て罪問ヶ答の中に迷はざりし人は大江孝司にか有けむ輔
末に云々とあるにつきて玉たりきに家隆は若年のときは佛
道に心よせられざりしかども老後には云々といへりしがこ
の論もさることなりかし

答　世人古今多くは家隆卿のごとく又はじめよりもすてか
ねし人多し名高き菅公も文時の中に願文多く福氣請牘出だに
寺をたてなどせり今人江戸人小林歌城も今は佛ごりになりし
由古事記傳上木にいそしみし横井千秋ものちは子のさきだち
しよりあおきなく思ひなりて念佛道にへたりいなやまとたま
しひのすくよかならずまことにはまめ〳〵しからぬに出るな
れどもさばかりの人のいかにまよひけんといぶかしく憤ろし
き事どもなり

○問　同九月二日の所請迎勞祭上皇云々とあるを迎勞は
罪にあたりて配所にて死にし人なれば其怨靈をなだむとて
祭玉ひしか若しくは上皇迎勞の筆跡を云々と聞へいし答に
怨靈をまつらむとてなるべし上下御靈社の額まゝあること

なり此まろ何ごか祟らしきことにてもありしかしらずとあ
ゐにつき思ひ出たりそれは光格帝崩御の後廣橋胤保朝
臣（光成卿よりも）より何くれといひおこせられたるによりておのれ
聞に遣したるに胤保朝臣の答の中に下御靈社の事あり聞答
左にしるして聞論をなん

一天皇御代々々朝廷に下御靈社[illegible]に御祭被爲在候御事
にか是迄久しく御院號の御時は佛さまの御事のみにて下御靈には御祭り不被遊候歟と慶候
當時御近代にては大凡御神靈にて無之多く佛事の方に候但
仙遊寺に御崩御被爲在候得共靈元院帝などは下御靈社に御神
靈有之由承傳候御葬送の節下御靈の社の御通行の時御車の
内より火の玉出來して下御靈の御戸自然にひらきて其内に
入たる由風説有之候夫などの故か下御靈の内に御神靈祭り
有之候先近年は其由の儀存候

右尋問答往數十個條の中[illegible]年[illegible]月（此書は[illegible]と胤保朝臣の答々を記錄したるにて）
（先達て一冊入候て也）三卷ありぬきいでゝ尋問語入申候なりこも〳〵
朝の御事は他に聞えむこといかゞの由なればいみじううち
うちの事なれば先生にもその心してよ
右胤保朝臣の答に風説有之候とあれば朝の書には出さると
こ見えたりされど下御靈社に御神靈（靈元院天皇なり）祭り有之とあ
れば實事にもあるべき歟さてさるゆゑよしのなくて御神靈
の祭り有しならむには別に御由來のあるべきなりこの愚論
いまだ廣橋に問ひに遣し不申候なり先生明論あらむにはつ
ばらに教諭をなむおのが愚説その餘（ホカ）の辨論を

答　靈元法皇の御事はじめて承り候へば下御靈にまつらせ給
へることめづらかにおぼえ候のみ何も存寄無御座候此帝御即
位の時は御幼少にて攝政ありしほどなれば崩御も御若くまし
ましけむにさらに又はやく法皇とさへなりませるは何故なり
けむ何ごか御いきどほろしき御事もぞましけむといとかしこ
し

されば崩御の御事も有しならむかよのつねざまの事にはあら
じとて泉涌寺を仙遊寺とあるはかくもかくこともあるにや御陵
のあるより同音の字を義にとりてのことかいぶかし近來つぎ
つぎ物ごと古格にかへりあらたまりてよきことごうるはしき事
なきに御陵の事のみはなほ僧徒の舊貫にまかせてよのつねざ
まの法會めきたるは日の神の御子ともあらずかくめでたき御
世にもふさはずいと〳〵あかぬことなれどもせんすべなきこと
あるにや又は朝議に傑出の人なくてさやうの議も新にいひ出
すべき人なきにや

近世光格天皇ばかりの英邁の君もおぼさぬに御遺詔などあり
てむかしの山陵のさまにて僧をいましめて別段のうち〳〵の
法會などは格別大御陵の中へは足をもいれさすまじくあらま
しかばとおもふもやくなきひとり言なりけりさておもへば御
魚屋の八兵衛が歎訴して御火葬をとゞめ奉りしばかりいみじ

きいさをは近代きかず古學者と名を得たる人々も實事により
ては八兵衛に耻ることなからんやとおもふまして堂上の人々
はいひがひもなきことなりけり國々の古學者は志ありともそ
のことにあづからず都にだに自由にゆくべきをりもなきをい
かにせむ集中にちかくつかへ奉る人はそれらとは懸隔して八
兵衛が類ならぬをや

△尋問書拾一篇（四郎篇再問）

○問　太郎篇の再問初條の神人の差別の貫答おのれ生涯
に日本紀傳を云々　寸紙に盡しがたく候へどもつみ出て大
意を云々とありし詳教を四郎篇にこゝに大意を云々とある
を又委曲にと希たる貴答に大意をとりて前條に申たれば
今は細條をいふべきのみなれどその細條にいたりては末條
くさぐ〜にわかれて又つきせぬことゝもなるなりすべて一
ツの考といふものはくはしくせんとおもへばそのひとつの
みのことはいひがたき物にてそれにそひたることその類の
物のこと又説をなして後云々　わづらはしくなること云々
此方の祖父のごときはしばらくさしおく世上の人の小一册
云々　心得ずも思ふこと多しこはおのれあまりに細微に物
するわろきくせのつきたる故ならむかとさへをり〜〜は思
ふことなりされば云々　目錄のごとく前條にはいへるをつ
たなきおのれをもうむがしみ給ひていかで〜〜と心深くこ
ひ給ふには面かつことを得ず力のかぎりはしるさむとおも
へと云々とありて末文につばらに教示ありしはうれしくも
めでたくも云はんすべもなくなむ且このよろこび云はんす
べもなくなむそも〜〜いかでと思ふことに教示ありし計世
にうむがしく思ふことのあらねばかく言擧しつるなりこの
後も例のいかで〜〜と希候也

答　此たびの再問はみないひとりがたくむつかしくてはあ
れどおのれが是までの考の髓腦ともいふべく思ふをかくねも
ころにいひおこせ給ふにはえもそむきがたくて雄心をふりお
こしていかにもわづらはしういひときにくきことゞもをくさ
ぐさに考へわたしながらつぶ〜〜とかきしるしたるは物くる
ほしくもむねいたくもあれどしのびてものせんと思ひなりぬ
此答どもは一條とてもたやすき考にはあるぬを心をひそめて
見たまへかし

○問　前文次先神といふものは古事記傳にもあるごとく
御かたちなど今世の人と云々　佛のことは眞假交りたれば
云々　眞人の佛は教こそ異なれ術こそたがへ聖人老莊など
と一類にもいふべく云々　この眞人の佛けとは釋迦迦葉
を始めかれこれのことにか

答　かくのごとくなり名のみまうけていふ假の本體なき佛
名に對して眞に人體ある佛の意なり人の眞なるよきをいふに
はあらず

○問　但もろこしにて神人とさすにそのものその書によ

りてひとしからぬもあれば上世にていへば皇國の神に近きもあるべく又人のかしこくすぐれたるをいふも有べし
神人とさすに云々　西戎の神人とさす處聞かまほし右の文の皇國の神に近きも有べくの所をも
答　異國とてもその國をひらきはじめつるはかの少彦名神をはじめそれ〴〵神ありしなるべしひとつごとにはくはしくはわかちがたき上にその國々にての名のさまつたへの異なるなどにて皇國にひとしからずおとれることも勿論あるべきなり　異國に神人とさすは人の中にて神なるをいふその神なるといふは神仙神靈神妙などいふ神にてたゞすぐれたるを神と目せるにて　皇國にいふ所とやゝたがへりさればはじめて上古には前にいふごとくまことに神なりしもあるべし
〇問　同皇國の神はそも〳〵天地をつくりまし云々　木の神云々　はじめにいへるはかけまくもかしこき五柱の別天神云々　さてひとつのことを得ませる中にも小分ありて大山つみの神の外に云々　さて玉葉百首にも云々　此中に八くさのいかづち神云々　又桃の實に云々　千曳の石玉に云々　桃の實は云々　狐は人より云々　さて神のまことに人に異なる所は云々　是ら皆人と異なる所にて云々　さて此幽顯ふたつにわかれたるはかの大國主神の云々　この所をよく心をつけておもふべきなりそは古語拾遺に御年神のいかりてはなち給ひしいなどのみ申たまへるによりてもとにかへすべくおぼしたる御心なるにそれたちまちにはなりがたくてくさ〴〵それをはらふべきさまををしへませるなどもこれなり此御しわざにも考へ得たる説あり枝葉になりてしげゝればいはず
右古語拾遺の中のことにつきて此御しわざにも云々とある考説を例のいかで〳〵
答　左の引文によりて始唾はきし玉ひしことを舊にかへし玉はんの御意あることも考合すべし
御年神教曰以麻柄作桛々之乃以其葉掃之以天押草押之以烏扇扇之とある押草は和名抄に玄參をしくさといへり本草綱目玄參の條の發明に元素曰玄參乃樞機之劑管領諸氣上下淸肅不濁風藥中多用之とあり烏扇は一名射干本艸氣味苦平有毒總目に主治云散結氣云々瘀血在心脾間欬唾言語氣臭散胸中熱氣云云治瘡　附方に水蠱腹大を治することあり　同書苧麻主治毒箭蛇蟲咬發明に蠶咬人毒入取肉苧汁飲之今人以苧近蠶種則蠶不生附方に蛇虺咬傷以上此外もよしありげなる文あり
右等を通考するに虫を逐ひ其毒を解する意惡氣を驅り淸氣を通ずる意見ゆるはもとより　神のそれ〴〵の功を百艸諸物にわかちさづけ置玉ふ故なれば其由をもて蝗をもはらはんとの御教なることしるし又さても猶さらずばと丁寧をつくして再命に薏子とあるは薏苡仁なりこれは實なりこれ又同書に氣味の下に殺蚘蟲云々淸熱す風勝濕附方此ものゝ粥は除胸中邪氣

肺痿咳唾を治すること根は下三蟲煮汁去蚘蟲を治す附方に蛔
蟲心痛を治することなど見ゆ
蜀椒は山椒なり氣味の下に除鬼疰蠱毒殺虫魚毒云々殺蚘蟲こ
みゆ附方中に九虫須消忘言　自逃避また冷虫心痛とも吐出一
蟲如蛇とも生蟲遊走痒痛蜂螫作痛風蟲牙痛百虫入耳毒蛇咬螫
蛇入人口などを治する効あり
胡桃はくるみなり此油は殺虫攻毒とあり今もすべて油を用ふ
ることあり痰喘咳嗽を治す以上同書に食鹽は殺鬼蠱邪疰毒氣
云々除風邪吐下惡物殺蟲云々邪氣一切蟲傷をそむ尸疰鬼疰
鬼擊中惡云々中蠱吐血蠼螋尿瘡蜈蚣咬人蚰蜒毒蜂螫吐帶解
黃蠅毒毒蛇傷螫頭出怪精を治する類多く見ゆ
右等を通考して蟲をも逐ふことをしるべし又以牛宍置溝口作
男莖形以加之とあるは元來牛肉によりて怒ましたればそのも
とにより男莖形はもとよりをかしき物なることは神代より情
はひとしく天鈿女もひもを陰におしたれあらはなりしを諸神
の笑ひたると同事にてもと御歳神の怒氣によりてはなちまし
たる蝗にてその怒の氣は同神納得ましくても一旦はなち給
へりし蝗はもとにかへりがたければ又表裏の法にて此たびは
牛宍を見て男莖形によりて實に笑ひ給ふ情の發する所始の怒
氣を解く由緣にていはゆるかしりわざの神理なり妙とも妙な
り前のくさぐ\の物にて一旦の蝗は出去ることも怒氣の餘氣の
去にされば又生すべき故にかやうにし給ふことなり

○問　同又にゝぎの尊木花さくや姫を云々　又一日に千
頭云々といざなみの神の云々　いざなぎの神云々　されば
いざなぎの神の御ことよさしゆるがぬにすさのをの神は御
母にひかれて云々　つひに根國にいでましゝは云々　さて
すさのをの神御一人こそ云々　そのすさのをの神の御末に
て國をしろしめし來りて大國主神に及べるなり此神又くさ
ぐさ云々　つひに大國のぬしたる功をとげ給へる此次第に
も大に論あり
この大に論ありといふ其大論を例のごとくなむ
答　神の理は人理にかはらねど人は現事のみをしる故に同
じつゞきにてもその界をこえて云々幽妙なる無形の所にいた
りてはさとりがたしされどそれも愚人はよくしられたること
もそのことを目前見ざれば信ぜずやゝ書をよみ物の理をしれ
ば比喩しられかれをかよはしても知るはやゝ深く入たるなり
それにもかぎりありて儒流のごときは理のみをさきとし名目
に拘りて實にうとき故にかひなし古學者の中にもその僻をの
がれぬ人はあれどまづは實によりて空理をいはぬによりてや
やまされども猶幽妙には遠きをおのれこゝにくるしみていか
で神妙のかたはしをだに見たてしがなと多年の勞をつみたる
こと以前神理といふことを剖判のありし時にいへるが如しそ
のごとく知りたきことなれどもかれこれを見わたして參考し
心をひそめてうかゞへばいさゝか片はしには得つべきものにて

その片はしを得たる世にいふ理外の理などいふ界をやゝしりてさかのぼりて神のみたまを乞のみまつりて人の及びがたき所をやゝしれば神理に近づくこの味は言語も及ばずましで書とることはなりにくき物なればたゞそのしかたをしめして得る所はその人々の器量と智聰とにまかせん外はなし前にいふその宍と男莖形とにて以前の怒氣をなごりなくし給はむとの神策妙なり以前もいふごとく神の一旦心をこらしてうけひはもとよりさらでもしかとなし出たまへるとはそのまゝにては悔改めかへし給ふことなりがたきも又たふとし是をかへし給はんには又別にそれほどのことをなし給はではかへしがたきことすさのをの命の泣せるによりて青山を枯山なし給へりしも後神やらひのことをへて木だねを蒔おこし大歳御祖の命及若さなめの神などの類の神たちを多くなし出まして舊に復せるにて類知すべくすさのをの神はやらはれましてもはじめの御よさしの言のこりて大國主神までも此土をしきめ給へりしこと又それをことわりてにゝぎの御ことを降し給へるにたやすからずて穂日命天若日子無名雉たけみかづちの神にも及びて後も猶天つ神大國主神の御爲に丁寧を盡し給ひて事なりし類をも見るべし猶すべてに此類あるを推知すべきなり大國主神のくさ〴〵災に逢ませるも又初の汚のなごりにてそれをこと〴〵くしのぎ清め給はずしては大國をゝさめますべき功のたちがたかりしをも思ふべし

○問　さてかゝる御つゞきのつらぬきいたれることなれば又天神の御子といへどもたやすくそれにかはりて此皇國をしろしめさんことはいと〳〵かたくて云々猶ことゆかざりしはうべなりたけみかづちふつぬしの神に云々　さるによりてむすびの神も云々　まつるべき武ひら鳥の神を云云　大國主神もかくねもころにみことのりあるうへはこうべなひ給ひてつひにあらはにごとの方をゆづりまして云々大物主の神の御名ありて云々　以前にわが一神にてをさめ給へることひとしくあるべき結構なりけり

右以前にわが一神にてをさめ給へることひとしくあるべき結構なりけりこの所ひとしくあるべき云々の意を今少し詳にきかまほし　又大物主神の御名のこと　三輪に限り奉れることは先達の説にてうべなひたるを　守臣は三輪に限り奉らず出雲にても云々といふ説をたてたりこと長ければかいつみて云々　此論いかに　幽事をのみしろしめすことになりては他にてもいふまじき御名にはあらねど見あたらずして祖父はみわにのみといへりしもひろく見わたしてのことなりされどもしほか書にさやうの御名をいひたる傳などあらばと申さんもいぶかしきことにはあらずその證文をさだかにさだめて後可否はさだむべし輕忽にいふべきことにあらず

答　すべての大意は前條にいへり我一神にて云々は是まで

は大國主一神にて葦原中國をゝさめてしかも根國にも入まし
て祖神にあひまして幽顯ふたつを兼てたもちませりしを今天
神の勅のねもころなるにそむき給へることあたはずあらはに
事の方は是までわが一神にて司どり給へりしごとくにひとし
くにゝぎのみことにゆづりまして御みづからは幽事の方のみ
を是までの如く知り給ひて長く朝家の御まもりとならむとち
ぎりさだめ給へること妙とも妙なり骨髓にかきみわ山にまつ
られ給へるも此よしにてそこにては大物主と御名を申せるも
幽事のみ專としたまふ意をあらはせる意なりされば此御名は
幽顯二つにわかれざる以前にはなきことなりさて御まもりと
ならむと申給へることは國をゝさむべき大本の皇帝たるべき
には必以前のごとく幽顯を兼ませではたらはぬ故あるに今あ
らはにごとのみゆづり給へればそれのみにてはことたらざる
事を知ませる故にそはやそくまぢよりうかゞひしりてこの幽
事もて顯事を長くまもりたすくべしさらば皇孫はあらはに事
のみしろしめすとも事の闕たる所なかるべしとの意なりかく
あらでは又天の事もうべなひ給ふまじければなり此こと容
易のことならぬを今までこゝを考得たる人あらで傳說疎漏な
り

○問　さて又天神のはかりまして豐あし原のみづほの國
はあが御孫尊のしらすべき國とのり出たまへるとかりそめ
のことにあらずはじめすさのをの尊に父神の云々　父君の御
よさしは破れたるがごとしされど御子孫につたはりたるは
つらぬきたる餘波なりし一旦すさのをの神はよみの國へ云
云　のちその御子にあらためての御よさしはなければおも
てにたゝぬがごとくなりされどことに別神にも御よさしなき
ほどははじめの御一言のつらぬきて云々　されどかのすさ
のをの神天照大御神と御うけひの中に云々　物ざねは天照
大御神のにてそれをなしませるはすさのをの神なり此うら
うへなる傳あるはまた考別にあり　此主意は物ざねをとり
かへて兩神ともにうけひませることをいふなり
　有細書の考別にありとある高考敎示をなむ

答　此うけひに御子をなし給へる傳說記のまたがひあり
て御劍と玉と男子と女子といづれを大御神の方といづれを
すさのをの神の方とかすべき先此差別を一かたに考へさだめ
ずしては表裏なりやあらずやもいひがたきならずやされば又
此事のみも一大論にて前にはつくしがたくありたかば別にと
してはぶけるなりいづこにもかやうの事ありてそのとにかゝ
りてその條をひくにはその條の意も明なりされば引てもせん
なきが如しかやうのわりなはしきこと多きを世上の學者は心
せりや心せずや容易に一ケ條の說をその所だに聞ゆるさまな
れば心もせずげにいひ出ることをおもへればつねにいぶかしゝ
思ひて此說をさはこゝを引たるはいかにおもひとりてならむ
とくまぐ〳〵に心わかぬこと多きぞかし

ば賣買の物の數金銀のうけとりわたしにても知るべし薪何貫目を銀何十匁に・かはんとする時薪の物ざねはうりてなり其貫目はうりての改にては不足もあるべければ買ふ人あらたむべし代銀のはかり目も又これに反して同じしな玉づかひの箱の中を見物にあらためさするも同じくうたがひなからしめむとするには種にしかけのなき大御神の玉をもてすさのを神に御子をなさせ又すさのを神の心の底をしる爲に其帶しませる劍をこなたへとりて大御神みづから御子をなしこゝろみませるによりてくまなく疑はるゝことうべならずや されど物實によりていづれの御子とのり玉へるは父の子だねをわけて母のうめるとひとしく父によりて定めたまふことにてうけひのしるしの專あらはしたるはなしませるすさのをによれば物實にはよらずなしませる所によりて五男子を重くしたまふことにて其上かつは御うけひのはじめ紀には男子を得るを明心としたまへる緊要の御言にかゝりたれば勿論なる上に物實もこよなき大御神になればさてこそその第一にあれませるおしほ耳尊を天孫として降しむとおほせるなり是もとすさのを尊に父神のよさし給へる御言のつらぬく所の神理にてすさのをはみづから辭し給ひ父君もせんかたなく怒りながらにゆるし給へればその跡は國主なきがごとくなれど一旦の御よさしによりてその御子孫七世の末大國主まで何となくしろしめす當然はさることなれどきこしたる御よさしは破れたるごとくなりさりとて天神たふとくとも故なくして繼ますべきにあらざればその源の意によりてすさのをと大御神との御うけひによれる忍穗耳尊こそしらすべき國なれと勅ありしことゆるぎなき御心しらびなりそれを御子にゝぎの尊にかへて降したまへるは次の文すなはちこれなり先にもいへるごとくにて大國主神と御かたらひの幽顯のわかれによりて出たることにて大國主神の幽事をしらすも又すさのを神の故よしによる事勿論なりあなかしこ

○問　さてその再下りまさんとするほどに（問の意なり）年をへてにゝぎの尊あれませれば是にかへて降しませるはかの後の幽顯をわかちてかたみに相犯すまじき御ちぎりによることにて眞床おふ衾につゝみ奉るばかりの襁褓の君にかへて降しませるは父君はもとのならはし幽顯二かたにわたり給へれば相犯すまじとはしつゝも知たまへることなればうたがはしき事ありてはとの御心しらひまでにはあらずとも幸に生れませる御子はいづれにも御ゆづり有べき事なればむしろ此君を下さばあらはに事のみをしへたて申て幽事ははじめより御存なきやうにとの事なるべし

此論いと〳〵甘心〳〵そも〳〵年をへてにゝぎの尊のあれませることは文面に見えざるをこはいふまでもなく年へ玉ひてのことなるがさて眞床おふ衾につゝみまつるばかりの幼少の君とあるを其幼少の御事も文面になき心ちするを是

もいふ道もなくさるゝことにか

答　此御問は御眞心には似ぬはすみ本書記紀の見やう疎漏なるやうに聞ゆ忍穗耳尊降りまさむとしてきこしけるにはさやぎありて天八衢よりかへりまして後穗日命を遣はし給ふに三年かへりごと申さぬ故に又天若日子を降して八年同じさま故に無名雉をやりたまひても事ゆかずさて後再三天安河に神つごひありてくさ〴〵ありて建御雷神を下したまふ後書紀によれば大國主御疑ありて後大己神の教もなく實をしり給ひて幽顯のわかれの御定あり建御雷ふつ主二神に岐神をそへて諸國を周流し星神などをもさだめをはりて後なれば十四五年も間ありげなりさて後忍穗耳尊降るべき御ことの有しほどにに〻ぎの尊あれましつれば是にかへてとあるにて産子なることしるく眞床おふふすまもそれをつゝみいだき奉る意の文ならずしては何とかいはむいと〳〵よく明なることならずや時々自考あるべしといふはかやうのことあればとかし

〇問　されどそへませる五部の神たちなどはもとより幽顯にわたり給へる神たちなれどそは御ゆきりをかたく守りてみづからもをかさずひたしまゐらするにゝぎの尊には勿論なる中に天つこやねの命は神につかふことを專とし給へるはもと幽事をしりまさではなりがたき職にてたゞ神につかふる方のみにその方の意を用ひて御子孫にはそのつかへ奉るべきやうのみをしへのこしてさやうにしてよろしき幽理はつたへ給はざりしなるべしこれにも猶いふべきことあり

右これにも猶いふべきことありとある高論例のいかでいかでとて問をかさずとゝにあるをその假字なることは萬葉に乎の假字に用たるにて知られたるを【古言梯にも引たり】梅谷の古言梯の著人に梅谷市おかすなり人かすにてをは誤なりと出たり【己が本にも寫しおきつこの說いかに明論なむ】

答　犯すのかなを大かすの意として才といふは祖父鈴屋の詞の解にしるせる說にて人もしかいとおもふにも浮と同語にて俗にも物をウカメテスルウカメ顏などいふ意にてしひて心を用ひずとほくるしからじなどやうに淺質なる意なく浮薄なるにてその語よりかよへるなりさてウはア行にもあれどすこかよふ例は見あたらずワ行にてヲにかよふこと多しウサギヲサギウケラヲケラ心ノヲロも心ノウラなるべくウサユヅルヲサユヅルウツヽヲツヽウソヲソ唯をウヽともヲヽともいふ類いなしかればなり鎧は萬葉の棧をヲのかなに用ひたるにてたれり猶をこがましの語も紀にはウコとあり記にはヲヤナコニシテとあり通考すべし

中臣氏は神と君との中とりもつ事のよしは祖父すでにいへりされば神につかふる人は必神慮をうかゞひしらでは有べからずしらずしてはいかでか中たることを得む神慮人心異ならぬ

ここは論なし幽事につきては心異なる所あるべしそれその家のつたへによるべく中臣の職世々に必用のことは他へはつたへずとも幽事にかゝれる國家の大事大政のもとゝすべきことはその子孫にもつたふべきことなりすでにフトマニやうのことなどその一端なり今五伴男の神孫中臣をおきては詳ならぬもいかなる故にか神慮はかりがたけれど此一姓のみ殘れることかやうの故よしありてなるべくそは大國主神もさるべきことゝおぼしゆるして御まもり有べければなりされどよゝをへてもろこしぶりのさかしらにうつりて古傳をたふとばざるよりその氏々もいたくおとろへぬめり中臣氏も今はつかになりて藤原姓はおもてこそ中臣の改姓なれまことは天智天皇の皇別なること信友の松の藤なみの說のごとくなればそれらをも思ふべし

神慮は人しられぬ所にあざはひありから人のいふ天網恢々疎而不漏といふもうべにて此天の字を神の字にかへて心得べし

○問　その中にもおしほ耳の事はむすびの神の御女に御あひ給ひて云々　いたくさやぎて有けりとてたちかへり給ひて前にいふ神々を降しませるも深き故あり此さやぎたるは猶すさのをの神の餘臭そのもとはいざなみの神のよもつへぐひによるとなりこは別にくはしくいはでは盡せざれど今いふ所の僞には枝葉なればはぶく右枝葉なればはぶくこある所いかで〳〵希候

答　さやぎたるこの一條はすでにこゝにより思をいひたれば自努たまふべしさらでは學に力をいるゝ所なし予もぬらさず說を得ては感じても信ずる事うすきものなり

○問　しかし來りてつひに神は神なれども行ひ給ふ所は顯事のみを天皇と雖もなし給ふ是人の世と變らぬ始といふべしされはこの天降を限として實に人の世といふべきはこれよりなりとはいふなりしかして御三世をへて幽顯にわたる神たちもみな世をゝへまして神武天皇よりは次にいふごとくにて事のあらたまりたること多きをもて後に此御世より以前を神代ともかぎりはじめつらむ是神は幽顯にわたりますが常にて云々　その神ごとをもらすまじきために言語をとゞめ給へりと見えて以前は此類もことゝひしたることは大國主神の鼠名なき雉いはねきねたちのものいふことこはいまだ神武天皇の御時までもたけつぬみの神のやた烏の類物いひたることあるにてしるべし此類のことゝひを人みなあやしぶは今世になれたる故なり神世に熟してみれば云云此幽顯のわかれよりと心つくべきことなりかしやほよろづのすべての神にも此おきてを守りたまふ故にすべて神と人の間遠くなりて人より云々　今云再云垂仁帝御時大倭姫海鼠に此口やこたへせぬ口とのりませれば他の魚は此時も物いひたるかともおもはるれどそはアギトウ類にてもしるべし

右其御世より以前を神代ともかぎりはじめつらむとあるを神武天皇以前を神代と定められたるは何の御世あたりにかあらん凡て崇神天皇の御時ぞれにやあらむ問申をなむ

答　いつとなくいひならはせるにてさはつかにいひつることはいふべからずさだかに見えたるは古事記序日本紀序などの古事記中我世のことよくことに神ならへ又うつしき人くさならへやなどの語それとはさゝねど神代人代の別なるさま見ゆ

〇問　又神は幽顯に云々　その神ごとを云々との明教甘心候尤俗に託宣のあることと又異なる譯(ヨシ)あることにか辨論をなむ

亦やほよろづのすべての神にも此おきてを云々とある此説は天津神にては天照大御神二柱の大神伊邪那岐大神國津神にては大國主大神などの定めありしことにかこは知り難きことなれども因に問申なり

答　おきてなどのことは一たびたちてはたがふべからずたがふおきては眞のおきてにあらずことゝにあるごとく大國主の御時天神もろ〳〵さだめまして諸神にわたりて勅あらむこと何かはうたがふべき託遺談は人のくるしびを見るにしのびずして神のかたよりゆるしあたへたまふ意にてそは幽契の中にこもれる事なるべしそれら前にいふ中とりもつべき神職といふがあるからはあらでかなはぬことなりやたがらすの事熊野の高倉下の夢の類をはじめて後もある中にたふとくくすしきことは齊衡の大汝貴少彦名二神の大洗磯崎にかへりまし〳〵事神宮清き衣に宇佐大神の御告有けることも住吉の神の一夜に船居をつくりましゝと神功皇后の韓征のことはさらなりかしこくて言ばいかでか盡すべきさて又申おくべきことあり以前といひし神璽といふ事も顯の前條にしるせることども主神の玄々微妙の神慮もていはゞ九牛の一毛にもあたるまじけれどもそのかたはしなるにつきては幽事にかゝはれる理をひろく人にしめさへばかの神の幽契にそむき奉る意にやあたらむこといと〳〵心中にかしこみてはゞかる意なきにしもあらずされど君はかの幽事の根元たる大神に奉仕し給ふべき職なれば此意は心得おきて給はではかなはぬことなればわがかくもやことこり得たるかぎりはつゝまずつたへ奉る所なりみだりに他の人にはかくあきらかには今までつたへたる人なしやゝつたへたるは芳久康滋此地にても國造汎近弘圖晟孝俊彦時更などの七八人には過ずみな神職にて原志の人なり其他へはいさゝか心してつたふるはをしむにあらず信ずる意誠實ならねばなりさやうなる人につたへなばつたふるわれもつたへられし人も心なく幽事をもらせる大神の御怒にあはむことを恐れてなりさりながら猶人の考しらるゝほどの事は眞の幽事にはいたらずして神もゆるし給ふかぎりのうちにやあらむされど重みしつゝしむにはしかずとおもへばなり

〇問　前段のつゞき此さかひのあるとまゝありてみなその

時に大なる故よしありこは根の國こ此國の行かひは云々高天原こ此國この行かひは此天降の時をかぎりこしわたつみの宮この行かひは豐玉姫の御恨によりてうなさかをせき【此中に玉よりひめ事一條こは別に說あり】給へり此例に今一ッ大なる界あれご是は別に一大說にてつくしがたければはぶく　此條實に大論なるべし根の國海津見宮の往來のここは記紀に絕たるゆゑよしのありて絕たるを高天原この往來の絕たるは何ちふ譯にてこいふここの見えざるを此天降を限りこなりたるはいかなる譯なりけむ天孫なれば天降以後も猶往來はあるべきここなるをこいぶかしく思ひやらるるは例の淺意にか　因問饒速日命の天降られしは別の編もあるべしにゝぎの命より後なればなり明辨をなむ

又此中に玉よりひめの事一條こは別に說ありこある別說亦候亦此例に今一つ大なる界あれご是は別に一大說にてつくしがたければはぶくこある一大說をいかで〳〵承候かゝることは曲にきかまほしく思ふ心なればいぶかしく意におちぬことはくだ〳〵しき迄再問するなりかしこ

答　一大說のことはしばしさしおきたまへこは日本紀傳初帙稿なりてみせ申たらば大凡をしりたまふべしその餘荒和二靈の事もつゞきてはわかりがたかるべし續紀傳の種々の所にもわたりて數ケ條を注しをはらでは略抄もしがたく略抄にては意もつくさねばたゞおごろかしおくのみにいへりしなりかくの如くならば中々にはぶくなごしるさずしてゆかしがらせずこもはじめよりかくはいはずこもこおぼすべけれご人の命はかりがたければかりに說ありこいふことだに告おかんこおもひてなりこのこご豐顯などにはいさゝかつたへおかんこすれご學ひろからねばきくこもうまくは心にしまざるべしこしばし見合せてはあれごより〳〵にはかたりおくめればそれご紀傳下稿の反古やうのはなれ〳〵の物の箱に入たるこにて大意は今身まかりぬこも世にのこらぬことはあるまじければなり此反古やうの物こいふは隨筆のごこくさ〴〵のここ入交りたればかたちはなきにひこし

高天原このゆきゝのかぎりこなしたるは是も幽顯のわかれたるによることなり往來ありては幽事必此土にもれずこいふここなければなりされご人意の及ばぬ國家の大事にいたりては現身の神の往來はなくこもかむがゝりあり夢あり是神より人へつたへ給ふ道なり　ねぎごこ申すことありふこまに類のうらへあり是人より神へつたふる道なり弘安年中蒙古の船を神のいぶきもてやらひ給へりし類天皇より神々にのみ申給ひて神のおはひありけるなれば天皇高天原にのぼりまして言なしたまへるにひこしうたいあらき田を神がゞりもて乞給ひ臣もしづかし出雲人まつれこありし類神功皇后の征韓の始終などはここに正しく神々こゝろのあなゝひありて諸神高天原よりしばしあもりましゝにかはらず此後今より千萬年をふこも此

みたまのふゆはいかでかはんべき迄までもいふごとく國のさらに心をこめておし出ませることは萬世につらぬくべきこと天壤無窮の神勅をはじめて何かはりたがふべき往來たえたりともかくてこのかくる事はなきぞかしいぶかしむに及ばずそこらにぬかりのある大神たちにはましまさず又はたして往來なくてかなはぬほどの事あらば今にも大神あもりますまじきにもあらずそは高天原の神たちはむかしも今も幽顯にわたり給へることはかはりなしたゞ此地上の國のみの人のみあらはに事のみをしることと萬國四夷ともにかはらずして高天原に現身にていたることとなりがたし

饒速日尊は十種の神寶をつたへてにゝぎの尊天皇に奉るべき爲に天つ神の御よさしによりてあもりませるさまなりさるを此神の事蹟はこまやかにはいかにしてかつたはらず記には御名のみみえていさゝかしるせるのみ紀には少しそのよしみえて前にいふ大意はしらるれども猶詳ならずたゞ舊事紀のみややくはしげなれどかしらの文と說傳と入交りてところどころには信用しがたく取捨も大事なりされど是は必物部氏の家乘に古傳ありけるをとりて記せりとみえて此神系尾張連の系などには他に見えざる古傳も殘れることなどは祖父の說の如しあまりにその神をたふとくせんとて此紀にて見る時はにゝぎの尊も此尊も同じごとくにたふとみ見して見しらぬ人見ばいづれが正しき天皇ならむと思はるゝばかりなるがいとかしこきさかしらなりかし此尊の天火明命と同神とせしなどはまことにひがことなりとは天祖降臨のしとり神なるべきを異れるをなほまたくまなくうけたまはり供奉の三十二神をも率て降りんとせしほどにやゝおくれたるなるべしされば遲速はともかくも事は同時の物にまれば天地往來の隙に妨なく人の世にては久しと思ふ計のことも𛀁ことはなる神世のならはしにて見る時はしばしといふばかりのことにて神の御心のやすらにゆたけくませるをも察すべしそはスサノヲ神の泣いさち給ふ計にいかれるまにまに根國を心ざしたまから大御神にあひていとま申さんとしてのぼり給ひつゝもゆらゆらかに高天原にて御田などつくりておはしゝにて考へしるべきなり玉よりひめは御子をひたしまさむをかごとにて豐玉姫の急しさにまたへ給はぬ使にとうなさかをせきませるも人の心よりはなしていことなればさもあるべき事なり此類例の意他にもあり考へしるべし

（問　さて是よりは人の神に異なるかたをいはむ云々　にゝぎの命天降人といふ物は前にいふ神とかはりて云々　天降以前の世ならば天降以後とてもにはかに神たるものゝ人になりかはり給ふべきよしもなく云々　同じ神世といふにも心をひそめて見るにいざなぎいざなみの神の御世のさまは云々　すさのをの神云々　大國主神に云々　ましてやこの木の花さくや姫豐玉姫はさらなりこれを思ふにイサナギイサナミの二神は云々　大國主神と少彥名の神と云

云　されば此御世にはやく神の御情も人に近くてその御世には後にいふ神ならぬ人もありけむと思はるゝことなるに猶是より古くすでに人といふものさだかにあり是いまだ人の見出ぬことゝ見えてたれの說にもいさゝかもさやうのことをいひ出たる人をきかずおのれはやくより此人といふもののはじめをいつよりならむとしらまくほりせしに先輩祖父などの說もたゞ人のはじめは神々の御末の人といふばかりのことにて明にいひたることなきは實に考へがたく知がたき故なるべし云々神は人と入交りたらむがにはかに神と人と入かはる世あるべからず入交りたらむには漸々にうつりかはりて人の世ともなるべしさしばその入まじりはじめて物に見えたらむはいつよりぞと心をひそめて考へつるにいざなぎいざなみの神の御世よりすでに人はありけりその證はかのよもつひら坂にて桃實に神名をさづけますとてみましあをたすけしがごとうつしき青人草の云々もろこしにも云々さてこゝにうつしき青人草とのりませるは則人のことなり云々又大屋津比賣神の御身にたなつ物萬のなり出しをもこらしめ給ひてこはうつしき青人草のくひていくべき物なりとのり給へるも又この差別をしるべき要語なり

此段は大論なるべし「」いぶかしく思ふによりてくだ／＼しくぬき出つその御世には後にいふ神ならぬ人も云々とある人は生れ出るより人なりけむを此は別天神を始めイザナミノ神などの生れましたるごとく自ら人の生れ出たるにか尤産巢日大神の御恩賴によりて生出たるならむとていざなぎいざなみの神の御世よりすでに人はありけりその證は云々との辨は實に的論なるべしさて／＼神代の人は人世の人とは異なることもありけむと思ひやらるゝを明辨をなむ

又問神代には神計まさむこそ神世ならめ何の譯ありて人も入交りたりけむ人の生れ出たるも譯あることならむかゝることをいぶかしく思ふは淺意にか

亦神世の人は神の召し仕ひ玉ひたるはいふもさらなるをつぎつぎ多く生れ出たる中には神々の御末の人となりたるもありさるをもとより生れ出たる人と神の末のなりたる人とはいさゝか差別もありしにかいかに

亦青人草のこと大食津姫神段のこと等もいさゝかいぶかしき心ちせり尚よく考訂して再問せんかし　此條明辨きかまほしくなむ

答　かやうに根問になりてはます／＼御熱心にかまけ入たることなれどもそれにつきては答のわづらはしきにはほとほとこまり入候なりあはれ日本紀傳の下篇神代の巻のことも人にうつしとらするほどになりゐたらむには勞もはぶきてましをことごとくみづから筆をとりて考へもしかの反古をも引出し證にひくべき文をとてはこゝのみならずかれこれ本書を

引出していふべくにかありけむともとむるにいとま入て一紙といへども此細書時日を費すことたゞのみならず御遂祭あるべし

神といへどもことごとく何もかも得たまへるにあらずさるはタケミカヅチの神を召なとするにあだし神は得ゆかじとて天迦久神をことさらにえらびませるにてタケミカヅチ神諸神にすぐれたるごとく天迦久神もさやうに見ゆるは常人の見解なり他のことは又此二神他神におとり給へることあるべし但タケミカヅチのすぐれませるはさもありなむ天迦久神はこゝをおきては外に見えますのみすぐれませりともおぼえぬに此一條におきては他神にすぐれたり又木神岬神火神水神山神海神おのおのたもちませる所はすぐれて他は又他神に及ばぬことをもしるべし神だにかくのごとし人にも賢愚邪正の外に藝術器用何くれのたがひあることいふもさらなり今世を見わたしてしるべきことなり

痴鈍にて碁將棊にたくみなるあり邪智にとみて良智に鈍なるあり笛ふき琴をえひかず茶好酒をえのまずかゝる類に神の御徳も又なずらへしるべし一道にても幽玄にわたりたるは神なり狐虎狼天狗木靈の類にも神なるあり數道を得たる魚神より以下末にいたりてはいさゝかの一路を得たるいやしき神もあり是とたゞ一毫のたがひにて一も幽事を得ずしてうつしき事のみを得たる神代にても人なりその人といふ者も又みな神の

裔なるは勿論のこなりすでに大國主神のはらからあにおと八十神のうちここにをぢなき神にて人なりしもありぬべし必竟はその時にていへば總名に人をも神ともいひはしつべしたゞをぢなき神を人と心得ても大凡はたがはぬがごとし神ならぬ人といひしは是らなり蛭子などいひしは人といひてもかしこけれどよきにやあらむ神代の人は人の世の人とは異なるともありけむといふはいとよき目のつけ所にて實にさもあるべしさりとてもいかなる所を言ふぞといはむにはさることまやかなるよしは考ふべきたづきもなしされど神の御しわざを常に見聞なれたるべければ今世の人のごとくにはあらざることは必せり神ばかりまさむこそ神世なるべけれといふもいとよしそはそのはじめは神ばかりにてまことに神世なりいさゝかづゝおこりたる人の出來はじめけむ世も猶神世なり人より神は出來がたければ人の子孫は人にて人の數次第に多くなり來れども漸々にうつり來ればいつをかぎりとして神世のねをとゞむべきその界はつひになしもとより生れ出たる人と神の御末のなりたる人とゝいふ不審はいかゞなりかくては神の外に人のはじめ別になくてはかくはいひがたし人はみな神の御裔なりさて神代といへども人は命みじかくして數世を早く過しつらむそは神といへどをぢなきは長くはまさゞりしさまかれこれ見ゆればなり人世のさまになづみて神世の御代數のあはぬやうなることあるを記傳にすでに考へてたふとき神の長くましま

せるうちにはかたへの神は幾世をもへてなごいはれたるにて
もしるべしスサノヲの裔七世の孫大國主神スサノヲの神の直
の御女スセリヒメに御合ませる類これかれあるを考ふべし
再按こゝのうたがひはおのれがいふ意とたがひて神世に別に
人のはじめといふ物ありと聞あやまられけるならむさやうに
てはなし人の世となりて人あるは子細なきをさりとてにはか
に人と改まるべからねばその人といふもの必神代にもすでに
あるべしそのあることこの物に見えたるはじめはいづれの神代
のほどよりならむと神代中にてその始て見ゆる所を考へむと
したる意なるを始といふよりして神の外に人種のはじめあり
といふやうに聞なしてのうたがひなるより神の御末の人とも
よりはじめよりの人とゝいふ問も出たる歟べしと再ことわり
おくなり人のはじめは神より外にはなし但此國につきての神
の末に人は多かりしさまなり昔は國つ神云々などいふ語は天
つ神にむかへたる稱なれどこは此地の人といはんがごとくに
て則人をはやりのさまにも聞ゆるなり

○問　前文につきこれによりて太古の神々御食つ物なか
りし御世にも御命つゝがなかりしこと云々　此ことは又別
にくはしくそのよしをいふべき説あり

此別説いかで〳〵

答　食のことの見えたる始は神代紀大八洲を生ませる次神
神を生ませる段の第六の一書に大八島をうみまして後その國

さぎり有てかをりみてるもとのり給ひて風神をうみまして次
に又飢時生兒號倉稻魂神と見えそれより海神山神水戸神木神
土神萬物を生たまふといふ順序なり此次にはよもつへぐひの
語その次には大ゲツヒメ神の御身に物種のなり出たることな
り紀には月よみの神に命じて天照大御神の御言に葦原中國
有保食神云々とあり種となし玉ふ勅も記にては神むすびの神
紀にては大御神にて異なりこれより前ヨモツヘグヒの次に醜
女の笋エビカツラヲクフことありクフコトミエネト桃の實も
あり此次第をもまづ心得おくべし

神のむすびによりて天地をもなしまし地ありて後艸木食類水
火あることゝ聞なれば必食は後にてその前食なかりしこと必考
なくては有べからず食なくては生活すべからずと思ふはこと
定り食ありて後の心なりもとより食なくても御つゝがなかり
しはもと天地だになくて神のなり出ましゝにて大意はすみて
くだ〳〵しき解には及ばねども一わたりはいふべし神も人も
いきてはたらくべきさまになり出るはその生活の氣もとより
みちてあればなりなくてはなり出べきむすびもなしむすびの
御德則その氣をこりあつまらしめ給ふことなりその氣といふ
物の論はおのれ紀傳見卷又むすびの神の條又崇神御卷神氣不
發その外所々にいへりはじめの神には此氣によりて生活まし
ませることなりされどかくいふいひてには漢風の氣化なといふ
ことめきて聞ゆるやうに人思ふべけれども大意いたく異なる

ここにてひとしからず漢風は空理にていふことなりことにい
ふは實物によりていふことなり實物なれどもかたちなく目に
はうつそみの人の見わきがたきものなればさとすことたや
すからずかたちなく目に見がたしといへどかたちもあり正
目にも見るごとくしることのなかにはあらずといひしは
との御智とのいふたとは人にも神にもつけわかちおきたまふ
こと又妙なり此こと◎印に次に別にいふべしことにはつくし
がたし
紀に飢時とあるは大神もいたづきませる時はやゝつかれまし
て飢ませること人に同じその時ことさらに前にいふ生活すべ
き氣を引て吞下し心をやしなひ給ふなり人にてもうゑて食を
思ふばかりせちなることもなくまる時はいかなる食にてもう
まくおもふことたれも同じ大神飢て氣を引たまふこと急にて
せらるる所よりその氣こりなりて食物の神となりましそれよ
りしてかたち味ある食物くさぐの始をなしませりしなりあ
なたふと食といふ語ももと飢氣の意より出たるなり
○問　前文のつゞき此たなつ物は現身を得たる人民どもの
くひて命いくべきにはまことに重寶ぞとてとりて種とし給
ひて天安田狹田長田にもうゑ生ふしつひにゆにはのいな穗
につたへませることなる故よしありて年毎の新年祭より新
なめ祭御世ごとの大嘗會なども此物の爲によりてなりされ
ばかくのりませる御語のあるは此御時すでに神のみならず

現身の人を得て萬事にわたらせまつりし人ありし證なりなくて
はいかでかくひていくべきことのさまをもはかり知ります
べき神といへどさやうに今なく後にあるべきものゝ枝葉
のことまでを察しよすべきにあらずそのうへによみの國こ
とゞのくだりにもイザナミの尊の御語に云々とのりたまへ
るにすでに人草のありてうごかず神を千頭とはのたまはず
是は神はやごとなくてさやうにイザナミの神の御自由にも
ならざるなるべし其うけひより一日に千人しに千五百人う
まるゝも人のことにて神の數にはあらず又前にいふたなつ
物のたねをとらせ給へりし所にも大勢人といふ名あり此名
もうゑふる所あり人といふ稱又これによることなり
此條例のいぶかしく思ふ際のに推論して明辨を希候なり說
ふりたれど大食津姬神より以前にたなつ物はありけむこと
天安田狹田長田といふ田のありて知られたるを此神の御身
に生出たるはことに勝れたれば天原にもうゑさせたまひけ
むと知られたりゆにはのいな穗につたへませるもさるよし
ならむを彼御身になりたるたなつ物は天原のみにうゑさせ
玉ひてこの皇國にはうゑ玉ひたる神はなかりしにか尤皇國
に其種のありてもにゝぎ命はこの國の萬事にうとくました
るうへ天原に出來たる方の勝れたるよしのありてにか　又
彼たなつ何種物を天原にうゑさせ玉ひ青人草のくひてい
くべき物なりとのり給へるを思へばこの下界のみならず天

原にも人はありしと見えたりかの天熊人といふ人も見えたればなりそも〳〵この人ちふものは天原にまづ出來て下界には後に出來しにか此は量り知りがたきことならむを明辨をなむ

亦イザナミの尊の御語に云々　神を千頭とはのたまはず是は神はやごとなくてはさやうにイザナミの神の御自由にもならざるべしとあるにつきて拙說には天神の詔にて國をかため神々を生せ玉ひたれども次々に生れ玉ひたる神々又此後に生れ玉ひたる神々いざなみの尊の御自由にもならずとは云ひがたき心ちすさるはいづれも御自ら生せ玉ひたる神神又末々の神も御子孫ともいふべきなれば御自由にはなるべしこれは人とあるによりての明辨なれども女神の太く恨み玉ひたる所を思へば一日に千人の中には人はもとより神も人交りたるなるべし此は明論にていふべきこともなけれど淺學のたど〳〵しさにいぶかしきことの出來ておもほえず言擧したるなりいかで〳〵迷意の雲霧をすが〳〵しく高辨にて拂除てよかしと

答　前條にいふうかのみたま神は御食通の氣のなれる神にて食の源なりそれをたもちうけてつかさどりませるが保食神にて大氣津比賣是に同じ但古書に男女の神ならびませるをかたみに一柱のみを注して略しいふことあるにておもへばこは女男をすべいふ名と見てうけもちの神も女男ありてもしは大けつ比古の神もありやしけむそはいまだ考定めがたし試におごろかしおくのみなりさてよろづの物多く天にはじまれゝども食といふ物は此御國よりはじまれりしなりそは高天原の神神はかの前にいふ氣によりてやしなひませりしかばかたちある食に急ならずいざなきいざなみの神もはじめはその如くましゝかどかのつかれうゑましゝ御心の凝なれるによりてうけのみたまの神なり出たまひて後その氣とりかたまりて形をなせることはじまりて食といふ物いで來事このたる物は火神水神によりて火水もてやはせざればおもふやうならずて竈食といふことも始れるなりされどその中に菓實希食のもの今もなきにあらず米もそのまゝにてかひてもあらるゝものなりされば地に始まりたること論なき上に確證は紀の一書に天照大神在於天上日聞葦原中國有保食神宜爾月夜見尊就候之とのりませるにて此時高天原に食物なかりしことしられたりさて以前より食物ありし事はさて田の名を出せるはさだめいひがたしこはうゑまして後の名をめぐらし記せりともいはるゝことなり田といふ名は地土のちとかよひて所といふも同じければただ場所といふにもとの意は同じ又足意にもあるべし畑のははは〳〵ほろ〳〵はらゝぐ俗にかはくをはさぐともいふ意にてはらゝくの意なるべしはたけといふけはその植物をいふにて所の名にあらず大けつひめ以前にもうかのみたまにより食はありといふべしたなつ物ありけむとはいふべからずそは

大御神も保食神をみそなはし給ひ月夜見神にもあれすさのを神にもあれ行見つかはし給へるさま口尻より出せるなどいまだ種殖の法ならずつげ〳〵しく見ゆればなりうかゝひたまこうけもちの神こを同神と思ふ人もあるべけれごさては前にいふ順次前後いたくへだゝれるにいたく後になりてうひ〳〵しげなるさまを何とかこせむ 種として植てその物よりして又この物をなし出しゝかたは則ち此神のことなきたまのふゆにて高天原に始まれりしなり紀はそのはじめの勅によりて大御神とつたへ記はそのみたまのちはひの故よしにて神むすびの神とつたへたるにていづれもたがふことなしさて月よみの尊とすさの男尊との異傳はいづれを實といはんにはすさのをの尊を正とすべし青山をから山なす泣からし給へりしこひとしく食を妨給はんとせしも又いざなみの神の餘臭によることなりさて後も天には人少く神多く地には漸々に人多く神少くなれるにてこは國つ神などわきていふ稱も起れる成べしさて見れば人は地界より始りて天はおくれたるべし又御子にても親神の御自在になりがたきことはまがつびの神は胎にてうみませることは異なれども【いざなぎの穢をはらひませる意を父とし又かへさえに母としいざなぎの穢によりてあらびませるを母とし同父として】父母神の御自在にもならずして貴子のすさのをの神のあゆませることも大御神さへかしこみませるをもせん方なくて居玉へりしにて知るべく今世にても幼少のほごこそあれ不道の子は父母の手にもあひがたきことは同じ父神の末にいたり人につらんはかりおこり玉へるはもしは蒼生の中にも入べきか委くはしりがたければ本文の語によりていへるまでなり前に云まがつびの父母上にいへるは神の男女によりていふなれご實は胤はいざなみの汚にて父なりなしませるはいざなぎの御しわざにて母なり意は後の方なくては理に妨あるべし

〇問　前文の中大熊人といふ名あり此名も考ふる所ありとある明考いかで〳〵

答　神稲をへましねとよみくましろともよめり神離をくまひもろぎなどもいひてくまはくみこもる意豊宇野神の御名の意の如くいねは飯根の義にて氣のこもれる稱へましねとはいふなり食の中に稲をもはらとするはもとよりにてそれを事とりし人故に大くま人とはいふなり神とも命ともなくして足ら高天原にて人ありし證にて人の中にては長だちたる者故につかはされつるもかねて保食神ありと聞ましてそは重寶なることならむとゆかしみて見せにつかはさえし時よりしていかやうなる物を食物とはすることぞもし便よくば蒼生の爲によからむとも神々も又便よからむとおぼしもやしけむされば物を見そなはして嘉びまして顯見蒼生可食而活之也とのりたまへりしは神は氣にてもやしなひ來れるを蒼生は便よからむ物は是なりいかで是をはふらさじと神むすびのみたまをひみまし

て種とすべき法をさだめませりと思ふ事前に合せ考ふべしう
つしきは現身のみにて無形の靈のみあることを得ざる意にて
幽事にうとき者即人なりあを人くさの青は青侍青女房の如く
神にはうとく劣りて未熟の意なり

○問　前文のつゞきかくて見るにいざなぎいざなみ二神
もろ〳〵の物のはじめをなしましはじめ神をうみそしこ
とのひゆくまに〳〵そのくさ〲〵の神の御子孫は次第にう
つりて人となれることのち〳〵の姓氏錄などに神孫の人と
あると同じさまにてすでにいざなぎいざなみの二神の御
世の末つがたには人草いと〳〵多かりし事しるべし多しと
いへども後にくらぶれば少くかつ神もまし〳〵て人のみな
らずさるうみひろげますはじめなるによりいざなみの神い
かりにたへ給はでその妨げむと一日に千人をくびりころさ
むとのり給へりしをいかでとは妨させじとてさらば千五百
のうぶ屋たてゝ人草は天益人とあらせむときほひ給へり
此條亦拙說の問試てむ大漢意よりいぶかしくなりゆくにか
と我れながらいぶかひなく思へど例のむねふくるゝ心ちし
てひがごとせんとす神の御子孫の次第にうつりて人となれ
るは何なる譯なりけむ神の子孫はいく世までも猶神ならむ
を幽顯二つに別れて天孫降臨已後は必ず神々の孫は人とな
るべき譯にかこの顯事にあつかり玉ひたる大國主大神の大
御世とは改革のあるべき譯はいさゝか思得たれども高論を
詳になむ

○問　姓氏錄などに云々とあるにつきて問此書に神代の
某命より出なごあるは命と云は神にかぎらず人の世までも
上代はいへれば此書に人の裔見えずとは云べからずしかれ
ども本說は下にいへるごとく人はみな神の裔なり人の子孫
のあるべきに不擧は神代の人は名も傳はらぬゆゑまぎれた
るなるべし又卷末に不載姓氏錄姓とて三十一氏の姓名を出
したるにはこは少し考たることも未考こともいかにともし
りがたきもあり明辨もあるべしきかまほしさも〳〵稻彥が
昇訂したる姓氏錄は數册ある由なるを（是佃が能□考の中にもこの書のことゝいへるなり）已未だ所持不申候よく出來候哉且上木に相成居候哉
きかまほしうなむ

○問　すでにいざなぎいざなみの二神の御世の末つかた
には人草いと〳〵多かりし事しるべしとあるも亦いぶかし
くなむ此御世に人草の多しといふことは桃に詔ありしと言
どの詔とを以ての說にか拙說にはいと〳〵多しといふべき
ほどにはあらじと思ふは例の漢意にか明論をなむ

答　姓氏錄稻彥訂正本四卷印刻先年なれり隨分よろし神代
の人子孫あるべきことは前條にいふ如く神代に別に人の始あ
る如く思はれつるよりの惑なり人はみな神より出たれば祖を
まつるにはみな元の神名もていへばなり人情によりても知る
べし明智光秀の裔とはいふことを耻て必土岐氏の後といふべ

く加藤清正も陣頭に名乘しに天兒屋命の末大織冠鎌足の裔と名のりて鍛冶左郎助の子とはいはぬなるべし神の孫はいつまでも神ならんといはど姓氏錄はなべて僞書なりと云ひあたるべし大國主の御末大田々根子は神にあらず失張ながら穗日命の裔たる貴家の一族もはるかに往古よりはやく神にあらず但これは幽顯わかれて後なればこのことならむ神代にても漸々に劣りて幽事をしらする子は神にあらずして人なりこれ父母神の心にもまかせがたきことすさのを神又天若日子などの如くあらびまめならぬ神のあるもよしあることながらなり出て後はせん方なきことと二柱大神も始にひる子あは島のありけるたぐひなり又物の興業をするほどのことは人とても其祖は名たかけれ其代々其如くには必ありがたき物なるも定例にて又其中よりすぐれたるも出ることもありみな其なりませる時のむすびによることにて忠盛の子に清盛又其子に重盛と性質同じからぬこと又宗盛のあるにてます〳〵定れることなしすぐれたるは少くおとりたるは多きこともなめてのならはしなり其共神なる中にもいざなぎの御子の中に三貴子とのり玉へるを見れば他の兄弟神のおとり玉へることもいちじろき文なり大汝神の兄弟八十神もしかなりされば劣りゆくことはよき神の御子にだに多ければ次につひに人となれることも勿論なり人の多かりしと云は今世にての多しと云とはやゝかはりて神代にて今まで神のみと人の思ふ所にはやく人あることを今云ひそめ其人もかづ〳〵ならずいと多かりと云は千頭くびり殺さんとの御言によりて見るに千人を其時の人數みななりと云あらじ一日にとあれば次々日も死すべき料かくてこと〴〵くにはあらぬことは勿論ながら大よそ十分の一とつもりて考ふるに一日千頭は一年三百六十日餘には三十六萬五千餘人の死にて死を十分の一のわりにてこの十倍ある人ならば三百六十五萬四千人なり其時ある人なりいと〳〵多からず千五百の產屋にて千人を引て一日五百人づゝ益しゆかば一年に十八萬二千五百餘人づゝ增すなり既夫益人ならざらむやこれ皇國のみの數なるべし外國はいまだひらけぬ時なればされど外國までも此わりにて益しゆくにてはあるべけれどそは推量のみなりこれは實數を平等にして算計する所にて神の御あらびつよき時は亂世となりて討死など多くなごみませる時は治世にて生育多かるべし惣戶口のことはそれらの書によりて近世をしるべし千頭千五百頭のわりは人の惣數によりて差あるべし今も益しゆくことは諸國の人別帳などを聞合せて實に大御言のたがはぬをたふとぶべきなり千頭千五百頭のわりはこゝに十倍といふはただかりの言にてこれよりも多かるべし十倍ならば十年の中に此時の人はみな死でのこるはこの時より生るものばかりなれば十歲以下の兒のみとなるにあたればなり但それは年順にていふことなり老若不定死ねばさやうにのみはあらねど大凡なほ多きことをいふなり

○問　前文のつゞき天つ神の御末の御命みぢかしさるは磐長姫のことによれどもうつしき人の命の神と靈にて長からざることははやく此いざなみの神の御うけひによることにてせんすべもなきことなり

此條もいぶかしき心ちすうつしき人の命の云々とあれどかくてはいざなぎの神の大御意のまゝにはならで女神の御意の行通りて男神の負玉ひたるになれり古事記に一日にかならずちいほひとなもうまるゝとあるによれば人命の短くなれりとは云ひがたくやあらむ男神の詔にて人命の長きことも知られたり又天つ神の御末の御命長からざるは磐長姫の云々とあれども紀に天神故ことをもて今にいたるまで世の人の命長からざるなりとあれば天皇は申もさらなり青人草の命短くなれりしは專ら此大山津見神のとこひの時にきざせりとや云はまし右いぶかしきまに〳〵ひが說せるを明辨をなむ

又明說のごとくにてはいざなみの尊の御恨にて神代の人は命みぢかきを人皇の始の人命よりは大凡長かりしにか神武已下にても稀には神世の人命よりは長きもあるべけれども大凡の所をなむ

答

命といふ語のもとは息の中といふことなるべし氣吹なごといふにて生息をいとのみもいふをしるべしその息は即前にいふ氣なり此氣の出入するによりて體をやしなひ食をも消化することなり神は此氣のみにて生活し玉ひて體ある時もなきやうなる時も變じ玉ふ時もあり變じますは建角身神の八咫烏になり大物主神の蛇になりませるが如し人世にも肥河比賣の蛇にてましゝことあり豐玉比賣の八尋鰐にましゝことありなきやうなるはいざなみの神のことを（よみの件）第九の一書に請勿視吾矣言訖忽然不見于時闇也乃擧一片之火とある類また五柱別天神國常立豐雲野二神の穩身などの類なりもと御體あればなきにはあらず無きが如くになりませるなりこれ氣のみにてもとよりなりませる故なり氣はかたちの見えぬものなればなりされど憤畜凝滯すれば氣も形をなすことありこれ神のあれませる始のよしに同じ變じませるは上古のかじり術にて事代主の青柴垣春山霞男のことよみのくだりの湧出ませりし時のつまぐしを箒とし御かつらを葡萄とし尿にて大川なし玉へる類も同じいざなみ尊の平生の如く出逢まし又うじたかれころゝきまし又再追出ませりしさまは常の如くにおもひやらるゝ類たぐり尿涙の神となりませるもたけみかづちの御手の立氷劍刃にとなりし玉へるも同じ

神代とてもをぢなき神は命長からず蒼生はことさら短かるべきこと上件にもいへり其上にいざなみの神のうけひに漸々にふれゆけばさらぬだに短き上をうながし玉ふにてしるべしおしはかりことなれどももしくは胎死以上幼若壯年にて死する類などが千頭のうちに入たるにやあらむそは定めがたし病のみ

ならず鬪戰にふれ毒にふれ災穢によれるはここに此中ならむとおぼゆ病もらと汚より起れることなる流行邪疫などはここに神の氣といへばさらなり伊勢神宮の書などに神氣所勞といふことあるも是等なり後に起れる瘡疹濕毒瘡の類も又神の氣ならむと思ふなり傳染病類皆ひとし神氣にふるゝとふれざるとにて逃れんとするは逃れらるゝともあるは惡氣にふれておこる證なり又これを或人なじりて神氣ならむにはいかにすとも逃るべからざることなるに逃れらるゝは神氣にはあらじと云は一わたりはきこえたれど然らず其災をにくみましてのことなればいふ所の如くにて所謂罰なり千頭のとはたゞいざなぎの神を恨て今まで共に蕃息せんとし玉へりしを妨んとの神慮のみなれば誰を目ざしてといふことはなし網にかゝれる魚の如く逃れたるは其ものゝ仕合かゝりたるものは時の災なるのみなればたゞ千頭の數は充しめ玉ひてこゝに逃れかしこにかはるやうのことなるべし但前にいふ如く時によりあらびなどみの御さまによりて數の差はあるべし算計しつむるには及ばど前に算計を出したるはいと〳〵多かりし大數をしらしめむ爲にて元來十分一やらむ半分やらむ百分一やらむも知りがたきことなりさて女神の御言のみ行通りてとある疑は前にもいふ如く神の心をこらしてのり玉へることは俗に云ふ綸言汗の如し一たび出ては駟も追がたし前に解せし古語拾遺の蝗の如く御年神のいからだに其まゝに止めたまふことのなりがたくて別術をさとし玉へるにて知るべし悔改めかへさるゝならばはじめの命もにゝぎの命も山祇神誓玉ひしにわびごとしあやまり給へらば今も大神御子御長壽たるべくかたつみの宮の往來もありぬべきもなりまでこの二つのことゝにいふ千頭とみな共に神の御恨によれりなば此類あるべし神の上にーたに如此なれ人間となりての女の一念の恨の話多し恐るべし慎むべし　されば其まゝに爭かへしていな絞らせじとはのり玉はねはさやうにはなりがたきことを知ませればさらばこなたは千五百人うまはりなむとうけひ玉へることたふとしたふとしされば人數はまさりゆけど死をうながし玉ふことは止めあへ玉はざれば短くなるより外なし但神世にして短きほどはいかばかりなりけむ其命の年數は考ふべき所なし後よりは長かりけむことはいふに及ばず

古事記に男神の云々千五百人生るゝとあるによれば命短くなれりとは云がたくや云々詔にて長きともしられたりとの難は上下の文うちあはずこれは何とか御心得たがひなどあるにやあらむ生るゝは別に生るゝにて今ある人一日に千人なくなりて別の人千五百人生るゝことなれば死にたる千人の命にはかかはらずいさなみの神の怒なくば其千人もなほ不死であるべきに死をば短くなると云ふより外なし又次の日も〳〵毎日如此なれば順おくりにみな短くなる筈のことならずや前にいふ所と合せ考へたまへ但その日毎に死ぬ人の中には女神の御怒な

き以前とても長きながらにあを人くさはいづれは死ぬものなればさやうのあたりまへにて死ぬものもあるべしこは數の外なるべき理なれどさる細條にいたりてはいかゞあらむ知りがたきことなりたゞ何となくつかれて死ぬことは神代にも神にも人にもありぬべけれど用なきことはつたへもなければ知るべき文はなしたゞいざなみの神の御ほとやかれて神さりませることあるのみ御病のさまなりされどこれは篤胤の說にとは現身のまゝながら根國に出ませるにてかむさりと云語はたふとびて御しわざを申せるにて此國を去り退きたまへるをいふことにて崩し玉ふにはあらず神つどに神ばかり神やらひなど云ふ神に同じあなかしこ此女男二柱の神片つかたも亡びうせまさんやといふ說もすてがたし鎭火祭ののりとのさまなどげにさもときこゆればなりされど又さやうにして見ればうじたかれころゝきてなど云ことをいかにとくべき此語必古言のつたへのまゝときこゆればなりしひといはゞこは御病のさまにて惣身にはあらず見ぐるしきほどのわたりの火にやかえ玉へるさまともいふべし前後平生の如きは前云變身の御わざあれば妨なし根國へ出ましゝは男神に恥玉へるにてあをなれたまひとあるは見くるしきすがたを見せんとの御意豐玉ひめの御子うみの傳にひとしくて見玉ふをうらみ玉へるも同じくて今も女の情はかくあるものなるぞかしひとつには根國へ出ましゝはさるなやみたる御汚の此國にのこさじの御意もやありけむさて此千人云々の詔なかりし以前はすべて神も人も死ぬといふことはたえてなかりけむともおぼゆるなりたゞ此前には火神を切たまへることのみえたるのみなりこは御怒によりて別事なれども死はこれを始といふべしこのことおこれるもいざなみの神のやかれそこなはれませる汚より起れることなるべしされば女神のかねてかしこみて根國に出坐せるもますますさることゝおぼゆこれ前のあつたねの說のおもしろくうなかしく思ふによりて考へていふ所なり中にはあつたねのいふ所とはたがへることも共あり古史徵と合せ見てしるべきなりよもつひら坂を息絕る間などいへるは後人のさかしらにてとるにたらず以上間の外のことなれど前文よりの勢によりて因にしめし申すなり右より後はすさのをの泣いさちによりて人民の夭折前にいふ大けつひめ天若日子無名雉大國主の一日火にやかれてうせませること八岐蛇などあれど皆刀火の災のみ見ゆ

さて又磐長ひめのことは古事記には父大山つみ神の言にて天神御子之御壽者云々至于今天皇命等之御命不長也とみえ紀には一書中に故其生兒必如木華之移落（一云小異）此世人短折之緣也とありて父の大山つみにはあらず磐長ひめの詛言なり中間の一書にも一云いは長ひめ云々顯見蒼生者如木華之俄遷轉當衰矣とありて紀によれば御批の如しおのれは古事記によりてすぐれてたふとくまして御壽長かるべきこと天神の御子は常人に

は異なるべきか此故によりて御子のやそつゞきまで長くはまさるゝことゝ思ひとれるなり千人の絞の所と合せ考ふべし但こゝの[illegible]によりて[illegible]人まで[illegible]たふれたことは思はるゝなりそは恨のもとは皇子世々にかゝるべきことなれどもさばかりたふとくすしき天神の御子だにかゝればましてそれに隨ひ奉れる[illegible]者共にも及ばむことはあるべければなりこれより以前すさのを[illegible]ませるによりて人民多以天折こともありこれは神の氣にて一時のことながら天折のことははやくこの時もあり又此文は神代にも人ありといふ所にも引べきことなり

○問　前文のつゞきさてかみといひひとといふ語意をもときていふべきこと何れともこれ又容易ならずいとしげく長く盡していはざればその意通りがたくかへりてなまく＼にては信ぜられぬかたもあるべければ[illegible]はぶきて右神と人との語のこと御繁多央御面倒ながら一入々々御教示希候

神と人との語意の答

前にいふ氣といふことをまづいふべし祟神[illegible]に[illegible]の氣と見ゆるは神の御威の喜怒[illegible]發によりて空氣中に交りみちたる[illegible]るをいふことは大物主神の御心にて其氣にあたれる人疫病となるこれ神かゝりのいまだ發せざるにまづ其氣のみちたるにて御いきほひのこよなきを知るべし此類はよみの國の汚氣にふれませるをかしこみてみそぎありしに其氣やがてまがつびの神となりませること又其氣のこりてすさのをの[illegible]いさちて根國におもむかむ御心ひとつにませること又[illegible]の[illegible]ありしませる氣によりて青山をからし海川を干させ人民をさへ天折ありしこと高天原へのぼりませるにも氣にてともしたりしこと天沼矛[illegible]によりておのづからこりて島をなせること女の[illegible]氣によりて御子のふさはざりしこと飢ませるけに[illegible]てなりませること[illegible]によりてなすことあることのしるき物なり皆共に神のけとはいはされ共[illegible]得たること祟神紀の神氣とあるを語證のもとゝしてみれば物語類に物のけとあるも物とは大物主の物とひとしく萬葉に鬼をものとよめるもこれにてあやしく何物ともしられぬ類を物といひてその物のかたちなくしてわざのあらはるゝを氣と云なり疫邪をときのけといふも此類なり俗言にも某のしわざといふべきを某のけといへりありしよりげに物ぞかなしきとよめるげにといふはあやまりなりけもここにといふ意汚けがれけしきばみ氣疎き氣遠[illegible]し[illegible]なくとりげなく煙けぶりの類[illegible]其[illegible]いふ意なりかよはしてきともいふは清きこしきしるきはまるきゆる着る息いきおきいきほひ伐切をきる芽をきざしとも霧をきり天きらひの類なりかともいふは芬芳香薫の意をかともかをりともか青か

黒きかやすきなどいふも氣より轉りたるなり彼かの辛からし通かよふ堅かたし光ひかり陽炎かぎろひ嗅かく欠かく幽霞縞粕風咒術惑膜などのかも皆同意なりさて見れば神が氣の意なりみは物のあつまりつどひよりてあかぬことなき意にて身滿深山をみやま稱號の御鬚ら長き毛をつどへつくるゝ意にてのは筐などの如しくすしき氣のつどひによりてなれるをさればかみとはいふなりけり此氣といふ物かたちなき物にてしかもくさ〳〵の別あり陽氣霧霞の類は目にもやゝ見ゆ香の類は鼻にて知る音聲は耳に知る味の辛は口にてしる冷暖風堅などは身にふれてしる皆かたちなくてわきある物にてくしびなるものなり凝固する時はかたちをなすことあり神といふ言を思わたすかきくけこはすべて凝固すべき意あり形括衣纒からまるまみむめもはすべて圓滿たらへる意眞丸鋺みち瑞水皆睦蒸生茂萌物珍愛惠滿與巡回卷の意同じ

○問　前文のごときそのかみに幽事をかみことゝよめる幽の字にかのによせて神といふは人とたがひて目に見えず耳にきこえずはなにかきわけがたきことをもよくわかちしろしめすものと思ふべし是又人と異なる所にて人の常理よりみれば心得られぬやうなれどもその理あることなり此ことはいひ解たれども是又くさ〳〵たとふべき物を引てはつかにそのいとぐちをとりておもひやるばかりにて盡かきとりがたし此ことは少しは方久子かたりもつたへたれば御逢の節御聞とりあるべし

此條芳久へ御談話のことは同人に聞とるべし其うへにいぶかしきとあらんには高論を希可申候なりそもそも西戎にて云ふ神のこと平田が西學談弊（には今正月若山より芳久おこせたるあり）一の六丁オにいへることはさることにかく又神道といふと同書一丁ウより七丁オ迄の論はいかにきかまほし又同行に神道々々と一口にいへるは云ものゝ巨細に此を分ていはゞ十二三にも分りませうかといへるはいかに實に巨細に分て云はんに十二三にも分り侍るにか聞辨をたのむ

答　いひ解がたきことながらすでに前條神の語意をとくとてその片はしをのべ猶それより前にもいひたることあればそれらを合考すべくことにその餘をいふべし人にてすら目に見えぬ物にても香は鼻にしり音聲は耳にしり味は口にしる目に見る物にもかたちなけれどいろにてしる物あり光の類是なり又風息はたゞちに見えざれどもふれたる物のうごくにてしらるましてや神はその上の玄妙にいたりませることはもとかたちなき氣よりなり出ませる事前にいふごとくなれば同氣相求といふがごとく人より神はそのかたに近ければかの人とてもむすびのもとは同じけれども現身をはなるゝことあたはざる故に氣にはつきてくはしく知がたき所なりされど人體の中にてもたゞひとつ氣に通ふ精ありて是によりてさゝへ氣をもしることなり是則神のみたまのふゆによりて靈妙はかりがたき

物にてことさらにこれを多く得たる人と少く得たる人とあり此物は何ぞといふに心なり此心我體中にあることはたれもしれゝどもいづかたにありといふことはみづからしらずおぼえざるも又あやしからずや此心のはたらきによりて俗にいふ氣の類もやゝしらるゝこと眼耳鼻舌身にふれてなり此五つの物みづからしかるにはあらず心のしからしむる事確て無心なる時は耳きかず鼻かゞず舌味をしらず身にふれてもおぼえぬにて心のわざなるをしるべし目は寐る時はもとよりふたげば見えぬ筈なれども心に別におもひ屈したる時は目に見るべけれども見おぼえぬは見ぬに同じ他の耳舌鼻身も又同じ但この氣強く甚しき時は屈したる心を驚起しおどろかして伸るにいたるも又妙なり心鈍き人にてすらかゝれば神は微音も遠くへだちてもさだかに聞しりたまし彼の玄々たる氣をも清濁正邪淨汚强弱をくはしく知しめすこと大なる物を人の見わかつがごとくなりさればこそ人の遠くいかりてもひそかにしたるわざをも神はよくしろしめすことなり又人はうす紙ひとへをへだてても見ることあたはざるに神は物をへだてゝも見知たまへること高天原にて神武天皇の難をしりて我みこやくさみますらしとのりたまひ天八街にたちまして蘆原の中つ國はいたくさやぎてありけりとのりませるにてしるべしされどまのあたり見給ふごとく聞たまふことゝにはあらざることはやくさみますらしのらしの語又天若日子の射たる矢の天にいたれるをいかならむとうたがひおぼしたるにて察すべし大祓の詞にも高山短山のいほりをかきわきてきこしめさむとあるも遠くてはやゝ心をとめて物したまはざれば聞えがたきさましらるそれもとより神のなし給ふ術ありて山のいほりをいかにしてかきわけ給ふらむ天若日子心の善惡をしろしめさぬにうけひまして矢を天かへしまししが胸坂にあたりしはいかなる妙やらむいたくさやげることを八街にしていかにして察し給へるやらむそはその術を人にはしらさねば察しがたけれど神の御上にはおの／＼そのしかたあることはうつなくその理あるべし下照姫のなげきの聲天にひゞきて天つ國神つかさたちの聞しり給へりし類くゑ彦のゐながらにして天下のことをしり大國主神の幽事禁厭の法をさだめ給へる類凡上みなかの氣によりてさとり給へることにて此細術の氣のくさ／＼品ありて動靜往來傳流するによることなり

巫學談弊一の六丁神といふこと此大意は祖父すでにいへりし説を主張せるなり尤よし神道十二三にもわかるといふことここに大筋を五にわかるといふにて大意濟たり此類よりいさゝかの小分をせば隨分少しづゝの異は有べけれどそはその人々の聞及び見しる所にてもたがへばしひて數をつむるにも及ばじ猶あつたねが心付ざるやうの異種も諸國に有べく此後も又異をきほふもの出來べし手島流の俗講にいふ所などもおのづから習合の中にて又少異あるとその講師々々の心にてもたが

へり古學の徒にても我家の風と篤胤とも少異あり塙もたがへり京にゐたる野野口正隆なども異氣質とたてゝいへば又たがへり景樹季鷹などは奇人流ながら猶學の外なるゐきと見れば是もたがへり江戸の風は春海などに執して是も少異あり此類をいはゞかぎり有べからず一丁より六丁迄のこといひさまがいやしきこそあれ意はかくのごとくにて孝德紀のことなどははやく祖父もいへり

○問　前文のつゞき人は又此うらうへにて目に見耳に聞はなにかぎ口にあぢはひてわかちしることと心にあれどもそのしるにいたるまでは必云々人は體なければ用はなし神はこれとことにて或は體ありても用をなし給ひ體なくても用をなし給ふ是幽顯二かたをかねてしろしめす所なり云々

此段かまけぬ尤　體なくても用をなし給ふとある所いぶかしくなむ例の辨をなむ

答　前條にいふ所にこもれども猶いはゞ今目に見奉らぬ所より遠くはるゝゝに御居所もしらずして祈り奉るに靈應あること又夢につげ給ふこと神かゝりあることと別大神などの御身をかくし給ひてあるに猶それからのことをなし出たまへる顯にてしるべし人にても文字ありて後は遠くことをいひやり人につたへてせうそこして用いなせどもそのいひたることのごとくのみにて先方にて活用なしとしくしゐ狀をトらんをかへして往復してのち用をなすは中々に現身ある故に自在ならず神はみたまのみをひろく遠くくまりかよはしたまへれば實の現身とひとしくてその所々にそのまゝにて活用あることと神の靈妙なり

○問　同さてかくさだめみれば又さは青人草すでにありてさて此たなつ物ありての後はよけれど以前はいかにとうたがひ又神はさはくひ物なくてことたり給へりやさらば月よみの神にまれすさのをの尊にまれうゑて食物をもとめましゝはいかにといひいざなみの尊のよもつへぐひをいかにとく事ぞといふうたがひ必出來ぬべしこれらのこともみな考證ありされどこれ又二三丁の紙にかきつくしがたきことこゝの神と人との別をいふのみにてすらかく長くなり猶その間々に說を略したることありて後又此一大疑團おこりてこれをもつくさゞればこゝにいふ所も全備にいたらざるが如し云々

右たなつ物のこと詳なる考說いかで〳〵希候なり實に今一度明辨をきかぬ内は(カギリ)うたがひのおこりていぶかしくのみあれば先生暇閑の節明論の高諭希候なり

答　前に氣(ケ)といふことを言をつくしていへればそれにて大抵心得らるべけれども猶殘れる所をこゝにつくすべしおのれ日本紀傳の首卷等また神代記の初文の所にいへることなり此初文は必竟漢籍よりかしこゝとりてつくりへる文なればとるにたらざるは一わたり勿論ながら心をいためて此書述作

の時のさま記者の意をおもひみるに事を物を蒙りて撰述あらむ書になごか輕はづみにひたすら漢籍めかせんことをのみつとめこし給はんかつ景行紀の賜斧鉞など記されたるはひとへにかの國ぶりにならひてのひがごとにはあれどさらになきことを增加し給ふにはあらずひゝらぎのやひろ桙なるを言をかへ給ふなり物のたがへるはまことにわろくて古傳を失へれども鳴木を鳥獸にかへたる類にはあらず同じ物の一類なることはたがはざれば書紀をとかんには心をつねにこゝにもおきて他の古傳と併考へて實をしり得ずばこれも漢文かれもさかしらとさらひそけてたらざる時はそのまゝにてとかるゝ所はいといと少くなりてあたらしきことなるうへにそのまゝにておかるゝ文は今までも人見あやまるまじくこれより後もたれ〳〵の人にてもしりて注すべしさらば前のごとく心つきたる文は人のときがてにする所をくるしみわきまへとこしてこそとおもひとりたるよりなべての漢文さまをもかりそめに見ず心をつくしてその上古の心になりてこはいかなるさまのことをかくはしるしけむとたどりつるよりして人々の今まで心づかざりし所々の意もほの〴〵心得らるゝやうになりてます〳〵そのかたに心をよするにつきてはこゝの首文などはそのかみは祖父などのいひおけるまゝに故日開闢以下のみをとりけるがこゝもいかにと心づきて見しほどに此少し計前文今ひとつ故天先成而云々は考ふる所ありて是は古傳なりけるをよく飾た

ることの漢籍にあるまゝに文をこゝにとられたるなるべし但文にひかれてつゞけさまには少し心ゆかぬ事ありと考知たることありしがそのゝち又多年をつみてすべてを見わたすままに又再三かへり見しりて見るにいたりては初よりの文皆漢文をかの書中よりとり合せつゞりなしたることは同じけれどもその意は皇國の始の意をのべたるにそむかず但古書のままの古傳にてはなきのみにて大意をのべられたる所はみなあたりて他なしされはもとより文字には泥まず文のさまのからめきたる所をおもはず意のみを古傳に合せてとく時は明なきにあらずその中にふくみておもしろき所も得らるゝは此文にて得らるゝにはあらず他の古傳を互考して得らるゝにてはあれども本文より所なくてはその意ものべがたく私定のごとになるを漢文さまにもあれ物によりて撰進し正史とうけはりて恥ることなき此紀に記されたるによりてとき出たにたれしの人かはひか定すといふべき神をとき氣(ケ)をとくこと前にいふ所の如も此文にあはせいふ所なり但その文をとることと輕く見るべき所心をとめてくはしく見べき所などの差別はありさてたなつものゝことの間におもひもよらぬ紀の發語の所をかくれづらはしういふは此文中の語によりていふことある故なりそれもただちに引ては前件の意を人いまだいはぬことなればうたがひ出來てかくとるまじき漢意の文によりての說はいかにとあさましくうけがたき心必あるべければこゝにそのゆるか

せに見過すまじきことをまづいへるなり此一事は後にまでもここによりては用あるべく再問なごの中にも答に用出來べく又さしても此ことをもしめしおかまほしく前々にもことのついであらむをりにはこいひ殘し猶くさ〲論あるなご殘せることゞもの中にもかやうのことにかゝる事ありて問の外にいふべきことのくさ〲に別れゆきて盡しがたき故もありて畧せるをこゝの空紙多きまゝに今はわづらはしくいごまを潰すことをも腰肩のいたきも眠のいたきをも夜のふくるをもいごはずたへしのびて元來よりしるす所なりひごへに君が篤志にかまけての故にて老ゆる身なればいつをはかりがたく身ごこもに說の云ひうせざらむ爲にこかた〲勞をも說をもをしまぬ老心を御憐察あるべし

ついでに紀の首文を大凡こゝにこき置べし是も以來の問の種にも答にも用あるべしこれもわづらはしながら

○古天地未剖は古事記の初發の時こ同じくて少しく不しぎなり○陰陽不分の陰陽はもこより漢名にて論に及ばずされご理のかたちはさる事にて則むすびの二柱神のなり給へるをはじめて七代の三世より後女男二柱なり出ませることゞもはあたりてそれらの類もいまだこかれざりし時をいへるにて上の對句に字を施したるなり陰陽の字は篤胤がいふもこは旁の侌昜古字なりこいふぞよき漢書はこれをもて符文こして二つ對ひあふ物を何にても表裏なる物をすべて理をいふ時の號こしたるにてもこよりさいふ物一箇定りてあるにはあらず此意にて見る時はここに妨なし五行はその物ありて陰陽こつらねいへごも義は異なりたゞ理をごくにもろこしにてひごしく用ふる敎につらねいふのみなり配當していふこれらの理にはしひこご多くしてごるにたらずさて下篇をそへてかく字は日あたりご日陰この地をいふ字なりさる故に下に隨ふなり洛陽山陽淮陰山陰の如しさるを古字すたれて下に隨ふ字を用ひ來れること漢土よりしかりさて今の文にいふ文字の陰陽未分の大意はさる神も何もわかれざりし時にて神にもなるべき以前をさすなれば卽前にいふ氣こいふ物のみにあたる故に猶いぶかし　○渾沌如鷄子溟涬而含牙は前の天地陰陽わかれず渾混したるかたちをいふにてそは神たにあれまさゞれば知るべきやうはなしされご想像していふのみにてしひてかゝはるべからざれごもなべてのさまをもて思ふにさもありつべくはおもはるゝことなり此わたりのことは古事記の序の始にてもし合せて見べし誰知其形こいへるぞうべなりける此こと前にいふ氣のみあるかたちにて記序に混元旣凝こあるにてやゝまごれり鷄子はおもひやりのさまのたこへながら後より見ては眞中に精氣こりなれるさまにてさもいふべし牙は始よりあるにあらず空中何もなき所に卽むすびの神のなりませるにて合せて次にいふ物をなし出べききざしいつこなく出來れるなりきざしは氣のさしぐむことなり

〇及其清陽者上々爲地はきこしそのたゞ氣の羣がりこりあつまれるかひかゝる所によりてうごきしたしきありてふたつにわれたる是よりくさ〴〵の物のなるべきはじめをなせるにてその二ツはつひに天つ國と此地の國とになれるにて二にわかれたるはうごき物にてしたしき物はその二かたによりつきてふたつにわかる此氣はかろきと重きときよくてりとほるごくもりてとほらざると各表裏のたがひありてかろく清きはたふとくまさりておもくくもれるはいやしくおごりてとゞこほりにぶりおくるゝ状をそなへたり同氣相求以類而聚といふにもひとしかくたゞちの始にはたびきいはれてするとしむすびのみたまによることなり日本書紀は此國土の始を始として國常立尊よりなしませる故に前のいたへをはぶきて神聖生其中といふにおしこめてふくめてかける故に實をとくに事たらぬれば古事記を合せていふべきなり且紀も一書の中に五柱の別天神とことなるにあらされどもいづれの時にあれませりといふことはうまし葦牙ひこぢの神天トコ立神のみなればとくに事たらねばなり前に合すとある文意ほのかに似たれども是はじめて天御中主神あれましつれからにムスヒ二神のあれませる事をさすなりさるをいひあらはせぬは漢文もてよせつゞれるにひかれて漢籍中に太古の傳に似よりたる語なきとゝより國の始を主とかゝんと心にたてゝ天神の名を始に出すまじき心がまへとによりてほのかにてあるが撰者の主意なればなりよきとにあらぬは勿論なれどその世にさやうにて有來れゝばいかゞにせむ今はそれによらず實に合せてとかるゝほどは力のかぎりとかんとするが此書の注解の大綱なり前にもいふごとくこれもわろしかれもひが事なりといはゞとるべき所甚まれになりて注解にはあらずして論といふべければ今はたゞ難ずるかたはやむことえぬをりのみいひて注解を專とすさる所に本文に見えざることを他書によりてそへいふこと多し論を專とせば此書をたゞして批すまじき意にて注解はいたづらごととなればなり

さて此氣といふ物牙ササシとある精妙なるは目に見えがたく香もなくいろも音もなくかたちなき故に此物を心得しがごとくにまつかたしそは神もなり出大地もなり出べき物なれば人の知がたきもうべなりけりされどその氣もくさ〴〵ありて香のあるもあり音のあるもありいろのあるもあるによりてそれをいとくちとして考いる時は精妙なる氣のこともしらるゝなりそのうへにちからある物なればふるゝ物によりて又知ることあり此氣やゝこりて色香音かたちをなすことは物にふれて異品をなす又精妙の氣も二ツにわかるゝこと前にいふが如し異品をなして凝固るにいたりてはやゝ目にも見えて今少しこる時は流動する物となり又こりてはかたちをなすにいたるされば神とも天地ともなれるなり手近くいはゞかなることにても端をいはゞ容晴たる時は氣なきが如しなきにはあらずみち

みちたれども清明にて見れども見えずくもる時はくもれりと思ふのみ猶氣を見ざれどもくもるはやゝ氣がおもりてこる故なり再こる時は雲霧となりてやゝ目に見ゆれども大小をしらず物につきて霧こる時はかたちを出して露となる露つもりて水となる露と水とは流動す霧雲霞も流動すれども猶空にありて物につかざるなり水氷りてかたく石にひとしく人に擲うたば疵つくにいたるもこの氣のこき突あたるとも體に疵つくるにいたらんや發開する時はその用も變ずることかくのごとし氷又水にかへりてかわく時は形もなくなりてもとの氣にかへるなりされば氷は凝ともと同意の語なり今かりに三段にわかちて氣類流動凝固と三物異なれどももと一ツなりこれをさやうにするはむすびの御たまによりてなりさればもと此神も此精妙純粹の氣よりなりましてむすびの根基をなし給ふことにて是よりふるゝ物の分量の異なるによりて萬物の異をなすその分量安排は二柱神の御しわざなりされば前にいふ[illegible]の語意は氣滿の意なることをしるべしもと空中の氣によりて神となりたまへれば次々に純粹の氣をそへてます／＼盛なり神は氣を食としたまふこともしるべしこれをかけいるゝ所は口と鼻となり呼吸によりて消息をなすこと神人ともに同じ躰をやしなひて無用の氣の粕は下の二穴と體中毛髮の間隙よりはらひのぞきて又新氣の精妙を引入たまふこと人の食の如く同じことれば神はたなつ物なくても生活し給ふなりなくともといふは

人よりかりにいふことにてたなつ物菓實炊煮たる物よりは氣を引飲む方は生活にはまされることなりもと食氣のかたちなきより生じたまふ故にかたちなくして遠くもその神靈の及ぶは同じ類の氣よりつたふる故なり此趣にて遠き所の物音聲香をも聞知たまふも又かくの如し高天原はここに純粹なる妙氣のあつまりてなれる御國なり土地はその純粹なる氣の餘の中に重濁凝固すべき靈氣のすぐれたるがつどひてなれる大地球なりおの／＼かたちの圓滿なるはその中央に神まし／＼てそれに同類の氣よりつきて周回することゝ遠近たりとゝのふが故におのづからに大凡丸圓なるべき筈なり漢理に天は丸く地は方なりなどいふは空理にて對せんとしひことせしの國には對すべき理の物なし角方は三角以上何萬角も同じく角なるにその中にてたゞ一種の四角の方のみをいふべきにあらず但角の中にて四角には理の多きことあるによりて人まよひてふとしあるべきやうに思ふのみまことは四角に限ることあらずその論はこゝに用なければいはず天の丸きは今目に見る日の御國にてたれもしれり地もまるきは日東西にめぐりて同度なる地ゝりはかればいづかたにても遠近なきにてしらるゝなりこは測量術をもていふ所なり今は西洋船往來せざる國なく萬國の圖をあらはしてくはしければ苦もなく地球の理をしることになりたりさやうにくはしくなるにつれてます／＼皇國の古傳によくかなひて事實のたがはざる事をしるにいたれるはいとく

たゞはじめのこゝにいふ意の方にて開闢こなかふ意にはあらざるを字に泥みてよみ誤れるなりわかるはたゞはなるゝことなれご人の思ひやる所天は上へのぼり地は下へくだるごこく心得るは又わろし八方よりあつまれる氣をえらび澄いかつごこくにして天となるべき精氣はそのまゝに中央にこごめ地となるべき重氣をわかたしめて遠くへだゝらしめ給ふなりその動揺活潑の氣によりて天にはうましあしかびひこぢの神天常立神なり出まし地には國常立神豊雲野神なり出まして上下合對したまふこごみな二むすびの神のちはひによれる事もこよりなり合搏易凝場難こあるその時のさまはいかにありけむしりがたけれご次文にいふ所とあはせ見て知るべくかつたとへていはゞ地に生ずる物にて見るにやはらかなる神草は生たちはやく木は小にても堅くて生ひたちおそし同じ木の中にても柳の如きたるははやく生ひたち松檜の如きかたくこりなれる木は遅し又樹木類は輕きならなほはやく大にもなるを嚴石の類は大になるごこといとゝも遅きをいへば輕清なる天はなりたち早く重濁なる地は遅かるべき理なりさて以上の漢文をうるはしく皇國風によまむことかたくてこれにはくるしめり

○故天先成而地後定然後神聖生其中の上文は古傳說にさる語ありて幸に此文をこゝに用ひられけるならむかとおぼえておもひ合さるゝこともあり下にいふべしされご然後といふは次々の國常立神以下をさせりとするさまたりきやうに見ても上に定とあるは順次おもはしからぬやうなり國常立神も地定りて後あれませりとしてはおくれて聞ゆればなり猶下にいふもじは此文ははぶかれはしたれごさすがに天神のつたへもよそにもなしがたく一書に出せるほごなればはぶきにしたれご前文の牙こうちあはせて下に天つ神をもふくみてたゞ凡例のごこくにいへるにやさらばます〳〵然後の二字いかゞなり後の字なくてしかるべきをたゞ文面によりて深く思はれざりしにや神聖の聖の字も文にひかれたるのみにて心別にさあるにはあらじ二字を合せてカミタチなごよむべくはたゞ天先成而地後定とあるはまことにさぞありけむとおぼゆるは古事記に天神諸命以詔云々修理固成此多陀用幣流之國賜天沼矛而言依賜也とあるにて考ふるに此時すでに地に國常立神よりして七世の神たちませる未明なるにいまだ國になるべき物たゞよひてかたまらざりけるを見ればこの前文の重濁之凝場難とある文もげにとおもはれて古傳によくかなへりかつその時天つ國いかさまにありけむ傳はなけれごも既に天沼矛といふ物ありて天神よりたまへるをみれば天つ國ははやく定りてなりをはりてあるさまほのかにもおしはかられたれば天先成而地後定といふ文古傳なりしこしられていとたふとし地の定るといふはたゞ天とふたつにわかれたる所をのみはいふべからずさては同時にて前後の別はなきを精妙之云々重濁之云々とあるやうけて故天先成といへるは前にいふ天は中央にそのまゝに残り

こゝより地はわかれ遠ざきて遠く別にわかれたるほども何ほどの間かありけむしられねどいとも〳〵久しかるべしと思はるることはイザナギイザナミの二神天浮橋の御はきゝはいまたさばかり遠くあらぬやうにおもはれにゝぎの尊の御天降にはいたくたやすからざりしさまに見ゆるにても想像せられかつ大御神の高天原におくり上給ふ時の本書に是時天地相去未遠故以天柱擧於天上也といふ明文もありそはこまれ地の定るこいふは大八島國生をへませる時をいふがはやくこともおのごろ島をなし出まして後をいふべきことなり以上は序說と前にいふ氣の說とははやく申たりつれどもこと長くて書ざりに今わづらはしくしげければ公務の暇にまぎれてさしおきていひのこせるを此拾一篇の間にはこのことにかゝれること多くいはではえあらぬにはぶきていさゝか物してはそのさまをあきらかになりて聞えがたくかへりてはうたがひのみ多くなりて信じがたかるべしと思ふによりて間の外のことまでをのこさず因にくはしくのべ候なりかくても猶うたがひ殘らむからざま西洋學測量などに流れたりとおぼえて皇國ぶりの書の解ざまにはいかゞなどの批難や出來むとつゝましきかたちなきにしもあらねどかくのべて後疑あらむにはその時またもいふべしさのみはほどかりつゝまむやとてなむさるは事しげき故に文をうるはしくかゝむとはせずからざまの語も何もいとはず早く聞えやすかるべきやうにとのみして古事記傳などのいひざまとはいたくかはりたるを恐るゝ故なり

前にいふイザナギ神飢ましゝ時ウカノミタマの神のなりましし事はそこにて聞ゆべけれど此飢ましゝことはくさ〴〵の御心しらひ御動搖の御しわざによりて氣のつかれましゝによりてなりされはこゝにそのつかれませる體をいやさむとてそれに氣を吸引し給へるによりて氣もまたこりあつまりてつどへる中の精密の氣よりなりてミケツ神おもほえずなりませるにてそれよりして食物といふ品物容氣の外にはじまりたるは此倉稻魂神にてそのもとはイザナギの神々なり出る根本はムスビの神なり是よりしては氣の外に神も食物をもとめ給ふこと始りたれどもいまだこと〴〵くにはひろくあまねくはあらず漸漸なること前にひく是より後高天原よりもあつらしみ給ひて見におこせ給へるにてしらるさて此はじめの時御食つものは何となりけむ傳なければ考へがたしたれしもたゞちにきくよりして稻と思ふべけれども此時稻のありなしいまだ知がたし木果魚鳥の類なりけむも知がたしされど木はクヽノチの神ありて後ならでは生いたつまじく魚は海神わたつみの神まして後の物なるべく獸蟲は野神山神より後なるべくおもはるれば猶此時になり出しは稻ならむと思ふによりて證をもとむるに神武紀に稻を靈ウカノ女といふことみえ大神宮儀式帳などをはじめて神宮の書に摂末の神を記せる中に倉稻魂神を稻靈なりともあり又此ウカノミタマといふ御名に文字を倉稻魂と

あてゝ記されたるもはやくその世に傳説ありてなるべければかたゞゝまつなり出づる食は稍なりけりとおもひさだめかゝる説を今世の人は嘲笑ひてたゞちに御名の文字にてはじめよりしられたるをこいふべけれご口稱に御名にイネこいふここあらばさもありなむをいふ言こはたがひたる字なれば字は後にあてたる物なればそれのみを論ごせんはせむすべなき拙こそあらめまづは一旦うたがひをおして證をもごめさて後その文字をも評論には用ゐべきなり人は迂遠なりご笑ふこもおのれが學志はかくの如し倉は食の誤かこもおぼしさて神ご國こをはじめ萬物もこは氣よりなれる物なしその氣の精一つはじめになりませるムスビ二柱又その氣をさまざまにこり合せて萬物をなしたまふ中に萬物をやしなふ爲に皆氣息をあたへあたへ[illegible]生類の氣息のみ[illegible]草木國土に[illegible]皆氣息[illegible]ふ火もおほひて氣を通ぜざれば消るにてしるべし萬物腐敗(クサリクサルコナリ)するは皆死する[illegible]故に[illegible]腐敗したるをくふ時は人に毒こなり[illegible]氣にあらず汚重の濁氣なり氣こごごく物をやしなふにあらず空氣中にくさぐさ輕重清濁交りあり西洋の分離術(ランビキ)にてはかり試る所生氣三分に空氣七分ばかり此餘些少の入交りたる氣ありて時こ所によりて差あり人の呼吸まことに妙なる神のみたまにて[illegible]口より腹内に入

る腹中にておのづから分離して清生の氣を引てやしなふべき方へめぐらし殘れる汚濁の氣は呼出して吹出す是も又分離術によりてしらるゝことなり萬物皆此術にて試るべし食類藥卿なごを試るに空氣の外にくさぐさの氣をわかち出す物ありておのおの分量異なりされば形も能毒も異なるはもこ氣のうくる所ふるゝ所の分量によることなり皆ムスビの神のみたまによりて神の御しわざにてかく萬物を異にはじめ給ひておのおのその用あること誠に妙なりムスビの名義のもこは古事記傳にいへるがごこし猶いはゞ綠をムスビ紐を結び露霜をムスビなごいふ語もこれより出たるにてムスブこいふはかれこれこ異なる物を合せひこつにするをひろくいふことにてそをつかさごりませるなりさる故に二柱まして司ごります所表裏にてしかも合體して共に物なし出ることをし給へりこれ此[illegible]の大意をいふなりされば[illegible]なき氣の清[illegible]なるをえらびて氣息に呼吸しやしなふことはたふこき神ならずしてはかたければをぢなき神は貴神よりも命みじかきもうべなり人はますますをぢなく幽事にわたらされば[illegible]る物にてやしなふ時は其便よき故に[illegible]を[illegible]はしてうつくしき青人艸のくひていくべき物にて甚重寶ごこ[illegible]給ひて生ふしたまへりし[illegible]ご猶人こても食の外に呼吸をもて空氣をもひきてやしなひた

トなごのトに同じ物語類に何のオモトごあるは御許なり其許も同意なりヒの説は今ひごつ曾祖父曾孫なごいふヒご同じきかご思ひしこごもありけれごそは人ごいふにはよからねばその説はやみにき

○問　此輯の考もおのれ多年の勞をへて得たる所なり御執心によりてわづらはしきまでに云々　秘するなごいふ意は露ばかりもあらねごよく心してまことに聞てよろこぶべき人にはつたへ給へみだりに云々　猶秘するやうなれごさにはあらずよだきに説をもらす時は云々　心きたなき學者も今世に多ければ云々　戀しきはそをごきひろめて小一冊ごもなして云々　すでにそれごさしてはいはねご此敎にて人にわが説を盗れたることかれこれありて云々

右詳細の敎示うれしく云はんはよりつねになほ一に的當甘心候なり先輩貴説を屢々質語古風ご儼若に奪入れたる由は麁漏なる説にて云々ご談話ありしを思ひ出れば此度の御語げに／＼的當なることゝおもひかつはいみじき敎示ごうれしうなんそも／＼敎諭のごごくみだりにひろくいひふらしなごはせじご心の緒かたくゆひたれば御安意可給候なり

○馭戎慨言序文を問へりしにつきて御答の條文德天皇の遺詔をさしはさみて思ひ誤云々　云々申云々　此も的當甘心に候なり伊勢物語につきて貴門中のことを思得たることのあるを　店便拙論して高韓を高可申候今般にご思へご其說なればこゝにはもいしがたくすなわ其節間解をご思へごこみに聞てよからんこごのあらむには今般にても希候

答　先にもいひたるごごくいせ物語ごいふものはくすしきさうしにて物語かごおもへば實事にてしかも國史の闕文をも補ふべき所もあり實記ぞご見ればたはれたるはもごより本末もうちあはぬこご多くいかにもしごけなくしかも段々をかぎりてつゞかずつゞかぬかご見れば初冠より次第してあづま下りかへりてのちのこご【いせ齋宮のこご】行平卿ごもに述懐のこごこれたかのみこのこごつひに終焉のうたまでごぢめたり體は大和物語ご源氏物語ごの間にて伴信友ごいふべき事なるは子細のなべしするはなげにかきなしたる作物かご此ば文面簡易にてよくきかせたる手ぎはなみ／＼の人にあらずさりごても一部の中にはごゝのはぬこごも闕たるやうのこごもをさなげなるこごもなきにもあらず又古へ古歌をたちいれて一人のみのこごにもあらずまこごに不可思議の書なるにつきてつら／＼おもへば大に下意ありてのこごなるべしそは下意ありてごは思ひごりたれごほのかにてしかごいひさだむべき證は穏得がたければこゝに一冊一篇のさまにまとめてかくなむあらむご案ずる所作者及び時世の上に其故を明しおのれいせ物語の作者ごなれる事をいはずみごこまれあひて多年なやみたれごおもはしからぬをまづ大綱を意中にかまへてよく／＼かきいれもし腹稿をなし心見たれごいまだここをは

たさぬは舊事を證もやこ見合せるなれごまづ今おもふ所は藤氏權をこりて[illegible]王氏の外戚[illegible]攝政の[illegible]こしてうばへる類を見てけしからぬここゝ思ふよりさる意の人その世にも外にあらめこその權にはゞかりて一言も出さゞるをも憤りながら[illegible]時をえたるにはせんすべなくてある中にも在原氏は平城天皇の皇胤にて遠からずここに業平朝臣は氣骨ある人にて桓武天皇の皇女の御腹にさへおはしたれば他の兄弟はこもかくも嫡男行平業平こはここなる出身も有べきに藤氏によせなければ時をえず行平に何事にか有けむ須磨浦へ三年の配流あり業平はさる罪こもこなふるおもてにたつべきここなくして放逐せられてあづま下りのここあり皆國史の聞にてのせられねば[illegible]すべき[illegible]詞書たちがたきが故なるべしそのたちがたきは藤氏私の權なりけむここしるきは藤氏のわざならずはさるひがここを政をこる藤氏の一門手むだきて見居るべきにあらぬにてあらはなりやむここをえずしておのおの本位に復たれごかくて昇進いたくおくれたるべし昇進すむやかくてはここに妨あるが故なるべしされご行平卿は身をまもり行をよくして溫和を專こし才器を出されざりし故にやさせる事跡もつたはらねば官はやゝ中納言にいたれるを業平朝臣は正四位下[illegible]權中將にはて[illegible]從三位の贈にもいたられず是藤氏の深くうらむる所あるこ業平の才ありて放[illegible]不拘なる性質このいたす所なりすべて上古は格別ならの朝の末より今にいたるまでかゝるこころはしこなりしは歎息にたへざる所ならずやこれしかしながらそのはじめもろこしの學わたりてのちさかしらの機智專になりて大織冠その生涯はじめて此意の[illegible]には、[illegible]なり[illegible]ありて此後代藤氏同姓かたみに權を爭ひてさばかり英邁にましませる　後三條天皇をさへ[illegible]のまゝになさしめず內[illegible]の便を專こして世々に后妃をあらそひつひに保元平治の大亂を引出したりかくて後は權を平相國にこられてたしなめられつひに又鎌倉右大將に惣追捕使を任ぜられてよりその代々つにへ來る莊園だに安からず思ふごこくに收納なりがたくなれるはみづからかもせる禍こもいふべけれごその禍は藤氏におこりて諸氏に及ぶしかのみならず　朝威かろくなりて天下の執政武家にうつりてつひにもこにかへらずなりぬるはもこ是たれの罪ぞや根ざす所遠くて人これをしらずこも神はよくしろしめすべしさればその以前昭宣公攝政たるより眉をひそむる人も多かりけめご藤氏の一門はかへりて眉をひらきて年々除目に數をそふれば他姓は漸々これに反する中に王氏の人にはここにこぶしを握りけむさき思惟せらるれば在原氏などはここにさもありなむまなくもちるか袖のせばきに涙の瀧こいづれ高けむなごの詠意おもひやらる[illegible]ふみわけて君を見むこは[illegible]外にあふれていこかなしからずやかくまでおもひしみたるこゝろざしも誰ありていつの世にかはくみてもしられむこ思ふよりしてわれ

ば朱雀院の御記本などには是等の文なきをもてしるべしその世にかゝる文ありては前にいふ所の心しらひには及ばぬことにてうちあはねばなり條々の順次なども亂れて見えて章段のみだれたるかとおもはるゝ所あるも又わざとかやうにかきみだりたるにてつゞきたるかたならぬを見せたるにぞ有べきかく心用ひふかくおぼえたりし故にやさばかり多かりし藤氏の人にも心つかずしてたゞをかしくおもしろき物語とのみ思ひてとがめあへる人々なくて今につたはりきぬるはさはいへどいたり深き心しらびありし故なりけりされはそれよりのちの人々歌學者などさしもなきことをも故ありげにいひなして源氏物語などをも思ひもかけぬ經文に引つけ非有非空中有中空門の意なりなどとかしらずる人とへあやしき物語は只可觀詞花言葉者也とのみいひて文のうるはしきをのみほめたゝへて論に及ばれざりしはその世にただ事を述ぶる手をはの文意なればなり今千古のいにしへにさかのぼりてひとり在原氏の密意を知り顔ならむもいとくをこがましけれどよのつねならぬつくりざまのいぶかしきと物語にしては實事に考合さることのあるよりたどりくてなれる右のことどもを推としておしはかりごとゝもするなりけり

○問　同條親王諸王諸臣の行立の次第問答見え候心く

○嚶々筆話二の夜麻都伊毛の條を問へりし答辨に古事談にのみありて此條おもてにあらはれぬはいと不經の事[illegible]れば史にはもらせるもつべきなりされど百川卿が一事の他にはこれぞまめなりと思ふ一ふしもなきにたまく此一條をもてその忠心を賞すべく[illegible]一條は[illegible]首義かかくほむるごとくにもあらざりけむ廢帝の一條などもおしこめてのみあらるべきことならぬにそのをりには一言の議をも出されざりしは云々との教示さることかまけぬ尤百川卿此一事の他にはこれぞまめなりと思ふ一ふしもなきにこあるにつきて拜聞かの續學議堅の一つにして清貞出は大內國へ流されてあらんにたる時に宮部有大將藤原百川といふ人との忠節を感じて自ら封戶の內二十戶を割きて清丸が配所へ送られたるといふことである封戶云々のこと續紀に見えざるを古事談に出たるにか

答　辨書類從中に有宣命體書ありて封戶等のことも出たり

○右貴答の中に廢帝の一條なども云々　かしこみてのみあられしにやあらむさらば後の一條も俗にいふ厄病神にて敵をうつといふにひとしからむいかならむいにしへのことなればこのあとをもておしはかるのみなり云々とあるにつきて思ふに廢帝の一條は百川卿貴說のごとくかしこみてのことなるうへに若年卑位にて一言の議をも出されざりしなるべしそもく高野帝の崩り玉ひたる條に此卿のこと出ざるを思へば古事談のごとき功はなかりしにか功のことは擧げずとも辨官なれば名の必出づべきに又多くの堂上の出

たるは其勤むべき役のありてなれば舉げたるを此卿の出ざるは勤むべき役のなければにかもしは此ごき病氣なごにもやありけむいぶかしきことなり

答　別にいふべきほごのことなしよき人にてはありけむ

○因問　此ごき續紀茹田麿に正四位下を授けられたるは道眞が奸計を告げたる功によれるを其奸計は下官の茹田丸ならずごも高位の人にも知られたりけむをいかなる奸計なりけむ帝位につかんの計にていみじき奸計やありけむそもそも茹田丸が告げたるは高野帝崩御ありて後にか

答　崩御以前のことなるべしいかなることなりしかそは詳ならず

此一卷はじめの所半卷はかりご後のいせ物語の考ごはおのれ多年心をひそめくるしびて考出たることにてなほつばらかにおもひわたすべきこともありてみだりに人にもかたりあへずさる故にさき〴〵の答のうちにもいひ残してありけれごかくせちに[illegible]いまだこの中にはかたなりなる考ごもまじりかつは下稿とても正しくはあらねば言のつゞけはしもいひざまもふつゝかにて字音勝にて何ごかやからぶみめきたる語ごも多くなりゆけばおのづからいふこともからごゝろめかしく聞なされなほそれだにあるを西洋おらむだなごの國のさかしらだちたることゞもなごをもおもひ合する僞に引出たる是はた心してかくばかりもさへしりたるやうには聞えざめるをおもひわたしおもひかへすべきいごまもなくて筆のゆくにまかせ心におもふにまかせてかき出たるによりあごさきにもなりふごかくまじき所にもかきて合印ごいふものをつけ又こゝごかしこご見合すべき所にもおもふまゝにはえものしあへず同じやうのことのかさなりげなるも又前にいひのこせることを又しも次にかき出なごしてひたぶるの反古のやうにありけれごかきての後はいかゞはせんにそのまゝにて又下に[illegible]なごいご〳〵みだりがはしくなりにてはあれごつたへむからにはよく心得らるべきやうにご思ふまゝに心のくまなくわづらはしく肩腰いたきをしのびてよるひるご物したるにて今は眼もいたくなりたればこまやかなる字はくるしくていかにせんなごおもへりしかごもかくまでかき出たれば此一卷は此心をかへずものせむかつはるをへだてゝほごもあらばます〳〵是までかきたる事ごものはし〴〵わすれがちになりやせん心にうかびたる時々はやくしるしつけてむごするほごに思ひの外なる日數こゝらにもなりてかたへよりせめらるゝあだし人の詠歌に何やさいそぐもあれごいかで此卷をへてごこもし火のもごに夜ふくるまでものしたるもいく夜ばかりかは有けむひごもしの翁だにあらばこひなぐさめてもあらめごちひさき火入ひごつを友ごしてにひばりつくばを過ごし日數をみたびばかりもへたりご今ぞおごろかれぬるあなはかなのをぢな

さやかばかりの一巻にいかでさはよるひるをつひやしけむと
おもふまに〳〵いつもはよみかへしてもみぬを此たびは末の
くさ〴〵のはかなごとの所いさゝかおきてはいかならばい
りといせ物語のことはことにおのれ心いれて物しつるなればい
かに書とりけむとよみかへしてそれは猶こゝは今少したらざ
りけりと思ふ〳〵つぎ〳〵をよみて見れば次にそのことをい
ひたるもあり又後の所にこはいかで今少し心して物せましを
と思ひつるもさきにいひたることあればそれと合せてはしら
るべしやなどみづからたのまるゝ所もありついでのみだりが
はしきはもとよりさこそとも思へりけれど猶よく心せば今少
し簡にしもものせらるべきをあなわづらはしと思ふ所々もあ
りはあれどおほかたにいふべきことはいひてけりと思ふに心
やゝおちゐるゝ前引出づべき證文などはその本書〳〵を心あて
にあさり出なば多くあらめどさては此うへに又しも月の一め
ぐりをやとおもへばやみつるも今はかくべきその所々の餘紙
もなきまでにかき汚しつるもうたてあるわざをさきにいふこ
とに心して見たまへかし一たびかく此わづらはしきかぎりの
いひときがたき所を大よそにも過しつればいたく重荷おろし
たるここちにてなむ今までのあるが中に此一巻はおのれが魂
もとゞまれるこゝちするをその心してつたなきをも見ゆるし
てはふらさず考とりたまひてよとくりごとを申そふるになむ

内　遠

末草開書拾二篇

○問　國造の古代の職掌の事を問やりしに詳説ありしは
いとも〳〵うれしつゝなんその中　賦の萬端は皆大皇に奉るぞ
中にておのが得分とする食廩のさだめも大札はありけめ
どもそは今考へ知がたしされどいさゝか民間の賦斂の大よ
そは別に考あり

右別に致論候なり

猶　上代のさま崇神御世に手末の調弓弭の調といふ外させ
る文見えず國栖人その土産をさゝげたることあり是らにてそ
の所にて出るものをその時々にさゝげたるが本なるべし令に
いたりて租調庸のさだめ見ゆ此前日本紀孝德御紀に令の制の
ふり見ゆればすでに此比よりしかりきて民のみつぎといふ物
權のみにてはさだめがたきものにていさゝかも増むことなど
は人情の安からざることなれどふと多くすることなどはなり
がたきものなりされば孝德紀の制となへこそからざまなれ分
量是則以前よりの定にたがはざるべしさるは大凡のことかく
さまにならひ給へるに此租法などはからの制とはいたく異に
といづれに準據したまへりともなきは是　皇國以前よりの分
量によりてさだめ給へるものとしるべしさらでは上世といへ
ども民の伏すまじきことなればなりされば一反に稻五十束此
中にて二束二把といふ分量以前よりの數によりたるにてたゞ
となへのみのかはれる物としるべしおよそ物成の二十三分の

一ばかりにあたるなり束把の稱は已前よりあるべし大小は別に考ふべし一町一段なごいふ稱はからざまなりされご大むね是も古くより大凡そのかたちなるべしさるは平均田方一間一坪に米一升こつもりたるここあり一段三百六十歩は一年の日數にあてゝ口分田二段をたまふは餘歩をもて租調庸其他の雜事をまかなひ日々の食にあてたるものなりこれらおのづからに上代より當然のならはしにてこなへはかれご實用にはさのみかはりあるべからずさらでは上世よりの政度　至尊の權こいへごもにはかに苛酷になるやうにては庶民屈伏すまじきにてこれをしるべし口分田の制あまりを乘田こいひ公田こしてその邊の堺あるものにつくらしむこは口分の外なる故に貢賦をし輸くさゝへの別あることを令條の文を見かつ正史を考へてしるべし但上世にては世々その土地をしめつくれる上著の豪農やうのものあつて夫らは口分にてはにはかに減ずるやうなれごもそれらはかの郡司及それ〳〵の官人に命ぜらるべし必竟は平均法にて以前の地を得ざりしものは地を加へてよろこび餘分の地ありしものは地減じてうれふる類は何ほごもありぬべけれごそは一時の權法にてわれも人も同じければ一人のうへの憂にはあらず且口分田は良民の人にて賤にはいたらずはじめ一人二段宛にさだめられしもその世に一國〳〵の惣高こ惣人數戸口のつもり有て考定られたるなごは勿論されごも變革は人情のやすからぬことなる故に以前にくらぶるご議論な

ご有べしこ更の文には察すべしよのつねに權もていかやうにもなるものご思ふは机上の論にてごるにたらずさて此令の田租は甚今よりみれば輕きに過たるここにて民のゆたかなるべきここ察すべしそれだに租なごの思ふまゝにはをさまりがたかりしこごも諸文にてしらるかつ又出擧こて稻をかしあたへて利をこる事あり此利は又今よりおもへばいたく過たるやうに見ゆることなり一年に半倍の利なりたこへばここしの貢に一石をかれば來年の貢までに一石五斗にしてかへす法なりかくのごここ今世こいたく異なる思ひの外なることのあるをよく考へずしてはその世のさまは察しがたきここ多きぞかし此田租の法制もろこしのさまこはいたく異なるにても上代の法によりてかくさまにはよりたまはざりしここをもしるべくそれ人情のやすからざることなればあらためがたきにてすべて制は人情をもこゝせではえあるまじきをも察すべし令などをひたすら漢制によりたまへる物このみ思ふは非なり名目そのさまにてかくさまなれご實事にいたりては天皇の權こいへごも一時に改制あることはなりがたきものなることこゝにて明なるべし

○問　神武紀の條々脫したるもいこ多し明論あらむには云々こ問へりし詳論にそはつくしがたしこれをつくさばかれて思ふ日本紀條を云々　されこ取り出たる一條を因にこゝにいふべしこは古學者中のみのうち〳〵の談なりそも

隨筆物にも見えて儒者などもいへることなりこれは今の世又
中古以來にしては可ならむ[illegible]かたちも有[illegible]神代上古にては
いかゞなり精液とゝのはずて御子ふさはしからずは年限のい
ましめも有べきことなるにさることもなしかへりてもろこし
には男三十而娶女二十而嫁などあるは此意ならんか此もろこ
しの定にてみれば夫婦は十歳[illegible]
るは女廿にして嫁せんとするに男三十よりわかきにはめとる
人なく男も三十にしてめとらんとするに女の二十よりわかき
は[illegible]
ば得がたく女わかき男を得んとすればおのれ廿歳より後をま
たざれは偶なしされどかく聖人流のさだめはこそあれいにし
へよりさやうに行はれたりとは見えず　皇國の上代に正しく
考ふべき年齢などはみえされども甚欲情は薄かりしと見えて
にゝぎの尊木花さくや姫をさばかり見めでましゝかどもたゞ
一夜みとあたはし給へりし後はめされざりしと見えて子うみ
ますべき前に申出たまへるには天神といへども一夜に子をは
らましめんやとの御うたがひありしにてそのゝちはめさゞり
しことしらるゝなり此時にゝぎのみこともさくや姫も御年の
ほど考ふべきすべなしかくてくすしくもうつむろにてうまれ
給へりし御子一本三柱とも見ゆれどもこは二柱にて世にいふ
雙生なり大八島生のくだりに一本隱岐洲と佐渡島と双子生ま
せりとはあれど[illegible]

むち[illegible]にてつたへの誤にもあらん此[illegible]
で見の尊の時をはじめとや申べき此のち大碓命小碓命あり共
に見[illegible]
かく異なれば精液不調の論にてはかなはず
もとより女の言さきだてるによりてふさはしからざりしなれ
ど別事なりと思ふ故に引出ざりしなり野菜木果の類はつなり
はめづらかなれど味のとゝのはぬより熟するまでをまたずし
てめづらしむあまりにまだきにとり用ふればにやあらむされ
ば西瓜冬瓜茄等やうのものもとなりを味よしとすもとなりは
蔓のもとに近くあるにてはやくいで來たるなり末なりは後に
出來たるなれば此たとへもあはずといふべし但ものにもよる
へければ古は人のうへのたとへにはうとかるべきかさて此す
べての論はおのれもいぶかしく思ふことにていまだ定說はな
しされどかりに思ふ所はいふべし
兄とうまるれば初生はめづらかにて父母をはじめかたへの人
ももてはやしてその子はやく愛せられてもろ〳〵思ふがごと
くなるより油斷しおこたりてかつはほこるかたちもあるよりお
のづから智[illegible]
たるより智もにぶくほこる意よりひがことも人のゆるすかた
のむかたありてほしきまゝにもなるにやあらむ次の弟よりは
みな是に反するによりみづから研究錬磨していかでおとらじ
と思ふ意もはやく生じかつ人の非はよく見ゆるならひにより

て兄の非をしりはがゆくはげむ意よりしておのづからさとりゆくべきことなりさてかくいへば兄弟にはかぎらずたゞちに父子にも此道あるべきやうなれども父母は兄弟とはたがひて年齢もいたくたがひもとより尊む敬も深くてたがへば兄弟のごとくにはあらず幼子の遊戯もおこなのたちそひて遊ばするより同じ比の幼子ともはよく遊ぶものなり是その情の近ければなりされば兄弟ばかり情近きはなくてかたみによきことあしきこともいたはりあへねば心の底もかたみによくしる故も有べしされば兄弟にても年いたくたがへるはやゝ異なり又男女は情異にて又貴ぶ所はつかひたがひ兄弟も成人して別居するやうになれば又情はうとくなるなりこれらの故にやあらむ

○問　貴論にある弟のまめなりしことは兄の不敬によりてさるよしあることならむ歟これも神の御所爲とやいはむ
貴説希候

答　兄不敬なりとても弟のまめなるべき筈はなし是も前にいふごとくにて兄はほしきまゝにそだちてほこりて我まゝなる氣象ある故にわれだけくなりて人にしたがふことをほりせず心よからずと思ふ意より不敬におつることも出來しなるべく弟も前にいふごとくにて兄の非をしることのすばやけきもおのづからさはふ心のあればなりかつ常に弟は兄にしへたげられるより心よからず意をふくみごもおのれ弟たるによりてすべなきことゝは思ふものゝ親のために子なることは同じしたしみなれば世に弟にうまれ出たるばかり損なる物はなしかく知りて兄は弟を深くいつくしむべくさらば又弟も兄を父とひとしくも思ふべきものなるを古今ともにさはありにくきよりことゞもにあらそひもしあたかたきのごとくなるもあることと成るべし火すせりの命も弟にしひて鉤をはたり給へりしとまなごを思ふべし

○問　又兄弟の中わろきことはいかなる譯とも思ひえず
貴説希候

答　必中わろきにはかぎらねどさることのあと多く見ゆるをおのれいぶかしむ所なりまづは前條にいふごとくなる意よりおこれるにて人の系統の枝別の出來にも兄弟よりなる俗にいふ兄弟他人のはじまりといふもげにいはれたることなり中わろかりし例も何ほども見ゆれどもはあたりあへることこなればいふにおよばずその中に宇治若郎子と大鷦鷯の尊との如きはからざまの御心にしみつきたるより出たるにてそのをりのことけやけきに過たるはうはべをつくろひ給へる御こともまじれりしなるべくあしきことゝいふばかりはあらずさもいとよきことはいかでかいはむ論あるべきことなりかく世によきかたと思ふことに心よからぬこともあればそのうらうへにて中あしきが中々に眞心なるよしあることもあるべしいまだ考つくさず

の例の起る權輿となりて次に推古女帝はやむことをえぬにはあらず逆臣馬子が崇峻天皇をおふけなくもかしこくも死せまつりしよりおこれることにて死せまつりし後にていはゞやむことをえずともいふべけれどその弑し奉れる次第には已前よりのくさ〴〵のこと論なくてやは有べき聖徳のみことばかり天下の執政をもし給ふべき勢の有ながら昵近しませる御身にてこれをえふせがせ給はぬはいかにぞやしらずまし〳〵たるは不智といふべし何ぞすぐれませる君といはむ勢ひあたりがたしといはゞをちなしことそいはめ何ぞ大賢といはんやさるを聖德の皇子をうへもなきかしこき人とたゝへ來れるはいづかたによりていへるにかたゞ佛法興隆に功あるのみその他にこれとおぼしきいさをゝ見ずこと〴〵しげに十七ケ條の憲法をしるしたまへれども厚敬三寶といふよりして佛のことによりたる語は見ゆれども上古よりたふとみ來れる神祇のことはかたはしもしるし給はねは又いかにぞや至尊に近き御身をもちて片岡山の飢人のごときけやけきことをし出たまひて人の耳目をおどろかしたまへるなどその下意を察するにたれりされば此時の女帝はもとめてかくなせる謀計ともいふべく變中の大變なれ是女帝といふ禍關にありしが根ざす所なれば前の二つに論なしといふとも此災を引出すべき據となりたるはぜひもなきことなり是もと女帝の變なるより起るともいふべし推古天皇女帝ながら御氣慨ありてまし〳〵けれども女は女なり

權はすべて太子に歸して是よりいたく物ごとあらたまれり

○又問　推古の御時佛法盛になりたるは論ふもさらなれど冠位十二階始て制ありしは是又漢風なればいみじうられたきことなれば是論の如く女帝にてある一變なりそも〳〵この冠位のことにつきては尚詳論あるべし教示希候

答　皇國のいにしへの尊卑はたゞ血統家につきたるにてその中よりおのづから事にたへたる人事とり申せること神代に五伴男以來物部などそれ〴〵見えたる如くに一別に位階といふことに及ばずしてことたれるなり官はすなはち職にてその一姓をつかさどればこれも又その氏々につきて後世のごとくには移傳せずおの〳〵その家のわざ〳〵をまもり來しかども五部男の御末もおとろへその他の家ごもをぢなき者ども出來て家職を繼にたへずなり來れるがやゝ變移すべききざしにておのづから他姓の中よりも職をたすけとる事を得ずなり來れるに合せてもろこしの國ぶりうつり來りそれにならはんとなし給へりしもやむことをえぬさま半には過たりけむよりなるべしさても猶とみにはあらためかへがたき事どもゝ殘りてとくさぐさはかり給へりしこともしられたりせむかたなくも又かくなれゝばひとつの政なりそは前にすでにいふが如しさて此有無の勝劣利害は次第轉昇の官位といふ別ある時は才ある者かつもれずして出身し公用に供するはよきことなりされどかく出身の當ある時は僥倖奸佞の者登用せられて古制をあらた

め新規を生じ舊家の古實すたるゝはあしきことなりかつ上下きしみは婚姻の書もこゝより生ず漢土の國々の沿革にて知るべし皇國も延喜以下の制度を考へ合すべし古制のごときは才ありといへどもその家の業例ならぬ道にはすゝみがたくたゞ古轍を守りて一生をすぐすなくそれなきもその家なる時は一生をやすらに業をあらためず貴賤あるやうなれども大害はなしそのうへに上下分を守りて無益に心をくるしめず法をこえず例をみだらず君臣一世萬世のごとくにしてやすらなる是神ならふ道の第一義なり

○問　又皇極齊明の御時より政事漢風にうつるべき根ざしふくみて古制の御名代をとゞめられたるは實にうれたきことなり且古舊家の蘇我氏の亡びたるは時勢によりてせんすべなきことなれども多き蘇我氏の中には善き人も多かりけむを其中にて氏上を立ておかれたきことなりさるを皆がら亡ぼされたればうれたきことなりかし（これは常説に古舊家の蘇我氏亡びたることあるにつきて問へるなり）いさゝかは殘れる氏もありしにやきかまほし

又武内宿禰の裔をおこされたるは大凶とやいふべからむ此條樣の同論希候

答　蘇我氏の末にいさゝかは殘りもやしけむことにあらはれたるを考へあつめざればしらねど微官の人はいふにたらず武内宿禰の裔は八人の子より數姓にわかれたれば蘇我氏ならでも猶ありもすべきなりその他物部姓なども次第に零落しこと顯名なるはすくなくなれりつゞき大伴姓などもまれ〳〵になれることと皆同轍にてかの舊家舊制をたふとべる風俗のかはれるによることにてせんかたなし今堂上家多くは藤原にて前にいふごとくあとは大智源氏にてその餘伯家の花山源氏の五氏藤波の大中臣氏土御門の安倍氏清原などの外平氏源氏などいさゝかあるのみ吉田の卜部は王國いづれの末ともしられず諸藩には錦小路の丹波氏いかにしてか堂上に殘りけむさるにてもかへりて皇國の醫胤なる和氣氏は微々たり小槻などもしかなりされば舊姓ありとも氏家などに殘れるはせんかたなし此のちいかになれるものならむ千歳の長壽をへて見きはめたきものなり神のちはひしましませばおもひの外に今かくれてあらむ神孫とも世に榮えまじきものにあらず

○問　又孝謙稱德の重祚に神に位階といふことおこりしは凶といふほどのことにはあらねども吉ともいはれじかそもそも此神階のこと詳説希候

答　前の推古の御時人の位階の所にいふがごとく人にてだにも上古はなくてもありけむをまして神々にはよしもなき御ことなりたゞ是はかくのみにて今位階にてしひてその社ごとの尊卑のきだまりにもあらねばしひて妨はなき娘しそは以前もいふがごとく　伊勢兩宮竝日前宮などに位階いまだ少しもなければ何のたらざることもなきにてしらる

○竹舍雜記にいふ

た政をたすけたまはとこよなくめでたからましをあたら大君の漢教のためにそこなはれませることその世にして國家の大弊といふべきなりさて此二人の大君いづれも英才にませるを父帝の兄君大さゝきの尊をさしおきて菟道若郎子を儲君とさだめませる大御心をかしこけれど想像し奉るに才におきては何れも[illegible]むことなくましけらしかど仁[illegible]君は女色に[illegible]給ふかた見えたるをもてとりたまはざりしにかとおぼしきは日向の髪長媛などを父帝のめしよせ給へるなるにいちはやくこひ申給へりしなどにてしるべし父帝は老たまひて似つかはしからずおもほしめでませるみこのまをせる情もさることゝおぼしてゆるし給へりしことは論なし太子の御さだめは是よりさきにありて此事によるにてはあらねどさるかたの情はいときなくおはしゝほどよりしるかりしにも有べく此一事にて他[illegible]に申へしさて[illegible]菟道若郎子は[illegible]にまして舎爺の才器ましくけむより父帝もおとながり此君をとおほし定め給へりしにも有べしさる御性質によりて猶父帝はうべなひまさゞりけめど猶兄君にとかたく御ゆづりもそ有けむ大山守命は利にわしりて欲する性故に山海の利をおふせ大さゝきの命は事にくはしく断決の才あるより食國の政をこらしめ給ひ菟道若郎子は温雅の大徳ましけるにより天つ日嗣の[illegible]ときたまひしける[illegible]の大御心[illegible]に[illegible]て見るにから人のいひけむ子を見る事父にしかずといふごとくにてよく配りめてましつとおぼえていとくたふとし

問　大[illegible]

こゝにも明論あるべし例の教示をなむ

答　是もその語のさまは撰者の附會もありぬべけれど大意におきてはかくのごとくにてさものたまひつべきことうべた[illegible]に[illegible]心[illegible]は今しるべきにもあらねど三ところまでもいなび給へりしは眞心にておはしけむそは後の天武天皇などの大御心などのごとくにはあらじ漢意ならずしてもまづ一わたりかく申たまふべきことは當然なればなり只かたみにかたくゆづりあひてあまごもになかしむばかり三とせの程しもゆづりあひましゝこそから意からまなびの弊ともいふべけれ此かたの固辭は大さざきの尊の方うべなりと聞ゆ菟道若郎子のかたはやゝ御還に過た[illegible]ば父よしありしともあるべしもしくは若郎子は病弱にもましゝかしらず群臣の中にも武内宿禰などは古老棟梁の臣なりなとも此品さだめを一言も申さゞりけむ申たりけれどかたみにだにうべなひはて給はざりしかば事ゆかず有しか又上世なれば天つ日嗣の御事は棟梁の臣といへど口入るべきとにあらずことその世にはかしこみてもだあられしにもやあらむこそは大御國ぶりのたふときさまならめ

○問　[illegible]是時額田大中彦皇子將掌倭屯田及屯倉[illegible]

臣之不知曉臣弟吾子籠知也云々

此條別意なきにか高論あらむには

答　額田は誤なるべし大仲彦といふは名は以前の御名にて物語に二女を中姫といふごとく第二の皇子に坐ましけむ額田云々といふは別人にて後に見ゆ大中彦といふよりまがひたる成べし應神紀に任大山守命令掌山林林野と見え古事記により て思ふに此御よさしによりて後大山守命とも申しなるべしされば此御よさしをいひたてゝ倭屯田をもしらむとに天皇位を望み給へる下意にて此屯田にもとより天皇の御食にあて給へる世々の御定なることを次の吾子籠の答にてもそれをつかさどる游宇宿禰ありしにてもしるきを今さらにかくのりませるはやがて位を得むと後ことをおこし給へるなりけり

○問　對言傳聞之云々是時勅旨凡倭屯田者每御宇帝皇之屯田也其雖帝皇之子非御宇者不得掌矣

かゝる事吾子籠ならぬ人もよく知るべきをはる〳〵韓國より歸らしめて問給ひたるは[illegible]いな大らかなるさまなりそもそも雖帝皇之子云々とあるはいと重き屯田と見えたるをいかなるよしありけむつばらに教示をなむ

答　倭直祖麻呂は倭國に久しうすみてよくことのもとをしるべしとて是に問給へるなるべしさて此人實にもとづく所をよくもしらざりしがほのしりても大事なればおろそかにはさだめあへざりしか又は大山守命の威をかしこみて弟にゆづりていはしめしにかはしりがたし他にほか〳〵しる人ありとも倭直ただに口をさしはさみいはざりし大事なればみだりにはいふべくもあらずさて吾子籠はもとよりかゝることを心にかけてよくしれりし人か又は兄ともにしれることなれど兄は前にいふごとく大事を思ひてすむやけくは答ざりしは吾子籠は英邁の氣象ありて人にへつらはずありのまゝに申すべきをはかりてゆづりていはせたるかそれらの詳なることは今しりがたけれど吾子籠のいふ所的當にてしかすがに大山守命もいかにともすべなかりしはなべて上田はつたへて重みしてゐたりにあらためがたかりし事しられていとたふとくおもき屯田なることは吾子籠の答のごとく垂仁天皇御制のつたはり來つるさまにて雖帝皇之子非御宇者不得掌矣といへる上意なり此上意ある故に大山守命はよくしれる吾子籠の韓國にへだゝれるを幸にまぎらはし奪はむの業なりけむを今吾子籠に心精をいひあてられてすべなきのみならず罪なはれたれども心に恐るゝこと出來て謀逆の悪意になりけむとは次のつゞきにてその時勢をしるべきなり

○問　今大中彦皇子更無如何焉乃知其悪而赦之勿罪

この條に別意なきにか赦之勿罪とあるも御位讓事の折からなれば太子大鷦鷯尊ともに中彦皇子をそのまゝにして見過し給ひけむもしられず韓國より歸らしめ給ひて吾子籠に問給ひたるを見れば始の程は大さゝぎ尊も御心いれ給ひたる

やうなるにこゝに至りてかくあるはいかなるよしありけん尤かの屯田を游宇宿禰にかへし司どらしめ給ひたるはいふもさらにや

答　游宇宿禰太子にまうせるは太子にませばなり太子大さゞきの皇子に申せとあるはひとつには位をもいろひあまの責をもうけ給はざりしと同じ二つには以前より大さゞきの皇子は食國の政を申給へば後の太政官のごとくにて是らの事决行べき故なりされば此皇子屯田に關り給へるはその國中のことをしるべき古き上着の人にてありしかはなるべしそれが中により[illegible]韓國よりめして問はせるに此屯田は天皇の御持の地にてゆるかせならぬ大事なればなり今少しいはゞはやく此大山守命の不臣のけしきあるをもて此一事もその漸ならむことをしりて明白にせんとてにても有べしさてこと明になりてわかれたれば今は此一條にはいふべきこともなし大山守命おしておのれしるべしとは申たまへれどいまだしひて領したまへりとも見えざればせんかたなくてありしかば訴訟にまけ給へるのみいまだ押領はえしたまはず御兄のことにてもあり[illegible]申給へる[illegible]もと申給へるはしひことながらいはれなきにもあらぬを今事明になりていかにともせんすべなくおはしつればその罪をしひてはとひ給はぬはおのれいまだ天皇にまさゞりつれば若郎子にはゞかり若郎子はもとより此君にゆづりて何となく兄君なるをもて罪をしひてとひ給はざりしなるべし

○問　[illegible]大山守皇子[illegible]殿備[illegible]

○問　大山守皇子の太子を殺して帝位を[illegible]せられた[illegible]太子の帝のごとくおはしましゝにかまた按ふに大山守の心には太子を[illegible]たくみありしかもしれず高論をこそ

答　天皇位はかしこき大事ながら御ゆづりあひは御兩皇子のうち〳〵の御心のみ若郎子先帝の御明より太子とませはすべてその世の人にはうづなく若郎子を後の天子とおもひ給たらむこと勿論なれば大山守命も目ざし給ふことは勿論にてたゞ子だになき時は大さゞきの命とおのれは同じ皇子にて御兄にさへましたれば勢ひをもておのれ天皇になりて猶隨ひまさずばそのうへにては大さゞきの尊をも亡ほしなんとの御心なるべしされば先帝よりひつぎの皇子を定めませることの重きことその世の人々の心中にありて大さゞきの尊といへどもそはこよなくたがへり御ゆづり合ありしとつひに天皇になりませ[illegible]くに大さゞきの尊を思へるは後の心なりその時にしては太子ははるかにたふとく御ゆづり合はうち〳〵のこと大山守命と大さゞきの尊とは賢愚こそあれたふときはその世の人はひと

しく思へりしなり

○問　又太子の布袍をめして渡子に接り居給ひたる條余り輕々敷事にやあらむ御みづからものせさせ給ふ迄もなく御もとの人にてしかるべきをこそさらにものせさせ給ひつるはもし大山守の菟道の宮を攻め勝ても太子のその宮にまさねば御身に及ぶほどの事もあらじとての大御心しらひにもや有けんとまれかくまれ高論をたむ　又布袍の袍の字例のいかゞ　袍はうへのきぬにて貴賤となく上に着たる衣なり字にかゝはるべからず

答　上世は後世のごとくならず神武天皇大和にて矢石を犯して御みづから戰ありしをはじめて雄略天皇猪をさし給へりし類皇國の武勇は異國の比にあらずいたづらに帷幄の中を守りては人を制御しがたくかつ敵にもよるべし臣下などは臣をつかはしてもよしこゝは御兄弟間の高貴にて御見にてさへあればなり御みづから弟ながら太子なるより敵たふべきよしの名正し大さゞきの尊宇治へ告給ひしかども此防をみづから太子の爲にかはり給へりとも見えざるも御見なればなるべしそれも太子の命ありとならば敵したまふべし今こゝも太子みづからあたり給ふも大山守命をおもんじ給ふ意なるべしもとより古事記のごとく舍人をかはりて山上にをらしめ專奇兵をなし給へるなればもし河中にて事ならずば又再擧よりおそはむなどの計議も有べくその時したしくそこに軍卒とゝもにましまさでは指揮も手おくれなるべし事なりたる後のみの意にて見ては實にうとし

○問　又太子河中に渡子舟船面側にあるは太子は別月にましてあらせ給ひたるにか同舟ならばそれにはましけれども太子も近流し給ふべしはた布袍を召給ふも御面を大山守も見しりなんをや

答　渡子とある條にて心得べし舟も一艘のみならず四五艘も人も十人ばかりもそれぞれにはそなへぬべくその艘はその邊に伏兵もあるべしそれらのことは要ならねば文面にはなくとも當時の勢にて察すべしさて大山守命御みづからはいづれの舟にめすべきか前にははかりがたし若渡子のましますかたにのり給はゞはやく舟ならばそのまゝなり渡子のましますかたに他船にうつり給ふべく渡子は皆軍士にてかねてしめしおきたまへればいくたりもある中にてそれぐ\に入かはれ又大山守命の方にも軍士ありていそぎ混じてのりうつる中なればいかやうにも入かはりけ出來ぬべし又かならず舟に守りてあるのみならず舟にも岸にも上り下りしてあるべきことぞ今世のわたし場といふ所のさまにてもしらるその中にてここにいやしく出たちませれば大山守命は川向の山にのみ目がけてあはたゞしくあれば心もつかじ御顔などもあらはならぬさまその世にもいかほどもしかたあるべしさることまでをしるさんは後世の小說軍書などこそあれ古傳の文にはなきことなりされそ

とても此紀の例しるさるべきことにもあらずさりとて撰者のさかしらにくはふべきほどのことにもあらねばおもふに此ころおのづからそこなはれてつくられたる傳などのありしを一亂治りしほどのことをりにかなひてあるよりかくしるされたるかそは知がたし傳にもこゝの文うたがひあるが如し

○問　爰皇位空之既經三載　此經三載は大論あるべき所なるべし教示をこそ

答　古事記には經多日とのみありていかばかりとも知がたし三載は撰者のさかしらにて紀の曆日をおして編年せられしよりにかこちおもへど又さもさだめがたし齊見の三年になるまで見たゝずありし語もあり猶有やう有べし古事記と年紀を考合せるに前後をおしてくさ〲いひ試たれど明白にはのべいはん辯なしさて紀の年立空位の年は二年なり前後にかゝれるをともにかぞふれば四年ともいふべく前後を合して俗にいふ丸年ばかりがほどゝいふにあたる此かぞへぶり古書もその撰者の心にも異傳がまち〱なる事ありて足らしかともおしきだめがたき所只なり

○問　時有海人云々　此條は辯の外高論あらむには

答　傳にいへるごとくにて文面の分別に論なし但後のうたにあまの刈るもにすむゝしのわれからことゝあるは此諺によれるにてその源なりもにすむゝしのわれからといふつゞきのわれからのことは下かつきに見えたる如しそはただ此時の諺あるがうへに藻中にわれからといふ小虫あるをとり出そへいへるがをかしきなりそはわれからのみへつゞきて下句には及ばず下句へのつゞきはこゝの諺によれるにてやがてあまの刈るより虫へつゞけたるにてめでたし

○問　太子曰我知不可奪兄王之志云々從菟道至難波云々經三日　此條も高論あらむには　さて菟道より難波まではた丁に遠路ともあれどもいたく遠からぬ所なるに皇太子の身うせ給ひて三日經しまで大さゞきの尊のしろしめさざりしはいかに太子の御事をおもふ人のかくしおくべき事にもあらねをや又身うせ給ひたるは刎にてもかせうせ給ひけんか斷食とかいふ事をしての御事にか

答　古事記にては何となく身まかりませるさまなるは忌れたるにやさる心しらすには武烈帝などの御卷にも御あらびまゝとのひとつものせられざるにてもしるべしさて此の太子の御しわざはあまりなることなりからさま意にもあれかくまではいかでおもほしけむいと〱あぢきなしさて此御身まかりさまはいかなりけむ鍬などにふれ給へりとはおもはれずもしねなきてなどありしが斷食ならむにははやくおもと人心得ありぬべし此こといとかしこけれど次に三日をへて云々活自起とあることと云々とやうにおもひはからるゝなり鍬などにてはよもさはあらじ又は鍬にていはゆる急死所ならざりしかはかりがたく前にいふ三年のかぞへかたの下をも互に考へ合すべ

へりしならむ尤御國にて靈の行方の事は上代にもその沙汰なかりしなくれなゝもいぶかしく候なり問論をこそ　又若の用捨もいかゞなり輕く見るべき歟

答　上世靈魂のゆくへのこと物に見えねど天がけり神あがり青はたの小はたのうへをかよふとはなどの語にて見るに空高くあがるもいこおもへりしことおぼしいざなみの神のくひり殺したまへるはたゞ男神の御しわざを妬まさんとての御意ながら亡がら地にうづむるは[illegible]そのかたにゆくさまなり靈は骸をはなれるは異なるべしされど恨(ウラミ)などを殘して身まかれるは[illegible]後までもからのあたりをはなれやらずありともおぼして[illegible]かたち異にして見えたることもありいかづちになりてあだをむくいしもどいかづち神は[illegible]國のもの[illegible]なれば同じ身體は地よりなれる食物にてやしなへれは元氣は心に[illegible]これども體はつゐにつくべく目に見ゆまゝなり靈はもとむすびの神わざのむすびによりてわかれ[illegible]以前氣の論にいへるが如しされば[illegible]はかならず又もとの天つ國になびきかへりてもとのむすびの神のもとにむれつべきものとおのれはおもふを人にいかで[illegible]やうの片はしのつたへ殘れるにや魂は天に歸し魄は地に歸すなどいへりとかきくそは例のおしあての理にもあらめどおのづから今いふ時に[illegible]その時いかゞありけむ知がたけれどほのぐ\かやうのつたへはありて天つ國にかけりいたる[illegible]はつたへありけむされどひろく大らかにいへるのみにてさだかにその御もとにはやくいたりて逢ますべしやははかりがたければとやうの御意にて若有の字も[illegible]韓國より皇國に歸化せる民の子かの地より後に皇國に來んとする時その兄弟などにいはんも[illegible]といふべしとのゝる使なくて皇國のいづれにすめりといふとをしらざればあはんこほりすとも遲速はかねてはかりがたかるべし皇國にくらべてまた大の國をも思ますべきなりされどこゝは漢音のまかしらならんも知がたしはぶくとならば若有の二字ともによむべからず向の字[illegible]ハバ、[illegible]下の[illegible]の辭にて前にいふ意はこもりてことたれゝばなり再云向の字はマイリナバとよむかたよけむ漢ざまにては魂氣盡散するさまにいへればもとよりゆくへとてはいはず黄泉の字はたゞ地下の意にて屍のゆくへのことなりされはこゝのさまは中々に漢意にはあらず[illegible]古間[illegible]たるつたへも中々に古間には[illegible]し

○問　然妻王云々進同母妹云々　大さときの尊の遠路をましゝ御勞さをなくさめて妹の皇女を奉り給ひたるな[illegible]

も實は外におぼし〻旨ありてなるべしそは後にしてしりがたき事なればいかにとも定めがたからむかし右試にいへるのみなり高論はいかに

答　外におぼし〻むねは何ならむえおしはからずたゞ同じはらからなればいとほしみてなるべくもし此時母夫人ま〻おにはそれをもなぐさめ後の便あらるべきさまにとてなるべし

○問　[illegible]之敷　荒の字は書損なるを仕の字にか

答　こは前説にて宜の字たり古寫一本にしかありし此に次の[illegible]も前事紀に同文ともあるを[illegible]りし前紀よりとりて記せるなるべし

○問　伏棺焉　伏棺とは大さゞきの御[illegible]まししを遂に棺にまして御問答が時には棺の中より出ましゝにか又は前文に自退以後とあるは棺の中にての事なれば[illegible]には御問答も[illegible]まゝありしにか

答　伏棺は撰者のさかしらなるべし伏褥などこそ有べけれ大さゞきの皇子に申したるにいたりまさゝるさきに入棺すべくもおぼえずもし事ありていたりますとも御指揮ありて後こそさもあらめされば前文も同じ御みづから覺期のことにても棺などのことめしおくべきにあらざればいづれにもわろかるべし

○問　素服為之發哀

素服などは撰者の附會なるべし此御世にさる事はあらざるべし神世の天若日古の條には葬の式見えたることもこれとは異也高辨をこそ

答　素服はもとより後のさかしら也喪服(フヂコロモ)の意也發哀とことごとしげなる[illegible]も漢文なりもしは哀は喪の寫誤にもや仍の字も[illegible]がたし後世にいふてといふべきにあたれゝども字にはうとし

○問　元年云々　宮垣云々

宮造の麁略なるはかの聖帝といふにつきて撰者の潤色せるかとしらず[illegible]の文のごとくにはあらざりしとおもはるゝなり例の[illegible]

答　貢をゆるして云々のこと後のさまと合せおもへばまことにかゝりけむもしひごとなりしもとよりからさまをいたくおぼし入て有しかばまづそのはじめの宮づくりよりしてかくせさせ給はんもいぶかしからずいさゝか蛇足あらむもしらず

次簡はもとより漢文なり

○問　六年　昨日臣妻産時

この[illegible]には男には産の忌なかりしにや大臣は妻の子うみたる間[illegible]日[illegible]内ありけ[illegible]ばなりとも[illegible]その間に妻の子うみたるに男の七日の忌あるは後世の事なるべけれどもこは必あるべき事なりかし尤今世神主ならぬ人はこの忌を用ざる人[illegible]あるべし國に[illegible]りては神主の中にても忌をせぬ人あるべし當地にては百姓町人いづれも忌あり東鏡をみれば此

條の比までも穢は嚴重なりしなり犬の死穢によりて北條が將軍家へ出仕をとゞめたりし事さへみゆ今世は足利より傳用せし弊風とやいはむ可歎々々かゝる目出度御世の御榮えに復古こそあらまほしけれなほいふべき事はあれどもさのみはとてなんあなゆゝし

答　産穢は同家に居るによるとならば[illegible]生死たるもこの家の人に穢あるなり妻の故のみにあらず他人にても同居に産あればその家中の人皆穢あるべきを後はたゞ夫婦の情に思ひまぎれてことおろそかなり上世は大抵よき人はみな産家を別にたてゝ催氣あるよりその家にうつれば同家といへども棟も別火にて夫にもこのにもあれ産家にいらざれば穢なし[illegible]ことより必竟血穢也殺害手負俗にいふけが(ケガ)にても血をみれば穢たり死穢とは同じからず觸穢には[illegible]觸るゝによるなりさる故に今も産婦の父母兄弟にも穢なし産子の外以前の子とも穢なきにてしるべし[illegible]皇帝の御時神宮ありし頃是も[illegible]のこと[illegible]後世と異なることもありたり所々にて設あるべきことは穢を忌は勿論しかるべきことながら中世已來本意を失ひ過なることもあり合火をいむは聞えたれども火による時は[illegible]ことなるに[illegible]火を[illegible]きせず請火にて明かにて後は明かにても後にも觸者にあたへすあたふればかへり火といふなどは紛らはしかりしとするよりながら理にあたらず愚といふべし

但論は[illegible]ながらその所にて古く觸來りたることは[illegible]用ふべし犯す時はいさゝかのことにも祟などいひて人民の心を安からざらしむれば愚ながらもあらためがたきこともあり愚には[illegible]愚なりとは是等の類なり除々にあらためば改めてとがなし

○問　皇天皇曰云々　同日共産

上文に天皇生日とある同じ日に大臣を喚れたる[illegible]生日に大臣を喚れたりと見ては此同日共産といふこと一日の違ありとは大臣の妻の子産たるは大臣の詞に昨日とあれば也當日此條は大義[illegible]御生日の下に明日とあれば也

天之表　こは例の漢さまに聞えたるは撰者のわざなりもし仁徳帝[illegible]大御言[illegible]大神云々とか「此外にもいとま多くあるべし」あるべきなり神武卷には天津何とかあれどもそれとは異なり高論なむ

答　さることなりすべて漢文さまにて天とあるはアマツカミとよむ意にて大抵はあたれり漢文には天つ神あること[illegible]つたへをしらねどほのぐおのづからなるしわざは天之云々ま[illegible]りなせることゝいふほどのほのかなるつたへはありけむさるによりたとひとつぐ御名實形あることをしらざるのみ天のしわざとおもひとりていへればひがことの中にかたはらはのこれるなり地のしわざといふごとくにはあやまらずされどおしこめて天[illegible]天真といふ中には[illegible]べけれ

ごそれらをも漢土には天命と誤れるなりたとへば崇神帝御時の疫のごときは大國主神の地祇の御しわざなれども漢土にていはせたらば天行疫といふべきが如し

○問　同年春二月云々

此條七年の所もいみじき漢意にて見るさへうるさくなんそもそも信友が聖帝考につばらに論じたるは的辨といふべし貴論外にあるにか聞まほしうなん

答　聖帝考すべてのさまなることにて今まで人のいはざりしことを見えたるはくはし別にいふべきほどのことなしさてこの四年の條中に[illegible]云々[illegible]の文のみならでも聞ゆることなりたどことぐ\しげなるのみなりさて又是日始と見下もかく有けむまゝにかはしらねど甚しきに過たる文面なりまたは漢風をまねび給へりと聞ゆその殿はさる漢意より出たるにもあれやまごだましひとてもいかでかそをわろしとはいはむいとかしこしたゞ[illegible]を見たまひてさだめませるやうなることの[illegible]にやよく心をめぐらしてまことのあとを見せしめ給ふべきことなりけることありもぞしける又かねて此年ものつくりのさまよからざりしよをしろしめしてのうへにもやあらむさてはそのことどもをもいふべきにたゞ烟の一條にてさだめませるやうなるはかの牛のあへぐをたまく\見てさかしらいひし人がねに血ぬることをとゞめし類にてからさまをけやけくめづらしげに人の耳目をおどろかさんやうの意見えてくるしげなりさらば撰者もここに此大臣をほめ奉らむとしてその意にのりてますく\しるしさまをもきはやかにのせられけむと天皇の御德にも心ぐるしくもおぼゆるかし七年の件も同じさまなり後にとはせでこたへんとてさらにはどりにかくのたまへりしさまは撰者のわざかまことかいづれにもこは問をまたんの下がまへにて俗にいふ人を出すといふさまにてまことは心の底の清からぬことゝおもふはいかゞあなかしこ

○問　云今朕觀是國者云々　此條又外に意あらむには

答　さしていふべきことなしことゝの文此類を他にも考合せてなにはの古地形を想像すべきなり今の大坂の町はなべてむかしの入江なればいたく變遷あり今の城西の高き地より東故地なるべし[illegible]あるをも思ひ合すべし城東の深江村[illegible]舊家ありて則[illegible]の島なり河内横流とあるはそのめぐりなどのことなるべし[illegible]の地にもその外にも海につきたる名どもあり田蓑島[illegible]の跡ならむかこは定めがたし神崎なども船泊の地勿論なりそね崎福島などの名も思ふべし長柄の[illegible]北にいたりてはやゝ故地なり以前の大江なりしこともおもふべし南に難波村にわづかになにはの名を残せり

○問　堀宮北之云々　これも

答　今大坂に堀江といふ地あれどあたらしき所なり昔の堀

江は大凡今の大坂町々邊のはるか東邊にあたるべし又大和川の變遷をも考合すべし攝津志には今の淀川筋の西方をいふごとくにいへりいかゞあらむ引南水といふにはあたらず

○問　此天皇夢有神誨之曰云々　末文にてみればこの神は淫神と見えたりそも〳〵かゝる邪神も大王に近づき奉りて誨しごとせるはいかゞなれども是やがてかのまがつ日神の御みしわざにや高論いかに

答　此神いかなる神ともしりがたしかつこゝの文は此二人をして河神をまつれとこそ見えたれ牲などゝは見えぬ衫子の詞にてみれば牲のさまと聞ゆいづれにもあらぶる神なり河神もいづれの神かしらず後世長柄の人柱の說ありその權輿ともいふべし衫子はほと〳〵見識あり河伯はもしは龍神のたぐひヲロチなどにやあらむやまだの大蛇のことをおもふべし

○問　强頸　この名いかなる意にか又人をさ中にこの人と衫子とを得まくほりせしはいかなる意なりけん兩人ともに美貌なるに河伯のめでたるにや

答　今世人を祝して貴髪かたしといひ中古にかしらかたしともいはふごとくほれてつけたる名なるべし美貌いかならむしらず男なるべし

○問　衫子　これも又女の名に似たるを男子と見えたり

答　男なるべし男にも子といふ名多し小島の子ケナのワク子ワキイラツ子鎌子浦島子【一說水江浦の島子なるべしと云へり】久米の若子の類なり

○問　其堤成焉　或人問かの築の壊れて堤の成ざりしは淫神のわざと見えたるを强頸を得させて堤のなりたるをおもへば壊れてならざりしは河伯のいかさまにしてわざはひせしならむといぶかしきなり愚答そは邪神といひても神の所爲なれば人のしるべきことにはあらずここに河伯なれば河の堤などは心のまゝにせしなるべし右はかなだちたることなれど

答　前にいふやまだの大蛇などの類の神にて人をもとりくふことをこのめるならむもしりがたしされば一時の好に心和して堤を妨ざりしにやあらむ堤をつくは水蛇神などの爲には居所をふたげられて不便なりしかばならざるやうに妨もやしけむおのれ十五六歲の比の夏大坂に十日ばかり有しほど申刻前にか天いたくくもりて大風しばしながら吹夕立つふく遠き所より木の葉やね板わらむしろなど吹飛したることありしがやがてはれたり翌日人來りていふに深江村のほとりに龍まききのふありつとそのほとりの人にきけりといひき此類かの地にては時々ありなどもかたりきこは國にいふつみなり

○問　全匏　こは損せざる匏にや

答　匏の蔕ながらにて口をもきらぬをいふなるべし大にぞ有けむこは大なるほどしづみがたければ想像していふなり

○問　其身非亡耳　衫子が身つせざれども堤の成たるを

おもへば河伯もこの人の言葉におぢて禍をなさゞりしと見えたり淫神もおも勝事えせざりし衫子はいみじき人なりかし因に前條に僞神とあるは心得ず神には正邪のある事を撰者はしられざりしにかこは漢意にてかゝれたるにか高論をこそ

答　こはここにころもの子がかまへてかくいひたらむもしりがたしそは正邪はしばしおきて神としいへばなべてたふときことに思ふはいにしへも今もかはらずされば こゝはくすしきさまを正しく見てしるしあらはさんすべもなくかしこみて死むと斷じたる衣子か見識なればこそだにしはつることあたはずは神といふもいつはりせずてよしなきまがものなりとさらにおとしていひしはあたりの人々にもそのことわりをよくしらせてなほそのゝち堤をつくにもおそりなからしめむとてのたばかりにてさらにかくいひけんとおもはるればなり漢文にて淫祀などこと専とはいへ僞神といふ熟語もをさ／＼見及ばねばことさらに撰者の心ともおもはれずかし

〇問　兩頸斷間衫子斷間といふことはいかなる意にか

答　堤は長くあるうちになべてこぼれたるにはあらじ二所きれてつけども／＼たえ間にて有しはかの龍蛇などのゆきゝすべき所なりけるなるべしその二所を此二人役におふせたるより誰かつきたるたえ間の地といふをかくいひならへるなるべし

〇問　新羅人云々　この貢もの何なりけんこの役に勞こあれば少からぬことなりしなるべし

答　何といふことはしるべきよしなしかの國の土產なるべしこは先帝より年々にまゐれることなるべきを用なき所は常の例にてしるされずこゝは幸に此えだちに出けるよりしるされたるなり

〇問　因にこのふたつの堤の名今は何と申候哉さて芳樹が淫祀論にかの衫子がことを引いでゝ論へり又岩政がこの書の評とて一册ありこは筆のゆくまに／＼

答　此二書ともにいまだ見ず　マンタの名はあり堤のことは今しらず

〇問　十二年秋七月云々　此條には高論はなきにかそもそも外國より鐵盾的を奉りて令射給ひたるはこれや始なりけん又夷人の拜朝せしもこれや始めならむか前卷にあるかとみに思ひ出ずそも／＼持統か文武かの御時夷人の來居たること公卿の拜朝をとゞめられしこと見えたるをそはかの御卷にて尋問せんを夷人の拜朝せるはかの外國々々の禮式にか

答　いふべきほどのかどなし盾は矢を防ぐ物なれば鐵もさもあらむ鐵的は常にしもあらじことさらにつくりて奉りしはかの地にてはこれをも射ぬるやといぶかしみさせんなどのさかしらにて試に奉るなるべしさるは盾人のぬきたるを見畏た

るにてかの國に常に射る物ならぬをしるべしかく恐れてまつろひ參りながらなほかゝる奸あるは異國人の霧にてにくきこ
となりよくぞ盾人は射ぬきて客をおどろかしたる　皇國の威を示せるわざにてうれしき人なりかし　外國より云々始たり
けんとの意いかゞかゝるわざいくたびも有しか例非見えたる
はかくのごとしされど貴ははやくよりぞ奉りけむ

○問　同日云々　日賢道――賢道の名義はいか
に

答　名義考なし熊之凝といふ名あり道は借字にて賢之凝の意か又はかれも熊道にてこゝは猶有餘にてたゝへたるかこ
はおもひかねて試にいふのみなり

○問　十月云々　因云々　この大溝を今何といふにか
また毎豐年也はつねにとよとしと訓ては選者の意ならじか
されば脱字あるにか

答　クリクマは久世郡なりうなてはいづれかしらず豐年トシ
ミウと訓ありユタカナリともよむべし

○問　十三年秋九月云々　此條高論はなきか

答　いふべきことなし

○問　十月云々　和珥池横野堤等今もあるにか

答　池はしらず今横沼村ありこゝか澁川郡なり又云河内石
川郡貴志村にありとも云

○問　十四年冬十一月云々　猪甘津とは難波にて今何ち
ふ所にか

答　東生郡に今猪飼津村あり鶴橋といふあり是か又そのか
たへに小橋村あり

○問　是歳作大道云々　この大道は今京にていはゞ朱雀
通りならむをこの大道は早くよりあるべき心ちするを前件
に見えたるごとく漢意にて何事も民の爲をおほしてことそ
ぎて小道にてありしにか

答　是は今古道とて所々にあるよしなりおのれ跋渉せずこ
の説のごとし都たてましてよりいまた大きにはひらかれさ
りしなるべしもしは熊野御幸の道も此路か未考

○問　又丹比邑これも今何ちふ所にか

答　河内今此郡を二ツにわかちて丹南丹北といふ大名なり

○問　又感玖も

答　河内國石川郡のうちなり

○問　又石河　こは

答　郡名にて石川村もあり石川五右衞門の出たる地なり

○問　又上鈴鹿下――上豐浦下――　この四所は今もあ
る名にか

上のくだりの所々は今にしては知りがたきも多かるにやそ
もそも久老が著述目録の中に難波舊地考といふ書の見えた
るをこれにはこの紀の文を引て論じたるもあるべからむを
いまだ一覽せねばふつにしらず高說いかに

答　此書なにはわたりのことのみこれらの地名はなしさて
鈴鹿は今しらず豊浦は河内國くらがり峠の西の麓にあり　又
同名大和にもありトヨラの寺とうたへる所は是なり
○問　又四萬餘頃之田とあるはみながら津國にて歟とも
とも頃の字はいかに
答　大和にはあらず上件以來のな河内國内のことなり丹比
の上に河内國といふことあるべきに脱たるか撰者の疎漏か頃
は唐の世の制もあれど字にはなづむべからずこは　皇國の代
といふに頃の字をあてられたりとおぼし令以前の法に代稲の
文にて見るに二百五十歩を五十代とす一代は五歩なり但此一
歩は令以後とたがへりおのれ田制田令の考別にあり此五歩は
後の七歩二分ばかりにあたるいそしろ小田は後の一反にあた
る四萬餘頃は二十一萬歩にて八十餘町なり
○問　十六年云々
答　文意の如し
○問　廿二　彌傳會盧趾云々
答　此まくらことば阿刈葭にしるせりその餘は明なり水底
經臣之少女なりうたふにフウ／＼とひくによりて臣の方のう
へにうのひときをおひて魚のをのごとくなりてかゝれりとな
りうたふによりてなりとあり今少し物遠く聞ゆれど他に考な
し古事記にはみなそゝぐとあり傳の說見合すべし契沖說はを
みはあみと通ふ鳥名といへりあめのことかいぶかしあみと云
說をいはど鳥の物遠からむよりは海老のいたりて細小なるを
あみ（海醬）といへり此方近かるべきか
○問　於是攝津國造祖速待　前文に近習舍人等とあるを
この速待もその中に侍しにかそも／＼速待の名義はいかに
答　考なし試にいはど次の歌いかしき潮の張間速くまてる
意にてすべて石くやすかしこくともいふ語のよせのこと葉に
や此かたによりてはやまちといふ名になりしにやともおもは
るはりまの名も潮の高く張る所の意にやまは處の意なりうら
まいそまの如し
○問　歌觴始擬云々
答　云々みかはいかとかよふみか甕はいか栗みか蜂はいか
ばちなり潮のいかしく張といふつどきなるべしといへり猶傳
にいへるが如し
○問　以玖賀媛賜速待　始は帝のめさむとおぼしゝかど
も后の妬をくるしくおぼして御歌よみし給ひつるをあれや
しなはむと速待がいへるによりて給はりたるはさることな
がら實は后の妬ありとも帝のあきるゝやうになし奉らむと
いへる人もやあらむと大御心におぼしけんをさることばか
りせんといへる人なくかく懸りてあれやしなはむといへり
し速待は大御意にそむき奉りしとやいはんしかはあれども
速待が乞へるによりて御心ならずも給はりたるにもやあら
むあなかしこ

答　さることにもやありけむ知りがたし欲遂運待意とても
ことあればさのみもあらじがともおもはる

○問　以玖賀媛――桑田　桑田はいづこなりけんさて前文に宮人とあれば奉仕せしと見えたるを又玖賀媛之家とあるは朝廷に近き所と見えたりとあるをその家に居らしめずしてことさらに桑田に送り遣し給ひたるは親の許にか高論をこそ

答　桑田は丹波國の郡にあり前のくが媛の家とあるは宮中近き所にありしなるべし宮人奉仕せしは論なしされどもかほよしなどきこしめて宮人としてめされしかど后の妬をはゞかりて別居せしめ給ひて常にはもとにはあらざりしなるべし

○問　十七年云々　此條文面の外說なきにか　又貢物の中に種々とあるは今にしては何とも分りがたきを絹を専ら第一に献りしをおもへば餘は器物藥品杯くさ〴〵の物なりけんかしそも〳〵絹は今にても朝鮮の方皇國よりこよなきにか

答　韓地の絹ことによしともきかぬことなり他のくに〳〵はこゝにいふごとくなるべし絹はこなたよりよきによりてといふにもあらじたゞ貢は穀を専とし さらねば絹糸綿などを専とすその餘はその地の産する所によりて一やうならぬことゝいづれも同じされば絹のよしあしはいふにたらず今舶來の異國よりもめづらしきわたれどもめづらしからぬ物もありされど可否はいはず異國のやゝ異なるにて一種の珍はあるなり唐木綿さんとめさらさけんちう毛類なども必しも此國にまされるのみにしもあらず筆墨紙などはいたくおとれども又それをよしといふ方もあるは用ひざまによる故なりおしならして異國のまされる物は藥種香臭類のみと思ふなりその他めづらしきはあれど用は益少し藥種のまさることは別に論あり

○問　納八田皇女云々　この皇女は元年の前年に菟道の太子より奉られたるに今年二十二年迄も御妃とし給はざりしはいかにもしは幼少なりしゆゑかされども太子の御詞に稚（イトケナ）かりしとは見えず妃とし給ふべき年齢とは推はからるるをや后の妬をおぼして過し給ひしを后も年重ね給ふまにおのづから若き八田皇女をと常はおぼしめしけるにや教示をこそ
又三十五歳猶有戀思と見えたるを思へば后をうとみ給ひし事はあらざりしなり明辨をこそ

答　この贈答のごとく后のいたく妬ませるをはゞかりてめさゞりしなりけりされど此紀の年立になべて心得がたきことあれば必ことしのことゝもさだめがたかるべし今はひとつひとつ訂すべき證を得ざればいかにともいひがたかり此后もうるはしきと見えてのちまでも帝のめでたまへること深く見ゆされど俗にいふ此帝は此后にはまかれたまひてえ制しもしたまはざりしさまに見ゆ此后かしこけれどしたゝかものなりし

なるべし

○問　＊十寸髪背能云々

答　うま人は貴人なれどもこゝは物部をさしてかくいへり武士の名をたつる道の弓弦といふ意なりうさゆづるは神功紀に儲弦をうさゆづるの所にいひしごとくをさめてはりかへに設けおく弦をいふ則是にたとへませりウサチサかよふなり四句は弦いたえたる時引つゞきて張らむ料に意なり后を弓弦にたとへ御みづからを弓にたとへ八田皇女をウサユツルにたとへて后のさしつかへの時かはりにせむ料に八田皇女を設弦としてならべてもたせむとおもふ意にて専とはせじたゞそへものにしてならべおきてんとおぼせるよしなり

○問　＊衣服呂能云々

答　衣服たごこそあたゝかに二重かさねきならよき事なれそはそれのみ専一にて他にわたらぬ意ありそれに眞夜床を並べ物せんとおぼせる君は云々なり此末句いかにもみやび言なるを譯すべき語甚いひがたし俗にいはば我爲コワモノなりといふぞ近かるべき云々せんと勅ある君はいかゞなることよといふべけれどかしこしこといふ語にうとくてあたらずおそろしといふかたなりそは勅をかしこみてうくるにあらず勅はいやなことかなとおそるゝなり

○問　＊於辭氏慶云々

答　なにはの崎は先今の難波村木津村などの出崎なるべしその此西の海をうけて濱なりびありてそれをならび濱といひしなるべし四句をいはんとて三句にその地をいへるなり物おのおの並びたる物ありこのたとへにてその宮より西なる崎の名によせてよみ給へるなり故太子の遺言もありて此八田皇女を託して此皇女あるをならべめさん爲にとてにこそあるべけれど猶ふたゞびゆるさんことをのたまへるなり

○問　＊那菟務始能云々

答　水虫は蠶蛾夏虫なればなり書に蚊蟖之羽衣蠶楚、少彦名命ひむしの皮を衣としたまへることなどあり三句は二人のつまをかさぬるにたとふ四句詳ならねどもしひて思ふに闔彌人かくみやたりはなるべし天皇を中に圍み親近せん女のいくたりもあらむは何ぞよきことあらむの意なり彌人(ヤタリ)はいくたりとなく意あには何なりあらずとはこゝのひがたく聞ゆもし寫誤などか備は傷備などの字にてあらむかとおもへど此字外に例を見ず

○問　＊阿佐豆磨能云々

答　大和國葛上郡朝妻村にありそれかひかの小坂もそこの地名なるべけれど未詳三句は片泣にて獨哭の意わびしくただひとりなげきて山坂をゆく者もつれありてかたらひつゝゆかんこそよからめの意なるべしかく二度までももとめたまへ

とも后うべなはずしてつひにこたへもしたまはざりき
○問　三十年秋九月云々
この遊行は御心のなぐさめにかそも〳〵御綱葉は異浦には
稀なるゆゑめづらしとて取られしにかその形はいかに
答　后のませりしは遊行にてめづらかなる山海の景をも見
たまはへとてなるべしみつながしはの說はくさ〴〵ありて類
多しくはしくは亡父門我齋士小原八三郞良直は本草家にてす
でに桃洞遺筆初二篇三卷づゝ上木せり三篇今稿中にあり此葉
のことくはしおのれもいさゝか聞考をたすけたり近日ことな
りて上木すべしされどそれとおぼしき物南三品の中實はいづ
れかしらずいづれにも冬も葉枯落せぬものなりその外それと
世にいふもの數種あれどみな冬は零落すればこゝにはあはず
十月の神甞祭の爲にとて此月にとりたまへるなり伊勢にも度
久島より奉る一種あり此ことも右書中にいへり三篇三册のう
ち一卷みな此ことをいへり
○問　其所採御綱葉投於海不著岸
この海とあるは津國の海にか岸も難波の岸にか
答　前文に難波濟とある地なりこれ今の住吉邊より大坂ま
での間をいふと聞ゆ當然はなにはの崎より出帆して又此所に
歸り着たまふべきを北へうち過て山城川をのぼりませるなり
地形古事記傳考合すべし
問　日葉濟　こは今何ちふ濟にか

答　今いづれとも知がたく前にいふなにはのわたりのうち
なり今大坂の南住吉よりは北に街道より西に勝間村ありコツ
マといふやゝ聲似たる故に試にいふのみ此わたりもなべて西
へ地を突出して變遷あればむかしのわたりといひし所は皆村
里のうちなるべくおぼゆ西成郡野里村なりともいへり
○問　[illegible]云々
答　鈴船は官船なり驛に鈴をたまふ如く海路にもしるしの
鈴をたまひてかへるなり三句は海水に入びたりてなには人船
をとりとゞめよとなり
○問　不泊于大津更引之泝江ー向倭
この啓行の道すがらの所希候
答　今堺より南海邊に紀國への往來なり大津といふ地はあ
れど前になにはのわたりとよめればそこにてはかなはず大津
はたゞ難波津をいふなり今の大坂の町このうちなり泝江はな
には入江にて是より山城川に入る凡今の淀川筋なれどもくさ
ぐさ變遷あるべし山背より倭は小名をいはざればいづれの道
と考がたし猶下にいふべし
○問　遣ー令還皇后　令還とあれどもつひに還御なけれ
ばことの二字今少し書ざまあるべしこは例の淺學ゆゑしか
おもひとらるゝもしらず敎示をこそ
答　かへらしめたまはむとしてとよむべしかへりたまはま
くしてとよむもよしかくよめば文字のまゝにてよまるゝなり

〇問　歌夜莽之呂珥云々
答　古事記にては倭にはまさず山しろいぬりのみの家にますによりて此御製よくうちあへり此紀にては倭にむかひますとある故に定むる當のらねどそはへだちたればしろしめさぬこともあるべく又山城はつひに後のことなるを大意をまづさきにいへる歌とも見べし歌の意は傳の如し別に異論なし
〇問　山背河　この川今何と申候哉
答　前にいふごとく大凡今の淀川筋にて山背國うちのほどをいふべし
〇問　歌兎藝泥赴椰云々
答　續嶺經山背川を川登我登れば川隈に立榮る百不足八抓棱の樹は大君ろかも云々意明なり傳にいふ如しソバノ木は今もさいふ八十ソバのつゞまれるヤソバの語のつゞきのみにいひかけたるかいづれかしらず何れにても妨なし
此木の立榮るさまはたゞに大君かこの意に想像し給へるなりうらみませれども慕ふ情はげに夫婦といふものゝさまめくぞあるべきもとねたみうらむも愛のはなはだしきより出れば勿論かくあるべきことなり怨甚しくのろひなどするは一變したるいやしきさまにてそは甚過たるより漸やく變じたるなり
〇問　歌莵藝泥赴椰云々
答　越那羅山望宮城とあれば凡今の淀伏見あたりに船はてて奈良坂邊にいたりませるなるべし但今の道よりはやゝ西なるべきかと思ふはなら山のうち西に鶯陵ありて此后のといへり是此時のさまによるなるべし葛城は后の父そつ彦の家ありて産土なればなつかしみ給へるなり歌の意に合せみるべし但此鶯墓此后ともさだかならぬよしもいへるは此所ならじかともいふ故なりその考はいまだよくもしらず
歌はじめは前と同じ宮のぼりとうたふのみなり青によし奈良を過とあれど過て行まじく次へつゞきて云々かしらず小盾やまとを過は山とかゝれるなり此やまとは一國の名ならず大倭社ある所の大倭郷のことなり國名もこゝより出たり今もオヤマト村といふ是も實に過て行ませるかたゞ次へつゞくのみ那良山越の嶺を南へ越たる所の高所よりのぞみてその道筋をのたまへるのみならむとおもふなり大倭をも過たまはゞたゞちに葛城の産土にいたりますべし何によりてか山背には出ますべき吾欲見國は葛城高宮にて即我本生之地そこの意なり
〇問　更還山背云々
山背に歸り給ひたるはこれより行先にはよろしき所のなきによりてにか筒城岡の南は景もよく廣き所にか有けん
答　本郷にいたりまさば子細なきを前にいふごとくなつかしみ見はるかしながら葛城に出まさゞりしは我家にかへり給はゞたゞちに后よりして絶縁して天皇をうとびはて給ふになる故に思ひかへし給へりしなるべく且うからなど后の心のまゝにはなし奉らずはやくかへしいれむことをはかるべければ

なり綴喜郡なるぬりのみをたのみて入ましゝこと記傳の如し此人かしこみておのがあたりに別殿をいとなみていれまゐらせたりしなるべし

○問　淸愛日持臣云々　此條に高説あらむには

答　沽雪雨　此時十月なれば雪も有べけれど下文に沽雨ともあれば此雪は零の寫誤にて零雨(フルアメ)にぬれつゝなるべしと祖父いへりすべてのさまは傳の如し

○問　歌揶莽辭呂能云々

答　傳にいへり別に説なし

○問　時皇后謂國依媛曰云々則返云々　此條高論あらむには

答　國依媛記には口比賣とあり文意明にていふべきことなし但記には丹の細雨にぬれて青すりの衣丹にうつれりなどいふさま目に見るごとくにて眞傳なるを此紀にはさることを必用ならずとはぶかれたるは漢史にならへるにてあかぬさなし此つゞき三變奇虫のことはうむかしきことなるをそれをさへとられざりしはいかゞなり此虫は信友の考のごとく蠶なりこれは飛騨大秀も同案なりおのれも此考を見ざる以前にそれとおもへりいかで祖父は心つかれざりけむたゞあやしげにいひなしたる一時のことくおもはれたるか但こゝにいぶかしきとあるは蠶は春夏にのみやしなふものなり原蠶などいひていと秋より冬へかけてもある一種あれど漢土にても農を妨ぐとて禁ぜりかつ甚まれなる物なり今種子にありやなしやしらずありとも今十一月にてはうちあはずいかゞあらむ記にその虫を奉れりとも見えたればたばかりのみにはあらず實にその時ありしなりされば蠶ともさだめがたきに似たり時節はみつながしはの新嘗會によしあれば誤ともいひがたしこれらにて祖父も心つきながらその説なかりしか紀にはぶかれたるもかやうの此故かそはおしはかりのみにいふなり又おもふに次の御うたの桑枝また蠶によしありて聞ゆ

○問　十一月云々　この浮江は浪花江よりにか

答　前の后の船道に同じ

○問　歌菟怒瑳破赴云々　石(イハ)の枕辭

答　凡に聞過さぬにて大事に思ふ意なりうらはうれと同じ枝なるよりかくいひたまへりうらくはしといふ意にひゞかせたまへりとも聞ゆよるまじき川のくま〳〵は流るゝ桑枝におもひよせて今后のかへるべき宮こにかへりまさずにたちよるまじきつゞきへ出ませるをよへ給へりよろぼひゆくかもはたゞよひゆくに同じ末に再同語をいふは古き一體なりまづさきに云々の物といひてうち合せておもひをのべて又その物をいひてしかとそれの如しといひさだむる意なり

○問　歌菟藝泥赴云々

答　記傳に辨たる如し歸りハへの事は帝の謬なり

○問　[illegible]云々

答　これも同じ前と順次かはれるのみ順は此記しかるべし

○問　時皇后云々　この條には外意ありて貴說いかにそもそも后はいみじき御勢ひありけんかし筒城に殿舍をものし給ひて六年もましゝをおもへば官女官人なども多く從居しならむかし一たび后にましゝかば帝にまつろひ給はねども人の重みする事はかはらざりしなるべしとも／＼信友が變三色歌虫考はよくかけりと見たるをいかゞあらむ貴論をなん

答　此辯さることとなり信友の說もよし石のひめは女ながら豪邁の御性なるうへに武内すくねの子葛城そつ彥の御女にて此御時貴權ある高族なればよのつねならずかつ傳にもいへるごとく大后といふことはみな王孫の女の后ならではいはぬ事なるに此石のひめのみ臣下の女にてはじめて古事記にも大后と申せりしことなどもなべてならぬさま見えたりき此紀に大后皇太后とあるは皆漢文の格にて母后をさせればことたがへり皇后をばオホキサキとよみては母后と差別なしかつ古事記のさまともあはずしていづれにも稱中々に亂れたり漢文の意を失ふことかくの如しさて此紀にてはつひにかへりまさずして三十五年筒城宮にて薨ぜり古事記には此のおかへりませりと見えて大楯連めとりの女王の環をとりて妻にあたへたるを見あらはしまして連に死刑をあたへ給へること見えて傳異なり古事記のかた正しげに聞ゆ

○問　三十一年云々立云々爲皇太子　この皇子は后腹なるをこの時は后筒城にまして帝に面會もし給はざりしほどなれば立太子の事も后に御相談もなく帝の大御心に定め給ひしならむ歟よしはやくより后とかたらひ給ひて立太子にはこの皇子をとおぼし定め置給ひけんもしられぬ事なりかし

答　立太子のことは重事なれば后にはうち／＼はかたらひ玉はめど必かゝらではといふことにはあらず大臣などにこそかたらひ給はめそれも必といふにはあらずもはら天皇の御慮なりさて前にいふごとく此紀にては后かへりまさずと見えたれど古事記にてはかへりませりとみゆればこゝの論には及ばぬことなりされど又云奮陵のこと前にいふごとく此后のならばかへりまさゞる方かかへりまして後なら山におくり申さんは少し情うときに似たり

○問　因に問往古は皇子のましても立太子の御事はいとおくれてありしは後世とはいと異なりけりこは早くあらまほしき御事なりかしそも／＼前帳に高論の答注ありしごとく往古は御政事を皇子一人には限らず兩三人にも御相談ありしことなればことさらに一人とは定められざりしなれどもこは後世のごとく早く立太子のあらまほしき御事な

りかし尤昔はおほらかにして御位をのぞみ給ふ皇子もなかりしかば崩御の後にもわきはひは備なりしなり是ぞ神桁の大御國のたふときゆゑよしなりけるあなかしこ高著なむ

答　おのれ此ことはかねてつら／＼思ふに皇太子を一人にかぎりて定め給ふことはからまなびわたりてからざまによりての事にてすなはち菟道若郎子とはじめなるべきさて大さゝぎの尊はそれにつきて天下の政を定めたまへり是より前は傳の説のごとくにて一柱にはかぎらざりしなり中には外にたぐひますべきほどの皇子なくておのづから一人なりしことはかたち同じくても意は異なり如此なりし故に若郎子と定まりてはまたふく此措いたくいなびて仁德帝にゆづりませるもはじめの例なればまたかくのみ有べきこともおなじからざりしにも有べし早く定めんも不時に後の論なくてよかめりと思ふは猶後世の意なりそも／＼順次をもて嫡をたつるはいはずして定まれる通法なり立太子の定ならばいつにても嫡をもて定めんに論なかるべしいくたりもましての上にこそえらびも有べけれそれも御幼稚にては賢愚强弱わかちがたければしばし成人をもまち給ふべきことなりさらばすは何いふひかあらむえらばれには二三才以上大槪十四才以上ならではわかちがたかるべしされば必早くさだめんことはえあるまじきことになむ

○問　三十七年云々　三年を經て御葬ありしは御改葬にかゝる事は前帳にも問へりしかどもまた／＼なん

答　已前天皇陵のことにいへるごとく陵のかまへたやすからねばその間は殯宮にありしなり改葬にあらず諸陵式に平城坂上磐之媛命在大和國添上郡云々とあるはさうしに舊陵と見ゆ前にいへるごとく本鄕をしのび給へりし故と見えたりされば以前も此わたりまで來ましてはる／＼に葛城を望みたまへりとおもふなり

○問　三十八年云々立八田皇女爲皇后　前の后の薨ありしは三十五年なればこそし三十八年は四とせを經たりそもそも明年にも立后のあるべきに四とせも經たるは例の漢意にてしかせさせ給ひしにか

答　こは漢意ともいひがたかるべし漢土にさやうにすべき例もおぼえずおもふに此前年までは磐野姬いまだかくしまつらず殯宮にませればかの天皇崩の後も謚を奉らざるほどは大行天皇と申奉れるやうの例にて大行皇后なればこ后あらむを忌てにやあらむ后と申さずともめさるゝことははゞかりなければたゞ名稱のみなればおそからんも妨なし下時などは后がねにても入内の時までは女御代なり入内ありてすなはち女御となりやゝ年をへ皇子などましてのちなど多く立后なるも又一例にてもろこしざまにもよらず簡易にしかしこけれどよき御はからひ成べし何ごとも古きはうるはしくはあれど又後の利便にてよきこともあるべし諺に善はいそげうまき物はよ

ひにくへこかいへごよき事にもゆるやかにてよきこともあり
ことによるべし

〇問　秋七月云々及月盡云々晦日云々詔皇后云々佐伯部
不欲近於皇后乃令有司云々
此條高論きかまほし愚問此の比の月盡(ツゴモリ)といひしは眞暦考の
說にて可然か外に高說はなきにか

答　こゝの文はたゞ月末のことなり干支見えねばなり晦日
ならばしらるゝ筈なり干支を記すべきなり

〇問　鹿を苞苴に聞しめしゝは往昔に忌給はざりしか玉
勝間に海人漁者とかいゝ書を引いでゝ後村上院天皇は四足
をめしゝによりてつひに平安城に行幸なかりし由見えたり
いづれの御時あたりより聞しめさぬことゝはなりしにか明
辨をなん

答　肉食のことはおのれ宍食觸穢考にくさ〴〵考をなした
り此書ははりまの姫路惣社神主にて亡父門人先年しばしわが
もとにも來りて留學せし上月紀伊守爲彦その時もとめにより
て後年郵しやりたるを後又增補せし書にて一卷あり
大意上世には常にはいまず神事にあたりては忌たりとおぼし
此穢のおもくなれるは佛によりての事なりとおもふなりその
中にも畜と獸とは差別ありて畜は重し天武紀に牛馬犬猿雞の
宍を禁じたまへるも畜故なりもろこしには六畜といへど羊豕
は皇國に稀なればはぶきて雞をくはへて五畜なりされど此後
式に[illegible]非忌限と見え畜の齒も怪し文保記永正記にいたりては
死穢とひとしく三轉をいむはあまりなることなり但かの書と
もはいせ神宮の法にてなべてのことには準としがたきことも
有べし正月御齒固にも鹿兎肉あり後他物にかへたまへり石原
正明が年々隨筆にも少しいへることあり多田義俊が獸肉論も
あれど疎なり

〇問　又佐伯部は鹿の事いさゝかもしらずして奉りしと
おもほえ候はる〴〵と安藝國より遣はされたるはいみじき
事なりそも〳〵御咎は今少し輕くあらまほしき事なりかの
鹿の聲をかくまでめで給ふことなればかねて大宮のかき出ゝの
鹿はなことりそとかいふよしの觸あらまほしき事なりかし
又皇后宮にのみ佐伯部を不欲近とあるもいぶかしおもふに
后ともろともにかの鹿の音をめで給ひしによりて后宮とい
給ひしなるべけれとさばかり大御心にたがひたることなら
むには帝の御もとにも不欲近とあるべき所なりそも〳〵こ
は選者のふところおとせるにやあらむ右愚意ひが事なるへ
し明說をこそ

答　皇后の后は后の寫誤なるべし皇后ならば下に許とか邊
とかなくてはたらず外官の人后皇に近つかぬは常式のことな
り
佐伯部しらずして射たれどものことはすでに天皇の御語にあ
りて明ながらいたましくおぼせるよりの御情一時の事なりか

なていましめ給ふべきほどの執愛にもあらずたま／＼ふと歡
慮をいたましめたる過怠なり思ひよらぬ災にて咎といふとは
異なり是又ひとつの皇國意なり理もていふべからず此類は垂
仁紀さをひめ玉の緒をくたしてとらへられ給はざりしが天皇
あかずくちをしくおぼして玉つくりらが地をめしはなち給へ
りしことあると同じ玉の緒をくたしたるは后の意なり玉つく
りの知ることならずあづかれりともそは佐保彦の陣中の一二
人ならむのみなるになべての玉づくりに災かゝりて所見ぬ玉
づくりとうたはるゝまでに及べるはまことにきのどく千萬な
がら天皇のやるせなき御情かしこけれど察し奉らるゝの御
情も同じくてうむかし儒者などはうけざることなるべし

○問　注、俗曰昔有一人云々以白鹽塗其身云々鳴牡鹿矣隨
相夢也
この條はこの御世よりはふるき事と聞えたるをいつ計の事
なりけん今にしてはしられぬことなるべしこゝに出せるは
鹿の因によりてなるべし

答　そののごとし

○問　又問牝鹿の白鹽を云々といへりしはさつ人の霜と
見て鹿とはしられぬやうにとの心しらひにや

答　此問さつ人の以下いかなる意にか聞えず

○問　又鳴牡鹿矣隨相夢也とある所高說をなん

答　こはたゞその世の諺にかくいふことのありしにて鹿だにも夢あはせのまに／＼あたることあればみだりなることを
いふべからずたといましむる時の諺なりしなるべし較比有懐
抱とあるは天皇いはの姫を戀おぼして妻こふ鹿夢に心惑はせ
るなるべし此ことは元來古くいひつたへたることにて名高き
ことなりけむされぱかやうのことは本文にもあづからざる事
なれば此紀の記者はとらるまじきさまなるに猶しるされたる
は諺もありて名高ければなるべし元來攝津古風土記に見えて
夢がたりの中に脊に一すゝき繁生ひたりといふほど多しこれ
を霜を雹とありて脊は矢のたつ應、霜は實に鹽をぬらるゝ應
とありもこ此雄鹿のはち島に又雌ありてかよふをこなたの妻
鹿のいましめんとてかくいひけるに男鹿なほ戀しさにたへず
行たりし海中にて船人に射られたるさまにいへり則夢野とい
ふは此ことよりにて此風土記の文末にも刀我野にたてる眞牡
鹿も夢相のまにまとあり鹿の海をゆくこと隨分あるものゝよ
しなり

○問　注、四十年春三月云々　臨雌鳥皇女之殿云々　此條
高說あらんには

答　はやぶさわけの命みづから娶せるわけは古事記にてし
るしされば後命なかりしなり

○問　注、此雌鳥多能云々

答　古事記にては天皇の御うたありてのかへしにて雌鳥王
のうたなるを此紀にてははたおるめがうたふとせりされども

皇女のうたにてをしへてうたはしめ給ふなるべしそはめどりのとうたはんこと女どももいかでかみづから申すべき記にははじめ句どもなくて高ゆくやはやぶさわけのとありさてたなばたとありぬべきをかなばたとあるは誤字ともみえず又このといふことのかよへるかともおもへどあめ此はたとはいふべからず按ずるに綺をカニバタとよめり此轉じたるなるべし

〇問　重皇后之言云々

答　古事記にては磐之姫のことの次につゞきたり此かた正しかるべし此紀はみだれて次第たがひてこゝに入たるなるべしされば此皇后とあるは八田皇女にはあらずして磐之姫なり記にめどり王の語にも此后の妬をかしこみてはやぶさわけのみこにあはんとのたまへるに合せてしるべし后薨後ならばそのおそれはなきことなりされば此語は天皇も后の妬をかしこみて此ことをつみなはんとすれば御みづからのうへにかゝればなりその意にあたる語なるを撰者心づかずして次第を誤られしは別書に年月のより所ありしかしられず

〇問　俄而云々是我所先也　この俄にしてはことさらにの意にか抑此條も例の

答　俄然としての意にてふとゝいふにあたるいづれかときこの間此みこの意反心はやくこゝにあらはれたり執提の字さゝぎの下に有べきに文とゝのはず又は執の字のみ下にあるべきか

〇問　天皇云々　此皇子の語　聞をたれか帝には奏しけんいとゆゝしきことなり又云帝ノ自ら聞せ玉ひたるなるべし

答　さることなり前にも天皇のいたりませる如く立聞してふと聞たまへるなるべし但おしはかりのみまことはしられぬことなり

〇問　破夜步佐波云々

答　此うた記にては句にたがひありて雌鳥王のうたなり婦人にしてはけやけきに過てもはら此反心をいざなひませりと聞ゆさてひばりは天にかけりとあれどひばりはよしなし此記のごとくはやぶさはにて有べしもし舍人がうたひたるももとめどり王のよみませらむも知がたし前のはたおり女のうたに思ひ合すべしさて見るに此女王心ざまはげしきに過てすくよかならざりしかとおぼゆかたちこそうるはしかりけめかしこき婦人なりかし古事記天皇にこたへてたゞちにはやぶさわけの御おすひがねとうちつけに申給へるも此さまに聞ゆるなり意須女といふべしこゝのうたいつきがうへのは五十槻にて天皇といつかれませることをふくめたるか婆䟽岐の婆はおもふに婆の誤ならむ羽先といふ說はわろしとらさねのこれは弑せよといふにてかしこし大さゝぎの尊隼別命女鳥皇女偶中ならめど設けてなづけたるが如きは一奇事といふべし

〇問　朕以私恨云々　こは帝の朝廷に還幸ましして軍人を

遣してんとおぼしめしたる事の脱たるべし下の時皇子云々
の上に必その事あるべきなり
答　さにはあらず上は上よりのつゞきを一時のことゝ思ひ
てならめど聞是言の事一事舍人のうた又一事是ら同時とも別
時ともさだかならずたとひ同時にもあれ聞ていかりまして已
前の恨はしのびつるをかくてはそのまゝにはいかでとおぼし
てなり歌殺隼別皇子とあるに軍人をつかはさんとの事はこも
れらばここに文になくともよく聞えたるをや
○問　時皇子云々　神宮に納むとせられたるはいかにも
じは軍人のおひ來ても神宮にあらむにはこともなきとての
心しらひにか
答　いにしへ伊勢神宮界の人は罪あるもみだりに刑せず輕
罪の者を神宮に奉られたる例もありされば皇子おのれはとも
あれ皇女をうしろやすくせんとしての策なり今にていはゞ男
は普化僧にいり女はかまくらの松ヶ岡の尼寺に入ること此お
もかげにてみだりに出しわたさずされば納字印本まるらんと
とあれどまるらせんとゝよむべし
○問　[illegible]皇后太子只云々不欲害皇女身
皇女の身を不欲害とありしは凡古へ人を殺せるにはその身
の衣をとりすてゝ身を云々せし事ありしにか又云とゝは皇
女といふ名をあらはしてはいかゞとの意にか
答　衣をとりすてゝなど定まれることにはあらじながら罪
人の身につきたる物はころせる物のまに〳〵とりしならはし
など有しをこれ皇女なればそのまゝにとの后の心しらびなり
後の文玉をとりたるにて罪なはれつることのよしの基なり此
こと記にてはなべて后はいはの姫にてかはれりかつ此所のこ
となどはなしこは此記やゝくはしきに似たりされど后はいつ
れ正しからむ
○問　莫取皇女云々　足玉手玉なとりそとありしはいか
なる意にか又こゝは手玉足玉とあるべき所なるに上下せる
心ちす
答　前にいふごとくにて衣服などは勿論外飾の玉をもとい
ふ意なり手足の玉などはめでたくてしかもちひさくてかくれ
やすければ俗にいふねうちのある手ごろの物なれば奪ひやす
きならひ故にこれらをもなとりそとあるにてなべてしせまつ
る他は手ざしすべからずといふ意こもれり玉をもとよむべし
手足上下は時によりていづれにもいひしなるべし艸木とも木
艸ともいへる類なり常には俗にも手あしといへど足手まとひ
などいふ時はかへさまなるならひなり
○問　至菟田云々　菟田素珥山等の名今もあるにか又越
山の山は素珥山にか
答　大和宇陀郡これなりそこに山何れかしらず大なる郡中な
ればひろくさぐらばその名殘れることもあるべしそのほとり
なべて山多くさかしき道あれば越山はなべてにいへるなるべ

し一所のみならず大和志にそこに川あり源三ッのうちひとつはその山より出るよしなれば今も有べし古事記にもうだのそにと見えたる所あり

〇問　歌破始多氏能云々

答　記には猶今一首もありはしだてのくらはし山はさかしけど妹とのぼればさかしくもあらずとありいづれか正しからんくらはし山は多武峯のかたへにありて宇多よりはよほど西にて土地たがへり梯をのぼるとき嶮山も云々ともにして辛苦をもおぼえず安席のごとく思ふとむつびかつなぐさめたまへるなり今時童謠などにも此類多し情は古今かはりなし

〇問　愛雄鯽等知兔　この歌を吟ぜられたるによりて知りたるにか皇子の歌吟はいと〳〵をこなる事なり

答　歌は一時いつの間にても有べし歌詠によりて知たるならば伊勢まで追ふべきにあらずたゞちにその所にてとり奉るべし此文は上の隱竄中得兔よりつゞく意なり追せまりとあるはやゝ見たるさまなるに見失ひたれば逃のびませるをしりて又追及べるなり見たひたれば竄がくれに辛くして逃れましゝなり竄がくれ多き山路の屈曲なるをおもふべし叢に身をひそめかくれてうごかざることゝ思ふべからずさては全體にうちあはず幸に竄がくれの道にてと心得べし歌は所によりてふと催すものなり生死緩急によらず是をこなりといはゞ歡樂の時のみよむべしやはさてはつくりごとにて遊戯の具のみなるべし戀歌はなべてをこなりともいふべくその他にもをこなること多しをこなるはうたの一體ともいふべし

〇問　伊勢蔣代野こは伊勢に今もある地名歟

答　伊勢三重郡に今蔣野といふあれど北勢にて南宮とは十七八里をへだてたれば前文とうちあはず南勢にあるべし今しらず次にいふ

〇問　蟻榦河　コレモ

答　谷川士清云一志郡に今家城川ありそれなるべし前の蔣代野も此わたりにあるべし

〇問　皇后令聞雄鯽等日云々近江山君稚守山妻與采女磐坂媛々人云々佐伯直阿俄能胡云々獻己之私地云々令聞とは后の人を以てか

答　皇女の玉を取りしは前文にては雄鯽等とあるに阿俄能胡と兩人取りしを雄鯽深く隱して置きたりと見えたり阿俄能胡は何心なく妻に與へたれば右の如く罪にも及ばせしなりさも〳〵往昔は有難きにて私地を以て死も許したるなり扨て私地とあるは家地にか又は領にか

答　古事記には玉をとりたるは山部連大楯とあり后もいはの媛にて異なり古事記にては偶然に見とめ給へるやうなり此紀にてはくれ〴〵始にも別に玉をいひこゝにも念をおしたまひさて見つけ給へるはかねてよき玉なることしるかりしにや此わたりのこと此紀はくはしき書ざまにて猶あらず記は疎に

て風情あり文の巧拙せんすべなし雄鯽同意はしつれご勅をかしこみて玉は得ざりしかもしらず珠すでに二人まきたるにひこしくアカノコは妻のこいへり又アカノコ罪をおふなるもはづべきにはあらしを思へば臣はアカノコの得たんかこおぼし皇女のまかせる玉こてもさのみ多くもあるべからず但こはおしはかりのみなり地をさゝげて罪をわびたることは外にも見ゆ後律に贖法のあるもこごもいはむか地をさゝげたる分量なごはうかがたしもこはりまへ人なれば本居にはあらず上代は大和國葛上郡河内國安宿郡なごに見ゆいづれかしらず

○問　卅九　四十一年春三月云々

この時迄百濟は國郡の疆場も明らかならざりしにか　酒君が罪を赦し給へりこは許呂斯を欺きたるはいよ〳〵無禮なれば赦給ふべきにあらぬをかくしてゆるし給ひたるは太き御恵なりさも〳〵この酒君は鐵の鎖にて縛れて來しを皇國にてそのいましめをゆるされたるにかさらず許呂斯が家に逃かくるべき事もものしがたからむかし

答　百濟かの國王にては明なりけめご皇國にはいまだしろしめさとりし成べしはじめ新羅は任韓の時圖籍などをも奉りしやうなるは但新羅のみなりしか文飾のみなるべしかの地新羅の日本府なごに行給し人は大凡しるべけれご皇國に寫つたへざりしを此頃勅ありて産物こもに錄せられしなり後にひく、百濟記新羅記なごもかの國にて記したる書なるべし　酒君を鐵索に縛りしは國王のかしこみたるにて引わたしたる時のさまなり襲津彥うけこの日本に及びては只一人の事なればよのつねの囚のさまにてあるべしはじめのまゝにあらんやゐやなしこあるはいかばかりのこごかはしられずたゞ命のまに〳〵ならざりしなるべし逃れ賤たるも罪ながら本國にてゐやなかりし如くにはあらじ今はくいもしつべく許呂斯もならむまにまに乞申せることもあるべしされごすむやけくはゆるしたまはずころしが家にあづかり人のごこくにて有しなるべし久しくして異心なきを見てゆるしませるは大なる恵なりかしもこより死罪までにはあらざりしかさる輕重は事を記せざれば知がたし次條こ考合せてかつは次條によりてその後こもいふべし

○問　四十三年九月云々

號此鳥曰倶知是今時鷹也こある倶知の意はいかに

草請こは

此御時迄鷹はいこ稀なりしにか多くあらむには早く皇國人も知り居るべきなり酒君はこの功をもて前件の罪もゆるされしなるべし

號其養鷹之所こある養鷹は鷹甘部はいふもさらなれごこの中にかの酒君もありしにか

答　九月庚子朔は下文に是日こあるなりされば依網の上に【されば酒君のゆるされたるも此間にあるべし】先是こいふこ

こなご有べきなり俱知は韓語なれば考ふべき便なし韋はつく
り皮縚は諸なり今いふ足緒なり百舌鳥野は和泉大鳥郡なり鷹
は當時倫なればこそ奇として奉れりしなり俱飛來もしつべけ
れご捕へ見ざればさだかには人も見しらじ今にても群鳥のご
ごく常に空にある物にはあらず酒君も當類にありし則教師に
さまなり依羅の名もご張網て鳥をごりしより出たるか是より
前にも依羅の名見えたれごそれらも後をめぐらしていへりご
もすべし
○問 〃〃 五十年春三月云々 此條既實也といふ所返說は
なきにか
こゝには鷹産とあるを御歌に商利古貳とあるはいかにこには
鈴鈴說もあれご
答 鷹異本に雁とありて誤しるし先條よりふごよまれたる
なるべし他に明なり
○問 〃多[illegible]云々
答 傳にいふ如し小異は前にていふべきことなしキカスヤ
ノス清音なり
○問 〃夜[illegible]之云々
答 同じ少異あれご前なり
○問 五十三年云々
白鹿は吉瑞のあるにか さて道路とあるは皇國の內にか
四邑の人とは新羅の中にも四邑と見えたるをすべて何邑
あるにか 此條右の外高說あらむには希候
答 かへりて獻りしをおもへば皇國のことなるべし瑞とは
あらずともあすらかなればなり宇治拾遺に五色鹿もあり百衡
の名假字なるべし人名韓語なるべければ此字の意にはあらじ
四邑いづれの村里か名つたはらず
○問 〃〃 五十五年蝦夷叛之云々
この蝦夷とは皇國の東夷にか 外つ國の夷にか又云伊寺水
門とあれば外つ國にはあらじかさてその水門は東國いづこ
にありしならん死と計あるを田道は戰死せしにか所敗とあ
ればなり 死人之無知この語意は佛意かこの時佛てふもの
は世にしる人もなければごもこれらは撰者の補加かもしれず
又は儒意か 又墓より大蛇の出たるには高說あるべし例の
なん
答 田道死にしなり文脈にて聞ゆるのみならず下文にてし
るし伊寺水門いづくかしらず上總國に夷隅ありこの邊か報讎
までは古傳なるべし讎は誤字なり死人云々は撰者のさかしら
なるべし蛇はその怨恨のなす所なるべし此類猶あるは靈異記
の生死促雷栖輕之墓の類なり
○問 〃 五十八年夏五月云々
荒陵とは今何ちふ所ならん且忽に兩歷木の生たるも木の合
へりしもみな奇しきことなり神の御所爲にや御說をこそ
答 荒陵はつの國天王寺村にあり茶臼山といふ是なり天王

寺の山號をも荒陵山といふは是によりてなり或書に仁德天皇
はじめこゝに葬まし後大山陵にうつすといへるはこゝにあは
ずされど後迄名をもて記せるかしられず榊木なべて生ふるも
神の御しわざなれば連理もしかりされど必これに兆ありとい
ふにもあらずたゞめづらしきによりて記せるなり忽とあれば
しばしがほどになりしかさらばますく奇なり

○問　并六十年冬十月云々
此條論辨あるべき所なり例の希候

答　文面に見えたるまゝなり他の陵とたがひて白鳥のごど
まれるのみにてもと空なればとつねの理もて天皇さかしらに
役丁をあてませるはすでに陵戸を廢せるなり目杵くるしみて
迯走たるやまとだけの尊の神靈にて白鹿と見せ給へるにやあ
らむされば是によりて又もとのごとく置給ひて土師連等に授
ませるなり天皇の漢意かしこけれどまさなごとなりわづかの
兩三戸の役何ばかりのことならむまるを古法を改め給へるは
あぢきなし曾祖父の御陵を蔑如し給へることいとかしこし

○問　六十二年夏五月云々苑御船なり
大樹とは何かなる木にか此條御論あらむには

答　文のまゝの如し記せざれば何の木なるをしらず上代に
は大樹これかれ見ゆされどその世にもめづらしければ記せる
なり

○問　是歳額田大中彦皇子云々
此時迄上にはしろしめさず勿論奉りもせずして下ざまにて
のみものせしと見えたりその皇子の見となはしゝは何月な
りけん冬にはあらざるべしさて末文に至春分散氷とはいか
にとは度月もことわらまほしきことゝいづれ御說をたん

答　おのづからに水酒に交へたるなどは已前も奉りもしけ
むをさることとして貯ふることはしらせ給はざりしなるべしす
べてうま人は存の外に知たまへることもありしりたまはぬこ
ともあるは古今の常なり一日萬機なれば細條にわたられざる
も又貴人の體なり此時はじめてそのもとのよしを知てめづら
しみ給ひて命じてここにもかまへさせ奉らせもし百官にもわ
かちたまへるなり後四月朔又六月なども獻れゝどはじめはま
づいそぎて春分にわかつことなりけむ僻地にては二月はわざ
となくてもあるを都にはめづらしかるべし誤とも見えず文の
まゝに心得べし皇子の見たまへるはいつとも知がたく記者も
さる故に是歳と界せり此紀の例しるきなり　つけは大和國山
邊郡式にも主水式に見ゆもしは皇子の見つけましゝも春分に
てその例にや

○問　并六十五年　此條めづらし例のたん

答　飛驒國大野郡出羽平村に窟あり　宿儺がすみありし所と
いひつたふる事飛驒志といふ書をおのれかの國に行たりし時
見たりき一體兩面の異形茂上にも圖あり百鍊抄永萬元年にも
胸以上二人の體なる兒のことあり四手兩頭なり武振熊命功紀

にも見えたれど同人としてはことなる長壽なりこゝには難波根子とあれば其の子か孫なるべし

○問　六十七年冬十月云々

御存生の内に山陵をものせさせ給ひしは此御世や始めなりけんかゝる事は存生の時にはまづはいかゞの事とおもはるるをこれも人々の心をなごめへし故翁も定められたれば今の世にも多くある事なるべし　鹿の耳に百舌鳥の云々せなるもめづらしき事なり

答　すべてこゝの論の如し強頸がこと前の衫子がことに似たりそこの水神を虬蛇の類ならむといひしをもおもひ合すべし此縣守は才に勇みてはへていとし有律といふ地下もありて紀國への道すら大島郡のうちなり　もしは衫子のことを聞てそれにならひてひさごを用ひけむも知がたし

○問　是歳於吉備中國云々　派(カハマタ)とは分流の所をいふこの虬の毒にあたりては人多く身うせつるをその虬の人をくるしましむるのみならず肉を喰へるにやありけむいかに

答　さることなるべし但文になければ定がたし

○問　虬の鹿になりたるはいかに虬のもとのかたちにて瓠を引入りてはそのまゝ斬られむとおもひてことさらに鹿に化(ナ)りてしかせしにか　水に入て斬しはいみじき勇捍ありし人なりけりそもそも淵底の穴にありしをさへ斬しは水底に入ての業(コト)と見たるを別にいみじきいさをなりけり　岫穴はたゞ底の穴と見てよろしきか

答　前にいふが如し鹿になりたる故は知がたしいづれにも手足ある物ならではひさごを沈めむ便なかるべし岫穴問のごとし

○問　當此時　これも六十七年の事と聞たり末に二十餘年無事とあればなり尤此時にとありては上の虬の一事の筆序にかゝれたるやうなるべけれども少し背きていかゞなり御的說をたまへ

答　勿論此歲をさしていふ歟の妖氣動き發して一二の叛者おこれりといふ條續なりさるによりて天皇つゝしみましてよく人民をなごめ給へるにより神の御まもりつよくて二十餘年の太平を得給へり神にものみませることありたるにその天皇の漢風にならひて人もさは申つたへざりしなるべし妖氣に人の亂をなすそれも御仁德によりてしづまれることなど國家の政の最一にてなほ神に祈ますをもことゝすべきことは古今同じあはれかゝる所に心用ひたまはむうま人たちもがな

○問　妖氣云々

これも愚意にはおちつかぬ心あり妖氣前に動き叛者ひとりふたりならむには天皇の夙夜大御意を勞し給ふまでもなきはづなるをや　又この妖氣は前の虬の外に猶ありしにかこは文面になければ何とも定めがたきをいづれ虬の一事のみにはあらじと見えたり

答　一二はそのいこぐちにて妖氣の見えそめたるなり捨おかば多くはびこるべきをはやく御心つきたる故にひろごらざりしなり一二は少しといふがごとし妖氣はいさはひまがごと大赦などにいへる語にて罪もゝこ汚より起るをしるべしその中に罪もあり災もあり罪科悪逆いな穢よりきざせり汚穢はかたち見えがたくて氣類なり氣なる故に人意りやすく防ぐこと純一ならぬひまよりかたちをなすあらはるゝ所は疾病及前にいふ災ともなり妖氣はあしきけもゝけのことなり

〇問　又咒役目下の文簡は例の漢文にていとうるさしかの聖帝と申さむこと撰者の添意もあるべしこは論ふまでもなき事なれども

答　前にいふごとくよきことなれども祈禱のことをいはずたゞ文面をことゝゝしく記せるより漢意の外餝と見ゆるなり必竟は前の自鳥羽の條の意とひとしくてくい改め給ふにてことなく平なりしなり

〇問　又二十餘年無事とあるによりて八十七年崩御までは一事もしるされざりしもいかゞ必しるされし事もあるべけれども傳來のたえたる歟又は漢めかぬ事ははぶかれたるにもあるべし

答　つたへもなくしるすほどのこともなかりしよりこのまで前に廿餘年太平のことをもてふくめたるなるべしこゝの見やうかへさまなり

〇問　又二十餘年とあれども六十七年の開年より八十七年まではこ十年なりこは六十七年よりは廿一年なれども此年は妖氣ふゝとあればこ十餘年無事の文簡にはあたらぬことりされば開年六十八年よりかぞふべき事なり尤こゝはおはらかにかゝれたるにかこもいはゞいはるれども撰者は必六十七年よりとられしなるべしさたらなには廿餘年とは漢ざまにか二十一年と皇國ぶりにかゝまはしきなりこは何ならぬことなれども筆のゆくまにまに例の問難をなん

答　二十一年とかきては妖ある年にかゝりて中々にいかゞなりされば餘の字はその年にしるしてそれより後御世のかぎりをいふなり餘字にては兩三年をこゆることも一兩月をこゆることも有べしおほろかに見てありなん猶くはしくいはゞこの末年崩のことはいたく大なるまがごとなれば無事にあらずさらば丸におだやかなる年は十九年ともいふべし

尋問書拾五篇

△履中御卷　仁徳の御卷八拾四篇にものしたればこたびはこの御卷よりなむ

〇問　自諒闇出之未即皇位之間以羽田矢代宿禰欲爲妃いさかいぶかしきことのあれは謹にひが説をなす御視おもひにまして御位にも即き給はざるに御妃にとみ待れ給はむにはいかゞにさやおもひ奉らるゝみことはゆゑある事にや太子たは御位に即きまして後に立后あるは納妃などの事はあるや

うに前件にも見えたるをこの帝の納妃は高論あるにか

答　いかにも此難は文面によれば、いはれたることなりされどこは如此なりけむか猶是より以前のことなどにも有やしけむ又まぎれたることも有べし次にあるごとくめどりの王のこと〻も似たるをみればそれらの紛れも有やすらむ古事記にては中王の叛心は同じくその因はしるされず又黒ひめの父此紀にしたがひて葦田宿禰の女にてすでにめして御子三柱あれば傳いたく異なりもしは同名別人か芦田すくね矢代すくね【此この考末に猶いへり】同人かいぶかしまづ紀の文に隨ひて見るに自京間より出とあればすでによほど日數たちたる後とみゆれば天皇に難なし未即尊位はしひて文に拘りがたしそは即位の大禮などことしたるときは〳〵しきこと此ごろ有やしけむなくてや有けむ定めがたし次にある吉日は後世陰陽家の吉凶のことにはあづからず都合よき日を擇さだめましけるをかくいへるにて難なし納采などいふも漢文ざまにてきこしたることは有べくもあらず只そのよしをちぎり給へる御つかひにていさ〻かしるしのおくりものなどは有もぞしけむさて此ことその年のうち某月といふことしられず次條は翌年なり

○問　遣住吉仲皇子云々

仲皇子の黒媛を奸したるはかの仁德の御卷四十年三月なる雌鳥皇女を隼別皇子の親娶たるに似たるさまなり

さて告吉日とあるはいぶかしそのかみ暦のなからむ世には吉日を擇るべき事もあらじをやこは納れむ日を告しめ給ひたるならむを撰者の漢意にか

答　論うべなり前にいふがごとし

○問　于處仲皇子畏有事

この上に文字あらまほしき心ちす例の省文せるにか太子の黒媛が家より歸りまして仲皇子の罪を糺さむとか何とかし及ばすば仲皇子も罪あらむことはしるべきにあらずもしは黒媛より仲皇子に告らせし事もありて畏有事とおもへりしかもしれず委辨をなむ

答　事あらむと思ふ〻はもとよりはじめ奸せるよりいつまでもしられずて有べきことならねば危殆は有べしもしは此事父天皇の崩まさゞりし以前のことにて今は太子の即位有べきにあたりてます〳〵かしこみかつ此とよみにつれて叛心を發しおのれ位を得むとてのことにもやありけむ此反心ふと出來たりとはおもはれずかねてうち〳〵に以前より人々をもかたらひてにや有けむと想像せらる〻なりされは黒姫ををかせるはその中の小事にて叛心のかたもとよりの主意なる故に古事記にはそのかたのみにぞしるされけむ此紀はその反心くろ姫のことより發せるさまにしるされたるはそれもひとつのことなるべけれど前にいふごとく黒ひめは古事記にては天皇にめされて三人のみ子さへあればまがひたることあるべし天皇は奸のことはしろしめしたりけれど反心はおもひもよりたまは

ざりけるさま太子不信とあるにてしらる太子をたすけ出せるも古事記にては阿知直のみをしるせり但醉以不起とあるかた古事記ともあへれば是しかるべし不信はさめまして後告奉りし時のさま一應かくも有しか火おこれるなどによりてさてはこそ信じ給ひけむさらば後までへかけて見れば一云とたがへりともいひがたし

○問　將殺太子

太子のめさむとある女を奸したるとて仲皇子の命にもかゝらじを己が罪をのがれんとて太子を殺し奉らむはいよ〳〵ひがことなるべしよしや命をもとられむほどの罪ありともうちしきり限りたらむにはなどか皇太子のゆるし給はで有べきことゝには仲皇子の心しらびあるべきことなるにをこなることならずや

答　前にいふがごとく反心もとよりの主なるべし

○問　太子不信一云太子醉以不起

こは一云の方正說歟本文の不信はいかゞなればなり尤仲皇子の邪謀はありしと太子の思ひとり給ひたるかもしらずさてはいかゞとおもひて一云の一說は出來たるにもやあらむいかゞ又云下文に醒之ことあれば一說のかた可然歟

答　前にいふがごとし不起は古事記のさまもしか聞ゆるを醉ましゝとも前に大みきにうらげてとあればます〳〵あへり埴生坂とたぢひ野とたがへれどたちひは後郡名にもなりて大名なれば野よりのぼりて出ませる坂とみれば同じあたりなるべし但古事記のさまたぢひ野よりはにふ坂は東にありと見ゆこはよく地形を考へて再さだむべし此天皇はいはれに都ましけれど此時はいまだ先帝の都のまゝなればなにはの宮より河內へ逃れ出ませるなり

○問　急馳之云々遇少女云々

この少女は實の人歟又は神の人に化りてさとし給ひたるにか　さて仲皇子の方人のいと多きをおもへば早くより軍人を集め給ひたるゆゑと見えたり

答　此をとめ神か人かしらず考ふべき文なければまづ人と見ても妨なしさてタギマ道といひて自龍田山踰之時とあるをあはせ見るに此道は今の立野越なるべし河內よりは龜瀨越ともいふ仲皇子が方人の多きはかねてよりの事故なるべし

○問　歌於朋佐箇珥云々

答　大坂は葛上郡大坂山口神社式にあり二句のをとめをはをとめよの意なりそのやへがきをのをと同じたゞちに大坂よりとはいはずたぎまぢをゆけといふは神のをしへなるべしと辻トのごとく隨ひたまはむ大御心のうらによみ出給へりしなるべし

○問　則更還之云々對曰淡路野嶋之海人也

此條辨說あらむにはいかで〳〵

答　別に說なし

○問　天阿曇連濱子一云——爲仲皇子云々悉捕得
この條は阿曇連が仲皇子の方人なして太子を追奉りしをこの淡路嶋人等の伏兵をものしてことごとくに阿曇連が將人を捕得たるといふ意ならむかさならむにはかく奏したる時太子の御歡び給ふ文辭のなくては文のつゞき少しいかゞなり例の明論をこそ　亦いふ元年四月條にては是嶋人等罪赦のこゝあればこゝの文辭は太子の方より伏兵を出して捕得給ひたるよしなりことはおのれが見誤りなりけり
答　後にいへるがごとし
○問　密發精兵數百於攪食栗林云々
攪食栗林こは今何といふ所ならん　さて此條論説あらむには
答　忍海部柳原村に栗栖小野ありこゝならむ
○問　時吾子籠憚云々備兵待之然太子云々乃免之云々始于此時歟
此條例の説論あらむには
答　御勢におぢかしこみてたゞちに心を變じたるなりこは順にてさるべきにてはあれどもはじめのおもへる意忽御いくさ人の多きいふによりて心かはりしたるはまことに貴きをたふとむにはあらで時勢によれる小人ゝをおなき一笑にたへたり
○問　太子便居於石上振神宮
この神宮はいとど多く殿舍の有てその殿舍に太子はましゝにか神宮の内にましゝにはあらざるべし
答　さることなるべし但これらはことにいひたつべきにもあらじ云々入伊勢大神宮また云々入尼寺などやうのことみなその類にて必その神宮その寺の本堂に入にはあらざることはしられて常のことなり
○問　於是瑞齒別皇子云々太子傳云々非疑汝耶
非疑汝とあれども御面會ましまさゞるは御心ありての事歟仲皇子を殺しぬ給はんとてことさらにかゝる御取計はありしにか　さて此條高論あらむには
答　此所本書謂不文なりとあれどたゞ[illegible]む時は非は不の字の意と見てよまば意は聞ゆべし云々何曰不疑汝耶とかくよみてその意を得べし御疑問は非の字のみをおもく見て耶の字あるに意なきによりて解しあやまりさなるなり
○問　于時仲皇子在之獨猜爲我病云々大人何愛之甚也云々其門下人云々臣雖知其逆未受太子命之故獨懐慨之云々
この條例の漢意おほくていと〳〵うるさし爲我病大人云々其門下人云々臣云々この外猶ありとも〳〵此條論説あらむには
答　論のごとく文によりて漢意におちて聞ゆたゞ大凡の意を得て見べしその中に雖知其逆未受太子命之故獨云々以下そのいひざまは漢文なれど意はさることなり　無與誰議文とゝのはず無の字衍字か又は誰の字を衆の字などゝせずては甚つ

たなく聞ゆ
○問　唯獨權之云々見得忠直者云々
此條漢意うるさし撰者の述意はいふもさらなるべしさて高
論をなん
答　記しざまにて漢意と聞ゆるのみなりもしなかつみこを
とりつともなほわれをうたがひませらばいかにかもせむ今あ
が爲に人をそへたすけてものしたまはゞあがまめなる心もあ
きらめつべしなどやうの文ならば同意なりともから意とはき
こえじをや
○問　爰瑞齒別皇子歎之曰云々
此條さる事ながら漢意とおもはるゝ所もあり說辨をなん
答　亡無道就有道などある故にうるさき漢意と聞ゆるなり
けり前條のごとく大意をとらばさることゝ聞ゆべし後世に
やまとだましひにもあれ議論のうへをもていふにこそこども
なげに理非わかれて太子につきて子細なしとこそいひもすべ
けれど此時のみつはわけの皇子御心になりて察し奉るべし太
子とある稱はしばらくおきていづかたも兄弟なるを兄弟の爲
に兄弟をころさんとする辨別の異なれば御慮いたくおもほし
けむこと察し奉らるあなかしこ
○問　則喚于刺領巾云々無褊云々脫錦衣褌云々
太子の逃給ひたりとて心怠ありしはいと／＼をこなりそも
そも瑞齒別皇子は木菟宿禰の外に隼人を俘ひて難波にゆか
せられしか尤仲皇子のあるかたちを見られし形容をおもへ
ば多く從者はなかりしと見えたり　此頃錦の衣褌といひし
はいかなるさまなりけん　此外說論あらむには
答　心おごりにもあるべけれど無備とあるはあまりに文の過
たるにや　刺領巾は古事記に蘇婆加理とありもし此名はことゝ
の文の錦衣褌をあたへてはかりたまへりしよりの衣裝にて醜名
のごとくいひつたへたるかとふとおもへどいかゞあらむさら
ば刺領巾は本名にやあらむ　みつは別皇子急事にて太子を追
もとめませればその時も不用意にて人數は少かるべし木菟す
くねにそふべき人もいまだ多くもあらじさて事に臨まむ時に
は多勢も用ふべければそのほどにそれ／＼の手くばりは有べ
けれどいまだつどふるには及ばじことは引つゞきてすみやか
なるさまにて餘暇はなく見ゆれば小人數勿論なり錦衣褌はか
くいふ名の一種あるにはあらじたゞ錦の衣と褌とをいへる
にて俗にいはゞ皇子のめしたる結構なる衣裝類をぬぎあたへ
て云々の意なるべしさて刺領巾いかに愚欲のものならむとて
も錦衣褌のみにてうべなはむことは事のさま淺く聞えて實説
にうとしこは古事記のごとく大臣にせむとなどの約へなそ
ふさはしく聞ゆるそはかのあすかの地名のよしもあれば必さ
ることゝ聞ゆるを此紀にとられざりしはいかにぞや
○問　於是木菟宿禰云々乃殺刺領巾
此條いとよき心しらびなりそも／＼君を殺したるは亂世に

はいと多き事にて武家にはめづらしからぬことながらかの梶原が頼朝を見遁したるは世に論らひあることなるを高論はいかゞにて

答　最もかく有ぬべきことなりされど猶こゝは古事記のごとく一たび食言せずして大臣の位をさづけ人々にうやまはせてさて罪はつみにて後にころしたまへるこそいと〳〵よき御はからひと聞ゆれ

○問　即日向倭也云々賜村合屯倉云々

村合は地名にかあまたの地にか　此外此條説あらむには

答　地名と聞ゆるをいまだその地は考えずその外かくれたることなし

○問　召阿曇連濱子云々科墨即日黥之云々

濱子は仲皇子の昨年殺れし時捉ふとありて今年四月五日迄禁め置れしにはあらでかれが家にそのまゝにおかれしにか又は禁めおかれしを今日めし出されて云々ありしにか　さて科墨の事は錯狂人にも論ありていぶかしきこともあるを皇國にてこの科は漢ざまにならひての事にか明辨をこそ又この餘説辨あらむには

答　捉とあれば濱子は囚人となり切たりしなり黥(メサキ)のことはつら〳〵考ふるにもと刑にはあらで賤者のしるしにせられしことなりしを良を貶して賤とするより刑にもうつりたるにて刑にうつりてはおのづから漢土と同じさまにおつめりそは次に馬飼部がめさきの血臭かりしをアハヂにますいざなぎの神のにくませ給へりしこと又古事記にメサキせる翁山代の猪甘なりしなどみな獸畜などをつかさどる者にて後世の屠者などに近く良民火などをいむべきしるしにとあらはにメサキせるにやあらんと思ふなりさてそれももとは漢土の風のうつれるなるべきは勿論なりさる故に神のにくませ給へりしなるべしこゝは濱子などをして飼部としてメサキおふせ給へりと聞ゆることと後の文と合せ見てしるべし

○問　役於倭蔣代屯倉

課役にせられし人ならん歟

答　さることなり

○問　立葦田宿禰之女黑媛云々

この黑媛は前條に見えたる羽田矢代宿禰の女黑姫にかそもそもかの女によりていみじき事もありしかば御心とゞめ給はむはいかゞなるにやむこと得ぬ御心ありてにか　さて前件には丹羽矢代とありてこゝに葦田とあれば異人にか

答　はじめの所にもいふごとく古事記傳事紀には葦田宿禰とありてこゝにもかくありさるをはじめには羽田八代宿禰とあるはいぶかしく別人かともおもへど黑媛の名同じければ同時にて同人なるべし貴説のごとく此人によりてゆゝしきことも出來たればいかゞながらことに美女などにて猶めされたるか又猶別人か知りがたけれど同人とする證は末に烏往來羽田

汝妹とある則此皇妃なればなりさてみれば葦田はこゝも紀舊ともに皆葦田の誤とさだむべしさらば同人なり

○問　亦皇妃とあるは皇女王女ならぬゆゑ后にはめしあげ給はざりしにか

答　かくの如しこゝは此紀も記しざま正しきは偶中か又ははじめにこそありし故の心しらびにて記者の意かしらず　皇妃妃と衍字あり下の妃は生の字を誤れるなり

○問　青海皇女一云飯豐皇女　二六の說よろしき歟

答　二かたともに稱せり記にも二方つらねいへり又忍海皇女ともいへり

○問　立瑞齒別皇子爲儲君

皇子もましゝにこの弟皇子を太子になし給ひたるはかの仲皇子を殺したる功によりてにか又はこの時迄いまだ皇子のましまさゞるに帝の御年齡重ね給ひたるによれるにか又いふこは前說のかたならんとおもはるゝなり高論をこそ

答　此年天皇五十六歳也去年皇妃黑媛をめしてたゞちに孕姙ありとていまだ此時皇子ましまさゞりつればこゝの說二かたともにその意ありてうべなり

○問　都於磐余

元年の條に即位於磐余稚櫻宮とあれども昨年はいまだ都の構(カタチ)も皆濟ならざりしによりて今年あらためて都つくりありしにか

答、さるごとくすべし實は二年のことまことゝ聞ゆれ元年のは撰者の文飾にて實をうしなへるなるべし

○問　是時云々

政をかくあまたの人のものせしはゆゑあるか上役の人は一二人よりは四五人の方可然かこは何ならぬことなれども因になん

答　三人なればあまたといふにもあらず後の三公などのなかくの如し木老と滿智とは武内宿禰の孫なり一人は物部にてもとより武官の人なりその時おのづからさるべき勢なりしなるべし

○問　于兩枝船いかなる舟ならむ

答　異國などに今も獨木をくり穿ちて船となしたるが有よしなり神武紀に龜甲に珍彥のりて來れるさまなどをおもふに皇國の神代上世とぞ有けむさらば大樹の枝大にて兩岐なる所をくりぬきて船としたるがめづらかに興ありしより皇妃と相對してわかれのり給へるが池の舟なればもとより大船にあらじ　かやうのさまにや有けむ詳には想像しがたし

○問　櫻花落于御盞云々非時云々

この花げにめづらかなる事なり今世に寒櫻といふ一種あるをそのたぐひにや　さて御盃にしもちりたるは風にちりこしにか　掖上室山とは大宮近き山にか

答　十一月六日にあたれり世にいふかへり咲たるべし風に

ちり來しなるべしめづらしとはいふべけれど今世にも年によりて何ほどもあるべし北國には稀なるべしわが紀國などにはくさぐ〵の艸木の花十月比かはるぐ〵さくことあり年によりてはまことのさくらにもおとらぬほどのこともあれどそはさすがに一木にてなべてにはあらず艸花もなでしこなどはよく冬さくも多し

○問　於筑紫所居三神以宮中官何奪我民云々神の大御意たふとくなんさて禱而不祠とはかゝる御さとしありても祭りをせさせ給はざりしにか

答　不祠とあるは何さまにもおろそかに聞ゆるをおもふに文の疎なるにやつくしのことにていかなるさまにて奪我民と神かゝりありけるにか速にはしりがたくてまづかしこみ禱たまへれど祠ることはつくしへ御使などをつかはして檢見して後などのさたありけるにやあらむされば次の十月の文に車持君つくしに云々の文あると照し合せて見べきなり

○問　狩于淡路島云々故自是後頓絶以不黥飼部而止之從駕執轡とは常に御馬にあづかりしと見えたるをそのかみは御馬にもものせさせ給ひしにかさて自是云々の文辭をみれば飼部は必黥せしと見えたりいかなるゆゑにか此外明論あらむには

答　上代の天皇御馬にもものし給ふこと多かるべし軍陣はさらなり飼部のあとさきこゝは文突然としていかゞなるは文の疎漏なるべし前にいふ濱子の墨刑を合せ考ふるに濱子貶して馬かひ部などの長としてその部民をみなメサキおふせ給へりしがいまだ愈あへざりしかとおもふなり

○問　[illegible]有如風之聲云々
此條問辭を缺けり

答　血臭しとの神がゝりは九月十八日のことなり如風之聲は翌十九日にて前日の神がゝりの祟か又此の三神情深とありしたゝりかわき難きやうなりいづれにもかゝる事ありしより飼部のメサキを止めたまひ次文の車持君のつくし云々のことを聞こしめして訂し給へりしなり　イザナギの神淡路島にますことは神代紀式にも見ゆ淡路は國うみのはじめに出來たるよしにてこゝに御たまをことにとゞめ給へるにやあらむ　劒だちは枕詞なれどつゞきいかなるにかもしは鞘(サヤ)のことか櫃(ヒツ)ことひてかゝれるか漢文には室といふも似たるさまなり　又は太子王の字には泥まずしてミコノミコトなどゝよむべきかさらば及ごとかゝれるなり鳥かよふも枕辭羽田にかゝれり是羽田屋代すくねの女黑姫のことなり前に葦田は葉田の誤ならむといへることこゝをおもひ合すべし此神がゝりはうごくべからず又かゝる所にて枕詞の要あることそのかゝる語のおもむきも聞ゆる意などをもおもふべきなり次に皇妃薨とある此嬪なりきるを狹名來田蔣津之命のこと或に應じたる人のことを記さゞるはいかにそのことはおのれいまだよくも考へ定めずかつ附會

めきたれば人にいはぬ說ながら試にしるすべし狹名はサナカヅラなどのサナにて滑なる意き田は城田にて崖をなしたる田にて水つきたる所の田に生ひたる蒋(こも)にかゝれる枕辭なりさてこもつの命誰といふ事をしるさずしひて按ずるに皇子御馬命かとおぼし此命(雄略紀の)外に傳みえず祟によりて早く薨じませる故なるべし但雄略紀に殺されませるとこみゆれば此時薨じませるにはあらずとも おもへれば 此王子ともさだめがたけれど御名によりて思ふに前の濱子にめさきせしめ前に云飼部とせしめ給ふことこれにつきたる野島の海人等を倭の蔣代屯倉に役せられたることなどを思ふに此屯倉飼部などを此王子に領知せしめ給へるより飼部につきて御馬皇子とも申せるか又こゝに蔣津之命とあるも蔣代屯倉を司どりませるよりの稱せるかとおぼしくて飼部のめさきを神のにくませ給ふ祟によりて此皇子をさして羽狹丹葬立往とありしことたゞちにこゝには薨じまさず雄略紀の時殺されませるがこゝの應にて此時いまだしるし見えざりしかばこゝにはたれども記さゞりし成べし黑媛の薨はつくしのみ神の祟にて女神故に女に應ありしなるべし

○問　十月云々不治神祟云々枝車持部云々

此條も審候て車持君は死罪にもさらるべきに祓のみにてゆるされたるは神祇の事につきてなればか又惡解除善解除の事をも　此外明說あらむには

答　不治神祟は亡皇妃へつゞく文なり春三月すでに御さとしありたればたゞちに治祭給ふべきに祈申し給へるのみにてことさらにもまつり給はず奪我民とありしをもおほろかに過してあはぢ島に御狩などし給へるうへに又飼部のめさきの血臭よりいざなぎの大神の御怒にもふれたまへるにより內事いで來てさしもめでませる皇妃の俄にして薨じませるなり後飼部のめさきをとゞめませるによりてやゝいざなぎの神の御怒はなごみて前說にいふ御馬命しばし御命のとまりて此時たゞには薨たまはざりしかど一旦の御怒りの往々のぶるごとくにてつひにはつらぬきて雄略の御世にいたりて殺されましゝは此應驗なるべしとおもふなりさて車持君御名におひてその司とおもへるより諸國のを悉校せるも一理はなきにあらずさて罪はこゝに擧たるごとく車持君といへばとて天子之百姓たる車持部をことごとくおのがまゝに縦に領ぜしは罪なりましてつくしの三神に分寄たまへる車持部は異なるをそれをも奪へるは罪なりとあるにて罰なりされどそれ他の稱にもあらずもと車持部といふ名目より心得誤れるなればたゞちに筋なき部を奪へることはたがへれば死罪にはいたらずましゝ神戸につきたるを討したまへるなれば穢なからむやうに解除をおふせ給へるは上代のならはしにてたふとしはやくかくし給はゞ皇妃の薨にはいたらじを天皇の御おこたりいとかしこし〳〵

○問　六年春正月云々

これまで藏職のなかりしはいかに神物官物わきためなきそのかみにも必この職はあるべきにこはおのがひが思ひにか

答　おきて藏職のたてられたるが此時始なるべし是より以前もその事なきにはあらず古事記仁德の御世に倉人女といふ稱も見えたるにてしるべしされど以前は政官の人々より兼帶して別につかさなかりしなるべく下づかさにはわかちたりとも必そのことのみをするにもあらざりしが此御世よりわかちて職をたて給へる成べし何ごともはじめよりありはあれどもことさらにわかたず有しが後はそれ〴〵とわかちゆくことなべてしかなり上世は簡易なるならひとて事なくてたらはぬにはあらずたらひて事の手輕きなり後世は十分にみち〳〵てよきやうにて中々にわづらはしく手おもく不便利はまさるものにて簡には劣れること多し

〇問　此二月云々此歲皆兄王何云々越八尋屋而云々故歎耳云々　八尋屋を越てとはいかなるよしにか又帝のめしにも不參來はいかなる意なりけん　この外論說あらむには

答　文意によりて文外の情をも察し說をもなすべし必としては解しがたしこゝの文すべてをおもひわたして考ふるに此兄王強力不羈の性にて世にいふわがまゝものなるべし此時文のフナミ別王有しか無かりしか知がたけれど何ともいはざれば在し成べしされば鷲住王すでに無賴横行する人なりしより父王八尋屋中などにとぢこめて外へ出ることをゆるさゞりしに窮屈をいとひて身の輕捷なるまゝに門戸によらず高屋八尋屋を踰り越踰去りて家出をして再館にたちかへらず氣隨に横行したりし折からにて父王も妹女王もなげきませるをりから天皇のめしによりて女王二郎姬は后宮に入ませりしさまと聞ゆるなり天皇強力と聞よろこばして非常の用にも充つべしとの御慮にてめされけめども放縱なるもとよりの性質なればつかへむことをほりせず又もしはめして罰せらるゝこともやとあやぶみもして住吉邑にゐてめしに隨はざりしかど　天皇は二郎姬を愛し給ふ御慮よりその平生の性質を察してゆるし給ひて後にはめすこともなく廢してすて置給まへるか子孫阿波讃岐に殘れりといふつたへなるべし

〇問　三月云々
水土不調れいの漢ざまうるさし　此段此外別意なき歟

答　かくの如しさて此天皇かしこけれどなべてを察し奉るに國史をおきて記し始め給へること藏のつかさ始たまへることはひとつの御いさをなりその他女宮にはおぼれたまへりと聞えて住吉仲皇子のすでに犯せる黑媛をなほこりずまにめしいれたまへるもいかゞなるに此元年は御歲すでに六十五歲なり幡梭皇女を皇后とし鷲住王の妹二姬をめされたるは七十歲なりかゝる老の末までも宮にすさびまして神をいつくべきことにおこたりませるはいと〳〵ゆゝしきおん事なりけり

△反正御巻

○問　生于淡路宮云々

生まして齒のありしもめづらなる事なりさて一骨とは齒の枚數なくたゞに一枚のひろき齒にか　この外タヂヒの花のこと等をも

答　如といふに心をつくべし一骨にはあらず一骨のごとくにうるはしくそろひて見えたるなりさる故に瑞齒別といふ御名をもおひませるなりタヂヒ虎杖なることこゝの文にて明なり名のよしは考なしイタドリともサイタヅマともいふサイタのイタとイタドリのイタとは同じかるべしサイタヅのツ助辭花の意なるべしサは眞にかよふ稱辭か咲か三代實錄十二多治比古王のことゝに似たり

○問　元年云々皇夫人云々

皇夫人れいのうるさし　此外說辨あらむには

答　妃夫人は今の制にありて妃は諸王以上の女夫人は三位にあたりて臣の女を稱すこゝは大宅臣木事の女なれば夫人の稱あたれり皇太弟などいふ例もあればあながちにくむべきにあらず漢字のさたなるはなべての例にてせんかたなし

○問　當此時云々

元年にしも豐熟ありしゆゑことさらに擧られたるか

答　先帝の御時しば〳〵事あり神の御祟もありしにかはりて元年よりして且御世和平なりしをたゝへたる意なるべし

十月都於河内丹比　河内の丹比郡の名はもと此天皇の御名より出て都つくりませりしより地名起れりとおもはれ今丹南丹北二郡となるされどさもいひがたきは先帝の御うたにたぢひ野に寐むとしりせばとよみ給へれば地名は先にあり此邊たぢひの花多き所にて地名にもよび今此御世に御名によしありてタヂヒの花を吉兆なりとおもほしてこゝに都つくりませりしか又何となく偶中かさだめがたし

○問　六年云々

正寢としもかゝれたるはたゞ常の御殿といふ意にか例の柴籬宮にとあらまほしき事はいふもさらなり　そも〳〵此卷尚ことありけんにもれたるかさならむにはいとくちをし

答　さることなり但かくても意は妨なし此御世はなべておだやかにて御事なかりしなるべし古事記の文にも他事見えず

△允恭御巻

○問　自岐嶷至云々篤病云々

此條別意はなきにか

答　別にいふべきことなし

○問　方今大鷦鷯天皇之子云々長之仁孝云々謝曰我不天久云々勿辭

此條別說あらむには

答　大意は古事記にも病ありとて辭びませることと見ゆれば

かく有しなりさるをこと／＼しげにわづらはしく漢文ざまを
もてかざられたるはうるさし不夭などた傳に此語あれごよく
もあらぬ語とおもはる此天皇の御やまひ何の病なりけむ不能
歩行とあればいはゆる脚氣やうのことかともおもへど破身治
病などあるをみればさもおもはれず腫物疔瘡癰疽などの類な
りしかとおぼし古事記に金波鎭漢紀武といひし新羅の使人薬
方を知りて療し奉れること見ゆ二人の名のごとく聞ゆれど一
人なり此紀には此事をもらされたりされど他巻に漢珍干岐と
見えたる名正しく同名と聞ゆるなりいづれかつたへのまがひ
なるべし又は此使人をり／＼まゐれりしかもはかりがたし

○問　由是先帝責之曰云々矣
病がちなりとて不孝といはんは漢意にかいぶかし

答　非奉吾御稱疾云々雖殘身とあるを不孝といへるなり
是父帝の意にはあらじ御みづからかくつよくのりまして謙退
したまへるにこそあれさなくは漢文に意をそこなはれたる所な
り兄二天皇我兩弟之とあるも同じ

○問　我兄二天皇愚我云々
御病がちなるによりて兄二天皇たちの愚かなりとおぼしゝ
にか

答　前にいへるが如し

○問　夫天下者大器也帝位者云々任乎云々
例の撰者の添意なるべし

答　勿論如此

○問　□群臣云々卽天皇位
この條別意なきにか

答　如此

○問　奉宗廟社稷云々不聽
此條も漢意なり　明説はいかに

答　さることなり大意のみを見べし

○問　臣伏計之云々

答　同じ

○問　元年冬十有二月云々
こゝに元年とあるはこれ迄の文例とたがへり下の卽位の所
條(クダリ)あらまほし　大中姫命の卽位の御事を啓し給ひてもゆる
し給はで背き居給ひたるは實に帝位の事は思ひきり給ひた
るにか

答　文例のたがへるは事の次第もたがへる故なり十二月云
云則卽位の月にてその時に此こと有しなれば下にかくべき所
なきが如し　此帝かくつよく卽位をいなびませるはまたく御
病によりてと聞ゆるを古事記には金波鎭漢のことあるをた
ご此紀にもらされたりけむ但似たること三年の條にありそこ
にいふ　さて此紀前帝の崩の事をいはざるも前紀の例とたが
へり前年正月崩ありて今年十二月卽位なれば廿二ヶ月空位な
りあまりに長くいなびましゝは是も仁德帝などの例にて漢意

に流れさせ給へりしにかいぶかし

〇問　經四五魁云々皇子顧之云々何違謝耶

此條明辨あらむには

答　別に辨をまたず此ごくなりしなるべし但し韓の姫の條の口子などの辛抱つよきさまご似たり僥水溢面の處文意たゝず戰栗して　寒成のはげしくてさえたると帝威の　おそろしさに物もいたゝはれぬことゝ　こぼし給ふ成べしさらでは僥の水おのづからあふるべきやうはなしマリノミヅコボレご訓べきか四五剋はヨナヅケノヨトキイツトキはいかがなりさては早朝より夕に及ぶばかりにあたりてあまりなり刻は時の小分にて半時あまりのことなるべし大中姫はごもあれ天皇何が爲に不言にして一日そを見ていたづらにゐたまふべき但文飾過たるか

〇問　亦大中姫命仰歎云々　これも

答　かくれたる事見えず何の問にか

〇問　爲皇后云々

この條說はなきにか

答　前に同じ

〇問　初皇后隨母在家云々與於乘馬者云々撥蟻也

乘馬者は則鬪鷄國造なるに乘馬者ご擧げてはいかゞ少しまぎらはし

此條例の論說をこそ

答　ツヅノ國造ご名のらざればば皇后は知たまはざればその意にて去たるなり國造われだけくおもひて貴種なるをもしらず不禮の語に及べるさま見るが如し今世にても小役人ごいふ者すべて賤者はみなおのれが勢をはらむご人を蔑如することも多きものなりむかしもしかぞ有けむ國造はその地におきては主ごありて勢ならびなきまゝにいづかたの人をもしのぎて物ごもおもはざりしさまなりかく上古は貴種の人もみづから苑中などにひごり往來し近き所に出おはせしかば賤者ご見あやまりてよく國をつくれなご國王おきて令したるがをかしきなり

〇問　亦時皇后云々是後皇后云々睨其姓云々

此條高論あるべし

答　聞えたるまゝなり此皇后女傑にて前文寒をしのびて沍死にいたるまでも座をしぞきまごずして諫を奉りたまへるごまごこゝの首也余不忌ごあるごを合せて後欲殺たまふをも考見べし印本不忘ごあるは誤寫なりなげきてわび奉りしによりてゆるし給へるも聞所ありていごよし

〇問　遣使求云々

此條說辨はなきにか　此時皇國に良醫もありけむにことさらにあきれたるは早く韓法の良藥はたゞにけるにかあたらしうなん但韓に迷ひ給ひての事にてめされたるが折よく御病の差給ひつるにもあらむか

答　是古事記の金波鎭漢紀武の事にあたれりご見ゆるをいたくさまかはりて彼記は參り合たるなり此紀はわざごもごめ

給へるなり是は皇國にて今までくさ〴〵ためし試て御身を破り
もして治せんとしたまへれど事ゆかざりしかば外國にももと
め給へるなるべし
○問　詔曰上古之治人民云々者可
此條はいとよき御事なりそも〳〵失己姓或故に高氏などあ
るをおもへば早く此時には錯亂せしと見えたりかゝれば後
世の姓の錯亂はいふもさらなりはた姓氏錄などはたがへる
事いと多かるべし　此條高論あるべしいかで〳〵
答　此一條は千古今にきこえある美政なり名高きことなる故
に古事記の序にもとり出てつらねられたり早く此時に錯亂あ
りしは人情古今同一とはいへど皇國國造の人はさもあらざり
けむを諸蕃の氏姓とりみだりがはしくなれりしよりな
るべしなべて漢土にはふるく家系をいふこと皇國のごとくはあ
らざるを皇國にわたり歸化してよりは御問によりて秦始皇孫
漢高祖裔などゝかの國ぶりに名高き人を引出ていひけめども
その比此方の人はそれをたふときことには露おもはざりしか
ばいかにいひても諸蕃は諸蕃にていやしげなるを恥るよりし
て姓氏錄の序にあるごとくにそれをいつはりまぎらかして皇
國の神孫などいふ類有しかば囂々とをさまらざりしなり姓氏
錄の基は此御時にきざして萬世の龜鑑となれり此書又是より
後なれば紛れたることも有べけれど此書をおきては他になけ
ればまづ是によりかたへの書とを考合て正史にてらしてわき
まふべきなり
○問　詔曰韓帥百濟云々難知其實
右同斷
答　大意は前にいへり裔の字にミコハナといふ假名あるは
いかゞもしは誤かミコは御子の意なるべければミコノスヂと
かミコノスヱとかいふやうの訓なるべきにハナといふことお
もひ得がたし三才の漢文飾なるはさらなり
○問　其故者氏姓人等云々
此條も高論をたん
答　味橿丘は神名帳に高市郡甘樫坐神社あれば其邊なるべ
し甜橿丘崎といふ名たゞならぬ名と聞ゆるを他に見あたらず
もしは此時いつはれるはたゞちにマガツヒノ禍事をうけむな
どいふうけひによりて此時よりつきそめたる地名にもやあら
む　クガダチの名義いまだおもひえずタチはその所に立臨む
意かクカはしひておもふに木の間タチクヽ又手俣よりクキシ
御子なりなどのクヽクキの通音にて潜の意か水泳御魂なども
同じ熱湯の中の泥などを潜り取る意にや但斧を燒たる方には
ふさはしからねど一方にて名目となりて後は其類の異なるを
もいふべしさて探湯瓮のかなにクカへとあれど次の赴金探湯
の所はクガダチスとよめれば訓註によりてクカタチへとよむ
べきかとも思ふなりいかゞあらむ此わざ今の世にも鐵火を握
るなどいふとありてしるしあることなり熊野の牛王などいふ

ことは佛家より出てはかなげなることながら中古以來武家と
までは専と用ひて今も常となれるはあさまし
○問　五年秋七月丙子朔己丑云々　逃隱武內宿禰之墓域
端歯別天皇の殯宮のはやくあるべきに延させ經たるはい
かに　さて玉田宿禰が吾襲に馬を禮幣したれどもかくても
おのが罪の顯れん事をおそれて道路に殺したるにか　又武
內宿禰の墓域に逃かくれたるは大墓なるゆゑ人も知らざり
しにか
此條說論をなん
答　殯宮とくよりあるべし山陵のいとなみおくれて年をへ
たるなり地震によりて殯宮無事なりやいなやと見せ給ふより
して玉田宿禰のおこたり發覺したるなり此人十四の卷にはそ
つ彥の子とあるをこゝには孫とあるはいづれか正しからむ孫
をも子ともいふこと祖をおやといふにひとしければ孫のかた
にやあらむ　馬をもて幣としてなだめたれど吾襲のおもゝち
ことばがらうけひかぬさまなど見えしより道にてころしたる
なるべきを文の疎なるならむさてさしあたりてかくはしつれ
どおそれて墓域にかくれたるは我祖の墓にて案內もいとよく
しりてもとより大にて石がまへなどのおごそかなりしにより
ても有べく又は祖の大功あることをおもひ出されむ爲にたの
む所もありて成べし天皇の召したるは好意をもてさのみ罪せ
ぬさまにいひてぞめしたまひけむさらでは疑之云々の文また

參赴とあるに應ぜず采女をして酒をたまへるも前にいふ意な
り誘出さんとてなり
○問　天皇聞之云々
この條も
答　前にいへり
○問　讌于新室天皇云々不輙言禮事
此條例のなん
答　當時風俗於宴會云々奉娘子也此こと古きならはしなり
しなるべしされば天皇かねて衣通郎姬に御心あれども皇后を
はゞかりてことにもえめとぬを此日の宴に託して古禮をおも
ひ皇后にみづから儛はせんとて天皇みづから御琴ひき給へれ
ば催されてやむことをえず儛たまへども禮言を申給はぬ故に
天皇よりとがめ給ふされば再びのことを申たまひて弟姬をと
のべたまふは天皇のたばかりにおちたまへるにて本心にはあ
らず　さて中昔より五節の舞姬を奉ることは天武天皇の吉野
よりの古事といひならへれどまことは上代よりのならはしに
て此時のさまもしかありけむされば中世の五節の舞姬もとゞ
めて禁中に侍る例なること源氏物語その外にも見ゆ是舞のみ
ならず上世の式殘れるなり但此時十二月とあり新室とあれば
新甞とは異なればいかゞと思ふ人もあるべしもとは新甞なら
でも大禮の宴にはかく有しか又十一月先帝山陵に葬ることあ
ればそのことをはりて後と此年はのばし給へりしかとも思

ふなり猶よく考ふべし

○問　允恭天皇歎哥云々以下至

これも七度めしゝをおもへば古より七は數の定めにか

答　衣通王のこと古事記と傳いたく異なり記傳に論有が如し猶考ふべきことなり七數とさだめていふにはあらじたゞ度々に及べりしなれ其時は實に七たびありしなるべし雄畧紀に七たびめしたることその餘にも七の數あれど必定されるにはあらじ數を定めていふも隨意に近しされど七八の數はよく物に見ゆ

○問　勅一舍人中臣云々不參也

この條も

答　中臣いかつ使主は雷大臣ともある人にて神功紀に見えたるをこゝに有べくもあらず同名異人にやされど猶中臣姓なるはうたがはし舍人とあるも似つかはしからずその上使主とあるは多く諸蕃の人胤なるに中臣なるはいぶかしかた〴〵いかつといふ同名の舍人にて中臣の大臣にはあらじ

○問　對言臣云々奏之

この條別意なきにか

答　さなりあります口子臣などその外も似たることあり上世必とするにはみなかくのごとくにて少しづゝはその人々の心しらびありけむかし

○問　倉子櫟井上云々

大凡むかし途中にての食事は井のほとりなりしよしはものにも見えたるをこの時も猶にかありけむ

答　さることなるべし

○問　皇后之色云々天皇聞之云々

この條論あらむには

答　聞えたるとほりなり但大泊瀬天皇こゝに生れませること後紀とあはぬことありもとより此紀の年立はたのみがたきこと多し

○問　幸于藤原宮云々

この條別意なきにか

答　明白にていふべきことなし

○問　[illegible]云々

答　詩經陸機疏に採蘭雜志に昔有婦子別離見蜘蛛一名長脚此蟲來著人衣當有親客至有喜也河内人謂喜母此蟲來著人衣則有必有喜也とありから國にもありしもいふことなり皇國にも古くより諺にいひつたへしなるべし　古今集序には下句蜘のふるまひかねてしるしもとありて世俗みな此方のみをしれり一首の意は明なり

○問　天皇聆是歌

衣通姫の歌を吟じたるをきこしめしたるにか

答　聆とあるに何故にうたがひあるにか但古風なとし給ふのみをいふにはあらずいづれにも只きこしめしたるなり

○問　佐瑳羅餓多云々

答　さゝらがたは小形にて小小の錦なるべし一説月をさらえ男などいふより月形の錦ともいへれどいかゞあらむ　四句釋紀に泥受遁とありしかるべきなり迹一本途ともあれどとは少しさびて聞ゆ　はじめ一夜御あひませるのみにていとわびしくおぼすよりなるべし

○問　波那具波辭云々

答　櫻に比して他の物はさばかりめでもせぬを妹は云々の意なりはやくは衣通の意のみならず戀しきをいふなり祖父の歌によしゑやしひらきていらせ奥山の眞木の板戸におとはやくとも是も音戀しくともの意なりこれにてしるべし

○問　時皇后聞之且大恨也

この御歌を聞ての恨にか

答　うたにかぎらず藤原にいでましたることを恨給へるなり

○問　於是衣通郎姫云々

この條説あらむには

答　聞えたるごとくなり

○問　九年春二月云々

茅渟に春秋冬と三度行幸ありしと見えたるを猶多くありけんもしられず夏も必行幸ありけんもしられず三度にて止め給ひつべきにあらず但こはおのがひがおもひかもしれず

答　文のまゝに心得べし餘は想像のみ知りがたきことなり

○問　十月春正月云々

后の行幸を百姓の苦云々との給ひたれども實は嫉よりおこれる諫言とやいはまし此條説あらむには

答　勿論前々のさまにてしらる婦人の意みなかくの如し

○問　十一年春三月云々

皇后の諫によりて去年も今年もたゞ一度行幸ありしと見えたるを實は猶ありけんもしられずこは何ならぬことなれども

答　九年の所にいふが如し

○問　等虛辭路迺云々

答　勇魚取枕辭鯨といふ説はうけがたしたゞ魚取の意なりあふみの湖へもいひかけたればゞ湖に鯨あるべきよしなしイサナは磯魚の意ともいへり

○問　時天皇云々號濱藻謂奈能利曾毛也

濱藻をなのりそといへるは御歌によりてなるべけれども辭たらぬ心ちせりいかに

答　古傳にはこのうたもだし人のきかぬがになかりきとありけむを漢文にうつされたる故にたらはぬごとく聞ゆるなり不可聆他人とあるがなのりその意なり

○問　廿先是衣通郎姫云々

此條説あらむ歟　さて依物而不可とあるは不可の所例の漢文

なれども文字たらはぬ心なせり
答　奏可蘭記にもあり物をうけて宰相進か　可　奏
の意なり
○問　十四年云々島神祟之曰云々
島神の眞珠をこのみ給ひたるはいかなるよしなりけん此外
論辨希候
答　神慮ははかりがたし玉はなべてこのむならひなればこ
とさらにいぶかしむべきにはあらず此玉出たるによりて明と
いふ地名出たるかともおもはる長邑は今いふ那賀郡なり俗に
いふ謠曲などのあまの玉とりといふは此古事をもとゝして附
會せるなるべし鰒は鮑の誤なりと一見なにとは眞珠なり樣子
の大さなるはまことに希有のものなり
○問　二十三年春三月云々
同母兄弟姧くる事は鈴屋の說もあれども貴說希候
答　こはおのれむすびの神の傳の條を基として考ありおひ
おひもいふごとく高みむすび神むすびの二神はみたまのちは
ひは同じくて御德には內外表裏のたがひあり則顯幽のはじめ
男女のはじめ天地のはじめにてみなそのむすびより起りもと
いたく異なる氣二かたにわかれて兩神なりましその異なる氣
のかたみに交る所より又異なる物をなし出すこともすびの神
の靈妙にて此二かたより萬物ども神と人との生成も此
ちはひによらざることなしされば生成に必異なる物の交るに
よることにて男と男とにても子をなさず女と女とにても子を
なさず男と女とにても同樣同性同氣なる時はむすびの元理に
たがふ故に神のにくませ給ふ所にて是同母兄弟の婚をいまし
むる甚なりされば異母兄弟は母胎異なれば此類にあらず異父
はもとよりなり皇國の禁は根元のむすびの理によることなり
異國の不レ娶さだめはたゞ禮といふ外飾による故に甚しきに
いたりては同姓不娶といへり同姓も姓を改めてのちはわかり
がたくなりて實は同姓をもしらざることあり又姓しげくなれ
ば異姓も同姓と聞ゆるもあり是はいますしてよきをいむ類も
ありてつひに實にはかなはぬことかの國のさだめには此類他
にも多し外飾に流るゝ故なり
○問　阿賓男能云々
答　はじめは序歌のかゝりなり山高み下樋を走せより譬喩
なり下樋は土中に水道を設たるにて人しれず心をかよはす意
にたとへ又下といふことをかさねむ料なり下泣もあらはなら
ず心にかなしくたへがたくおもふなりかたなきは片泣にては
かたみにおもふならずして少しいかどこは古事記の下問にわ
がとふ妹とあるごとき津婦布例の津は波佐などの字の誤なり
古事記に波陀布禮とあり肌觸にて交會をいふなり觸後世はフ
レフルフルヽフルレと下二段活なるを古くは四段活にフラム
フリフルフレともはたらくその例三重妹のうたに落フラバへ
とあり萬葉集に市に觸また中古にも道ゆきぶりなどいへり眞

髮觸㮈稻田姫ともありこゝにフレと見えてことぐ〵に證あり
蹲はそんの音なり此字はあやまりなり蹲の字なるべし記と合
せてよむべし

〇問　二十四年夏六月云々

この條も

答　神のにくませ給ひてしるしをあらはし給ふなるべしと
の言まことに得たり此ころも鹿卜かいかゞありけむ知がたし
古事記にては此ことの發覺は天皇崩後なり此紀は此つたへ疎
にて輕郎女を伊豫に流せることのみにて輕太子の後のこと次
の天皇の御世の始にありさるは發覺は此紀のごとくとくにあ
らはれてや有けむされど記にはいよへ流さむとせしは輕太子
にて郎女はおひ出ませるにていたくたがへりはつせの山のう
たにてみれば記正しかるべし山たづのうたは萬葉に出て磐の
姫のうたなり是もいかゞあらむいはの姫としては天皇淡路島
などに出ませる時のうたかけ長くといふにうときこゝちす萬
葉あやまりか

〇問　廿二　歌於褒企彌烏云々

答　オホギミハ輕女王をさす島はイヨノ配所をさすハフリ
は葬にかぎらず溢(ハフ)れ棄(スタ)る意より追却し平人となすをこゝはい
ふなりフナアマリは枕辭とのみにて明解なく船にのりおくれ
たる人を徒にかへりくん意にて過し路へかへるをいふといふ
說あれど猶おもはしからず亡父說に船あまりは船を岸につく
る時勢あまりて突あたりて船のあともどりすることあるこれ
船あまりにていかへりへつゞくといへりおのれは此說をよし
と思ふなりおのれ猶思ふにたのみとは船中の座にしく物をい
へるにて川船あまりの勢にて座のゆらぎあともどりするごと
く我つまもかへり來んものにもあれかしとおもふ意なり此う
たのうへにねがふ意はあらはれねどいかへりこむぞといへる
下心その心しらびなりたゞ口にこそたゝみといへ實はわがつ
まをいふなりゆめ〳〵心にかへるべきことをわすれず再會せ
んとの契たがふなといふ意を含めり但四句おだやかならず古
事記にては輕太子を伊豫に流すとありて皇女にあらずさて流
されてゆく太子のうたなれば四句よく聞ゆこれ古事記のかた
が傳正しかるべし此紀にて皇女を流して太子をなだめ殘せる
は似合しからず是發覺の時たがへるよりかく誤れるなるべし

〇問　歌阿摩儴霧云々

答　アマダブは天飛なりタブとトブとかよはしたりカルナ
トメは雁に云かけたるなり又かろくとぶ意といふ說もあり痛(イタ)
く哭者(セウハ)人知(しりぬべきにより聞てもよし)べければい意べミは瀨をはやみ風をイタミのごと
同じハサノ山知がたし高市郡にある山かといへり鳩の下なき
は他にもよめり下なきは聲をしのびてなくなり下に思ふ下問
下しらべなどみな内々の意なり

〇問　四十二年云々

この條說辨あらむには

答　御年或本八十一古事記舊事紀には七十八とあり其他別にいふべきことなし

○問　冬十一月云々

此條も

答　琴引坂は景行紀琴彈原とあると同所なるべし　長野原は河內志紀郡今澤田村といふ中にありとなり其他はきこえたるが如し

○安康御卷

○問　上　太子云々起于此時也

暴虐ありしはかの奸ましたるを神のにくみ給ひてかくさがなき御心になり給ひけんかし　此外論辨あらむには

答　こゝはすべて太子の此時の所業をいふにて古事記と合せ見るべし輕太子逃入大前小前宿禰之家備作兵器とあるを暴逆といひたるにてそは淫婦女とあるは輕皇女と奸のことを大意にいへるなり此外に婦人のこと見えず淫はおぼれ玉ふをいふなり是によりて有まじきことゝして諸臣志を穴穗皇子によせたるなりさて穴穗天皇の御紀なる故にその方をたてゝそれにあたなひ給へるをもて暴虐といひなしたるは撰者の心しらびと見ゆ此外に又暴虐のこと見えざればなりされば此一つをもて國人謗群臣不從とはかけるなり記傳にあるごとく奸のことはすでに此御世の界よりは前にありしかど罪をなだめ通したまへるが此界になりて人々謗りてしたがはざりし色をあらはせるにて此紀のさまも同じ輕皇女を流せることは誤傳と見ゆ

○問　時太子云々

太子の暴虐なし給ひたりとも群臣は從ひ奉るべきに背き奉りて弟皇子につきたるはいかにかの雄略武烈の兩帝は暴虐ましゝかども群臣の從ひ居しは帝にましゝゆゑとかいはむ論辨をこそ

答　矢をつくれること古事記にては大前宿禰の家に入てなり此紀には前にありいづれかよからむ記傳の說見合すべしさてこゝに偶中なるとあり鏃を銅もてつくれる故に輕箭といふと古事記にありて輕しといふ意と聞ゆるに太子の御名又輕にてその方の矢と聞ても聞ゆるなり是に對して常の矢をアナホヤといふは鐵鏃にてかぶらは重ければ穴をほる故に矢に勢あり されば穴彫矢(アナホリヤ)の意とも聞ゆるに皇子の御名又穴穗にてその方の矢といふ名とも聞ゆもと此時の矢の形容より出たる後の御稱かとおもへば輕も穴穗も地名にありてもとよりの御名と聞ゆればさもいひがたきをたま／＼此矢のよし二方ながら御名に事よりて聞ゆるは奇偶とやいはむかゝること他にもあるべければ說をたつることはいと／＼大事にてともすればひがことに落ぬべしよく心すべきことなりかしと此因にいふなりさて暴逆のこと他に見えずたゞ同腹の皇女奸の一條なるにかく群臣天下の人の意はなれたるは又神の御慮にかなはぬ犯あ

る故なるべし是にて神世より神の御制にて同母兄弟婚の穢の重きことをしるべし武烈天皇もはじめはさる御ふるまひは聞えず後あしかりしかばにや御世短くて夭死ませり是も神の御慮なるべし雄略天皇は又異にてあらき御しわざもありつれど又いとよきこともありて後に有徳天皇とも申奉りしを見べしされど猶その御裔はつひにたえてつゞかず皆神の遠大なる大御慮なるべしあなかしこ

○問　十四丁歌　於朋摩弊島云々

答　大前すくね小前すくね兄弟にて別人なり記傳にいへるがごとし歌の意もそれにて盡たり異說なし

○問　彌椰比等能云々

答　傳の說のごとし

○問　由是太子自死大前宿禰之家一云流伊與國

この所いぶかし大前宿禰が穴穗皇子に太子をなそこなひ給ひそ臣議らむといひし　そこなひ給ひそはよけれども臣議らんはおのれすゝめて太子に自害させ奉らむの心なるべければいかゞなり一度たのみ入らせ給ひたる太子をしかせさせ奉るは不忠とやいはん穴穗皇子に恐奉りておのが命やをしかりけんかし

又一云の伊與國に流し奉りしとあるもいかゞなりさるは太子の犯し給ひたる大娘皇女のかの國にませば同國に流し奉らむ心なき業ならずや但しかの皇女はかの國にて身にせ給ひたる事もありて今は障りなしといふ說もあらむ歟されどその身うせ給ひたるよしは見えざる也もれたりともいはんかかそも〳〵こゝは大前宿禰がすゝめ奉りて自害し給ひたるやうに見ゆるにつきて伊與國に流し奉りし一說は出來しにもやあらんとまれかくまれ高論あるべしいかで〳〵

答　此紀はすべて此皇子の次第に誤あり古事記の方正しかるべしされば大前すくねも自殺をすゝめ奉りしにあらずとらへて出し奉りしにてさて後伊豫國に流されませるにて一云の方正しく古事記とあへり此紀ははじめの輕皇女を伊豫に流せりとあるがあやまりなり記傳にもいへるごとく太子なればこて罪穢あるを男をなだめて女のみを罪せんやうあらましやは皇子皇女ともに輕と御名を申せるよりまがへあやまれりしなるべし御うたの贈答も皇女はなほ殘りて有しさまにてのちにいよにみづから追行たまへるなり前にいふいかへりこんぞのうたも太子伊豫にての歌とすればよく聞ゆるなり前にまづかりに此紀のさまにて解したれどそこにもいふごとく太子殘り給てとしては四句允當ならぬにて誤をしるべし

大前すくねははじめは太子に荷擔したりしが後勢かつまじきをはかりたるかはじめより一味せざりし心かははかりがたきことも記傳の論のごとしまづは諸臣一致の勢やむことをえざりしによりて一旦太子にもましかつ御兄にもませることなれば御命にはつゝがあらじとおもひてあたなみ奉らずしてとらへ

出せるなるべしあゆひの小鈴のうたにてかく仰々しく天の下をさわがせずともありなむとおもひての意なるべしまめなりとはいふまじけれども不忠といふばかりのことにはあらじ是は此人此太子の乳母父はそのかたさまの深きよしみありとも聞えず太子をも自殺をすゝめおのれも身まかりなむはふとはいさぎよからむやうにも聞ゆめれどさてはたすかるべき太子をかへりてはそこなふにあたるべし無事をはかりてはじめよりあだなみ来る意を見せず雅かなでながら軍門に出たるさまにてその底意をしるべきなり此紀のごとく太子こゝにて自殺の説を是とせば古事記のなつくさのあひねの濱の女王の御うた以下を誤とすべきか此御うたどもはつせの山川の二首の御うたどもゝさてはいづこにつくべきとかせむされば(つひには)共に自死とあるぞ正傳なるべきとにかくに此紀はつたへのみだれたるなるべし

○問　謂穴穗宮

御名の都號になりたるはめづらし

答　石上の穴穗といふ所もとより此皇子の御居所にて御名にも稱し今又もとよりの御まし所に都をうつされてもとのままの地名もて宮の名にとなへしといはむに何のいぶかしきことかはあるべき御名のみより出たるにはあらず

○問　大泊瀬皇子云々

此外説論あらむには

答　文面のとほりなるべし此文にて大はつせの皇子の性質を見べし

○問　元年春二月云々願得幡梭皇女云々捧私寶押木珠縵（一云立縵又云々云磐木縵）

此條例の希候　さて押木珠縵又立縵又磐木縵等のことをなむ

答　いかなるたふとき物なりけむしられぬこと記傳にもいへるがごとし　しひて試に僻説をのべこゝろみてむもしは此もの今世にいふ枝珊瑚珠といふものにはあらじか押木といひ磐木といふも木のさまをなせるよりいふにて押はおしなべて木の形の玉のよしなり磐木といふは樹枝形のかたくて磐のごときをいふか又は磐を根として生ひたるまゝなりしか立縵といふも生ひたてるよりいへるかとおもふのみなりもし此ころまれに此品ありしならばまことにめづらかなるべければ根使主も見おどろきてほりせしよりひが心をや生じけむ

○問　（十五丁）於是根使主云々

この條使主はいふもさらなりかしこけれども帝も無罪の大草香皇子を殺し給ひたるうへにその妻をさへめされしはいかゞなり御世の始めにしもさることをなし給ひたるゆゑはつかに三とせばかりの御世なりけんかしあなゆゝしあなかしこ論説をこそ

答　根臣のたぶれ心はもとよりにくむべし天皇はそのよこし

言を正さずして聞しめしたるはいかゞなれごも申す所によりていかりましゝはさることなり是かねてかく御一途なる御心をしりて根臣が姦計の生ずるはしこ成たるなるべし一わたりたゞしてよくきはめまさんには根臣の讒は忽あらはれぬべきことなればなりさて此天皇の一途なる大御慮はかしこかれごもよろしからぬ御事なりされば群臣の随へるにもあれ輕太子は太子なれば今少し何こか御會釋も有べきにたゞちにせめほろぼさむこかくみ給へるにより大前すくねはいさめて天下の人わらひ申すべしこいへる一言まことにしかなりされば大前すくねは此安康天皇の御爲にはおのれ罪を引うけて太子をこらへ出せるは忠臣こもいふべしさて天皇さる一途なる御慮にて大草香皇子をにくませるあまりに是非をこはず亡ぼしたまひてその嫡妻をさへ奪ひ給へりまことに神の御慮にもかなひがたかるべくてつひにその眉輪王の爲に御事ありしはゆゝしきまがことにて彦五瀬命の賊矢にあたりましゝに次ては此天皇ぞ天皇にしてまがことましゝ始こぞいふべき此後崇峻天皇の御事ありしは又まがことのいたりなり此二ッ儒佛わたりて後のことなり儒わたりて後しばしほごありて此時のことあり佛わたりていかほごもなく崇峻天皇の御ことあり儒の害はうはべゆふくして遠きに憂あり佛の害は早くそのさま見えて近きに害ありおのづからその形容まであらはれたるは必それとはなくこもひそかにその意のあらはるゝ所かこ神慮いこかしこし〳〵

○問　二年云々

この條別意はなきにか

答　中蒂姫古事記には長田太郎女こあり按に中蒂こゝには訓注なければいかによむこもはかりがたきを他條によりてかなづけせし成べしされご蒂はほぞこもへたこもよむを思ふにへたの意にて中蒂こよむべきかさらば長田こ清濁の異のみにてかよへり

○問　三年云々

記の方つばらなるはいふもさらなりこの紀はことさらに漢めかぬことゆゑにはぶかれたるにやあらむ論辨をこそ又云雄畧紀に委く出たり同くはこゝに出さまほしきことなりかし

答　こゝにも委くいはまほしかりしこご見えて撰者も注に具在云々こ記せられたりさてその諸のこごもはら大泊瀬皇子にかゝれる故に次紀にゆづりたるも又文者の意さることなり同じことをこゝにも次にも再いはんはわづらはしかるべければなり但はじめの所は次にははぶきて此紀にくはしくせむもしかるべきことながらその界は必二かたにわたりてこゝにもかしこにもいはでえあられぬ語勢となるべければにやあらむ

△雄畧御卷

○問　此等はいみじうつばらなるはいかにしてかくはつたはりけんたふとくなん　そもそも武き帝ゆゑ何くれと御事の多くありしによりてかくかく多くは傳來したるにやあらむ論辨をこそ

答　なべてすぐれませる御世には事も多くつたへもおのづからその事よりその事につたひて口づたへもくはしくなるはおのづからの勢なるべしはじめ神武天皇次に崇神垂仁景行の御卷仲哀は御夭死なりしかば長からねど神功應神仁德とつゞきて事しげく備まるりわたりて時世一變の界なりさて次此御卷よりつねならぬ天皇にてましませばかくも有ぬべきなり

○問　天皇産而神光滿殿

神光のありしはいかなるよしなりけん

答　いかなるよしか考がたし尋常ならぬ天皇なればこそ文齋か父は寶にきも有しかしらず大御身に光あるは天照大御神はことさらなり月よみの尊も亞日とありあてしき高ひこねの神も飛きりませりし時八丘八谷に光わたれるにてみれば常はさもあらぬもここに御いづをあらはしませる時は光あるものにやあらむ雷電もことはに光れるならずやこの類間々有にておもふべし石火の光利術のなら檜の火切杵も甚きびしく磨研せる時に光を出す蘭器のゐれきてるにて人躰より火光を出せるも同じ螢なども光る時光をさまる時ありされば此皇子あれませる時光ありてあれましをはりてはさもあらぬことも有べし闇夜に溝池川などの張つめたる氷を杵槌などにてきびしくつゝ時は水よりも光を發す此類猶有べしすべて物は甚しく磨研する時はみな溫熱を生すこれより光を發する下形なり烈しからざれば勢ぬけて溫も生せず光はここに發まずかくて此天皇の御稜威の猛盛なりけむことを察すべし漢文に眼光射人などいふも實にその形容あることなり諺にも甚しく面などを撲つ時に目から火の出るといふもおのづからかよへることにて甚しき時は寶に火光も有べけれど闇中ならざればその光の見えがたきことも有べし燈火も白晝に見れば小くてれるも餘焰を見ずましてかたへの光は見がたきにて察すべし

○問　山宮

こはいづこにありしならむ

答　知がたく考ふべき縷なしやはり石上の穴穗宮のほとりにてその東の山の上などにありけるにやあらむさて將沐浴とあるを古事記に天皇坐神牀とあるとを合せておもふにこは何ごとにか神にいのり申給ふやうのことありて齋戒しことさらに常の殿をはなれてましましゝなりけり此こと後に論すべきことあればまづこゝにいふなり山宮はその齋殿なりとおぼし

○問　吾妹――汝云々見䄇

此條別意なきにか

答　畏眉輪王とのみにては言のさまたらず古事記のごとく

吾殺其父王云々の語有べきなりさらでは樓下に遊戯の眉輪王の聞わき給ふべくもあらず悉聞こいふにてふくめたるべけれご猶たらず眉輪王七才こ記にあれば父王の殺されましゝは五才の時にて何の御意もなかるべし神牀なるに皇后の膝を枕にして大殿ごもれるはつゝしみ給はぬさま神のにくませ給ふかたありて御事も有ける成べしあなかしこさて眉輪王の手を下しませる時皇后おはしまさゞりしか同じく御寐ませるかしりがたし

○問　天皇大驚云々眉輪王同臣云々誰忍道歟

この條も

答　古事記は白彦黒彦ともに殺されませるうへに順次も前後たがへり不求天位唯報父仇この答は七才の王の答には至たりご聞ゆれごそは漢文にうつせる故にさかしげに聞ゆるなりあだし意はなし父のあたをうらみてのみなりこきかばさもありぬべく聞ゆべし漢文の意をそこなへるここかくの如しさてこゝのさま雄略天皇の御いかりはげしきに合せては黒彦皇子眉輪王こもに圓大臣の家に逃入まではいこま有まじきに文ぬるく聞ゆ　天皇たゞちに眉輪王にあひてこひ給へるにはあらで黒彦より問たまへるにやあらむそははじめ天皇いまだ眉輪王のしわざこは聞たまはざりしにかほの聞ましてもよも幼年にてはこは思ひてかへりて白彦黒彦をふかくうたがひ給へるにやあらむそは古事記に此二皇子こもにおごろかずしておほろかなりしにます〳〵疑心盛なりこ聞ゆればなりされば殺したまへるもさるここゝ聞ゆこゝの圓大臣のさまこ前紀の大前宿禰こ入かへたくおぼゆ

○問　由是天皇云々

答　黒彦眉輪王こゝもに圓大臣が家に入ませる故に天皇ますます黒彦をも疑ひ給ふべし古事記にてはしからず

○問　歌飫瀰能古簸云々

答　臣子者禱之禱字七重乎志庭爾立て足纏正己の意にて明なり那は娜こ同音たに用ひたるなり

○問　大臣裝束云々縱火燔宅

答　文のまゝに聞こたるが如し何をかいはむ韓媛は此時始てすけ奉るにあらず以前より大泊瀬皇子のめさむこせしここ有しさま古事記のうへにてしらる

○問　於是大臣云々

答　坂合部連は坂合黒彦皇子の乳母なるべし乳母の姓を名につくるここ例あり此よしみにてこゝには有しなるべしさては皇子屍を抱くこあるも黒彦のここなり眉輪王子ならぬことはこは皇子ならねば明なり箭瀬の觀本は吉野郡下市村なりこいへり圓大臣の家も此ほごりに近かりしか知がたし

○問　冬十月云々馳獵

答　狹々城山は蒲生郡篠笥こ和名抄にあり此わたりのここ記傳にいふが如し

〇問　於是大泊瀬天皇云々

答　此わたりのこと古事記と合見べし

〇問　是月御馬皇子云々

答　此ハこのこと前にいへる所合せ見べし磐井貝下のこと

いまだ考へず

〇問　十一月云々

答　此條別になき贖

〇問　元年春三月云々韓女君云々韓媛女子

答　韓姫のこと前にいへり稚媛下の一書には玉田宿禰の女

玉姫とありいつれ是なるかわかちがたし　韓女君をみなきみといふ

かなつけはいかゞあらむさもあれ童男ををぐなとよめり是に對

してをみなといふべくおもふなり　さらばをみなぎみとよむ

べきか男女の對稱おのれがおもふ所をこゝにいふべし

少男少女ともにわかき男女をいふ對稱なりしかるに後は少女

のみしかありて少男[ヲトコ]は少男ならぬをも通じて男[ヲトコ]といへり是に

ひとしくて童男[ヲグナ]童女[ヲミナ]ともにもとは童躰なる男女をいふと聞え

たるにをぐなはそのごとくにてをみなは後は婦女の通稱とな

りてつひに男[ヲトコ]女と對したる語となりたるかとおぼしきれば

こゝは童女君[ヲミナキミ]とよむべきをみの字を脱せるにやとおぼし老夫[オキナ]

老婦[オミナ]これまた對稱なりをぐなをみなの通稱と向ひてよくかな

へればなりナヒトヤハヽニなひ。と。は汝人なるべしや。は。よ。にか

よふ辭と見ゆれどは。ゝ。に。解しがたし

〇問　臣觀女子行歩云々七廻喚之

答　一夜にて娠めることすでに神代にすらさくや姫をうた

がひ給へりそのかみよりして必娠むべしとはしられざりしこ

と察せられたりされば神世の某神をうまむとしと又云々によ

りて某神をうみますなどの類は別に物實ありて異なりしなる

べし此ことはこゝにつくしがたし男女交會の業はかく必とい

ふことは知がたかりしなりされど人世につたへ給ふ子うみの

わざの備易なるは此わざに及ぶことなければ現身の人につた

へませるにて物實のたふときによりておし出ませるは必とす

るかたはあれどその物實まれにていと〳〵得がたくそのしわ

ざも幽冥にわたれる神ならではおし出がたくて人世にはつた

はらぬなるべし術はつたへ給ふとも物實なくてはせんなけれ

ばなりあふぐべし〳〵七喚は今世の人にてみればいぶかしき

ほどながら此豪剛なる天皇はさもおはしゝなるべし

〇問　大連曰云々

答　大連かねておもふ所ありて今幸にそのよしを申せるか

又ふとをりよくて申せるかはしらねど幸に此一言によりて皇

女の列に入たり

〇問　二年秋七月云々

答　火もて燒殺しませるは酷しき御しわざにて過たる刑な

れども御怒はさることなり　百濟新撰此類の書の今ひとつも
つたはらぬはくちをし但己巳年蓋鹵王の立るより此年までは
すでに三十年なり三韓の干支は漢土をうけて同じければ異な
るべからず此適稽女郎遺津媛ならば十才餘にて皇國にまゐれ
りともはやく四十才の女子なり己巳もしは己丑などの誤か元
來此紀は年立ふりがたければ元年丁酉もたのみがたし

○問　冬十月云々

答　使膳夫云々の文心えかたし字の錯置などあるかよみさまによりて意異なればいかによむべきにか決しかたし　群臣の御こたへ申しかねたるを見て察するにかりにはかたはしいはかしはでをしてなますつくらしむるとみづからつくるとはいづれまさらむとやうによむべきにかとおぼしかしはではよのつねの膳をこそよくすれ宍をつくるはいかゞあらむされどなほしひてつくらせなばその職いなといひがたかるべしされど天皇の大御意にかなふべしやはかりがたし此御問は下の心にみづからつくりこゝろみむとおぼしたる意あれどしかすがにいかゞあらむと群臣に問たまへる成るべしもとより大御みづからなしたまふべきことにあらねは群臣それをよしとはいひがたくかしは手してつくらせて大御意にかなはぬ時は又罪得べければたやすくえこたへ奉らざりしなりけり天皇不平にたへずしてかたへに有ける何の心もなき大伴馬飼を斬たまひてその時の怒をもらし給へるなり俗にいふあたり眼にて世にいふかんしやくもちといふものゝしわざの如し有あふ茶わんをくだきたばこぼんをけかへす類なるべし居民の怖るゝこともうべなりけり

○問　於是皇太后云々

答　天皇あらくましませども婦人をめでたまふ常態あるをもて皇后ことにうるはしき日媛をえり出て大みきを奉らしめ給へるはなごめんとてなりはたして和顏悦色の群臣庶民の震ひをのゝく天皇の震怒も婦人の爲に忽解せられ給へりこの視變する所に解すとやいふべきことゝは害なけれども人よく心して陷穽を恐るべきことゝなり太后にかたり給へる御語をもて見るに大御身づからきこしめさむ料のみならず御まへものにはなりしより群臣にも多くたまふべきに忽膳部がともにて群臣までもらさずたまはむ料速には出來べからざればおの／＼みづからつくりてものせむも一興あるべしやいなやとの意をもふくみて前にのりませるなりけり諸臣おの／＼みづからものせんことをこのむほどければまこたへ奉らざりしかば不興におはして御怒の發し所なく馬飼が災にあへりしなりけり

○問　皇太后知斯詔情云々

答　前條の日媛をえらび出したまふといひ又こゝに知詔情とある皇太后の機智まことによくかしこくましして英才にませりかゝる御心しらひなくては此大皇の大御意はつねにとりがたかるべし害人部とある害は誤字にて宍人部なり宍を屠る職

をいふなり前にいふごごくよのつねのかしはでにては事ゆかじおの／＼みづから物せむもえせぬ人も多かるべし此ふたつをいかにせばよからむご天皇の勅ありしさまにごりなしてつかまる所は今まで肉人部のつかさなきをかゝる時の爲にさるつかさを設むごの大御意なるべきを群臣さごらずしてえこたへ申さゞりしかばいかり給へるもうべなりご言よくのり直したまへるはまことにふさいひなしざまなりけり天皇皇太后にいごよくいはれてつひにそれに隨ひませりつひに膳臣長野菟田御戸部眞鋒田高天をして宍人部ごなしたまへりなぞ、貴人をいさむるは直言にあばくはその君剛直ならざれば危しその御言をたてゝごの害なきやうにごいひなすを肝要ごすべし

○問　皇太后観天皇悦云々

答　かりにいりたまへる皇后の御答問にあたりて天皇の悦ませるをもてわがかたざまの人二人を貢くはへませるなりこれによりて諸臣も又それに乘じて狹穗子鳥別をも又うちつゞきても奉りたり小人他の智をうらやみてまねびきほふことも又いにしへより皆かくの如し一犬虚に吠て萬犬實をつたふともいふべし一笑なり

○問　天皇以心爲師云々

答　我心の師となるべく心を師とすることなかれご何にかから書にて見たる語あるを據を今おもひいでずおもふまゝにふるまふは我心を師とするなりさる時はたれしも誤ることと多かるべし天下そしりまつりて大悪天皇ごまをしゝは甚かしごきことなり此語いかによむべきにかその時の古語いかにいひけむ考がたし後に有徳天皇とあると對したる語なり

○問　同三年夏四月云々

答　國見何故にしこぢたるか知がたし又の名しことひはしこぢをいべたることにてもしは綽號に人いひたるかともおぼし讒のもとは皇女病ありて腹ふくるゝよりなり出たるべし湯人をゆゑといふは垂仁紀に大ゆゑ若ゆゑごあるに同じその餘文面のまゝにて聞ゆ

○問　皇女詞言云々

答　皇女何の爲に逃出ませるにかおもふにぬれ衣きたるをくちをしくおぼして大御神にあきらめんことをいみ申て身まかりませるにやさらではゐろ〳〵に五十鈴川上まで出ますべきにもあらずさてそこまで皇女ひとりしもいかで行ましけむもしは從人も有しを賺き遣さけて物したまひしにか何人不行といふを往來の人も從者をもこめて見べきか

○問　天皇疑皇女不在云々

答　此神鏡いかなるたふとき品にか有けむ又は皇女の寃魂虹となりて蛇のごとく見えやしけむ腹中に水石ありしは病なり石は癥聚などにや瘧母などいふものにや有けむかくて鼓張などの症にて水腫ありけむ是病のおこる所なり國見とある次に今ひとつ此名有べし同語のかさなれるより脱せるならむ

○問　四年春二月云々

答　丹谷いかゞなり類聚國史に丹谷とあれどかくいふ地名も聞つかずいかゞあらむもしは向谷の誤か古事記に所向之山とあればなり此一條はめづらかにたふとくすしきことなり古事記のさまをも同せ見べし此紀にはまづ名のりまして後ともに獵したまふさまなり古事記はいかりあたなみてかたみに矢をつがひてさて名をのらせりとあり此かた古禮めきて聞ゆ獵のことは古事記にもらせるかしらず神の御名のりも古事記のかたその御言のまゝと聞えていにしへざまなりさて一言主の神とのみいひていかなる神ともたれもしらざりしに篤胤此所のよごとも一言まがことも一言言離之神葛城の一言主神といふ御名のりにつきて事代主神にて何ごともたゞ一言に決し給ふ神性にて神代の御國ゆづりの使などを引合せかつかつらぎにますべきよしあることなどを證せる說いとよしさて此雄略天皇の御性質もまた一言に物を決したまふ風ありておのづから此神慮にかなひてめづらかにかたちをもあらはし給へりしなるべし現人之神と漢文ざまにしるせれど皇國語にはあらひとがみとたゞちにつゞきてあら人のといふ例はなし篤胤この類の語辭の例をしらずあら人の神をいつきてとうたによめりしはひがことなり篤胤博覧宏達にてよき說も多けれど歌語の學はふつになくてかたはらいたき誤文どもいと／＼多し全備を得るはかたき物なりけり有德天皇これもその世の語には

いかにいひけむうるはしくよむべき證を考へ得ず久米は高市郡にあり古事記には長谷山にまでおくりたまふとありいづれもかつらきよりほどあり

○問　丁八秋八月云々

答　此虻のこと記には一言主神のことより前にあり事は明なり

○問　歌野磨等能云々

答　古事記と句に少異あれど大概記傳の解にて知るべし據鳴とある賦は誤字賊にてそこをなりたまゝのきあぐらは飾にて玉纏の胡床なりしづまきは倭文纏なりすべて貴人御みづからのうへをも大前大君きかしたゝしの類の稱辭をのりたまふこと古の常にてその世の語を見るべしさるは異猪なり是らの語例ながらめづらしたくぶらはたこむらと同じ末句の所は一本の方まさりて聞ゆ芳野のあきづ野は此古事より出たり御うたの意は以前神武天皇の御時すでに國形を見さけましてあきづのとなめせるがごときよりあきつしまといふ名はやくおひたるをおぼして今日もまたかくの如き事ありてかねてより名におはむとてあきつ島といふその御意なり本書の汝が形をとあるもそれによりてと聞ゆるなり

○問　廿六五年春二月云々

答　靈鳥は尾長更地とあれば尾長鳥山鳥などなりしか又一種の奇鳥なりしか知がたしつとめよ／＼と鳴たるをみれにか

の一言主神のみたまにやありけむかねて怒猪をしめし給ふにもあるべし天皇のたけくましく〳〵しこゝまことにかしこし舎人がをぢなかりしは論ふにたらぬつたなさなり他の獵の從者も皆逃れさけて樹にのぼるとあればなべてみな狼狽せしなりけりさて此事古事記にては靈鳥のこともなく舎人のこともいはず樹にのぼりて猪のうたきをかしこみませりしも天皇にていたく異なりされば次のうたも御製なり此紀にては舎人のことせりわが大君のとある語にてみれば歌は舎人のよめるなるべしさらば逃のぼりしも舎人なるべきこと歌辭にてしらるさては此紀の方實を得て古事記は誤傳なるべし

〇問　歌野須瀰斯志云々

答　古事記やみしゝのといふ一句多しこはあるかたしらずまされの體語なるより脱したる成べし解は記傳にいふがごとく別に說なしありをのうへのとうへのといふこと有無はいづれにこもありなむ歌調句のしらべのことはおのれ古調考にくはしくせり此うたのみにあらずなべてにわたれり

〇問　皇后聞悲云々

答　舎人を刑せんとしたまふは宮にかへりましての事なるべしされば皇后聞てかなしびてとゞめ給へるなり天皇不快におぼしたるは舎人はおのれをたすからむとて大君に禍の及ばむをかへり見ざるに皇后猶とゞめ給ふは天皇をおぼさずて舎人をうべなりとおぼしてたすけむとのことかとのたまふ故に后の御答に舎人をあはれぶには侍らず天皇獵を好みまして獸を得るをたのしみとし給ふもよきことゝもいひがたきをましていかり給ふ故をもて舎人をころし給はゞと舎人の爲にはいかり猪も天皇もひとしくおもひうらまむとの意にて他の人も又さこそおもはめとふくめていさめ給へるなり此后の御言いとよろし

〇問　丁十天皇乃與皇后云々

答　此條もしくは撰者の潤色ならむか獵得善言などいふことまたく漢文の臭氣芬々たりかついぶかしきは與皇后上車歸とあるはいつれよりいづれへにか前文すでに宮にかへりましてと聞ゆるをこゝにて宮にかへりまさば前文芳野の宮にやあらむ獵に皇后を具し給はむこといかゞに聞ゆ但芳野宮などに日をへて遊覽し給ふほどに獵も有しにやさては前文語たらはぬさまなり

〇問　夏四月云々

答　聞えたるまゝにて異國のことなれば他に考證すべきことなし蓋鹵王などは東國通鑑に見えたれども年月などなべて前後ともにあはぬこと多しそは後の書なればかへりて此紀をもてかれを訂すべし軍君兄の婦をこひたるは何故にか　皇國の婦人にあはむことをうとくおもひてその國人を望みたるにては有べけれど兄の婦を望みたるはその心をしらず國王も婦は數人も有べきに孕婦をしもあたへたるは何故にかすべて心得

がたきことなり

○問　六月丙戌云々

答　各羅嶋自名抄筑前國志摩郡に韓良ありこれにや

○問　[illegible]　六年春二月云々

答　聞えたるが如し

○問　與宮利車能云々

答　伊賀ふ誤伊底にていでたらのなり山の形容を稱しませるにてよく聞えたり道路にのぞみて出立みるによろしき山走出に見るに好山の意なりさる故にその小野の道をたゝへて道の小野といへるなりさらでは道小野といふこと前文によしなきことゝきこゆるなり

○問　三月辛巳云々

答　蠶を子に聞あやまりたるによりてそのまゝにやしなはせて少子部の姓の出處を記せるのみにて別にいふべきことなし后に養蠶せしめ給はんとの大御意あふぐべしいはゆる有德天皇にてよがえが承りあやまてるをもとがめ給はずたゞくませる中に又かやうの寛仁ありまことに此天皇はよのつねならぬ帝王なりけりかゝらぶみに女曰嬰男曰孩といふこともあれどさのみわかれたるにもあらずかよはしてもいへりこゝもしかなり呉國貢獻此時をはじめとすべし應神紀に呉人のことあれどそはこなたよりこはしゝ事ありてなり

○問　七年秋七月云々

答　此條のこと現報靈異記にも出て同異あり見合すべしされどかの書は佛の因緣をとくとてなれる書なればその心もして見るべき中に此條はかの中に入べきにもあらぬさまなるをすがる死してのちの塚に又雷おちかゝりて樹さけてその間に雷挾まれてとらえたる故に生死（イキテモシニテモ）【もとこゝより印行にはいしを】捉雷栖輕之墓と刻改られたるよしを記せればこれ因緣とせるか是もしまことならばくすしくいそしきことなり又石刻字の上空地ありしを後の僧徒など生死の二字をゑりそへて附會をなせるか詳にしがたしかつこゝには大蛇とある雷ことあるもたがへれどさる名目はたがふこともあるものなりさるは蛇といひながら次文には其雷虺にこもありまがるに名を賜にも雷とあればなりさて是誠に三諸岳の神なりけむしらすいかづちとはもといかめしき物をなべていふ名とみれば蛇にてもたがはず又雷公の本體は蛇ならむもしるべからず

○問　[illegible]　八月官者云々

答　虚空しひてとゞめられたるにより諸したかる前津屋家逆實なりしが考かたけれど餘は文のまゝにてよく聞えたり何の間ならむいぶかし

○問　是歳吉備上道臣云々

答　舊事紀國造本紀に輕島豊明朝御世に中彦命兒を作臣を國造とすとあれどこゝの田狹と同人と見ては少し時代あはずいたく老人とも見えざれば別人なるべし田狹友人中にていら

ざる事の美をほこりて禍を與出せりはあたる語の漢意なるはうるさしかくもあらざりけむをいかさまにかいひけむ一本の名毛媛蟲なるに干綱はなけれごもしは輪毛媛なごありしが脱たるかさらば同名の轉なり但玉田宿禰は前紀にそつ彦の孫こあり　新羅不事中國こある中國はもこより皇國をいふここ勿論なりむかしの人はかく名義をよくわきまへて記したるをしごだして今の儒者こいふくなたぶれごもはひたすら漢土を中國こいふものこ心得あやまりていひちらし記しもするはいたく罪人なるをしらぬなり　稚媛をおさひこり給へりしは天皇の荒淫なりさ　ご田狹にたけけるは夫婦にまごひて其怨によりて大義をあやまつ不忠甚し論にたらず

○問　天皇詔田狹臣子弟君云々

答　直の字のかなにひえこ今本にあり心をつくべし八色の姓天武紀の條に合せていふべしこゝの條は後年の事なるべきを此ノ國に記せるなるべし此年のここにはあらじこおぼゆさるは兄弟二人の子成人にて異邦につかはさるゝばかりならば稚媛の最初老を越たるべし是八年にはよらぬものなりこも似合しからず聞ゆ二人の子ありて年たけたりこもめされしは三十餘才なるべきかかつ新羅のつかへずしてあるここ田狹をつかはさるゝ時しられたらばその時議ありてことたるべし別に引つゞきて勅あらずこもたりなむさらばその間年へてそのここ聞えてさやうに及べるなり田狹もかの國にわたりてのちほごへて我ゐざるほごにその妻をめしたるここを聞及べるもほごあるに夫よりうらみ奉りてそむき心の新羅に入りしは人の力をかりて私怨をのべむこおもふにて又ほごあるべしかつ弟君にいふ語に天皇幸吾婦遂有兒息こまで聞及びたるにてますます年へたるここは明なり百濟神老女に化して出たるは何の傷こも解しがたしたゞ異國の妖怪やうのここかきして傷によるここもなきにせんなきが如し猶事ありしは脱たるにや

○問　傳聞天皇云々

答　前にのぶるがごこく後年のここながら年詳ならざりしかばつゞけてこゝにしるされしにやあらむおもふに稚媛をめして早くこも三四五年おそくば十年も後なるべし汝が頭何のかたきここありてか人をうたむこいふ語なごは古言こ聞ゆ俗にも今かしらかたしこ同きここにもいへり樟媛のまめなりしは耳をおごろかするにたへたりあはれ／＼いそしかりしたをやめなるかも姑の稚媛址づるにたへじ稚媛は論にたらずたゞいひがひなき平常の一婦のみなり天皇隨ひたりしはかしこければ論なしさる世のさわぎのおのれより出しここをしらば何こか弟君にいひふくめても所置ありぬべく天皇に乞まをしても所致有ぬべし此人をもて樟媛にかへたらばいかゞ所置せむその志を見まほし

○問　其　天皇聞弟君不在云々

答　膺津邑人やまこのいづくならむ姓氏錄河內皇別に廣來

津公あり
〇問　由是天皇詔大伴大連室屋云々
答　掬は古語拾遺などに見えたる津加直なり眞神原は大和高市郡なり桃原も同國か河内國太子墓を或書に或本の弟君百濟よりかへるとあるは本文といたく異なり是は樟媛のかへりしことをつたへ誤れる成べし桃原墓といへり
〇問　八年春二月云々
答　何の間にか文はよく聞えたるべきを
〇問　顧謂之曰汝國云々
答　前に同じ
〇問　[illegible]於是新羅王云々
答　鷄をころせと謎語したるは鷄林といふ號あるによりてにやあらむ此名高麗よりおこりし號なりけり資是流城或本都久斯岐城といふにあはせ見るに流は岐などの誤字か漢の字か
〇問　於是新羅王夜聞云々
答　綴旒ははたあしのみだれひらめきておのれさゝへがたきにたとふ餘はよく聞ゆべし
〇問　由是任那王云々
答　いぶかしかるべきことなし何の間にか再按次の問は十六丁にある文にて十五の同語のここにはあらざるならむと察したり與膳臣かしはでのおみらとたゝかはずてとよむべし與をともに又はくみしてなどよみては大にたがへり輜車は誤字輜車なりにぐるまのかなづけいかゞあらむ膳臣らのがれむとすとおもひてとよむべし
新羅百濟の怨は垂仁紀の赤絹を奪ふに始り高麗新羅の怨はここに始れり新羅神功御時[illegible]にかしこみ奉りながらともすれば貢奉らずこの時もとと不臣なるをみづから恐れて日本府をおそへむと高麗をかたらひかへりて高麗とあらそひて日本府に救をもとむ反覆常體なく此のちも同じさまにぞむごし田狹以前より新羅に入居たればここに日本府の救をもとむとすれとも有ごし日本府の官人新羅はまめならぬうへに常に叛きまつれる田狹などの所爲をきかば新羅はにくむべけれど高麗人にとられむはくちをしければすくへるなるべし日本府の人々のたけかりしさまつとめたりしさまことゝの文にてよくしらる
〇問　膳臣等云々
答　膳臣等の語まことにしかなり

[illegible]月十七日の夜　千[illegible]氏印

明治三十五年十一月十日印刷
明治三十五年十一月十五日發行
昭和二年八月十五日增訂再版印刷
昭和二年八月二十日增訂再版發行

（本居宣長全集
第十二卷奥付）

再校訂者　本居清造

發行兼印刷者　東京市京橋區鈴木町十二番地
吉川弘文館
代表者　吉川半七

印刷所　三重縣四日市市濱田
四日市印刷株式會社

發賣所

東京市日本橋區數寄屋町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社　柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社　川瀨書店
東京市京橋區鈴木町十二番地　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町二五一　國際美術社